

木更津市地域防災計画

(令和4年度改訂案)

第1編 総 則

第2編 地 震 ・ 津 波 編

附編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画

第3編 風 水 害 等 編

第4編 放 射 性 物 質 事 故 編

第5編 大 規 模 火 災 等 編

第6編 公 共 交 通 等 事 故 編

木更津市防災会議

木更津市地域防災計画

第 1 編 総 則

《目 次》

第1章 計画の目的及び構成	総-1
第1節 計画の目的	総-1
第2節 計画の構成	総-2
第2章 計画の基本的な考え方	総-3
第1節 減災を重視した防災対策の方向性	総-3
第2節 地域防災力の向上	総-3
第3節 避難行動要支援者及び男女共同参画の視点	総-4
第4節 計画に基づく施策の推進及び見直し	総-4
第5節 地区防災計画の策定	総-4
第3章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	総-5
第4章 地勢概要等	総-13
第5章 防災ビジョン	総-19

第 1 章 計画の目的及び構成

第 1 節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、木更津市防災会議が作成する計画で、昭和 43 年の計画策定以降、令和 3 年 3 月まで幾度に渡る修正を行ってきた。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、マグニチュード 9.0 という過去最大規模の地震であり、未曾有の災害をもたらした。国は、この大震災により得られた教訓を踏まえて平成 23 年 12 月に防災基本計画を修正し、その後数度の修正を経て、令和 2 年 5 月には令和元年房総半島台風及び令和元年東日本台風の教訓を取り入れた修正が行われている。千葉県においても令和 3 年 12 月に地域防災計画の修正を行ったところである。

今回の本市地域防災計画の修正は、この大震災等の教訓を礎とするとともに、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、本市に係る災害対策を実施する際に処理すべき事務又は業務の大綱を定めるものである。本計画は本市の地域に係る災害対策に関する基本的かつ総合的な計画であることから、国の防災基本計画、県の地域防災計画、指定行政機関及び指定公共機関等防災関係機関の防災業務計画等との連携・整合を図ることとする。

さらに、市民や事業所等の役割を明らかにし、地震津波災害、風水害、放射性物質事故や大規模火災、航空機・鉄道などの公共交通等の事故災害などの各種大規模事故災害の各段階に応じた災害予防、災害応急対策及び災害復旧について必要な対策の基本についても定めるとともに、これらの対策の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、それぞれの主体が連携し、全機能を發揮して市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

※資料編 1－1 木更津市防災会議条例

※資料編 1－2 木更津市防災会議運営要綱

※資料編 1－3 木更津市防災会議委員名簿

第 1 編 総則

第 1 章 計画の目的及び構成

第 2 節 計画の構成

本計画は、現実の災害への対応に即したものとなるよう、災害の種類ごとに計画を作成しており、

第 1 編 総則

第 2 編 地震・津波編

（地震・津波編附編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画）

第 3 編 風水害等編

第 4 編 放射性物質事故編

第 5 編 大規模火災等編

第 6 編 公共交通等事故編

の 6 編をもって構成している。

第 1 編総則は、計画全般にわたる理念・基本方針を示すとともに、災害種別ごとの総則で示されていた事項を共通事項として整理するため、平成 25 年修正において新設したものである。

第 2 編地震・津波編は、地震や津波による被害を軽減し、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本についてまとめたものである。平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、従前の想定を上回る津波によって多大な被害が発生したことから、これまで津波による影響はほとんどないものと考えられていた東京湾内湾に位置する本市においても、津波対策の充実を期するため平成 25 年修正において従来の震災編を改称したものである。

第 2 編地震・津波編の附編として定めている東海地震に係る周辺地域としての対応計画は、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）に基づいて指定された地震防災対策強化地域の周辺地域に位置する本市として、東海地震に係る警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の発生の防止等を目的としてまとめたものである。

第 3 編風水害等編は、集中豪雨や台風、竜巻などに起因する風水害等による被害を軽減し、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本についてまとめたものである。

第 4 編から第 6 編までの各編については、放射性物質事故対策計画の見直しに併せ、従来の大規模事故編に規定していた各種大規模事故災害への対策を種別ごとに 3 編に分類し、放射性物質事故、大規模火災等（大規模火災、林野火災、危険物等災害、油等海上流出災害）、公共交通等事故（海上事故、航空機事故、鉄道事故、道路事故）など大規模な事故災害に特有な予防対策や応急対策について定めたものである。この計画に定めのないものについては、第 3 編風水害等編の規定に準ずるものとする。

第2章 計画の基本的な考え方

第1節 減災を重視した防災対策の方向性

我が国では阪神・淡路大震災以降、幾度かの大規模災害を経験する中で、これまでの「防災（被害を出さない）」に対する取組みから「減災（被害を減少させる）」に関する取組みに重点が置かれるようになっていく。

本市においても、国や県による防災に関する各種ガイドラインや防災関連事業の策定に応じ、これまでに地震、水害、津波被害を想定した防災マップの作成、災害時において共助の柱となる自主防災組織の育成支援や避難行動要支援者避難支援プランの策定等を進めているところである。

災害に対しては、どのような対策をとっていてもその発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識することが重要である。起こりうる災害に対し、あらかじめその被害程度を想定した対策を検討することで被害を最小化する「減災」の考え方を防災対策の基本とする。そして、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備えていくものとする。

第2節 地域防災力の向上

大規模な災害においては、発災直後の市民一人ひとりの自覚や行動が生死を分ける結果になり得る。平時から正しい知識を持ち、自らが考え、行動することの重要性を再認識し、「自らの命は自ら守る」とする自助の取組みの強化を図る。そのため、市は家庭や地域等と連携し、幼少期からの防災教育の充実に努め、市民は災害教訓を伝承することにより防災意識の向上に努める。

また、過去の大規模災害から、災害発生時には地域のつながりが重要であることが明らかとなっている。阪神・淡路大震災では、建物の倒壊などにより生き埋めになった被災者を地域の人達が救助するなど、救命に大きな成果をあげているほか、東日本大震災でも、避難生活に地域のつながり、力が大きく貢献しているところである。都市化や核家族化の進展などの社会構造の変化により、地域コミュニティの弱体化が叫ばれ始めているが、「自分たちの地域は地域のみんなで守る」といった共助の考え方の重要性を再認識し、自主防災組織の機能強化や地区まちづくり協議会での共助の意識醸成、また、地域において共助の中核となる人材を育成するなどの取組みの強化に努める。

さらに、行政（市・県）と民間団体等との連携の取組みも重要となっている。阪神・淡路大震災以降、行政機関と民間団体・企業との協定締結による連携強化が進んできており、災害時における民間団体等の柔軟かつ迅速な対応は、応急対策の一助となっている。こうした社会の一員でもある民間団体等の力を最大限発揮するための取組みを今後も進めていく。

このような取組みの強化と併せ、本市をはじめとする防災関係機関においても、市民の安全・安心を守るためにとり得る手段を尽くし、地震・津波や風水害などの様々な災害において、また、予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、自助・共助・公助が一体となって、市全体としての防災力の向上を図っていく。

第 3 節 避難行動要支援者及び男女共同参画の視点

本市では、平成 22 年 3 月に「木更津市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」を策定し、避難行動要支援者支援制度の運用を開始している。

ひとり暮らしの高齢者をはじめ、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人などの避難行動要支援者は、それぞれの特性により、情報伝達における支障、危険回避行動における支障、移動行動における支障、生活及び生活の変化への適応における支障など、避難行動や避難生活に関して様々な支障をかかえており、災害発生時には健常者よりも被害を多く受ける傾向にあることが知られている。平成 23 年版防災白書によると、東日本大震災では、津波による被害が特に大きかったことから、東北 3 県の死亡者のうち、9 割以上が溺死とされているが、その年齢構成をみると、60 歳以上が約 65%を占めており、地域の年齢別人口構成比を大きく上回り、高齢者が犠牲となる割合が高かったことが明らかになっている。

本市においても高齢化の進展等に伴い、今後さらなる対策の充実が求められているところであり、地域と一体となった対策の強化に努めるとともに、大規模災害に際しての予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、避難行動要支援者の視点に立った対策を講じるものとする。

また、東日本大震災では、避難所生活における更衣室の設置や女性に必要な物資の配布をはじめとし、様々な場面における女性への配慮の必要性が改めて認識されたところである。被災時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した災害対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図るものとする。

第 4 節 計画に基づく施策の推進及び見直し

本計画は、市域における防災対策の総合的運営を図るための基本計画であり、本計画に基づく施策の効果的推進に努めるとともに、千葉県地域防災計画の見直しの都度、また、同見直しにとどまらず、定期的に点検・検証を行い、実効性のある計画とするための所要の見直しを随時行っていくこととする。

第 5 節 地区防災計画の策定

本市域の一定の地区内の居住者等から、災害対策基本法第 42 条の 2 に基づく地区防災計画（一定の地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画）の提案があった場合は、市防災会議において本計画への抵触等を判断し、必要と認める場合は当該地区防災計画を本計画に定める。

なお、必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。

第3章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者、住民、事業者等は、おおむね次の事務又は業務を処理する。

1 木更津市

機関等の名称	事務又は業務の大綱
木更津市	(1) 市防災会議及び市災害対策本部に関すること (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに自主防災組織の充実及び訓練に関すること (3) 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること (5) 救助、防疫等及び保健衛生に関すること (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること (8) 被災市営施設の応急対策に関すること (9) 災害時における文教対策に関すること (10) 災害対策要員の動員、雇上げに関すること (11) 災害時における交通、輸送の確保に関すること (12) 被災施設の復旧に関すること (13) 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること (14) 被災者の避難生活や生活再建の支援に関すること
木更津市消防本部	(1) 消防施設・消防体制の整備に関すること (2) 救助及び救護体制の整備に関すること (3) 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関すること (4) 防災知識の啓発、普及に関すること (5) 火災発生時の消火活動に関すること (6) 水防活動の協力・援助に関すること (7) 被災者の救助・救援に関すること (8) 被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること

2 千葉県

機関の名称	事務又は業務の大綱
千葉県	(1) 千葉県防災会議及び県災害対策本部に関すること (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること (3) 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること (5) 災害時における防疫その他保健衛生に関すること (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること (8) 被災県営施設の応急対策に関すること (9) 災害時における文教対策に関すること (10) 災害時における社会秩序の維持に関すること (11) 災害対策要員の動員、雇上げに関すること

第1編 総則

第3章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
	<u>(12)</u> 災害時における交通、輸送の確保に関すること <u>(13)</u> 被災施設の復旧に関すること <u>(14)</u> 市町村が処理する事務及び事業の指導、指示及びあっせん等に関すること <u>(15)</u> 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への派遣要請及び隣接都県市間の相互応援協力に関すること <u>(16)</u> 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関すること <u>(17)</u> 被災者の生活再建支援に関すること <u>(18)</u> 市町村が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関すること

3 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東管区警察局	<u>(1)</u> 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること <u>(2)</u> 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること <u>(3)</u> 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること <u>(4)</u> 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること <u>(5)</u> 津波、噴火警報等の伝達に関すること
関東総合通信局	<u>(1)</u> 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること <u>(2)</u> 災害時テレコム支援チーム(MIC-TEAM)による災害対応支援に関すること <u>(3)</u> 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること <u>(4)</u> 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置(臨機の措置)の実施に関すること <u>(5)</u> 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること
関東財務局 千葉財務事務所	<u>(1)</u> 立会関係 主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関すること <u>(2)</u> 融資関係 <u>ア</u> 災害つなぎ資金の貸付(短期)に関すること <u>イ</u> 災害復旧事業費の融資(長期)に関すること <u>(3)</u> 国有財産関係 <u>ア</u> 地方公共団体が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること <u>イ</u> 地方公共団体が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること <u>ウ</u> 地方公共団体が水防、消防その他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付に関すること <u>エ</u> 災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払又は貸付に関すること <u>オ</u> 県が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通

第3章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
	財産の無償貸付又は譲与に関すること カ 県又は市町村が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関すること (4) 民間金融機関等に対する指示、要請関係 ア 災害関係の融資に関すること イ 預貯金の払い戻し及び中途解約に関すること ウ 手形交換、休日営業等に関すること エ 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関すること オ 営業停止等における対応に関すること
関東信越厚生局	(1) 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること (2) 関係職員の派遣に関すること (3) 関係機関との連絡調整に関すること
千葉労働局	(1) 工場、事業所における労働災害の防止に関すること (2) 労働力の確保及び被災者の生活確保に関すること
関東農政局	(1) 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること (2) 応急用食料・物資の支援に関すること (3) 食品の需給・価格動向の調査に関すること (4) 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること (5) 飼料、種子等の安定供給対策に関すること (6) 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること (7) 営農技術指導及び家畜の移動に関すること (8) 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること (9) 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること (10) 被害農業者に対する金融対策に関すること
関東森林管理局	(1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること (2) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること
関東経済産業局	(1) 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること (2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること (3) 被災中小企業の振興に関すること
関東東北産業保安監督部	(1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること (2) 鉱山に関する災害の防止及び災害時の応急対策に関すること
関東地方整備局	(1) 災害予防 ア 防災上必要な教育及び訓練等に関すること イ 通信施設等の整備に関すること ウ 公共施設等の整備に関すること エ 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること オ 官庁施設の災害予防措置に関すること カ 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立に関すること キ 豪雪害の予防に関すること (2) 災害応急対策 ア 災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達等に関すること イ 水防活動、避難誘導活動等への支援に関すること

第1編 総則

第3章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
	ウ 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること エ 災害時における復旧資材の確保に関すること オ 災害発生が予測されるとき又は災害時における応急工事等に関すること カ 災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関すること キ 海洋汚染の拡散防止及び防除に関すること ク 災害時相互協力に関する申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関すること (3) 災害復旧 災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案のうえ、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図るものとする。
関東運輸局	(1) 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること (2) 災害時における被害者、災害必要物資等の輸送調整に関すること (3) 災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関すること (4) 災害時における応急海上輸送に関すること (5) 応急海上運送用船舶の緊急修理に関すること
関東地方測量部	(1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること (2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること (3) 地殻変動の監視に関すること
東京管区气象台 銚子地方气象台	(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること
第三管区 海上保安本部	(1) 海上災害の発生及び拡大の防止に関すること (2) 船舶交通の安全、危険を防止し又は混雑を緩和するための船舶交通制限に関すること (3) 海上における人命及び財産の保護並びに公共の秩序の維持に関すること (4) 海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における救助に関すること
関東地方 環境事務所	(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること (3) 放射性物質(2011年3月11日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質に限る)による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること (4) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等

第3章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
	に関する情報収集、提供等に関すること
北関東防衛局	<u>(1)</u> 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関するこ と <u>(2)</u> 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関するこ と

4 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
自衛隊	<u>(1)</u> 災害派遣の準備 <u>ア</u> 防災関係資料の基礎調査に関すること <u>イ</u> 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること <u>ウ</u> 防災資材の整備及び点検に関すること <u>エ</u> 千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した各 種防災訓練の実施に関すること <u>(2)</u> 災害派遣の実施 <u>ア</u> 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急 救援活動、民生支援及び復旧支援に関すること <u>イ</u> 災害派遣時の救援活動における防衛省の管理に属する物品 の無償貸付及び譲与等に関すること

5 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
東日本電信電話(株)、(株) N T T ドコモ、エヌ・ ティ・ティ・コミュニケー ションズ(株)	<u>(1)</u> 電気通信施設の整備に関すること <u>(2)</u> 災害時等における通信サービスの提供に関すること <u>(3)</u> 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること
日本赤十字社 千葉県支部	<u>(1)</u> 医療救護に関すること <u>(2)</u> こころのケアに関すること <u>(3)</u> 救援物資の備蓄及び配分に関すること <u>(4)</u> 血液製剤の供給に関すること <u>(5)</u> 義援金の受付及び配分に関すること <u>(6)</u> その他応急対応に必要な業務に関すること
日本放送協会	<u>(1)</u> 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること <u>(2)</u> 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること <u>(3)</u> 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること <u>(4)</u> 被災者の受信対策に関すること
東日本高速道路(株)	<u>(1)</u> 東日本高速道路の保全に関すること <u>(2)</u> 東日本高速道路の災害復旧に関すること <u>(3)</u> 災害時における緊急交通路の確保に関すること
東日本旅客鉄道(株)	<u>(1)</u> 鉄道施設の保全に関すること <u>(2)</u> 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関するこ と <u>(3)</u> 帰宅困難者対策に関すること
日本貨物鉄道(株)	災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関する こと
東京ガスネットワーク(株)	<u>(1)</u> ガス供給施設（製造設備等を含む）の建設及び安全確保に関 すること <u>(2)</u> ガスの供給に関すること

第1編 総則

第3章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本通運(株) 千葉支店	災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
東京電力パワーグリッド(株)	(1) 災害時における電力供給に関すること (2) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること
KDDI(株)	(1) 電気通信施設の整備に関すること (2) 災害時等における通信サービスの提供に関すること (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること
日本郵便(株)	(1) 災害時における郵便事業運営の確保 (2) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること エ 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関すること オ 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関すること (3) 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること
ソフトバンク(株)	(1) 電気通信施設の整備に関すること (2) 災害時等における通信サービスの提供に関すること (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること
福山通運(株)、佐川急便(株)、ヤマト運輸(株)、西濃運輸(株)	災害時における物資の輸送に関すること

6 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
(公社)千葉県LPガス協会 (公社)千葉県医師会	ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること (1) 医療及び助産活動に関すること (2) 医師会と医療機関との連絡調整に関すること
(一社)千葉県歯科医師会	(1) 歯科医療活動に関すること (2) 歯科医師会と医療機関及び歯科関係団体との連絡調整に関すること
(一社)千葉県薬剤師会	(1) 調剤業務及び医薬品の管理に関すること (2) 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること (3) 地区薬剤師会との連絡調整に関すること
(公社)千葉県看護協会	(1) 医療救護活動に関すること (2) 看護協会と医療機関等会員施設との連絡調整に関すること
千葉テレビ放送(株) (株)ニッポン放送 (株)ベイエフエム	(1) 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること (3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること
(一社)千葉県トラック協会 及び(一社)千葉県バス協会	災害時における貨物自動車(トラック)及び旅客自動車(バス)による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機関の名称	事務又は業務の大綱
(一社)君津木更津医師会	(1) 医療及び助産活動に関すること (2) 医師会と医療機関との連絡調整に関すること

第3章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
(一社)君津木更津歯科医師会	(1) 歯科医療活動に関すること (2) 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関すること
NPO 法人君津木更津薬剤師会	(1) 医薬品の調達、供給に関すること (2) 薬剤師会と薬剤師との連絡調整に関すること
朝日新聞木更津支局 毎日新聞木更津通信部 読売新聞木更津通信部 産経新聞千葉総局 東京新聞木更津通信部 千葉日報かずさ支局 TBSテレビ NHK千葉放送局房総報道室 共同通信社千葉支局 時事通信社千葉支局 新千葉新聞社	(1) 気象情報、災害状況の報道に関すること (2) 防災知識の普及に関すること
(株)ジェイコム千葉・木更津局 かずさエフエム(株)	(1) 気象予報・警報等の放送による周知徹底に関すること (2) 防災知識の普及に関すること (3) 災害状況及び災害対策に関する報道に関すること
社会福祉法人 木更津市社会福祉協議会	(1) 要配慮者の支援 (2) 災害時におけるボランティア活動の支援
木更津市農業協同組合 牛込漁業協同組合 金田漁業協同組合 久津間漁業協同組合 江川漁業協同組合 木更津市中里漁業協同組合 木更津漁業協同組合	(1) 県、市の実施する被害調査及び応急対策への協力 (2) 農作物の災害応急対策の指導 (3) 被災農林水産業者に対する融資、あっせん (4) 被災農林水産業者に対する生産資材の確保、あっせん (5) 共同利用施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立
木更津商工会議所	(1) 市が行う商工業関係被害調査及び応急対策への協力 (2) 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせん (3) 融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力 (4) 災害時における物価安定への協力
木更津市建設業協同組合	災害時における道路・河川その他の公共土木施設の機能の確保又は回復
(社)千葉県建築士会 (社)千葉県建築士事務所協会	被災建築物の応急危険度判定に関すること
病院等医療施設	(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施 (2) 災害時における収容者の保護及び誘導 (3) 災害時における病人等の収容及び保護 (4) 災害時における負傷者の医療及び助産救助
学校法人	(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施 (2) 災害時における児童生徒の保護及び誘導 (3) 災害時における応急教育計画の確立及び実施 (4) 被災施設の災害復旧
金融機関	被災事業者等に対する資金の融資
社会福祉施設	(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施 (2) 災害時における入所者の保護及び誘導
危険物取扱施設	(1) 安全管理の徹底

第 1 編 総則

第 3 章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
	(2) 防護施設の整備

8 住民及び事業所等

機関の名称	事務又は業務の大綱
住民	(1) 自らの生命・身体・財産の被害を最小限に食い止めるため住宅の耐震診断・改修等、災害の予防を図る。また、食料、飲料水等の備蓄、非常持出品の準備、家具・大型家電の転倒防止、ガス機器等の適切な取扱い等の出火防止対策など、各家庭での身近な災害発生時の備えを講じるとともに、住民自らが隣近所、地域で協力し合い行動できるよう、地域コミュニティの形成に努めること (2) 市及び県が実施する防災対策に協力するとともに、自発的な防災活動に積極的に参加し、過去の災害から得られた教訓の伝承や、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること
自主防災組織	(1) 防災組織の編成及び任務分担の確認把握に関すること (2) 情報の収集伝達に関すること (3) 避難誘導、救出救護の協力に関すること (4) 被災者に対する炊出し、救援物資の配布等の協力に関すること (5) 被害状況調査等の災害対策の協力に関すること
事業所	(1) 事業所における防災対策の充実と従業員の安全の確保に努めるとともに、地域の防災活動に積極的に参加し、自主防災組織等との連携を図るなど、地域における防災力の向上に寄与すること (2) 集客施設を保有する事業所にあつては、来客者の安全確保に努めること (3) 事業所等は災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）の策定に努めること
ボランティア団体	普段から構成員間の連携を密にして活動体制の整備を図るとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与すること

第 4 章 地勢概要等

1 自然環境

(1) 位置

本市は、千葉県のほぼ中央部の東経 139 度 92 分 48 秒、北緯 35 度 38 分 12 秒（市役所本庁舎）に位置し、首都圏から 50km 圏内にあり、西は東京湾に臨み、東は市原市、北は袖ケ浦市、南は君津市に隣接し、令和 3 年 7 月 1 日現在、東西距離は 21.98km、南北距離は 14.54km、面積は 138.90k m²で、東西に広く伸びている。

(2) 地形・地質の概要

本市の地形は、概ね、丘陵地・台地・低地に区分される。

市域の多くを占める丘陵地は、標高 100m～200mの山地性の土地で、山頂付近はなだらかな緩斜面となっているが、谷が深く浸食しているために、斜面は急峻な地形となっている。丘陵地の地質は、富来田以東では砂岩・泥岩層からなる上総層群が堆積し、それより西では、未固結の砂層である下総層群と、常総粘土層が堆積している。これらの層は関東ローム層によって覆われている。

台地は、小櫃川の河川沿いに分布している。平坦面の形成時期によって 3 段に区分でき、上位から約 8 万年前の姉崎段丘、約 5 万年前の市原段丘、約 2 万年前の南総段丘となっている。地質は、上総層群あるいは下総層群の上位に段丘堆積物と関東ローム層が堆積している。

低地は、小櫃川や丘陵地を流れる小河川が、台地・丘陵地を浸食して土砂を堆積した平坦な土地である。小櫃川沿いには、旧河道や自然堤防が発達し、河口部には三角洲が形成されている。

また、小櫃川や矢那川の下流部には、約 2 万年前の海退期に形成された埋没谷がある。丘陵地・台地を刻む低地は、泥質から腐植土質の堆積物が主体となっている。小櫃川沿いの低地は、砂・シルト・泥質土が堆積している。

2 社会環境

(1) 人口

本市の人口は、市制施行後の周辺町村との合併により昭和 50 年代に 10 万人を突破し、その後昭和 60 年に 12 万人を超えた後は横ばい傾向が続いていたが、平成 18 年以降は増加に転じ、令和 4 年 7 月 1 日現在、人口 135,924 人、世帯数 64,574 世帯（住民基本台帳による）となっている。また、年齢構成別分布では、45～49 歳の年齢構成が最も総人口に占める割合が高くなっている。

本市在住者のうち市外への通勤・通学者が 27,985 人、市外から市内への通勤・通学者が 25,027 人となっている（令和 2 年国勢調査による）。

(2) 交通

国道 16 号が中心市街地東側を南北に縦断し袖ケ浦市と繋がっている。国道 16 号は、請西 1 丁目地先（桜井交差点）で国道 127 号に分岐、海岸部が国道 16 号、中央部が国道 127 号として南下しながら縦断し、君津市と繋がっている。

東部には国道 409 号・410 号が市原・君津方面に延び、東関東自動車道館山線が市の中央を南北に縦断し、本市と県都とをつなぐ重要な幹線道路となっている。また、平成 25 年 4 月には首都圏中央連絡自動車道（東金 JCT～木更津東 IC）が開通し、道路ネットワークが強化されている。

北部には東京湾アクアライン連絡道があり、東京湾アクアラインを経由して東京・羽田・川

第 1 編 総則
第 4 章 地勢概要等

崎・横浜と繋がっている。

鉄道は、J R 内房線が海岸線沿いに千葉方面から館山方面に延びている。市の東部には木更津から久留里方面に J R 久留里線が延びている。

(3) ライフライン

上水道の普及率が 99.9%（令和 3 年 3 月末現在）、下水道の人口普及率が 55.7%（令和 3 年 3 月末現在）となっている。

また、ガスは東京ガスネットワーク株式会社等各種ガス供給会社、電力は東京電力パワーグリッド株式会社により供給されている。

3 過去の災害

(1) 地震

市域を含む南関東地域は、ユーラシアプレート、フィリピン海プレート、太平洋プレートの会合部にあたり、最も地震活動の活発な地域である。本市に被害を及ぼした地震は、安政江戸地震（1855 年）、関東地震（1923 年）などがあげられる。最近では、1987 年の千葉県東方沖地震で震度 5（本市庁舎内設置の地震計で震度 6）を記録し、液状化の発生がみられ、水道管の破損、建物の亀裂、瓦の落下等の被害が発生した。2011 年東日本大震災では、本市における人的被害はなかったものの、津波の到達により漁業被害が発生している。

■地震災害の履歴

年	月日	地震名	地震の規模	千葉県の主な被害	本市の被害状況
1703 元禄 16	12. 31	元禄地震	M8. 2 震源：房総半島南東沖(日本海溝)	房総半島南部を中心に地震動、津波により甚大な被害。死者 6, 534 人、家屋全壊 9, 610 戸。	市域の震度は 6 以上。家屋被害は数十%と推定。津波は外房、内房南部では被害が甚大だったが、本市海岸では被害なし。 (新編日本地震被害総覧より)
1854 安政 1	12. 23	安政東海地震	M8. 4 震源：駿河湾(駿河トラフ)	安房地方、銚子で津波あり。名洗で漁船転覆死者 3 人。	本市では被害なし。
1855 安政 2	11. 11	安政江戸地震	M6. 9 震源：東京湾北部	下総地方を中心に死者 20 人。家屋全壊 82 戸。	市域の震度は 6。家屋倒壊破損 12 戸、蔵の倒壊破損 227 戸記録あり。津波なし。 (新編日本地震被害総覧より)
1923 大正 12	9. 1	関東地震	M7. 9 震源：相模湾(相模トラフ)	相模湾を震源とした大地震(関東大震災)で地震動、津波により甚大な被害。死者・行方不明者 1, 342 人、負傷者 3, 426 人、家屋全壊 31, 186 戸、同焼失 647 戸、同流失 71 戸。	市域の震度 6 以上。家屋の被害数 10%。津波被害は内房南部及び神奈川県側海岸で甚大で本市海岸では被害なし。 (新編日本地震被害総覧より)
1960 昭和 35	5. 23	チリ地震津波		県内海岸に 2～3m の津波。死者 1 人。	本市では被害なし。
1987 昭和 62	12. 17	千葉県東方沖地震	M6. 7 震源：千葉県東方沖(日本海溝)	山武郡、長生郡、市原市を中心に被害。死者 2 人、負傷者 144 人、住家全壊 16 戸、墳砂現象多数。	午前 11 時 08 分、千葉県東方沖地震が発生した。市域の震度は 5～6。本市の被害は重傷者 1 人、屋根瓦破損 652 戸、水道管破損 5 件、道路決壊 5 件、墳砂現象 5 件
2005 平成 17	4. 11	千葉県北東部地震	M6. 1 震源：千葉県北東部 震源の深さ：約 52 km	八日市場市、旭市、小見川町、干潟町で震度 5 強。県内での被害なし。	本市での被害なし。

年	月日	地震名	地震の規模	千葉県の主な被害	本市の被害状況
2005 平成 17	7. 23	千葉県北西部地震	M6.0 震源：千葉県北西部 震源の深さ：約 73 km	東京都足立区で震度 5 強、県内では市川市、船橋市、浦安市、木更津市、鋸南町で震度 5 弱。 白井市で重傷者 1 人、軽傷者は千葉市で 2 人、船橋市で 1 人、浦安市で 1 人。 柏市では切れた電線により建物の屋根が部分焼。	午後 4 時 35 分千葉県北西部地震が発生。 本市では小浜地区で 60 戸が断水。
2011 平成 23	3. 11	東北地方太平洋沖地震	M9.0 震源：三陸沖 震源の深さ：約 24km	県内最大震度は震度 6 弱(成田市・印西市)。 県内の人的被害は、死者 22 人、行方不明者 2 人、負傷者 261 人。 県内の建物被害は、全壊 801 棟、半壊 10,155 棟、一部損壊 55,080 棟、床上浸水 157 棟、床下浸水 731 棟、建物火災 18 件。 ※令和 2 年 3 月 10 日現在 消防庁調べ	市域の震度は 5 弱。 水道管破裂 5 箇所、矢那地区で停電(アカデミア変電所)。 人的被害なし。 建物被害は床下浸水 1 件、一部損壊 8 件。 漁業被害は海苔養殖施設 16 件、船舶 46 隻(転覆 27 隻・陸乗り上げ 19 隻)。 平成 23 年 3 月 11 日 18:30 分頃市役所付近において津波到達。 ・吾妻排水機場で 2.83m の津波 ・小櫃川遡上確認(小櫃堰) ・矢那川遡上確認(矢那川公園付近)
2012 平成 24	3. 14	千葉県東方沖地震	M6.1 震源：千葉県東方沖 震源の深さ：約 15km	県内最大震度は震度 5 強。 県内の人的被害は、死者 1 人、負傷者 1 人。 県内の建物被害は、半壊 2 棟、一部損壊 219 棟。 その他、銚子市ではブロック塀等が 4 か所で倒壊、また銚子市及び香取市において、一時、約 14,800 軒以上に断水が発生した。銚子市市道の一部で、液状化による噴砂等が発生。	負傷者 1 人。
2018 平成 30	7. 7	千葉県東方沖の地震	M6.0 震源：千葉県東方沖 震源の深さ：約 57km	県内最大震度は震度 5 弱。 県内での被害なし。	本市での被害なし。
2019 令和元	5. 25	千葉県北東部の地震	M5.1 震源：千葉県北東部 震源の深さ：約 38km	県内最大震度は震度 5 弱。 県内で軽傷者 1 人(千葉市)。	本市での被害なし。

(2) 風水害等

本市は、日本でも比較的暖かな房総半島にあるため、雪害を被ったことがほとんどない。現在、最も留意すべき気象災害は、がけ崩れ、台風や集中豪雨等の大雨による外水氾濫、内水氾濫である。

第 1 編 総則
第 4 章 地勢概要等

■風水害等の履歴

年	月 日	災害名	総降水量 最大時間 降雨量 (木更津 アメダス)	被害の状況						備考
				死 者	負傷 者	住家 (戸)	田畑 (ha)	がけ 崩れ	その他 (件)	
1970 昭和 45	7. 1	集中 豪雨				全壊 6 半壊 2 床上浸水 298 床下浸水 499	田 388 畑 17		橋梁 7 鉄道 2 船舶 2	下望陀地区浸水、 自衛隊派遣要請、 災害救助法適用
1971 昭和 46	8. 31	台風 第 23 号				床上浸水 3 床下浸水 296	田 85		港湾 1	
1972 昭和 47	8. 31	集 中 豪 雨				床上浸水 18 床下浸水 413	田 55		道路 32 橋梁 4 水道 3	
1974 昭和 49	7. 8	集 中 豪 雨				全壊 4 半壊 2 一部破損 7 床上浸水 391 床下浸水 2165	田 154		道路 60	
1977 昭和 52	8. 19	集中 豪雨	69mm 26mm/h			半壊 6 一部破損 6 床上浸水 22 床下浸水 515	田 17		道路 109 橋梁 水道 10	16 ～ 18 日 まで 185mm
1979 昭和 54	4. 8	集中 豪雨	96mm 80mm/h			一部破損 30 床上浸水 30 床下浸水 940		1	道路 3	
1979 昭和 54	10. 19	台風 第 20 号	75mm 10mm/h		重 傷 2 軽 傷 4	全壊 9 半壊 9 一部破損 82 床上浸水 7 床下浸水 195	畑 94		道路 14 河川 1	降水量は 18～19 日
1982 昭和 57	9. 10 ～12	台風 第 18 号	276mm 19mm/h			一部破損 1 床下浸水 103		10	道路 46 河川 20	
1984 昭和 59	7. 28	集中 豪雨	57 mm 32 mm/h			床下浸水 27				床下浸水木更津 1・ 2 丁目 13 戸 富士見 1・2 丁目 4 戸 中央 1・3 丁目 10 戸
1985 昭和 60	7. 1	台風 第 6 号	138mm 17mm/h			半壊 6 一部破損 34 床上浸水 1 床下浸水 41		有	道路 42	降水量は 6 月 29 日 から、最大瞬間風 速 45m/s
1986 昭和 61	8. 4	台風 第 10 号	230mm 26mm/h			床上浸水 5 床下浸水 121		有	道路 98	降水量は 8 月 4～5 日
1988 昭和 63	8. 10 ～12	大雨	279mm 51mm/h	2	5	全壊 1 半壊 1 一部破損 10 床上浸水 3 床下浸水 102		63	道路 167 河川 439	日の出町で 7 世帯 14 人避難
1989 平成元	7. 10	集中 豪雨	47mm 37mm/h			床上浸水 1 床下浸水 5		1	道路 5	
1989 平成元	8. 1	集中 豪雨	309mm 46mm/h			半壊 2 一部破損 3 床上浸水 40 床下浸水 890	田 1309 畑 96		道路 133 河川 48 水道 2 農林道 108	降水量は 7 月 31 日 から、32 世帯 130 人に避難勧告
1996 平成 8	7. 21	集中 豪雨	154mm 41mm/h			床上浸水 5 床下浸水 13		1	道路 8 河川 2 水道 1 農林道 15	

第 1 編 総則
第 4 章 地勢概要等

年	月 日	災害名	総降水量 最大時間 降雨量 (木更津 アマス)	被害の状況						備考
				死 者	負傷 者	住家 (戸)	田畑 (ha)	がけ 崩れ	その他 (件)	
1996 平成 8	9. 22	台風 第 17 号	179mm 24mm/h		軽傷 2	一部破損 28 床上浸水 32 床下浸水 201		1	道路 7 河川 59 水道 1	6 世帯 11 人が自主 避難
2004 平成 16	10. 9	台風 第 22 号	199mm 28mm/h			床上浸水 3 床下浸水 6			道路 11 河川 3 農林道 1	降水量は 10 月 8～ 10 日、11 世帯 22 人 が自主避難
2004 平成 16	12. 5	暴風				一部損壊多数				最大瞬間風速 38. 2m
2006 平成 18	10. 6 ～7	大雨洪水高潮	220 mm 11. 5 mm /h					1 (真里 谷)	道路 7 河川 6 農道 1 その他 1	6 日の大雨に大潮が 重なり、7 日に高潮 が発生。同日午後 4 時 30 分頃、非住家 床下浸水 3 件発生 (新田 2 丁目 1 件、 貝渕 1 丁目 2 件)
2007 平成 19	9. 12	大雨	73 mm 51. 0 mm /h			床下浸水 5			道路 1	住家被害：床下浸 水 5 件 (井尻 2 件、 貝渕 3 丁目・桜 井・朝日 3 丁目各 1 件)、非住家被害： 床上浸水 1 件 (朝日 1 丁目)、 床下浸水 2 件 (木 更津 2 丁目)
2009 平成 21	8. 10	大雨	208. 5mm 69. 0mm/ h 113. 0mm /2h(15 ～17 時) ※1						道路 13 河川 19 橋梁 1	一時的に 3 戸孤立 (真里谷 1 戸、茅 野七曲 2 戸)
2011 平成 23	8. 7	大雨	(局地的 大雨) 38. 0mm/ h ※2			床下浸水 14 件			道路冠 水 4 道路損 壊 3	鎌足・請西・中 郷・桜井・八幡台 地区で落雷によ り、広範囲にわた り停電
2013 平成 25	10. 15	台風 第 26 号	364. 0mm ※3 49. 0mm/ h ※2		軽傷 1	住家 一部損壊 58 床上浸水 26 床下浸水 35	田 8	3 (真 里 谷・ 草 敷・ 畑 沢)	道路 4 河川 22 農道 79	矢那川流域の 4, 495 世帯 9, 486 人及び小櫃川流域 の 3, 451 世帯 8, 455 人に避難勧告 土砂災害警戒区域 40 世帯 344 人
2014 平成 26	10. 5	台風 第 18 号			軽傷 1	住家 一部損壊 2				
2019 令和元	9. 9	房総半 島台風 ※4	162. 0mm 52. 5mm/ h ※5		4	住家 全壊 2 半壊 20 一部損壊 3, 848			道路損 壊 461 公共施 設損壊 102 その他 5	停電最大 23, 000 軒 断水最大 60 軒 避難所への避難者 数 最大 62 世帯、134 人
2019 令和元	10. 12	東日本 台風 ※4	227. 0mm 27. 5mm/ h ※1		1	住家 半壊 1 一部損壊 345				停電最大 1, 100 軒 避難所への避難者 数 最大 867 世帯、 1, 687 人

第 1 編 総則
第 4 章 地勢概要等

年	月 日	災害名	総降水量 最大時間 降雨量 (木更津 アメダス)	被害の状況						備考
				死 者	負傷 者	住家 (戸)	田畑 (ha)	がけ 崩れ	その他 (件)	
2019 令和元	10.25	10月25 日大雨 ※4	215.5mm 37.5mm/ h ※1			住家 床下浸水 2			橋梁 1	避難所への避難者 数 最大 49 世帯、108 人
2022 令和 3	7. 3	大雨	157.5mm 42.5mm/ h						道路 2	

※1 観測地点：茅野七曲マイクロネット

※2 観測地点：君津土木事務所

※3 観測地点：矢那川ダム

※4 房総半島台風、東日本台風及び 10 月 25 日大雨の被害の状況は、令和 2 年 5 月 14 日現在の数値

※5 観測地点：木更津市消防本部

第5章 防災ビジョン

1 防災ビジョンの定義

本市における防災ビジョンを次のように定義する。

防災ビジョンは、中長期的・総合的な視点のもとに
本市の防災施策の基本を定めるものとする。

2 防災ビジョンの見直し

防災ビジョンは、本市の災害特性を反映したものではないが、災害特性は自然環境、社会環境の変化によって変容するものである。特に本市は、東京湾アクアライン、館山自動車道、首都圏中央連絡自動車道の開通を契機として、南房総の中核都市としての発展が期待され、市域の土地利用も大きく発展するものと思われる。この変化に対応して災害特性も変化する。

そこで、現状を踏まえ、時代を先取りした防災ビジョンを創る努力を継続していく。

3 防災ビジョンの目標

防災ビジョンの目的は、本市地域防災計画の目的「市民の生命、身体及び財産を災害から守ること」にほかならない。

この目的のもとに、以下の目標を定める。

- ①災害に強い住民・職員になる。
- ②災害に備えるしくみをつくる。
- ③災害に強いまちをつくる。

以下に項を分けて記す。

(1) 災害に強い住民・職員になる

災害から生命、身体、財産を守るためには、人の能力とつながりが不可欠である。そのため、住民・職員が災害を知り、災害に備える必要がある。

ア 災害を知る

災害を知ることにより、災害の危険性、災害時の必要行動の想定が可能となり、災害に対し、実務的にも心理的にも災害に備えることにつながる。

その方策としては、以下のとおりとする。

居住地域でどんな災害が発生するか、何が危険要素なのか知識を持つようにする。そのために、過去に災害を被った地域については、地域活動を通じて、これを伝承する。

また、全市的には防災広報を実施する。

(ア) 災害の発生条件（気象状況等の誘因、当時の防災施設）、発生場所、規模、程度、推移状況、災害対策の手順、効果、留意事項等

(イ) 身のまわりの危険（ブロック塀等重量塀、落下物、がけ地、室内）

イ 災害に備える

(ア) 住民・職員が災害予防、災害応急対策のしくみを理解し、協力する。

(イ) 実践的な防災訓練を実現し、住民・職員等の各層が参加する。

(ウ) 地域の自主防災活動を充実させる。

A 災害時に備えた活動や予防活動を実施する。（例えば、初期消火、応急手当・避難の訓練、防火診断、がけ地、排水路、河川等の監視）

B 新興住宅地では、地域の輪を拓げるよう互いに努める。

(エ) 身の周りの安全を図るために、災害時の避難行動等を想定し、必要な品を備えておく。

(オ) 壮健な者は、高齢者、傷病者、乳幼児、心身障がい者等の避難行動要支援者への助力ができるようにしておく。

第1編 総則

第5章 防災ビジョン

(カ) 避難行動要支援者の避難支援に当たって、地域と一体になった対策の強化に努めるとともに、大規模災害時の予防、応急対策に当たって、個別計画の策定や避難誘導等の安全対策の確立など、避難行動要支援者の視点に立った対策を講じるものとする。

(キ) 防災対策を見直すに当たって、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、被災時における男女双方の視点に配慮した防災体制の確立を図る。

(2) 災害に備えるしくみをつくる

災害の発生・拡大を抑えるためには、住民・職員がその能力を存分に発揮する必要がある。そのためには、組織的・有機的な取り組みが必要である。したがって、次のしくみをあらかじめ構築する。

ア 各層の組織化

市・防災関係機関の防災組織、地域・職種別団体、事業所等では自主的な防災組織をつくる。

(ア) 併せて、組織内外の役割分担・連携方法・対策手順を取決める。ただし、柔軟な運用を可能にしておく。例えば、災害初期対応

(イ) 市街地の拡大に沿って、自治会・商店街・事業所等の防災組織化を推進する。

イ 施設・機器・備蓄品の有効活用ためのシステム構築

(ア) 整備計画の立案・更新

(イ) ハード面の連結。例えば、通信施設・機器網

(ウ) 運用方法のマニュアル化・訓練

(3) 災害に強いまちをつくる

防災対策は、防災施設・機器の充実など防災を唯一の目的とする事業だけでは、不十分である。したがって、災害に強いまちをつくるためには、既存市街地の災害危険性を解消するとともに、総合プランや各種計画に防災的視点を取り込むことが重要である。

また、一方では、本市の災害特性に合わせた具体的な課題をあげることが重要である。

ア 基本姿勢

まちづくりの基本は、基本構想にある。

木更津市基本構想（平成26年3月）では、依然として少子高齢化は進んでいるものの、都市機能の充実やかずさアカデミアパーク等の進展、また東京湾アクアラインをはじめとする広域幹線道路の整備及び高速バス路線の充実等に伴う交通アクセス性の向上などにより、今後しばらくは人口に増加傾向が見込まれることから、2030年の目標人口を14万人としている。

人口増加に伴う住宅地の広がりにより、市街地と共に、次の点に留意した防災まちづくりが重要である。

(ア) 現状の災害危険性を除去する。

現在、市街地となっている地域の災害危険性を除去しつつ、新たなまちづくりを進展させる。

(イ) 都市化の進展による災害の潜在的危険性の増大を回避する。

将来計画では、人口・土地利用の集積が派生する。そこで、各種防災施設を整備するとともに、緑地等の適正保全を調和させる。ここでは、人口・土地利用の集積に遅れることなく、防災対策の進展を図ることが重要である。

(ウ) 基本構想のまちづくりの基本政策の方向「安心・安全でいきいきとした暮らしづくり」、「まちの快適・うるおい空間づくり」を防災施策の展開に活かす。

道路、上下水道、ごみ・し尿処理施設のように、生活利便性第一に考えられがちなものも災害時の重要施設となる。したがって、住みよいまちづくりを安全なまちづくりの観点から補強する。具体的には災害対策活動への利用やバックアップ機能の確保を念頭に置き、

整備する。

次に、基本構想にもとづく各種計画に係る課題をあげる。

A 全市的視野をもった基本計画に防災の視点を反映させる。

例えば、都市計画のもつスケール、総合性、具体性に防災の視点を反映させる。大雨や地震は、市域を超える広がりで発生する。したがって、災害に備えるためには、点、線、面の有機的結合をもった施策が必要である。なお、これは、ハード整備に限らない。

B 各種事業計画に対し、防災の視点からの関係を求める。

防災のみの目的で投資をすることは、効率が悪い。そこで、各種事業（例えば土地区画整理事業、市街地再開発事業、宅地開発）の目的に防災目的を取り込み、防災面での計画間の関係を図る。

イ 現状での個別課題

現時点で本市の抱える防災上の主要課題を整理する。

(ア) 土砂災害対策

A がけ崩れ危険箇所の監視。急傾斜地の法指定・対策工施工の県への要請。がけ地近接等危険住家の移転。

B 道路沿い自然斜面、法面、路肩の崩壊の監視

(イ) 地震対策

A ブロック塀等の点検を行い、倒壊防止策及び生け垣・フェンスへの転換を促進する。

B 看板や自動販売機等の落下・倒壊防止のための設置指導を行う。

(ウ) 市街地整備

密集市街地では市街地再開発事業を推進し、建物の不燃化、街路の拡幅、オープンスペースの確保等を実施する。

(エ) 災害時通信・広報網の整備強化

(オ) 生活関連施設の災害時確保体制の整備

(カ) 災害対策用資器材・物品の分散配備の検討

(キ) 防災拠点施設の安全確保、分散配置・関係の検討（市役所・出張所、消防機関、医療施設、地区備蓄庫等）

(ク) 災害対策交通網の確保

ウ 将来的な個別課題

今後開発される丘陵地や水田地帯では次の課題があげられる。

(ア) 防災まちづくり

市街地再開発事業や土地区画整理事業に防災の観点をいれて整備を実施する。

A 骨格道路の整備及び袋小路の解消

B 避難場所となりうるオープンスペース（公園等）の配備

C 防災拠点となる施設の整備

D 区画内のミニ開発の抑制

E 建築物の耐震化の促進

(イ) 土地利用促進に対応した表流水処理対策の推進

A 遊水・雨水貯留（流出遅延）、雨水浸透（流出防止）の検討

B 丘陵地内開発地の雨水流出防止の指導

C 谷津内の盛土利用進展による非盛土地の浸水危険性増大に対する対策の検討

(ウ) 丘陵・谷津の開発地での地盤災害防止

A 法面・盛土・擁壁の崩壊防止の指導強化

B 盛土の液状化災害防止の指導強化

(エ) 法による規制

第 1 編 総則

第 5 章 防災ビジョン

都市計画に合わせて、防火・準防火地域の指定をはじめとする建築規制等を実施して、安全なまちづくりを行う。

木更津市地域防災計画

第2編 地震・津波編

《目 次》

第1章 総 則	地-1
第1節 地震・津波対策の基本的視点	地-1
第2節 想定地震と地震被害	地-2
第3節 減災目標	地-6
第2章 災害予防計画	地-8
第1節 防災意識の向上	地-8
第2節 津波災害予防対策	地-12
第3節 火災等予防対策	地-16
第4節 消防計画	地-19
第5節 建築物の耐震化等の促進	地-21
第6節 液状化災害予防対策	地-24
第7節 土砂災害等予防対策	地-26
第8節 避難行動要支援者等の安全確保のための体制整備	地-28
第9節 情報連絡体制の整備	地-32
第10節 備蓄・物流計画	地-35
第11節 防災施設の整備	地-37
第12節 帰宅困難者対策	地-40
第13節 防災体制の整備	地-43
第3章 災害応急対策計画	地-46
第1節 災害対策本部活動	地-46
第2節 情報収集・伝達体制	地-60
第3節 地震・火災避難計画	地-71
第4節 津波避難計画	地-76
第5節 避難行動要支援者等の安全確保対策	地-78
第6節 消防・救助救急・医療救護活動	地-81
第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策	地-86
第8節 救援物資供給活動	地-91
第9節 広域応援の要請	地-94
第10節 自衛隊への災害派遣要請	地-98
第11節 学校等における児童・生徒の安全対策	地-101
第12節 帰宅困難者等対策	地-104
第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策	地-106
第14節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理	地-112
第15節 ライフライン関連施設等の応急復旧	地-115
第16節 ボランティアの協力	地-119
第4章 災害復旧計画	地-123
第1節 被災者生活安定のための措置	地-123
第2節 津波災害復旧対策	地-127
第3節 ライフライン関連施設等の復旧計画	地-129
第4節 激甚災害の指定	地-134
第5節 災害復興	地-135

实施担当一覧

実施担当 項目	ページ	関係機関																	
		市長 公室	総務 部	企画 部	財 務 部	市民 部	健康 福祉 部	環境 部	経済 部	都市 部	教育 部	特 命 部	消防 部	富 田 支 所	津 田 支 所	中 郷 支 所	避難 所 運 営 等 支 援 班	応援 職員 支 援 班	避難 所 開 設 班
第2編 地震・津波編																			
第1章 総則																			
第1節 地震・津波対策の基本的視点	地-1																		
第2節 想定地震と地震被害	地-2																		
1 地震被害の想定	地-2																		
2 津波浸水予測区域の想定	地-4																		
第3節 減災目標	地-6																		
1 経緯	地-6																		
2 防災・減災のための施策	地-6																		
第2章 災害予防計画																			
第1節 防災意識の向上	地-8																		
1 防災教育	地-8		●			●				●		●							
2 過去の災害教訓の伝承	地-8		●																
3 防災広報の充実	地-8		●									●							
4 自主防災体制の強化	地-9		●									●							
5 防災訓練の充実	地-11		●																国、県、防災関係機関
6 調査・研究	地-11		●																
第2節 津波災害予防対策	地-12																		
1 総合的な津波対策の基本的な考え方	地-12		●																
2 津波広報、教育、訓練計画	地-12		●																
3 津波避難対策	地-13		●									●							
4 津波防災施設の整備	地-15								●	●									君津土木事務所、木更津港湾事務所
5 災害に強いまちづくり	地-15									●									
第3節 火災等予防対策	地-16																		
1 地震火災の防止	地-16											●							危険物施設等の所有者、管理者又は専有者
2 初期消火	地-17											●							
3 延焼の拡大防止	地-17											●							
4 建築物不燃化の促進	地-18									●	●								
5 防火空間の整備・拡大	地-18								●	●									
第4節 消防計画	地-19																		
1 消防施設の整備	地-19											●							
2 救急救助体制の整備	地-19											●							
3 消防思想の普及	地-19											●							
4 消防計画及びその推進	地-19											●							
第5節 建築物の耐震化等の促進	地-21																		
1 市街地の整備	地-21									●									
2 建築物等の耐震対策	地-21		●							●									かずさ水道広域適合企業団 東京電力パワーグリッド（株） 東京ガスネットワーク（株）、東日本電気株式会社 君津土木事務所、木更津港事務所 東日本旅客鉄道（株）
3 道路及び交通施設の安全化	地-23									●									
第6節 液状化災害予防対策	地-24																		
1 液状化対策の推進	地-24									●									
2 ライフライン施設、公共施設の液状化対策	地-24									●									君津土木事務所 かずさ水道広域適合企業団
3 液状化対策の広報・周知	地-24		●							●									
4 液状化被害における生活支援	地-25						●	●											君津健康福祉センター 木更津市社会福祉協議会
第7節 土砂災害等予防対策	地-26																		
1 土砂災害の防止・孤立集落対策	地-26		●							●		●							君津土木事務所
2 災害に強いまちづくり	地-27									●									
第8節 避難行動要支援者等の安全確保のための体制整備	地-28																		
1 在宅要支援者への対応	地-28		●				●	●											
2 社会福祉施設における防災対策	地-30																		社会福祉施設管理者
3 外国人への対応	地-30		●	●															
第9節 情報連絡体制の整備	地-32																		
1 市における災害情報通信施設の整備	地-32		●																県、防災関係機関
2 県における災害情報通信施設の整備	地-32																		県
3 警察における災害通信網の整備	地-34																		木更津警察署
4 アマチュア無線の活用	地-34		●																アマチュア無線関係団体
5 その他の通信網の整備	地-34		●																

実施担当一覧

項目	実施担当	関係機関																
		市長 公室	企画 部	総務 部	市民 部	健康 「こども」 部	福祉 部	環境 部	経済 部	教育 部	特命 部	消防 部	富田 連絡 所	鎌足 連絡 所	金田 連絡 所	中郷 連絡 所	避難 所運営 等支援 班	避難 所開設 班
第2編 地震・津波編																		
第1章 総則																		
第1節 地震・津波対策の基本的視点	地-1																	
第2節 想定地震と地震被害	地-2																	
1 地震被害の想定	地-2																	
2 津波浸水予測区域の想定	地-4																	
第3節 減災目標	地-6																	
1 経緯	地-6																	
2 防災・減災のための施策	地-6																	
第2章 災害予防計画																		
第1節 防災意識の向上	地-8																	
1 防災教育	地-8	●			●				●		●							
2 過去の災害教訓の伝承	地-8	●																
3 防災広報の充実	地-8	●									●							
4 自主防災体制の強化	地-9	●									●							
5 防災訓練の充実	地-11	●															国、県、防災関係機関	
6 調査・研究	地-11	●																
第2節 津波災害予防対策	地-12																	
1 総合的な津波対策の基本的な考え方	地-12	●																
2 津波広報、教育、訓練計画	地-12	●																
3 津波避難対策	地-13	●									●							
4 津波防災施設の整備	地-15							●	●								君津土木事務所、木更津港湾事務所	
5 災害に強いまちづくり	地-15								●									
第3節 火災等予防対策	地-16																	
1 地震火災の防止	地-16										●						危険物施設等の所有者、管理者又は専有者	
2 初期消火	地-17										●							
3 延焼の拡大防止	地-17										●							
4 建築物不燃化の促進	地-18								●	●								
5 防災空間の整備・拡大	地-18							●	●									
第4節 消防計画	地-19																	
1 消防施設の整備	地-19										●							
2 救急救助体制の整備	地-19										●							
3 消防思想の普及	地-19										●							
4 消防計画及びその推進	地-19										●							
第5節 建築物の耐震化等の促進	地-21																	
1 市街地の整備	地-21								●									
2 建築物等の耐震対策	地-21	●							●								かずさ水道広域連合企業団 東京電力パワーグリッド（株） 東京ガスネットワーク（株）、東日本電信 電話（株） 君津土木事務所、木更津港湾事務所 東日本旅客鉄道（株）	
3 道路及び交通施設の安全化	地-23								●									
第6節 液状化災害予防対策	地-24																	
1 液状化対策の推進	地-24								●									
2 ライフライン施設、公共施設の液状化対策	地-24								●								君津土木事務所 かずさ水道広域連合企業団	
3 液状化対策の広報・周知	地-24	●							●									
4 液状化被害における生活支援	地-25				●	●											君津健康福祉センター 木更津市社会福祉協議会	
第7節 土砂災害等予防対策	地-26																	
1 土砂災害の防止・孤立集落対策	地-26	●							●		●						君津土木事務所	
2 災害に強いまちづくり	地-27								●									
第8節 避難行動要支援者等の安全確保のための体制整備	地-28																	
1 在宅要支援者への対応	地-28	●			●	●												
2 社会福祉施設における防災対策	地-30																社会福祉施設管理者	
3 外国人への対応	地-30	●	●															
第9節 情報連絡体制の整備	地-32																	
1 市における災害情報通信施設の整備	地-32	●															県、防災関係機関	
2 県における災害情報通信施設の整備	地-32																県	
3 警察における災害通信網の整備	地-34																木更津警察署	
4 アマチュア無線の活用	地-34	●															アマチュア無線関係団体	
5 その他の通信網の整備	地-34	●																

項目	実施担当	ページ	市	長	企	財	市	健	環	経	市	都	命	富	金	中	選	避難所開設班	関係機関
			公	務	務	民	社	境	済	育	防	来	足	連	連	郷	援		
			部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	所	所	所	班		
第10節 備蓄・物流計画		地-35																	
1 食料・生活必需品等の供給体制の整備		地-35	●																県
2 医薬品及び応急医療資機材等の整備		地-36					●												
3 燃料対策		地-36	●																
第11節 防災施設の整備		地-37																	
1 防災拠点の整備		地-37	●																
2 緊急輸送の環境整備		地-37	●																
3 避難施設の整備		地-37	●								●	●							施設管理者
第12節 帰宅困難者対策		地-40																	
1 帰宅困難者等		地-40	●																
2 一斉帰宅の抑制		地-40	●																
3 帰宅困難者等の安全確保対策		地-41	●																
4 帰宅支援対策		地-41	●																
5 関係機関と連携した取組み		地-41	●																関係各機関
第13節 防災体制の整備		地-43																	
1 防災組織の整備		地-43	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	防災関係機関 社会福祉施設管理者
2 協定締結の推進		地-43	●																
3 ボランティア活動の環境整備		地-44	●					●											
4 応急医療体制の整備		地-44					●												
5 給水体制の整備		地-44	●																かずさ水道広域連合企業団
6 業務継続計画の推進		地-45	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第3章 災害応急対策計画																			
第1節 災害対策本部活動		地-46																	
1 災害対策本部		地-46	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
2 職員の動員・配備		地-55	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
3 初動体制		地-57	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
4 災害救助法の適用手続き等		地-57	●																
第2節 情報収集・伝達体制		地-60																	
1 通信体制		地-60	●	●	●														防災関係機関
2 地震・津波情報の収集		地-62	●																鏡子地方気象台
3 災害情報の収集		地-66	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
4 報告		地-66	●											●					
5 災害時の広報		地-68	●	●															
6 報道機関への対応		地-69	●																
7 被災者台帳の作成及び安否情報の提供		地-69	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					
8 住民相談		地-70					●							●					
第3節 地震・火災避難計画		地-71																	
1 避難の指示等		地-71	●	●				●						●					木更津警察署、施設管理者 東日本旅客鉄道（株）
2 避難誘導等		地-73												●					消防団、自衛隊 木更津警察署、施設管理者
3 自主避難		地-74										●							
4 避難所等の開設と運営		地-74	●									●						●	
5 避難所等の閉鎖		地-75										●							
6 防犯対策		地-75					●												木更津警察署
7 在宅避難者への対応		地-75	●																
第4節 津波避難計画		地-76																	
1 津波警報等の伝達		地-76	●	●					●					●					防災関係機関等、木更津警察署 施設管理者、漁業協同組合
2 住民等の避難行動		地-76																	
3 住民等の避難誘導		地-77	●	●				●						●					木更津警察署

第1章 総 則

第1節 地震・津波対策の基本的視点

本計画は、東日本大震災を踏まえて抜本的な見直しを図ったものであり、基本的な視点は次のとおりである。

1 減災や多重防御の視点に重点を置き、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な防災対策を推進すること

今後想定すべき巨大災害に対しては、減災の視点に重点を置き、住民の避難行動を軸とした、人命の安全を守る対策を最優先に実施していかななくてはならない。

そのためには、住民の「自助」、住民組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体におけるソフト対策を講じることが不可欠である。

その上で、最大クラスの地震・津波に対しても、多重防御の視点から、ハード対策・ソフト対策を織り交ぜた、総合的な防災対策を推進することが重要である。

2 東日本大震災をはじめとする過去の重大な災害の被害・対応・教訓等を踏まえた実効性の高い計画であること

東日本大震災では、東北地方に甚大な被害をもたらしたが、本市においても津波により港湾、漁業関連施設を中心に被害が発生し、小櫃川、矢那川では津波の遡上が観測された。

県内では東京湾岸の埋立地や利根川沿いの低地において、広範囲に液状化が発生し、住宅、橋梁・道路、河川施設、海岸保全施設、上下水道などのライフライン、学校、農業用施設などに被害があった。

このような被害について、市、県、ライフライン事業者の震災の対応状況や、被災者の避難・避難所生活の状況等の検証を行った結果、様々な課題が浮かび上がったところであり、これらの被害や検証結果を踏まえた実効性の高い計画とすることが重要である。

3 あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を前提とした計画であること

中央防災会議は、東日本大震災を我が国の過去数百年の資料では確認できなかった大規模地震であり、過去の地震・津波を前提とした、従前の想定手法の限界を意味するものであったと報告している。

これらの結果を踏まえ、今後の地震・津波対策は、過去に発生した地震・津波像の全容が必ずしも風聞に解明されていない場合であっても、オーバーデザインとなることをおそれずに、あらゆる可能性を考慮して、最大クラスのものを想定することとする。

また、現在国において検討されている南海トラフの巨大地震や、これに伴う長周期地震動の影響等についても、十分考慮する必要がある。

なお、大規模な地震では、他の災害が併発することにより、被害が拡大するおそれがあることを踏まえ、これらを可能な限り事前に想定して、予防・応急対策を行うことも重要である。

第2節 想定地震と地震被害

1 地震被害の想定

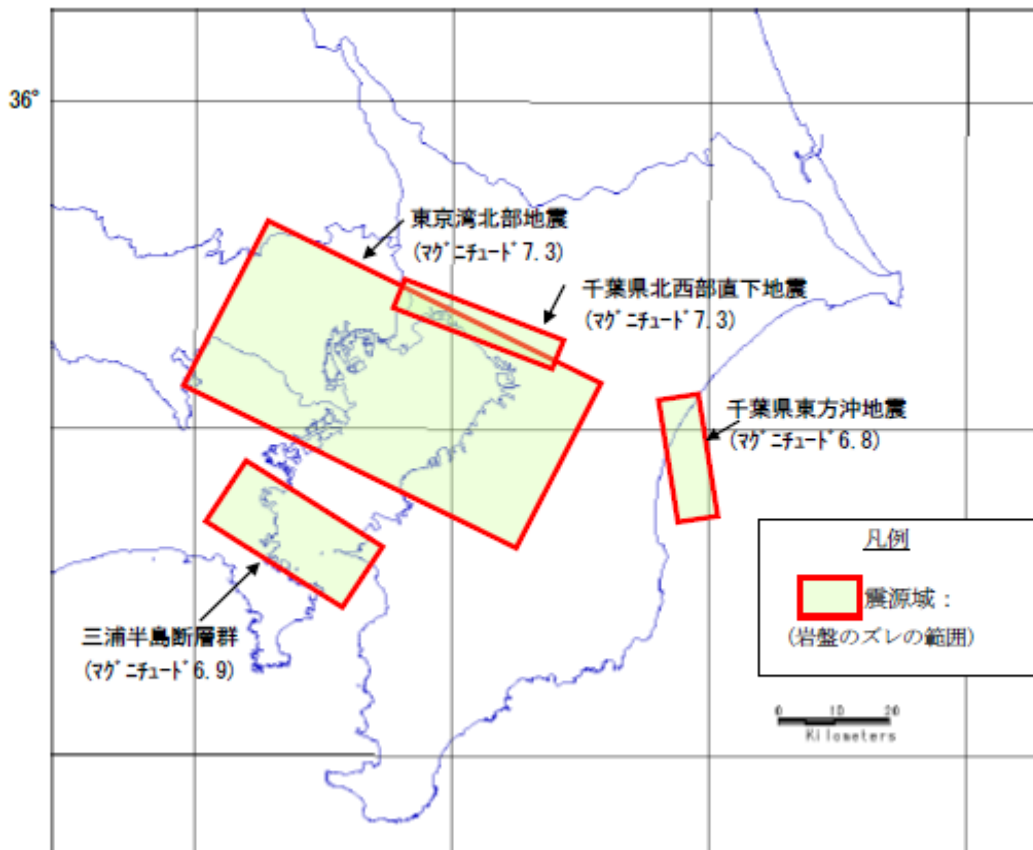
県では、平成19年度に、近い将来(今後約100年程度)に県に影響を与える可能性のある地震として、①東京湾北部地震 ②千葉県東方沖地震 ③三浦半島断層群による地震を想定し、「平成19年度千葉県地震被害想定調査」を実施した。また、平成26・27年度には、④千葉県北西部直下地震 ⑤大正型関東地震による地震を想定し、「平成26・27年度千葉県地震被害想定調査」を実施した。

そのうち、本市に最も大きな被害を与える東京湾北部地震を本計画の前提条件として、その結果をとりまとめる。

(1) 地震の想定

地震等の想定条件は、次のとおりである。

震源域の位置	東京湾北部
震源域の深さ	約28km
マグニチュード	7.3
発生季節等	冬季18時、風速9m/s

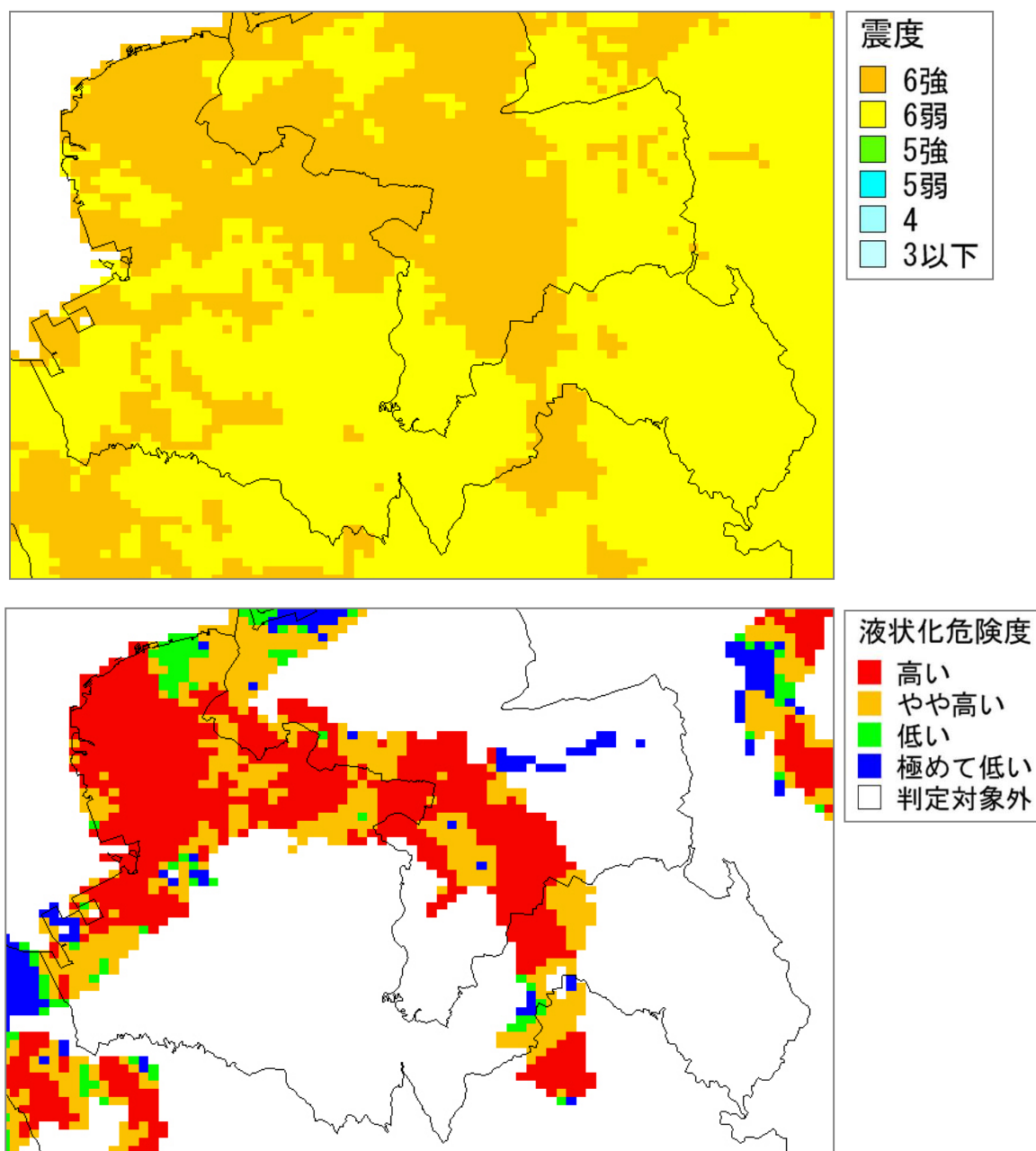


■被害想定対象地震の震源域

(2) 震度・液状化予測

本市の震度は、概ね低地で震度6強、丘陵地で震度6弱と予測された。

液状化危険度は、概ね低地で「危険度が高い」「危険度がやや高い」と予測された。



■東京湾北部地震の予測震度と液状化危険度の分布

(3) 被害の概要

各被害想定結果は、次のとおりである。なお、被害想定は、あくまで想定した地震（必ず発生する地震ではない）やそれに伴う津波が発生すると、どのような被害が発生するかを確率、統計や過去のデータから推定した結果の1つであること、自然は大きな不確実性を伴うことに留意する必要がある。

■被害想定一覧

項 目			数 量
原因別 建 物 全壊棟数	揺 れ		3,532 棟
	液状化		116 棟
	急傾斜地崩壊		15 棟
	合 計		3,663 棟
火災	炎上出火		28 件
	焼失 棟数	全壊を含む	803 棟
		全壊を含まない	683 棟
人的被害	死者	建物被害	78 人
		火災	3 人
		急傾斜地崩壊	1 人
		ブロック塀等の転倒	2 人
		屋外落下物	0 人
		合 計	84 人
	負傷者 〔うち 重傷者〕	建物被害	1,800(66) 人
		火災	37(10) 人
		急傾斜地崩壊	13(6) 人
		屋内収容物の移転・転倒等	38(10) 人
		ブロック塀等の転倒	81(31) 人
		屋外落下物	1(0) 人
		合 計	1,969(124) 人
避難者（1 日後）			47,748 人
帰宅困難者（12 時）			13,625 人
エレベーター閉じ込め台数			79 台
災害時要援護者死者			21 人
自力脱出困難者			756 人
震災廃棄物			31 万 t

※合計は少数点以下の四捨五入の関係であわない場合がある。

2 津波浸水予測区域の想定

県では、平成 30 年 11 月に「津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に基づく、「最大クラスの津波」が沿岸に到達した場合の浸水の区域（浸水域）及び水深（浸水深）を設定し、津波浸水想定図を作成している。本市の津波による浸水予測区域については、この津波浸水想定図を計画の前提条件とする。

（1）地震・津波の想定

最大クラスの津波は、過去に千葉県沿岸に津波被害をもたらした地震や将来最大クラスの津波をもたらすと想定される次の 5 つの地震に基づき設定している。

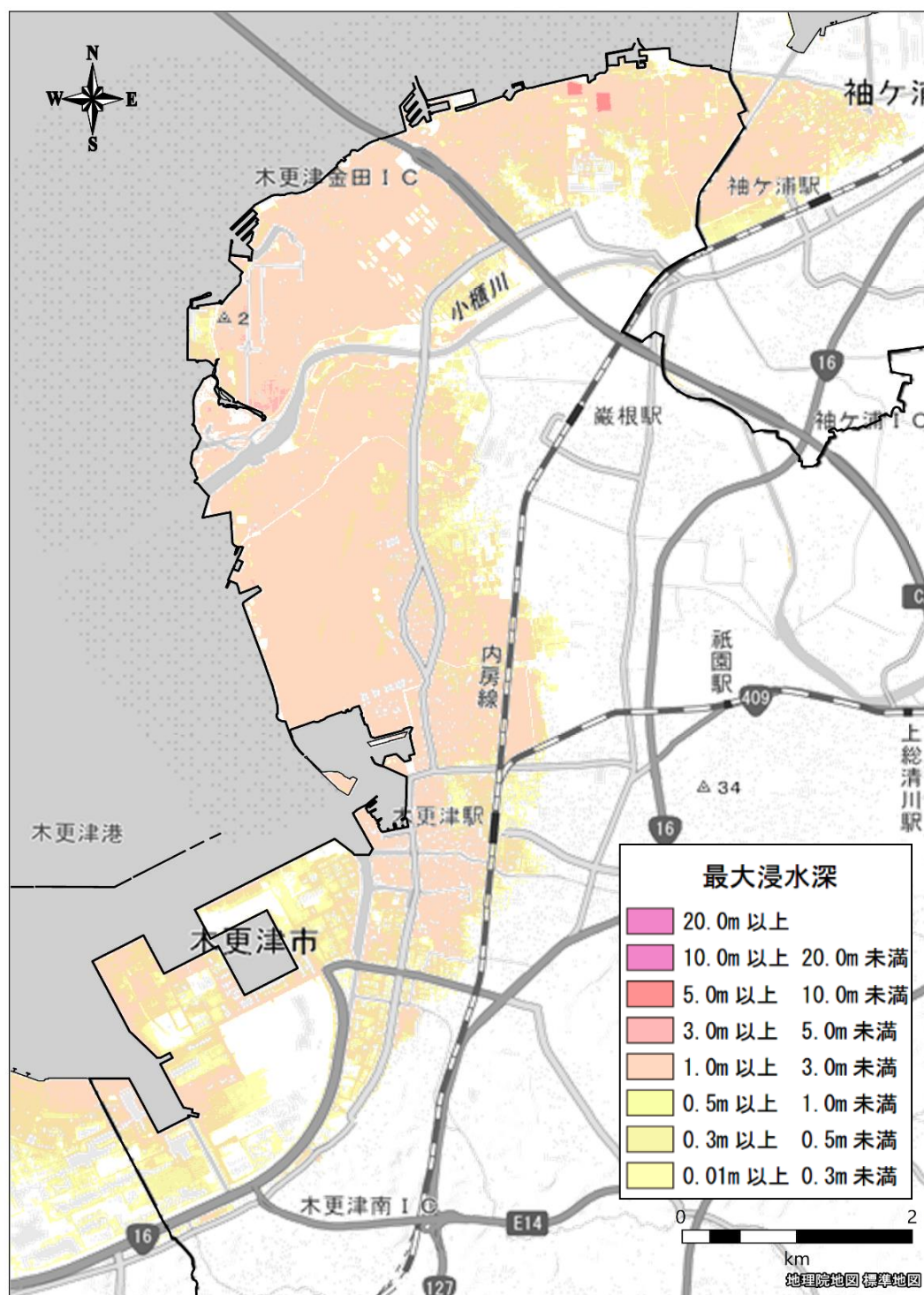
①延宝房総沖地震＜1677 年＞	②元禄関東地震＜1703 年＞
③東北地方太平洋沖地震＜2011 年＞	④房総半島南東沖地震＜想定＞
⑤相模トラフ沿いの最大クラスの地震（ケース 1、2、3）＜想定＞	

※いずれも中央防災会議モデル

(2) 津波浸水予測区域

本市における津波浸水予測結果と浸水予測区域は次のとおりである。

浸水面積	1,933 ヘクタール
最大津波水位	4.2 メートル（東京湾平均海面からの高さ）
津波到達時間	123 分（地震発生から津波水位が最大になるまでの時間）
影響開始時間	1分未満（海岸線から30メートル沖合の地点において潮位面から±20cmの海面（水位）変動が生じるまでの時間）



■ 津波浸水予測区域（千葉県津波浸水想定図）

出典：地理院タイルに「千葉県 津波浸水想定(平成30年11月)」を追記して掲載

第3節 減災目標

1 経緯

地震防災対策特別措置法において、想定される地震被害を明らかにして、当該地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標を定めるよう努めるとされた。

本市では、千葉県地震防災戦略（平成29年度）を参考に、本計画で定める防災・減災施策によって体系的・計画的に地震防災対策の推進を図り、地震・津波災害による死者数を0人にすることを目標とする。

2 防災・減災のための施策

防災・減災のための施策として、平成29年度から38年度までの計画期間中に、以下の項目について計画的な推進を図る。

（1）防災対策の強化

- ア 非常食糧、飲料水の備蓄確保
- イ 市・関係機関・住民等による総合防災訓練の実施
- ウ 避難行動要支援者支援プラン個別計画の策定

（2）災害に強い基盤作り

- ア 防災行政無線のデジタル化推進
- イ 水門の適正管理
- ウ 護岸、防潮堤及び漁港関係施設の補修整備事業の推進
- エ 住宅・建築物の耐震診断・改修事業の推進
- オ 学校校舎の耐震補強工事及び体育館建て替えの推進
- カ 上水道配水池耐震化事業の推進
- キ がけ地近接危険住宅移転事業の推進
- ク 被災宅地危険度判定士及び被災建築物応急危険度判定士の資格取得職員数確保
- ケ 地籍調査の推進

（3）防災意識の向上

- ア 自主防災組織の新規設立推進
- イ 既存自主防災組織の活性化
- ウ 火災予防運動による火災予防意識の向上

（4）消防力の整備充実

- ア 消防救急無線広域化・共同化事業の推進
- イ 救急自動車、消防資機材等の更新整備
- ウ 消防水利の改善

（5）救急救助体制の強化

- ア 救急救助資機材の更新・整備
- イ ドクターヘリを活用した救急搬送体制の整備

（6）火災予防体制の充実強化

- ア 住宅用火災警報器設置の普及促進
- イ 防火対象物及び危険物施設の保安体制の強化

- (7) 消防団の充実強化
 - ア 消防団員の定数確保
 - イ 消防団施設の改築、資機材の更新

第2章 災害予防計画

第1節 防災意識の向上

1 防災教育	危機管理課、学校教育課、消防本部、 <u>子育て支援課</u> 、 <u>こども保育課</u> 、健康推進課
2 過去の災害教訓の伝承	危機管理課
3 防災広報の充実	危機管理課、消防本部
4 自主防災体制の強化	危機管理課、消防本部
5 防災訓練の充実	危機管理課
6 調査・研究	危機管理課

1 防災教育

(1) 住民等への防災知識の普及

災害による被害を最小限にとどめるためには、住民一人ひとりが「自らの身の安全は、自らが守る（自助）」ことを基本認識としながら地震についての正しい知識を持ち、日頃から災害時に冷静に行動できる力を身につけることが最も重要である。

このため、危機管理課及び消防本部は、地域コミュニティにおける社会活動等を促進し、多様な主体の関わりの中で防災教育を推進し、地域住民を含めた社会全体の防災力の向上を図る。

(2) 教育における防災知識の普及

防災教育は幼少期からの実施が有効であることから、学校教育課、こども保育課は、園児・児童・生徒の発達段階や学級の実態に即して、防災教育を計画的に進める。また、防災に対する実践的な訓練を行う。

(3) 自主防災組織に対する防災知識の普及

危機管理課は、地域の防災組織へ活動内容等の知識の普及を図るとともに、組織の活動強化をあわせて推進するよう努める。

(4) 防災知識の普及、防災訓練の実施

子育て支援課、こども保育課、健康推進課、学校教育課は、妊産婦及び乳幼児・児童・生徒の保護者に対してパンフレット、チラシ等を配布する等、広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるよう努める。

2 過去の災害教訓の伝承

危機管理課は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、住民に閲覧できるよう公開に努めるものとする。

市民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら災害に備える手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

3 防災広報の充実

平時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組みを強化するため、危機管理課及び消防本部は、あらゆる広報媒体を活用し防災広報の充実に努める。特に、発災時の安全性確保に影響する警報等や避難指示等の意味と内容の説明に尽くすものとし、高齢者、障がい者、外国人等の避難行動要支援者への広報に配慮し、わかり

やすい広報資料の作成に努める。

■ 防災広報手段と内容

機関	媒体	対象	内容
市	広報紙 講演会 広報車 ビデオ・DVD・VR 学級活動 パンフレット リーフレット テレビ ラジオ インターネット 等	地域住民 自治会 自主防災組織 児童生徒・幼児 市職員 ボランティア	①地域防災計画の概要 ②各防災機関の震災対策 ③地震、津波に関する一般知識 ④出火の防止及び初期消火の心得 ⑤屋内外、高層ビル、地下街等における地震発生時の心得 ⑥ハザードマップ(地震・洪水・津波) ⑦「災害・避難カード」を活用した避難所、避難路、避難地 ⑧避難方法、避難時の心得 ⑨食料、救急用品等非常持出品の準備 ⑩医薬品、福祉器具、紙おむつ、液体ミルク、粉ミルク、哺乳びん、食物アレルギーに対応した食料など、要配慮者に必要な物資の備蓄 ⑪学校施設等の防災対策 ⑫建物の耐震対策、家具の固定 ⑬感震ブレーカーの必要性・設置 ⑭災害危険箇所 ⑮日自主防災活動の実施 ⑯防災訓練の実施 ⑰発災した災害の情報及び市の対応 他
消防本部	講演会 防災フェア 広報紙 パンフレット リーフレット テレビ ラジオ インターネット 等	市民、事業所	①地震、津波に関する一般知識 ②出火の防止及び初期消火の心得 ③屋内外、高層ビル、地下街等における地震発生時の心得 ④避難方法、避難時の心得 ⑤食料、救急用品等非常持出品の準備 ⑥各防災機関の震災対策 ⑦救助救護の方法 他

4 自主防災体制の強化

発災直後の自助の取組みに加え、地域のつながりにより、自発的に救助活動や消防活動を行う自主防災組織及び地区まちづくり協議会の防災意識の高揚、さらには事業所防災体制を強化するなど、地域コミュニティにおける防災体制を充実させることも重要である。

(1) 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援

地震による被害の防止又は軽減を図るためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助として、住民の自主的な救助活動や防災活動、具体的には、住民自ら予防対策の推進、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導、避難所運営等を行うことが必要であり、特に高齢者、障がい者等の所在を把握し、救出救護体制を整備することが必要である。

このため、危機管理課は地域住民による自主防災組織の設置促進と活性化を図ることとし、日頃から大地震が発生した場合を想定した訓練の実施などを推進する。また、避難行動要支援者の救出救護体制の整備として、地域住民と協力して避難行動要支援者避難支援プランの策定を進めることとする。

自主防災組織は、日頃地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用す

るとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の整備の充実に努める。

特に、避難所の運営については、発災時に住民が主体となって運営できるよう、平時から運営体制を構築し、避難者、地域住民、市職員等の役割分担を明確化する。

また、自主防災組織の災害時における迅速かつ確な行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員、小中学校、地域のボランティア等の地域コミュニティによる防災ネットワークづくりが重要であり、危機管理課は県と協力してこれを促進する。

■自主防災組織の活動形態

平常時	①防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） ②地震による災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） ③防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） ④家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） ⑤防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） ⑥避難行動要支援者対策（避難行動要支援者の把握、支援方法の整理など） ⑦他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練） ⑧避難者の健康管理及び感染症予防・栄養・食生活等の知識の啓発
発災時	①情報の収集及び伝達（被害の状況、津波警報等、ライフラインの状況、避難指示など） ②出火防止、初期消火 ③救出・救護（救出活動・救護活動） ④避難（避難誘導、避難所の運営等） ⑤給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど）

（2）事業所防災体制の強化

ア 防災・防火管理体制の強化

消防本部は、消防法第8条の規定に基づき、学校、病院、百貨店等多数の人が出入りする施設について、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

また、高層建築物、雑居ビル、地下街等の防災体制については、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに、発災時には事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとられるよう指導する。

なお、平成21年6月から、百貨店・ホテル・オフィスビル等多数の人が利用する大規模・高層の建築物等については、消防法第36条の規定により防災管理者の選任、防災管理に係る消防計画の作成、自衛消防組織の設置及び防災管理点検報告の実施が義務付けられたことから、消防本部は、事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保するよう指導する。

イ 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、地震によって高圧ガス施設等に被害が生じた場合には防災機関のみでは十分な対応を図ることができないことが考えられる。

このため、消防本部は危険物施設等管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

ウ 中小企業の事業継続

危機管理課は、震災等の危機管理対策の取組が遅れている中小企業者等を対象に、事業継続計画（BCP）の策定について、普及啓発と取組の促進を図る。

エ 地区防災計画の普及

危機管理課は、地域の防災力の向上を図るため、自治会、町内会、自主防災組織等を対

象に、地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画（以下「地区防災計画」という。）の作成を促進し、各地区の共助による計画的な防災活動の推進を図る。

このため、「地区防災計画ガイドライン」（内閣府 平成 26 年 3 月）や地区防災計画の事例等を活用し、地区防災計画の作成方法、手順、提案の手続き等を普及、啓発する。

5 防災訓練の充実

危機管理課は、災害時の行動力向上のため、防災訓練を計画し実施する。訓練は、次の事項を重点課題とし、国、県、防災関係機関等との協力のもとに具体的、総合的に実施する。

また、県の行う九都県市合同防災訓練等の広域的な防災訓練にも協力し参加する。

■防災訓練の項目

(1) 予知対応型訓練	
ア 情報受理、伝達（地震予知情報発表）	イ 広報訓練
ウ 市災害対策本部の設置	
(2) 発災対応型訓練	
ア 災害情報収集訓練	イ 津波対策訓練
ウ 住民避難訓練	エ 避難所開設・運営訓練
オ 災害ボランティアセンター設置・運営訓練	カ 災害救助・救出訓練
キ 応急救護活動訓練	ク 炊き出し訓練
ケ 医薬品・緊急物資等輸送訓練	コ 応急給水訓練
サ 防疫訓練	シ 電話、電力、ガス、道路応急復旧訓練
ス 延焼防止（一斉放水）訓練	セ その他
(3) 災害疑似体験訓練	
ア 救命講習	イ 煙体験
ウ 地震体験	

6 調査・研究

(1) 防災計画にかかわる情報交換

危機管理課は、国、都道府県、区市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関における防災計画にかかわる情報については、連絡を密にして、それらとの情報交換を行なう。

(2) 防災に関する図書・資料等の収集・整理

危機管理課は、防災に関する学術刊行物をはじめ、その他防災に関する図書・資料等の収集・整理を行なう。

(3) 専門的調査・研究の実施

危機管理課は、本市の社会状況の変化、国の防災方針や地震予測に関する研究の進展に応じて、専門的調査・研究を実施するよう努める。

第2節 津波災害予防対策

1 総合的な津波対策の基本的な考え方	危機管理課
2 津波広報、教育、訓練計画	危機管理課
3 津波避難対策	危機管理課、消防本部
4 津波防災施設の整備	土木課、農林水産課、県（君津土木事務所、木更津港湾事務所）
5 地籍調査の推進	管理用地課

1 総合的な津波対策の基本的な考え方

危機管理課は、津波に対して、減災や多重防御に重点を置き人命を最優先とした対策を講じる。

海岸保全施設等のハード対策に過度に依存するのではなく、住民の「自助」、自主防災組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体における津波避難を軸としたソフト対策を講じた上で、海岸保全施設や、防波堤や土手、保安林などのハード対策を組み合わせ、ソフト・ハードを織り交ぜた総合的な津波対策を推進する。

2 津波広報、教育、訓練計画

（1）津波の知識の周知

危機管理課は、住民が海岸で津波により被災しないために、「地震イコール津波・即避難」及び「一度避難したら、津波警報が解除されるまで避難を継続すること」の認識が定着するようその啓発に努めるとともに、津波の発生メカニズムや伝わる速さ、強い揺れを伴わず危険を体感しないままに津波が押し寄せる津波地震や遠地地震の発生があること、及び津波は河川や水路を遡上することなど、津波に関する基本的な知識の周知に努める。

また、国の津波対策関係省庁連絡会議の「沿岸地域における津波警戒の徹底について」で示された強い地震等を感じたら、「住民等は海浜から離れ安全な場所に避難すること、船舶は港外に避難すること」を基本とした広報文例「津波に対する心得」を参考として、日ごろから広報紙、パンフレット、ホームページ、学校教育等により津波警戒及び津波警報等に関する周知徹底に努める。

（2）津波ハザードマップの作成、表示板の設置

危機管理課は、津波浸水区域等の想定に基づき津波ハザードマップを作成し、住民等への配布、学校、公共施設、集客施設等への掲示を検討する。

マップ作成にあたっては、住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分に検討し、地域の防災教育や津波避難訓練に活用するなど効果的な周知に努めるとともに、ハザードマップは一つのモデルであって全部ではないことや、自然は不確実性を伴うため想定以上の津波が押し寄せる場合があることを住民に丁寧に広報する。

また、避難対象地域、避難場所、避難ビル等を指定、津波避難誘導、津波避難ビル等の表示板の設置を検討する。

（3）津波防災訓練の実施

危機管理課は、津波発生を想定して情報伝達、避難誘導訓練等を、自主防災組織、防災関係機関と連携して実施に努める。実施にあたっては、特に、避難行動要支援者の支援等に配慮するものとする。

3 津波避難対策

(1) 避難体制の確立

危機管理課は、県が策定した「千葉県津波避難計画策定指針」及び国の「津波対策推進マニュアル検討報告書」などをもとに、市の避難対策を明らかにし、いざ津波が発生した場合に行政と住民等が迅速かつ的確に行動することができるよう津波避難計画の早期作成に努め、津波避難訓練等を通して、より実践的な計画にするよう見直しを進める。

ア 津波避難ビル等の指定

危機管理課は、「千葉県津波避難計画策定指針」や国の平成29年7月5日付「津波避難ビル等を活用した津波防災対策の推進について（技術的助言）」及び「東日本大震災における津波による建築物被害を踏まえた津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針（平成23年度）」などをもとに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間に避難が可能となるよう、避難場所及び避難路、津波避難ビル等の指定・整備に努める。

なお、専ら避難生活を送る場所として指定された避難所と、津波等からの緊急一時的に避難する避難場所を間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

イ 避難の指示の伝達

危機管理課は、避難指示等の発令基準や手順、伝達方法等をあらかじめ定め、津波警報等が発表された際に、直ちに避難指示ができる組織体制の整備を図る。

なお、避難指示にあたっては、次の事項に留意するとともに、あらかじめ住民等に避難指示の内容について周知を図るものとする。

(ア) 気象庁より津波警報等が発表されたときには、市長は海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで高台や津波避難ビル等の安全な場所に避難するよう指示するものとする。

(イ) 停電や通信途絶等により、気象庁の津波警報等を適時に受け取ることができない状況においては、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ市長が必要と認めるときは、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示をするものとする。

(ウ) 我が国から遠く離れた場所で発生した地震による津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到着予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、高齢者等避難、避難指示の発令を検討するものとする。

ウ 避難誘導體制

危機管理課は、避難行動要支援者の避難誘導を行うために、以下の点に留意し、自主防災組織、近隣住民等と連携した安否確認・避難誘導體制の整備に努める。

(ア) 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難は徒歩を原則としつつ、各地域の実情や避難行動要支援者の存在等を踏まえ、自動車での安全かつ確実な避難方法をあらかじめ検討する。

(イ) 避難する住民の安全確保はもちろんのこと、消防職団員、水防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定める。避難誘導にあたる者は、この行動ルールに従い、安全が確保されることを前提として、避難誘導するものとする。

(ウ) 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係

者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図る。

(エ) 避難場所の案内板や避難誘導標識等の整備に努める。

(オ) 町内会、自治会、自主防災組織等による避難誘導や、潮干狩り場の管理者等による自主的な避難誘導體制の確立など、市の避難の呼びかけに応じた自主的な避難体制の構築に努める。

エ 市町村間の連携による広域避難態勢の構築

津波は市町村域を越えて広域的に被害をもたらすことから、地域によって市町村間で連携し、避難場所や避難所の提供など市域を越えた避難態勢の構築を図る。

(2) 津波情報伝達体制の確立

ア 津波情報受伝達対策

消防職員を活用することにより、休日・夜間等の勤務時間外における迅速な情報伝達及び、関係職員の早期参集体制の確立に努める。

イ 地域住民等への情報伝達体制の確立

住民等には迅速に避難行動をとってもらう必要があることから、危機管理課及び消防本部はあらゆる広報伝達媒体（有線・無線電話、同報無線、広報車、サイレン等）や組織等を活用し、住民等への津波予警報及び津波注意報等の迅速かつ的確な伝達に努めるとともに、避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。

(ア) 同報無線の整備活用

地域住民等に対する情報伝達や避難指示等を迅速かつ、確実に実施するため、同報無線の整備拡充、更新に努める。また、発災時の停電の影響やバッテリー切れ等のためにその機能が失われないよう、デジタル化等の高度化、避難所となる各種公共施設への通信機の配備、非常電源の容量確保、耐震性の向上や津波の影響を受けない場所への移設などを検討する。

また、潮干狩り場への同報無線の整備活用を進める。

(イ) 多様な伝達手段の確保

J-A L E R Tは、県内全市町村に整備済みであるため、J-A L E R Tの受信機と防災行政無線の自動起動機の運用や、エリアメールや緊急速報メール、衛星携帯電話やワンセグ、スマートフォンなどのあらゆる情報手段の活用を検討する。

(ウ) 地域団体等の自主的情報伝達

地域住民等に対する情報伝達が行なわれた時に、これに敏速に呼応して消防団、自主防災組織等が自主的に情報伝達できる組織体制の指導育成に努める。

(エ) 海岸線等への情報伝達

海岸線付近の観光地等に対する迅速かつ、効果的な情報伝達体制の整備を図るとともに、各管理者等が自主的に観光客等へ情報伝達できる体制の確立に努める。

(オ) 港湾、漁港、船舶等への情報伝達

港湾関係機関、漁港管理者、漁業協同組合等と相互協調のもと、迅速な情報伝達体制の確立に努める。

(カ) 市町村間の連携

危機管理課は、津波被害等により市町村機能が麻痺又は著しく低下した場合における地域住民への情報伝達の手段等を確保するため、平時から近隣市町村との連携や情報共有に努める。

4 津波防災施設の整備

(1) 防災施設の点検、診断及び改修、補強

既存の防潮堤等の防災施設は、ほとんどが高潮を対象とした設計規準に基づき築造されている。そのなかで、県は、特に建設年次の古い施設について老朽度、天端高の点検及び設置地盤の液状化を含む耐震診断を実施し、必要に応じて改修、耐震補強及び液状化対策を実施する。

河川堤防については、河川を津波が遡上し、被害の発生が想定されることから、海岸保全施設の整備と合わせて堤防の嵩上げ及び構造強化等を必要に応じて実施する。

(2) 防災施設等の運用

土木課、農林水産課、君津土木事務所、木更津港湾事務所は、防潮堤等の防災施設の開口部に設置されている水門、陸閘等の閉鎖については、津波発生時において、現場操作員の安全を確保しつつ迅速・確実な操作が行えるよう水門等の規模や地域の状況に対応した市の規則又は県の要領を策定する。また、君津土木事務所及び木更津港湾事務所は、必要に応じて水門等の自動化・遠隔操作化の促進を図ることで、津波発生時における背後地域の被害を低減させるなど、迅速・確実な防災施設等の運用を図る。

(3) 護岸等の避難施設、避難口の設置

県は、直立構造式の護岸や防潮堤等で避難階段の少ない施設については、地域の利用形態（例、潮干狩り場等）を考慮し、砂浜から後背地に通じる避難階段（斜路）、避難口等を設置する。

5 災害に強いまちづくり

(1) 地籍調査の推進

災害による土地形状の変化が起こった際の円滑な復旧に資するため、管理用地課は県と協力し、第7次国土調査事業十箇年計画（令和2年度～令和11年度）に基づき、地籍調査を推進する。

(2) 災害に強いまちづくりの推進

都市政策課は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進に当たっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。また、水害のおそれのある土地の区域について、水害に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないなど、水害に強い土地利用の推進に努める。

(3) 災害危険区域の指定

県は、津波（土砂災害）による危険の著しい区域について災害危険区域の指定を検討し、必要な措置を講ずる。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や浸水想定区域等を踏まえて、様々な建築の制限を幅広く検討する。

※資料編2 災害協定書・覚書等一覧表

第3節 火災等予防対策

1 地震火災の防止	消防本部
2 初期消火	消防本部
3 延焼の拡大防止	消防本部
4 建築物不燃化の促進	都市整備部、都市政策課、建築指導課、文化課
5 防災空間の整備・拡大	農林水産課、市街地整備課、土木課

1 地震火災の防止

(1) 建築物等の出火防止

ア 一般家庭に対する指導

消防本部は、自治会、自主防災組織等各種団体を通じて一般家庭に対し、火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取扱い方について指導を行い、「身の安全を確保した後、火の始末、火が出たら消火」等の地震の心得の普及及び徹底を図る。

また、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が市内全ての住宅に適正に設置されるよう普及促進に努めるとともに、防災製品の活用を推進する。

さらに、復電時における通電火災等を防止するため、関係機関と連携し、出火防止対策を推進する。

イ 防火対象物の防火・防災管理体制の確立

消防本部は、防火管理者、防災管理者選任義務対象の防火対象物には、必ず防火管理者、防災管理者の選任を期するとともに、小規模防火対象物についても、地震に対する事前対策と発災時の応急対策が効果的に行えるよう指導を強化し、職場における防火・防災管理体制の確立を図る。

特に、ホテル及び高層建築物等火災時の危険性の高い建築物に対しては、指導の強化を図る。

また、複数の用途が混在し管理権原が分かれている雑居ビル等の防災体制については、共同防火管理体制が確立されるように指導するとともに、災害時には事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとれるように指導する。

ウ 予防立入検査の強化指導

消防本部は、消防法第4条の規定による立入検査を強化し、消防対象物の用途に応じた計画的な査察等を実施し、消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努める。

エ 消防同意制度の活用

消防本部は、建築物の新築、改築等の許可、認可、確認の同意時、防火の観点からその安全性を確保するため、消防法第7条に規定する消防同意制度の効果的な運用を図る。

(2) 危険物製造所等の保安監督

危険物施設等の所有者、管理者又は占有者は、危険物等による災害発生時の自衛消防体制と活動要領を制定する。

消防本部は、消防法の規制を受ける危険物製造所等の所有者、管理者又は占有者に対し、自衛消防体制の確立や保安要員の配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するように指導する。

また、消防法第16条の5の規定に基づく立入検査を実施し、必要な助言、指導を実施する。

木更津市火災予防条例の規定に基づく少量危険物・指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等についても同様に助言、指導を行う。

(3) 化学薬品等の出火防止

消防本部は、出火等のおそれのある化学薬品を取り扱う学校、病院、薬局、研究所等の立入検査を定期的実施し、保管の適正化の指導を行う。

(4) 火災予防についての啓発

消防本部は、春季火災予防運動期間、及び秋季火災予防運動期間において、火災予防思想の普及のため、市内各地で次のような啓発活動を実施する。

ア 火災予防運動を住民に周知させるため、火災予防運動期間中に広報無線等を活用した広報の実施

イ 危険物施設、防火対象物等の立入検査

ウ 商店街、学校、保育所、デパート、病院等の消火・避難訓練

2 初期消火

消防本部は、家庭及び職場での初期消火の徹底を図るため、家庭や職場に対して消火器具の設置を奨励する。

また、地域住民や自主防災組織に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

3 延焼の拡大防止

(1) 消防力の増強

消防本部は、消防車両、装備、資機材を耐用年数に応じて更新するとともに、点検を行い必要に応じて修理・補充を行う。

また、市街地の拡大や人口の増加に対して、「消防力の整備指針」にあわせて資機材の充実、職員の適正な確保、配置に努める。

(2) 消防水利の整備

震災時においては、消火栓は水道施設の被害等により断水又は大幅な機能低下を被るおそれがあることから、消防本部は、耐震性貯水槽等の整備や自然水利の活用等の消防水利の計画的な整備を図る。

(3) 救急救助体制の整備

消防本部は、消防職員の専門知識、救急救助技術の向上及び救急救命士等の資格取得など隊員の教育訓練を実施するとともに、救助・救急用資機材の整備に努める。

また、千葉県広域災害・救急医療情報システム等を基に、医療機関との協力体制を確立する。

住民に対しては、救命講習等を実施し、災害事故における被害の軽減に努める。

(4) 消防団の強化

消防本部は、消防団の強化・活性化を図るため、資機材等の装備の整備拡充を図るとともに、老朽化した詰所の維持補修を行い、地域の防災機能の充実・強化を図る。

なお、消防団員確保のためには、次の点に留意する。

ア 消防団に関する住民意識の高揚

イ 処遇の改善

ウ 消防団の施設・装備の改善

エ 女性消防団員の積極的確保、能力活用等

オ 機能別消防団員・分団の採用の推進

(5) 市町村相互の応援体制

消防本部は、消防組織法第39条の規定により、千葉県広域消防相互応援協定が締結されているので、運営の推進を図るとともに、相互の連絡調整を密にして各種災害に対応する。

また、平成8年度策定の「千葉県消防広域応援基本計画」に基づいた迅速かつ的確な広域応援が市町村間で実施できるよう情報受伝達訓練等の各種訓練及び、応援可能部隊や応援可能資機材リストの更新を行う。

(6) 市街地における空中消火の検討

市街地に同時多発火災が発生した場合に備え、消防本部は「消防防災ヘリコプターの効果的な活用に関する検討会報告書（平成21年3月）」を基に、市街地における空中消火について検討する。

4 建築物不燃化の促進

(1) 防火地域・準防火地域の指定

都市政策課は、市街地における火災の危険を防除するため、県と協議のうえ、防火地域及び準防火地域を都市計画で定める。

(2) 屋根不燃化区域の指定

建築指導課は、防火・準防火地域以外の市街地における延焼を防止するため、建築基準法第22条により屋根不燃化区域を指定し、同法に基づき、木造建築物の屋根の不燃化措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

(3) 都市防災不燃化促進事業

都市整備部は、大規模な地震等に伴い発生する火災から住民の生命・財産を守るため、避難地・避難路・延焼遮断帯の周辺等の一定範囲の建築物の不燃化を促進する。

(4) 文化財の防火対策

文化課は、指定建築物等の文化財に、屋内外消火栓等の設置を促進する。

5 防災空間の整備・拡大

(1) 農地・林地の保全

農地・林地は、火災の延焼防止や火災の輻射熱から遮断する機能を有している。そのため、農林水産課は、各種優遇制度の活用や乱開発規制等により、良好な空地として保全する。

(2) 都市公園の整備

都市公園は、災害時における延焼防止、避難場所や救援活動の拠点として重要な役割を持っている。そのため、市街地整備課は、計画的な公園整備を行うとともに、防災施設（かまどベンチやマンホールトイレ等）の設置や火災に強い樹木の植栽を行うなど防災機能を持たせるように努める。

(3) 幹線道路の整備

道路は、人や物を輸送する交通機能のみならず震災時には、火災の延焼防止機能も有しているため、土木課は道路の新設・改良を進めていく。

第4節 消防計画

1 消防施設の整備	消防本部
2 救急救助体制の整備	消防本部
3 消防思想の普及	消防本部
4 消防計画及びその推進	消防本部

1 消防施設の整備

消防本部は、火災をはじめとする各種災害から市民の生命、身体、財産を守るため、消防施設整備事業を推進し、消防力の充実・強化を図る。

(1) 消防ポンプ車等、水利等消防施設の現況の把握

(2) 消防施設の整備

ア 高規格救急自動車の整備

高度・多様化する救急需要に的確に対応するため、高規格救急自動車の整備を行う。

イ 消防団の施設・設備

地域における消防力の強化を図るために、老朽化した消防団詰所の改築や、消防ポンプ車の更新を実施する。

2 救急救助体制の整備

(1) 救急救助体制の整備

消防本部は、災害時の多数の救急救助要請に備え、救急救助体制の整備を図る。あわせて、資機材の備蓄を検討する。

(2) 救急医療情報通信体制の整備

消防本部は、救急指定病院等の相互の情報通信機能を確保し、空きベッド数などの医療情報を常時把握できるよう整備する。

(3) 住民指導の推進

消防本部は、住民の自主救護能力を向上させるために、応急手当の知識・技術の普及活動の推進を図る。

(4) 消防団の能力向上の推進

消防本部は、消防団に対して、災害活動を効率的に実施するための教育指導を推進する。

3 消防思想の普及

消防本部は、各種の行事を行い消防思想の普及徹底を図る。

(1) 春秋2回の火災予防運動を実施する。(各1週間)

(2) 消防大会及び操法大会に参加して、消防職員・団員の士気の高揚を図る。

(3) 各種講習会等を開催する

(4) 関係団体と協力して、消防思想の普及及び火災予防の徹底を図る。

4 消防計画及びその推進

消防本部は、次の項目について推進を図る。

- (1) 消防組織の整備強化
- (2) 消防施設整備計画
- (3) 火災等の予警報計画
- (4) 消防職員、団員招集計画
- (5) 出動計画
- (6) 応援部隊受入誘導計画
- (7) 特殊地域の消防計画
- (8) 異常時の消防計画
- (9) その他の消防計画
- (10) 消防訓練計画
- (11) 火災予防計画

第5節 建築物の耐震化等の促進

1 市街地の整備	都市政策課、市街地整備課
2 建築物等の耐震対策	建築指導課、都市政策課、資産管理課、下水道推進室、かずさ水道広域連合企業団、東京電力パワーグリッド(株)、東京ガスネットワーク(株)、東日本電信電話(株)
3 道路及び交通施設の安全化	土木課、東日本旅客鉄道(株)、 県（君津土木事務所、木更津港湾事務所）

1 市街地の整備

道路の幅員が狭隘で老朽した木造住宅が密集した地区は、建物倒壊や出火・延焼などの危険性が高いため、防災機能の確保と合理的な土地利用が図られた街区を形成する必要がある。そのため、都市政策課及び市街地整備課は、土地区画整理事業や市街地再開発事業などの各種事業を活用し、防災上安全な市街地の形成を図る。

2 建築物等の耐震対策

(1) 耐震診断・改修の促進

建築物にかかわる防災対策は、建築物の所有者や管理者が自己の責任において自らの建築物の安全性を確保することが原則であることから、所有者等には、既存建築物の耐震性能の確保・向上のための耐震改修等を積極的に努めるよう、指導を徹底していく必要がある。

そこで、建築指導課は、「木更津市耐震改修促進計画」に基づき、市有建築物の耐震改修を計画的に実施するとともに、エレベーターの閉じ込め防止・復旧推進対策や天井等の脱落防止対策などの安全対策を講じる一方、県や関係団体（千葉県建築防災連絡協議会、千葉県特定行政庁連絡協議会、君津地域耐震改修促進協議会、ちば安心住宅リフォーム推進協議会及び自治会等）と連携して、耐震関係規定に適合しない住宅・建築物の所有者等に対する啓発、知識の普及、情報提供及び耐震化の支援策等の措置を講じ、民間建築物の耐震診断及び耐震改修等を促進する。特に、特定建築物の耐震診断及び耐震改修の適切な実施を確保するため、特定建築物の所有者等に対しては、必要に応じて指導、助言、指示及び公表等を行う。

また、木造住宅の耐震化を促進するため、木造住宅耐震診断事業及び木造住宅耐震改修事業により木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事に要する費用の一部を助成するほか、木造住宅耐震改修事業と合わせて行うリフォームについても、木造住宅リフォーム事業により費用の一部を助成する。

造成宅地にかかわる防災対策は、危険が予想される地域の状況を調査し、関係法令に基づき、災害防止対策を検討するとともに、木更津市宅地開発指導要綱により、防災措置を講ずるよう指導する。

(2) 教育施設の耐震化

学校施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす学習、生活の場、かつ、災害時には地域住民の応急避難場所としての役割を持つことから、市立の小中学校施設等について、計画的につり天井等非構造部材を含めた耐震化を進める。

社会教育施設である公民館等についても、災害の種類に関わらず地区住民の避難所であることから計画的な耐震化を進める。

(3) 文化財の防災対策

教育委員会は、文化財保護のための防災対策に努めるものとする。

(4) 高層建築物における対策

平成17年に起きた千葉県北西部を震源とする地震では、エレベーターに地震時管制運転装置が設置されていたにもかかわらず、閉じ込めが発生したことから、建築指導課は、エレベーターの閉じ込め対策の推進及びエレベーター停止に対する復旧の推進に努める。

ア エレベーターの閉じ込め防止対策

地震時のエレベーターの閉じ込め被害を防止するため、地震時管制運転装置を設けていない既存エレベーターについて、定期報告等の機会を捉えて同装置の設置の啓発に努める。

イ エレベーターの停止に対する復旧の推進

地震等の災害時に、揺れや停電によりエレベーターが停止し、閉じ込められた場合の復旧方策について、情報の共有化など関係団体等と連携し対策を進める。

(5) ブロック塀等の安全対策

建築指導課は、小学校、避難所周辺の区域を対象に広報を活用し希望者に点検を実施し、危険な塀等については、所有者に対し、改善を図るよう指導する。

また、生け垣、フェンス等への転換を促進するよう指導する。

(6) 落下物防止対策

建築指導課は、「木更津市耐震改修促進計画」に基づき、窓ガラス等の落下による歩行者等の被害を防止するため、建築基準法に基づく定期報告等の機会を捉えて、建築物において落下の危険がある部分について、落下防止対策を行うよう促すものとします。

(7) 建築防災体制の整備と安全対策の啓発

建築指導課は、地震による建築物等の損壊や損壊に起因した二次的な人や物への被害を未然に防止するための施策を、市内全域に的確かつ円滑に推進するとともに、地震に関する安全対策の啓発・普及に努める。

また、民間の建築関係団体との連携を図り、建築物の所有者や管理者向けの耐震相談窓口の開設、耐震相談会・講習会の開催、パンフレットの配布等により、地震に関する安全対策の啓発・普及に努める。

(8) ライフライン施設の耐震化

各ライフライン事業者は、事業計画等に基づき施設の耐震性及び代替性の確保等の対策を推進する。

ア 水道施設

かずさ水道広域連合企業団は、水道施設の耐震化を図るとともに、危機管理課と連携し、被災者に対する応急給水を可能とするため、応急給水施設及び応急給水資機材の整備を図る。

イ 下水道施設

下水道推進室は、処理場、ポンプ場及び管路施設についての耐震化等の整備を進める。

ウ 電力施設

東京電力パワーグリッド株式会社は、地震時における電力供給確保の観点から電気事業者が実施する電力施設の耐震性の確保及び代替電力の確保に協力して、これらの推進に努める。

エ ガス施設

東京ガスネットワーク株式会社は、ガス製造設備、ガス供給設備などのガス施設そのものを強固なものとするとともに、供給系統の多重化・拠点の分散、臨時供給設備の整備、緊急遮断装置の設置を推進することにより、二次災害の発生の防止に努める。

オ 通信施設

東日本電信電話株式会社は、震災時の迅速かつ的確な情報の収集・伝達と混乱の発生を防止するため、通信施設の耐震化を図るとともに、施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう二次的な通信施設の整備を図る。

3 道路及び交通施設の安全化

(1) 道路及び交通施設の耐震化

ア 道路

土木課及びその他道路管理者は、防災上重要な路線を重点的に、新設、拡幅整備を推進するほか、必要な補修を計画的に実施する。

イ 橋梁

土木課及びその他道路管理者は、市街地や主要路線上の老朽橋及び耐荷力の不足している橋梁については、架替・補修等の整備促進を図る。

ウ 鉄道

東日本旅客鉄道株式会社は、耐震化等の指針等に基づいて、構造物の耐震化や列車の安全に関する設備の整備に努める。

(2) 港湾施設等の安全化

県は、船舶による緊急物資、避難者、復旧資機材等の海上輸送のため、耐震強化岸壁、港湾緑地の整備等により港湾機能の確保に努める。

第6節 液状化災害予防対策

1 液状化対策の推進	建築指導課
2 ライフライン施設、公共施設の液状化対策	かずさ水道広域連合企業団、下水道推進室、土木課、県（君津土木事務所）
3 液状化対策の広報・周知	危機管理課、建築指導課
4 液状化被害における生活支援	健康推進課、社会福祉課、自立支援課、県（君津健康福祉センター）、木更津市社会福祉協議会

1 液状化対策の推進

市内の低地は、液状化の危険性が高く、地盤の不同沈下、陥没による建物の転倒、傾斜、沈下のおそれがあるため、建築指導課は、パンフレットの配布等により液状化対策に関する普及・啓発に努める。

2 ライフライン施設、公共施設の液状化対策

（1）上水道施設

かずさ水道広域連合企業団は、液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。

（2）下水道施設

下水道推進室は、液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。

（3）道路橋梁

土木課は、橋台や橋脚周辺の地盤の液状化が予想される橋梁については、液状化が予想される地盤の改良や固い支持地盤まで支持杭を打ち込むなどの方法を講じて落橋や倒壊を防ぐ。

（4）河川・海岸

通常、河川では大地震と洪水が同時に発生する確率はかなり低いですが、そのような地表面標高の低い地域では通常の水位（潮位）で浸水するおそれがあり、また海岸では地震発生とともに津波が予想されるため、堤防や護岸等の整備にあたっては、土木課は県及び関係機関と連携し、液状化対策など耐震対策を考慮して実施する。

3 液状化対策の広報・周知

（1）液状化現象に関する知識及び液状化危険度マップや揺れやすさマップの広報・周知

危機管理課は、東日本大震災を受け、県が平成 23 年度に行った液状化調査により判明した液状化発生原因や発生メカニズム、液状化被害が発生した地域特性について、揺れ（震度）によって液状化しやすい地域を示した「液状化危険度マップ」や「揺れやすさマップ」（平成 26・27 年度改訂）を用いて、市民にわかりやすく広報・周知する。

また、市民の液状化対策を推進するため、液状化の原因や対策を考えるのに重要な情報となる地盤情報を収集・公表し、市民に足元の地盤の成り立ちに関心を持ってもらうような施策を推進する。

（2）住宅の液状化対策工法の広報・周知

ひとたび液状化により住宅に被害が発生すれば、市民個人の生活や経済面に大きな負担がかかる。建築指導課は、「液状化危険度マップ」を参考に、液状化発生のリスクがある地域の住宅建築前においては、十分なボーリング等の地盤調査を実施し、液状化発生を抑制する基礎の強化や表層地盤改良などの液状化対策工法を選定して行うよう市民に対し広

報、啓発する。

既存住宅においては、液状化対策工法はかなり限られるが、国や大学等の研究機関が住宅建築後の液状化対策工法について研究を進めていることから、これらの研究結果や施工例の情報を収集して市民に広報する。

(3) 建築物の液状化対策講習会の開催

建築指導課は、建築技術者等の液状化対策に関する知識・技術の向上を図るため、「建築物の液状化対策講習会」等の受講を推進する。

4 液状化被害における生活支援

液状化現象による直接的な人的被害は、ほとんどないものとされているが、ライフラインの寸断などにより、生活に支障をきたす状況となる。特に、高齢者や障がい者等の要配慮者が、在宅での避難生活を送る中で、健康状態が悪化するなどの二次的な被害が発生することが考えられる。

これらの在宅の要配慮者に対する巡回健康相談や生活支援のため、健康推進課、社会福祉課及び自立支援課は、共助の取組みや君津健康福祉センター、社会福祉協議会などの福祉関係機関などの地域のネットワークによる取組みを促進する。

第7節 土砂災害等予防対策

1 土砂災害の防止・孤立集落対策	危機管理課、管理用地課、土木課、建築指導課、消防本部、県（君津土木事務所）
2 地籍調査の推進	管理用地課

1 土砂災害の防止・孤立集落対策

（1）危険箇所の調査把握等

市及び防災関係機関は、土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため危険箇所の実態を調査し、危険な箇所における災害防止策を講じるとともに、警戒避難体制の整備等を行う。

ア 土砂災害危険箇所の調査把握と危険箇所の周知

県は、基本指針に基づき、おおむね5年ごとに土砂災害警戒区域等の指定及び土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査を行い、土木課、危機管理課及び消防本部は、県が指定した土砂災害危険箇所及び土砂災害の危険性がある箇所を把握し、その被害の軽減を図るよう努める。

また、土砂災害危険箇所を地域防災計画に掲載するとともに、防災マップや盛土造成地の位置や規模を示した盛土造成地マップの作成、広報紙への掲載、パンフレットの配布、説明会の開催、現場への標識・標柱の設置等により周辺地域住民等に周知徹底を図り、あわせて一般住民への周知に努める。

イ 土砂災害警戒区域等の指定と警戒避難体制の整備

県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）」（平成12年5月8日法律第57号）第7条及び第9条の規定により、「土砂災害警戒区域」又は、「土砂災害特別警戒区域」の指定を行う。

危機管理課は、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項を地域防災計画に定めるとともに、避難行動要支援者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

また、土砂災害警戒区域等の指定がされていない土砂災害危険箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努める。

ウ 地震後の土砂災害危険箇所の緊急点検

震度5強以上の地震が発生した場合、平成19年12月に国土交通省が策定した「地震後の土砂災害危険箇所等緊急点検要領（案）」に基づき、県及び国土交通省は土砂災害危険箇所の緊急点検を実施し、管理用地課、土木課はこれに協力する。

また、危機管理課は県と協議を行い、緊急点検の実施に当たり住民などに不安を与えないように、緊急点検の実施目的、実施期間、実施範囲及び作業内容等について、住民・関係機関に対して事前に周知する。

エ がけ地近接危険住宅の移転

建築指導課は、がけ崩れ等による人命や財産を守るため「木更津市がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付要綱」に基づく補助金を交付し、移転等を促進する。

（2）急傾斜地崩壊対策

ア 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「急傾斜地法」という。）」（昭和44年7月1日法律第57号）第3条の規定により、「急傾斜地崩壊危険区域」の指定を行う。また、この指定区域に含まれていない土砂災害が発生するおそれがある箇所につ

いても、当該箇所及び周辺地域の状況に応じて区域指定の促進を図る。

■急傾斜地崩壊危険区域指定基準

次の各号に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの。

- ①急傾斜地の勾配が30度以上のがけ
- ②急傾斜地の高さが5m以上のがけ
- ③急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの

イ 行為の制限

県は、急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、措置の命令等を行う。

また、急傾斜地崩壊危険区域内の居住用建物については、建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築に関する制限の徹底を図る。

ウ 防止工事の実施

県は、急傾斜地崩壊危険区域内の自然がけに対し、急傾斜地の土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不相当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから順次、法面防護工、排水工等の防止工事を実施する。

エ 情報の伝達

危機管理課は、危険住宅に対して避難指示等の伝達のため、防災行政無線の戸別受信機を設置する。

(3) 土石流対策

県は、土石流危険渓流について、砂防法第2条により土石流の発生を助長するような行為を制限するため、砂防指定を促進し、土石流が発生するおそれの高い箇所から防止工事を実施する。

(4) 山地災害対策

県は、「山地災害危険地区調査要領」により、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区の調査を実施する。

(5) 孤立集落対策の推進

危機管理課は、地震災害時に孤立するおそれのある地区を把握し、予防措置等の対策を講ずる。

2 災害に強いまちづくり

災害による土地形状の変化が起こった際の円滑な復旧に資するため、管理用地課は県と協力し、第7次国土調査事業十箇年計画（令和2年度～令和11年度）に基づき、地籍調査を推進する。

※資料編1－4 木更津市がけ地近接住宅移転事業補助金交付要綱

※資料編5－1 土砂災害危険箇所

※資料編5－2 土砂災害(特別)警戒区域

第8節 避難行動要支援者等の安全確保のための体制整備

1 在宅要支援者への対応	危機管理課、社会福祉課、障がい福祉課、高齢者福祉課、 <u>介護保険課</u> 、 <u>自立支援課</u> 、 <u>子育て支援課</u> 、健康推進課
2 社会福祉施設における防災対策	社会福祉施設管理者
3 外国人への対応	危機管理課、 <u>オーガニックシティ推進課</u>

1 在宅要支援者への対応

危機管理課、社会福祉課、障がい福祉課、高齢者福祉課、介護保険課、自立支援課、子育て支援課及び健康推進課は、次のような在宅避難行動要支援者対策を行う。

(1) 避難行動要支援者情報の共有

ア 避難行動要支援者の所在把握

市では、「災害時要援護者支援プラン 全体計画（平成22年3月）」を策定し、「要援護者リスト」を整備・更新している。災害対策基本法の一部改定（平成25年6月、第四十九条の十）に定める「避難行動要支援者名簿」については、「要援護者リスト」を準用するものとする。

現在、避難行動要支援者の名簿は、地区の避難所に保管されており、災害発生時の住民の所在確認のために利用することとなっている。今後も随時、名簿の更新を行う。

また、在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している避難行動要支援者に関しても可能な限り把握する。

イ 所在情報の管理

平常時から名簿を提供することに同意を得られた避難行動要支援者について、自治会、自主防災組織、民生・児童委員、市社会福祉協議会、消防団、市消防本部、木更津警察署等の避難支援等関係者に名簿を提供する。

避難行動要支援者の所在情報は個人情報であり、個人情報保護の観点から必要最低限の限られた範囲での利用が求められているため、コンピュータを利用して、データ流出の防止等、情報の適切な管理の基に、常に必要最低限の情報が取り出せるように整備する。特に、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

なお、現在は、把握した要支援者名簿を各避難所に保管しており、災害時における情報の開示時期、どのような機関に対して情報を開示し、どのような協力を得ていくのか、情報開示の内容をどこまでの範囲にするのか、それぞれ定めておく。

(2) 支援体制の整備

自主防災組織の育成及び指導並びに社会福祉施設等への指導を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、自治会や町内会などの地域社会全体で避難行動要支援者を支援するための体制づくりを行う。

なお、体制づくりに当たっては、女性の意見を取り入れる等、支援体制の中に女性を位置づけるものとする。

(3) 個別避難計画の策定

「避難行動要支援者の避難行動に関する取組指針」（内閣府（防災担当）、（令和3年5月改定））に基づき、一人ひとりの避難行動要支援者の具体的な避難支援プランである個別避難計画の策定に努める。

ア 個別避難計画の作成

(ア) 作成に係る方針及び体制等

避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者の同意を得て個別避難計画の作成に努める。

作成に当たっては、地域の実情や避難行動要支援者本人の状況を踏まえ、ハザードマップ上危険な場所に居住する者等、特に優先して作成すべき対象を明確にする。また、避難支援等関係者、避難行動要支援者本人らと打合せて作成することを基本とするが、状況に応じて家族や自主防災組織等が作成する方式も考慮する。

(イ) 個別避難計画の記載事項

個別避難計画には、名簿情報に加えて次の事項を記載する。

A 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先

B 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

C 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(ウ) 個別避難計画のバックアップ

庁舎の被災等を考慮し、個別避難計画のバックアップ体制を築いておく。また、個別避難計画情報の提供に際し、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう適切な措置に努める。

(エ) 市における個別避難計画情報の適正管理

国が策定した『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。

イ 避難支援等関係者への個別避難計画情報の事前提供

避難行動要支援者の同意等を得た上で（条例に特別の定めがある場合を除く。）、避難支援等関係者に平時から個別避難計画を提供、共有する。また、個別避難計画を提供された避難支援等関係者に対し、情報の漏えい防止に必要な措置を講ずる。

ウ 個別避難計画の更新

避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法の変更等を適切に反映するため、適宜、個別避難計画を更新する。

エ 個別避難計画未作成者の支援体制の整備

個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から避難支援等に携わる関係者への必要な情報提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など必要な配慮をする。

オ 地区防災計画との整合

地区防災計画を作成する際は、地区全体の円滑な避難、地区内居住者の個別避難計画との一体的な運用のため、両計画の整合を図り、訓練等に努める。

カ 県との連携

県に個別避難計画等の作成状況を報告し、必要に応じて助言を求める。

(4) 防災設備等の整備

一人暮らしや、寝たきり高齢者・障がい者等の安全を確保するための緊急通報システム及び聴覚障がい者等への災害情報の伝達を確実にを行うための文字放送受信装置、電光掲示板等の普及に努める。

また、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。

(5) 避難施設等の整備及び周知

避難行動要支援者に特別な配慮をするための福祉避難所の整備に努め、県の「災害時における避難所運営の手引き」に基づき、避難行動要支援者が避難生活を送るために必要となる資機材等の避難施設等への配備、避難場所への手話通訳及び介護ボランティア等の派遣ができるよう木更津市社会福祉協議会等との連携など避難行動要支援者に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努めるとともに、平時から要配慮者及びその支援者等に対し積極的な周知に努める。

ア トイレ、車椅子、簡易ベッド等の障がい者・高齢者用備品

イ 児童遊具、ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備

また、避難場所への手話通訳、介護ボランティア等の派遣ができるよう木更津市社会福祉協議会等との連携に努める。

(6) 防災知識の普及、防災訓練の実施

避難行動要支援者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配布する等、広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるよう努める。

(7) 避難指示等の情報伝達

避難行動要支援者について、その状態に応じた情報伝達体制の確立に努めるとともに、発災時には、速やかに巡回等による避難指示等の周知を図る。

(8) 避難計画の作成

避難行動要支援者の避難誘導について、避難順位、避難後の対応、被災した避難行動要支援者等の生活の確保を考慮した避難計画を作成する。なお、職員及び自主防災組織の隊員等による避難確認を行うものとする。

2 社会福祉施設における防災対策

(1) 施設の安全対策

施設管理者は、施設の耐震化等、災害に対する安全性の向上に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧等に必要な非常用の自家発電機等の防災設備の整備に努める。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、消防署の指導などを受け、防火管理者等を中心として防災組織を整え、職員の任務分担、動員網、緊急連絡体制等を明確にしておく。

また、日頃から近隣住民及び自主防災組織等とのつながりを深め、入通所者の実態等に応じた支援・協力が得られるよう体制づくりを行う。

(3) 施設の防災計画の作成

施設管理者は、災害時における業務の内容と従事職員の役割分担を整備し、施設の保全対策や入通所者の避難対策等を明確にした施設の防災計画を作成するものとする。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、職員や入通所者に対し、地震に関する知識や災害時にとるべき行動について、理解や関心を高めるための実践的な教育と防災訓練を定期的に行う。

3 外国人への対応

オーガニックシティ推進課は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人を「避難行動要支援者」と位置づけ、多言語による広報の充実を図るとともに、通訳派遣等に関するボランティア団体との連携などを行う。また、危機管理課は、オーガニックシティ推進課等と連携し避難場所等の標識の多言語化に努め、外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施に努める。

観光振興課は、災害時における外国人観光客の安全確保を図るため、観光協会との連携強化に努める。

第9節 情報連絡体制の整備

1 市における災害情報通信施設の整備	危機管理課
2 県における災害情報通信施設の整備	千葉県
3 警察における災害通信網の整備	木更津警察署
4 アマチュア無線の活用	危機管理課
5 その他の通信網の整備	危機管理課

1 市における災害情報通信施設の整備

(1) 災害通信網の整備

危機管理課は、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの災害関連情報等の収集や住民等への情報発信を図るため、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、市防災行政無線等の多様な通信手段の整備拡充に努める。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより当該地域の住民と市との双方向の情報連絡体制を確保すること等に留意する。

また、上記の通信施設や非常用電源を耐震や耐水等を考慮して整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底等を図る。

(2) 非常通信体制の強化

危機管理課、県及び防災関係機関は、災害時等に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第74条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、関東地方非常通信協議会の活動等を通じて、非常通信体制の整備充実に努める。

また、緊急を要する通信を確保し、又は優先通信の途絶に対処するため、非常（緊急）電報及び非常通信を活用するよう東日本電信電話株式会社及び各施設管理者の協力を確保しておく。

2 県における災害情報通信施設の整備

県は、防災情報の迅速・確実な受伝達と通信の高度化を図るため、防災行政無線を整備し、運用している。

(1) 無線設備設置機関

県庁と地域振興事務所、土木事務所、農業事務所（一部）、健康福祉センター（保健所）、教育事務所等の県出先機関及び市町村、消防本部、気象官署、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災機関 258 機関に無線設備を設置している。

(2) 通信回線

ア 地上系通信回線

県庁、地域振興事務所、土木事務所等の県出先機関、市町村及び消防本部、銚子地方気象台の間を光専用線回線又は多重マイクロ無線で結んでいる。

イ 衛星系通信回線

県庁、地域振興事務所、土木事務所、農業事務所（一部）、健康福祉センター（保健所）、教育事務所等の県出先機関、市町村、消防本部、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災機関との間を衛星系通信回線で結んでいる。

ウ 移動系通信回線

県内に整備した 10 箇所の基地局を通じて、県庁と県内全エリア内の移動局との通信が可能な全県移動系回線を整備し運用している。

(3) 通信機能の概要

ア 個別通信機能

防災無線設備設置機関は、相互に一般加入電話が輻輳した場合でも利用可能な専用回線による電話、ファクシミリ、データ伝送による通信が行える。また、消防庁や地域衛星通信ネットワークを整備した他都道府県等とも同様に、相互に通信が可能である。

イ 一斉通報機能

県庁からネットワークを構成する全機関には、ファクシミリ、音声及びデータ伝送による一斉通報が行える。

ウ 映像伝送機能

県庁及び衛星通信車から衛星系通信回線を利用して、衛星系通信回線による無線設備を設置した県内の機関及び地域衛星通信ネットワークを整備した他都道府県に対し災害現場の映像等を伝送することができる。

(4) 災害時等に対する設備対策

ア 回線帯域制御機能

発災時等における通信の輻輳に対処するため、地上系光ファイバー回線に回線帯域制御機能を備えており、重要な通信を優先して伝送することができる。

イ 機器監視制御

県庁防災行政無線統制室において、全局の運用状態を常時コンピュータで集中監視・制御している。

ウ 通信回線の2ルート化

県庁と土木事務所等の県出先機関、市町村及び消防本部等の間は、衛星系通信回線と地上系通信回線により通信回線を2ルート化しており、情報伝達の確実性を図っている。

エ 予備電源の配備

停電に備えて、全局に予備電源装置（発動発電機、無停電電源装置、直流電源装置等）を配備している。また、県庁においては、津波発生時にも有効に稼働するよう電源装置の移設を行う。

オ 衛星通信車（ちば衛星号）の配備

衛星系通信回線を利用した映像送信機能のほか、電話、ファクシミリによる個別通信機能を有した衛星通信車を配備しており、災害現場における情報収集や通信機能が停止した機関の代替無線局として活用できる。

カ 可搬型地球局の配備

災害現場や通信設備が停止した機関に搬送して、衛星系通信回線による電話及びファクシミリによる通信ができる可搬型地球局を県庁、地域振興事務所及び県防災センターに配備している。

キ その他の設備の配備

災害発生時、既設通信回線が使用できなくなった場合の代替手段として、災害対策本部の支部となる地域振興事務所等に衛星携帯電話等を配備する。

ク 通信訓練の実施

県防災行政無線が設置されている機関において、機器等の熟知及び災害発生時における円滑な操作を図るため、定期的に通信訓練を実施する。

(5) 運用体制

ア 県防災行政無線統制室は、災害時における迅速、的確な情報の受伝達と全局の機器の運用状態の監視・制御のため、職員等による24時間体制をとっている。

イ 県は通信機器等を、大雨等による水害に対処できるよう地域の状況を勘案のうえ設置し、

また、災害時の通信確保を図るため通信運用マニュアル等を作成し、各局を指導している。

(6) 機器の保守体制

県は通信機器の定期的な保守点検を行い、性能の維持及び障害の未然防止を図っている。
なお、機器に障害が発生した場合は、速やかに復旧処理にあたる体制をとっている。

3 警察における災害通信網の整備

警察災害通信施設は、災害の発生に備え、又は災害発生時における、災害救助、災害復旧等に使用することを考慮して整備されている。市長は、災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定により警察通信施設を使用できる。

4 アマチュア無線の活用

アマチュア無線による通信は、災害時に一般加入電話等が使用できない場合の代替通信手段として効果があることから、危機管理課は、ボランティアによるものであることを配慮の上、必要に応じて、アマチュア無線関係団体に災害情報の収集伝達について協力を要請する。
このため、危機管理課とアマチュア無線関係団体は共同して非常通信訓練を行うなど、平常時から連携強化に努める。

5 その他の通信網の整備

危機管理課は、CATV、コミュニティFM、インターネット等多様な通信メディアの活用について検討し、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

第10節 備蓄・物流計画

1 食料・生活必需品等の供給体制の整備	危機管理課、県
2 医薬品及び応急医療資機材等の整備	健康推進課
3 燃料対策	管財課

1 食料・生活必需品等の供給体制の整備

危機管理課は、災害に備えて食料、飲料水、日用品、燃料類、工具等資器材を備蓄し、備蓄目標の達成を図る。特に、備蓄物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置等を勘案した分散備蓄にも配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど体制の整備に努める。

また、災害が発生した場合、災害応急対策、災害復旧に使用できるよう、常時点検・整備を実施するとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

県は、市町村の備蓄を補完し、災害応急活動を円滑に実施するため、中央防災センターほか県下10箇所及び県内10市町村に分散して備蓄している。危機管理課は、千葉県防災情報システムの中の「物資管理情報システム」により備蓄情報を共有化し、県の備蓄等の活用を図る。

(1) 備蓄意識の高揚

危機管理課は、家庭や事業所等における「最低3日、推奨1週間」の食料や飲料水、生活必需品を備蓄することについて品目や量、普段使用しているものを災害時にも使用する方法など、市民の備蓄の考え方やノウハウの普及啓発を推進するとともに、自主防災組織等への炊き出し用機材や救助用機材などの整備を促進する。

(2) 備蓄・調達体制の整備

「平成19年度千葉県地震被害想定調査」によれば、東京湾北部地震が発生した際の避難者数は47,748人と想定されており、県の「災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画」の考え方を参考に、避難者数の3日分を目標とした備蓄に努める。

市における備蓄及び調達は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであるが、危機管理課は、基礎的な地方公共団体として一義的に被災者への食料・生活必需品等の供給を行う責務を有していることから、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄・調達体制の整備に努める。

ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・生活必需品などの物資や避難所運営に必要な資機材等（感染症対策を含む。）を中心とした備蓄に努める。なお、備蓄物資の選定に際しては、地域特性や要配慮者・女性・子供（特に乳幼児）の避難生活等に配慮する。

イ 被災者に物資を迅速に提供するため、避難所への分散備蓄の推進や輸送体制の構築などに努める。

ウ 消費期限が短いなどの備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努めるものとし、関係事業者等との協定締結の推進に努める。

(3) 市及び県における災害時の物流体制の整備

民間からの調達や国や他都道府県からの支援により供給される大量の物資を迅速に目的地へ届けるためには、円滑な物流体制を構築することが重要であり、危機管理課及び県は、平時から体制整備に努めるものとする。

ア 県における物流体制

県は、市の要請等に基づき、又は災害の状況に応じ要請を待たずに、備蓄、民間からの調達又は国や他都道府県への要請等により必要な物資を確保し、市の指定する拠点まで物資を輸送する役割を果たす必要がある。大量の支援物資等の受入れ、在庫管理及び払出しを円滑に行い、かつ迅速に目的地へ輸送するため、物資の集積拠点としての物流倉庫や、輸送車両・機材・ノウハウの提供等について、倉庫業界・トラック業界などの民間物流事業者の協力を受けるなど、官民連携による物流体制を構築するものとする。

イ 市における物流体制

市は、指定した拠点へ搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給する役割を果たす必要がある。そのため、平時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、民間物流事業者、NPO、住民団体等と連携するなどの体制整備に努める。

また、危機管理課は、選定した集積拠点を県に報告するものとする。なお、物資集積拠点の選定に当たっては、公的な施設のみならず、民間物流事業者の管理する物流倉庫も検討する。

2 医薬品及び応急医療資機材等の整備

(1) 災害用医薬品等の確保体制の整備

健康推進課は、初動救護活動に必要な医薬品・医療用資機材を君津健康福祉センター・君津木更津医師会等と連携して供給の調整に努める。

(2) 応急医療資機材の備蓄

大規模災害発生時の円滑な医療救護活動の実施を図るため医療救護活動に必要な応急医療資機材を健康福祉センター等に整備しており、健康推進課は県と連携し、平時から体制整備に努める。

3 燃料対策

管財課は、緊急車両への優先給油や災害対策施設（災害対策本部、避難所、病院等）への燃料供給を円滑に行うため、LPガス協会及び千葉県石油商業協同組合との災害協定に基づき、実施体制を整備する。

第11節 防災施設の整備

1 防災拠点の整備	危機管理課
2 緊急輸送の環境整備	危機管理課
3 避難施設の整備	危機管理課、教育部、管理用地課、土木課、市街地整備課、都市政策課

1 防災拠点の整備

危機管理課は、災害時に地域における災害活動の拠点となるように非常時の業務遂行上、最低限必要な電源設備の整備、ならびに災害用備蓄倉庫、耐震性貯水槽等で構成される拠点の整備に努める。

2 緊急輸送の環境整備

危機管理課は、道路・橋梁等の災害により、車両による輸送が不可能になった場合に備えて、ヘリコプターの離発着が可能な場所の選定を行い、必要な整備を進めるとともに、地域の実情を踏まえ、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておくものとする。

3 避難施設の整備

危機管理課は、災害対策基本法、内閣府の「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」及び「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」、県の「災害時における避難所運営の手引き」により指定緊急避難場所及び指定避難所を指定、整備する。

また、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等へ周知徹底する。

その他、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

■避難場所等の役割

指定緊急避難場所	指定緊急避難場所は、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものとし、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周囲等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのない場所とする。 なお、津波が発生、又は発生するおそれがある場合に使用する施設については、想定される津波の水位以上の高さに避難スペースがあり、避難上有効な階段その他の避難経路を有するものを指定する。
指定避難所	指定避難所は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れることが可能な構造又は設備を有し、災害による影響が比較的少なく、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定避難所として指定し、住民への周知徹底を図る。

(1) 指定避難所の整備

教育部及び避難所に指定された施設管理者は、避難所に指定した建物については、県の「災害時における避難所運営の手引き」により、次のような設備を整備する。

ア 施設の選定にあたっては、耐震性、耐火性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、対象地域の被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものの指定に努める。また、平時から指定避難所の所在地、収容人数等を住民に周知するほか、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知する手段の整備に努める。

イ 避難所に指定した建物については、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明など避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

- ウ 上記イの設備を稼働させるために必要な電源や燃料の確保を図る。また、その際、エネルギーの多様化に努める。
- エ 避難所における救護所の施設整備に努める。
- オ 避難所における公衆無線LAN等の整備に努める。
- カ 避難所に要配慮者の入所できる福祉避難室用のスペースの確保について考慮するものとする。
- キ 避難所に食料（アレルギー対応食品等を含む）、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、簡易ベッド、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、LPガス等の非常用燃料の確保に努める。
- ク 避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、要配慮者に配慮した資機材等の整備及び生活相談職員（おおむね10人の要配慮者に1人）等の配置等に努める。
- ケ 福祉避難所を指定する際は受入れ対象者を特定して公示し、平時からその周知に努める。また、個別避難計画の作成等の際に、福祉避難所に受け入れる避難行動要支援者を調整し、避難行動要支援者が福祉避難所へ直接避難できる体制の整備に努める。
- コ 間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。
- サ 指定避難所の運営管理のためマニュアルの作成、訓練等を通じて、必要な知識等の普及に努める。この際、住民等に対しては、住民等が主体的に避難所を運営する体制、熱中症の予防、対処法等の普及啓発に努める。
- シ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、事前に教育委員会等関係部局や地域住民等関係者との調整に努める。
- ス 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者及び関係部局との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

（2）避難施設管理体制の整備

危機管理課は、避難を実施するにあたり、平日休日の別、昼夜間を問わず、施設が即時に利用可能であることが重要である。そのため危機管理課は、門、建物の鍵等の管理体制を施設・市・地域代表の間で明らかにし、緊急時の対応策を検討する。また、「災害時における避難所運営の手引き」を参考とし、施設・市・地域代表との避難所の運営について検討し、避難所ごとに運営マニュアルの整備を図る。

（3）避難路の整備

管理用地課、土木課、市街地整備課、都市政策課は、災害時において住民が安全に避難できるよう道路網の整備に努めるとともに、安全性の点検及び安全対策の促進に努める。

（4）指定緊急避難場所の周知

危機管理課は、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

なお、住民への周知は、次の方法を検討する。

- ア 「広報きさらづ」に掲載する。
- イ 防災訓練や自主防災組織の訓練等において、周知を図る。

ウ 避難場所付近に避難場所の名称、方向等を示した誘導標識を設置する。

(5) 誘導標識の設置

危機管理課は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格（JIS）に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

※資料編3－1 避難場所等一覧

第12節 帰宅困難者対策

1 帰宅困難者等	危機管理課
2 一斉帰宅の抑制	危機管理課
3 帰宅困難者等の安全確保対策	危機管理課
4 帰宅支援対策	危機管理課
5 関係機関と連携した取組み	危機管理課、関係各機関

1 帰宅困難者等

(1) 帰宅困難者の定義

震災発生時の外出者のうち、地震の発生により交通機関の運行が停止した場合に、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人を「帰宅困難者」とする。

また、自宅までの距離が近く、徒歩による帰宅が可能な人を「徒歩帰宅者」とし、「帰宅困難者」及び「徒歩帰宅者」の両方を含めて「帰宅困難者等」とする。

(2) 事業所等への要請

危機管理課は、学校、事業所、大規模集客施設等、災害時に交通が途絶した場合に、児童・生徒、従業員、来客者等が帰宅困難者となるおそれのある施設の管理者に対し、帰宅困難者対策を検討するように要請する。

2 一斉帰宅の抑制

(1) 帰宅困難者対策の普及・啓発

危機管理課は、「首都直下地震対策大綱」における「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底、九都県市首脳会議における情報提供や徒歩帰宅支援や県の対応検討の結果について、リーフレットやホームページ等で普及啓発を行う。

また、千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会において、参加市町村、鉄道事業者、民間企業団体とも連携して定期的に一斉広報を実施する。

(2) 安否確認手段の普及・啓発

一斉帰宅行動を抑制するためには、家族等との安否確認手段が確保され、かつ周知されていることが必要である。このため、危機管理課は、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板、web171、J-anpi、ツイッター・フェイスブック等のSNS、IP電話など、複数の安否確認手段について、発災時に利用してもらえるよう広報・啓発を行うとともに、企業や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

(3) 帰宅困難者等への情報提供

学校、事業所等関係機関において児童・生徒、従業員等を待機させる判断をすることや、個々人が望ましい行動を取るためには、地震情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を適切なタイミングで提供することが必要である。

このため、危機管理課は、「むやみに移動を開始しない」ことの呼びかけ、地震に関する情報、被害情報、一時滞在施設の開設状況などについて、テレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用して主体的に提供していく。

また、駅周辺ごとに設立される、駅周辺帰宅困難者等対策協議会においても、情報連絡体制及び提供方法を検討し、情報提供していく。

さらに、関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、防災ポータルサイト、SNS、駅周辺の大型ビジョンやデジタルサイネージなどを活用した情報提供についても検討・実施していく。

(4) 学校、事業所等関係機関における施設内待機のための対策

「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底するため、危機管理課は、学校、事業所等関係機関に対し、児童・生徒、従業員等を安全に待機させるための耐震診断・改修、家具の転倒・落下・移動防止等の環境整備、従業員等との安否確認手段の確保・家族との安否確認手段の周知などの対策を要請する。

また、施設内待機方針や安否確認手段の従業者への周知、飲料水、食料、毛布などの備蓄について、企業は自らの準備に努めることとし、学校など関係機関については、家庭や地域と連携協力して準備に努めることとする。

3 帰宅困難者等の安全確保対策

(1) 一時滞在施設の確保と周知

危機管理課は、所管する施設から耐震性などの安全性を考慮したうえで、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などを一時的に受け入れるため、市有施設を一時滞在施設として指定する。

民間施設については、市が当該事業者と協議を行い、事前に協定を締結し、一時滞在施設として確保する。

また、一時滞在施設の周知を図るとともに、施設における情報提供や物資の備蓄のあり方についても検討する。

(2) 大規模集客施設や駅等における利用者保護の要請

大規模集客施設や駅等における利用者保護のため、危機管理課は、あらかじめ駅周辺帰宅困難者等対策協議会などにおいて大規模集客施設や駅等の関係機関との情報連絡体制の整備を図る。また、震災の発生時に適切な待機や誘導が行われるよう要請する。

(3) 企業、学校など関係機関における訓練実施の要請

危機管理課は、企業・学校など関係機関に対し、従業員や顧客、児童・生徒の混乱防止、誘導訓練、情報の収集伝達訓練、安否の確認及び情報発信訓練など、帰宅困難者等の発生を想定した訓練の実施を要請する。

4 帰宅支援対策

(1) 帰宅支援対象道路の周知

危機管理課は、千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会において選定した帰宅支援対象道路について、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会における支援方策等の検討結果を踏まえ、周辺市と連携して周知を図る。

(2) 災害時帰宅支援ステーションの確保と周知

危機管理課は、九都県市首脳会議における協定締結事業者の確保と併せて、県内で店舗を営営する事業者との協定締結を進め、災害時帰宅支援ステーションを確保する。

また、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、事業者と連携して、ホームページや広報誌などを活用した広報を実施する。

5 関係機関と連携した取組み

(1) 千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会

市町村や交通事業者、大規模集客施設事業者や経済団体など関係機関の参画を得て設立した「千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会」を中心に、個人で準備・行動できることの普及・啓発を図るとともに、関係機関との連携を図りながら対策を検討・実施する。

(2) 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会

平成23年9月に設立された、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会において、国や周辺都県市、民間企業団体等と連携を図るとともに、検討の成果を本市の帰宅困難者等対策へ反映させる。

(3) 九都県市首脳会議（地震防災・危機管理対策部会）

ア 平常時から一人ひとりが行える対策として、災害用伝言ダイヤル・災害用伝言版サービスの啓発リーフレットの配布、ポスターの掲示、ホームページ等による普及・啓発活動を実施する。

イ また、救急・救助活動が落ち着いた後にやむを得ず徒歩で帰宅する人々を支援するため、飲料水、トイレ、情報の提供などを内容とした協定を関係事業者等と締結し、「災害時帰宅支援ステーション」の確保を進める。

(4) 大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組み

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、平常時から利用者の保護に係る方針を定めておくとともに、震災発生時の施設内待機に係る案内や安全な場所への誘導手順についてもあらかじめ検討しておくよう努める。

第13節 防災体制の整備

1 防災組織の整備	危機管理課、社会福祉課、障がい福祉課、高齢者福祉課、自立支援課、各部・各課等、防災関係機関、社会福祉施設管理者
2 協定締結の推進	危機管理課、協定運用担当課
3 ボランティア活動の環境整備	危機管理課、社会福祉課
4 応急医療体制の整備	健康推進課
5 給水体制の整備	危機管理課、かずさ水道広域連合企業団
6 業務継続計画の推進	危機管理課、各部・各課等

1 防災組織の整備

(1) 木更津市

各部等の各課等は、災害発生時の応急対策を迅速かつ的確に行えるように、対策の内容、手順等について関係する庁内各部、関係機関等と協議、調整を行い、マニュアル等の作成を行う。また、市職員は、地域防災計画、マニュアル等について理解し、配備基準、参集場所、自らの役割を確認する。

(2) 防災関係機関

防災関係機関は、各防災関係機関との緊密な連携のもとに、災害対策を的確かつ効果的に実施できるよう必要な組織を整備し、その改善に努める。

(3) 自主防災組織

ア 自主防災組織の結成促進

危機管理課は、災害発生による被害の防止及び軽減を図るため、町内会を単位とする自主防災組織の結成を促進する。

イ 自主防災組織の育成

危機管理課は、自主防災組織が十分な能力を発揮できるよう防災知識の普及、自主防災組織の訓練への指導・助言、中核リーダーを対象とした研修会への参加促進を行う。特に、日頃から地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験・能力を活用する。

また、木更津市自主防災資器材交付要領に基づいて、新規の自主防災会組織に資器材の交付を行う。

ウ 避難行動要支援者の支援体制の充実

危機管理課、社会福祉課、障がい福祉課、高齢者福祉課、自立支援課は、災害時において、高齢者、障がい者等の地域の避難行動要支援者に対する情報の伝達や避難支援が円滑に行われるよう「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づき、自主防災組織等住民の連携による支援体制の充実に努める。

2 協定締結の推進

(1) 災害時応援協定の締結

災害時に協力を要請する各種団体等と災害時の労務・技術・車両・資機器材の提供協力について、具体的に協議し、協定の見直し・締結を図る。検討すべき事項としては、災害時の連絡体制、活動体制、運用資機材の確保等があげられる。

なお、災害時応援協定は、協定に係る業務を所管する課（以下「協定運用担当課」という。）が締結を行う。

(2) 災害時物資供給協定の締結

協定運用担当課は、あらかじめ関係団体・企業等と協議し、在庫の優先的供給を受ける等協力業務の内容、協力方法等について、協定の締結促進に努める。

また、災害時に積極的な協力が得られるよう、平常時からのコミュニケーションの強化に努める。

3 ボランティア活動の環境整備

(1) 受け入れ体制等の整備

社会福祉課は、災害時のボランティアの受け入れや活動の調整及び運営が円滑に行われるよう木更津市社会福祉協議会等の関係団体と協議して必要な環境整備を行う。

迅速なボランティアの受け入れ、活動の調整が機能するよう事前に市内ボランティア組織などへ協力を要請する。

(2) ボランティア意識の啓発

危機管理課は、社会福祉課と連携して、毎年1月17日の「防災とボランティアの日」及び1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」を中心に実施する講演会やシンポジウムなどの諸行事を通じ、ボランティア意識の啓発を図る。

また、毎年9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に実施する防災訓練等に住民とボランティア団体等の参加を求めることにより、ボランティア活動に対する啓発と連携を強化する。

(3) ボランティアリーダーの養成

危機管理課、社会福祉課は、県、日本赤十字社千葉県支部等が開催する研修会や講習会への参加を促し、ボランティアリーダーやコーディネーターの養成を進める。

4 応急医療体制の整備

健康推進課は、災害時に傷病者に対する医療救護が傷病の程度に応じて実施されるよう千葉県、君津木更津医師会その他の関係機関等に協力を求め、必要な体制整備を図る。特に、市域の発展、病院・医院の開設状況に応じて、応急医療が実施できるよう継続的に体制整備に努める。

5 給水体制の整備

(1) 給水資器材の整備

危機管理課は、かずさ水道広域連合企業団と連携し、被災者への円滑な給水活動が行えるよう、給水用資器材の整備・充実を図る。特に給水車、タンク車から被災者へ給水する場合には、ポリタンク、ビニールバケツ等が必要であるため、応援団体の協力を得て調達する。

(2) 貯水槽、災害用井戸の整備

危機管理課は、給水施設等が破損し、応急復旧対策が完了するまでの間、被災者に飲料水を供給するために、飲料水兼用耐震性貯水槽及び災害用井戸を整備する。

(3) 協力体制の整備

危機管理課は、住民・自治会等役員・消防団等に対して、災害発生時の給水体制を構築するため、貯水及び給水に関する広報を徹底し、災害時給水活動の中心的な担い手となるよう働きかける。

また、かずさ水道広域連合企業団は、県内水道事業体、水道用水供給事業体及び管工事業協同組合との協力体制を維持し、災害時応急給水への備えとする。

6 業務継続計画の推進

危機管理課及び各部・各課等は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の見直し等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特徴等を踏まえつつ、必要な資源の継続的確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証を踏まえた改訂などを行うものとする。

※資料編 1－5 木更津市自主防災資器材交付要領

※資料編 2 災害協定書・覚書等一覧表

※資料編 4－1 災害備蓄倉庫一覧

※資料編 4－2 災害用備品等備蓄状況

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害対策本部活動

1 災害対策本部	各部・班
2 職員の動員・配備	各部・班
3 初動体制	各部・班
4 災害救助法の適用手続き等	本部班

1 災害対策本部

(1) 災害対策本部の設置及び廃止

市長は、応急対策を実施するため、次の基準により災害対策本部を設置する。

なお、災害の危険がなくなったとき、又は、災害発生後における措置がおおむね終了したときは、災害対策本部を廃止する。

■災害対策本部設置基準

- | |
|--|
| ①市域に震度5強以上の地震が発生したとき（自動設置） |
| ②津波予報区の東京湾内湾に、気象庁から大津波警報が発表されたとき（自動設置） |
| ③東海地震にかかる地震予知情報（警戒宣言）が発表されたとき（自動設置） |
| ④その他、市長が必要と認めたとき |

(2) 関係機関への通知

災害対策本部を設置又は廃止した場合、本部班は、直ちに、電話その他適当な方法により下記に通知する。なお、設置の場合は、必要に応じ各機関に対し本部連絡員の派遣を要請する。

■関係機関への通知先

①防災会議委員	②隣接市の長	③警察署長
④その他防災関係機関	⑤県知事	⑥報道機関

(3) 本部設置時の措置

本部班は、災害対策本部を設置するときは、次の措置を行う。

- ア 庁内放送、電話等により、市職員に周知し徹底を図る。
- イ 市役所駅前庁舎8階防災室・会議室に本部を設置する。周辺の状況により市庁舎の使用に不都合が生じる状態となったときは、真舟小学校に設置する。
- ウ 本部に必要な機器、書類・文具等の物品を用意する。

(4) 組織

災害対策本部の組織及び組織の運営は、「木更津市災害対策本部条例」及び「木更津市災害対策本部組織運営規程」の定めるところによる。

なお、組織の概要を以下に示す。

- ア 市長を災害対策本部長（以下「本部長」という。）とする。
- イ 副市長を災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）とする。
- ウ 本部長付は、教育長をもって充てる。
- エ 本部に本部会議を置く。本部会議の構成員は、次のとおりとする。
 - (ア) 本部長
 - (イ) 副本部長
 - (ウ) 本部長付
 - (エ) 各部長（市役所・教育委員会の各部の部長、議会事務局長、消防長）
 - (オ) 本部長が指名する者

- オ 本部会議に応急対策を実施するうえで必要と認められる時は、専門会議を置く。
カ 本部に部、本部事務局、連絡所をおき、部に班をおく。
キ 本部事務局は、本部班、本部事務局員及び連絡員等をもって構成する。

(5) 指揮

災害対策本部の設置及び指揮は、本部長（市長）の権限により行われるが、本部長（市長）の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任したものとする。

■災害対策本部の指揮権限の委任

第1位	副市長	第2位	教育長	第3位	総務部長

(6) 現地災害対策本部の設置

本部長（市長）は、応急対策を実施するうえで必要と認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

ア 組織編成

(ア) 現地災害対策本部長は、副本部長、本部員及びその他の職員のうちから本部長が指名するものをもって充てる。

(イ) 現地本部員は、現地本部長と各部長と協議の上、指名するものをもって充てる。

イ 所掌事務

(ア) 本部長の指示による応急対策の実施

(イ) 被害状況、復旧状況の情報伝達

(ウ) 関係機関との連絡調整

(エ) 各種相談業務の実施

(オ) その他緊急を要する応急対策の実施

ウ 設置場所

現地本部の設置場所は、災害現地又は市の施設とする。

(7) 事務分掌

本部の事務分掌は、「木更津市災害対策本部条例」及び「木更津市災害対策本部組織運営規程」の定めるところによる。

(8) 災害対策本部の機能強化

ア 全般

各種災害発生時に災害対策本部が組織的かつ効果的に機能発揮できるよう、災害対策本部の組織の継続的な見直しや体制の強化、施設・設備の強化、様々な場面を想定した災害対策本部運営訓練等の各種の訓練を実施すること等により、災害対策本部の継続的な強化を図る。

イ 情報収集・発信体制の強化

被害情報及び応急対策活動等に関する各種情報を収集し、迅速かつ正確な情報を市民に発信するため、情報収集・発信体制の継続的な強化を図る。また、関係機関に対し、各機関のヘリコプター等による情報収集を要請する等、幅広い手段による情報収集に努める。

ウ 避難所運営機能の強化

災害対策本部に避難所運営等支援班を設置し、各避難所の避難者数、要支援者等の状況及び支援物資のニーズの把握や感染症対策等を実施し、避難所運営体制を継続的に強化する。

エ 災害対策本部施設・設備の強化

円滑な災害対策本部活動を行うため、災害対策本部活動の拠点となる市庁舎の継続的な機能強化を図るとともに、迅速かつ正確な情報の収集及び発信等のための情報システム等について継続的に強化する。

オ 職員の応援及び受援体制の強化

災害時において、応援職員の要請及び派遣を迅速かつ効果的に実施するため、災害対策本部に応援職員支援班を設置し、災害対策本部各部の業務の集中状況や人員の不足状況等の把握、県や他自治体との応援職員派遣の調整等を行い、災害対策本部機能の維持・促進を図る。

カ 合同調整所の設置

市又は県は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、合同調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図る。

キ 災害対策本部運営訓練の充実

災害に際し、災害対策本部を真に効率的・効果的に機能させるため、年間を通じて実際の災害対策本部運営訓練（電源及び連絡手段喪失を前提とした訓練等）を行い、市職員の能力向上を図るとともに、関係機関等との連携についても強化を図る。

木更津市災害対策本部組織図

本部長	市長
副本部長	副市長
本部長付	教育長

部等名	班名	班員（構成する課の職員）
市長公室部	秘書班	秘書課
	経営改革班	経営改革課・公共施設マネジメント課
	シティプロモーション班	シティプロモーション課
	被害調査班	市長公室長が指名する職員
総務部	本部班	危機管理課、総務課
	職員班	職員課
	管財班	管財課
	資産管理班	資産管理課
	被害調査班	総務部長が指名する職員
企画部	企画班	企画課、地域政策課、オーガニックシティ推進課
	被害調査班	企画部長が指名する職員
財務部	財政班	財政課
	市民税班	市民税課
	資産税班	資産税課
	収税対策班	収税対策室
	会計班	会計室
	被害調査班	財務部長が指名する職員
市民部	市民班	市民課
	保険年金班	保険年金課
	市民活動支援班	市民活動支援課
	被害調査班	市民部長が指名する職員
健康子ども部	子育て支援班	子育て支援課
	こども保育班	こども保育課
	健康推進班	健康推進課
	スポーツ振興班	スポーツ振興課
	被害調査班	健康子ども部長が指名する職員

部等名	班名	班員（構成する課の職員）
福祉部	社会福祉班	社会福祉課、自立支援課
	障がい福祉班	障がい福祉課
	高齢者福祉班	高齢者福祉課、介護保険課
	被害調査班	福祉部長が指名する職員
環境部	環境衛生班	環境政策課、生活衛生課
	廃棄物対策班	まち美化推進課、火葬場建設課
	被害調査班	環境部長が指名する職員
経済部	農林水産班	農林水産課
	産業振興班	産業振興課、観光振興課
	市場班	地方卸売市場
都市整備部	都市政策班	都市政策課
	市街地整備班	市街地整備課
	建築指導班	建築指導課
	住宅班	住宅課
	下水道推進班	下水道推進室
	管理用地班	管理用地課
	土木班	土木課
教育部	教育総務班	教育総務課
	学校教育班	学校教育課、学校給食課、学校給食センター、まなび支援センター
	生涯学習班	生涯学習課、文化課、図書館、郷土博物館 <u>金のすず</u>
	公民館班	公民館
	被害調査班	教育長が指名する職員
特命部	特命班	議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局
	被害調査班	特命部長が指名する職員
消防部	消防長の定めるところによる	
富来田連絡所	総務班	富来田出張所
	被害調査班	富来田出張所参集職員
鎌足連絡所		鎌足出張所
金田連絡所		金田出張所
中郷連絡所		中郷出張所
調整部	避難所運営等支援班	災害対策本部長が指名する職員
	応援職員支援班	災害対策本部長が指名する職員
	避難所開設班	災害対策本部長が指名する職員

※「班員」の欄に最も左に記載した課(局)の課長(局長)を班長とし、被害調査班は部長が班長を兼務する。

災害対策本部の組織・事務分掌

部	班 ●各部の主管班 ▲地区別の 対策班	実施時期				所掌事務
		警 戒 期	初 動 期	避 難 生 活 期	生 活 再 建 期	
市長 公室 部	秘書班					本部長及び副本部長の秘書に関すること。 災害見舞及び視察者に関すること。
	経営改革班●					部内他班の協力及び調整に関すること。
						部内の連絡調整に関すること。
						部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、本部班への報告（連絡員の派遣等）に関すること。
	シティプロモーション班					災害情報の収集伝達、災害記録(写真を含む。)の総括に関すること。
						避難指示等の伝達に関すること。
						帰宅困難者への情報提供に関すること。
						報道機関との連絡に関すること。
	被害調査班▲					大久保、八幡台、羽鳥野、上烏田、中烏田及び下烏田の被害状況の把握に関すること。
						担当地区の道路、橋梁等公共施設被害状況の本部班及び関係部への通報に関すること。
総務 部	本部班●					災害危険情報等の収集、非常配備、本部の設置、避難指示等の判断に関すること。
						被害状況、応急対策実施状況の総括に関すること。
						災害救助法に関する各種情報及び被災者台帳の総括に関すること。
						市民会館の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。
						職員の動員及び配置調整に関すること。(消防部を除く。)
						各部との連絡調整に関すること。
						本部会議に関すること。
						県本部等への報告及び連絡に関すること。
						自衛隊の災害派遣に関すること。
						防災会議委員、関係官庁及び近接市との連絡等に関すること。
						部内の連絡調整に関すること。
						部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめに関すること。
	職員班					職員の安否、勤務状況等の把握確認に関すること。
						職員の給与及び食料、飲料水等の供給、公務災害補償に関すること。
						応援職員の受け入れ及び食料、飲料水等の供給に関すること。
	資産管理班					災害拠点として使用する市有施設の応急処置に関すること。
						建築業者との連絡調整に関すること。
						被災住家の応急修理及び住居障害物の除去に関すること。
						応急仮設住宅の建設に関すること。
						教育施設の被害状況の調査、被災施設の応急復旧に関すること。
						市有財産の被害状況の把握に関すること。
	管財班					市庁舎関係の被害の状況及び応急復旧（電話、電気、トイレ等のライフライン）並びに市庁舎の警備に関すること。
						庁用車両の管理及び配車計画、その他車両等の確保並びに緊急通行車両の手続きに関すること。
						燃料の確保に関すること。

部	班 ●各部の主管班 ▲地区別の 対策班	実施時期				所掌事務
		警 戒 期	初 動 期	避 難 生 活 期	生 活 再 建 期	
企 画 部	被害調査班▲					岩根、高砂、本郷、高柳、若葉町、中島、瓜倉、畔戸、牛込、中野、北浜町、金田東、潮見、築地、木材港、潮浜及び新港の被害状況の把握に関すること。
						担当地区の道路、橋梁等公共施設被害状況の関係部等への通報に関すること。
	企画班●					災害情報の収集伝達に関すること。
						外国人対策に関すること。
						部内の連絡調整に関すること。
						部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、本部班への報告（連絡員の派遣等）に関すること。
財 務 部	被害調査班▲					太田、東太田、長須賀、永井作、祇園、清見台、清見台東及び清見台南の被害状況の把握に関すること。
						担当地区の道路、橋梁等公共施設被害状況の本部班及び関係部等への通報に関すること。
	財政班●					災害関係予算その他財政に関すること。
						部内の連絡調整に関すること。
						部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、本部班への報告（連絡員の派遣等）に関すること。
	市民税班					市民税課の所管に係る税の減免及び相談に関すること。
						り災証明書の発行に関すること。
	資産税班					資産税課の所管に係る税の減免及び相談に関すること。
						り災証明に係る住家の被害調査に関すること。
	収税対策班					税の徴収猶予及び相談に関すること。
						り災証明に係る住家の被害調査に関すること。
	会計班					経費物品の出納に関すること。
						義援金の受付及び保管に関すること。
市 民 部	被害調査班▲					菅生、清川、椿、犬成、中尾、伊豆島、ほたる野、笹子、日の出町、文京、幸町、桜町、請西、請西東、請西南、真舟及び千束台の被害状況の把握に関すること。
						担当地区の道路、橋梁等公共施設被害状況の本部班及び関係部等への通報に関すること。
	市民班●					応急食糧品、衣料、生活必需品等物資の調達に関すること。
						救援物資の募集、受け付けに関すること。
						部内の連絡調整に関すること。
						部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、本部班への報告（連絡員の派遣等）に関すること。
	保険年金班					生活物資の避難所への搬送に関すること。
						救援物資の物資集積所での受け入れ、仕分け及び避難所への搬送に関すること。
	市民活動支援班					交通状況の確認調査、交通関係についての警察との連絡・調整、住民への周知に関すること。
						被災者相談窓口開設及び運営に関すること。
	被害調査班▲					中里、江川、西岩根、久津間及び万石の被害状況の把握に関すること。
						担当地区の道路、橋梁等公共施設被害状況の本部班及び関係部等

部	班 ●各部の主管班 ▲地区別の 対策班	実施時期				所掌事務
		警戒期	初動期	避難生活期	生活再建期	
健康 こども 部	子育て支援班●					への通報に関する <u>こと</u> 、
						児童福祉施設のうち児童養護施設、児童家庭支援センター、母子生活支援施設等の被害調査に関する <u>こと</u> 。
						要配慮者（妊産婦、乳幼児）の避難支援に関する <u>こと</u> 。
						福祉避難所（母子福祉避難所）の運営等に関する <u>こと</u> 。
						部内の連絡調整に関する <u>こと</u> 。
	こども保育班					部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、本部班への報告（連絡員の派遣等）に関する <u>こと</u> 。
						応急保育に関する <u>こと</u> 。
						福祉避難所（母子福祉避難所）の運営等に関する <u>こと</u> 。
	健康推進班					児童福祉施設のうち保育所、認定こども園、児童厚生施設並びに子育て支援センター、放課後児童クラブの被害調査に関する <u>こと</u> 。
						要配慮者（妊産婦、乳幼児）の避難支援に関する <u>こと</u> 。
						医療救護（救護所の設置、医薬品等の確保、県への救護班派遣の依頼等）に関する <u>こと</u> 。
						被災者の健康管理、防疫に関する <u>こと</u> 。
	スポーツ振興班					医療機関（医師会、歯科医師会、薬剤師会）との連絡調整に関する <u>こと</u> 。
						市民体育館に避難所、物資集積所等が設置された場合の運用支援に関する <u>こと</u> 。
	被害調査班▲					被災地区の道路、橋梁等公共施設被害状況の本部班及び関係部等への通報に関する <u>こと</u> 。
						担当地区の道路、橋梁等公共施設被害状況の本部班及び関係部等への通報に関する <u>こと</u> 。
福祉 部	社会福祉班●					災害弔慰金・見舞金等の支給、被災者生活再建支援金等に関する <u>こと</u> 。
						遺体の処理に関する <u>こと</u> 。
						日赤千葉県支部、地元奉仕団及び災害ボランティアセンターとの連絡調整に関する <u>こと</u> 。
						福祉避難所の開設及び運営の総括に関する <u>こと</u> 。
						部内の社会福祉施設等関係の被害記録に関する <u>こと</u> 。（部門被害）
						部内の連絡調整に関する <u>こと</u> 。
						部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、本部班への報告（連絡員の派遣等）に関する <u>こと</u> 。
	障がい福祉班					障がい者の避難支援及び厚生援護に関する <u>こと</u> 。
						福祉避難所の運営等に関する <u>こと</u> 。
						児童福祉施設のうち児童発達支援センター等の被害調査に関する <u>こと</u> 。
	高齢者福祉班					要介護高齢者の避難支援及び厚生援護並びに市内老人福祉施設との受入れ調整に関する <u>こと</u> 。
						福祉避難所の運営等に関する <u>こと</u> 。
	被害調査班▲					矢那、草敷及びかずさ鎌足の被害状況の把握に関する <u>こと</u> 。
						担当地区の道路、橋梁等公共施設被害状況の本部班及び関係部等への通報に関する <u>こと</u> 。

部	班 ●各部の主管班 ▲地区別の 対策班	実施時期				所掌事務
		警 戒 期	初 動 期	避 難 生 活 期	生 活 再 建 期	
環境部	環境衛生班●					環境衛生施設、大気汚染測定局及び航空機騒音システムの被害状況及び応急復旧に関すること。
						防疫（消毒等）に関すること。
						動物対策に関すること。
						大気汚染、異常水質、異臭等の調査把握及び対策に関すること。
						部内の連絡調整に関すること。
						部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、本部班への報告（連絡員の派遣等）に関すること。
	廃棄物対策班					ごみ処理施設及びし尿処理施設の被害記録（部門被害）、状況の調査及び応急復旧に関すること。
						被災地の災害廃棄物等の収集及び処理に関すること。
						仮設トイレの調達及びし尿収集処理に関すること。
	被害調査班▲					新田、富士見、中央、新宿、吾妻及び貝渕の被害状況の把握に関すること。
						担当地区の道路、橋梁等公共施設被害状況の本部班及び関係部等への通報に関すること。
経済部	農林水産班●					災害危険区域（山腹崩壊危険区域）の警戒巡視に関すること。
						農林業用施設、農地、農林産物、畜産、水産物、水産施設及び漁港施設等の被害記録（部門被害）、被害状況調査及び応急復旧並びに各農業団体及び各水産業団体との連絡に関すること。
						部内の連絡調整に関すること。
						部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、本部班への報告（連絡員の派遣等）に関すること。
	産業振興班					商工業者の被害状況の調査及び融資並びに商工施設関係の被害記録に関すること。（部門被害）
						観光施設の被害状況の調査及び対策に関すること。
						港湾に関すること。
	市場班					市場施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。
都市整備部	都市政策班●					災害危険区域（宅地造成工事規制区域内）の警戒巡視に関すること。
						被災宅地の危険度判定に関すること。
						部内の連絡調整に関すること。
						部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、本部班への報告（連絡員の派遣等）に関すること。
	市街地整備班					金田土地区画整理事業関係機関との連絡、被害状況の調査に関すること。
						市管理駐車施設、市管理高速バス停留施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。
						現在施行を行っている土地区画整理事業関係機関との連絡、被害状況の調査に関すること。
						公園緑地の活用、被害状況調査、応急復旧に関すること。
	建築指導班					がけ地近接等危険住宅の警戒巡視に関すること。
						被災建築物の応急危険度判定に関すること。
	住宅班					市営住宅の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。
						応急仮設住宅の入居及び管理（賃貸住宅の借上げ含む）に関すること。

第2編 地震・津波編
第3章 災害応急対策計画

部	班 ●各部の主管班 ▲地区別の 対策班	実施時期				所掌事務
		警戒期	初動期	避難生活期	生活再建期	
教育 部						こと。
	下水道推進班					公共下水道、都市下水路、地域污水处理施設の被害調査、記録及び応急復旧に関すること。
	管理用地班					国及び県が管理する道路、河川等の連絡調整に関すること。
						部内の公共土木施設関係の被害記録に関すること。(部門被害)
	土木班					災害危険区域(急傾斜地、土石流危険住家)の警戒巡視に関すること。
						水防活動に関すること。
						道路、河川、橋梁等の被害状況の調査、応急復旧及び障害物の除去に関すること。
						土木関係業者との連絡調整、土木資材及び水防資材の調達に関すること。
	教育総務班●					小中学校及び公民館等の避難所開設及び運営の総括、避難者の把握に関すること。
						市立の文教施設関係の被害記録その他管理施設の被害状況の調査に関すること。
						被災施設の応急復旧に関すること。
						部内の連絡調整に関すること。
						部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、本部班への報告(連絡員の派遣等)に関すること。
	学校教育班					教育施設の被害状況の調査に関すること。
						応急教育計画、教員の確保に関すること。
						被災児童生徒に対する教科書、学用品等の支給に関すること。
						避難所の開設及び運営に関すること。
	生涯学習班					施設利用者等の安全確保に関すること。
						避難所の開設及び運営に関すること。
						文化財の保護に関すること。
	公民館班					施設利用者等の安全確保に関すること。
						避難所の開設及び運営に関すること。
	被害調査班▲					上望陀、下望陀、有吉、大寺、十日市場、井尻、曾根、牛袋野及び牛袋の被害状況の把握に関すること。
						担当地区の道路、橋梁等公共施設被害状況の本部班及び関係部等への通報に関すること。
特 命 部	特命班●					市議会議員との連絡調整に関すること。
						本部長の特命指示に関すること。
						部内の連絡調整に関すること。
						部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、本部班への報告(連絡員の派遣等)に関すること。
	被害調査班▲					朝日、木更津、東中央、大和、桜井及び桜井新町の被害状況の把握に関すること。
						担当地区の道路、橋梁等公共施設被害状況の本部班及び関係部等への通報に関すること。
消 防	消防長の定めるところによる。					防火水防活動に関すること。
						救急救助に関すること。

部	班 ●各部の主管班 ▲地区別の 対策班	実施時期				所掌事務
		警 戒 期	初 動 期	避 難 生 活 期	生 活 再 建 期	
部						災害危険区域の警戒巡視に関すること。
						行方不明者の捜索に関すること。
						消防団による被害状況の調査取りまとめに関すること。
						危険物の被害記録に関すること。（部門被害）
						消防応援の受け入れ及び調整に関すること。
						部内の連絡調整に関すること。
						部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、本部班への報告（連絡員の派遣等）に関すること。
富 来 田 連 絡 所	総務班					本庁との連絡調整、管内の諸連絡に関すること。
						管内市有財産の被害状況の把握、災害記録の総括に関すること。
						管内の被災者相談窓口の開設、運営に関すること。
	被害調査班▲					大稲、真里、下内橋、戸国、茅野、茅野七曲、山本七曲、真里谷、田川、佐野、下郡、根岸、上根岸及び下宮田の被害状況の把握に関すること。
						担当地区の道路、橋梁等公共施設被害状況の本部班及び関係部等への通報に関すること。
鎌足連絡所						管内の諸連絡に関すること。
金田連絡所						管内の諸連絡に関すること。
中郷連絡所						管内の諸連絡に関すること。
調 整 部	避難所運営等支援班					避難所の運営の支援に関すること。
	応援職員支援班					応援職員の派遣及び受援等に関すること。
	避難所開設班					避難所の安全点検に関すること。 避難者の受け入れ準備に関すること。 避難所開設の全般に関すること。
全 体 共 通	各部の主管班●					部内の連絡調整に関すること。
						部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、本部班への報告（連絡員の派遣等）に関すること。
	各部の被害調査班▲					担当地区の道路、橋梁等公共施設被害状況の本部班及び関係部等への通報に関すること。
	各班					避難所の運営支援に関すること。 庁内の応援に関すること。

2 職員の動員・配備

(1) 配備基準

配備基準は、次のとおりとする。なお、勤務時間内に東京湾内湾に津波警報又は大津波警報が発表された場合、津波浸水想定区域内の施設に勤務する職員は区域外へ速やかに退避する。

■配備基準

体制		基準
本部設置前	注意配備	ア 気象庁が発表した本市域の震度が震度4を記録したとき（自動配備） イ その他の状況により、必要と認められるとき
	警戒配備	ア 気象庁が発表した本市域の震度が震度5弱を記録したとき（自動配備） イ 津波予報区の東京湾内湾に、気象庁から津波注意報又は津波警報が発表されたとき（自動配備） ウ その他の状況により必要と認められるとき
	第一配備	ア 気象庁が発表した本市域の震度が震度5強を記録したとき（自動配備） イ 津波予報区の東京湾内湾に、気象庁から大津波警報が発表されたとき（自動配備） ウ その他、市長が必要と認めたとき
本部設置後	第二配備	ア 災害の状況により、市長が必要と認めたとき
	第三配備	ア 気象庁が発表した本市域の震度が震度6弱以上を記録したとき（自動配備） イ その他、市長が必要と認めたとき

(2) 動員の伝達

ア 配備の決定

自動配備以外の場合は、総務部長から市長へ情報を伝達し、市長が配備を判断する。

イ 動員の方法

自動配備に該当する場合は、原則として動員連絡は行わない。職員は、災害等の状況により、別に定める「災害対策職員配置表」等に基づき、自ら所定の部署に参集する。

本部長（市長）の配備決定による場合、本部班は、次のように配備指令を伝達する。

(ア) 勤務時間内

庁内放送及び電話連絡等により動員を連絡する。

(イ) 勤務時間外

あらかじめ定めた「職員緊急連絡網」等を通じて電話により連絡を行う。

(3) 動員報告

各部・班は、所定の様式で動員記録を作成し、本部に報告し、職員班は、これを整理する。

(4) 災害対策本部職員の服務

災害対策本部職員は、次の事項を遵守する。

ア 配備についてない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。

イ 不急の行事、会議、出張等を中止する。

ウ 正規の勤務時間が終了しても、所属の長の指示があるまで退庁せず待機する。

エ 勤務場所を離れる場合には、所属の長と連絡をとり、常に所在を明らかにする。

オ 自らの言動で住民に不安や誤解を与えないよう、発言には細心の注意をする。

カ 災害現場に出動した場合は、防災服・腕章・ヘルメットを着用する。ただし、緊急の場合は職員の身分証明書をもって代えることができる。

※資料編1-14 木更津市防災服の貸与・階級の基準

(5) 県情報連絡員の派遣受入れ

県は災害即応体制時から、あらかじめ選定した職員を、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する計画である。

災害時に県職員が派遣される場合、本部班は同職員と連携して情報を収集し、情報共有を行うものとする。

3 初動体制

(1) 避難所開設班

震度 5 強以上の地震が発生し、市内各所で甚大な被害が発生した場合、避難所開設班に指定された職員は、あらかじめ定められた指定避難所に参集し、教育総務班の指示により避難所を開設する。避難所開設要員については、年度ごとに指定する。

ア 所掌事務

(ア) 避難所の安全点検

(イ) 避難者の受け入れ準備

(ウ) 避難所の開設

イ 設置場所

各避難所 ※詳細は資料編のとおり

(2) 避難所開設班以外の職員

避難所開設班以外の職員については、災害発生後速やかに勤務地に集合する。

4 災害救助法の適用手続き等

(1) 災害救助法の適用基準

ア 災害が発生した場合

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項の1～4号の規定による。本市における具体的適用基準は、次のとおりである。

■災害救助法の適用基準

指標となる被害項目		適用の基準	該当条項
住家等への被害が生じた場合	市内の住家が滅失した世帯の数	100 以上	第1条第1項第1号
	県内の住家が滅失した世帯の数	2,500 以上	第1条第1項第2号
	そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	50 以上	
	県内の住家が滅失した世帯の数	12,000 以上	第1条第1項第3号前段
	そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	多 数	
	災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。	県知事が内閣総理大臣と協議	第1条第1項第3号後段
生命・身体への危害が生じた場合	災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。		基準省令第1条※
	多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令※で定める基準に該当するとき	県知事が内閣総理大臣と協議	第1条第1項第4号
	災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。		基準省令第2条第1項※
	災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。		基準省令第2条第2項※

※災害救助法施行令第一条第一項第三号の内閣府令で定める特別の事情及び同項第四号の内閣

府令で定める基準を定める省令

イ 災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある段階において 国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、本市域がその所管区域になった場合で、現に救助を必要とするときである。

(2) 被害の認定基準

住家の滅失、半壊等の認定は、災害の被害認定基準による。

住家が滅失した世帯の算定は、住家の全壊（全焼、流失）した世帯を基準とする。半壊等については、次のとおりみなし換算を行う。

■滅失住家の換算

①全壊（全焼・流失）住家	1世帯・・・滅失住家	1世帯
②半壊（半焼）住家	2世帯・・・滅失住家	1世帯
③床上浸水、土砂の堆積により一時的に居住できない状態になった住家	3世帯・・・滅失住家	1世帯
注）床下浸水、一部破損は換算しない。		

■被害の認定基準

被害の区分	認定の基準
住家の全壊・全焼・全流失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものをいう。
住家の大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものをいう。
住家の中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものをいう。
住家の半壊・半焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再利用できる程度のもの、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものをいう。
住家の準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものをいう。
準半壊に至らない	住家の損害割合が10%未満のものをいう。
住家の床上浸水土砂の堆積等	住家の全・半壊等に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったものをいう。

※「住家」とは、現実に住居のために使用している建物であり、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。ただし耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、

日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ「1住家」として取扱う。
※「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(3) 災害救助法の適用手続き

ア 市域の災害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当する又は該当する見込みがある場合、本部長（市長）は直ちにその旨を知事（本部事務局）に報告する。

イ 災害救助法施行細則（昭和23年千葉県規則第19号）第5条の規定により、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないとき、本部長（市長）は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

(4) 災害救助法による救助の実施者

災害救助法が適用された場合は知事が救助を行い、市長はこれを補助するものとする。

市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助の事務に着手するものとする。

市長は、市限りで処理不可能な場合、国、県、近隣市町村及びその他関係機関の応援を得て実施する。

■災害救助法の救助項目

救 助 の 種 類	実施期間
避難所の供与	7日以内
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工
炊き出しその他による食品の給与	7日以内
飲料水の供給	7日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内
医療	14日以内
助産	分娩の日から7日以内
災害にかかった者の救出	3日以内
住宅の応急修理	1ヶ月以内
学用品の給与	教科書等1ヶ月以内 文房具等15日以内
埋葬	10日以内
死体の搜索	10日以内
死体の処理	10日以内
障害物の除去	10日以内

※災害が発生するおそれがある場合は、避難所の供与のみ

- ※資料編1－6 木更津市災害対策本部条例
- ※資料編1－7 木更津市災害対策本部組織運営規程
- ※資料編1－8 私有車両の公務使用許可等に関する規則
- ※資料編3－2 防災関係機関名簿
- ※資料編6－1 木更津市災害対策本部様式
- ※資料編6－2 災害救助法様式

第2節 情報収集・伝達体制

1 通信体制	本部班、企画班、シティプロモーション班、防災関係機関
2 地震・津波情報の収集	本部班、銚子地方気象台
3 災害情報の収集	本部班、企画班、シティプロモーション班、被害調査班
4 報告	本部班、消防部
5 災害時の広報	シティプロモーション班、企画班
6 報道機関への対応	シティプロモーション班
7 被災者台帳の作成及び安否情報の提供	本部班、被害調査班
8 住民相談	市民活動支援班、富来田連絡所総務班

1 通信体制

通信連絡を迅速かつ的確に実施するため、通信混乱の防止に努めるとともに、電話が途絶した場合の非常通信体制を確保する。

(1) 情報連絡体制

ア 災害時指定電話

本部班及び防災関係機関は、災害情報通信専用の指定電話を定め、窓口の統一を図る。指定電話には、通信事務従事者を配置する。

市においては、本部に災害時指定電話を配置する。本部事務局には、通信事務従事者として、総務部長が指名した各部1名の事務局員を配置する。

イ 連絡員の派遣

各部長は、本部会議と部内各班との連絡調整を強化するため、連絡員を定め、本部事務局に待機させ、各部班との連絡にあたらせる。

防災関係機関は、市災害対策本部との連絡のため、必要に応じ連絡員を本部事務局に派遣する。

本部連絡員は、連絡用無線機等の携行等を行い、所属の機関との連絡にあたる。

(2) 通信手段の確保

災害発生時に使用する通信手段は、次のとおりである。

ア 電話

(ア) 災害時優先電話

あらかじめ、災害時優先電話として登録されている電話により連絡を行う。

(イ) 臨時電話

臨時電話が設置できる状況にあつては、避難場所等に臨時電話の設置を東日本電信電話株式会社へ要請し通信を確保する。

(ウ) F A X

災害対策本部と防災関係機関との情報の伝達及び報告等の通信連絡は、正確を期するため、原則としてF A Xによる文書連絡によって行う。

イ 市防災行政無線

市防災行政無線（移動系及び同報系）を用いて住民、公共施設の職員への指示、通知、伝達、その他必要な連絡等の通信を行う。

また、市各部（出先機関）及び災害現場に出動している各部職員等との連絡を行う。

ウ 千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）

県が設置している千葉県防災行政無線、千葉県防災情報システムにより県災害対策本部、関係機関との通信及び総務省消防庁へ緊急時の報告を行う。

エ 通信施設の使用不能の場合における他の通信施設の利用

通常の通信施設・通信手段をもって連絡することが不能の場合、又は特に緊急を要する事態が生じた時で、他の通信施設を利用した方が速やかに連絡できると認めた場合は、下記に掲げる機関の専用電話、若しくは無線等の通信施設を使用する。

また、災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定により、警察通信施設を使用することができる。

(ア) 関東地方非常通信協議会の構成機関の通信施設

(イ) 上記以外の機関又は個人の無線通信施設

オ 災害時における放送及び緊急警報放送の要請

災害対策基本法第 57 条の規定により災害に関する通知、要請、伝達又は警告等で、他に手段がなく緊急を要する場合は、放送機関に放送の要請を行う。

なお、知事、市長が行う避難の指示等で緊急やむを得ない特別の事情がある場合は、日本放送協会千葉放送局に緊急警報放送を行うよう求めるものとする。

力 その他

(ア) アマチュア無線の活用

情報収集の手段の一つとして、市内のアマチュア無線ボランティア等の協力を得る。

(イ) 業務用無線の活用

タクシー会社等が管理する業務用無線について、災害時における情報収集の協力を求める。

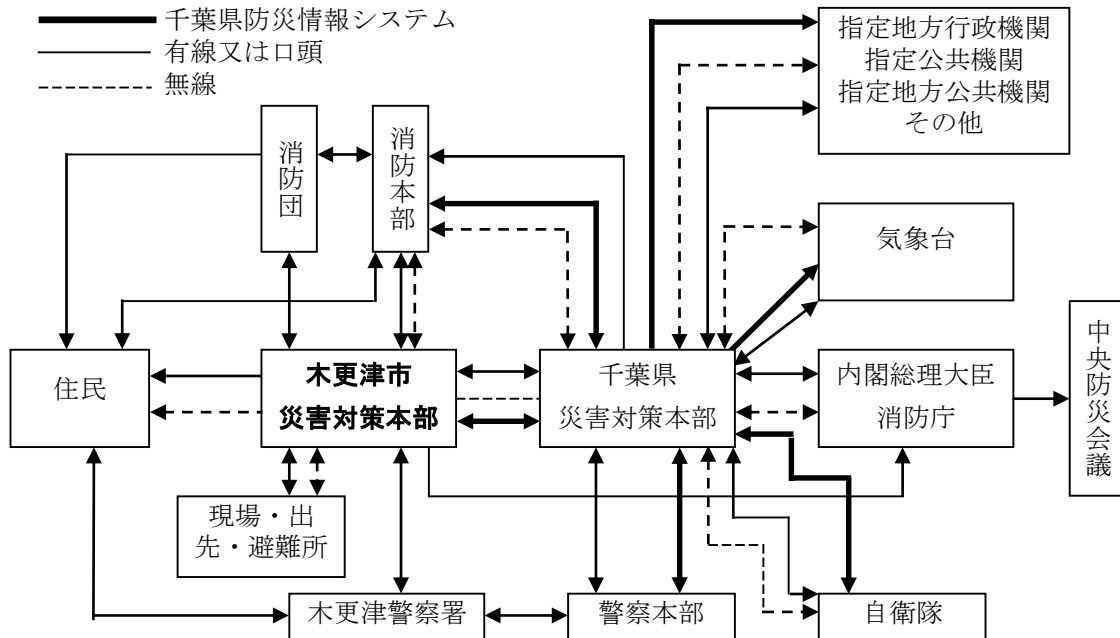
(ウ) きさらづ安心・安全メール

災害情報等をメールで発信する。

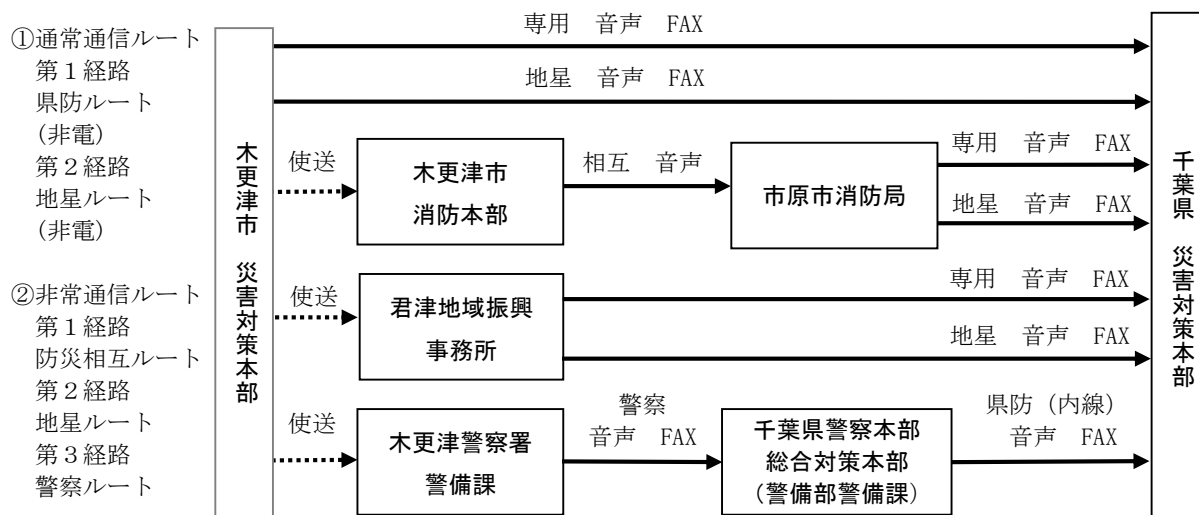
(エ) CATV、コミュニティFM

協定に基づき協力を得る。

■ 災害通信系統図



■非常通信ルート



2 地震・津波情報の収集

本部班は、電話及び千葉県防災情報システム等を通じて、気象庁及び銚子地方気象台が発表する地震情報を速やかに収集する。通信回線の障害・不通時は、地震に関する情報をテレビ・ラジオから入手する。

(1) 警報及び情報等の種類

■地震情報の種類

種 類	内 容
緊急地震速報 (警報)	最大震度5弱以上を予想した時に、震度4以上を予想した地域に対して発表する。 本市の地域名は、千葉県南部である。
震度速報	地震発生から約1分半後、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。本市は、「千葉県南部」である。
震源に関する情報	震度3以上で発表する（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない。）。地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加する。
震源・震度に関する情報	震度3以上の地震が発生した場合、津波警報または注意報発表時、若干の海面変動が予想される場合ないし緊急地震速報（警報）を発表した場合に発表する。地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられるが、震度が入手できない観測点を発表する。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表する。
その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。
推計震度分布図	震度5弱以上の地震を観測したときに発表する。 観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を

種 類	内 容
	図情報として発表する。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等に発表する。 ①マグニチュード7.0 以上。 ②都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合。 地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表する。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する。

なお、各情報の作成に用いる県内の震度は、県（74ヶ所）、気象庁（20ヶ所）、防災科学技術研究所（11ヶ所）、千葉市（4ヶ所）、松戸市（1ヶ所）により設置された震度計のデータを用いている（令和3年4月1日現在）。

■津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

種 類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報*	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m 超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまでは安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまでは安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまでは海に入ったり海岸に近づいたりしない。

*大津波警報は特別警報に位置づけられている。

*津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分を目標に、予想される津波の高さに応じて、大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。

【津波警報等が発表された場合の水門操作】

《君津土木事務所》（令和元年度千葉県水防計画 P53 より抜粋） ※水門等操作指針に基づき行動する。 ●<u>近地津波（日本近海で発生した津波）</u> 『水門操作にあたっては、捜査員の安全確保ができない場合は、操作を行わないこと。』 ●<u>遠地津波（日本近海以外で発生した津波）</u> 『捜査員の安全を確保したうえで、速やかに水門等の閉鎖を行うこと。』 （津波に関係のある水門） ・江川水門、高須水門、湊切水門、蒲原水門

《木更津港湾事務所》（令和元年度千葉県水防計画 P56 より抜粋）

※水防（高潮・津波）実施要領等に基づき行動する。

●津波注意報・警報の場合には、『操作にあたること』

●大津波警報の場合には、『退避行動をとること』

（津波に関係のある水門）

・吾妻排水機場、地蔵川排水機場

■津波情報の種類

津波警報等を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを併せて発表する。

種 類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表。〔発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」を参照〕
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する。（※1）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測地から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。（※2）
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

（※1）津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

■最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1m超	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（※2）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく

「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

■沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

（※3）津波情報の留意事項等

ア 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

（ア）津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。

（イ）津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

イ 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

（ア）津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

ウ 津波観測に関する情報

（ア）津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

（イ）場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

エ 沖合の津波観測に関する情報

（ア）津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。

（イ）津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

■津波予報

発表される場合	内容
津波が予想されないとき （地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を地震情報に含め発表する。
0.2m未満の海面変動が予想されるとき （津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき （津波に関するその他の情報に含め	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。

て発表)	

3 災害情報の収集

(1) 住民からの災害情報の受付

住民からの災害情報は、本部事務局員が受け付け、その内容を被害発生状況等連絡票に記載し、関係各班に伝達する。連絡票は、本部事務局がまとめて管理する。

(2) 被害状況の調査・報告

ア 被害調査班は、現地調査にあたって、それぞれの担当地域の被害の状況を本部事務局に報告する。現地調査の報告は、本部事務局が受け付け、まとめて管理する。

イ 甚大な被害が予想される場合又は現に発生している場合等、状況により被害調査班を本部事務局の直轄とし、被害の大きな地域に集中的に投入する等被害調査班を一元的に運用し、調査を行う。

(3) 異常事象発見時における措置

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を市長又は警察官に通報する。通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報する。

通報を受けた市長は、直ちに下記の機関に通報する。

ア 銚子地方気象台

イ その災害に関係のある近隣市町村

ウ 最寄りの県出先機関及び警察署

4 報告

(1) 災害発生の報告

本部班は、震度 4 以上を記録した場合、災害の状況及びこれらに対しとられた措置の概要を県に報告する。震度 5 強以上を記録した地震にあつては「火災・災害等即報要領」により被害の有無を問わず、第 1 報等について県と併せて総務省消防庁に報告する。

本部班及び消防部は、同時多発の火災等により消防機関への通報が殺到したときはその旨を、また震度 6 弱以上の地震の場合は 119 番件数についてもその概数を、可能な限り総務省消防庁及び県に報告する。

(2) 県等への被害報告

ア 報告先・手段

本部班は、市域に災害が発生し、又は発生が予想されるときは、千葉県防災情報システム及び電話・ファクシミリ又は千葉県防災行政無線により県災害対策本部事務局に報告する。

ただし、県に報告できない場合にあつては、総務省消防庁に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。「震度 5 強」以上を記録した地震にあつては「火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）」により被害の有無を問わず、第 1 報等について県と併せて国（総務省消防庁）に報告する。

また、大規模な災害により消防機関へ通報が殺到したときは、その通報件数を国（総務省消防庁）及び県に報告する。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消必要があることから本部班は、道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡するものとする。また、本部班は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

イ 報告内容

県への報告内容等の詳細は、「千葉県危機管理情報共有要綱」による。

■ 県へ報告すべき事項

- (ア) 災害の原因
- (イ) 災害が発生した日時
- (ウ) 災害が発生した場所又は地域
- (エ) 被害の状況
- (オ) 被害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
 - A 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
 - B 主な応急措置の実施状況
 - C その他必要事項
- (カ) 災害による住民等の避難の状況
- (キ) 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- (ク) その他必要事項

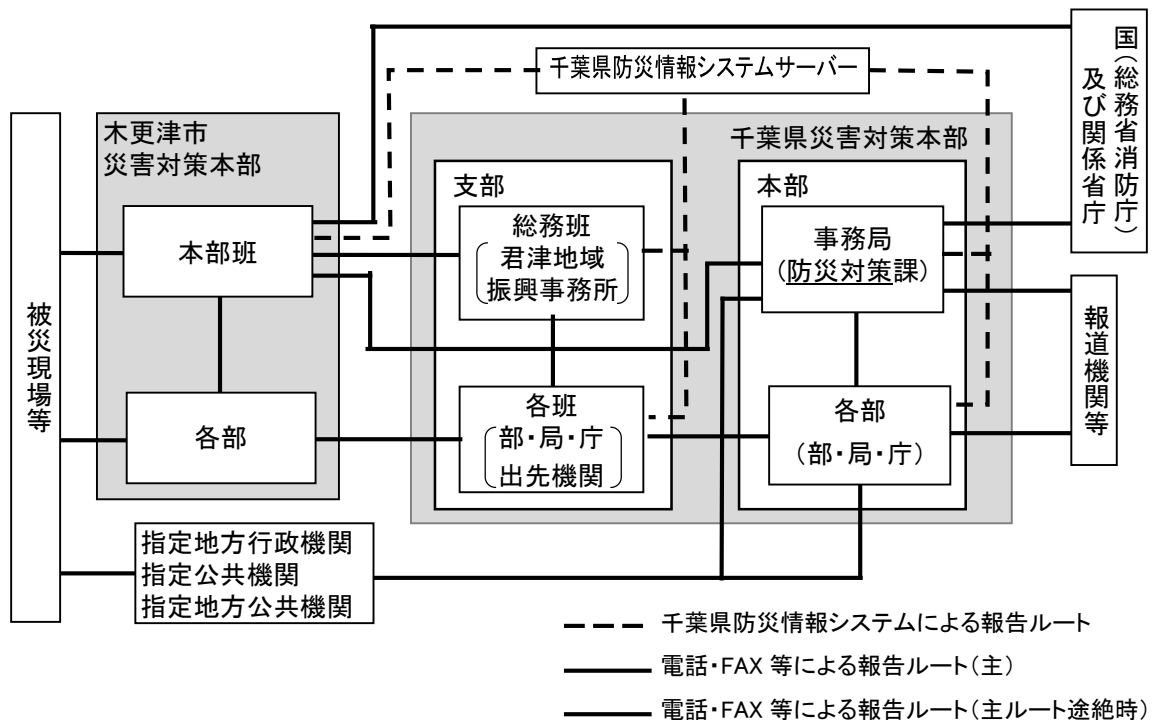
ウ 報告責任部局の選定

被害情報等の報告に係る担当部局は本部班とする。

エ 被害情報等の収集報告系統

被害情報等の収集報告の流れは、次のとおりである。

■ 被害情報等の収集報告の流れ



■勤務時間内における国及び県への連絡方法

総務省消防庁（応急対策室） ○消防防災無線（県防災行政無線を使用） 電話 120-90-49013（地上系） 048-500-90-49013（衛星系） FAX 120-90-49033（地上系） 048-500-90-49033（衛星系） ○一般加入電話 電話 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537
千葉県（防災対策課） ○県防災行政無線 電話 500-7320（地上系） 012-500-7320（衛星系） FAX 500-7298（地上系） 012-500-7298（衛星系） ○一般加入電話 電話 043-223-2175 FAX 043-222-1127

■勤務時間外における国及び県への連絡方法

総務省消防庁（消防庁宿直室） ○消防防災無線（県防災行政無線を使用） 電話 120-90-49102（地上系） 048-500-90-49102（衛星系） FAX 120-90-49036（地上系） 048-500-90-49036（衛星系） ○一般加入電話 電話 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553
千葉県（防災行政無線統制室） ○県防災行政無線 電話 500-7225（地上系） 012-500-7225（衛星系） FAX 500-7110（地上系） 012-500-7110（衛星系） ○一般加入電話 電話 043-223-2178 FAX 043-222-5219（県防災行政無線統制室）

5 災害時の広報

情報不足による混乱の発生を防止するため、平常時の広報手段を活用するほか、避難所への広報紙の掲示など、多様な方法によって正確な情報の広報活動を実施する。

（1）一般広報

ア 広報の項目

シティプロモーション班は、地震発生直後は、次のような広報を行う。広報の実施に当たっては、広報内容の確認を行うなど、簡潔で誤解を招かない表現に努める。

■広報の項目

(ア) 災害情報及び被災状況に関すること A 災害の種別、発生地点、規模、拡大の可能性
(イ) 避難に関すること A 避難の指示 B 避難の際の注意と避難誘導方法・避難道路の周知
(ウ) 市の災害対策活動体制及び活動状況に関すること A 本部の設置 B 救護所、避難所の開設状況 C 医療救護、衛生知識の周知 D 給水、給食等の実施状況 E その他、被災者の支援情報
(エ) ライフラインの状況

- | |
|---------------------|
| (オ) 交通規制、交通機関等の運行状況 |
| (カ) 流言飛語の防止に関する状況 |
| (キ) その他 |

イ 広報の手段

広報は、市防災行政無線、広報車、市ホームページ、きさらづ安心・安全メール、コミュニティFM、CATV等を活用する。

(2) 避難所における広報

シティプロモーション班は、避難所掲示板への情報の掲示や自主防災組織を通じた災害広報紙の配布を行う。

避難行動要支援者へは、口頭伝達や自主防災組織及びボランティア等の協力を得て行う。

また、外国人に配慮して各国語の広報紙の発行や語学ボランティアの配置など、避難者の状況に応じた広報を行う。

(3) 災害広報紙の発行

シティプロモーション班は、災害広報紙を発行し、避難所、駅、公共施設等で配布する。必要に応じて、外国人に配慮した各国語で作成する。

6 報道機関への対応

(1) 記者発表

シティプロモーション班は、市役所に記者発表場を設置して定時発表型の記者発表を行う。また、必要に応じて臨時の記者発表を行う。

記者発表では、情報及び必要な資料を提供して住民への広報を行う。

(2) 報道機関への要請

ア 災害対策本部や避難者への配慮

シティプロモーション班は、災害対策本部内への立入、取材は原則禁止する措置をとるとともに、避難者への取材は、プライバシー等の配慮をするように報道機関に要請する。

イ 放送要請

シティプロモーション班は、災害等のため通信ができない場合又は通信が著しく困難な場合は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき県を通じて、災害対策基本法57条の規定による通知、要請、伝達又は警告を行うため、放送機関に放送を要請する。

7 被災者台帳の作成及び安否情報の提供

(1) 被災者台帳の作成・利用

ア 被災者台帳の作成

市長（本部長）は、被災者の援護を総合的かつ効率的に行うため必要があると認めるときは、災害対策基本法第90条の3に基づく以下の被災者情報を記録した台帳を作成する。

①氏名	②生年月日
③性別	④住所又は居所
⑤住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況	⑥援護の実施の状況
⑦要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由	
⑧その他（連絡先、世帯構成等、同法施行規則に定める事項）	

本部班及び被害調査班は、避難者名簿（第3節4（3）イ参照）、搜索者名簿（第6節2（1）ア参照）、遺体処理台帳（第13節4（3）オ参照）、埋火葬台帳（第13節4（4）ア参照）、り災台帳（第14節4（2）参照）、その他被災者に関する情報を整理し、被災者ごとの台帳をとりまとめる。

市長（本部長）は、被災者台帳作成のため、必要があると認めるときは、関係自治体の長等に対して、被災者に関する情報提供を求める。

イ 被災者台帳の利用

市長（本部長）は、次のいずれかに該当すると認めるときは、災害対策本部内において被災者台帳を利用する（災害対策基本法第90条の4）。

- ①本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- ②市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- ③他の自治体に台帳情報を提供する場合で、提供される自治体が、被災者への援護に必要な限度で利用するとき。

（2）安否情報の提供

市長（本部長）は、被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があったときは、災害対策基本法第86条の15に基づいて回答する。

本部班及び被害調査班は、被災者台帳、避難者名簿、搜索者名簿等を活用し、照会された市民等の安否情報を確認する。

回答の際は、被災者や第三者の利益を侵害しないように配慮するほか、照会に対して適切に回答し、又は備えるため、必要な限度で当該情報を利用するものとし、必要に応じて関係自治体、警察等に対して、被災者に関する情報提供を求める。

8 住民相談

市民活動支援班及び富来田連絡所総務班は、関係部班と連携して、次に掲げる項目についての相談窓口を市役所に設置し、各部班の職員を配置するほか、語学ボランティア等の協力を要請する。

また、必要に応じて各避難所等で巡回相談を実施する。

■相談窓口での相談事項例

①り災証明の手続き	②税の減免等
③遺体の埋火葬	④医療・福祉
⑤生活再建支援金・義援金等の支給	⑥商・工・農林漁業への支援
⑦住宅支援	⑧ライフライン復旧
⑨廃棄物、防疫	⑩教育

※資料編1－9 木更津市防災行政無線局管理運用規程

※資料編1－10 木更津市防災行政無線固定系管理運用要領

※資料編1－11 木更津市防災行政無線移動系管理運用要領

※資料編2 災害協定書・覚書等一覧表

第3節 地震・火災避難計画

1 避難の指示等	本部班、シティプロモーション班、社会福祉班、障がい福祉班、高齢者福祉班、消防部、木更津警察署、施設管理者、東日本旅客鉄道(株)
2 避難誘導等	木更津警察署、自衛隊、消防部、施設管理者
3 自主避難	公民館班
4 避難所等の開設と運営	本部班、教育総務班、学校教育班、生涯学習班、公民館班、避難所開設班
5 避難所等の閉鎖	教育総務班
6 防犯対策	市民活動支援班、木更津警察署
7 在宅避難者への対応	本部班

1 避難の指示等

災害に際し、危険地域の住民を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図るとともに、これらの者と現に被害を受けて避難しなければならない者を、一時的に学校、集会所、公民館等の既存建物又は野外に仮設したテント等に収容し、保護する。また、県の「災害時における避難所運営の手引き」に基づき、適切な避難誘導體制を整える。

(1) 避難指示等の発令

本部長（市長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

また、避難指示に先立ち、住民の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため「高齢者等避難」を伝達する。

なお、避難指示等が発令された場合の安全確保措置は「立ち退き避難」又は「屋内安全確保」を原則とするが、立ち退き避難をすることがかえって危険を伴うなどやむを得ない場合は「緊急安全確保」を行うことや、避難指示等の発令とあわせて指定緊急避難場所を開設することを住民等に対し周知徹底しておくものとする。

本部班は、市長（本部長）へ避難に関する情報を伝達し、避難指示等の事務を行う。

なお、「指示」は、被害の危険が切迫している場合に発し、住民等を立ち退かせるものである。

(注) 「立ち退き避難」とは、災害リスクのある区域から外側へ移動することで、浸水想定区域外の指定緊急避難場所、知人宅、ホテル・旅館等への移動等がある。「屋内安全確保」とは、災害リスクのある区域内で安全を確保できる場所へ移動することで、浸水想定区域内で建物の倒壊の危険がなく、想定される浸水深よりも高い階へ移動することなどがある。「緊急安全確保」とは、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置である。

■避難の種類及び発令基準の目安

高齢者等避難	避難指示が発令されたときに、いつでも避難できるような体制をとること。要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、避難行動を開始。	ア 状況により本部長（市長）が必要と認めるとき
避難指示	<u>危険な場所から</u> 直ちに避難する。	ア 火災の拡大、がけ崩れ、危険物質の流出拡散等により、住民に危険が及ぶと認められるとき イ 大津波警報、津波警報・注意報が発令されたとき ウ 状況により、本部長（市長）が必要と認めるとき

第2編 地震・津波編
第3章 災害応急対策計画

緊急安全確保	避難できなかった場合に現在の場所より相対的に安全な場所へ移動する。	ア 災害が切迫又は既に発生しているとき

■避難指示等の発令権者及び要件

発令権者	指示等を行う要件	根拠法令
市長	①災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第60条第1項
知事	①災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第60条第5項
警察官 海上保安官	①市長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき ②市長から要求があったとき ③人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	①人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき	自衛隊法第94条
知事又は知事の命を受けた県職員	①洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき ②地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
水防管理者	①洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条

(注) 災害対策基本法は避難指示と緊急安全確保、その他の法令は避難指示を行うことができる。

(2) 警戒区域の設定

本部長（市長）は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

■警戒区域の設定権者及び要件・内容

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
市長	①災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法第63条
知事	①災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。	災害対策基本法第73条
消防長、消防署長	①ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるとき、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第23条の2
警察署長	次の場合、上記に記載する消防長等の職権を行うことができる。 ①消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき、又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき	消防法第23条の2
消防吏員又は消防団員	①火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。	消防法第28条
水防団長、水防団員、消防機関に属する者	①水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第21条
警察官、海上保安官	次の場合、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。 ①市長若しくは市長の委任を受けた職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法第63条

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
警察官	次の場合、上記に記載する消防吏員等の職権を行うことができる。 ①消防吏員又は消防団長が火災の現場にいないとき、又は消防吏員又は消防団員の要求があったとき	消防法第28条
	①水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき	水防法第21条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	①市長若しくは市長の委任を受けた市職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。	災害対策基本法第63条

(3) 避難情報等の伝達

ア 住民への伝達

本部班及びシティプロモーション班は、避難指示等を発令又は解除した場合、直ちに次の方法により伝達広報を行い、住民への周知徹底を図る。

■避難情報等の伝達

(ア) 伝達方法	
①市防災行政無線（戸別受信機、屋外拡声器）	②エリアメール
③きさらづ安心・安全メール	④市ホームページ
⑤コミュニティFM	⑥広報車
⑦CATV等報道機関	⑧サイレン又は警報
⑨ツイッター等のSNS	⑩その他速やかに住民に周知できる方法
(イ) 伝達内容	
①避難の対象区域	②避難先
③避難経路	④避難指示等の理由
⑤その他注意事項	

また、避難行動要支援者には、社会福祉班、障がい福祉班、高齢者福祉班がケースワーカーによる個別連絡や緊急FAX119番制度登録者へFAXにて連絡する。

イ 県に対する報告

本部班は、避難指示等を発令又は解除した時は、その旨を「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき、県災害対策本部事務局（防災対策課）及び君津地域振興事務所に報告する。

ウ 関係機関への通報

本部長（市長）が避難の指示を行った時、又は警察官等から避難等の指示を行った旨の通報を受けた時は、本部班は、関係機関に通報する。

2 避難誘導等

(1) 危険地域における誘導

危険地域における住民等の避難誘導は、市職員、警察官、自衛隊員、消防職員、消防団員等が、自主防災組織等の協力により実施する。

(2) 避難行動要支援者の避難誘導

避難行動要支援者の避難誘導は、自主防災組織等が支援して行うことを原則とする。

(3) 学校、事業所等における誘導

学校、幼稚園、保育園、事業所その他多数の人が集まる場所における避難誘導は、原則として施設管理者等が実施する。

(4) 交通機関等における誘導

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定めた防災計画、避難計画に基づき、実施する。

3 自主避難

住民は、災害の状況により自らの生命、身体等に危険が及ぶと判断した場合は、地域の自主防災組織、住民組織を中心とした自主避難を行うことを基本とする。

自主避難者の対応は、公民館班が行うものとする。

4 避難所等の開設と運営

災害により現に被害を受け、または受けるおそれのある住民を収容するため、市長は、学校や公民館等の避難所を設置する。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、市長はこれを補助する。

市のみで対応が不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(1) 避難所の安全点検及び開放

教育部各班は、避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者に対して、避難所を開設し収容保護する。この際、避難所開設班をもって避難所の安全点検を実施するとともに、避難者の受け入れ準備及び避難所の開設を行う。

避難所の安全点検の結果、判定が困難な場合は本部から建築指導班へ連絡し、直ちに応急危険度判定士が判定を行う。

(2) 避難状況の確認・報告

教育部各班は、自主防災組織等の協力を得て避難状況を確認し、本部に報告する。また、避難未了の場合は、関係者の協力を得て、避難指示の伝達を適切に実施する。

(3) 避難所の運営

ア 運営準備

教育部各班は、避難所の運営に必要な用品（避難者カード、事務用品等）や帳簿類を準備する。

イ 避難者の把握

避難所開設時には、避難所担当の職員が自主防災組織等に協力を得て避難者カードを配布し、避難者を把握する。

ウ 避難所の運営

避難所の運営は、原則として避難者による自治とする。運営に当たっては、自主防災組織、町内会等を基本として避難所運営委員会を設置して運営にあたる。また、運営方法については、あらかじめ施設管理者・市・地域代表等が協議し、避難所ごとに運営マニュアルの整備を図ることとする。

その他、管理・運営を行う職員や組織における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮しつつ、被災者のプライバシー及び安全の確保に努めるとともに、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努めるものとする。

また、感染症により自宅療養中の住民が指定避難所に避難する可能性を考慮し、避難所の運営に必要な情報を関係部班で共有するほか、避難者の健康管理、避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウトなど感染症対策に必要な措置を講じる。

その他、避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVを予防するための注意喚起や相談窓口の設置等に努める。

■避難所の運営項目

①必要物資の管理・分配

- ②避難者の転出入確認、名簿作成
- ③情報管理、広報
- ④環境の整備・保持（清掃、トイレ設置・管理等）
- ⑤感染症対策（マスク、消毒液の備蓄・管理、検温・消毒ブース等の設置、スペースの確保）
- ⑥警備
- ⑦入浴措置
- ⑧高齢者・障がい者・乳幼児・妊産婦・外国人・傷病者等要配慮者への配慮
- ⑨傷病者の搬送、避難者の医療、健康管理、カウンセリング等
- ⑩相談、苦情処理、要望聞き取り
- ⑪各種調査
- ⑫ボランティアとの調整、スタッフ会議の開催
- ⑬各種記録

■女性への配慮事項

- ①女性専用の相談窓口
- ②女性専用の物干し場、授乳室の設置
- ③男女別の更衣室、トイレ等の確保
- ④女性担当者による女性専用の物資の配布
- ⑤防犯対策

エ 避難状況の報告及び記録

本部班は、避難所を開設したときは、知事に対しその旨を報告する。

各避難所では、避難者カードを基本として記録をとり、本部に報告する。教育総務班は、避難所との連絡を密にし、避難者の氏名や家族構成などの情報を逐次、コンピュータ等を活用して把握に努めるとともに、広報や問合せに適切に対応する。

オ 長期対応

避難所の開設が長期に及ぶ場合は、本部会議で調整を行い、地区ごとに担当部を割り当て全庁的な対応で運営、管理を行う。

5 避難所等の閉鎖

教育総務班は、避難所等の閉鎖に当たっては、本部会議で調整ののち、あらかじめ避難者に対し閉鎖を予告し、順次閉鎖をするものとする。学校施設については、授業再開に必要な教室等から閉鎖する。

6 防犯対策

木更津警察署は、被災地における犯罪の防止を図るため、市と連携して地域の巡回パトロールを行う。また、市民活動支援班は、木更津警察署と連携して、避難所における窃盗等の犯罪を防止するため、避難者への注意喚起、不審者の通報等対策を実施する。

7 在宅避難者への対応

本部班は、在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、関係各班と連携して必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供等、必要な支援の実施に努める。特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。

また、町内会、自治会、自主防災組織等と協力して、在宅避難者の所在を確認し、関係各班と連携して避難所滞在者に準ずるサービスを提供するように努める。

※資料編 3－1 避難場所等一覧

第4節 津波避難計画

1 津波警報等の伝達	本部班、シティプロモーション班、消防部、木更津警察署、施設管理者、農林水産班、漁業協同組合
2 住民等の避難行動	住民等
3 住民等の避難誘導	本部班、シティプロモーション班、障がい福祉班、高齢者福祉班、消防部、木更津警察署

1 津波警報等の伝達

- (1) 本部長（市長）は、県防災行政無線一斉通報装置により津波情報等を受けた場合、気象庁の津波警報等を覚知した場合若しくは強い揺れ又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合など、あらかじめ定めてある避難指示等の基準に基づき、住民等に対して直ちに避難を指示するなど、迅速かつ的確な伝達を行う。また、住民等への津波警報等の発表・伝達にあたっては、以下に留意する。
- ア 住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模及び避難指示等を対象となる地域に伝達する。その際、災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど住民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう工夫する。
- イ 住民等が即座に避難行動に取り掛かるため、シティプロモーション班はあらゆる広報伝達媒体（有線・無線電話、同報無線、広報車、サイレン、半鐘等）や組織等を活用し、住民等への津波警報等を迅速かつ的確に伝達する。
- ウ 気象庁等が発表する津波警報等に更新があった場合等に限らず、津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があるなどの津波の特性や、津波警報等が発表されている間は災害の危険性が継続していることなど、住民等に対し継続的に情報伝達を行う。
- エ 走行中の車両、運行中の列車、船舶、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図り、県及び放送事業者と連携し、避難指示等の伝達に努める。
- (2) 河川・海岸地域では、シティプロモーション班、本部班、防災関係機関等が、相互に協調を図り、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時には、直ちに安全な場所で津波の河川遡上の監視及び海面監視を実施し、潮位等の異常な変動の発見と情報連絡に努める。
- (3) 海岸線付近の観光地、潮干狩り場の管理者等は、海面監視やラジオ聴取などによって、積極的に情報収集し、観光客等に対し、行政機関と強調して自主的に迅速かつ効果的な情報伝達を行う。
- (4) 港湾関係機関、漁港管理者、漁業協同組合等は、相互に協調を図り、港湾、漁港、船舶等への迅速な情報伝達を行う。

2 住民等の避難行動

- (1) 住民等は、津波で命を落とさないために、「自らの命は自ら守る」（自助）の基本理念により、気象庁の津波警報等の発表や市町村からの避難指示の発令を待たずに、迅速かつ自主的に高台等の安全な場所へ避難する。また、避難の際には、「自分たちの地域は地域のみんなで守る」（共助）の基本理念により地域で避難の呼びかけを行う。なお、津波警報等が解除されるまで避難を継続することとし、自己の判断で自宅や河川・海岸付近に近

寄らないこととする。

- (2) 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波避難は徒歩や自転車を原則とする。ただし、避難行動要支援者の避難支援を行う場合は、地域の実情に応じて自動車を利用した避難を検討する。

3 住民等の避難誘導

- (1) 本部班、シティプロモーション班は、県が策定した「千葉県津波避難計画策定指針」及び国の「津波対策推進マニュアル検討報告書」などを参考に作成した「津波避難計画」等に基づき、住民等が円滑に安全な場所へ避難できるよう誘導する。
- (2) 住民等の避難誘導にあたり、障がい福祉班及び高齢者福祉班は、避難行動要支援者の支援も考慮し行う。
- (3) 住民等の避難誘導にあたる消防職団員、警察官、市職員などは、あらかじめ定めてある行動ルールに従い、予想される津波の規模や到達時間等を考慮し、安全が確保されることを前提とした上で、行うものとする。また、町内会、自治会、自主防災組織等による避難誘導や、潮干狩り場の管理者等による自主的な避難誘導など、市の避難の呼びかけに応じた自主的な避難誘導についても、安全の確保を前提とする。

※資料編3－1 避難場所等一覧

第5節 避難行動要支援者等の安全確保対策

1 避難誘導等	本部班、シティプロモーション班、社会福祉班、障がい福祉班、高齢者福祉班、消防部、木更津警察署、社会福祉施設管理者
2 避難行動要支援者の支援	本部班、シティプロモーション班、社会福祉班、障がい福祉班、高齢者福祉班、健康推進班、教育総務班、学校教育班、生涯学習班、公民館班
3 福祉避難所の設置	社会福祉班、社会福祉施設管理者
4 避難所から福祉避難所への移送	社会福祉班、社会福祉施設管理者、木更津市社会福祉協議会
5 被災した避難行動要支援者等の生活の確保	社会福祉班
6 社会福祉施設入所者等への支援	社会福祉班、社会福祉施設管理者

1 避難誘導等

避難行動要支援者については、避難行動要支援者避難支援プラン等に基づき避難支援者による避難誘導、支援を行う。

(1) 避難誘導

避難誘導は、次の事項に留意して行うものとする。

ア 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。なお、この場合、避難者の誘導措置を講ずること。

イ 危険な場所には、表示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。

ウ 状況により、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者又は歩行困難者は適当な場所に集合させ、車両又はボート等による輸送を行う。この場合、ロープ等の資材を利用して輸送途中の安全を期する。海浜・水際の避難誘導、輸送については漁業協同組合等からの協力を得る。

エ 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば町内会等の単位で行う。

オ 高齢者、障がい者等の避難行動要支援者については、その状態や特性に応じた適切な避難誘導を行うとともに、市職員及び自主防災組織の隊員等による避難確認を行うこと。

(2) 避難順位

避難誘導は移動もしくは歩行困難な者を優先して行うが、その優先順位等については、避難行動要支援者避難支援プランの全体計画等に基づくものとする。

(3) 緊急入所等

社会福祉班、障がい福祉班及び高齢者福祉班は、在宅での生活の継続が困難な避難行動要支援者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な避難行動要支援者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行うものとする。

2 避難行動要支援者の支援

(1) 避難行動要支援者の安全確保

避難所を開設した避難所の責任者は、各避難所に保管してある要支援者名簿を開封し、民生委員、警察官、自治会長等の協力を得て安否確認を行い、避難支援が必要な場合は、避難支援を指示し、実行する。避難行動要支援者の情報は、社会福祉班に連絡する。

また、障がい福祉班、高齢者福祉班及び健康推進班は、地区の民生委員、自治会長等の

協力を得て、避難行動要支援者の安否情報を収集する。

(2) 避難生活での配慮

避難所を開設した場合は、教育部各班は、避難行動要支援者への負担を軽減するため、専用スペースや間仕切りの設置、段差の解消など避難所生活に配慮する。

社会福祉班、障がい福祉班及び高齢者福祉班は、福祉関係者と連携して相談や介護等の支援を行う。

企画班は、外国人には通訳ボランティアの派遣、外国語による広報紙の配布等を行う。

(3) 避難所における支援

障がい福祉班及び高齢者福祉班は、避難行動要支援者に対する援護対策のニーズを把握し、木更津市社会福祉協議会等の福祉関係団体、避難所自主運営組織、ボランティア等の協力を得て、次にあげる対策を行う。

ア 施設

障がい者用仮設トイレ、携帯トイレ、ベッド、間仕切りなどの設備の設置、騒音や出入り口等の配慮を行う。

イ 生活必需品、食料

避難行動要支援者に配慮した食料、介護ケア用品を供給する。

ウ 介護支援

必要なケアサービスを確認し、ボランティア等による介護等を行う。

エ 医療的支援

衛生環境の悪化による感染症等の予防を行う。

オ DWATの要請

避難所の高齢者、障がい者、乳幼児その他の要配慮者の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて「千葉県災害福祉支援チームの派遣に関する基本協定」により、千葉県災害福祉支援チーム（DWAT）の派遣を県に要請する。

(4) 巡回相談等の実施

社会福祉班、障がい福祉班及び高齢者福祉班は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地等において、社会福祉士、介護福祉士、児童相談員、ケースワーカー、ボランティア等の専門家によるホームヘルプサービス、要介護者への巡回相談等に努める。

3 福祉避難所の設置

避難行動要支援者を収容するため、福祉避難所に指定されている施設を福祉避難所として設置する。福祉避難所の設置は、社会福祉班が福祉避難所に指定されている施設の管理者と連絡をとり、行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、市長はこれを補助する。

なお、本市限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

福祉避難所開設後は、関係機関及び各避難所に開設済の福祉避難所を周知する。

4 避難所から福祉避難所への移送

社会福祉班は、避難所における避難行動要支援者の健康状態や特性等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送を行う。なお、健康状態や特性等に関係なく、その障がいなどにより通常の避難所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討する。

社会福祉班は、福祉避難所に指定された施設や関連団体、または県等と協力して要支援者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。市や関係機関等が保有する車両等の

リストを作成するほか、個々の要支援者の移動手段の有無等を調査し、自力での移動可否状況を把握する。

また、社会福祉協議会と協力して、地域住民に対し、要支援者の避難所までの移動支援や避難所から福祉避難所への移送支援について働きかける。

5 被災した避難行動要支援者等の生活の確保

応急仮設住宅への入居については、高齢者・障がい者等の要配慮者を優先して行うよう努めるとともに、社会福祉班は、高齢者・障がい者に配慮した応急仮設住宅の設置等について検討する。

また、被災した要配慮者等の生活の確保として、社会福祉班及び県は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談等の事業を行う。

- (1) 要介護者への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施
- (2) 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

6 社会福祉施設入所者等への支援

(1) 安全確保

施設管理者は、入所者・利用者の安否を確認し、負傷した場合は、救護所等に移送する。火災が発生した場合、職員は初期消火を行い、避難が必要な場合は、近隣の住民等の協力を要請する。

社会福祉班は、社会福祉施設の状況を把握し、避難等の支援を行う。

(2) 施設における生活の確保

災害によりライフライン等が断たれ、食料、飲料水、生活必需品等が供給できなくなった場合、原則として施設管理者が対応するが、緊急を要する場合は、市が必要な支援を実施する。

第6節 消防・救助救急・医療救護活動

1 消防活動	消防部、消防団、木更津海上保安署
2 救助・救急	消防部、消防団、木更津警察署、木更津海上保安署
3 水防活動	本部班、土木班、管理用地班、被害調査班、資産管理班、農林水産班、消防部、消防団、県（君津土木事務所）
4 危険物等の対策	消防部、教育部、県（君津地域振興事務所、君津健康福祉センター、南房総教育事務所）、関東東北産業保安監督部
5 医療救護	健康推進班、消防部、君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会、君津木更津薬剤師会

1 消防活動

（1）消火活動

ア 基本方針

震災時には、住民の生命、身体、財産の安全確保を基本とし、出火防止と地震により発生した火災の早期鎮圧、人命の救出、救助及び避難路の安全確保を原則とした活動を実施するものとする。

イ 消防部の活動

消防部は、「指揮本部」等を設置し、消防長が本部長となり消防が行う災害応急活動の全般を指揮する。

■消火活動の原則

①難場所、避難路確保の優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所、避難路確保の消防活動を行うものとする。

②重要地域の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、重要かつ延焼拡大危険要素が高い地域を優先に消防活動を行うものとする。

③消火可能地域の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消火活動を行うものとする。

④市街地火災の優先

大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して活動にあたるものとする。

⑤重要対象物の優先

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先するものとする。

ウ 消防団の活動

消防団は、次の活動を行う。

（ア）出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し出火防止を広報するとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火を図るものとする。

（イ）消火活動

消防部の出動不能若しくは困難な地域における消火活動、又は主要避難路確保のた

めの消火活動については、単独又は常備消防と協力して行うものとする。

(ウ) 救急救助

要救助者の救助救出、負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行うものとする。

(エ) 避難誘導

避難の指示がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させるものとする。

エ 住民・自主防災組織の活動

住民及び自主防災組織は、火災が発生した場合に初期消火活動を行い、消防機関が到着した場合にはその指示に従う。

オ 事業所の活動

事業所は、火災が発生した場合、出火防止措置及び初期消火活動を行う。

カ 海上保安署の活動

木更津海上保安署は、次の活動を行う。

(ア) 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに人命救助及び消火活動を実施する。

(イ) 火災船舶を安全な海域に沖出し、曳航等の措置を講ずる。

(2) 消防広域応援要請

本部長（市長）又は消防長は、災害が発生した場合、「千葉県広域消防相互応援協定」（千葉県、平成4年4月）及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」（千葉県、平成8年5月）により広域応援統括消防機関（千葉市消防局）を通じて県内消防機関に応援を要請する。

また、要請した消防力では対応できない場合は、県知事を通じて消防庁長官へ緊急消防援助隊の出動を要請する。

2 救助・救急

(1) 救助活動

ア 行方不明者情報の収集

消防部及び消防団は、住民、自主防災組織からの通報、緊急対応班の調査により、要救出者、行方不明者の発生状況を把握する。

イ 救助活動

消防部及び消防団は、救助隊を編成、救助資機材等を準備し行方不明者情報をもとに救出活動を行う。

災害の状況等により市だけでは救助活動が困難な場合は、警察署、隣接消防機関等の応援を要請する。自衛隊の応援が必要な場合、本部長（市長）は県知事に要請を依頼する。

また、車両、特殊機械が必要な場合は、県の協力又は建設事業者等に出動を要請する。

■救助活動

- | |
|--|
| <p>①延焼火災が多発し、多数の救急・救助事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。</p> <p>②延焼火災は少ないが、多数の救急・救助事象がある場合は、多数の人命を救護することを優先する。</p> <p>③同時に小規模な救急・救助事案が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。</p> <p>④傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。</p> |
|--|

ウ 住民、自主防災組織、事業所等の活動

住民、自主防災組織及び事業所等は、二次災害の発生に十分注意しながら連携して、地

域及び事業所内の被害状況を調査し、行方不明者の確認を行う。

また、崩壊土砂や建物等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して救助を行う。

エ 警察の活動

木更津警察署は、次の活動を行う。

(ア) 倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、大型商業施設等多人数の集合する場所等を重点に救出・救護活動を行う。

(イ) 救出した負傷者は、応急処置を施したのち、救護班等に引き継ぐか、車両等を使用して速やかに医療機関に収容する。

オ 海上保安署の活動

木更津海上保安署は、次の活動を行う。

(ア) 海難船舶が発生した場合は、その捜索・救助を行う。

(イ) 負傷者、医師、その他救助活動に必要な人員及び物資の海上輸送を行う。

(ウ) 避難者の海上輸送及び誘導に協力し、避難を援助する。

(2) 救急活動

ア 救急搬送

重症者については、救命処置を要する者を優先し消防部、救護班の車両により搬送する。車両による搬送ができない場合はドクターヘリ又は県を通じてヘリコプターの出動を要請する。

イ 傷病者多数発生時の活動

災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、救護班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。

救護能力が不足する場合は、消防団、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連携を密にし、効率的な活動を行う。

3 水防活動

地震水害等の発生に対する水防活動については、木更津市水防計画に基づき実施する。

4 危険物等の対策

危険物施設、高圧ガス施設、毒物劇物施設等の管理者は、爆発などの二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。消防部及び県は、必要に応じて立入検査を行う。

また、爆発などによって大きな被害が発生するおそれのある場合は、施設管理者は速やかに防災関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。消防部は、必要に応じて被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

(1) 高圧ガス等の保管施設

消防部及び県は、必要に応じて保安措置等についての指導を行うとともに、関係機関との情報連絡を行う。

(2) 石油類等危険物保管施設

消防部は、危険物施設等の所有者、管理者又は占有者に対して、次に掲げる措置を当該施設の実態に応じて講じるよう指導する。

ア 危険物の流出・爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置並びに施設の応急点検と出火等の防止措置

イ 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置

ウ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防

災機関との連携活動

エ 危険物による災害発生時の自主防災組織活動と活動要領の制定

(3) 火薬類保管施設

県及び関東東北産業保安監督部は、危険防止措置を講ずる監督又は指導を行うとともに、必要があると認めるときは、緊急措置命令等を行う。

(4) 毒物・劇物保管施設

県は、有毒ガス発生防止の応急措置、除毒方法と周辺住民の安全措置、連絡通報について指導する。

また、教育部は、県教育委員会の指導に基づき、学校等に保管してある薬品の危険防止や児童生徒の安全確保を指導する。

(5) 危険物等輸送車両

消防部は、関係機関と連携して次の応急措置を行う。

ア 事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。

イ 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。

ウ 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止等又は使用制限の緊急措置命令を発する。

5 医療救護

健康推進班は、大規模災害時における保健活動マニュアルに基づき活動する。

(1) 救護本部の設置

健康推進班は、市役所朝日庁舎会議室Bに木更津市災害救護本部を設置し、県災害医療本部、市内の災害拠点病院等の医療機関、君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会等の医療関係団体と連携した医療救護活動を推進する。

また、君津健康福祉センターが君津地域の合同救護本部を設置した場合は同本部と連絡調整を行い、同本部の地域災害医療コーディネーターをはじめ、君津地域の各市、災害拠点病院等の各医療機関及び医療関係団体等と連携した災害医療活動を推進する。

■市救護本部・合同救護本部の主な機能

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①君津地域の医療救護活動の指揮、調整②DMAT以外の医療救護班の応援活動についての指揮、調整③搬送先医療機関の確保、調整④県災害医療本部への要請（医薬品の供給等）⑤地域の診療機能の復旧支援、復旧状況に応じた巡回診療の推進 |
|--|

(2) 初動医療体制

ア 医療機関の状況把握と広報

健康推進班は、病院、医科診療所、歯科診療所、薬局の被災状況及び稼働状況について把握し、受診可能な医療機関や薬局等の情報を住民に広報する。

イ 救護所の設置

健康推進班は、医療機関の稼働状況を把握し、君津健康福祉センターや君津木更津医師会と協議し、必要に応じて救護所の設置を行う。

ウ 救護班の編成

健康推進班は、君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会に対し、救護班の編成及び救護所への派遣を要請する。

市で対応ができない場合、県に対して、県が組織する救護班の派遣を要請する。

エ 救護所の運営

救護所の運営は、健康推進班及び救護班が運営する。

オ 医療用資器材の確保

健康推進班は、救護のための医療器具及び薬品を、君津木更津医師会等に協力を要請する。不足する場合は、県に対し医薬品等の供給を要請する。

輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、県を通じて千葉県赤十字血液センターに供給を依頼する。

カ 救護所の閉鎖

健康推進班は、地域の医療機能が回復したら、救護所を閉鎖、巡回診療を終了する。

キ 精神医療チームの派遣要請

健康推進班は、君津健康福祉センター等に災害派遣精神医療チーム（DPAT）の活動拠点本部が設置された場合に、DPATの行う医療救護活動との調整を図るものとする。

■救護所での活動

(ア) 救護所設置予定箇所

救護所の設置は、地域の医療機関受け入れ状況を確認した後に、被災状況に応じ、被災者の人数が多い箇所を優先し、市内小中学校または、公民館等に設置する。

(イ) 救護所での活動

A 負傷者の緊急度の判定

B 被災現場から移動してきた住民の応急処置

C 自治会、自主防災組織等との協力による負傷者への応急措置

D 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定

E 緊急に対応を必要とする心臓病及び重症高血圧、重症糖尿病患者への医薬品の提供

(3) 後方医療体制

ア 後方医療機関の確保

健康推進班は、市内の救急告示病院、災害拠点病院に重症者の受け入れについて要請する。また、県を通じて災害拠点病院、県外の医療機関へ重症者の受け入れを要請する。

イ 傷病者の搬送

救出現場から救護所又は病院までの重症者の搬送は、救急車、応援車両等により行う。

後方医療機関又は県外の医療機関までの搬送は、救急車又はヘリコプター等により行う。

なお、軽症者の搬送は、自治会、自主防災組織、事業所等が協力して行うことを基本とする。

(4) 透析患者・在宅酸素患者等への対応

健康推進班は、人工透析、酸素療養の応急措置について、医療機関の対応状況を確認し情報を提供する。

(5) 妊婦への対応

健康推進班は、通常の出産は被災していない市町村の医療機関で受診するよう指導する。

胎児及び妊婦に生命の危険がある場合は、医療機関の対応状況を確認し、困難な場合は、

県を通じて受け入れ医療機関を確保し、救急車又はヘリコプター等で搬送する。

※資料編2 災害協定書・覚書等一覧表

第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策

1 災害警備計画	木更津警察署
2 交通規制計画	木更津警察署
3 交通規制の指針	木更津警察署
4 緊急輸送	土木班
5 緊急輸送の実施	本部班、管財班、教育総務班、スポーツ振興班
6 緊急通行車両等の確認等	管財班
7 交通情報の収集及び提供	市民活動支援班、木更津警察署、道路管理者
8 震災発生時における運転者のとるべき措置	
9 道路管理者の通行の禁止又は制限	管理用地班、木更津警察署、道路管理者
10 航路等の障害物除去等	港湾管理者

1 災害警備計画

(1) 基本方針

警察は、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出・救護、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。

(2) 警備体制

警察本部及び木更津警察署は、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

ア 連絡室

震度4以上の地震が発生した場合、津波注意報が発表された場合、及び東海地震に関連する調査情報が発表された場合等

イ 対策室

震度5弱の地震が発生した場合、津波警報が発表された場合、及び東海地震注意情報が発表された場合等

ウ 災害警備本部

震度5強以上の地震が発生した場合、大津波警報が発表された場合、又は東海地震の警戒宣言が発せられた場合等

(3) 災害警備活動要領

ア 要員の招集及び参集

イ 地震、津波その他災害情報の収集及び伝達

ウ 装備資機材の運用

エ 通信の確保

オ 負傷者の救出及び救護

カ 避難誘導及び避難地区の警戒

キ 警戒線の設定

ク 災害の拡大防止と二次災害の防止

ケ 報道発表

コ 行方不明者の捜索及び迷子等の保護

サ 死傷者の身元確認、遺体の収容

シ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）

- ス 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）
- セ 協定に基づく関係機関への協力要請
- ソ その他必要な応急措置

2 交通規制計画

大震災が発生した場合は、交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、並びに緊急交通路を確保するため、次により交通規制を実施する。

また、交通規制を実施したときは、公安委員会等は、直ちに交通規制にかかる区域又は区間等の内容を交通情報板等の活用や日本道路交通情報センター及び報道機関の協力を得て広く周知に努める。

（1）公安委員会の交通規制

ア 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条の規定に基づき、道路における交通の規制を行う。

イ 公安委員会は、県内又は隣接・近接都県の地域に係る災害が発生又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

（2）警察署長の交通規制

木更津警察署長（高速道路交通警察隊長を含む。）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法第5条又は第114条の3の規定により、道路における交通の規制を行う。

（3）警察官の交通規制等

ア 警察官は、道路の損壊、交通事故の発生、その他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度で道路交通法第6条又は第75条の3の規定により、交通の規制を行うものとする。この場合、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等を行うことができる。

イ 警察官は、通行禁止区域等（前記（1）イにより通行を禁止又は制限されている道路の区間又は区域をいう。以下同じ。）において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。この場合、警察官の命令に従わないとき又は、運転者等が現場にいないために命ずることができないときは、警察官が、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。（災害対策基本法第76条の3）

（4）自衛官及び消防吏員の措置命令・措置等

ア 自衛官及び消防吏員（以下「自衛官等」という。）は、災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項に基づき、警察官がその場にいない場合に限り、前記（3）イの職務の執行について行うことができる。

イ 自衛官等は、前項の命令又は措置をとったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。

3 交通規制の指針

（1）被災地域における交通の混乱の防止及び円滑な災害対応対策活動を図るため、原則とし

て被災地方向への通行の禁止又は制限を行う。

(2) 交通規制の対象となる道路は、主として後述の緊急輸送に定める「千葉県緊急輸送道路1次路線（交通規制対象道路）」の中から選定する。

(3) 前記2(1)イの緊急交通路の確保は、高速自動車国道、自動車専用道路その他の幹線道路を優先して行う。

(4) 緊急交通路を確保するため、高速自動車国道及び自動車専用道路においてはインターチェンジ等からの流入を禁止するとともに、幹線道路においては必要により交通検問所を設置する。

(5) 交通規制を実施するときは、道路交通法若しくは災害対策基本法に基づく道路標識等を設置し、又は現場の警察官の指示により行う。

(6) 直下の地震に対する交通規制計画

京葉東葛地域及び南房総地域における直下の地震が発生した場合の交通規制は、次により行う。

ア 京葉東葛地域直下型地震発生時の交通規制計画

イ 南房総地域直下型地震発生時の交通規制計画

4 緊急輸送

(1) 県の緊急輸送道路

市域において交通規制の対象となる道路は、主として県で定める「千葉県緊急輸送道路1次路線（交通規制対象道路）」である。

■交通規制対象道路

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①館山自動車道、館山自動車道木更津南支線②東京湾アクアライン、アクアライン連絡道、首都圏中央連絡自動車道③国道16号、主要地方道木更津富津線、主要地方道袖ヶ浦中島木更津線、木更津市道206号線④国道127号⑤国道410号、国道409号 |
|---|

(2) 市の主要道路

土木班は、主要な市道を点検するとともに、障害物の除去を実施し交通の確保を図る。

5 緊急輸送の実施

(1) 車両輸送

ア 車両の確保

管財班は、公用車その他の車両を管理し、各班からの配車要請に基づいて配車を行う。

庁用車では不足する場合又は庁用車では輸送できない場合は、千葉県トラック協会、千葉県バス協会等の輸送業者等からトラック、バス等を調達する。

イ 燃料の確保

管財班は、市内の燃料販売業者からガソリン等の燃料を調達する。

(2) 鉄道輸送

本部班は、自動車による輸送が不可能な場合又は広域輸送が必要な場合は、東日本旅客鉄道株式会社に鉄道による輸送を要請する。

(3) ヘリコプターによる輸送

ア ヘリコプターの要請

本部班は、災害による交通の途絶又は傷病者の空輸等緊急的な輸送を必要とする場合は、県を通じて自衛隊等に対し、ヘリコプターによる輸送を要請する。

イ 臨時ヘリポートの開設

教育総務班及びスポーツ振興班は、次の施設にヘリポートを開設するため、施設の被災状況等の点検を行い、自衛隊等とともに開設準備を行う。

また、安全確保として離発着場所の確保と立入制限のために職員を配置する。

■臨時ヘリポートの開設予定場所

名 称	所在地	電 話
木更津第一中学校	中央 1-10-1	(22) 5321
木更津市営野球場	清見台 1-6-7	(25) 1987
富来田中学校	真里谷 275	(53) 2020
岩根中学校	高柳 3-7-49	(41) 2096
金田中学校	中島 2820	(41) 0032
畑沢中学校	畑沢 1053-1	(36) 5021
東清小学校	菅生 114	(98) 0424
鎌足小学校	矢那 609	(52) 2004
桜井運動場	桜井新町 4-2	(23) 5319

(4) 海上輸送

本部班は、陸上の交通が途絶する等困難を極めるときは、県を通じて自衛隊、海上保安庁に、また民間船舶、漁業協同組合に海上輸送を要請する。

また、災害時の海上輸送体制を強化するため、平時から関係機関等と機会を捉えて防災訓練を実施する等、密接な連携を図る。

6 緊急通行車両の確認等

(1) 緊急通行車両等の申請手続き

知事又は公安委員会は、災害対策基本法第 76 条に基づく通行の禁止又は制限を行った場合、緊急輸送のための車両の使用者の申出により、災害対策基本法施行令第 33 条の規定により緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を行う。

管財班は、災害対策に使用する届出済証の交付を受けていない車両について、「緊急通行車両等確認申請書」を県又は公安委員会に提出する。県知事又は公安委員会は、緊急通行車両であることを確認したときは、標章及び確認証明書を交付する。

交付された標章は、当該車両の助手席側の内側ウインドウガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し、証明書は、当該車両に備えつける。

(2) 緊急通行車両等の事前届出について

ア 公安委員会では、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有する車両等で、災害対策基本法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。

イ 公安委員会は、前記により緊急通行車両に該当すると認められるものについては、届出済証を交付する。

ウ 届出済証の交付を受けた車両については、県警察本部、木更津警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、緊急通行車両の確認を受けることができる。この場合において確認審査を省略して標章及び確認証明書を交付する。

7 交通情報の収集及び提供

市民活動支援班は、木更津警察署及び道路管理者と連絡をとり、道路の被災状況、交通の状況等の情報を収集する。

8 震災発生時における運転者のとるべき措置

震災発生時における運転者のとるべき措置については、次の事項の周知を図る。

■運転者のとるべき措置

- (1) 走行中の車両の運転者は、次の行動をとること
 - ア 直ちに、車両を道路の左側に停止させること
 - イ 停止後は、ラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し行動すること
 - ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動する。やむを得ず道路上において避難するときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど通行の障害とならない方法により駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと
- (2) 避難のために車両を使用しないこと
- (3) 通行禁止区域等においては、次の措置をとること
 - ア 車両を道路外の場所に置くこと
 - イ 道路外に置く場所のない車両は、通行禁止区域等の外に移動すること
 - ウ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること

9 道路管理者等の通行の禁止又は制限

道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（以下「道路管理者等」という。）は、木更津警察署と協議して、災害により危険な箇所又は緊急輸送等のため必要な路線を、通行禁止又は制限等の措置をとる。木更津警察署は、交通規制を行う箇所に検問所を設置し、規制並びに警戒にあたる。

また、交通規制又は道路が被災した場合は、木更津警察署等と協議し、迂回路を設定する。

なお、放置車両、立ち往生車両等の発生により、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間を指定して運転者等に対し車両等の移動を命令する等の措置をとる。また、運転者等が不在の場合等には、道路管理者等が自ら車両等の移動を行って通行を確保する（災害対策基本法第76条の6）。この場合、やむを得ない限度において、道路管理者等は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分ができる。

10 航路等の障害物除去等

港湾管理者（県木更津港湾事務所）は、地震に伴う津波等の災害発生により、航路や泊地に浮遊・漂流・沈没して安全な船舶航行の障害となっている物件を、安全に船舶航行が可能となるよう、協定者と連携を図りながら、航路啓開活動を行う。

- (1) 緊急物資輸送船の航行ルートに沿った必要最小限の障害物調査
- (2) 緊急物資輸送船の入港には迅速性が求められるため、船舶の航行の安全を阻害しない程度の航路啓開

※資料編2 災害協定書・覚書等一覧表

第8節 救援物資供給活動

1 応急給水	かずさ水道広域連合企業団
2 食料・生活必需品等の供給	市民班
3 燃料の調達	管財班
4 救援物資の受け入れ・管理	市民班、社会福祉班、スポーツ振興班、保険年金班

1 応急給水

(1) 飲料水の確保

ア 飲料水の確保

本部班は、かずさ水道広域連合企業団と連携し、配水池、飲料水兼用耐震貯水槽により飲料水を確保する。

水道施設の接続により近接市の水道事業から受水が可能な場合、これにより供給する。

河川、井戸、水泳プール、防火用水等で、滅菌処理により飲用可能な場合は浄水機での処理による供給を検討し、必要に応じて活用する。

イ 水源の水質検査及び保全

本部班は、確保した水源の水が飲料水として適当か検査及び消毒等による水質保全に努める。

ウ 家庭内備蓄の活用

地震発生当初は、病院、救護所等の重要施設への給水を行うため、住民は家庭で備蓄する飲料水で対応することを原則とする。

(2) 給水活動の準備

本部班は、かずさ水道広域連合企業団と連携し、次のように給水活動の準備を行う。

■給水活動の準備

給水場所の設定	指定避難所等
給水計画作成	①給水ルート ②給水方法 ③給水量 ④人員配置 ⑤広報の内容・方法等 ⑥資機材の準備 ⑦水質検査
応援要請	自衛隊、海上保安庁、他水道事業者、日本水道協会、管工事業協同組合
給水資機材の確保	給水車、ポリタンク、給水袋等（不足するときは自衛隊、他水道事業体に要請）

(3) 給水方法

本部班は、かずさ水道広域連合企業団と連携し、次のように給水活動を行う。

ア 緊急給水

初期の応急給水活動は、給水車により救急告示病院・総合病院等重要な病院（特に人工透析患者が入院・通院している施設）、社会福祉施設等の重要拠点への給水を中心に行う。

イ 給水方法

被災者への給水は、緊急給水体制が整い次第、指定避難所等に給水拠点を拡大する。

給水方法は、給水車より簡易貯水槽（5.7 t）、給水タンク（0.5 t・1.0 t）に飲料水を補給し、付属の仮設給水栓から非常用飲料水袋（5～6 リットル）や、住民の持参した容器に給水を行う。搬送用容器が不足する場合は、県及び関係機関に要請する。

また、要請に応じて、指定避難地以外で給水が必要な施設に応急給水を行う。

ウ 仮設給水栓の設置

水道施設の復旧に応じて、仮設給水栓、消火栓を活用した給水栓を設置する。

■給水量の基準

地震発生からの日数	目標水量	住民の水の運搬距離	主な給水方法
地震発生～3日	3L/人・日	概ね1km以内	耐震性貯水槽・タンク車
4日～10日	20L/人・日	概ね250m以内	配水幹線付近の仮設給水栓
11日～21日	100L/人・日	概ね100m以内	配水支線上の仮設給水栓
22日～28日	被災前給水量	概ね10m以内	仮配管の各戸給水・共用栓

(4) 給水広報

本部班は、かずさ水道広域連合企業団と連携し、給水時刻、給水地点等の情報をシティプロモーション班に伝達し、広報を要請する。

また、家庭の備蓄水について、水質の変化、保存期間に十分に留意し、使用に際しては、煮沸又は滅菌するよう周知する。

2 食料・生活必需品等の供給

(1) 備蓄の活用

地震発生当初は、家庭内備蓄、市の備蓄食料で対応することを基本とする。

(2) 食料の確保

ア 供給の対象者

食料の支給対象者は、次のとおりとする。

■食料供給の対象者

- | |
|--|
| ①避難所に収容された者
②全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等の被害があり炊事のできない者
③住家に被害を受けたため、一時縁故先等へ避難する者
④旅行者、滞在者、通勤通学者で他に食料を得る手段のない者
⑤施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者
⑥災害応急対策活動従事者 |
|--|

イ 食料の確保

供給する食料は、弁当、パン、牛乳類とし、できる限り避難行動要支援者に適した供給ができるように配慮する。乳幼児に対しては、原則として、粉ミルク販売業者等からの調達による粉ミルク（調整粉乳）とする。

市民班は、業者に食料の供給を要請する。確保が困難なときは、県に対して供給を要請する。

また、政府所有米穀の調達を要するときは、必要とする米穀の数量を知事に要請し、知事は農林水産省農産局長に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとする。

ウ 炊き出し

市民班は、弁当、パン等の調達が十分でない場合は、赤十字奉仕団等の協力を得て炊き出しを実施する。炊き出しに当たっては、食品衛生や食中毒の防止等に十分注意するように指導する。

(3) 食料の供給

市民班は、食料の搬送を食料供給業者に要請又は保険年金班に輸送を依頼する。輸送の依頼を受けた保険年金班は災害協定締結団体先や輸送業者等と連携し、食料を避難所まで輸送する。避難所での配布は、避難所運営組織に一任する。

(4) 生活必需品の確保

ア 供給の対象者

生活必需品の供給対象者は、次のとおりとする。

■生活必需品供給の対象者

住家の被害が全壊（焼）、半壊（焼）等であって次に掲げる条件を満たす者

①被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者 かつ

②被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

イ 調達の方法

市民班は、業者に生活必需品の供給を要請する。確保が困難なときは、県に対して供給を要請する。

また、全国から寄せられる救援物資も供給する。

(5) 生活必需品の供給

市民班は、生活必需品の搬送を生活必需品供給業者に要請又は保険年金班に輸送を依頼する。できない場合は、物資集積所に搬送の後、輸送業者等に避難所までの輸送を要請する。避難所での配布は、避難所運営組織に一任する。

3 燃料の調達

管財班は、災害時の応急対策が燃料不足による支障を避けるため、災害時における全庁の自家発電設備や公用車等の燃料について、迅速な調達を行う。

4 救援物資の受け入れ・管理

(1) 救援物資の要請

ア 全国への要請

市民班は、備蓄や調達、応援要請によっても応急物資が不足すると判断した場合には、全国的に救援物資を募集する。募集の際は、必要とする物資の種類、量、送付方法等について情報を提供する。なお、救援物資の受け入れは、企業、団体からの物資のみとすることを原則とする。

イ 日本赤十字社への要請

社会福祉班は、日本赤十字社に義援品の要請を行う。受付、整理、配布は、救援物資と同様に行う。

(2) 救援物資の受け入れ

救援物資は登録制とし、必要がある時期に市民班が供給先に要請する。

スポーツ振興班は、救援物資の集積場所を開設する。集積された物資を、保険年金班が受け入れた後、ボランティアの協力を得て仕分け作業を行い、保険年金班が避難所へ配送する。

■物資集積場所

1 位 木更津市民体育館

2 位 木更津市民会館

※ 災害状況に応じて民間施設等を物資集積場所として活用することも検討する。

※資料編 2 災害協定書・覚書等一覧表

※資料編 3－3 災害時における市の物資調達先一覧

※資料編 3－4 応急仮設住宅設置予定箇所

第9節 広域応援の要請

1 自治体等への応援要請	本部班、応援職員支援班、職員班
2 消防の広域応援要請	消防部
3 上水道・下水道事業体の相互応援	下水道推進班、かずさ水道広域連合企業団
4 労働力の確保	本部班、木更津公共職業安定所
5 広域避難の要請・受入れ	本部班、市民班、住宅班、教育部各班

1 自治体等への応援要請

(1) 県への応援要請

本部長(市長)は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援の要請又はあっせんの要請を行う。本部班は、これらの手続きを実施する。

■県への応援要請手続き

要請先	県防災危機管理部防災対策課	
連絡方法	文書（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）	
応援の要求	①災害の状況 ②応援を必要とする理由 ③応援を希望する物資等の品名、数量 ④応援を必要とする場所・活動内容 ⑤その他必要な事項	災害対策基本法第68条

なお、県では、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下したと推測される市町村に対して県職員の派遣やプッシュ型支援を計画しており、被害等の情報収集、災害対策本部の運営、必要最低限の水、食料、生活必需物資等の供給、物資の仕分け、避難所運営、り災証明書の交付等の支援が本市に対して積極的に行われる可能性がある。

また、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、県が応急措置の全部又は一部を代行する計画である。

(2) 指定地方行政機関等への応援要請

本部長(市長)は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関若しくは特定公共機関（指定公共機関のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して市域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するもの）の長に対し、職員の派遣要請、又はその派遣について県知事に対しあっせんを求める。本部班は、これらの手続きを実施する。

■指定地方行政機関等への応援要請手続き

要請先	指定地方行政機関又は特定公共機関（あっせんをもとめる場合は県）	
連絡方法	文書（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）	
職員派遣・あっせん要請	①派遣の要請・あっせんを求める理由 ②職員の職種別人員数 ③派遣を必要とする期間 ④派遣される職員の給与その他勤務条件 ⑤その他必要な事項	派遣：災害対策基本法第29条 あっせん：災害対策基本法第30条、地方自治法第252条の17

(3) 県内市町村との相互応援

県内で大規模地震等の災害が発生した場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、消防以外の分野に関し「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、他の市町村長に応援を要請する。本部班は、これらの手続きを実施する。

■ 県内市町村への応援要請手続き

要請先	要請先市町村（複数にわたる場合は知事）
連絡方法	文書（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）
要請事項	①被害状況 ②応援の種類 ③応援の具体的内容及び数量 ④応援を希望する期間 ⑤応援場所及び応援場所への経路 ⑥その他必要な事項
応援の種類	①食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 ②被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 ③救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供 ④救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 ⑤被災者の一時収容のための施設の提供 ⑥被災傷病者の受入れ ⑦死体の火葬のための施設の提供 ⑧ごみ・し尿等の処理のための施設の提供 ⑨ボランティアの受付及び活動調整 ⑩前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(4) 応援隊の受入れ・活動支援

応援隊の集結地は、下水処理場駐車場とし、職員班が受け入れを行い、各班からの応援要請に基づき応援者を配分する。各活動現場においては、各班が応援者の業務について対応する。

なお、応援隊の宿泊施設、食料、資機材等は、応援隊が手配することを原則とする。

(5) 受援計画の策定

危機管理課は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるように、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えた受援計画を定めておく。

2 消防の広域応援要請

(1) 広域消防応援体制

ア 千葉県広域消防相互応援協定に基づく体制

本部長（市長）及び消防長は、県内消防機関による広域的な応援が必要と認めるときは、この協定及びその具体的活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき迅速な相互応援を実施する。

イ 緊急消防援助隊

消防庁長官は、県知事と緊密な連携を図り、緊急消防援助隊の出動の有無を判断し、消防組織法第44条の規定に基づき、適切な措置をとる。

ウ 隣接市等との消防相互応援

消防長は、消防組織法第39条の規定に基づき、消防相互応援協定を締結している市町村等に対し応援要請する。

(2) 消防機関の受入れ

消防部は、緊急消防援助隊の進出拠点を「本署」、「金田分署」とし、応援派遣部隊の受け入れ及び指揮、運用を行う。

(3) ヘリコプターの派遣要請

本部長（市長）及び消防長は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援・千葉県事前計画」及び「千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱」に基づき、ヘリコプターの派遣を要請する。

3 上水道・下水道事業体の相互応援

(1) 上水道

かずさ水道広域連合企業団は、災害時の給水等の応急措置を実施するため他の事業体等の応援を求めようとするときは、「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき、県に必要な措置を要請する。

県は水道事業体等の要請に基づいて応援の調整を行い、他の事業体等に応援要請を行う。また、水道工事業者への応援要請の必要があるときは、かずさ水道広域連合企業団と各市管工事業協同組合が締結した「災害時等における水道復旧活動に関する協定」に基づき、復旧活動の要請を行う。なお、管工事業協同組合でも対応できない場合は、一般社団法人千葉県上下水道インフラ整備協会と県が締結した「災害時等における水道復旧活動に関する協定」等に基づき復旧活動の要請を行う。

(2) 下水道

下水道推進班は、「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき県に応急措置の支援を要請する。

4 労働力の確保

本部長（市長）は、災害応急措置の実施において労務者等を必要とするときは、木更津公共職業安定所長に対し、所定の申込書により求人の申込をするものとする。本部班は、これらの手続きを実施する。

5 広域避難の要請・受入れ

(1) 広域避難の要請

ア 広域避難の要請

市長は、避難指示等を発令した際、避難場所等を確保できず、市民等を保護するため県内の他市町村に滞在させる必要がある場合、当該市町村長と協議することができる。

また、避難者を県外の市町村に滞在させる必要がある場合は、知事に対して当該都県の知事と受入れを協議するよう要求できる。なお、緊急を要する場合は知事に報告し、当該市町村長と協議することができる。

イ 広域一時滞在の要請

市長は、市内の被災者について県内の他市町村の受入れが可能と予想される場合は、本市の具体的な被災状況、受入れを要する被災者数等を示して当該市町村と協議する。

また、県内の被災状況等から県外への広域一時滞在が必要な場合は、県に対して他の都道府県と受入協議を行うよう要請する。

受入れが決定された場合は避難先の市町村に職員を派遣し、本市の避難者の受入方法等を調整する。

(2) 広域避難の受入れ

他市町村又は県から本市への広域避難又は広域一時滞在の受入れを要請された場合は、本市も被災している場合等の理由がある場合を除いてこれを受入れ、一時滞在用の公共施設等を提供する。

教育部各班は、広域避難者に対し、避難所を開設して収容する。

住宅班は、広域一時滞在者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

※資料編2 災害協定書・覚書等一覧表

第10節 自衛隊への災害派遣要請

1 災害派遣要請の手続き	本部班
2 災害派遣部隊の受入体制	本部班
3 災害派遣部隊の撤収	本部班
4 災害派遣部隊の活動	本部班
5 経費負担区分	本部班

1 災害派遣要請の手続き

(1) 災害派遣・撤収要請

ア 派遣要請

本部長（市長）は、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を要求する。

イ 派遣要請の手続き

本部長（市長）が知事に対して災害派遣要請を依頼するときは、次の事項を明記した文書をもって行う。

ただし、緊急を要する場合において文書をもってすることができないときは、電話等で依頼し、事後速やかに文書を送達する。通信の途絶等で知事に要求できないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知し、事後、所定の手続きを行う。

本部班は、これらの手続きを実施する。

2 災害派遣部隊の受入体制

本部班は、自衛隊の災害派遣要請を依頼した場合、作業計画を作成し、次のような受け入れ体制を整える。

また、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮する。

(1) 作業計画の作成

ア 作業箇所及び作業内容

イ 作業箇所別必要人員及び必要機材

ウ 作業箇所別優先順位

エ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所

オ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

(2) 資機材の準備

必要な機械、器具、材料、消耗品等の確保に努め、諸作業に関係のある管理者への了解を取りつける。

(3) 施設の準備

派遣された部隊に対し、次の施設等を準備する。

ア 本部事務室

イ 宿舎

ウ 材料置場、炊事場（野外の適切な広さ）

エ 駐車場（車1台の基準は3m×8m）

オ 指揮連絡用ヘリコプター発着場

機種	必要地積（最小）
OH-6J×1	約 30m×30m

UH-1H×1	約 36m×36m
UH-60×1	約 50m×50m
CH-47×1	約 100m×100m

注：四方向に障害物のない広場のとき

(4) 交渉窓口

- ア 連絡窓口を一本化する。
- イ 自衛隊からの連絡員の派遣を要請する。

3 災害派遣部隊の撤収

災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、本部長（市長）は、知事及び派遣部隊の長と協議の上、派遣部隊の撤収要請を行う。

■災害派遣要請の手続き

要請事項	①災害の情况及び派遣を要請する事由 ②派遣を希望する期間 ③派遣を希望する区域及び活動内容 ④連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等その他参考となるべき事項
連絡先	県防災危機管理部防災対策課

■緊急の場合の連絡先

部 隊 名 等	連絡責任者、電話番号	
	時間内（平日）8:00～17:00	時間外
陸上自衛隊 第1ヘリコプター団 （木更津）	第3科運用班長 0438-23-3411 内線 215	駐屯地当直司令 0438-23-3411 内線 301
	県防災行政無線 時間内：633-721、633-723 時間外：633-724	

4 災害派遣部隊の活動

知事が自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつやむを得ない事態と認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、概ね次のとおりとする。

■自衛隊の支援活動

①被害状況の把握	②避難の援助	③遭難者等の捜索救助
④水防活動	⑤消防活動	⑥道路又は水路の啓開
⑦応急医療、救護及び防疫	⑧人員及び物資の緊急輸送	⑨炊飯及び給水
⑩物資の無償貸与又は譲与	⑪危険物の保安及び除去	⑫その他

(1) 自衛隊の自主派遣

自衛隊においては、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により部隊等を自主派遣することができる。

■自衛隊自主派遣の判断基準

①関係機関に対して災害情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること
②知事等が自衛隊の災害派遣の要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること
③災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救

助に関するものであると認められること
④その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められること

5 経費負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとする。

ただし、他市町村にわたって活動した場合の負担割合は、当該市町村長と協議して定める。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- (4) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

※資料編 6－3 自衛隊災害派遣要請様式

第11節 学校等における児童・生徒の安全対策

1 防災体制の確立	教育総務班、学校教育班、子育て支援班、各学校
2 応急教育	教育総務班、学校教育班、各学校
3 学用品の調達及び支給	学校教育班、各学校
4 応急保育	こども保育班
5 文化財の保護	生涯学習班

1 防災体制の確立

(1) 防災教育の一層の充実

学校は、東日本大震災の教訓を生かし、学校と地域が連携した防災訓練などの体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）や、他者や地域の防災に貢献できること（共助）など、発達段階に応じた防災意識の高揚に努めるものとする。

(2) 事前準備

- ア 校長は、学校の立地条件などを考慮した上、学校安全計画を作成、実施するとともに、危険等発生時対処要領を作成し、周知する。
- イ 校長は、災害の発生に備えて次のような対策及び措置を講じなければならない。
 - (ア) 計画的に防災にかかわる施設、設備の点検整備を図る。
 - (イ) 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者との連絡方法を検討する。
 - (ウ) 当該教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡体制を確立する。
 - (エ) 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。

(3) 災害時の体制

- 各学校は、県の作成した「学校における地震防災マニュアル」（平成24年3月）を活用し、児童・生徒の安全確保を第一とした防災体制を確立させる。
- ア 校長は、状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。
 - イ 校長は、災害の規模並びに児童生徒、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、当該教育委員会へ報告しなければならない。
 - ウ 校長は、状況に応じ、当該教育委員会と連絡の上、臨時休校等適切な措置をとる。
 - エ 校長は、避難所の開設等災害対策に協力するため、学校の管理業務の一環として、職員の配備、役割分担計画を策定するなど、避難所運営等に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。
 - オ 校長は、準備した学校安全計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど災害状況と合致するように速やかに調整する。
 - カ 応急復旧計画については、当該教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。

(4) 災害復旧時の体制

- ア 校長は、教職員を掌握するとともに校舎の準備を行い、児童・生徒等に対しては被災状況を調査し、当該教育委員会と連絡し、教科書及び教材の給与に協力する体制に努める。
- イ 教育委員会は、被災学校の校長に対し、情報及び指令の伝達に万全を期する。
- ウ 校長は、学校が災害により校舎等の一部損壊や、避難所等に学校を提供することなどにより、児童生徒の一部又は全部が学校を使用できなくなる場合には、応急復旧計画に基づき、当該教育委員会と緊密に連絡の上、出来る限り早い段階での授業再開に努める。

エ 当該教育委員会は、被災学校に対して、授業再開に向けての必要な指導をするとともに、学校が使用できない場合には、他の公共施設等の使用を確保することなど、早期の授業再開を支援する。

2 応急教育

(1) 応急教育計画の作成

学校長は、準備した応急教育計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整する。

作成した応急教育計画は、学校教育班に報告し、決定次第速やかに保護者及び児童・生徒・園児に周知徹底を図る。

■応急教育の留意事項

教育内容	教科書、学用品等の損失状況を考慮する。特に、健康指導、生活指導、安全教育を実施する。
生活指導	①児童・生徒相互の助け合い精神を育て、災害時の集団生活を指導する。 ②関係機関、医師会、その他専門家と連携・協力して、児童・生徒の「こころのケア」対策を行う。

(2) 応急教育

ア 応急教育の実施

学校長等は、地震発生後は、臨時休校（園）の措置をとる。その後、応急教育計画に基づき学校等へ収容可能な児童・生徒・園児は、授業等の一部を再開し、それまでの間は臨時登校等の措置をとる。

また、学校教育班は、他市町村へ避難する児童・生徒・園児については、教職員の分担を定めて就学手続きの臨時的措置をとるとともに、避難した地域ごとに実状の把握に努め、必要がある場合は疎開先を訪問するなどの措置をとる。

イ 学校給食の措置

教育総務班及び学校教育班は、学校再開に合わせ、学校給食が再開できるように努める。再開する場合は、施設設備の消毒、調理関係者の健康管理等、衛生に十分留意する。

施設を炊き出し等に利用する場合、食材等の入手が困難な場合等は、一時中止する。

ウ 健康管理

学校教育班は、災害の状況により、被災した学校等の教職員及び児童・生徒・園児に対し感染症予防接種並びに健康診断、心のケアについて、君津健康福祉センター及び学校医、関係機関等と協議し実施する。

エ 授業料の減免

教育総務班は、被災した児童・生徒等に対する学校納付金等の減免について、必要な計画を樹立しておく。

3 学用品の調達及び支給

災害により、学用品を喪失またはき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して、教科書、文房具や通学用品等の学用品を給与する。

(1) 実施機関

教材・学用品の給与は本部長（市長）及び学校教育班が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長（市長）はこれを補助するものとする。

なお、本部長（市長）は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して知事の行う救助の実施を待つことができない場合は、救助に着手するものとする。

(2) 学用品の給与

災害救助法が適用された場合の学用品の給与は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。なお、同法の適用に至らない場合における給与は、同法が適用された場合に準ずるものとする。

ア 学用品の給与を受ける者

- (ア) 災害によって住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水の被害を受けた童・生徒等であること。
- (イ) 小学校児童（義務教育学校及び特別支援学校の小学部児童を含む。）、中学校生徒（義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び各種学校の生徒）
- (ウ) 学用品がなく、就学に支障を生じている者であること。

イ 学用品給与の方法

- (ア) 学校及び教育委員会の協力を受けて行う。
- (イ) 被害別、学年別の学用品購入（配分）計画を立てて行う。
- (ウ) 実施に必要なものに限り支給する。
- (エ) 文房具、通学用品はできるだけ同一規格、同一価格のもので行う。

ウ 学用品の品目

(ア) 教科書及び教材

小学校児童及び中学校生徒が「教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）」第 2 条第 1 項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出、又はその承認を受けて使用している教材であること。高等学校等生徒が正規の授業で使用する教材であること。

(イ) 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

(ウ) 通学用品

運動靴、傘、カバン、長靴等

4 応急保育

こども保育班は、保育園等の被害状況を把握し、既存施設において保育の実施ができない場合、臨時的な保育園を設け、保育を実施する。

交通機関の不通、保護者の被災等で通園に支障をきたす場合は、近隣の保育園で保育する。

また、被災者の復旧を支援するため、放課後児童クラブ等においては被災者の児童、園児を一時的に預かる応急保育を実施する。

5 文化財の保護

(1) 文化財に災害が発生した場合は、その所有者、管理者は直ちに木更津市消防本部へ通報するとともに災害の拡大防止に努めなければならない。

(2) 文化財に被害が発生した場合は、その所有者、管理者は被害状況を速やかに調査し、その結果を市教育委員会を通じて、県指定の文化財にあっては県教育委員会へ、国指定の文化財にあっては県教育委員会を経由して文化庁へ報告しなければならない。

(3) 関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。

第12節 帰宅困難者等対策

1 一斉帰宅抑制の呼びかけ	本部班、シティプロモーション班
2 企業、学校など関係機関における施設内待機	関係機関等
3 大規模集客施設や駅等における利用者保護	施設管理者
4 帰宅困難者の把握と情報提供	本部班、シティプロモーション班
5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導	本部班、施設管理者
6 徒歩帰宅支援	本部班

1 一斉帰宅抑制の呼びかけ

震災発生直後の一斉帰宅行動を抑制するため、本部班及びシティプロモーション班は、市民、企業、学校など関係機関に対し、県及び他市町村と連携して、テレビやラジオ放送などを通じてむやみに移動を開始せずに職場や学校などの施設内に留まるよう呼びかけを行う。

また、呼びかけの効果を高めるため、エリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、SNSなどの媒体を活用した一斉帰宅抑制の呼びかけについても検討・実施していく。

2 企業、学校など関係機関における施設内待機

企業及び学校など関係機関は、従業員、顧客、児童・生徒及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童・生徒を施設内又は安全な場所へ待機させるよう努める。

3 大規模集客施設や駅等における利用者保護

大規模集客施設や駅等を管理する事業者（鉄道、バス）は、管理する施設の安全及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を施設内の安全な場所へ保護するとともに、保護した利用者を市や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ誘導するよう努める。

4 帰宅困難者等の把握と情報提供

（1）帰宅困難者等の把握と混乱防止

本部班及びシティプロモーション班は、大規模集客施設や駅等の周辺における混乱を防止し、付近で発生した滞留者や幹線道路などを通して徒歩により市内に移動してくる帰宅困難者等について把握するとともに、関係機関へ情報提供を行う。

（2）帰宅困難者等への情報提供

本部班及びシティプロモーション班は、地震に関する情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法などについて、テレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用し、情報提供を行う。

また、駅周辺ごとに設立される駅周辺帰宅困難者等対策協議会においても、あらかじめ確立された情報連絡体制及び提供方法に基づいた情報提供を行う。

さらに、周辺市町村や関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、防災ポータルサイト、SNSなどを活用した情報提供についても検討・実施していく。

5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導

(1) 一時滞在施設の開設

本部班は、あらかじめ一時滞在施設として指定した所管の施設について、被災状況や安全性を確認した後、一時滞在施設として開設する。

また、市域内の民間施設管理者に対して、一時滞在施設開設の要請を行う。

本部班は、一時滞在施設の開設状況を集約し、県へ報告するとともに、駅、大規模集客施設、帰宅困難者、企業等へ情報提供を行う。

併せて、市内の一時滞在施設の開設状況をホームページなどに掲載するなどして情報提供する。

(2) 一時滞在施設への誘導

大規模集客施設や駅等で保護された利用客については、原則、各事業者が市または警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ誘導する。

(3) 一時滞在施設の運営

施設管理者は、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受け入れる。その際、本部班は関係機関と連携し、施設管理者に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を提供する。

6 徒歩帰宅支援

(1) 災害時帰宅支援ステーション協定締結企業等に対する支援要請

本部班は、震災発生後コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンドなど、災害時帰宅支援ステーション協定を締結している事業者に対し、九都県市と連携して支援の要請を行う。

(2) 徒歩帰宅支援

職場や一時滞在施設に留まった帰宅困難者等は、救急・救助活動が落ち着いた後、帰宅を開始することになる。

その際、本部班は、徒歩で帰宅する帰宅困難者等に対し、帰宅支援対象道路沿いの道路状況、沿道の被害、混雑状況、災害時帰宅支援ステーションの開設情報などをテレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用し提供する。

また、関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、防災ポータルサイト、SNSなどを活用した情報提供についても検討・実施していく。

第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策

1 保健活動	健康推進班、君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会、君津木更津薬剤師会、県（君津健康福祉センター）
2 飲料水の安全確保	かずさ水道広域連合企業団、県（君津健康福祉センター）
3 防疫	健康推進班、環境衛生班、県（君津健康福祉センター）
4 遺体の搜索処理等	市民活動支援班、市民班、社会福祉班、環境衛生班、消防部、消防団、木更津警察署、木更津海上保安署、君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会
5 動物対策	環境衛生班、廃棄物対策班、農林水産班、県（君津健康福祉センター、千葉県動物愛護センター）、千葉県獣医師会
6 清掃及び障害物の除去	廃棄物対策班、土木班、県（県土整備部）、木更津海上保安署、道路管理者、河川管理者
7 環境汚染の防止	環境衛生班

1 保健活動

健康推進班は、大規模災害時における保健活動マニュアルに基づき活動する。

健康推進班は、避難所生活が長期にわたると認められるときは、君津健康福祉センターと連携し、被災者の健康管理及び疾病予防等の活動を展開する。

（1）被災者の健康管理

ア 避難所等での巡回医療及び健康支援

（ア）健康状態の把握

（イ）軽傷者、持病をもつ者への対応、健康状態に応じた巡回医療活動

（ウ）二次的な健康障がい予防活動の実施

（エ）衛生状態、栄養状態・食中毒・感染症・持病の内服管理状況等の把握

イ 予防措置

低体温症・脱水・感染症・肺炎・消化器潰瘍・エコノミークラス症候群（静脈血栓塞症）・口内炎・う歯・歯周病・認知症・心のケア等のための情報や保健指導、体操等を行う。

ウ 健康相談・健康教育の実施

（2）医療情報の提供

健康推進班は、通院患者等のために治療可能な医療施設等の情報を収集し、災害広報紙等で住民に提供する。

（3）予防措置

健康推進班は、エコノミークラス症候群等の被災者特有の疾病の予防について、チラシの配布や保健師等による指導、カウンセリング等のメンタルケアなどを君津健康福祉センターと連携して実施する。

2 飲料水の安全確保

かずさ水道広域連合企業団は、君津健康福祉センターと連携し、災害の影響等により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、直ちに巡回チームを編成し、検水を実施し安全を確保するとともに、被災者に広報及び指導を行う。

3 防疫

(1) 防疫体制の確立

健康推進班及び環境衛生班は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」（平成10年法律第114号）に基づき、防疫組織を設け、県と協力して防疫活動を行う。

(2) 防疫活動

ア 検病調査及び健康診断

君津健康福祉センターは、災害の規模に応じ君津木更津医師会等の協力を得て避難所等を重点に検病調査及び必要に応じ感染症法に基づく健康診断を実施する。健康推進班は、これに協力する。

イ 感染症患者への措置

君津健康福祉センターは、感染症の発生動向に通常とは異なる動向が認められる場合は、発生状況を調査し、感染症患者が発生した場合においては、必要に応じて次のような措置をとる。健康推進班は、これに協力する。

■ 感染症患者への措置

①発生状況、動向及び原因の調査	②健康診断	③就業制限
④感染症指定医療機関への入院勧告	⑤消毒等	

ウ 広報活動

健康推進班は、防疫に関する予防教育及び広報活動の強化に努める。

エ 消毒の実施

環境衛生班は、災害により感染症が発生し、又は発生のおそれのある地域に消毒を行う。また、自主防災組織等を通じて薬品を配布する。

防疫用資機材・薬剤は、県等から調達するが、市においても、使用する防疫用資器材・薬剤は、速やかに整備拡充を図る。

オ 報告

健康推進班は、感染症の発生状況や防疫活動の状況等を随時県に報告する。

4 遺体の搜索処理等

(1) 行方不明者情報の収集

災害により行方不明の状態にある者（周囲の事情により死亡していると推定される者を含む）を対象として搜索及び収容活動を実施する。対象者の条件は次のとおりである。

ア 住居地に災害救助法が適用されたか否かは問わないこと

イ 住家の被害状況は関係がないこと

ウ 原因は問わないこと

市民活動支援班は、相談受付窓口で受付けた搜索願及び被災現場等での情報を取りまとめる。情報は、消防部、警察、自衛隊等搜索を行う機関に提出し、情報の共有を図る。

(2) 搜索及び収容の実施

消防部は、消防団、木更津警察署、自衛隊に協力を要請して搜索活動を行う。木更津海上保安署は、災害により海域に行方不明者が漂流する事態が発生した場合は、所属巡視船艇により搜索を開始する。

行方不明者を発見し、明らかに死亡していると認められるときは、木更津警察署に連絡し遺体の検視（見分）を行う。市域外の住民の遺体が発見された場合は、直ちに被救助者が居住していた市町村の長に連絡し、遺族等の関係者に遺体を引き取らせるものとする。

なお、海上で発見、揚収した遺体については、木更津警察署に連絡したうえ、指示された岸壁等で木更津警察署に引き渡して検視（見分）を行う。

（3）遺体の処理

ア 遺体処理の対象

市は、次の場合に遺体の処理を行う。

（ア）災害による社会混乱のため遺体の処理を行うことができない場合

（イ）死体取扱規則（昭和 33 年国家公安委員会規則第 4 号）、刑事訴訟法第 229 条（検視）、検視規則（昭和 33 年国家公安委員会規則第 3 号）に基づき、警察官の検視（見分）終了後、警察当局から遺族又は市の関係者に引渡された後の必要な遺体の処理をする場合

（ウ）被災地からの漂着遺体で引き取りが不可能な場合

イ 遺体の検視（見分）

木更津警察署は、死体取扱規則に基づき遺体の検視（見分）を行い、身元が判明したものについては、所定の手続きを経て遺族に引渡す。

身元が不明な場合は、住民等の協力を得て、身元の把握、身元引受人の把握、連絡を行う。

また、県、警察等と協力して報道機関への情報提供により広報を行う。

ウ 遺体の搬送

遺体安置所等への搬送は、遺族が行うことを原則とする。

エ 遺体安置所の設置

社会福祉班は、遺体の検案、安置等を行うため、市内の公共施設、寺院等に遺体安置所を開設する。遺体の安置に必要な棺、ドライアイス等必要な資器材は葬儀業者等から確保する。

オ 遺体の処理

社会福祉班は、市に引き渡された遺体の検案等の処理を行う。検案医師は、県、日赤千葉県支部、君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会等に出動を要請して確保する。

遺体の処理は、遺体安置所で行い、処理が終了後に遺族へ引き渡す。

被害状況により市で処理不可能な場合は、国、県、近隣市町村及びその他関係機関の応援を得て実施する。

■遺体の処理

①遺体の洗浄、縫合 消毒等の処理	遺体識別のための洗浄、縫合、消毒等の措置
②遺体の一時保存	身元が識別されない遺体又は短期日の間に埋火葬することが困難な場合には、そのまま一時保存する。
③検案	死因その他の医学的検査をする。

（4）遺体の埋火葬

ア 埋火葬の受け付け

市民班は、遺体安置所又は住民相談窓口で埋火葬許可書を発行する。

イ 埋火葬

遺体は木更津市火葬場で火葬する。環境衛生班は、木更津市火葬場が使用できない場合又は火葬能力を上回る場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づいて他市町村の火葬場に対応するため、千葉県に広域応援要請を行う。

また、社会福祉班は、遺族による遺体の搬送が困難なときは、葬儀業者、自衛隊等に協

力を要請する。

木更津市火葬場 木更津市大久保 840-3

ウ 身元不明者の遺骨・遺留品の取り扱い

社会福祉班は、遺体安置所に一時保管した遺骨及び遺留品は、台帳を作成して一定期間公示し、引き取り人がある場合は、身元確認の上引き渡す。

引き取り人の無い身元不明者の遺骨は、遺留品とともに、「木更津市行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則」（平成11年規則10号）により扱うものとする。

5 動物対策

（1）死亡獣畜の処理

廃棄物対策班は、獣畜の死亡が確認された場合は、農林水産班等と調整し、①家畜（主に畜産農業に係るもの）は南部家畜保健衛生所、②野生動物は君津地域振興事務所、①②を除くペット等動物は君津健康福祉センターの指導により、死亡した獣畜を処理する。

（2）放浪動物への対応

環境衛生班は、飼い主の被災により廃棄又は逃げ出したペット等が発生した場合は、君津健康福祉センター、千葉県動物愛護センター、（社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアと協力して保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携により必要な措置を講ずる。

（3）ペットへの対応

避難時のペットの保護及び飼養は、原則として動物の管理者が行う。また、避難所を開設した場合は、自己責任にて対応する。

本部班は、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルール作成に努める。

環境衛生班は、避難所での生活が長期化し、避難生活に支障となるペット問題が生じた場合は、君津健康福祉センター及び千葉県獣医師会等と取り扱いについて協議する。関係団体がペットの救護所等を設置する場合は、公共用地を提供するとともに、その旨を避難者に広報する。

6 清掃及び障害物の除去

（1）災害廃棄物処理計画等の策定と組織体制の整備

廃棄物対策班は、総務、し尿処理、ごみ処理及びがれき処理に関する各担当を置くとともに、被害状況の把握、県、他の市町村、関係団体との連携、また、必要に応じて広域処理を行うなど、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理に当たる。

なお、災害廃棄物対策指針（環境省）（以下「対策指針」という。）、千葉県災害廃棄物処理計画（以下「県計画」という。）及び市町村災害廃棄物処理計画策定モデル（千葉県内用）に基づき、災害廃棄物処理計画の迅速かつ適正な処理体制の確立を図る。

（2）がれきの処理

ア 処理体制の確立

廃棄物対策班は、大量のがれきが発生した場合は、「木更津市震災廃棄物処理計画」等に基づき発生量を推計し、処理体制の確立を図る。処理が困難な場合は、県に協力を要請するとともに、「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき他県市町村及び一部事務組合間と締結した応援協定において援助協力を受ける。

また、建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想されることから、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建築物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間事業者の協力を求める。

イ 処理方法

廃棄物対策班は、対策指針又は県計画で定めた推計方法によって必要面積を推計、仮置場を確保し、処理の効率化やリサイクル向上のため分別して処理を行い、適正に処分する。処理に当たっては、可能な限り効率的な分別・選別、性状に応じた中間処理、再生利用等により減量化し、最終処分量を低減することに努める。また、適切な処理方法を住民に広報するとともに相談窓口を設置するものとする。

ウ 環境大臣による廃棄物の処理の代行

環境大臣が本市の地域を廃棄物処理特例地域として指定した場合、本部長（市長）は災害廃棄物の処理の代行を国に要請することができる。

（3）粗大ごみ、生活ごみの処理

ア 処理施設における措置

廃棄物対策班は、ライフラインの途絶、燃料の供給停止等により木更津市クリーンセンター又は君津地域広域廃棄物処理施設の稼働が停止した場合は、関係市町村と連携し一時保管場所を確保するなどの措置をとるとともに、早期稼働に努める。

イ 処理体制の確立

廃棄物対策班は、処理施設の被害状況、避難場所の状況、道路の状況等を検討し、ごみ処理実施計画を策定し、収集方法を決定する。

ごみの収集、処理は、廃棄物対策班、市内委託業者が実施するが、対応できない場合は、他市町村及び関係団体に応援を要請する。

ウ 収集処理体制

廃棄物対策班は、粗大ごみ、生活ごみ（可燃ごみ、不燃ごみ等）に区分して収集し、粗大ごみ、不燃ごみについては木更津市クリーンセンターで、可燃ごみ等については、君津地域広域廃棄物処理施設で処理する。

（4）し尿の処理

ア 仮設トイレの設置

自宅トイレが使用できない避難者の使用にも耐えるよう、地震発生当初は、各避難所に備蓄している組立式簡易トイレを避難所担当の職員が速やかに設置する。その後、廃棄物対策班はレンタルにて確保した仮設トイレを避難所等に設置する。

イ 自己処理

住家が全半壊した住民以外は、自宅トイレ等を使用することとする。そのため、廃棄物対策班は業者等から簡易トイレを確保し、必要に応じて住民へ配布する。

ウ 収集処理体制の確立

廃棄物対策班は、し尿処理施設の被害状況、避難所の状況、収集・搬入道路の状況等を検討し、収集運搬許可業者、他市町村及び県、関連団体等に協力を要請し、収集車両及び収集作業員を確保する。

収集したし尿の処理は、新川園衛生処理場で行うが、対応できない場合は、近隣の処理場に要請する。

（5）障害物の除去

ア 道路上の障害物の除去

土木班及びその他道路管理者は、所管する道路上の障害物の除去を行う。特に「緊急輸送道路1次路線」については最優先に実施する。

イ 河川の障害物の除去

土木班及びその他河川管理者は、所管する河川の障害物の除去を行う。

ウ 港湾・漁港の障害物の除去

(ア) 港湾区域内の障害物は、県が千葉清港会等に運営を委託している清掃船等にて除去し、千葉港湾塵芥焼却場にて焼却する。

(イ) 漁港区域の障害物、臨港道路上の障害物の除去は、施設管理者が行う。

(ウ) 大型海上漂流物、漂流漂着船舶がある場合については、漂流物等の一時係留・陸揚げ場所を、産業振興班は県（木更津港湾事務所）と調整して確保する。同漂流物等の回収は関係機関が調整して行うこととし、そのうち所有者等が判明した漂流船舶等については一時係留場所に保管後、所有者に対し引取りを要請する。

(6) 災害廃棄物に関する啓発・広報

住民やNPO・ボランティア等に対して、災害廃棄物の分別や収集、仮置場の利用方法等を効果的な広報手段により周知する。

7 環境汚染の防止

環境衛生班は、倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの被災や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視を実施し、必要に応じて関係機関等と協力して環境汚染防止に努める。

※資料編2 災害協定書・覚書等一覧表

※資料編3－5 緊急告示病院・総合病院等重要な医療機関

第14節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

1 応急仮設住宅の提供等	資産管理班、住宅班
2 被災建築物の応急危険度判定	建築指導班
3 被災宅地の危険度判定	都市政策班
4 リ災証明の交付	市民税班、資産税班、収税対策班、消防部

1 応急仮設住宅の提供等

(1) 被災住宅の応急修理

資産管理班は、災害救助法に基づき災害のため住家が半焼又は半壊し自己の資力では応急修理ができない者に対して、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を応急的に修理する。

修理の申込みは、相談窓口で受付を行い、必要性を調査した上で建設事業者との請負契約により実施する。

市で処理不可能な場合は、国、県、近隣市町村、その他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 住居障害物の除去

資産管理班は、災害救助法に基づき、住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去に限り、応急的に障害物を除去する。

市で処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。住宅関係の障害物除去の対象者は、次のとおりである。

■住宅関係の障害物除去の対象者

- | |
|--|
| ①当面の日常生活が営み得ない状態にある者
②住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者
③自らの資力をもってしては障害物の除去ができない者 |
|--|

除去は、建設事業者等に要請する。他の所有者の敷地内で作業を行う必要があるときは、可能な限り所有者の同意を得る。

(3) 応急仮設住宅の供給

ア 需要の把握

資産管理班は、災害後に資産税班、収税対策班が行なった被害調査の結果から仮設住宅の概数を把握する。住宅班は、住民相談窓口又は避難所において、仮設住宅入居の申し込みを受付ける。応急仮設住宅の入居対象者は、リ災証明の発行を受けているなど次の条件に該当する者である。

なお、これ以外の者への適用については、県との協議により決定する。

■応急仮設住宅の入居対象者

- | |
|--|
| 次のすべての条件に該当する者
(ア) 住家が全焼、全壊又は流失した者
(イ) 居住する住家がない者
(ウ) 自らの資力をもってしては住宅を確保できない者
A 生活保護法の被保護者及び要保護者
B 特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯、病弱者等
C 上記に準ずる者 |
|--|

イ 応急仮設住宅の方法の選択

応急仮設住宅の方法として①建設型②借上げ型が考えられるので、借上げ型を基本としつつ、災害の程度によって方法の併用又は選択を行う。

(ア) 建設型応急仮設住宅

A 用地確保

資産管理班は、応急仮設住宅の用地として公共用地（建設候補地は資料編参照）を優先して確保し、ライフライン、交通等の利便性を考慮して選定する。不足が生じた場合には、民有地を借用する。

B 建設

災害救助法が適用されない場合、資産管理班は「千葉県応急仮設住宅マニュアル」に基づき仮設住宅を建設する。

応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合、集会所等に使用できる施設を設置する。

また、応急仮設住宅として、高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、介護等事業を利用しやすい構造及び施設を有する施設（福祉仮設住宅）を設置できる。

C 入居

住宅班は、福祉部と連携し、避難行動要支援者を考慮して、住宅の困窮度に応じた入居の取扱いを行う。応急仮設住宅の供与期間は、原則として2年以内とし、その間、住宅班は、応急仮設住宅の管理を行う。

(イ) 借上げ型応急仮設住宅

住宅班は、応急仮設住宅として民間賃貸住宅の空き家を活用する場合は、(ア)に準じて入居の取り扱い、管理を行う。

(4) その他の住宅提供等

住宅班は、公営住宅、民間賃貸住宅の空き家の情報を収集し、被災者に提供する。

市営住宅に関しては、市営住宅の入居者資格を有する被災者を優先的に入居できる措置を講じる。

市営住宅のうち行政財産目的外使用許可により提供できる住戸の入居の取り扱い、管理を行う。

2 被災建築物の応急危険度判定

(1) 判定実施体制の確立

建築指導班は、大規模な地震災害発生後に速やかに被災建築物応急危険度判定活動が行えるよう、木更津市被災建築物応急危険度判定「震前計画」に基づき被災建築物応急危険度判定実施本部を朝日庁舎に設置する。また、判定士、コーディネーター、資機材等を確保し、被災地への判定士の派遣の準備をする。市職員内の判定士を参集する場合は、本部事務局と調整の上、参集する。

(2) 判定活動

判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（一般財団法人日本建築防災協会）に基づき目視点検により行う。判定の結果は、「立入り禁止」「要注意」「調査済」に区分し、建物の入り口に判定結果を色紙で表示する。

3 被災宅地の危険度判定

被災した宅地の二次災害を防止し、住民の安全を図るために被災宅地や土砂災害警戒区域等の危険度判定を行う。

都市政策班は、市役所に被災宅地危険度判定実施本部を設置し、県を通じて被災宅地危険度判定士の確保を要請する。判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会）等に基づき行い、判定の結果はステッカー等で表示する。

また、施設等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

4 り災証明の交付

(1) 住家の被災調査

ア 調査方法

資産税班及び収税対策班は、家屋の被害状況の把握及びり災証明書を発行するために、全住家を対象に被災調査を行う。被災調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府)等に基づき、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない(一部損壊)の区分として、調査を行う。

火災により焼失した家屋等は、消防部が消防法に基づき火災調査を行う。

■住家の被災調査の概要

①一次調査

外観目視による外観調査により、全壊か否かを判定

②二次調査

外観目視調査により、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない(一部損壊)を調査する。

③三次調査

二次調査結果に対する再調査の申請があった場合、外観目視及び内部立入による再調査を行う。

イ 収集報告に当たって留意すべき事項

(ア) 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連携に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくものとする。特に発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。

(イ) 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。

(ウ) り災世帯・り災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等を照合し、正確を期する。

(2) り災証明の発行

市民税班は、家屋の被害調査の結果に基づき、相談窓口等においてり災証明書を発行する。

なお、火災による火災証明書の発行は、消防部が行う。

※資料編2 災害協定書・覚書等一覧表

※資料編3-4 応急仮設住宅設置予定箇所

第15節 ライフライン関連施設等の応急復旧

1 水道施設	かずさ水道広域連合企業団
2 下水道施設	下水道推進班
3 電力施設	東京電力パワーグリッド(株)
4 ガス施設	東京ガスネットワーク(株)
5 通信施設	東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)
6 郵便	日本郵便(株)
7 放送機関	日本放送協会
8 道路・橋梁	管理用地班、土木班、道路管理者
9 鉄道	東日本旅客鉄道(株)
10 交通施設	日東交通(株)、小湊鉄道(株)
11 その他公共施設	施設管理者

1 水道施設

かずさ水道広域連合企業団は、応急活動体制を確立し生活水の確保と応急復旧に対応する。

なお、市及びかずさ水道広域連合企業団では対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、県内水道事業体等の応援を得て復旧を行う。

応急復旧に当たっては、被害状況を把握し応急復旧対策を確立し、次の優先順位で復旧を行う。

(1) 取水、導水、浄水、配水施設の復旧

(2) 主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路

2 下水道施設

下水道推進班は、被害が発生した場合は「下水道業務継続計画」により、必要な要員を動員して応急活動体制を確立し、被害状況の調査、施設の点検を実施し、下水道機能の低下、二次災害の防止等を行う。

また、復旧については、詳細な被害調査を実施し復旧計画を作成して作業にあたる。

3 電力施設

東京電力パワーグリッド株式会社は、「防災業務計画」に基づき、台風、地震、雪害、その他非常災害に対する会社の組織及び運営について定め、人身事故の防止並びに設備被害を早期に復旧する。

また、感電事故並びに漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて、次の事項に注意するよう広報活動を実施するとともに、広報車等により直接該当する地域へ周知する。

なお、本部班は、情報収集で得た航空写真・画像等について、電力施設の被害状況の早期把握のため、東京電力パワーグリッド株式会社の要望に応じて、情報提供に努める。

また、市及び東京電力パワーグリッド株式会社は、災害時の大規模停電等において迅速な電力復旧等の活動がおこなえるよう締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」及び以下3つの覚書に基づき相互に協力し応急復旧に対応する。

(1) 「災害時における停電復旧作業及び啓開作業に伴う障害物等除去に関する覚書」

※停電復旧に係る作業に支障となる障害物及び復旧作業に係る道路上の障害物の除去等ならびに予防措置（予防伐採）に関して規定

(2) 「災害時における連絡調整員の派遣に関する覚書」

※それぞれが持つ情報の共有を図ることを規定

(3)「災害時における電源車の配備に関する覚書」

※長時間の停電が発生し、又は発生の恐れがある場合の電源車配備について規定

■電気に関する広報事項

- ①切れた電線や、たれ下がった電線には絶対触らないこと
- ②使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと
- ③外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること
- ④電柱の倒壊、折損、電線の断線・垂下等を発見した場合は、速やかにカスタマーセンターへ連絡すること
- ⑤建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと
使用する場合は絶縁検査を受けてから使用すること

4 ガス施設

東京ガスネットワーク株式会社は、非常事態発生後、可能な限り迅速・適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、二次災害の発生防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先する。前進基地の用地確保については、木更津市災害対策本部に依頼する。救急病院等の社会的な重要度の高い施設については、優先的に復旧する。

災害発生時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行う。広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。また、木更津市等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。

なお、本部班は、情報収集で得た航空写真・画像等について、ガス施設の被害状況の早期把握のため、東京ガスネットワーク株式会社の要望に応じて、情報提供に努める。

■ガスに関する広報事項

- (1) 地震発生時の対応
 - ア ガス栓を全部閉めること
 - イ ガスメーターのそばにあるメーターコックを閉めること
 - ウ ガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁であること
 - エ 換気扇の使用は、スイッチの火花によって爆発の原因となるので避けること
- (2) マイコンメーター（前面にランプがあるメーター）が作動してガスが出ない場合
 - ア 左上の丸い蓋を外し、中のボタンをしっかりと押し、ランプの点灯を確認すること
 - イ 操作終了後3分間マイコンによる漏えい検査のためガスの使用はしないこと
- (3) 供給を停止した場合
 - ア ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給を停止しているので、ガス栓、メーターコックを閉め、ガス事業者から連絡があるまで待つこと
 - イ ガスの供給が再開される時には、必ず、あらかじめガス事業者が各家庭の設備を点検し、安全を確認するので、それまでガスを使用しないこと

5 通信施設

電話等通信は災害時における情報の収集、伝達手段として住民はもとより、行政等災害対策関係者にとって必要不可欠なものであるため、東日本電信電話株式会社等の通信事業者は、通信施設の速やかな復旧対策を講じる。

また、震災のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

なお、本部班は、情報収集で得た航空写真・画像等について、通信施設の被害状況の早期把握のため、東日本電信電話株式会社等の要望に応じて、情報提供に努めるとともに、通信

事業者との連携による通信障害発生時の被害状況の把握、被災者への情報提供の体制整備を図る。

■電話に関する広報事項

- | |
|--|
| ①通信途絶、利用制限の理由と内容
②災害復旧措置と復旧見込時期
③通信利用者に協力を要請する事項
④災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始
⑤災害用伝言板「web171」の提供開始 |
|--|

6 郵便

日本郵便株式会社は、被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時輸送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずる。

また、被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な業務の再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

東日本電信電話株式会社等から委託を受けた電気通信取扱業務について、関係の機関と密接な連携の下に、郵便局において取り扱う電話業務の災害時における運営の確保を図るとともに、被災通信施設の東日本電信電話株式会社等による応急復旧に協力する。

7 放送機関

地震が発生した場合は、放送機関は放送機能を確保した後、地震情報、災害の状況、防災活動等を迅速・正確・適切に伝え、被災者の不安と混乱の防止、防災対策の促進等に努める。

また、法律に基づいて、市の要請による防災情報の伝達にあたる。

8 道路・橋梁

各道路管理者は、緊急輸送道路を最優先に所管の道路、橋梁等について被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、迂回路の選定あるいは通行の禁止又は制限等の措置など利用者の安全策を講じる。

また、パトロール等による広報を行うほか、被災道路、橋梁について応急復旧措置を行う。

9 鉄道

(1) 運転規制

東日本旅客鉄道株式会社は、揺れの測定値に基づき列車の運転を停止させ点検を実施する。異常がないことを確認後、運転規制を解除する。

(2) 乗客の避難誘導

ア 駅における避難誘導

駅長は、係員を指揮してあらかじめ定めた臨時避難場所に誘導し避難させる。旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに市から避難指示があった場合又は臨時避難場所が危険のおそれがある場合、市指定避難所等へ避難するよう案内する。

イ 列車乗務員が行う旅客の避難誘導

列車が駅間に停止した場合は、原則として乗客は降車させない。火災等によりやむを得ず、旅客を降車させる場合は、地形等を考慮し、特に高齢者や子供、妊婦等に留意し、他の旅客の協力を要請して安全に降車させる。この場合、隣接線路の歩行が危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

また、運行状況や旅客の安全確保の状況を、本部班に報告する。

10 交通施設

日東交通株式会社、小湊鉄道株式会社等は、地震が発生し、運行が危険と判断した場合、速やかに安全と思われる場所に停車し、旅客の安全を確保する。

旅客の身に危険が及ぶと判断した場合は、所属営業所管理者の指示を得て、最寄りの市指定の避難場所へ誘導する。

また、運行状況や旅客の安全確保の状況を、本部班に報告する。

11 その他公共施設

地震が発生した場合、市が管理する河川、都市公園、漁港施設の被害状況を速やかに把握し、各施設の機能確保を図るため、災害活動を実施するとともに応急措置を行うものとする。

(1) 河川管理施設

地震、津波等により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けた時、又はそのおそれのある時は関係機関と協議して施設の応急措置を行う。

(2) 都市公園施設

地震、津波により園路・広場、管理施設等が被害を受けた時、又はそのおそれがある時は関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(3) 漁港施設

地震・津波により漁港の基本施設等が被害を受けた時、又はそのおそれがある時は関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(4) 海岸管理施設

地震・津波等により堤防、護岸等の海岸管理施設が被害を受けた時、又はそのおそれのある時は関係機関と協議して施設の応急措置を行う。

※資料編2 災害協定書・覚書等一覧表

第16節 ボランティアの協力

1 ボランティアの活動分野	社会福祉班、木更津市社会福祉協議会
2 ボランティアとして協力を求める個人、団体	社会福祉班、木更津市社会福祉協議会
3 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ	社会福祉班、木更津市社会福祉協議会
4 災害時におけるボランティアの登録、派遣	社会福祉班、木更津市社会福祉協議会
5 ボランティア受入体制	社会福祉班、木更津市社会福祉協議会

1 ボランティアの活動分野

災害時のボランティア活動にはさまざまな活動分野が求められているため、職能によって専門分野と一般分野に大別し、それぞれ次のような分野を担当するものとする。

■ ボランティアの活動

専門ボランティア	一般ボランティア
①救護所等での医療、看護 ②被災宅地の危険度判定 ③外国語の通訳 ④災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報 ⑤被災者への心理治療 ⑥避難行動要支援者の介護 ⑦その他の専門的知識、技能を要する活動等	①避難所の運営補助 ②炊出しや食料、飲料水などの受入・配給 ③救援物資や義援品の仕分け ④避難行動要支援者の介助 ⑤清掃 ⑥その他被災地における軽作業など

2 ボランティアとして協力を求める個人、団体

大規模震災時には、災害対策に多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的に対策を展開する。災害時にボランティアとして活動が期待される個人、団体は次のとおりとし、これらに積極的に協力を求めることとする。

■ 協力を求める個人、団体

個人	団体
①被災地周辺の住民 ②被災建築物応急危険度判定士 ③被災宅地危険度判定士 ④ボランティア活動の一般分野を担う個人 ⑤その他	①日本赤十字社千葉県支部奉仕団 ②千葉県社会福祉協議会及び各市町村社会福祉協議会 ③財団法人ちば国際コンベンションビューロー ④社団法人日本アマチュア無線連盟千葉県支部 ⑤その他ボランティア団体・NPO法人等

3 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ

常に災害時におけるボランティア活動の重要性を明らかにし、ボランティア活動の主体となる意識の保持を訴えるとともに、災害時には積極的な参加を呼びかけるものとする。

(1) 平時におけるボランティア意識の啓発

毎年1月17日の「防災とボランティアの日」及び1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」を中心に実施する講演会やシンポジウムなどの諸行事を通じ、市民にボ

ランティア意識の醸成を図る。

また、毎年9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に実施する防災訓練や各種啓発行事に積極的にボランティア団体等の参加を求めることにより、その重要性を広報する。あわせて、住民やボランティア団体等の参加を得た実践的な防災訓練を実施し、災害時におけるボランティアの協力が円滑に得られるよう日ごろから連携の強化を図る。

(2) 災害時における参加の呼びかけ

大規模な災害が発生した際には、インターネットやテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や県及び県内市町村に加え、社会福祉協議会ボランティアセンターや市町村市民活動支援センター、ボランティア団体やNPO法人並びに近隣都県の社会福祉協議会、日本赤十字社各支部等の関係団体を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける。

なお、東日本大震災においては、特にホームページやブログなどのネットでの情報公開により電話などによる問合せを少なくできたことから、インターネットを利用した参加の呼びかけを推進する。

4 災害時におけるボランティアの登録、派遣

災害の状況に応じた、より実地的なボランティア活動体制を立ち上げるため、ボランティアの受付、登録は原則として発災後に実施することとし、県及び関係機関と十分な連携を図りながら迅速に対応するものとする。

(1) 県担当部局による登録

専門分野での活動を希望する個人及び団体については、県の各活動担当部局が中心となって対応する。

社会福祉班は、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣人員等を県に要請し、支援を受ける。

活動分野	個人・団体	県受付窓口
医療救護	医師、歯科医師、薬剤師、看護師	健康福祉部医療整備課
被災建築物応急危険度判定※ 被災宅地危険度判定※	被災建築物応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士	県土整備部建築指導課 県土整備部都市計画課
高齢者支援	支援団体	健康福祉部高齢者福祉課
障がい者支援	支援団体	健康福祉部障害者福祉推進課
外国語通訳、翻訳、情報提供	(財)ちば国際コンベンション ビューローボランティア通訳、 災害時外国人サポーター	総合企画部国際課
通信、情報連絡	(社)日本アマチュア無線連盟 千葉県支部	防災危機管理部消防課

※平時に登録を行っている。

(2) 市災害ボランティアセンターによる登録

一般分野での活動を希望する個人及び団体については、災害ボランティアセンター窓口において受け付け、登録する。

県災害ボランティアセンターで受け入れたボランティアについては、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣先や派遣人員等を被災市町村と調整の上、派遣する。

(3) 被災現地における受付

被災地域内住民のボランティア希望者や県災害ボランティアセンター及び市災害ボランティアセンターによる登録を経ずに直接現地の避難所等へ来たボランティア希望者については、状況に応じて被災現地の連絡所や避難所等に臨時のボランティア受付窓口を設定し

て受付を行う。

(4) ボランティアニーズの把握

木更津市社会福祉協議会は被災現地における体制を整備し、ボランティアの需要状況の的確な把握に努める。

社会福祉班は、県災害ボランティアセンターとの連絡を密にするとともに、各種ボランティア団体との情報交換等により、市域におけるボランティアの需要状況の把握に努める。

(5) 各種ボランティア団体との連携

社会福祉班は、県災害ボランティアセンター、日本赤十字社千葉県支部や県及び市社会福祉協議会、独自に活動するボランティア団体・NPO法人等と十分な情報交換を行うとともに必要な支援策を実施し、密接な連携の下に各種救援救護策を進める。

5 ボランティア受入体制

(1) ボランティアセンターの設置

木更津市社会福祉協議会は、社会福祉班と連携して、ボランティア活動の調整機関としてボランティアセンターを木更津市民総合福祉会館に設置する。

ボランティアセンターの業務は、次のとおりである。

なお、ボランティア活動については、その自主性を尊重し、活動方針や運営についてはボランティアセンター自らの決定に委ねる。

その他、ボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

ア ボランティアの登録及び管理

ボランティアの登録及び管理を行う。

イ ボランティア団体に関する情報の収集と連絡調整

ボランティア団体の情報収集及びボランティア団体間の調整を行う。

ウ ボランティアの派遣

市災害対策本部からの依頼あるいはニーズの調査に基づき、ボランティアの派遣を行う。

エ ボランティアの募集

ボランティアの募集について、市広報紙、マスコミ等を通じて行う。

(2) 市とボランティアセンターとの調整

社会福祉班は、市災害ボランティアセンターの運営に協力するとともに、市災害対策本部と市災害ボランティアセンターの連絡・調整にあたる。

調整事項は、概ね次の事項である。

ア ボランティアセンターの設置の協議

イ 市内被害状況に関する情報の提供

ウ 対策実施状況に関する情報の提供

エ 県が派遣する専門ボランティアの受付調整

オ 報道機関などへボランティア活動に関する情報の提供

カ ボランティアセンターに必要な資材、器材、活動資金などの提供

キ ボランティアセンターとの連絡調整

(3) ボランティアへの支援

ア 食事や宿泊場所の提供等

食事や宿泊場所の提供等が必要な場合は、原則としてボランティア自身が対応する。

イ 活動費用の負担

ボランティアの活動に伴う活動場所までの交通費、活動に必要な事務用品等の経費は、その必要性に応じてボランティアを受け入れる市が負担する。

ウ 保険の付与

ボランティア活動に伴う事故の発生に対処するため、ボランティアセンターにおいては、ボランティア保険の加入を活動の条件とする。

エ ボランティアの生活環境に対する配慮等

社会福祉班、社会福祉協議会は、NPO、NGO、ボランティア団体等と情報を共有してボランティア活動の実態を把握し、ボランティアの活動や生活環境を良好にするための支援に努める。

第4章 災害復旧計画

第1節 被災者生活安定のための措置

1 被災者の生活確保	市民税班、資産税班、収税対策班、会計班、住宅班、社会福祉班、高齢者福祉班、こども保育班、木更津市社会福祉協議会、木更津公共職業安定所、日本郵便(株)、住宅金融支援機構
2 事業者等への融資	農林水産班、産業振興班

1 被災者の生活確保

市及び防災関係機関は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害相談の機会や被災者台帳を活用し、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境を確保し、次の各種支援策を実施する。

(1) 被災者生活再建支援金

社会福祉班は、「被災者生活再建支援法」(平成10年法律第66号)に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活を再建することが困難な被災者に対し、生活再建支援金の支給手続きを行う。

ア 目的

自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活再建することが困難な被災者に対し、その生活の再建を支援し、もって市民生活の安定と被災地の速やかな復興に資すること。

イ 対象となる自然災害

(ア) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

(イ) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

(ウ) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

(エ) 上記(ア)又は(イ)に規定する被害が発生した市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万人未満)における自然災害

(オ) 上記(ウ)又は(エ)に規定する都道府県に隣接する都道府県内の市町村(人口10万人未満)で、(ア)～(ウ)に規定する被害が発生した市町村に隣接し、かつ、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

(カ) 上記(ウ)又は(エ)に規定する都道府県が2以上ある場合において、その自然災害により5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万人未満。ただし、人口5万人未満の市町村にあっては2世帯以上)における自然災害

ウ 対象となる被災世帯

(ア) 住宅が「全壊」した世帯

(イ) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

(ウ) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が継続している世帯

(エ) 住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯(大規模半壊世帯)

(オ) 住宅が半壊し、相当規模の補修をしなければ居住が困難な世帯(中規模半壊世帯)

エ 支援金の支給額

支給額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、以下の2つの支援金の合計額となる。ただし、世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となる。

■住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円

■住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額（全壊・解体・長期避難・大規模半壊）	200 万円	100 万円	50 万円
支給額（中規模半壊）	100 万	50 万	25 万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を購入・建設（又は補修）する場合は、合計で 200（又は 100）万円

（2）千葉県被災者生活再建支援事業

自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにも関わらず被災者生活再建支援法による支援金の支給対象とならない世帯であって、一定の要件に該当する場合に同法と同等の支援金の支給を行う。

社会福祉班は、本事業の支給要件に該当する世帯に対して支給の通知と手続きを行う。

（3）木更津市被災者生活再建支援事業

自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにも関わらず被災者生活再建支援法による支援金の支給対象とならない世帯であって、一定の要件に該当する場合に同法と同等の支援金の支給を行う。

社会福祉班は、本事業の支給要件に該当する世帯に対して支給の通知と手続きを行う。

（4）公営住宅の建設等

災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設又は公営住宅の空き家の活用を図る。

ア 災害公営住宅の建設

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買い取り又は被災者へ転貸するための借上げを検討する。

住宅班は、災害公営住宅の建設等を行う場合は県と協議し、適切な指導、支援を受ける。

イ 公営住宅の空き家の活用

公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法第 21 条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる措置等を講じる。

（5）災害弔慰金等の支給等

ア 災害弔慰金の支給

社会福祉班は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき、災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

イ 災害障害見舞金の支給

社会福祉班は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、自然災害により負傷し又は疾病にかかり、治癒後に精神又は身体に著しい障がいがある住民に対して災害障害見舞金を支給する。

ウ 災害援護資金の貸付け

社会福祉班は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、自然災害により被害を

受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しのために災害援護資金の貸付けを行う。

エ 市災害見舞金の支給

社会福祉班は、「木更津市災害見舞金及び災害弔慰金給付要綱」に基づき、災害により被災した市民に対し見舞金を支給する。

(6) 生活福祉資金の貸付

木更津市社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付事業制度要綱」（厚生労働省）に基づき、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対して生活福祉資金を貸付ける。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年法律第82号）に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付け対象とならない。

(7) 税等の減免等

市税条例、県税条例等の規定に基づき、被災した市税及び県税等の納付義務者（以下「被災納税者等」という。）に対し、市税等の災害救済措置として、期限の延長及び減免について速やかに適切な措置を講ずるものとする。市民税班、資産税班、収税対策班は、次の措置をとる。

ア 期限の延長

災害により納税義務者等が期限内に申告、その他の書類の提出又は納付若しくは納入することができないと認めるときは、市長は適用地域及び期日を指定してその期限を延長するものとする。

イ 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税等を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき法令等に定められている期間において、徴収を猶予する。

ウ 滞納処分の執行の停止

災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予の減免等適切な措置を講じる。

エ 減免

被災納税者等の申請に基づき、減免する。

オ 保育料の減免等

こども保育班は、災害等の特別な事由により保育料負担者が保育料の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、その事由がやむまでの間、保育料の全部又は一部を減免する。

(8) 雇用の確保

木更津公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職のあっせんを行う。

ア 被災者のための臨時職業相談窓口の設置

イ 公共職業安定所に出頭することが困難な地域において、臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談の実施

ウ 職業訓練受講指示又は職業転換給付金制度等の活用

エ 雇用保険の失業給付に関する特例措置

(9) 義援金の取扱い

ア 義援金の受入と保管

会計班は、義援金を受け入れる口座を指定金融機関に開設し、市に送付された義援金を保管する。

また、日本赤十字社等を通じて配分された義援金を受け付ける。

イ 義援金の配分

社会福祉班は、義援金の配分について災害義援金配分委員会を組織し、被災者数、被災世帯数、被災状況等を考慮して決定する。県に災害義援金配分委員会が設置された場合は、その基準に従う。日本赤十字社義援金も災害義援金配分委員会の協議によって配分される。

(10) 郵便物の特別取扱い

日本郵便株式会社は、災害救助法が適用された場合、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

■郵便事業における措置

ア 郵便関係

(ア) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

(イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

(ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

イ 郵便貯金関係

(ア) 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除

(イ) 郵便貯金業務の非常取扱い

ウ 簡易保険関係

(ア) 保険金及び保険貸付金の非常即時払、保険料の特別払込猶予等の非常取扱い

(11) 公共料金の特例措置

各公共機関は、被害を受けた住民の生活を支援するため、災害の規模に応じ公共料金等の支払いについて特例措置をとる。

(12) 介護保険における対応

高齢者福祉班は、災害によって被害を受けた被保険者に対して、認定更新申請期限の延長、給付差し止め等の緩和、給付割合の変更等の対応をとる。

2 事業者等への融資

災害の状況に応じて、次のような資金融資の措置及び利用について住民に周知する。

(1) 中小企業者への融資資金

産業振興班は、災害により被害を受けた中小企業が再建のため、復旧に必要な資金並びに事業費の融資等の支援策について、商工会議所等と連携を図り広報等を行う。

(2) 農林漁業者への融資資金

農林水産班は、農林漁業者に対する災害の応急復旧に係る各種融資制度について周知する。

※資料編 1－12 木更津市災害見舞金及び災害弔慰金給付要綱

※資料編 3－6 義援金領収書・義援品受領書の書式

第2節 津波災害復旧対策

1 河川、海岸、港湾施設	施設管理者
2 漁港施設	農林水産班
3 津波災害廃棄物処理	廃棄物対策班

1 河川、海岸、港湾施設

河川、海岸、港湾施設管理者は、管理する施設が津波により、被害を受けた場合は、関係機関と連携を図りながら被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要がある対象は、次のとおりである。

(1) 河川管理施設

- ア 堤防の破壊、護岸、天然河岸の決壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの
- イ 堤防護岸等の決壊で、破堤のおそれのあるもの
- ウ 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの
- エ 河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの
- オ 護岸、床上、水門、ひ門、ひ管又は天然の河岸の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

(2) 海岸保全施設

- ア 堤防の決壊で、破堤のおそれがあるもの
- イ 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの
- ウ 護岸、水門及び排水機場等の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

(3) 港湾施設

- ア 係留施設の破壊で船舶の係留又は荷役に重大な支障を与えているもの
- イ 臨港交通施設の破壊で、これによって当該臨港施設による輸送が不可能又は著しく困難であるもの（他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。）
- ウ 港湾の埋そくで、船舶の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの
- エ 外かくの施設の決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

2 漁港施設

漁港用施設管理者は、管理する施設が津波により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。特に漁港施設は、公共性があり漁業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要がある。

(1) 海岸保全施設

- ア 堤防の決壊で破堤のおそれがあるもの
- イ 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの
- ウ 護岸の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害が生じるおそれのあるもの

(2) 漁港施設

- ア 係留施設の破壊で、漁船の係留又は水揚げに重大な支障を与えているもの
- イ 臨港交通施設の破壊で、これによって当該臨港交通施設による輸送が著しく困難であるもの（他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。）
- ウ 漁港の埋そくで、漁船の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの
- エ 外かく施設の破壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

3 津波災害廃棄物処理

津波災害廃棄物処理については、震災廃棄物処理計画に基づき実施するものであるが、津波被害の被災地においては、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法を検討する。

廃棄物対策班は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。また、迅速な災害廃棄物処理の必要がある場合、廃棄物対策班は県に支援を要請する。

災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り減量・減容・リサイクルに努めるとともに、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

第3節 ライフライン関連施設等の復旧計画

1 水道施設	かずさ水道広域連合企業団
2 下水道施設	下水道推進班
3 電気施設	東京電力パワーグリッド(株)
4 ガス施設	東京ガスネットワーク(株)
5 通信施設	東日本電信電話(株)
6 農林・水産業施設	施設管理者
7 公共土木施設	施設管理者

1 水道施設

応急復旧が一段落し給水が確保された段階で、水道事業の正常化を図るため総合的に施設の復旧を行う。

(1) 復旧対策

復旧工事は、特に次の点に留意して進める。

- ア 取水・導水・浄水施設及び管路等の重要施設について最優先で復旧を行う。
- イ 施設の耐震化を図る。
- ウ 管路は多系統化、ブロック化及びループ化を基本とする。
- エ 市の計画的復興に伴う施設の整備を図る。

(2) 漏水防止対策

震災後の管路は、漏水の多発が予想されるので、配水の正常化を図るため、早急に漏水防止対策を行う。

- ア 漏水調査を実施する。
- イ 調査に基づき、漏水修理計画を作成し実施する。
この場合は次の点に留意する。
(ア) 漏水の多発している管路は布設替えを行う。
(イ) 修理体制を整備し、断水時間の短縮、住民への広報、保安対策に万全を期する。

2 下水道施設

災害後の震災復旧の進め方については、「下水道の地震対策マニュアル」に基づき行うものとする。

(1) 震災復旧の基本方針

下水道施設の被害は、震災後における社会全体の復旧活動、住民生活の安定などを与える影響が大きいため、被災状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関との調整を図り、施設の速やかな復旧を行う。

(2) 下水道施設の復旧

下水道施設に被害が発生したときは、余震や二次災害等に配慮し、他のライフラインの復旧状況等を勘案し復旧順序を定める。また、効率的な復旧を行うため、二次災害の発生や避難の長期化などを想定し、優先度の高い施設から復旧する。

- ア 管路施設（優先度の高い順）
 - (ア) 処理場、ポンプ場等の基幹施設、重要な幹線等
 - (イ) その他の幹線管渠
 - (ウ) 枝線管渠
 - (エ) 取付管渠
- イ 処理場、ポンプ場（優先度の高い順）

- (ア) 非常用電力、水源の確保
- (イ) 下水排除（ポンプ排水）
- (ウ) 汚水の沈殿放流（最初沈殿池）、感染症予防（滅菌）
- (エ) 汚水処理

3 電気施設

復旧計画については災害時の大規模停電等において迅速な電力復旧等の活動がおこなえるよう締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」の以下重要施設の優先復旧について十分に配慮し復旧を行う。

ただし、重要施設の優先復旧が困難な場合は、市と東京電力パワーグリッド株式会社の双方で調整を図る。

（重要施設）

- (1) 生命の危険に直結する医療施設や福祉施設等
- (2) 指定避難所として開設されている施設
- (3) 災害対応の中核機能となる市の災害対策本部が存在する施設
- (4) 上下水道施設などライフライン施設

4 ガス施設

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害を防止するため、下記の手順により慎重に進める。

なお、復旧の順位として、人命にかかわる施設、対策の中核である官公庁、避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、震災状況、施設復旧の難易度を勘案し、ガスの供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

(1) 被害状況の調査と復旧計画の作成

復旧計画の作成のため、次の設備について被害調査を行う。

- ア 供給設備
- イ 通信設備
- ウ 需要家のガス施設

これらの調査結果に基づき、被災した製造・供給設備の修理復旧順位及び供給再開地区の優先順位を定め、復旧計画を作成する。

(2) 復旧措置に関する広報

復旧措置に関して安全確保のため、付近住民及び関係機関等への広報に努める。

(3) 復旧作業

ア 整圧所における復旧作業

ガスの受入、送出を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、補修を行い、各設備の安全確認の後、標準作業に基づいて供給を再開する。

イ 高・中圧導管の復旧作業

- (ア) 区間遮断
- (イ) 気密試験（漏えい箇所の発見）
- (ウ) 漏えい箇所の修理

ウ 低圧導管と需要家設備の復旧作業

- (ア) 閉栓確認作業
- (イ) 被災地域の復旧ブロック化
- (ウ) 復旧ブロック内巡回点検作業
- (エ) 復旧ブロック内の漏えい検査

- (オ) 本支管・供内管漏えい箇所の修理
- (カ) 本支管混入空気除去
- (キ) 内管検査及び内管の修理
- (ク) 点火・燃焼試験
- (ケ) 開栓

(4) 再供給時事故防止措置

ア 供給施設

ガス再供給時のガス漏えい等による二次災害を防止するため点検措置を行う。

イ 需要家のガス施設

各需要家の内管検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用再開する。

5 通信施設

(1) 東日本電信電話㈱における復旧の順位

震災により被災した通信回線の復旧については、予め定められた順位にしたがって実施する。

■重要通信を確保する機関の順位

順位	確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる）
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

※上記機関において、復旧を優先する電気通信サービスは、各1回線以上とする。

電気サービスとは：電話サービス、総合デジタル通信サービス、専用サービス、パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む）等

6 農林・水産業施設

(1) 農業用施設

農業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に公共性を含めた農業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 用水施設

(ア) 用水路等の破壊、決壊で、これを放置すると農業生産基盤に重大な影響を与えるものの。

(イ) 用水路護岸の破壊で、決壊のおそれのあるもの。

イ ため池

(ア) 堤体の決壊又はそのおそれがあり、ため池下流の地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。

(イ) 決壊したため池を放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの。

(ウ) 下流に住宅や公共施設等が存在し、決壊した場合に影響を与えるおそれのあるため池を防災重点ため池と位置づける。

ウ 道路施設

道路、橋梁等が被害を受けた場合、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるものの。

エ 排水施設

(ア) 堤防の破壊、護岸の決壊で、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。

(イ) 護岸等の決壊で、破壊のおそれのあるもの。

(ウ) 被害を受けた排水施設について、放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの。

(2) 林業用施設

林業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に緊急に復旧を行う必要のあるものは次のとおりである。

ア 林道施設

林道施設の被災で、これを放置すると、林業生産基盤及び地域住民の生活用道路としての役割に重大な影響を与えるもの

イ 林地荒廃防止施設

林地荒廃防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共用施設、道路等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

(3) 漁港施設

漁港用施設管理者は、管理する施設が地震等により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。特に公共性があり漁業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 海岸保全施設

(ア) 破堤

(イ) 堤防の破壊で破堤のおそれがあるもの

(ウ) 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの

(エ) 護岸の全壊等で、これを放置すると著しい被害が生じるおそれのあるもの

イ 漁港施設

(ア) 係留施設の破壊で、漁船の係留又は水揚げに重大な支障を与えているもの

(イ) 臨港交通施設の破壊で、これによって当該臨港交通施設による輸送が著しく困難であるもの（他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。）

(ウ) 漁港の埋そくで、漁船の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの

(エ) 外かく施設の破壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

7 公共土木施設

(1) 道路施設

道路管理者は、道路、橋梁及び道路附属物が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うこととする。

復旧にあたっては、被害者の救命・救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、「緊急輸送道路一次路線」を最優先に公益占有物件等の復旧計画と調整のうえ行うものとする。

また、市が管理する指定区間外の国道、県道又は県が管理する道路と交通上密接である市道について、市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案し、市に代わって県が災害復旧等に関する工事を行うことが適当である場合は、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度による支援を行うよう要請する。

(2) 河川、海岸、港湾、急傾斜地崩壊防止施設

河川、海岸、港湾、急傾斜地崩壊防止施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。

特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 河川管理施設

- (ア) 堤防の破壊、護岸、天然河岸の決壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの
- (イ) 堤防護岸等の破壊で、破堤のおそれのあるもの
- (ウ) 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの
- (エ) 河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの
- (オ) 護岸、床止、水門、ひ門、ひ管又は天然の河岸の全壊等で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

イ 海岸保全施設

- (ア) 堤防の破壊で、破堤のおそれがあるもの
- (イ) 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの
- (ウ) 護岸、水門及び排水機場等の全壊等で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

ウ 港湾施設

- (ア) 係留施設の破壊で船舶の係留又は荷役に重大な支障を与えているもの
- (イ) 臨港交通施設の破壊で、これによって当該臨港施設による輸送が不可能又は著しく困難であるもの（他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。）
- (ウ) 港湾の埋そくで、船舶の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの
- (エ) 外かくの施設の決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

エ 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地崩壊危険区域内の急傾斜地崩壊防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共施設等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

※資料編2 災害協定書・覚書等一覧表

第4節 激甚災害の指定

1 激甚災害に係る財政援助措置	各部・班

1 激甚災害に係る財政援助措置

市及び県は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）（以下「激甚法」という。）の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

激甚の基準については、「激甚災害指定基準」（昭和37年・中央防災会議決定）と「局地激甚災害指定基準」（昭和43年・中央防災会議決定）の2つがあり、この基準により指定を受ける。

本部班は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力し、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出するものとする。

第5節 災害復興

1 体制の整備	各部・班
2 災害からの復興に関する基本的な考え方	各部・班
3 想定される復興準備計画	各部・班
4 特定大規模災害時の措置	各部・班

1 体制の整備

市は、市民の生活や地域の機能、文化・産業の再建を計る災害復興事業を速やか、かつ、計画的に実施するための臨時組織として、災害復旧・復興本部を設置する。なお、復旧状況に応じて、災害対策本部の業務を引き続き行う。

2 災害からの復興に関する基本的な考え方

市の防災対策としての行政施策（公助）や、自分の身は自ら守る（自助）ことも重要であるが、大規模災害が発生し地域の復興を目指すためには、人と人との支え合い、地域の全ての主体が復興に向けて連携する（共助）ことなど、地域住民・企業・団体等の相互の連携、「絆」が重要である。

平成23年3月に発生した東日本大震災は、被害が甚大であったことから、単なる原状回復である「復旧」にとどまらず、将来に向けて地域を活性化させる「復興」までを視野に取り組むこととし、県は、復興に係る基本的な考え方や今後の施策の方向性を取りまとめた「千葉県震災復旧及び復興に係る指針」を作成した。

市は、今後起こりうる首都直下地震などの大規模災害に対応するため、この指針を参考に、災害復興の理念、事業内容に関する研究に努める。

3 想定される復興準備計画

復興計画を実効ある内容とし、住民の立場に立ったよりよいものにするためには、被災後の各方面からの復興調査が重要である。これらの調査は相互に関連しており、より効果的な復興を目指すためにも、事前に各方面からの研究、検討を行い、実災害に対応できるよう備えておく。

（1）くらしの復興

被災者の自立を尊重し、当面の生活資金の支援から生業支援、雇用対策などの被災者の生活再建支援を中心とした施策を盛り込む。

また、被災者の心身の健康の回復は、全ての基礎となることから医師・保健師等の巡回診断、心的外傷やPTSD（心的外傷後ストレス障がい（PostTraumatic Stress Disorder））等、被災者、被害者に対する心のケアの重要性の認識など健康・福祉面でのきめ細かい支援を向上させる。

（2）都市の復興

壊滅的な被害を受けた都市の復興については、生活の基礎地盤となる地域社会の継続の必要性和地域機能の回復の観点から、より質的向上を念頭に入れた、まちづくりを進める。そのためには、迅速で将来を見越した被災地の建築制限、行政と県民とが協働した都市計画の策定を目指す。

地域の特性、それぞれの歴史、文化を途絶えることなく継承するとともに、さらに、その特性を考慮した対策をとり、より発展できるよう心がける。

（3）住宅の復興

被災者が、生活の拠点となる住まいを確保すること、宅地及び住宅の復旧は、被災者の自立を促すこととなり、復興の礎となる。被災者が自力での住宅再建を支援することを中

心に、民間住宅の斡旋・補助、公的住宅の建設など多岐にわたり検討し、被災者の将来設計に合致した住まいの復興を支援する。

(4) 産業の復興

地域の産業は、基幹産業のみならず、すべてにおいて地域の中心であり、地域の活力の源である。その産業(事業者)が被災し、操業(営業)の停止を余儀なくされた場合、融資制度の活用などによる財政的な支援とともに、賃貸工場・店舗の提供などの措置を検討する。また、産業間を結ぶ流通、通信の復興については、できるだけ迅速な復旧・復興を支援する。

市の重要な産業である観光、漁業などにおいても復興を支援する観点からの積極的な情報の発信、マイナスイメージを払拭するイベントの開催や宣伝など産業の復興を側面から支援する。

4 特定大規模災害時の措置

大規模災害からの復興に関する法律に基づく特定被災市となった場合は、必要に応じて県と共同して国の基本方針に即した復興計画を策定し、また、復興協議会を組織して復興整備事業の許認可の緩和等の特別措置の適用を受け、市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

なお、特定大規模災害等による被害により、行政機能の低下や専門知識を有する職員が不足する場合は、同法に基づき、復興を図るために必要な都市計画の決定や変更について県知事に対して代行を要請するほか、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要な人員が中長期的に不足する場合は、同法に基づき、県又は関係地方行政機関の長に対し職員の派遣等を要請する。

地震・津波編附編

東海地震に係る周辺地域としての
対応計画

《目 次》

第1章 総 論	附-1
第1節 計画策定の趣旨	附-1
第2節 基本方針	附-2
第3節 今後の課題	附-2
第2章 防災機関の業務	附-3
第3章 事前の措置	附-8
第1節 東海地震に備え事前に促進すべき事項	附-8
第2節 事業所に対する指導、要請	附-10
第3節 広報及び教育	附-11
第4節 地震防災訓練	附-13
第4章 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置	附-14
第1節 東海地震注意情報の伝達	附-14
第2節 活動体制の準備等	附-16
第3節 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの広報	附-17
第4節 混乱防止の措置	附-18
第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置	附-19
第1節 活動体制	附-19
第2節 警戒宣言の伝達及び広報	附-21
第3節 警備対策	附-24
第4節 水防・消防対策	附-25
第5節 公共輸送対策	附-26
第6節 交通対策	附-27
第7節 上下水道・電気・ガス・通信対策	附-30
第8節 学校・病院・社会福祉施設等対策	附-33
第9節 避難対策	附-35
第10節 救護救援・防疫・保健活動対策	附-36
第11節 その他の対策	附-37
第6章 市民等のとるべき措置	附-39
第1節 住民のとるべき措置	附-39
第2節 自主防災組織のとるべき措置	附-42
第3節 事業所のとるべき措置	附-43

第 1 章 総 論

第 1 節 計画策定の趣旨

昭和 53 年 6 月 15 日「大規模地震対策特別措置法」が制定され、同年 12 月 14 日に施行された。

この法律は、大規模な地震の発生が予想され、当該地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれのある地域を地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）として指定するとともに、強化地域に係る地震観測体制の強化、防災関係機関、事業所等における地震防災計画の策定等により、地震予知を前提として被害の防止、軽減を図ろうとするものである。

同法に基づき、昭和 54 年 8 月 7 日、東海地震が発生した場合に木造建築物等に著しい被害を生ずるおそれのある震度 6 以上と予想される地域が「強化地域」として指定された。平成 13 年度には、東海地震の震源等が再検討され、震度 6 弱以上又は発生 20 分以内に津波が来襲する 8 都県 263 市町村（合併により平成 24 年 4 月現在 157 市町村）が強化地域として指定された。

木更津市は、この強化地域には含まれていないが、東海地震に係る強化地域の周辺地域として、局地的には被害の発生が予想されるほか、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の発生が懸念されるところである。

このため、木更津市防災会議は警戒宣言発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、地震発生に当たっても被害を最小限にとどめることを目的として、木更津市地域防災計画地震・津波編の附編として本計画を策定する。

第2節 基本方針

1 計画の内容

計画の内容は、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として平常時の社会経済活動を維持しながら、

- (1) 警戒宣言の発令等に伴う社会的混乱の発生を防止するために必要な措置
- (2) 地震発生に当たっても被害を最小限にとどめるために必要な防災措置等を定めることによって、住民の生命、身体、財産を保護することを目的とした。

2 計画の範囲

本計画の範囲は、原則として警戒宣言が発令された時点から、地震発生（又は発生のおそれなくなる）までの間においてとるべき措置等を定めるが、東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの間における防災対策上とるべき必要な措置についても可能な限り含める。

なお、地震発生後の応急・復旧対策は、本計画書第2編 地震・津波編「第3章 災害応急対策計画」及び「第4章 災害復旧計画」で対処する。

3 前提条件

計画策定に当たっての前提条件は、原則として次のとおりである。

- (1) 東海地震が発生した場合の木更津市の震度は、最も強い地域で震度5強程度とする。
- (2) 警戒宣言発令時刻は、原則として最も混乱の発生の予想される平日の昼間（概ね午前10時から午後2時）とする。

なお、対策別に特に考慮すべき時間帯及び翌日以降の対応が異なる事項については、個別に措置することとした。

4 計画の実施

木更津市は強化地域外であり、大規模地震対策特別措置法が適用されないことから、本計画の実施に当たっては、行政指導、協力要請によって対処する。

5 計画の位置づけ

本計画は、「木更津市地域防災計画 第2編 地震・津波編」の附編として位置づける。

第3節 今後の課題

本計画の策定に当たっては、現行の体制下で考えられる可能な範囲内で盛り込むべき対策を定めた。しかし、具体的対応措置についてさらに検討を加える必要のあるものもある。今後、市民の防災意識調査、講習会等を通じて更に充実した計画としていくものとする。

第2章 防災機関の業務

1 木更津市

機関等の名称	事務又は業務の大綱
木更津市	<u>(1)</u> 木更津市防災会議及び災害対策本部の設置、運営に関する こと <u>(2)</u> 東海地震対策の連絡調整に関すること <u>(3)</u> 東海地震に係る予防、応急対策に関すること <u>(4)</u> 東海地震予知情報等の受理、伝達に関すること <u>(5)</u> 広報、教育、防災訓練に関すること <u>(6)</u> 消防、水防対策に関すること <u>(7)</u> 市が管理又は運営する施設対策に関すること <u>(8)</u> 例外措置としての住民避難に関すること

2 千葉県

機関の名称	事務又は業務の大綱
総務部	<u>(1)</u> 庁舎等の施設防災対策に関すること <u>(2)</u> 私立学校の指導に関すること
総合企画部	<u>(1)</u> 報道機関との連絡調整に関すること <u>(2)</u> 県民等に対する協力、広報活動に関すること <u>(3)</u> 飲料水の供給指導に関すること
防災危機管理部	<u>(1)</u> 県防災会議及び県災害対策本部の設置、運営に関すること <u>(2)</u> 東海地震予知情報等の収集伝達に関すること <u>(3)</u> 市町村の東海地震対策事務の指導及び連絡調整に関する こと <u>(4)</u> 通信その他施設整備に関すること <u>(5)</u> 高圧ガスの保安対策及び火薬類の取締りに関すること
健康福祉部	<u>(1)</u> 社会福祉施設の保全に関すること <u>(2)</u> 社会福祉施設の入所者等の保護安全に関すること <u>(3)</u> 災害救助に関すること <u>(4)</u> 医療救護に関すること <u>(5)</u> 医薬品等の確保、供給に関すること <u>(6)</u> 防疫及び保健衛生に関すること
環境生活部	<u>(1)</u> 汚染物質等の発生源に対する監視、指導に関すること <u>(2)</u> 環境大気及び公共用水域の監視に関すること <u>(3)</u> 地質環境保全及び監視に関すること
商工労働部	<u>(1)</u> 物資の確保及び調達に関すること <u>(2)</u> 商工業者、商工団体に対する指導に関すること <u>(3)</u> 金融機関の業務確保に関すること <u>(4)</u> 職業訓練施設の保全に関すること
農林水産部	<u>(1)</u> 農業施設の保全に関すること <u>(2)</u> 農業金融の指導に関すること <u>(3)</u> 非常食糧の確保に関すること <u>(4)</u> 農林業団体に対する指導に関すること <u>(5)</u> 林地、治山施設の保全に関すること <u>(6)</u> 漁業金融の指導に関すること <u>(7)</u> 漁業団体に対する指導に関すること <u>(8)</u> 農林水産部所属船舶の保全に関すること <u>(9)</u> 農林水産部所属船舶による漁船漁業の指導に関すること

第2章 防災機関の業務

機関の名称	事務又は業務の大綱
	<u>(10)</u> 漁業無線による通信手段の確保に関すること <u>(11)</u> 漁業漁港施設の保全に関すること
県土整備部	<u>(1)</u> 道路及び橋梁の保全に関すること <u>(2)</u> 水防に関すること <u>(3)</u> 河川管理施設、海岸保全施設、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の保全に関すること <u>(4)</u> 港湾施設の保全に関すること <u>(5)</u> 土木資材の確保に関すること <u>(6)</u> 県営住宅の保全に関すること <u>(7)</u> 建築物の防災に関すること <u>(8)</u> 宅地の防災に関すること <u>(9)</u> 下水道施設の保全に関すること
出納局	災害経費に関すること
企業局	<u>(1)</u> 県営水道施設の保全に関すること <u>(2)</u> 県営水道区域の水道水の供給、確保に関すること <u>(3)</u> 工業用水道施設の保全に関すること <u>(4)</u> 工業用水の供給、確保に関すること <u>(5)</u> 造成土地管理事業施設の保全に関すること
病院局	<u>(1)</u> 立病院の保全に関すること <u>(2)</u> 医療救護に関すること
教育庁	<u>(1)</u> 文教施設の保全に関すること <u>(2)</u> 公立学校の児童生徒等の保護安全に関すること <u>(3)</u> 図書館、博物館等社会教育施設の保全に関すること <u>(4)</u> 文化財の保護に関すること
警察本部	<u>(1)</u> 警備本部の設置、運営に関すること <u>(2)</u> 各種情報の収集、伝達に関すること <u>(3)</u> 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関すること <u>(4)</u> 交通の混乱等の防止に関すること

3 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東管区警察局	<u>(1)</u> 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること <u>(2)</u> 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること <u>(3)</u> 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること <u>(4)</u> 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること
関東財務局 千葉財務事務所	<u>(1)</u> 災害時における国有財産の提供及び活用に関すること <u>(2)</u> 金融機関における業務の円滑な遂行を確保するための指揮、要請に関すること
関東農政局	<u>(1)</u> 食料及び飼料・資材等の安定供給対策に関すること <u>(2)</u> 営農指導、家畜の移動・衛生対策に関すること <u>(3)</u> 農地・農業用施設等、公共土木施設に関すること
関東森林管理局	<u>(1)</u> 国有林野の保全に関すること <u>(2)</u> 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること
関東経済産業局	<u>(1)</u> 生活必需品等防災関係物資の安定的供給の確保に関すること <u>(2)</u> 商鉱業事業者の業務の正常な運営の確保に関すること <u>(3)</u> 被災中小企業の振興に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東東北 産業保安監督部	(1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の安全の確保に関すること (2) 鉱山に関する災害の防止及び災害時の応急対策に関すること
関東運輸局	(1) 船舶による安全輸送の指導に関すること (2) 鉄道による安全輸送の指導に関すること (3) 自動車（バス、タクシー、トラック）による安全輸送の指導に関すること
関東地方整備局	(1) 港湾施設、海岸保全施設等の保全の指導に関すること (2) 河川施設、道路施設の保全に関すること (3) 緊急輸送の確保助言に関すること
第三管区 海上保安本部	(1) 警戒宣言等の伝達、通信体制の強化に関すること (2) 船艇及び航空機等の出動、派遣等に関すること (3) 情報の収集、海上交通安全の確保に関すること (4) 治安の維持、緊急輸送に関すること (5) 海難救助、流出油等の防除措置に関すること (6) 危険物の保安措置に関すること
関東地方測量部	(1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること (2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること (3) 地殻変動の監視に関すること
東京管区气象台 銚子地方气象台	(1) 東海地震注意情報及び東海地震予知情報の県知事への連絡に関すること (2) 観測施設の整備並びに観測機器の保守及び観測に関すること (3) 地震予知及び地震津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力に関すること
関東総合通信局	(1) 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること (2) 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関すること (3) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出しに関すること (4) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること (5) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること
千葉労働局	産業安全（鉱山保安関係は除く。）に関すること
関東地方 環境事務所	(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること (3) 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること (4) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること

附編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画

第2章 防災機関の業務

機関の名称	事務又は業務の大綱
北関東防衛局	(1) 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関する こと (2) 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関する こと

4 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第1空挺団	(1) 県との連絡・調整に関すること (2) 東海地震関連情報の収集、伝達等に関すること (3) 災害時における救援活動の実施に関すること

5 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
東日本旅客鉄道(株) 千葉支社	(1) 鉄道施設の保全に関すること (2) 鉄道輸送の確保に関すること (3) 鉄道旅客の混乱防止に関すること
東日本電信電話(株) 千葉支店	電報、電話等の通信の確保に関すること
(株)NTTドコモ 千葉支店	携帯電話等の通信の確保に関すること
KDDI(株)	電話、携帯電話等の通信の疎通に関すること
ソフトバンク(株)	電話、携帯電話等の通信の確保に関すること
日本赤十字社 千葉県支部	(1) 医療救護に関すること (2) こころのケアに関すること (3) 救援物資の備蓄及び配分に関すること (4) 血液製剤の供給に関すること (5) 義援金の受付及び配分に関すること (6) その他応急対応に必要な業務に関すること
日本放送協会 千葉放送局	(1) 東海地震予知情報等の放送に関すること (2) 放送施設の保全に関すること
東日本高速道路(株) 関東支社	(1) 東日本高速道路の保全に関すること (2) 災害時における緊急交通路の確保に関すること
日本通運(株) 千葉支店	貨物自動車(トラック)による救助物資の輸送に関すること
東京電力パワーグリッド (株)	(1) 電力の需給に関すること (2) 電力施設等の保全に関すること
東京ガスネットワーク(株)	(1) ガスの供給に関すること (2) ガス施設、装置、設備の保全に関すること
日本貨物鉄道(株)	鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関すること

6 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
(一社)千葉県LPガス協会	(1) ガスの供給に関すること (2) ガス施設、装置、設備の保全に関すること
(公社)千葉県医師会	(1) 医療及び助産活動に関すること (2) 医師会医療機関との連絡調整に関すること
(一社)千葉県歯科医師会	(1) 歯科医療活動に関すること (2) 歯科医師会医療機関との連絡調整に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
(一社)千葉県薬剤師会	<u>(1)</u> 調剤業務及び医薬品の管理に関すること <u>(2)</u> 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること <u>(3)</u> 地区薬剤師会との連絡調整に関すること
(公社)千葉県看護協会	<u>(1)</u> 医療救護活動に関すること <u>(2)</u> 看護協会と医療機関等会員施設との連絡調整に関すること
(一社)千葉県バス協会	<u>(1)</u> 旅客輸送の確保に関すること <u>(2)</u> 人員の緊急輸送の確保に関すること
(一社)千葉県トラック協会 (一社)千葉県バス協会	物資の緊急輸送の確保に関すること
千葉テレビ放送(株) (株)ニッポン放送 (株)ベイエフエム	<u>(1)</u> 東海地震予知情報等の放送に関すること <u>(2)</u> 放送施設の保全に関すること

第3章 事前の措置

第1節 東海地震に備え事前に促進すべき事項

地震災害を未然に防止し、また被害を最小限にとどめるには、平常時から不断の準備を進めることが必要である。このため、地震・津波編においても各防災機関の予防計画を定めているが、東海地震については、予知できる可能性があり、その発生が懸念されていることから、本節においては特に緊急に促進すべき事項について定めるものとする。

区分	内 容
情報伝達手段の整備	<u>1</u> 防災行政無線の拡充整備 危機管理課は、住民等に対し、地震情報等を迅速に伝達するために設置する防災行政無線の整備拡充を図る。 <u>2</u> 他の通信施設の利用 危機管理課は、非常時において、通信の輻輳あるいは被災等による通常通信施設の使用不能事態を考慮し、最寄り機関等の通信施設の円滑な利用（非常通信等による。）を図れるよう平素から協力体制の確立を推進する。
建築物・構造物の地震対策	<u>1</u> 建築物の耐震診断・改修の実施 (1) 市有建築物については、耐震診断、耐震改修を実施する。 (2) 建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修等の実施を指導・助言する。 <u>2</u> ブロック塀等の安全対策 ブロック塀等の点検結果に基づき、補強・改修の実施を指導する。 <u>3</u> 外壁等の落下物防止対策 繁華街や商店街の道路に面した外壁、窓ガラス、屋外突出物等の点検結果に基づき補強・改修の実施を指導する。
道路・河川・地すべり等の対策	<u>1</u> 施設等の点検整備 (1) 市が管理する河川、漁港、道路、橋梁等の施設について、定期又は随時に点検整備を行う。 (2) 備蓄資機材は備蓄土木課倉庫に備えておき、定期的に点検整備を行う。 <u>2</u> 地すべり等危険地域の把握 土木課、危機管理課、消防本部は、県と連携して、地すべり等の危険地域を把握し、その被害の軽減を図るよう努める。
鉄道対策の強化	東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社 <u>1</u> 地震防災体制の整備 現業機関の防火管理者は、消防計画の再検討を行い、警戒宣言発令時の地震防災応急計画担当事項を定めるとともに、昼夜間別の防災体制の確立を図る。 <u>2</u> 旅客の避難対策 駅長は、市が指定する広域避難場所の確認、被害状況に応じた一時避難場所の選定及び避難用資機材の整備を図るとともに、自駅に適した避難誘導方法を決定し、あらかじめ放送文案を作成する等避難誘導體制を確立する。 <u>3</u> 沿線医療機関の調査 駅長は、駅周辺の嘱託医等の医療機関に連絡し、発災時等の医療について協力を要請する。 <u>4</u> 食料、飲料水の調査 (1) 駅長は、発災に備え、構内食堂等の関係業者と食事のあっせんについて打ち合わせを行うとともに、非常食料等の確認をする。 (2) 現業機関の長は、非常災害に利用できる貯水槽の位置、水利の状況及び飲料水の確認をする。 <u>5</u> 復旧資機材の調査及び整備 (1) 関係現業機関の長は、災害時の復旧に備え、必要資機材（予備品を含む）の格納場所、員数等を調査し、定期的に整備を行い、機能保持に努める。 (2) 応急復旧機材の借受契約業者及び請負業者に対して、災害発生時に人員、機材等の要請に応じられるよう協力体制を確立する。

食糧確保の計画化	災害応急食糧の精米計画 発災時における応急食糧の配給において、市長が米穀小売販売業から調達する米穀は精米で引き渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する米穀は玄米であるため、農林水産課は管内の小売販売業者又は卸売業者等と、精米計画の策定に努める。
学校・病院・社会福祉施設の耐震性の強化	市立小中学校に対する指導 1 防災上必要な設備器具及び用具の配置図を要所に掲示し、全員が点検確認すると同時にその取扱いを熟知しておく。 2 戸棚、本棚、ロッカー、下駄箱等は倒壊しないように固定する。 3 避難経路となる廊下・階段・出入口には避難障害となる戸棚・本箱等を置かない。 4 屋内の額縁、掛時計、植木鉢等、落下し易い物品の設置場所、設置方法等に留意する。 5 万年壩、バックネット、国旗掲揚塔、体育遊戯施設等の倒壊方向を可能な限り把握する。 6 薬品の収納室や火気物の使用室は、特に落下・倒壊防止及び出火防止に留意する。 一般病院、診療所、助産所等に対する指導 1 医療器具の転倒及び落下物の安全対策 2 医薬品及び危険物等の安全対策 3 飲料水、薬品等の備蓄 4 発電機の整備 5 防火及び避難誘導計画の作成と訓練の実施 精神障がい者社会復帰施設及び老人保健施設に対する指導 1 転倒、落下物等の防止対策及び備品の固定化等の安全措置 2 可燃性危険物の安全管理及び出火防止対策 3 施設内における緊急避難用の安全スペースの確保 社会福祉施設に対する指導 1 転倒、落下物等の防止対策及び備品の固定化等の安全措置 2 可燃性危険物の安全管理及び出火防止対策 3 施設内における緊急避難用の安全スペースの確保

第2節 事業所に対する指導、要請

警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の防止及び災害要因の事前抑止等については、関係事業所の果たす役割が非常に大きくその協力は不可欠である。

このため、本節においては、関係各事業所に対する指導事項及び協力要請事項について定めるものとする。

1 防災対策上、重要な事業所に対する指導、要請

機 関 名	指 導 事 項
消防本部	(1) 消防本部は、管内事業所が警戒宣言発令時等においてとるべき対応措置を消防計画、予防規程に定めるよう指導をする。 ア 対象事業所 消防法第8条第1項若しくは第8条の2第1項に規定する消防計画を作成すべき事業所及び同法第14条の2第1項に規定する予防規程を作成すべき事業所 イ 計画策定上の指導事項 〔消防計画〕 (ア) 火気の取扱い (イ) 自衛消防組織 (ウ) 防火対象物の建築設備、消防用設備等の点検取扱い (エ) 教育訓練 (オ) 顧客、従業員等の安全確保 (カ) 情報収集、伝達、広報 (キ) 薬品等地震により出火危険のある物品の安全措置 (ク) 営業方針、従業員の時差退社 (ケ) その他必要な事項 〔予防規程〕 (ア) 施設の安全確保のための緊急措置 (イ) 火気の取扱い (ウ) 教育訓練 (エ) 安全設備、消防用設備等の点検、取扱い (オ) 危険物輸送の安全対策 (カ) 情報収集、伝達、広報 (キ) 必要資機材の点検整備 (ク) 操業方針、従業員の時差退社 (ケ) その他必要な事項 ウ 指導方法 (ア) 講習会、研修会 (イ) 印刷物 (ウ) 各種業界の集会 (エ) 消防行政執行時、その他

2 生活関連事業所に対する指導、要請

(1) 食料、生活物資等を扱う事業所

機 関 名	指 導 事 項
市	産業振興班は、食料および生活必需品を取扱う百貨店、スーパーマーケット、小売店、県内卸売業者等に対し、売り惜しみの防止、営業継続等、物資確保についての指導を商工会、千葉県中小企業団体中央会および千葉県商店街連合会を通じて要請する。 また、熱源の確保として、緊急時における液化石油ガスの供給について、(社)千葉県LPガス協会に要請する。

第3節 広報及び教育

東海地震対策は、当該地震の発生の予知を前提として指導することから、これに対して防災対策上適切に対応するためには、防災機関の職員はもとより、市民、事業所等が東海地震に対する正しい認識を持つとともに、法律及び運用上のシステム、事業所等がとるべき行動等について、十分理解していることが必要である。

このため、各防災機関は、警戒宣言が発せられた場合等において、市民等がこれを冷静に受け止め、的確な行動をとることによって、地域一体的な防災対応措置が迅速に講じられるよう、平常時から広報、教育活動の徹底を期するものとする。

1 広 報

警戒宣言発令時において予想される社会的混乱の発生を未然に防止し、また地震が発生した場合においても被害を最小限にとどめるためには、各防災機関、住民、事業所等の一体的な協力及び的確な行動が不可欠である。

このため、各防災機関は、平常時からこれらに必要な事項について積極的な広報活動を展開し、東海地震対策に関する正しい知識の普及啓発に努めるものとする。

なお、気象庁では、平成29年11月1日から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を開始したため、各情報の内容とそれらに基づいて行うべき防災対応について適切な理解が得られるようその周知に努める必要がある。

(1) 市における広報

ア 広報計画、広報例文の作成等

広報活動の実施にあたっては、広報の効果的展開を目指した広報計画を作成するとともに、広報内容の正確性、統一性を確保するため、あらかじめ広報例文等を作成しておく。

なお、広報例文等は市民、事業所等が理解し易い簡潔平易な表現を用いるとともに、必要に応じて、①平常時、②東海地震に関連する調査情報発表時、③東海地震注意情報発表時、④警戒宣言発令時等の区分を明示し、情報の混乱防止を図る。

イ 広報の内容

広報すべき事項は、おおむね次のとおりである。なお、広報の実施にあたっては、特に市民生活、社会活動等に密接に関連を有する事項に重点を置く。

(ア) 東海地震に関する一般的知識

A 大規模地震対策特別措置法の概要及び運用上のシステム等

B 警戒宣言、判定会、東海地震注意情報等の用語の意味、警戒宣言の予想例文及びその意味等

C 地震が発生した場合の本市域への影響度等

(イ) 警戒宣言時に主要防災機関のとり措置

(ウ) 市民、事業所等が具体的にとるべき行動基準

(エ) その他必要な事項

ウ 広報の方法

広報の方法は、広報すべき事項により、防災教育、「広報きさらづ」等の印刷物によるほか、必要に応じて防災行政無線により実施する。

2 教 育

(1) 市職員に対する教育

危機管理課は、警戒宣言が発令された場合等において、地震防災応急対策が円滑かつ迅速に遂行されるよう必要な事前の防災教育を実施する。

第3章 事前の措置

ア 教育事項

防災教育の内容には、次の事項を定める。

- (ア) 大規模地震対策特別措置法の内容及び法律運用上のシステム
- (イ) 東海地震に関する知識及びこれに基づきとられる措置
- (ウ) 警戒宣言、東海地震注意情報等の内容及びこれに基づきとられる措置
- (エ) 本計画に定める内容及び現在講じられている対策
- (オ) 市職員の果たすべき役割及び具体的にとるべき行動
- (カ) 今後取り組むべき課題
- (キ) その他必要な事項

イ 教育の方法、手段等

防災教育は、原則として一般的事項については危機管理課が実施するほか、必要に応じ各部、課等において各所掌業務について実施する。

教育の方法は、研修会、講演会等によるほか、手引書、パンフレット等の配布により必要な事項の周知徹底を図る。

(2) 児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、市立小中学校の児童生徒等に対し、東海地震を正しく認識させるとともに、地震災害から身体の安全等を確保するために必要な知識、技能、態度の育成を図るため、地震防災教育を次のとおり実施する。

ア 教育内容

- (ア) 東海地震に関する基本的知識
- (イ) 東海地震が発生した場合の千葉県への影響度、予想される危険等
- (ウ) 警戒宣言が社会現象、人間行動等に与える影響
- (エ) 警戒宣言時に学校がとる措置
- (オ) 児童生徒等の学校内及び通学時における安全対策、行動指針
- (カ) 学校施設等の防災対策
- (キ) 訓練、その他地震対策に必要な事項

イ 教育の方法、手段等

防災教育の実施に当たっては、学級活動（ホームルーム）を中心に様々な教育活動を通じて指導し、防災訓練は、学級活動の検証場面としてとらえ、主に学校行事の中で取り扱う。

- (ア) 内容の選択及び指導に当たって、地域、学校の立地条件を十分考慮する。
- (イ) 指導内容を精選し、その指導を通して他の災害にも応用できる態度、能力の養成を図る。
- (ウ) 日常における継続的な指導を通して、東海地震に対する知識や対処行動の指導と実践化を図り、自衛行動力の育成に努める。
- (エ) 防災訓練の実施に当たっては、学級活動（ホームルーム）、学校行事等を効果的に関連付け、指導方法を工夫し、児童・生徒等が臨場感をもって参加するよう配慮する。

第4節 地震防災訓練

1 総合防災訓練

県は、市町村、各防災機関の協力を得て、例年実施する総合防災訓練において、警戒宣言時における防災体制の円滑、迅速な確立及び的確な防災措置の習熟、住民、事業所等の協調体制の確立等を目的として、地震予知対応型の訓練を併せて実施する。

訓練には、できる限り住民、事業所等の参画を得ることにより、広く防災思想の普及と意識の高揚を図る。

2 市が実施する防災訓練

危機管理課は、上記1の総合防災訓練に参加するほか、それぞれ所掌する業務について、防災計画の習熟、技能の向上等を目的として個別に訓練の実施に努める。

訓練の実施に当たっては、必要に応じ他の機関の協力を得るほか、市民、事業所等と密接に関連を有する事項については、これらの積極的な参画を図る。

3 住民、事業所が実施する訓練

危機管理課、消防本部は、自主防災組織、事業所等が独自に実施する防災訓練に関して、必要な助言、指導に努める。この場合、訓練実施主体の特性及び地域の実情等を勘案して、効果的な訓練が実施されるよう配慮する。

第4章 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置

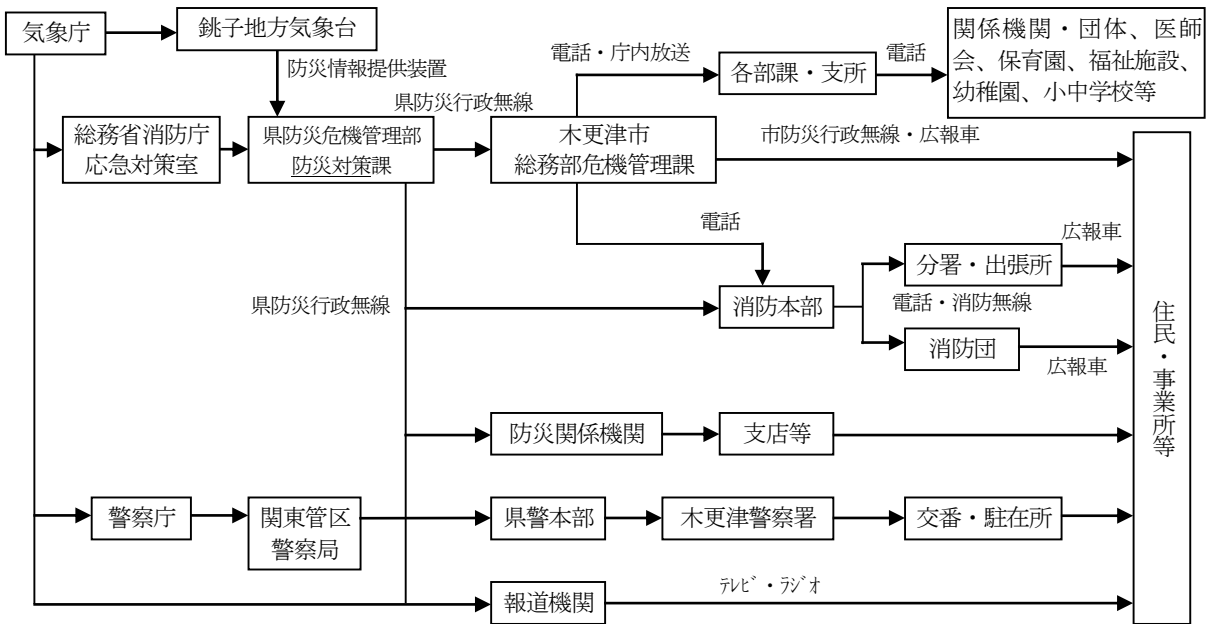
警戒宣言に伴う対応措置の実施については、原則として警戒宣言が発せられた後に行うことになるが、本章では東海地震注意情報に伴う社会的混乱を防止する観点から必要に応じ実施すべき措置について定める。

第1節 東海地震注意情報の伝達

1 伝達系統及び伝達手段

東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりとする。
 また、各防災機関は県等から東海地震注意情報を受けた場合又は報道機関の報道に接した場合の機関内部及び出先機関等に対する伝達系統及び伝達手段をあらかじめ定めておくものとする。

情報連絡経路



2 伝達体制

機 関	内 容
県	県は、総務省消防庁から東海地震注意情報を受けたときは、直ちにその旨を庁内各部局等に伝達するとともに、県防災行政無線、有線電話等により、県出先機関、市町村、各防災機関へ伝達する。
市	市は、県から東海地震注意情報の通報を受けたときは、防災対策上重要な機関、団体及び住民等に対し、直ちにその旨を伝達する。
市教育委員会	教育委員会は、東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を小・中学校及び出先機関に伝達する。
消防本部	消防本部は、東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を消防分署出張所及び消防団に伝達する。
県警察	警察本部は、東海地震注意情報の通報を受理したときは、直ちにその旨を各警察署に伝達する。
その他各防災機関	各防災機関は、県から東海地震注意情報の通報を受けたとき、又は報道機関による報道に接したときは、直ちに機関内部及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関、団体等に伝達する。

3 伝達事項

- (1) 市及び各防災機関は、東海地震注意情報を伝達するほか、警戒宣言の発令に備えて必要な活動体制及び緊急措置をとることを合わせて伝達する。
- (2) その他必要と認める事項

第2節 活動体制の準備等

東海地震注意情報が発表された場合、危機管理課は、警戒配備をとり必要な職員を動員し、災害対策本部の設置準備を進めるとともに、関係各防災機関の協力を得ながら次の事項について所掌する。

- 1 東海地震注意情報、東海地震予知情報等その他防災上必要な情報の収集伝達
- 2 社会的混乱防止のため必要な措置
- 3 市町村、各防災機関との連絡調整

第3節 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの広報

東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発せられるまでの間においては、原則として市防災行政無線、広報車、市ホームページ、きさらづ安心・安全メール、コミュニティFM、CATV等により住民に対して冷静な対応を呼びかける広報を行う。

なお、各現場において、混乱発生のおそれ予測される場合は、危機管理課は各防災機関と連携し、必要な対応及び広報を行うとともに、関係機関（県防災危機管理部防災対策課、県警察本部等）へ緊急連絡を行う。

連絡を受けた関係機関は、必要な情報を速やかに市民等へ広報する。

第4節 混乱防止の措置

東海地震注意情報に伴う社会的混乱を防止するため、各防災機関は次により対応策を講じる。

県	各部、各防災機関の協力を得て次により対応する。 <u>1</u> 混乱防止に必要な情報を報道機関へ発表する。 <u>2</u> 各防災機関が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施その推進を図る。 <u>3</u> その他必要な事項
県警察	民心の安定を図り、混乱を防止するため、次の措置をとる。 <u>1</u> 警戒警備等、必要な措置をとる。 <u>2</u> 住民及び自動車運転者のとるべき措置等について広報を実施する。
東日本旅客鉄道株式会社	警戒宣言の発令に備えて次により対応する。 <u>1</u> 管内全般の列車の運行、旅客の状況、地震防災対策等を的確に把握し、適時報道機関に発表しうる体制を整備するものとする。 <u>(1)</u> 強化地域に侵入する予定の旅客列車（同回送列車を含む）以外の列車は、原則として抑止等を行う。 <u>(2)</u> 当該地域内を運転する旅客列車（同回送列車を含む）以外の列車は、原則として抑止等を行う。 <u>(3)</u> 強化地域内を目的としない旅客を主として輸送する列車については、原則として強化地域内への入り込みを規制する。 <u>(4)</u> 強化地域内へ進入する予定の団体臨時列車は、原則として抑止等の手配を行う。 <u>(5)</u> 石油類等の化成品を輸送する貨物列車の出発又は通過を知ったときは、必要により出発の見合せ又は抑止等の手配をとる。 <u>2</u> 支社社員を派遣するなど、客扱要員の増強を図る。 <u>3</u> 状況に応じ適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。 <u>4</u> 階段止め等の入場制限等の実施と併せ、状況判断を早めに行い、旅客の迂回誘導、一方通行を実施する。 <u>5</u> 状況により警察官の応援要請をする。
東日本電信電話株式会社千葉支店	県民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。 <u>1</u> 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。 <u>2</u> 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないように回線の混雑状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑・グレー）からの通話は可能な限り疎通を確保する。
株式会社NTTドコモ千葉支店	県民及び事業所等による通話が集中的に発生し、携帯電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。 <u>1</u> 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。 <u>2</u> 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないように回線の混雑状況に応じた利用制限を行う。

第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置

第1節 活動体制

1 市の活動体制	本部班
2 防災関係機関の活動体制	防災関係機関

1 市の活動体制

(1) 災害対策本部の設置

市長は、警戒宣言が発令された場合は、災害対策本部を設置し、第一配備体制をとる。

(2) 所掌事務

所掌事務は、次のとおりである。

- ア 警戒宣言等各種情報の収集・伝達
- イ 社会的混乱の防止に係る施策の決定
- ウ 各防災関係機関との連絡調整
- エ 市防災行政無線及び広報車等による住民への情報提供
- オ その他必要な事項

2 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、所管業務に係る必要な防災体制を整え、組織的対応措置を講ずる。

県警察	<u>(1) 災害警備本部の設置</u> <u>(2) 警備要員の招集</u> <u>(3) 関係機関との連絡調整</u> <u>(4) 情報の受理伝達等</u>
木更津海上保安署	<u>(1) 地震災害対策本部</u> 第三管区海上保安部地震災害対策本部に関する規定により、第三管区本部に地震災害対策本部が設置される。 <u>(2) 地震災害対策本部の組織及び運営</u> 地震災害対策本部の組織及び運営は、前記規則に定めるところによる。 <u>(3) 所掌業務</u> ア 救援、救助、災害の防除及び維持に関すること イ 対策本部船舶の運用に関すること ウ 関係機関との連絡及び協力に関すること
陸上自衛隊第1空挺団	計画に基づき災害派遣準備を実施
東日本電信電話株式会社千葉支店	<u>(1) 情報連絡室の設置</u> 千葉支店に情報連絡室を設置するほか、管内各営業支店においても情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。 <u>(2) 要員の確保</u> ア 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 イ 休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。

株式会社NTT ドコモ千葉支店	(1) 情報連絡室の設置 千葉支店に情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。 (2) 要員の確保 ア 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 イ 休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。
KDDI 株式会社	(1) 対策本部の設置 KDDI（株）は、警戒宣言が発令された場合には、本社に災害対策本部を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。また、被災地の周辺事業所においてもこれと同様の措置をとる。 (2) 要員の参集 KDDI（株）は、会社で定める大規模自然災害全社版事業継続計画及び各本部版事業継続計画に則り、警戒宣言が発令された場合は、速やかに災害対策本部若しくは事前定める拠点に参集する。
東日本旅客鉄道株式会社	(1) 地震災害警戒本部の設置 支社長は、直ちに地震災害警戒本部を設置し、管内の地震災害警戒本部に必要な指示を行い、対策の円滑な推進を図る。 (2) 地区地震災害警戒本部の設置 地区駅長は、直ちに地区地震災害警戒本部を設置し、地区における業務を統括し、応急対策の円滑な推進を図る。 (3) 駅、区等地震災害警戒本部の設置 現業機関の長は、駅、区等地震災害警戒本部を設置し、箇所における業務を統括し、応急対策の円滑な推進を図る。
その他の防災関係機関	(1) 各防災機関は、所管業務に係る必要な防災体制をとる。また、県及び市町村が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所管業務について適切な指導をとるものとする。 (2) 各防災機関は、所管業務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配備等を定めておくものとする。

第2節 警戒宣言の伝達及び広報

1 警戒宣言の伝達	本部班、各部・班
2 警戒宣言時の広報	本部班、企画班、シティプロモーション班、防災関係機関

1 警戒宣言の伝達

(1) 伝達経路

警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりとする。

第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置

The diagram illustrates the disaster response system in Maieru City, showing the flow of information and coordination between various entities:

- Central Government:** 気象庁 (Meteorological Agency) and 内閣総理大臣 (Prime Minister's Office) are at the top.
- Ministry of Internal Affairs and Communications:** 総務省消防庁 応急対策室 (Emergency Response Room of the National Fire Agency) and 警察庁 (National Police Agency) are connected to the Prime Minister's Office.
- Chiba Prefecture:** 千葉県防災危機管理部 防災対策課 (Chiba Prefectural Disaster Management Center, Disaster Response Section) receives information from the National Fire Agency and the Prime Minister's Office via 防災情報提供装置 (Disaster Information Provision Device).
- Maieru City:** 木更津市 総務部危機管理課 (Maieru City Disaster Management Center) receives information from the Chiba Prefecture via 県防災行政無線 (Prefectural Disaster Management Radio).
- Communication Channels:**
 - 電話・市内放送 (Phone and City Broadcast) connects to 各部署・支所 (Various Departments and Branches).
 - 市防災行政無線・広報車 (City Disaster Management Radio and Publicity Vehicle) connects to 消防本部 (Fire Department) and 消防団 (Fire Volunteer Group).
 - 電話 (Phone) connects to 消防本部 (Fire Department).
 - テレビ・ラジオ (TV and Radio) connects to 報道機関 (Media).
- Local Organizations:**
 - 関係機関・団体、医師会、保育園、福祉施設、幼稚園、小中学校等 (Related Organizations, Associations, Medical Association, Nurseries, Welfare Facilities, Kindergartens, Elementary and Junior High Schools, etc.) are connected to the City Disaster Management Center via 電話 (Phone).
 - 防災関係機関 (Disaster-Related Organizations) and 支店等 (Branches, etc.) are connected to the City Disaster Management Center via 県防災行政無線 (Prefectural Disaster Management Radio).
 - 消防本部 (Fire Department) and 消防団 (Fire Volunteer Group) are connected to the City Disaster Management Center via 市防災行政無線・広報車 (City Disaster Management Radio and Publicity Vehicle).
 - 分署・出張所 (Branch Office and Outpost) is connected to the Fire Department via 電話・消防無線 (Phone and Fire Radio).
 - 県警本部 (Prefectural Police Headquarters) and 木更津警察署 (Maieru City Police Station) are connected to the National Police Agency via 県警本部 (Prefectural Police Headquarters).
 - 交番・駐在所 (Police Box and Post Office) are connected to the Maieru City Police Station via 交番・駐在所 (Police Box and Post Office).
- Residents and Businesses:** 住民・事業所等 (Residents and Businesses, etc.) are the final recipients of the disaster response efforts.

ア 本部班は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報等を受けたときは、直ちにその旨を各部及び防災対策上重要な機関、団体等に対して伝達する。休日又は退庁後においては、消防本部が県からの通報を受信し、本部班に伝達する。

ウ 本部班は、住民に対して市防災行政無線及び広報車等により、警戒宣言が発令されたことを伝達する。

警戒宣言が発せられたときの伝達事項は次のとおりとする。

- ア 警戒宣言、東海地震予知情報等の内容
- イ 本市への影響予測
- ウ 各機関がとるべき体制
- エ その他の必要事項

警鐘	(5 点) (5 点)
サイレン	(約 45 秒) (間隔 15 秒) (約 45 秒)

(イ) 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。

警戒宣言が発せられた場合、駅、道路における混乱、電話の輻輳等が予想されるため、これに対処するためテレビ、ラジオ等による広報のほか、市及び各防災関係機関は、所管業務を中心に

広報活動を積極的に行う。

なお、各防災関係機関の現場において混乱発生のおそれが予測されるときは、各防災関係機関において必要な対応及び広報を行うとともに、市災害対策本部及び必要な機関へ緊急連絡を行う。緊急連絡を受けた市災害対策本部及び必要な機関は、必要な情報を速やかに住民、市内各事業所等に対し周知を図るための広報を行う。

■警戒宣言時の広報

(1) 広報の項目

- ア 警戒宣言の内容の周知徹底
- イ それぞれの地域に密着した各種情報の提供と冷静な対応の呼びかけ
- ウ 防災措置の呼びかけ
- エ 避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ

(2) 広報の実施方法

- ア 市防災行政無線による広報の実施
- イ 広報車による広報の実施
- ウ C A T V
- エ コミュニティFM
- オ 市ホームページ
- カ きさらづ安心・安全メール

第3節 警備対策

1 基本的な活動	木更津警察署
2 東海地震に係る周辺地域としての特別な活動	木更津警察署

木更津警察署は、警戒宣言が発せられた場合、警備本部を設置し警備活動を行う。

1 基本的な活動

- (1) 警備本部要員及びあらかじめ指定された警備要員又は特別に指示された警備要員の招集及び参集
- (2) 避難の指示、警告又は誘導
- (3) 警備部隊の編成及び事前配置
- (4) 通信機材・装備資器材の重点配備
- (5) 補給の準備
- (6) 通信の統制
- (7) 管内状況の把握
- (8) 交通の規制
- (9) 広報

2 東海地震に係る周辺地域としての特別な活動

- (1) 警備部隊の事前配置
 - ア 主要駅等人的の集中が予想される場所
 - イ 交通規制・う回誘導箇所及び主要交差点等の交通要点
 - ウ 京葉臨海石油コンビナート地域における要点
 - エ 災害危険場所
 - オ その他必要と認める場所
- (2) 広報
 - ア 広報内容
 - (ア) 警戒宣言の内容及び関連する情報
 - (イ) 住民及び自動車運転者のとるべき措置
 - (ウ) 公共交通機関、道路交通及び交通規制の状況
 - (エ) その他民心の安定を図るため必要な情報
 - イ 広報手段
 - (ア) パトロールカー、広報車等の警察車両
 - (イ) 警察用航空機及び警察用船舶による広報
 - (ウ) 警察署、交番等の備付け拡声器による広報
 - (エ) 報道機関、防災関係機関への情報提供

第4節 水防・消防対策

1 消防対策	消防部
2 水防対策	土木班、農林水産班、消防部、消防団

1 消防対策

消防部は、警戒宣言が発せられた場合、出火及び混乱防止等に関して次の事項を基本として対応措置を講じる。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 火災・水害等防除のための警戒
- (3) 津波危険予想地域、がけ地崩壊危険地域等における避難地域の把握及び警戒避難体制の整備
- (4) 火災発生の防止、初期消火等に関する住民、事業所への広報
- (5) 自主防災組織等の防災活動に対する指導
- (6) 資機材の点検整備の実施

2 水防対策

土木班、農林水産班、消防部及び消防団は、次の対応措置を講ずる。

- (1) 水防要員を確保する。
- (2) 管轄区域に係る水害を未然に防御し、又は軽減するため、重要水防箇所の点検及び各機関により管理委託されている水門、閘門及び内水排除施設等の点検を実施する。

第5節 公共輸送対策

1 東日本旅客鉄道株式会社の措置	東日本旅客鉄道(株)
2 バス、タクシー等の措置	日東交通(株)、小湊鉄道(株)、タクシー会社

1 東日本旅客鉄道株式会社の措置

(1) 警戒宣言の伝達

旅客等への伝達は次による。

- ア 駅においては、警戒宣言、東海地震予知情報の内容及び列車の運転状況等を放送し、旅客の協力が得られるよう努める。
- イ 運転中の列車の車掌は、車内旅客に対し、警戒宣言等の内容及び列車の運転状況を放送し、旅客の動揺や混乱防止に努める。

(2) 混乱防止対策

帰宅ラッシュに伴う混乱防止のため、次の措置をとる。

- ア 本社を通じて、テレビ、ラジオ等の放送機関及び新聞社に対して、運転計画の概要周知、旅行の自粛、時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅等の呼びかけを行うための報道を依頼する。
- イ 各駅においては、駅頭掲示及び放送等により利用客に対して運転状況の周知と時差退社、近距離通勤者の徒歩帰宅の呼びかけを行って、理解と協力を要請する。

(3) 運転規制

警戒宣言が発令された時は、内房線、久留里線の運転規制は 45km/h とする。（＊館山～千倉駅間のみ 25km/h）

駅構内又は専用線内に留置されている化成品（危険品）積載車両で荷役作業を行っている場合は、直ちに安全な箇所を選んで留置する。

(4) 主要駅の対応措置

帰宅ラッシュ時に伴う駅構内における混乱防止のため、千葉支社社員、地区指導センター社員等を派遣するなど増強して重点的に配置するとともに、状況により警察機関の協力を得て警備体制を確立する。

また、旅客の安全を図るため、次の措置を講じる。

- ア 旅客の混雑の状況により、適切な放送を実施して、旅客の沈静化に努める。
- イ 混雑により危険が予想される場合には、階段止め、改札止め等の入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。
- ウ 旅客の混乱により危険となった場合は、直ちに列車の運転を中止する。

2 バス、タクシー等の措置

（一社）千葉県バス協会、（一社）千葉県タクシー協会加盟各社等は、関東運輸局千葉運輸支局の指導のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運行を確保する。

第6節 交通対策

1 警察の対策	木更津警察署
2 道路管理者の対策	管理用地班、土木班、木更津警察署、県（君津土木事務所）、千葉国道事務所、東日本高速道路株式会社
3 海上交通対策	県（農林水産部）、木更津海上保安署

1 警察の対策

警察は、警戒宣言が発せられたときは、一般車両の強化地域への流入抑制及び緊急交通路の確保のため、広域交通規制道路及び広域交通検問所の中から、必要な路線及び検問所を選定し、次の措置を行う。

- (1) 緊急交通路確保のための誘導及び交通規制
- (2) 緊急通行車両（避難の円滑な実施又は地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を必要とする車両）の確認事務
これらの交通対策の実施等によって生じる市内における交通の混乱及び交通事故の発生を防止するため、必要な交通規制を行う。

2 道路管理者の対策

(1) 国土交通省関東地方整備局

ア 道路施設に関する対策

- (ア) 警戒宣言等が発令された場合、その内容を考慮し、被災が予想される地域にあつては、パトロールカーを適切な位置に配置し、重点箇所等の道路状況の把握に努める。
- (イ) 地震発生の危険に鑑み、工事中の箇所については原則として工事中断の措置をとるものとし、この措置を行うことに伴い必要な補強、落下防止等の保全処置に努めるものとする。

イ 道路交通対策

- (ア) 警戒宣言等が発令された場合においては、パトロール等により道路状況の把握に努めるとともに、発災後の対策についてあらかじめ措置を検討するものとする。
- (イ) 公安委員会が実施する交通規制（特に緊急輸送路の確保のために実施する場合等）に対する協力等に努める。
- (ウ) 警戒宣言が発令された場合、強化地域及びその近くの地域では情報の周知徹底及び車両走行自粛の呼びかけを横断幕等を用いて行うものとする。
- (エ) 発災後に備えた資機材、人員等の輸送体制
警戒宣言時においては、発災後の緊急輸送路確保に備えて資機材、人員等の輸送体制の確認を行うものとする。

(2) 東日本高速道路株式会社関東支社

ア 警戒宣言時においては、道路利用者に対し、必要な緊急広報の実施に努める。

イ 警戒宣言が発せられた場合は、道路巡回等により交通状況の把握に努め、次の交通対策を実施する。

- (ア) 東日本高速道路株式会社の管理する高速自動車国道及び一般有料道路
県公安委員会が行う車両の強化地域方面への流出の制限等に係る措置に協力する。
- (イ) 他道路管理者の管理する道路

関係機関が行う車両の走行抑制に係る措置に協力する。

ウ 警戒宣言時において、道路管理上、次の対策を実施する。

(ア) 道路

道路巡回等により、道路状況の把握に努める。

第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置

(イ) 電気通信設備

地震発生に備え、自家発電装置、予備電源及び道路管理用通信施設の点検等に努める。

(ウ) 工事中箇所

工事中の箇所については原則として工事中断の措置をとるものとし、必要に応じて補強、落下防止等の保全措置を講じる。

(3) 県

警戒宣言が発せられた場合、君津土木事務所は、緊急点検巡視を行い、道路状況の把握に努め、必要に応じ事前策を講じるとともに、関係機関との情報の交換を行い、対策の一本化に努める。

ア 危険箇所の点検

警戒宣言が発せられた場合、その内容を検討し、災害時に交通の障害となるおそれのある道路、橋梁、トンネルの重点的な緊急点検巡視を実施する。

イ 工事中の道路の安全対策

緊急時の支障とならないよう、原則として工事を中止し、安全対策を確立した上で、緊急車等の円滑な通行の確保を図る。

(4) 市

警戒宣言が発せられた場合、土木班は、緊急点検巡視を行い、道路状況の把握に努め、必要に応じ事前策を講じるとともに、管理用地班は関係機関との情報の交換を行い、対策の一本化に努める。

3 海上交通対策

東海地震の発生に伴う津波は、房総半島南端部では3mを超えることが想定されるため、海上、港湾関係各機関は、海上交通の安全を確保し、港湾内の混乱を防止するため、警戒宣言が発せられた場合は、次の対策を講ずる。

(1) 海上保安対策等

木更津海上保安署は、次の対策を講じる。

ア 海上保安庁から警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちに港湾関係団体に伝達する。

イ 港内及びその付近における船舶に対しては、巡視艇等により適宜周辺海域を巡回し、拡声機、横断幕等により周知する。

ウ 東京湾における船舶に対しては、東京湾海上交通センターの機能を併用し、周知する。

エ 運行船舶に対しては、第三管区海上保安本部を通じ、航行警報の他、海の安全通報情報によって周知する。

オ 船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の整理、指導を行う。

カ 海難事故の発生、その他の事情により船舶交通の危険が予想される場合は、船舶の交通を制限又は禁止する。

キ 荷役中の船舶に対し、荷役の中止を勧告し、事故防止のため必要な指導を行う。

ク 着舷中の船舶に対し、離舷避難又は係留強化等の勧告等を行う。

ケ 危険物取扱事業所等に対し、海上への危険物流出防止措置を講じよう指導するとともに、排出油防除資機材の準備を行うよう指導する。

コ 工事作業等は、中止するよう指導する。

サ 工事資機材、木材、定置網、小型船舶等の流出防止を指導する。

(2) 漁船対策

県は、次の対策を講じる。

ア 漁船漁業への指導内容

県農林水産部所属船舶による漁船漁業の指導内容は、次のとおりである。

(ア) 操業安全指導及び海域内における操業指導

イ 漁業無線局の措置

漁業無線局は、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとる。

(ア) 非常用発電機の点検と始動待機

(イ) 情報の収集と出漁漁船及び近隣漁協に対し無線等による救急周知

(ウ) 空中線の点検、補強と切断対策の実施

(エ) 送受信機の震動落下物対策（補充部品の防護含む。）

(オ) 非常用周波数及び他の周波数による緊急呼び出し聴取

第7節 上下水道・電気・ガス・通信対策

1 上水道対策	かずさ水道広域連合企業団
2 下水道対策	下水道推進班
3 電気対策	東京電力パワーグリッド(株)
4 ガス対策	東京ガスネットワーク(株)
5 通信対策	東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)

1 上水道対策

(1) 基本方針

危機管理課は、かずさ水道広域連合企業団と連携し、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として平常どおりの供給を継続することを基本として対策を実施する。

また、住民・事業所等が緊急貯水を実施することによって増大する需要に対し、円滑な供給を確保するとともに、発災に備え、緊急給水活動等が迅速に遂行できるよう必要な措置をとる。

(2) 人員の確保、資機材の点検整備等

ア 要員の確保等

警戒宣言の発令と同時に応急対策要員を確保するとともに、緊急広報、施設設備の保全、応急給水、施設復旧等に必要な活動体制の確立を図る。

また、災害協定締結団体等との連絡協力体制について確認する。

イ 資機材の点検整備等

発災に備え、応急対策の実施に必要な資機材、車両等の点検整備及び補完強化を図る。

(3) 施設の保安措置等

ア 警戒宣言時における施設、設備等の保安点検要領をあらかじめ定めておくものとし、警戒宣言が発せられた場合は、これに基づき直ちに点検確認を実施する。

イ 浄水場においては、薬品類の安全貯蔵に留意し、発災後においても薬品在庫の確保に努める。

ウ 浄水場、配水池の水位はできるだけ高水位を維持し、住民・事業所等の緊急貯水に対応できるよう送配水圧の調整を行う。

エ 工事中の現場においては適宜工事を中止し、必要な安全措置を講ずる。

(4) 広報

警戒宣言が発せられた場合、住民等に対する緊急貯水の呼びかけを重点として次のとおり広報活動を実施する。

ア 広報内容

(ア) 通常の供給が維持されていること

(イ) 発災に備え、飲料水、生活用水を貯水すること

A 飲料水の汲み置きは、ポリタンク、フタのできる容器を利用して、3日毎に新しい水に汲み替え、水質保持に留意する。

B 生活用水の汲み置きは、浴槽等を利用し、貯水する。

C その他、汲み置き容器の転倒防止及び汲み置き水の流出防止策を講ずる。

(ウ) 発災後、断水が起こった場合の連絡先及び応急給水体制

イ 広報手段

(ア) 報道機関への放送依頼

(イ) 広報車等による広報

(ウ) 水道工事店の店頭掲示等

(エ) ホームページによる広報等

2 下水道対策

下水道推進班は、次の対策を実施する。

(1) 施設等の保安措置

ア 処理場及びポンプ場の運転管理について、委託業者との連携の上、保安の徹底に努めるとともに、施設の被害を最小限にとどめ、処理及び排水能力の確保に万全を期するため、巡視、点検の強化及び整備を実施し、応急資機材の点検、整備を行う。

イ 工事現場については工事を中止し、現場の保安措置を講ずる。

(2) 危険物等に対する措置

ア 石油類等については、貯蔵タンク、燃料小出槽等の元バルブの閉鎖、タンクローリーによる貯蔵タンクへの移送中止、火気の使用制限等のほか、付近住民の安全確保のため必要な措置をとる。

イ 次亜塩素酸については、貯蔵タンクの点検、次亜塩素酸の残量の確認等のほか、外部への漏洩防止策等、状況に応じ必要な措置をとる。

3 電気対策

(1) 基本方針

東京電力パワーグリッド株式会社は、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として電力の供給は継続する。

(2) 人員の確保、資機材の点検整備

サービス区域内で震度6弱以上の地震発生、東海地震注意情報あるいは警戒宣言が発せられた場合などの情報を知ったときは、事業所に参集し、資機材を整備、確保して応急出動に備えるとともに、緊急復旧資機材の確保に努める。

(3) 施設の予防措置

東海地震予知情報等に基づき、電力施設に関して、特別巡視及び特別点検等、通信網の確保、応急安全措置の予防措置を講ずる。

(4) 広報

感電事故、漏電による出火を防止するため、次のとおり広報活動を実施する。

ア 広報内容

(ア) 無断昇柱、無断工事をしないこと

(イ) 断線、電柱の倒壊折損を発見した場合には、絶対に手を触れず、カスタマーセンターへ通報すること

(ウ) 屋外へ避難する場合は、安全器又はブレーカーを必ず切ること

(エ) 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと

(オ) その他必要な事項

イ 広報手段

(ア) 報道機関（テレビ、ラジオ等）による広報

(イ) 広報車等による広報

4 ガス対策

(1) 防災体制

東京ガスネットワーク株式会社は、警戒宣言が発せられた場合は、警戒体制をとる。

(2) 施設等の保安措置

地震防災上、巡視・点検及び検査が必要なガス工作物等については、巡視点検及び検査を行

第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置

う。工事中又は作業中のガス工作物等については状況に応じ応急的保安措置を実施の上、工事又は作業を中断する。

(3) 広報

需要家に対し、不使用中のガス栓が閉止されていることの確認、地震が発生したときにおける使用中のガス栓の即時閉止等を要請する。また、テレビ、ラジオ等の報道機関に対して広報の内容を報道するよう要請する。さらに地方自治体とも必要に応じて連携を図る。

5 通信対策

(1) 東日本電信電話株式会社千葉支店

警戒宣言の発令に当たり、情報が正確かつ迅速に伝達され、防災対策上有効に機能されるよう防災機関等の重要通信を確保するとともに、住民に大きな支障をきたさないことを基本として対処する。

ア 要員の確保等

必要な要員を確保し、各営業支店は、災害対策本部と連携を密にする。

イ 資機材の点検、確認等

予備電源設備、移動電源車、携帯用発動発電機、可搬型無線基地局装置、可搬無線機、移動無線機、応急ケーブル等災害復旧用資機材等の点検、確認を行う。工事中施設の安全措置をとる。

ウ 応急対策

防災関係機関等の重要な通話は最優先で疎通を確保する。

一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないよう回線の混雑状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話からの通話は可能な限り疎通を確保する。

エ 電話の輻輳時の広報

電話が輻輳した場合には、利用者の電話利用の自粛の協力を得るため、報道機関に対して広報を依頼する。

「〇〇地方の電話はただ今混み合っかかりにくくなっております。防災機関、災害救助機関などの緊急の通信を確保するため、〇〇地方への電話のご利用はできるだけ控えて頂くようお願いいたします。」

(2) 株式会社NTTドコモ千葉支店、KDDI株式会社

ア 基本方針・要員の確保・情報連絡室の設置

東日本電信電話株式会社千葉支店に準じる。

イ 資機材の点検、確認等

(ア) 可搬型無線基地局装置、移動電源車等の点検、確認

(イ) 災害復旧用資機材、車両の確認

(ウ) 工事中施設等の安全対策

ウ 応急対策

警戒宣言の発令により、防災関係機関等による重要な情報連絡及び一般住民による家族間の連絡等の急増による携帯電話の輻輳が懸念されることから、次の考えで対処する。

(ア) 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確認する。

(イ) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないよう回線の混雑状況に応じた利用制限を行う。

第8節 学校・病院・社会福祉施設等対策

1 学校等対策	学校教育班、各学校、各幼稚園
2 病院対策	医療機関
3 社会福祉施設等対策	社会福祉施設等

1 学校等対策

学校教育班及び各学校、幼稚園の教職員は、警戒宣言が発せられた場合において、児童生徒等の安全を確保するとともに、学校等施設の保全を図るため、次のとおり対応する。

(1) 警戒宣言発令後は、直ちに授業を中止し、下校（避難場所への移動を含む。以下「下校」という。）の措置をとる。

(2) 児童生徒等の下校方法については、実態に応じて次のように定める。

ア 通学（園）路の安全を確認し、集団で下校させるか、又は連絡網を通じ保護者の来校を求めて下校させる。

イ 交通機関を利用している児童生徒等については、その運行と安全を確かめて下校させる。

【ア】学校等に残留し、保護する児童生徒等（上記ア、イ以外の者）については、人数をあらかじめ把握し、教職員の職務内容に従って対応する。

【イ】保護者への連絡は通信不能の事態も考慮の上、迅速かつ正確にできるようその手段を定め、徹底させておく。

【ウ】警戒宣言が解除されるまで、臨時休校とする。

【エ】校舎内外の施設・設備（理科室、調理室、工作室、戸棚類、下駄箱、がけ下、万年堀、校舎間等）の安全確認をし、防災上改善が必要な部分について早急に必要な措置をとる。

【オ】実践的な防災計画により、教職員一人ひとりが迅速適切な行動をとる。

【カ】地域の関係機関・団体との連携を密にし、対応する。

2 病院対策

警戒宣言が発せられた場合の医療体制は、次の事項を基本方針とし、民間医療機関に対しては医師会を通じて県立病院に準じた対応を要請する。

(1) 外来診療は、可能な限り平常どおり行う。

(2) 手術及び検査は、可能な限り延期する。

(3) 警戒宣言の発令を外来及び入院患者に伝達するとともに、過剰な不安を与えないよう必要な措置をとる。

(4) 入院患者の安全確保に万全を期す。

(5) 建物設備の点検を行い、薬品、危険物等の安全対策を図る。

(6) 水及び食料の確保を図る。

3 社会福祉施設等対策

社会福祉施設等は、警戒宣言が発せられた場合において、迅速かつ的確な防災措置を講ずることにより、施設及び要保護者等の安全を確保するため、次の事項を基本として、あらかじめ対応計画を定めておくものとする。なお、計画は通所（園）施設、入所施設の別及び通所（園）者、入所者の特性等を考慮し、各施設の実態に即した具体的措置について定める。

(1) 職員間及び保護者との連絡方法、代替手段等の情報の受伝達を行う。

(2) 応急補修、設備備品等の転倒、落下防止措置等の施設の防災点検を行う。

附編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画

第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置

- (3) 消火器の点検、緊急貯水等の出火防止を行う。
- (4) 通所（園）者、入所者等の安全確保、応急救護体制、避難スペースの確保及び食料、飲料、医薬品、衛生材料、生活物資、救護運搬用具等の確保を行う。
- (5) 要保護者の引き渡し
- (6) 通常の方法で保護者に引き渡す。保護者への引き渡しが終わるまで乳幼児・通所施設利用者は各施設で保護する。
- (7) 保護者に対する当該施設の対応計画の事前周知を行う。
- (8) 引き渡し方法は、あらかじめ保護者と十分な打ち合わせをして定め、防災訓練等を通じて検証を行う。
- (9) その他必要な事項

第9節 避難対策

1 避難対策	本部班、シティプロモーション班、社会福祉班、障がい福祉班、高齢者福祉班、教育総務班、施設班、学校教育班、生涯学習班、公民館班

1 避難対策

警戒宣言発令時においても、原則として避難する必要はないが、地震の発生によりがけ崩れ等の危険性が特に高い地区にあっては、市長は住民の生命及び身体を保護するため、あらかじめ避難対象地区を選定しておくものとする。

なお、警戒宣言が発せられた場合には、避難対象地区に対して避難指示を行い、住民を安全な場所へ避難させるため、次により対応措置を講ずる。

なお、避難指示の内容は、「地震・津波編第3章 第3節地震・火災避難計画」を参照のこと。

(1) 警戒宣言時の措置

- ア 避難指示
- イ 避難所の確認
- ウ 情報伝達体制の確認
- エ 関係機関に対する避難所開設の通知
- オ 避難所への職員派遣
- カ 要配慮者に対する支援
- キ 給食、給水措置
- ク 生活必需物資の給与
- ケ 避難対象地区の防火・防犯パトロール

(2) 事前の措置

市長は、警戒宣言発令時に避難活動が円滑に遂行できるよう、あらかじめ次により対応措置を講じておくものとする。

- ア 避難対象地区の選定
- イ 避難所の指定
- ウ 避難指示体制の確立
- エ 情報伝達体制の確立
- オ 要配慮者に対する介護体制の確立
- カ 住民に対する周知

第10節 救護救援・防疫・保健活動対策

1 救護救援対策	健康推進班
2 防疫対策（消毒活動）	環境衛生班
3 保健活動対策	健康推進班

1 救護救援対策

健康推進班は、救護救援・保健活動対策について、大規模災害時における保健活動マニュアルに基づき活動する。また、健康推進班は、君津木更津医師会に対して、連絡体制の確保、発災後の負傷者への対応への準備を要請する。

2 防疫対策（消毒活動）

環境衛生班は、君津健康福祉センターの指示により次の体制を整える。

- （1）防疫作業員の雇上げ及びその組織化等の準備に関すること。
- （2）災害発生後、必要と思われる防疫用の器具、器材の整備及び薬剤備蓄量の確認に関すること。

3 保健活動対策

健康推進班は、救護救援・保健活動対策について、大規模災害時における保健活動マニュアルに基づき活動する。また、健康推進班は、災害による健康被害を最小限にとどめ、早期回復を図るため、保健活動を次のとおり推進する。

- （1）平常時より管内概況・地図・医療機関等施設・妊産婦等のリスト等について把握し、災害時には、医療機関の開設状況や救護活動の準備状況、妊産婦等の状況の把握等情報収集を行う。
妊産婦等の把握については、プライバシーの保護に十分注意する。
- （2）避難者の健康管理及び避難行動要支援者の支援を行う。
- （3）保健師・栄養士等の派遣の必要性について検討し、必要時は、君津健康福祉センターを通じ県に派遣依頼をする。

第11節 その他の対策

1 食料、医薬品の確保	市民班、健康推進班
2 緊急輸送の実施準備	管財班
3 市が管理、運営する施設対策	生涯学習班
4 その他	市民税班、資産税班、収税対策班、 県（君津健康福祉センター）

1 食料、医薬品の確保

警戒宣言が発せられた場合、発災後の被害者の応急救護に必要な食料、医薬品を確保するため、次の措置を講ずる。

(1) 食料の確保

市民班は、協定業者等に対して、在庫確認及び供給準備をとるよう要請する。

(2) 医薬品の確保

健康推進班は、君津木更津薬剤師会に対し、医薬品の供給準備体制をとるよう依頼する。

2 緊急輸送の実施準備

市及び各防災機関は、警戒宣言が発せられた場合、応急対策を実施するため緊急輸送が必要となる事態に備えて、必要な措置を講ずる。

(1) 緊急輸送車両の確保

管財班は、緊急輸送に必要な車両、人員等を確保し、運行計画の調整等必要な措置をとる。

(2) 緊急通行車両の確認

「震災編第3章 第7節警備・交通の確保・緊急輸送対策」による。

(3) 関係団体による協力

管財班は、輸送会社等に緊急輸送の準備を要請する。

3 市が管理、運営する施設対策

市が管理、運営する社会教育施設、社会体育施設等については、原則として開館、開催を自粛するものとする。このため、教育部各班は、施設利用者に対して協力を呼びかけるとともに、各施設においては、職員の役割分担の確認を行い、防災用施設、設備の作動準備、危険箇所の応急点検、危険物の保安措置を実施する。

4 その他

(1) 市税等の申告、納付等に関する措置

市民税班、資産税班及び収税対策班は、警戒宣言発令による社会的混乱の発生に伴い、市税等の申告や納付等が困難な場合には、その期限の延長等について、状況に応じ適切に対処する。

警戒宣言に引き続き、災害が発生した場合には、市税等の減免及び申告、納付等の期限延長等について適切な措置をとる。

(2) 危険な動物の逃走防止

県は、警戒宣言発令時において危険な動物の飼育者等に対し、二重施錠の確認補修等逃走防止対策の強化を指示する。

なお、飼育者等が警戒宣言発令時においてとるべき措置は、次のとおりである。

ア 危険な動物の飼育及び保管に関する条例により、あらかじめ届け出た緊急措置をとる。

イ 動物が施設から逃走したときは、千葉県動物の愛護及び管理に関する条例第16条及び第17条により、知事、市長、警察官その他関係機関へ通報するとともに、当該動物の処分、捕獲、

附編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画

第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置

その他必要な措置を講ずる。

第6章 市民等のとるべき措置

本市においては、東海地震注意情報の発表及び警戒宣言の発令等に伴い社会的混乱が発生することが予想される。市、県、各防災関係は、一体となって社会的混乱の防止を図るものであるが、これらの機関が全ての防災活動を行うことは不可能であり、住民、自主防災組織、事業所がそれぞれの立場で防災活動を行うことが重要な役割を果たすものである。

本章では、住民、自主防災組織、事業所が平常時、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時にそれぞれとるべき措置基準を示すものとする。

第1節 住民のとるべき措置

区 分	と る べ き 措 置
平常時	<u>1</u> 家や塀の耐震化を促進する。 (1) わが家の耐震診断を行い、弱いところを補強する。 (2) ブロック塀、石塀、門柱を点検し、不適確なものは改築、補強する。 <u>2</u> 家具類の転倒、落下防止措置をとる。 (1) タンス、食器棚、ピアノ等の重い家具、倒れやすい家具は壁に固定などする。 (2) 家具類の上に重いものやガラス類を置かない。 (3) 窓ガラスのパテ等を点検し、弱い部分は補強する。 <u>3</u> 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。 (1) ガスコンロ、ガストーブ等の定期点検を行う。 (2) プロパンガスボンベ等は固定し、設備の定期点検を行う。 (3) 火気使用場所の不燃化を図り、整理整頓する。 (4) 火気使用場所周辺に易・可燃性物品（灯油、ベンジン、アルコール、スプレー、食用油、塗料等）を置かない。 <u>4</u> 消火器、消火用水の準備をする。 (1) 出火に備えて、消火器、バケツ等を準備しておく。 (2) 出火に備えて、風呂の水を常にためておく。 <u>5</u> 非常用飲料水、食料の準備をする。 (1) 飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて「最低3日、推奨1週間」分程度準備しておく（1人1日分 約2～3リットル）。 (2) 食料は、長期保存ができる食品（米、乾パン、乾めん、インスタント食料、漬物、梅干、缶づめ、みそ、しょう油、塩など）を「最低3日、推奨1週間」分程度準備しておく。 <u>6</u> 救急医療品の準備をする。 傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、ばんそうこう、三角巾などを救急箱に入れて準備しておく。なお、常用している医薬品がある場合は、「最低3日、推奨1週間」分程度準備しておく。 また、処方箋のコピーやおくすり手帳を用意しておく。 <u>7</u> 生活必需品の準備をする。 下着、毛布、タオル、石けん、ちり紙、マッチ、ろうそく等を準備しておく。 <u>8</u> 防災用品の準備をする。 トランジスターラジオ、懐中電灯、ヘルメット、ビニールシート、かなづち、バール、のこぎり、スコップ、なた、ロープ等を準備しておく。 <u>9</u> 非常持出品の準備をする。 非常の際、すぐに持ち出せるように、必要なものをリュックサックなどにまとめておく。

附編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画
第6章 市民等のとるべき措置

区 分	と る べ き 措 置
平常時	<u>10</u> 防災講習会、訓練へ参加する。 市、消防署、自主防災組織が行う防災講習会、訓練に積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。 <u>11</u> 家族で対応措置の話し合いをする。 (1) 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担を話し合っておく。 (2) 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので、各自の行動予定を話し合っておく。 (3) 発災した場合の避難場所、避難経路、安否の確認方法を話し合っておく。 <u>12</u> 自主防災組織に積極的に参加する。 <u>13</u> 市の指定避難場所のうち最寄りの避難場所を2ヶ所以上確認しておく。
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	<u>1</u> テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手し、冷静な行動をとる。 <u>2</u> 電話の使用を自粛する。 <u>3</u> 自家用車の利用を自粛する。 <u>4</u> 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。 <u>5</u> 不要な預貯金の引き出しを自粛する。
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<u>1</u> 警戒宣言情報を入手する。 (1) 市の防災信号（サイレン）等に接したときは、直ちにテレビ、ラジオで正しい警戒宣言情報を入手する。 (2) 県、市、警察署、消防署等防災関係機関の関連情報に注意する。 <u>2</u> 家具類の転倒、落下防止措置を確認する。 (1) 家具、棚等の上の重いものをおろす。 (2) 窓ガラスにガムテープ、ビニールテープ等をはる。 (3) ベランダの置物をかたづける。 <u>3</u> 火気使用器具の安全確認と火気管理を確認する。 (1) 火気の使用は最小限にし、いつでも消火できるようにする。 (2) ガス器具等の安全設備を確認する。 (3) プロパンガスボンベの固定措置を確認する。 (4) 火気使用場所及びその周辺の整理整頓を確認する。 <u>4</u> 消火器、消火用水の置き場所を確認する。 <u>5</u> ブロック塀、石塀、門柱を点検する。 危険箇所には安全措置をとり、付近に近寄らせないようにする。 <u>6</u> 非常用飲料水、食料を確認する。 <u>7</u> 救急医薬品を確認する。 <u>8</u> 生活必需品を確認する。 <u>9</u> 防災用品を確認する。 <u>10</u> 電話の使用を自粛する。 県、市、放送局等防災関係機関に対する電話による問い合わせは控える。 <u>11</u> 自家用車の利用を自粛する。 (1) 路上に駐車中の車両は、空地、駐車場に移動する。 (2) 走行中の車両は、減速走行し、目的地まで到達した後は車を使わない。 <u>12</u> 児童生徒や要配慮者の安全を確認する。 (1) 児童生徒や要配慮者が安全な場所にいるか確認する。 (2) 幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は、定められた園、学校との打ち合せ事項により対応措置をとる。 <u>13</u> エレベーターの使用をさける。

区 分	と る べ き 措 置
	<u>14</u> 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。
	<u>15</u> 不要な預貯金の引き出しを自粛する。

第2節 自主防災組織のとるべき措置

自主防災組織が結成されていない地域にあつては、町内会、自治会等がこの基準に準拠して対応措置をとるものとする。

区 分	と る べ き 措 置
平常時	<u>1</u> 組織の編成と、各班の役割を明確にする。 <u>2</u> 防災知識の普及活動を行う。 (1) 各戸に対して出火防止、倒壊物予防措置を呼びかける。 (2) 地域内の危険物集積地区、延焼拡大危険地区、山崩れ、がけ崩れ等災害危険箇所を把握する。 (3) 地域内の消防水利を把握する。 (4) 地域内のブロック塀、石塀、門柱、擁壁等の安全点検を行う。 (5) 防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し、各戸に配布する。 <u>3</u> 防災訓練を行う。 災害時に備えて情報連絡訓練、消火訓練、給食給水訓練、救出救護訓練、避難所運営訓練等を行う。 <u>4</u> 火気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する。 (1) 各戸に対して火気使用器具、使用場所の点検を指導する。 (2) 各戸に対して易・可燃性物品の点検を指導する。 (3) プロパンガスボンベの点検を指導する。 <u>5</u> 防災資機材等を整備する。 地域の実情に応じて情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を整理しておく。 <u>6</u> 情報の収集、伝達体制を確立する。 (1) 市、消防署等防災関係機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して伝達する体制を確立する。 (2) 地区ごとに収集伝達すべき情報を定めておく。
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	<u>1</u> テレビ、ラジオ等で正しい情報を入手する。 <u>2</u> 地域住民に対して冷静な行動をとるよう呼びかける。
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<u>1</u> 自主防災組織の活動体制を確立する。 (1) 自主防災組織の編成を確認する。 (2) 自主防災組織本部を設置する。 (3) 自主防災組織の役割分担を確認する。 <u>2</u> 市、消防署等防災関係機関から伝達された警戒宣言情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して周知する。 <u>3</u> 地域住民に対して住民のとるべき措置を呼びかける（第1節を参照のこと）。 <u>4</u> 防災資機材等を確認する。 <u>5</u> 児童生徒や要配慮者の安全確保を呼びかける。 <u>6</u> 食料、飲料水の確保及び調達方法を確認する。

第3節 事業所のとるべき措置

区 分	と る べ き 措 置
平常時	消防法により消防計画、予防規程を定めなければならない事業所はもとより、その他の事業所においても、あらかじめ防災責任者(消防法で言う防火管理者にあたるもの)を定め、防災計画を作成するものとする。 防災計画作成上の留意事項は次による。 <u>1</u> 自衛防災体制の確立 (1) 防災責任者の選定及び自衛防災組織の結成 (2) 組織の役割分担の明確化 <u>2</u> 教育及び広報活動 (1) 従業員の防災知識の高揚 (2) 従業員の安否確認方法 (3) 従業員の顧客に対する安全対策措置に係る教育研修 (4) 従業員の帰宅対策 <u>3</u> 防災訓練 災害時に備えた、情報連絡訓練、消火訓練、救出救護訓練、顧客の誘導訓練 <u>4</u> 危険防止対策 (1) 施設、設備の定期点検 (2) 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置 <u>5</u> 出火防止対策 (1) 火気使用器具、設備及び火気使用場所の定期点検 (2) 消防水利、機材の整備点検 (3) 商品の整備点検 (4) 易・可燃性物品の管理点検 <u>6</u> 消防資機材等の整備 情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を整備する。 <u>7</u> 情報の収集、伝達体制の確立 (1) 市、消防署等防災関係機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する体制を確立する。 (2) 事業所の実情に応じた、収集伝達すべき情報を選定する。
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	<u>1</u> テレビ、ラジオ等で正しい情報を入手する。 <u>2</u> 自衛防災体制を準備、確認する。 <u>3</u> 消防計画等により警戒宣言時にとるべき措置を準備、確認する。 <u>4</u> その他、顧客、従業員に対する安全対策措置等、必要に応じて防災措置をとる。
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<u>1</u> 自衛防災組織の活動体制を確認する。 (1) 自衛防災組織の編成を確認する。 (2) 自衛防災本部を設置する。 (3) 自衛防災本部の役割分担を確認する。 <u>2</u> 情報の収集、伝達体制をとる。 市、消防署等防災関係機関及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する。 <u>3</u> 危険防止措置を確認する。 (1) 施設、設備を確認する。 (2) 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置を確認する。 <u>4</u> 出火防止措置を確認する。

区 分	と る べ き 措 置
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	(1) 火気器具等の使用は原則として自粛するものとし、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、いつでも消火できる体制をとる。 (2) 火気使用場所及び周辺を確認する。 (3) 消防水利、機材を確認する。 (4) 易・可燃性物品を確認する。 5 防災資機材等を確認する。 情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を確認する。 6 食料品等生活必需物資を販売（取扱い）する事業所においては、生活の確保と混乱防止のため、原則として営業を継続する。 7 不特定かつ多数の者が出入りする劇場、映画館、百貨店、旅館及び地下街の店舗等においては、混乱防止のため、原則として営業を自粛する。 8 石油類、火薬類、高圧ガス等、出火、爆発等周辺地域に対して危険な影響を与える可能性のある事業所においては、原則として営業を自粛する。 9 バス、タクシー及び生活必需物資を輸送する車両以外の車両の使用は、原則として自粛する。 10 一般事業所においては、原則として平常営業とするが、特に従業員を退社させる必要のある事業所においては、駅、停留所、道路の混雑状況及び警戒宣言情報の内容等を考慮して、時差退社させる。 なお、近距離通勤者については、徒歩等によるものとし、原則として交通機関を利用しない。 11 電話の使用を自粛する。 県、市、放送局等防災関係機関に対する電話による問い合わせは控える。 12 不要な預貯金の引き出しを自粛する。

木更津市地域防災計画

第 3 編 風水害等編

《目 次》

第1章 総 則	風-1
第1節 市域の保全	風-1
第2節 浸水被害の想定	風-2
第2章 災害予防計画	風-6
第1節 防災意識の向上	風-6
第2節 水害予防対策	風-11
第3節 土砂災害予防対策	風-13
第4節 風害予防対策	風-17
第5節 雪害予防対策	風-19
第6節 火災予防対策	風-20
第7節 消防計画	風-22
第8節 避難行動要支援者等の安全確保のための体制整備	風-24
第9節 情報連絡体制の整備	風-28
第10節 備蓄・物流計画	風-31
第11節 防災施設の整備	風-33
第12節 帰宅困難者等対策	風-36
第13節 防災体制の整備	風-37
第3章 災害応急対策計画	風-40
第1節 災害対策本部活動	風-40
第2節 情報収集・伝達体制	風-55
第3節 水防計画	風-69
第4節 避難計画	風-72
第5節 避難行動要支援者等の安全確保対策	風-79
第6節 救助救急・医療救護活動	風-82
第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策	風-86
第8節 救援物資供給活動	風-91
第9節 広域応援の要請	風-94
第10節 自衛隊への災害派遣要請	風-98
第11節 学校等における児童・生徒の安全対策	風-101
第12節 帰宅困難者等対策	風-104
第13節 保健衛生、防疫、廃棄物対策	風-106
第14節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理	風-112
第15節 ライフライン関連施設等の応急復旧	風-115
第16節 ボランティアの協力	風-119
第4章 災害復旧計画	風-123
第1節 被災者生活安定のための措置	風-123
第2節 ライフライン関連施設等の復旧計画	風-128
第3節 激甚災害の指定	風-133
第4節 災害復興	風-134

实施担当一覽

項目	実施担当	ページ	市長	企	財	市	健	福	環	都	教	特	富	金	中	避	應	関係機関
			公	務	務	民	康	社	境	市	育	命	来	足	田	郷	難	
			室	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	所	所	所	等	班
第3編 風水害等編																		
第1章 総則																		
第1節 地域の保全																		
1 地形・地質分布と災害特性	風-1																	
第2節 浸水被害の想定																		
1 洪水被害の想定	風-2																	
2 高潮被害の想定	風-5																	
第2章 災害予防計画																		
第1節 防災意識の向上																		
1 防災教育	風-6	●			●					●		●						
2 過去の災害教訓の伝承	風-6	●																
3 防災広報の充実	風-6	●											●					
4 自主防災体制の強化	風-8	●											●					自主防災組織
5 防災訓練の充実	風-9	●								●			●					防災関係機関
6 調査・研究	風-10	●																
第2節 水害予防対策																		
1 水害予防計画	風-11	●							●	●								施設管理者
2 高潮予防計画	風-12																	君津土木事務所、木更津港湾事務所
3 災害に強いまちづくり	風-12									●								
第3節 土砂災害予防対策																		
1 危険箇所の調査把握	風-13	●								●			●					君津土木事務所
2 土砂災害防止法に基づく対策の推進	風-13	●								●								
3 防災知識の普及啓発	風-14	●								●			●					
4 急傾斜地災害等の防止	風-15	●								●								君津土木事務所
5 災害に強いまちづくり	風-16									●								
第4節 風害予防対策																		
1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発	風-17	●																
2 農作物等の風害防止対策	風-18								●									
3 電力施設の風害防止対策	風-18																	東京電力パワーグリッド（株）
4 通信施設の風害防止対策	風-18																	東日本電信電話（株）
第5節 雪害予防対策																		
1 道路雪害防止対策	風-19									●								
2 農作物等の雪害防止対策	風-19								●									農業協同組合
3 電力施設の雪害防止対策	風-19																	東京電力パワーグリッド（株）
4 通信施設の雪害防止対策	風-19																	東日本電信電話（株）
第6節 火災予防対策																		
1 火災予防に係る立入検査	風-20												●					
2 住宅防火対策	風-20												●					
3 消防組織及び施設の整備充実	風-20												●					
4 火災予防についての啓発	風-21												●					
第7節 消防計画																		
1 消防団員の確保	風-22												●					
2 消防施設の整備	風-22												●					
3 消防職員、団員等の教育訓練	風-22												●					消防団
4 消防思想の普及	風-22												●					
5 消防計画及びその推進	風-22												●					
第8節 避難行動要支援者等の安全確保のための体制整備																		
1 在宅要支援者への対応	風-24	●				●	●											
2 社会福祉施設における防災対策	風-26																	社会福祉施設管理者
3 外国人への対応	風-26	●	●															
第9節 情報連絡体制の整備																		
1 市における災害情報通信施設の整備	風-28	●																県、防災関係機関
2 県における災害情報通信施設の整備	風-28																	県
3 警察における災害通信網の整備	風-30																	木更津警察署
4 アマチュア無線の活用	風-30	●																
5 その他の通信網の整備	風-30	●																
第10節 備蓄・物流計画																		
1 食料・生活必需品等の供給体制の整備	風-31	●																県
2 医薬品及び応急医療資機材等の整備	風-32					●												
3 水防用資機材の整備	風-32									●								
4 燃料対策	風-32	●																

項目	実施担当	ページ	市長	企画	財務	市民	健康	福祉	環境	経済	都市	教育	特命	消防	富田	金田	中郷	避難所運営等支援班	避難所開設班	関係機関
			公務室	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	所	所	所	所	
第11節 防災施設の整備		風-33																		
1 防災拠点の整備		風-33	●																	
2 緊急輸送の環境整備		風-33	●																	
3 避難施設の整備		風-33	●								●	●								施設管理者
第12節 帰宅困難者等対策		風-36																		
1 一斉帰宅の抑制		風-36	●																	
2 情報連絡体制の整備		風-36	●																	
3 帰宅困難者等への情報提供		風-36	●																	
4 大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組み		風-36																		施設管理者 東日本旅客鉄道（株）
第13節 防災体制の整備		風-37																		
1 防災組織の整備		風-37	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	防災関係機関 社会福祉施設管理者
2 協定締結の推進		風-37	●																	
3 ボランティア活動の環境整備		風-38	●					●												
4 応急医療体制の整備		風-38					●													
5 給水体制の整備		風-38	●																	かずさ水道広域連合企業団
6 業務継続計画の推進		風-39	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第3章 災害応急対策計画																				
第1節 災害対策本部活動		風-40																		
1 災害対策本部		風-40	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
2 職員の動員・配備		風-49	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
3 初動体制		風-51	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
4 災害救助法の適用手続き等		風-51	●																	
第2節 情報収集・伝達体制		風-55																		
1 通信体制		風-55	●	●	●															防災関係機関
2 気象情報等の収集		風-57	●																	県 銚子地方気象台
3 災害情報の収集		風-63	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
4 報告		風-64	●												●					
5 災害時の広報		風-66	●	●																
6 報道機関への対応		風-66	●																	
7 被災者台帳の作成及び安否情報の提供		風-67	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
8 住民相談		風-68				●									●					
第3節 水防計画		風-69																		
1 水防の目的		風-69	●																	
2 水防組織		風-69	●						●	●				●						消防団
3 水防警報		風-69																		君津土木事務所
4 気象情報・水防情報の伝達		風-70	●							●										
5 水防活動		風-71	●						●	●				●						消防団
第4節 避難計画		風-72																		
1 避難の勧告又は指示等		風-72	●	●				●						●						木更津警察署、木更津海上保安署 施設管理者、東日本旅客鉄道（株） 消防団、自衛隊、木更津警察署 施設管理者
2 避難誘導等		風-75												●						
3 自主避難		風-76										●								
4 避難所等の開設と運営		風-76	●									●							●	
5 避難所等の閉鎖		風-77										●								
6 防犯対策		風-77				●														木更津警察署
7 在宅避難者への対応		風-78	●																	
第5節 避難行動要支援者等の安全確保対策		風-79																		
1 避難誘導等		風-79	●	●				●						●						木更津警察署 社会福祉施設管理者
2 避難行動要支援者の支援		風-79	●	●	●			●	●			●								
3 福祉避難所の設置		風-80						●												社会福祉施設管理者
4 避難所から福祉避難所への移送		風-80						●												木更津市社会福祉協議会 社会福祉施設管理者
5 被災した避難行動要支援者等の生活の確保		風-81						●												
6 社会福祉施設入所者等への支援		風-81						●												社会福祉施設管理者
第6節 救助救急・医療救護活動		風-82																		
1 救助・救急		風-82												●						消防団 木更津警察署、木更津海上保安署 君津地域版庫事務所、君津健康福祉センター、南房総教育事務所 関東東北産業保安監督部 君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会、君津木更津薬剤師会
2 危険物等の対策		風-83										●		●						
3 医療救護		風-84					●							●						
第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策		風-86																		
1 災害警備計画		風-86																		木更津警察署 木更津海上保安署 木更津警察署
2 交通対策計画		風-87	●			●					●									道路管理者、港灣管理者、漁港管理者
3 緊急輸送		風-89									●									
4 緊急輸送の実施		風-89	●				●					●								
5 在港船舶対策計画		風-90																		港湾管理者

[illegible]

第1章 総 則

第1節 市域の保全

本市は房総半島の中西部に位置し、市域は東西に長く、東部は房総丘陵が広がるが、西部は東京湾内湾に面した平地となっている。市内には県内で2番目に長い総延長88kmの小櫃川が東部から北部にかけて流下し、東京湾へと注いでいるが、治水事業等が計画的に推進されてきたこともあり、近年は風水害による大きな被害は発生していない。

しかしながら、都市化の進展、市民の生活様式の変化による上下水道、電気、ガス等ライフラインへの生活の依存度の高まり、高齢化の進展などによる避難行動要支援者の増加や、住民の相互扶助意識の低下など、防災面に関する様々な課題が指摘されている。

台風や集中豪雨、竜巻などの暴風の発生を防ぐことはできないが、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本とし、「命を守る」ことを最優先とした対策を講じていくものとする。

1 地形・地質分布と災害特性

(1) 小櫃川・矢那川沿いの氾濫

小櫃川・矢那川に沿う低地は、両河川の氾濫と小櫃川・矢那川に注ぐ中小河川の氾濫により形成されたものである。

かつては大雨が降るとこれらの河川が氾濫し、住宅地・農地・道路等が浸水することがあった。特に、昭和45年7月1日の大雨では、浸水によって地区の孤立が生じ、自衛隊派遣、災害救助法の適用等大きな災害となった。しかし、それ以降では、河川改修工事、ダムの建設等により、両河川からの氾濫は著しく減少している。

(2) 平野と内水氾濫

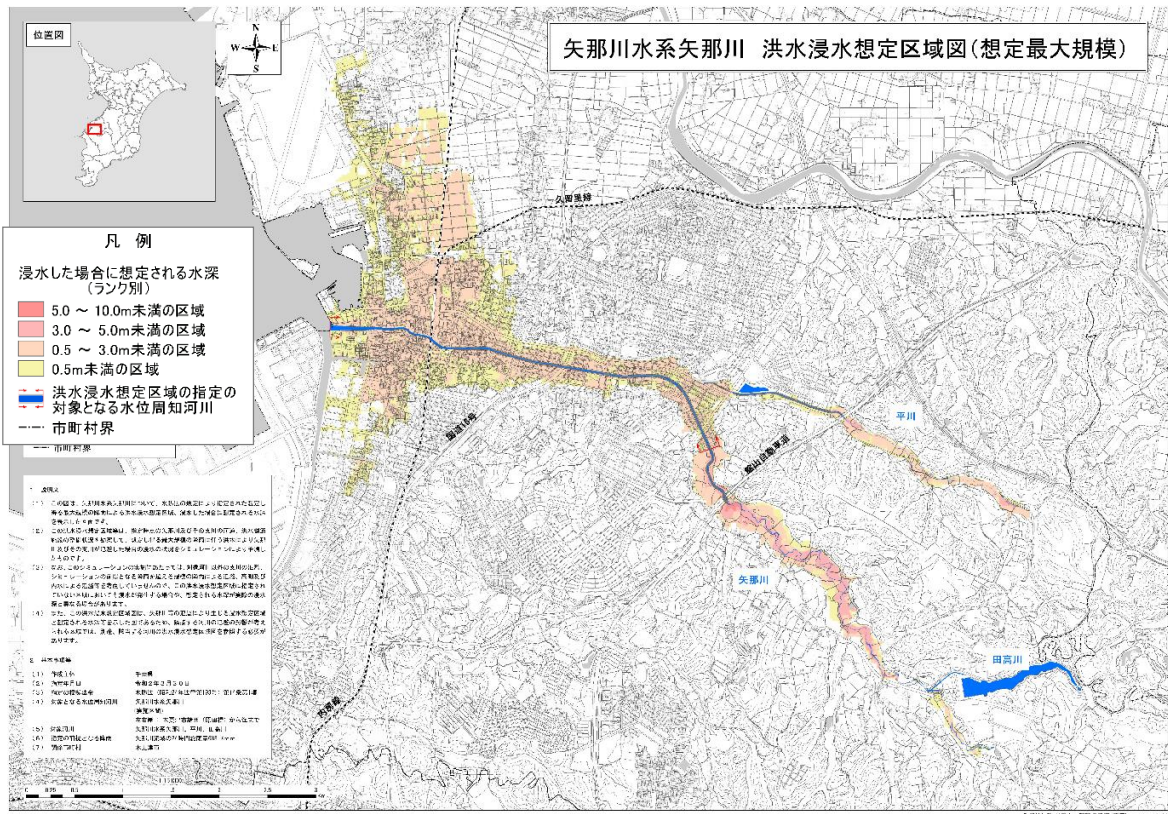
本市の平野部は、勾配が非常に緩やかで、排水困難な条件下にあり、河川・排水ポンプの整備効果があり期待できない。また、砂丘に囲まれた土地が相対的に低く、湛水しやすい。このため、しばしば内水氾濫が発生している。近年では、都市化に伴い、雨水の流出が一時に発生し、浸水害の危険が増大している。また、敷地高の高い家が増加し、相対的に周囲の浸水危険が大きくなっている。

(3) 谷津と内水氾濫

丘陵地を刻む谷津では、出口付近の傾斜が緩く、流出水の流れが滞りやすく、特に、谷津の合流するところでは、水が集まりやすい。近年、谷津の開発が進展し、雨水流出が一時に発生する傾向が見られ、そのため、排水・貯留施設の整備が間に合わない場所での小規模浸水が発生した。今後は、谷津での水害防止にも配慮が必要である。

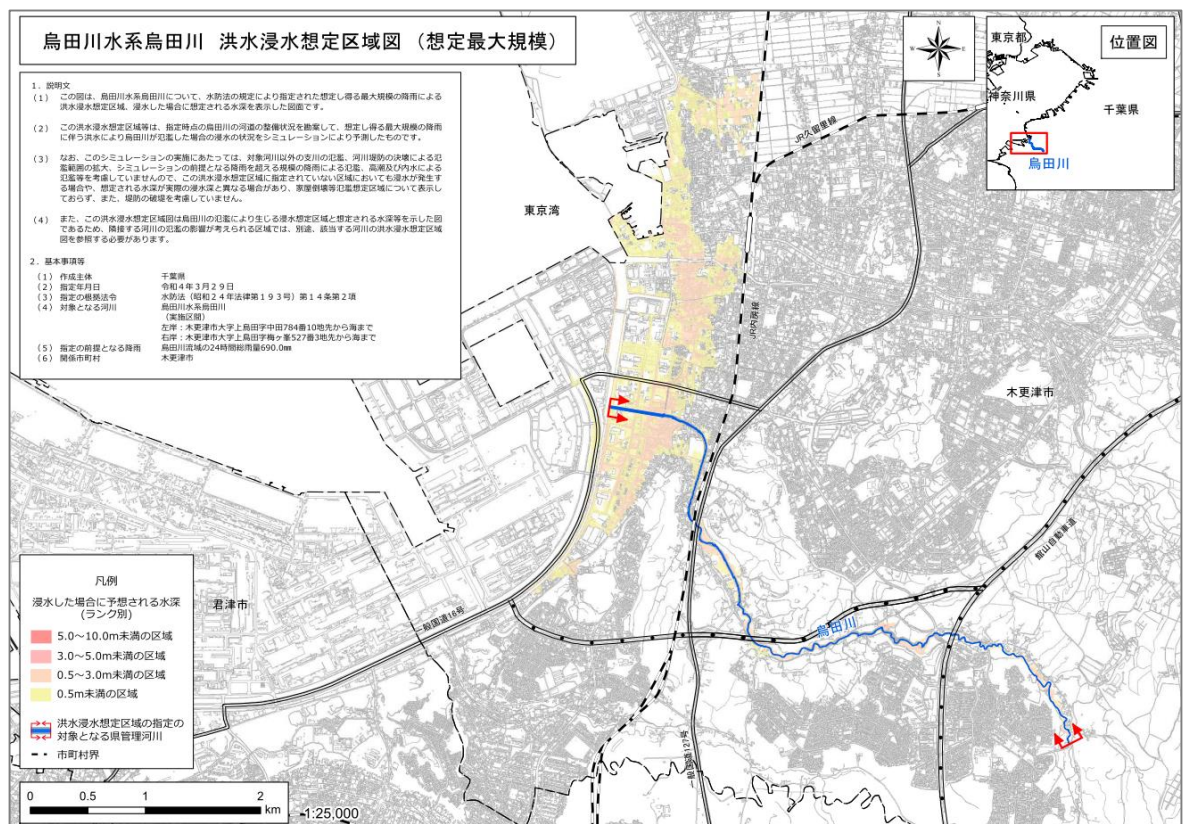
(4) 丘陵地とがけ崩れ

丘陵地の縁は、浸食作用の前線にあり、がけが多く見られる。また、人家裏などで切土利用されていることも多い。丘陵地を形成する泥岩・砂岩などの上総層群は、風化が進み崩れやすい。また、富来田以西の笹子・犬成・下郡地区の丘陵地では、未固結の砂層である下総層群が堆積しており、過去においてもがけ崩れが発生している。



■矢那川水系矢那川 洪水浸水想定区域図(想定最大規模)

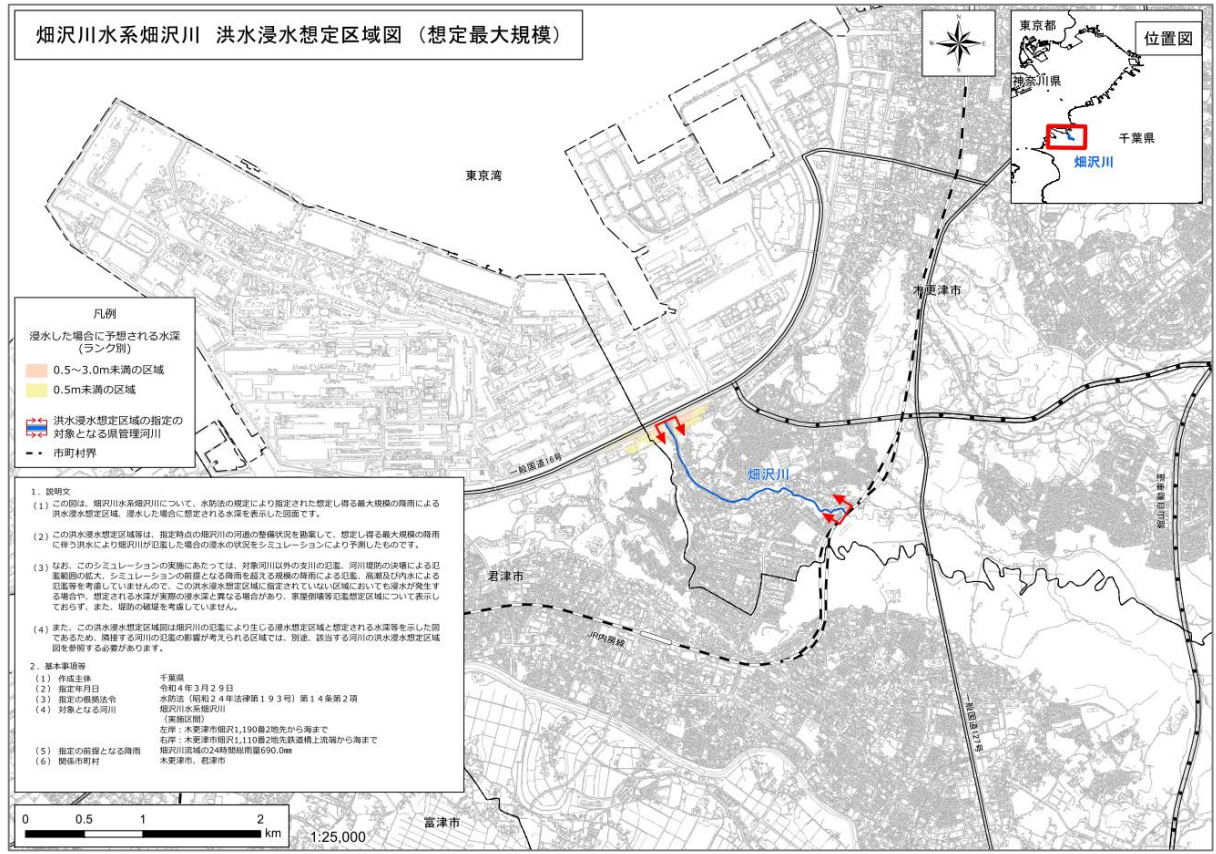
出典：千葉県 矢那川水系矢那川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)(令和2年3月)



■烏田川水系烏田川 洪水浸水想定区域図(想定最大規模)

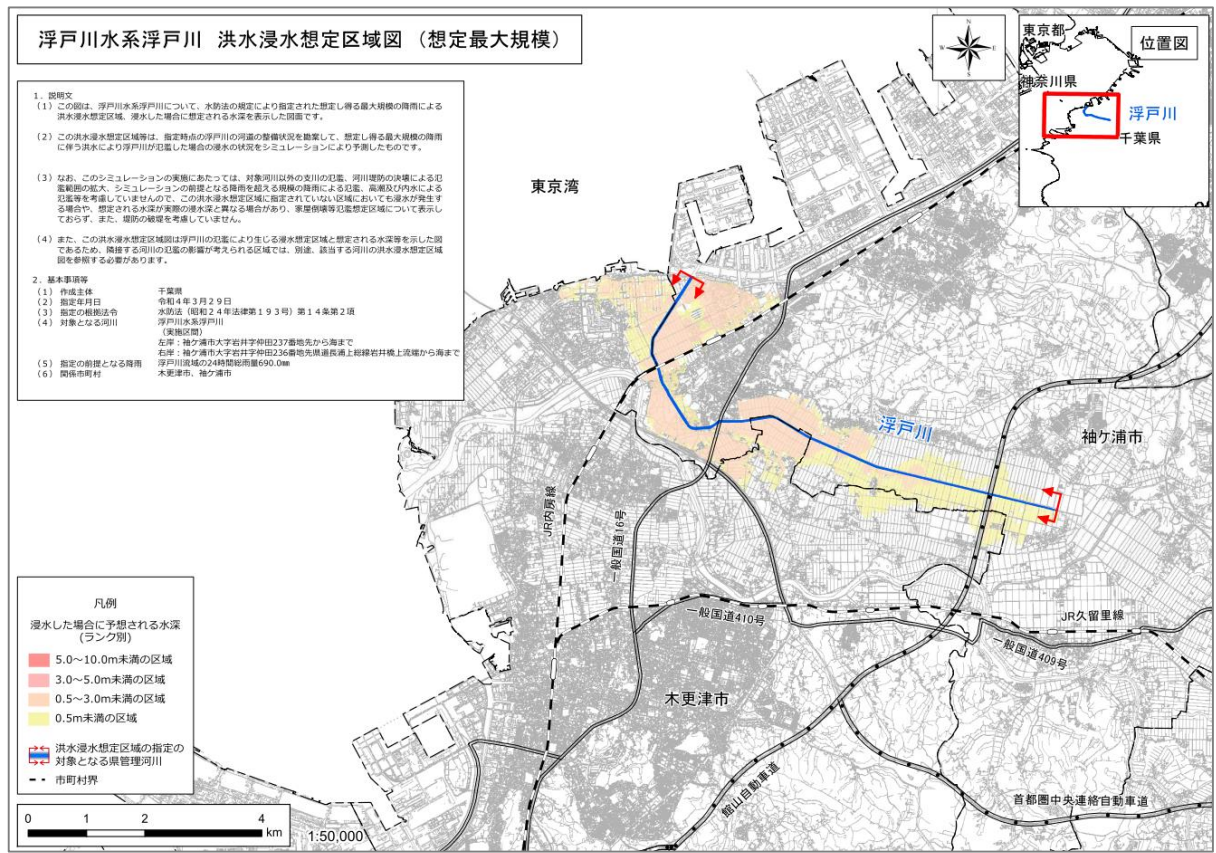
出典：千葉県 烏田川水系烏田川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)(令和4年3月)

第3編 風水害等編
第1章 総則



■煙沢川水系煙沢川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

出典：千葉県 煙沢川水系煙沢川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）（令和4年3月）



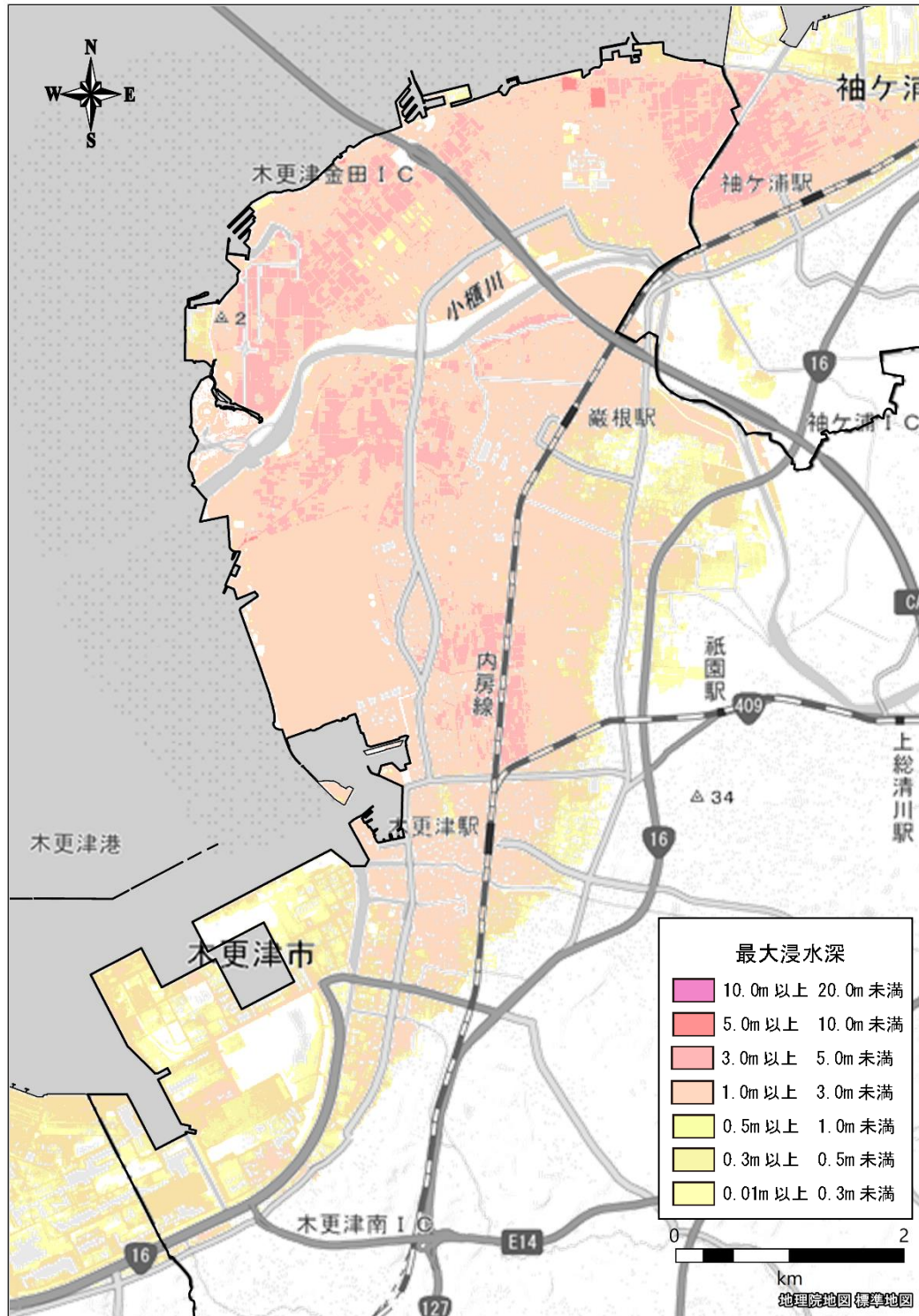
■浮戸川水系浮戸川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

出典：千葉県 浮戸川水系浮戸川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）（令和4年3月）

2 高潮被害の想定

県では、平成27年5月に改正された水防法（昭和24年法律第193号）により、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が、海岸や河川から発生した場合に、東京湾沿岸〔千葉県区間〕において浸水が想定される区域での浸水の深さ（浸水深）を平成30年11月に公表している。

本計画では、その災害規模を前提条件とする。



■高潮浸水想定区域図（千葉県高潮浸水想定区域図）

出典：地理院タイルに「千葉県 高潮浸水想定区域図(平成30年11月)」を追記して掲載

第2章 災害予防計画

第1節 防災意識の向上

1 防災教育	危機管理課、学校教育課、消防本部、 <u>子育て支援課</u> 、 <u>こども保育課</u> 、健康推進課
2 過去の災害教訓の伝承	危機管理課
3 防災広報の充実	危機管理課、消防本部
4 自主防災体制の強化	危機管理課、消防本部
5 防災訓練の充実	危機管理課、土木課、消防本部
6 調査・研究	危機管理課

1 防災教育

(1) 住民等への防災知識の普及

災害による被害を最小限にとどめるためには、住民一人ひとりが「自らの身の安全は、自らが守る（自助）」ことを基本認識としながら災害についての正しい知識を持ち、日頃から災害時に冷静に行動できる力を身につけることが最も重要である。

このため、危機管理課及び消防本部は、地域コミュニティにおける社会活動等を促進し、多様な主体の関わりの中で防災教育を推進し、地域住民を含めた社会全体の防災力の向上を図る。

(2) 教育における防災知識の普及

防災教育は幼少期からの実施が有効であることから、学校教育課、こども保育課は、園児・児童・生徒の発達段階や学級の実態に即して、防災教育を計画的に進める。また、防災に対する実践的な訓練を行う。

(3) 自主防災組織に対する防災知識の普及

危機管理課は、地域の防災組織へ活動内容等の知識の普及を図るとともに、組織の活動強化をあわせて推進するよう努める。

(4) 防災知識の普及、防災訓練の実施

子育て支援課、こども保育課、健康推進課、学校教育課は、妊産婦及び乳幼児・児童・生徒の保護者に対してパンフレット、チラシ等を配布する等、広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるよう努める。

2 過去の災害教訓の伝承

危機管理課は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、住民に閲覧できるよう公開に努めるものとする。

市民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら災害に備える手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

3 防災広報の充実

平時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組みを強化するため、危機管理課及び消防本部は、あらゆる広報媒体を活用し防災広報の充実に努める。特に、発災時の安全性確保に影響する警報等や避難指示等の意味と内容の説明に尽くすものとし、高齢者、障がい者、外国人等の避難行動要支援者への広報に配慮し、わかりやすい広報資料の作成に努める。

(1) 広報すべき内容

防災知識の普及に当たっては、特に、市民及び災害関係職員に対して周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。なお、普及すべき事項は、おおむね次のとおりである。

ア 災害時の心得

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときにおいて、あらかじめ各世帯が承知しておくべき次の事項の周知に努めるものとする。

(ア) 避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報や5段階の警戒レベル等の関係性の意味と内容の説明

(イ) 食料、飲料水等の備蓄、救急用品等非常持出品の準備

(ウ) 避難所での感染症対策として、マスク、消毒液、体温計等の携行

(エ) 医薬品、福祉器具、紙おむつ、液体ミルク、粉ミルク、哺乳びん、食物アレルギーに対応した食料など、要配慮者に特に必要な物資の備蓄

(オ) 「災害・避難カード」を活用した避難路、避難地、避難方法及び避難時の心得

(カ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認

(ク) 自動車へのこまめな満タン給油

(ケ) 被災世帯の心得ておくべき事項

(コ) 防災学習（自助・共助・公助についての考え方を含む）

(サ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

(シ) 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備

(ス) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど生活の再建に資する行動

イ 災害危険箇所等

水害、土砂災害等の災害危険箇所の公表を行うとともに、市によるハザードマップの作成を促進する。

また、水防活動や避難行動の参考情報として県内の雨量や河川水位情報等を逐次公表する。

ウ 災害予防の概要

災害による被害が、各世帯における防災知識の徹底によって防止される事項、例えば台風時における家屋の保全方法等については、それぞれ予想される災害シーズン前に各世帯へ周知徹底するよう努めるものとする。

エ 木更津市地域防災計画の概要

災害対策基本法第42条第4項に基づく「木更津市地域防災計画」の要旨の公表は、木更津市防災会議が「木更津市地域防災計画」を作成し、または修正した時に、その概要について行う。

(2) 実施方法

ア ラジオ、テレビの利用

防災知識の普及啓発は常時行うことが必要である。なお、季節的に発生が予想される災害については、その季節の到来前に重点的に行う。

イ 防災行政無線の利用

防災行政無線、放送を利用して、防災知識、災害に関する資料放送、録音テープ又は放送台本等の放送を随時行う。

ウ 広報紙

防災に關しての知識を深めるため、広報きさらづ、電話帳（NTTハローページ）及び市町村等の広報紙に、防災知識に関する事項を掲載する。

第3編 風水害等編

第2章 災害予防計画

エ 防災に関する講演会、説明会、座談会等の開催

地震、台風、洪水、火災等に関する講演会、説明会、座談会を開催して防災意識の向上を図るとともに、災害の予防対策に役立たせるため、随時市民及び市職員その他関係者を対象として実施する。

オ 学校教育

児童生徒等の防災知識の普及と防災意識の向上を図るため、教材となる資料を提供する。

学校においては、地域の災害リスクやとるべき避難行動等を含めた、児童生徒への防災教育の充実を図る。

カ インターネットの活用

ホームページ等に防災意識高揚のための動画を掲載するなど、防災知識の普及啓発を図る。

(3) 報道機関との協力

報道機関から防災に関する報道に当たり、資料の提供等の依頼を受けた場合は、積極的に協力する。

災害広報を行うに当たり、必要と認める場合は、報道機関に対し協力を依頼する。

4 自主防災体制の強化

発災直後の自助の取組みに加え、地域のつながりにより、自発的に救助活動や消防活動を行う自主防災組織などの共助や事業所防災体制を強化するなど、地域コミュニティにおける防災体制を充実させることも重要である。

(1) 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援

災害による被害の防止又は軽減を図るためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助として、住民の自主的な救助活動や防災活動、具体的には、住民自ら予防対策の推進、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導、避難所運営等を行うことが必要であり、特に高齢者、障がい者等の所在を把握し、救出救護体制を整備することが必要である。

このため、危機管理課は地域住民による自主防災組織の設置促進と活性化を図ることとし、日頃から大災害が発生した場合を想定した訓練の実施などを推進する。また、避難行動要支援者の救出救護体制の整備として、地域住民と協力して避難行動要支援者避難支援プランの策定を進めることとする。

自主防災組織は、日頃地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の整備の充実に努める。

特に、避難所の運営については、発災時に住民が主体となって運営できるよう、平時から運営体制を構築し、避難者、地域住民、市職員等の役割分担を明確化する。

また、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員、小中学校、地域のボランティア等の地域コミュニティによる防災ネットワークづくりが重要であり、危機管理課は県と協力してこれを促進する。

■自主防災組織の活動形態

平常時	①防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） ②災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） ③防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） ④家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） ⑤防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） ⑥避難行動要支援者対策（避難行動要支援者の把握、支援方法の整理など） ⑦他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練）

	⑧避難者の健康管理及び感染症予防・栄養・食生活等の知識の啓発
発災時	①情報の収集及び伝達 （被害の状況、気象警報及び注意報、ライフラインの状況、避難指示など） ②出火防止、初期消火 ③救出・救護（救出活動・救護活動） ④避難（避難誘導、避難所の運営等） ⑤給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど）

（2）事業所防災体制の強化

ア 防災・防火管理体制の強化

消防本部は、消防法第8条の規定に基づき、学校、病院、百貨店等多数の人が出入りする施設について、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

また、高層建築物、雑居ビル、地下街等の防災体制については、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに、発災時には事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとられるよう指導する。

なお、平成21年6月から、百貨店・ホテル・オフィスビル等多数の人が利用する大規模・高層の建築物等については、消防法第36条の規定により防災管理者の選任、防災管理に係る消防計画の作成、自衛消防組織の設置及び防災管理点検報告の実施が義務付けられたことから、消防本部は、事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保するよう指導する。

イ 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、災害によって高圧ガス施設等に被害が生じた場合には防災機関のみでは十分な対応を図ることができないことが考えられる。

このため、消防本部は危険物施設等管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

ウ 中小企業の事業継続

危機管理課は、災害等の危機管理対策の取組が遅れている中小企業者等を対象に、事業継続計画（BCP）の策定について、普及啓発と取組の促進を図る。

エ 地区防災計画の普及

危機管理課は、地域の防災力の向上を図るため、自治会、町内会、自主防災組織等を対象に、地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画（以下「地区防災計画」という。）の作成を促進し、各地区の共助による計画的な防災活動の推進を図る。

このため、「地区防災計画ガイドライン」（内閣府 平成26年3月）や地区防災計画の事例等を活用し、地区防災計画の作成方法、手順、提案の手続き等を普及、啓発する。

5 防災訓練の充実

危機管理課は、災害時における防災活動の迅速かつ円滑な実施を期するため、各防災関係機関相互及び地域の自主防災組織や住民との協力体制の確立に重点を置いた総合訓練や各個別訓練を次のとおり実施する。

実施に当たっては、風水害及び被害の想定を明らかにするとともに通信や交通の途絶、停電、感染症が拡大している状況等、様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められるなど実践的なものとなるよう工夫する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努める。

（1）水防訓練

第3編 風水害等編

第2章 災害予防計画

土木課は、「木更津市水防計画」に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、次の方法により水防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ広域洪水等を予想して流域の水防管理団体が連合する等、関係団体が合同して実施するものとする。

ア 実施の時期

洪水が予想される時期前の最も訓練効果の上がる時期を選んで実施する。

イ 実施地域

河川危険箇所等、洪水のおそれのある地域において実施する。

ウ 方法

情報伝達 演習	出水時における水防関係機関等との情報伝達に関して、各機関の役割分担・連絡体制を相互に確認し、防災体制に万全を期することを目的とするため、「千葉県水防計画（本編）図15及び図19」のとおり実践的な情報伝達演習を実施する。
水防訓練	風水災害等があった場合、公共土木施設の機能の確保、保持のため、各機関が連携し円滑に応急措置が行えるよう訓練をし、実際の災害に対して迅速かつ的確に対応することを目的とするため、「君津土木事務所管内4市合同水防訓練実施要領」のとおり実施する。

（2）消防訓練

消防本部は、消防に関する計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防訓練を実施する。

（3）避難等救助訓練

危機管理課及び関係機関は、関係の計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で訓練を実施するものとする。なお、学校、病院、鉄道、社会福祉施設、工場、事業所、百貨店等にあつては、収容者等の人命保護のため、特に避難についての施設を整備し、訓練を実施するものとする。また、地域の自主防災組織や住民の参加を得て、地域の実情に即した避難訓練を行うことも必要である。

（4）総合防災訓練

危機管理課、県及び防災関係機関は合同して、各種の総合防災訓練を実施する。

※資料1－10 木更津市自主防災資器材交付要領

6 調査・研究

（1）防災計画にかかわる情報交換

危機管理課は、国、都道府県、区市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関における防災計画にかかわる情報については、連絡を密にして、それらとの情報交換を行なう。

（2）防災に関する図書・資料等の収集・整理

危機管理課は、防災に関する学術刊行物をはじめ、その他防災に関する図書・資料等の収集・整理を行なう。

（3）専門的調査・研究の実施

危機管理課は、本市の社会状況の変化、国の防災方針や地震予測に関する研究の進展に応じて、専門的調査・研究を実施するよう努める。

第2節 水害予防対策

1 水害予防計画	土木課、下水道推進室、危機管理課、都市政策課、農林水産課
2 高潮予防計画	県（君津土木事務所、木更津港湾事務所）
3 災害に強いまちづくり	管理用地課、都市政策課、建築指導課

1 水害予防計画

（1）水害防止施設の整備

ア 河川改修等の整備

小櫃川及び矢那川を含む二級河川については、県が整備を推進する。

土木課は、普通河川及び排水路について、水害の防止及び快適な生活環境の維持を図るため、堆積土砂の撤去の除去等の維持工事を実施する。

イ 下水道の整備

下水道推進室は、市街地の浸水を防止するため、公共下水道（雨水）の整備を進める。

ウ 雨水排水施設の整備

都市政策課は、県の「千葉県宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引き」に基づき、地下水の涵養、平常時における河川流量の保全、ヒートアイランド現象の緩和等、水循環の保全・再生を目的に貯留浸透施設の導入を指導する。

（2）浸水危険地区の周知

ア 浸水想定区域の調査把握

土木課は、県が指定する洪水・高潮浸水想定区域の把握を行う。また、市管理の河川、水路等、浸水が発生しやすい区域について把握する。

なお、市が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがある場合は、水防法第14条の2の規定による雨水出水浸水想定区域の指定を行う。

イ 洪水ハザードマップの周知

危機管理課は、水害の危険の認識と避難所等の周知を図るため、県が公表した浸水想定区域等に基づき、水害の危険箇所、避難所等、情報の入手方法等を示した木更津市防災マップを作成し配布している。

今後も転入者への配布、市のホームページや広報紙への掲載、ハザードマップの改訂、まるごとまちごとハザードマップの作成等を継続的に行い、水害リスクや避難等に関する情報の周知を図る。

なお、洪水ハザードマップを改訂する際には水防法の規定を踏まえ、想定最大規模の降雨等に対する避難体制の検討、過去の浸水実績等の水害リスクや早期の立退き避難が必要な区域の明示などに努める。

（3）地下街等の避難計画の作成

本計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独又は共同で、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な計画（避難確保計画）を作成し、これを危機管理課に報告するとともに、公表しなければならない。避難確保計画については「地下街等浸水時避難計画策定の手引き」の内容を踏まえて作成することとする。

（4）高齢者等利用施設、大規模工場等の避難計画の作成

本計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設及び大規模工場等の所有者又は管理者は、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための避難確保計画又は浸水防

第3編 風水害等編

第2章 災害予防計画

止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置を行うこととする。また、危機管理課は避難確保計画の作成を促進し、計画の実効性を高めるため、計画の作成や見直しの状況確認や技術的支援、施設管理者等と共同で行う情報伝達訓練などを行う。

なお、水防法の規定により避難確保計画及び訓練等を義務づける要配慮者利用施設は、資料編「3-7 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設」に示す。

(5) 農作物の水害予防対策

農作物の水害防止については、農林水産課、農業協同組合等が常時指導し、被害の軽減を図る。

(6) 道路の災害防止

土木課は、市道等における側溝等の雨水排水施設の設置、点検、補修等を行い、災害の予防及び拡大防止に留意する。

2 高潮予防計画

海岸の高潮対策は、県が伊勢湾台風規模の計算潮位を計画高潮位とし、さらに波浪の影響のある箇所については、波の打ち上げ高を考慮して防潮堤の天端高を決定し整備している。

3 災害に強いまちづくり

(1) 地籍調査の推進

災害による土地形状の変化が起こった際の円滑な復旧に資するため、管理用地課は県と協力し、第7次国土調査事業十箇年計画（令和2年度～令和11年度）に基づき、地籍調査を推進する。

(2) 災害に強いまちづくりの推進

都市政策課は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進に当たっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。また、水害のおそれのある土地の区域について、水害に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないなど、水害に強い土地利用の推進に努める。

(3) 災害危険区域の指定

県は、洪水等による危険の著しい区域について災害危険区域の指定を検討し、必要な措置を講ずる。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や浸水想定区域等を踏まえて、様々な建築の制限を幅広く検討する。

第3節 土砂災害予防対策

1 危険箇所の調査把握	危機管理課、土木課、消防本部、 県（君津土木事務所）
2 土砂災害防止法に基づく対策の推進	危機管理課、土木課、都市政策課、建築指導課
3 防災知識の普及啓発	危機管理課、土木課、消防本部
4 急傾斜地災害等の防止	危機管理課、都市政策課、土木課、 県（君津土木事務所）
5 地籍調査の推進	管理用地課

1 危険箇所の調査把握

県は、基本指針に基づき、おおむね5年ごとに土砂災害警戒区域等の指定及び土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査を行い、土木課、危機管理課及び消防本部は、県が指定した土砂災害警戒区域を把握し、その被害の軽減を図るよう努める。

2 土砂災害防止法に基づく対策の推進

「土砂災害区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）」（平成12年5月8日法律第57号）第7条及び第9条の規定に基づき、次の対策を推進する。

（1）土砂災害警戒区域の指定

県は、急傾斜地の崩落等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害を生ずるおそれがあると認められる土地の区域について、市の意見を聴取したうえで土砂災害警戒区域を指定する。さらに、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害を生ずるおそれがあると認められる土地の区域について、市の意見を聴取したうえで土砂災害特別警戒区域に指定する。

（2）危険回避のためのソフト対策

危機管理課、都市政策課、建築指導課は、次の対策を実施する。

ア 危機管理課は、土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備を図る。

イ 建築指導課は、土砂災害特別警戒区域内に建築計画がある場合は、想定される衝撃に対し、建築物が安全であるかどうか建築基準法に基づく建築確認を行う。

ウ 都市政策課は、法令等に基づき、分譲住宅や社会福祉施設・病院など要配慮者利用施設の建築を行う場合の開発行為にあつては、災害レッドゾーン（災害危険区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域）を原則含まないよう指導を行う。

エ 建築指導課は、著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対して、移転の勧告を図る。ただし、移転対象となる人に対して、融資や資金の確保などの支援措置を行う。

（3）がけ地近接危険住宅の移転

建築指導課は、がけ崩れ等による人命や財産を守るため「木更津市がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付要綱」に基づく補助金を交付し、移転等を促進する。

（4）災害時要配慮者用施設への避難対策の実施

危機管理課は、土砂災害警戒区域等内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設（資料編「3-7 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設」）について、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難指示等の情報の伝達方法を定めるとともに、当該区域内における在宅の要配慮者に対する避難支援体制の確立に努める。また、避難確保計画の作

第3編 風水害等編

第2章 災害予防計画

成を促進し、計画の実効性を高めるため、計画の作成や見直しの状況確認や技術的支援、施設管理者等と共同で行う情報伝達訓練などを行う。

(5) 警戒避難体制の整備

ア 土砂災害警戒区域点検

土木課、危機管理課、消防本部は、土砂災害の発生が予測されるときは、随時防災パトロールを実施し、当該箇所での災害発生の兆候についての的確に把握する。

イ 警戒・避難・救護等緊急体制に関する体制整備

危機管理課は、土砂災害の発生に対し、警戒、避難、救護等が円滑に実施できるよう、次のような措置により体制の強化を図る。

(ア) 土砂災害警戒区域周辺地域の実情に即し、自治会等、同一の避難行動をとるべき地域を特定するとともに、警戒、避難誘導、救護の方法を市地域防災計画等により明確化し、住民への周知徹底を図るものとする。

(イ) 個々の土砂災害警戒区域について、地域の実情に応じた避難所及び避難路の確保、整備を図るとともに、危機管理課は、これらの情報を網羅したハザードマップを作成するものとする。

また、安全な避難所の一覧表、開設・運営体制等について事前に住民に周知するとともに、避難所開設状況等についての伝達方法等を明確化する。

(ウ) 災害時における指揮命令伝達体制、情報収集伝達体制及び職員の動員配備体制等の点検整備を図るものとする。

(エ) 自主防災組織の育成に努め、その組織を通じて災害に関する予警報や避難指示の伝達、地区の情報収集等の防災活動を行うものとする。

(オ) 要配慮者利用施設、在宅の避難行動要支援者等に対する情報の収集、伝達体制の点検整備を図るものとする。

(カ) 面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市域をいくつかの地区に分割した上で、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用いて危険度の高まっている領域が含まれる地区内の全ての土砂災害警戒区域等に緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難等を発令できるよう、あらかじめメッシュ情報、地区、土砂災害警戒区域等の関係を整理しておくものとする。

(キ) 避難指示等は躊躇なく発令し、速やかに避難場所を開設することが望ましいが、集中豪雨の場合は避難のためのリードタイムが少なくなる事態が生じ得ることを住民に周知するものとする。

3 防災知識の普及啓発

(1) 危機管理課は、住民に対しインターネット、広報紙、パンフレット等多様な手段により、土砂災害に関する知識の普及と防災意識の高揚を図るものとする。

また、危機管理課と土木課は、全国的に実施される「土砂災害防止月間」において、出水期前に土砂災害における警戒避難の強化と防災意識の高揚を図ることを目的とし、住民を主体とした避難訓練及び防災関係機関との情報伝達に関して、各機関の役割分担・連絡体制を相互に確認し、より実践的な防災訓練の実施に努めるものとする。

(2) 県は、土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域等の指定箇所を公表する。

危機管理課は、上記箇所が土砂災害発生のおそれのある箇所であることを対象地域の住民等に対し周知することにより、住民の防災知識の普及に努める。

4 急傾斜地災害等の防止

(1) 急傾斜地崩壊対策

ア 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「急傾斜地法」という。）」（昭和44年法律第57号）第3条の規定により、「急傾斜地崩壊危険区域」の指定を行う。また、この指定区域に含まれていない土砂災害が発生するおそれがある箇所についても、当該箇所及び周辺地域の状況に応じて区域指定の促進を図る。

■急傾斜地崩壊危険区域指定基準

次の各号に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの。

- ① 急傾斜地の勾配が30度以上のがけ
- ② 急傾斜地の高さが5m以上のがけ
- ③ 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの。

イ 行為の制限

県は、急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

また、急傾斜地崩壊危険区域内の居住用建物については、建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築に関する制限の徹底を図る。

ウ 防止工事の実施

県は、急傾斜地崩壊危険区域内の自然がけに対し、急傾斜地の土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不相当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから順次、法面防護工、排水工等の防止工事を実施する。

エ 情報の伝達

危機管理課は、危険住宅に対して避難指示等の伝達のため、防災行政無線の戸別受信機を設置する。

(2) 土石流対策

県は、土石流危険渓流について、砂防法第2条により土石流の発生を助長するような行為を制限するため、砂防指定を促進し、土石流が発生するおそれの高い箇所から防止工事を実施する。

(3) 山地災害対策

県は、「山地災害危険地区調査要領」により、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊砂流出危険地区の調査を実施し、計画的に治山事業を実施する。

(4) 宅地造成地災害対策

都市政策課は、宅地造成工事の施工に伴う災害の未然防止を図るため、宅地造成等規制法に基づき宅地造成工事規制区域の指定を行い、同区域内において、宅地造成に関する工事を実施する者は、市の許可を必要とする。

また、工事の許可等に際し、指導を行う。

(5) 土・石・砂利採取場災害対策

県は、土・石・砂利採取場における災害の発生を未然に防止するため、土採取条例・採石法・砂利採取法に基づく許可に際し、周辺地域の状況に十分留意する。

第3編 風水害等編

第2章 災害予防計画

また、一旦廃止された採取場は、法令の適用外となることから、廃止に際しては各採取業者及び関係組合に対し、指導の徹底を図る。

(6) ため池災害対策

県は、老朽化によりため池が決壊した場合に影響が大きい農業用ため池について、「ため池データベース」を整備し、計画的に改修を行う。

また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を促進する。

5 災害に強いまちづくり

災害による土地形状の変化が起こった際の円滑な復旧に資するため、管理用地課は県と協力し、第7次国土調査事業十箇年計画（令和2年度～令和11年度）に基づき、地籍調査を推進する。

※資料1－9 木更津市がけ地近接住宅移転事業補助金交付要綱

※資料5－1 災害危険箇所

第4節 風害予防対策

1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発	危機管理課
2 農作物等の風害防止対策	農林水産課
3 電力施設の風害防止対策	東京電力パワーグリッド(株)
4 通信施設の風害防止対策	東日本電信電話(株)

1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発

危機管理課は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、市民や事業者等に対して、以下について普及啓発を図る。

(1) 気象情報の確認

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報などの防災気象情報については、平時から、テレビ・ラジオ等により確認することを心掛けること。

なお、竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、各地の気象台から発表される。各気象情報の内容は次表のとおりである。

気象情報	内 容
予告的な気象情報	低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、通常半日～1日程度前に「大雨と雷及び突風に関する千葉県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。 竜巻などの激しい突風が発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。
雷注意報	積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に発表される。 竜巻などの激しい突風が発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になっているときに、千葉県北西部、北東部、南部の区域に分けて発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が千葉県北西部、北東部、南部の区域に分けて発表される。 この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。
竜巻発生確度ナウキャスト	気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻等の激しい突風が今にも発生する（発生している）可能性のある地域分布図（10 km格子単位）で表し、その1時間後までを予測する。 平常時を含めて常時10分毎に発表される。 発生確度は「竜巻が現在発生している（または今にも発生する）可能性の程度」を示すものである。

(2) 身を守るための知識

台風から身を守るためには、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難すること。

第3編 風水害等編

第2章 災害予防計画

また、避難する時間が少ない竜巻等から身を守るためには、次のことを心掛け、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めること。

ア 竜巻が発生するような発達した積乱雲の近づく兆し

- (ア) 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる
- (イ) 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする
- (ウ) ヒヤッとした冷たい風が吹き出す
- (エ) 大粒の雨やひょうが降り出す

イ 発生時に屋内にいる場合

- (ア) 窓を開けない、窓から離れる、カーテンを引く
- (イ) 雨戸・シャッターを閉める
- (ウ) 1階の家の中心に近い、窓のない部屋に移動する
- (エ) 頑丈な机やテーブルの下に入り、両腕で頭と首を守る

ウ 発生時に屋外にいる場合

- (ア) 車庫・物置・プレハブを避難場所にしない
- (イ) 橋や陸橋の下に行かない
- (ウ) 近くの頑丈な建物に避難する、又は頑丈な構造物の物陰や近くの水路やくぼみに身を伏せ、両腕で頭と首を守る
- (エ) 電柱や太い樹木であっても倒壊することがあり危険であるため近づかない

2 農作物等の風害防止対策

農林水産課、農業協同組合等は、農作物の風害防止について指導し被害の軽減を図る。また、降雹等の被害についても指導する。

3 電力施設の風害防止対策

各設備とも、計画設計時に建築基準法および電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は、補強等により対処する。

4 通信施設の風害防止対策

東日本電信電話株式会社は、次のように対策を講じている。

局外設備は、過去の発生地域の調査検討により、重複災害の発生を防ぐため、設備の2ルート化及び地下化を推進する。局内設備は、風害時の停電による通信機器用電源の確保については、予備エンジン・可搬型電源及び移動電源車により実施する。空中線は、無線のアンテナ支持物に対する強度は、電気設備技術基準又は網構造物設計基準によっている。

第5節 雪害予防対策

1 道路雪害防止対策	土木課
2 農作物等の雪害防止対策	農林水産課
3 電力施設の雪害防止対策	東京電力パワーグリッド(株)
4 通信施設の雪害防止対策	東日本電信電話(株)

1 道路雪害防止対策

土木課は、降雪が予想される場合には、交通事故を防止するため、管理する道路に砂や融雪剤等を散布するなどの体制を確保する。また、必要に応じ道路通行規制を実施又は解除すること。（実施又は解除時には、速やかに木更津警察署、消防本部、危機管理課に周知すること。）

(1) 事前対策

道路雪害対策に向け、次の各号に掲げる事項について事前に行っておくものとする。

- ア 職員の配備体制及び連絡系統の確立
- イ 除雪委託業者との連絡系統の確立
- ウ 路面凍結防止剤の備蓄
- エ 除雪委託業者が所有する除雪活動に使用可能な車両、器具の把握
- オ 道路パトロール車等の滑り止め装置の確保
- カ 道路通行規制に使用する標識及び資材の確保

(2) 除雪作業等

除雪作業等は次の各号により実施するものとする。

ア 除雪作業

所有する機材やトラック類等を使用するとともに除雪委託業者の協力を得て除雪を実施するものとする。

また、除雪の実施にあたっては、君津土木事務所等や他の道路管理者と連携を図った上で実施するものとする。

イ 路面凍結の防止

路面凍結に対して凍結防止剤を準備するとともに、山地部、坂道等に散布砂等を用意し、路面凍結又は圧雪による走行困難に備えるものとする。

また、路面凍結が予想される時は気象状況、道路路面状況及び凍結防止剤の種類を勘案し、最適な実施時間、量の凍結防止剤を散布するものとする。

ウ 除雪及び路面凍結対策の詳細事項

除雪及び路面凍結対策の詳細な事項については、「道路の維持管理（日本道路協会）」等を参考にして実施するものとする。

2 農作物等の雪害防止対策

農林水産課、農業協同組合等は、農作物の雪害防止について常時指導し、被害の軽減を図る。

3 電力施設の雪害防止対策

東京電力パワーグリッド株式会社は、送電線設備、配電線設備とも、電線への着雪防止対策等を実施する。

4 通信施設の雪害防止対策

東日本電信電話株式会社は、風害防止対策に準じて通信線路設備、局内設備対策を実施する。

第6節 火災予防対策

1 火災予防に係る立入検査	消防本部
2 住宅防火対策	消防本部
3 消防組織及び施設の整備充実	消防本部
4 火災予防についての啓発	消防本部

1 火災予防に係る立入検査

消防本部は、春季火災予防運動期間、及び秋季火災予防運動期間中を重点的に、消防法第4条の規定により防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

立入検査の主眼点は次項に示すとおりである。

- (1) 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているか。また、消火設備・警報設備・避難設備・消防用水・その他消火活動上必要な施設が、消防法令で定める基準どおり設置・維持管理されているかどうか。
- (2) 炉・厨房設備・ストーブ・ボイラー・乾燥設備・変電設備等火気使用設備の位置、構造及び管理の状況が、木更津市火災予防条例（以下、「条例」という。）で定める基準どおり確保されているかどうか。
- (3) こんろ・火鉢等火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取扱状況が、条例どおり確保されているかどうか。
- (4) 劇場・映画館・百貨店等公衆集合場所での裸火の使用等について、条例に違反していないかどうか。
- (5) 指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取扱の状況が、条例に違反していないかどうか。
- (6) その他残火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項、及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されているかどうか。

2 住宅防火対策

住宅火災の予防とその被害の低減を図るため、消防本部は、関係団体等と連携し、住宅用防災機器の普及・促進や、住宅防火意識の普及啓発等を行う。

特に、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が、市内全ての住宅に設置されるよう、普及促進に努めるとともに、防災製品の活用を推進する。

さらに、復電時における通電火災等を防止するため、関係機関と連携し、出火防止対策を推進する。

- (1) 住宅用防災機器等の展示
- (2) 啓発用パンフレットの作成
- (3) 講演会の開催

3 消防組織及び施設の整備充実

(1) 消防組織

消防本部は、消防職員・消防団員の確保を推進するとともに、消防署等の消防組織の充実強化を図る。

(2) 消防施設等の整備充実

市及び消防本部が作成した消防施設整備計画に基づき、充足率や財政力等市町村の実情を勘案しつつ、実態に即した消防施設等の整備強化を促進する。

4 火災予防についての啓発

(1) 火災予防運動

消防本部は、春季及び秋季火災予防運動において、火災予防思想の普及のため市内または管内では次のような啓発活動を実施する。

- ア 防災行政無線、広報誌、消防団による啓発
- イ 消防団による消防演習の実施

(2) 防災・防火管理者講習会の開催

(3) 危険物施設、建築物、危険物車両等の立入検査

(4) 商店街、小学校、保育所、デパート、病院等の消火・避難訓練

第7節 消防計画

1 消防団員の確保	消防本部
2 消防施設の整備	消防本部
3 消防職員、団員等の教育訓練	消防本部、消防団
4 消防思想の普及	消防本部
5 消防計画及びその推進	消防本部

1 消防団員の確保

消防本部は、以下の点に留意し、消防団員の確保を図る。

- (1) 消防団に関する住民意識の高揚
- (2) 処遇の改善
- (3) 消防団の施設・設備の改善
- (4) 女性消防団員の積極的確保、能力活用等
- (5) 機能別団員・分団の採用推進

2 消防施設の整備

消防本部は、火災をはじめとする各種災害から市民の生命、身体、財産を守るため、消防施設整備事業を推進し、消防力の充実・強化を図る。

- (1) 消防ポンプ車等、水利等消防施設の現況の把握
- (2) 消防施設の整備
 - ア 高規格救急自動車の整備
高度・多様化する救急需要に的確に対応するため、高規格救急自動車の整備を行う。
 - イ 消防団の施設・設備
地域における消防力の強化を図るために、老朽化した消防団詰所の改築や、消防ポンプ車の更新を実施する。

3 消防職員、団員等の教育訓練

消防職員及び消防団員等は、県消防学校等において、消防に係る知識・技能の習得及び向上のため、教育訓練を受ける。

4 消防思想の普及

消防本部は、各種の行事を行い消防思想の普及徹底を図る。

- (1) 春秋2回の火災予防運動を実施する。(各1週間)
- (2) 消防大会及び操法大会に参加して、消防職員・団員の士気の高揚を図る。
- (3) 各種講習会等を開催する
- (4) 関係団体と協力して、消防思想の普及及び火災予防の徹底を図る。

5 消防計画及びその推進

消防本部は、次の項目について推進を図る。

- (1) 消防組織の整備強化

- (2) 消防施設整備計画
- (3) 火災等の予警報計画
- (4) 消防職員、団員招集計画
- (5) 出動計画
- (6) 応援部隊受入誘導計画
- (7) 特殊地域の消防計画
- (8) 異常時の消防計画
- (9) その他の消防計画
- (10) 消防訓練計画
- (11) 火災予防計画

第8節 避難行動要支援者等の安全確保のための体制整備

1 在宅要支援者への対応	危機管理課、社会福祉課、障がい福祉課、高齢者福祉課、 <u>介護保険課</u> 、 <u>自立支援課</u> 、 <u>子育て支援課</u> 、健康推進課
2 社会福祉施設における防災対策	社会福祉施設管理者
3 外国人への対応	危機管理課、 <u>オーガニックシティ推進課</u>

1 在宅要支援者への対応

危機管理課、社会福祉課、障がい福祉課、高齢者福祉課、介護保険課、自立支援課、子育て支援課及び健康推進課は、次のような在宅避難行動要支援者対策を行う。

(1) 避難行動要支援者情報の共有

ア 避難行動要支援者の所在把握

市では、県の策定した「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き（平成28年3月改訂）」に基づき「災害時要援護者支援プラン 全体計画（平成22年3月）」を策定し、「要援護者リスト」を整備・更新している。災害対策基本法の一部改定（平成25年6月、第四十九条の十）に定める「避難行動要支援者名簿」については、「要援護者リスト」を準用するものとする。

現在、避難行動要支援者の名簿は、地区の避難所に保管されており、災害発生時の住民の所在確認のために利用することとなっている。今後も、随時名簿の更新を行う。

また、在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している避難行動要支援者に関しても可能な限り把握する。

イ 所在情報の管理

平常時から名簿を提供することに同意を得られた避難行動要支援者について、自治会、自主防災組織、民生・児童委員、市社会福祉協議会、消防団、市消防本部、木更津警察署等の避難支援等関係者に名簿を提供する。

避難行動要支援者の所在情報は個人情報であり、個人情報保護の観点から必要最低限の限られた範囲での利用が求められているため、コンピュータを利用して、データ流出の防止等、情報の適切な管理の基に、常に必要最低限の情報が取り出せるように整備する。特に、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

なお、現在は、把握した要支援者名簿を各避難所に保管しており、災害時における情報の開示時期、どのような機関に対して情報を開示し、どのような協力を得ていくのか、情報開示の内容をどこまでの範囲にするのか、それぞれ定めておく。

(2) 支援体制の整備

自主防災組織の育成及び指導並びに社会福祉施設等への指導を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、自治会や町内会などの地域社会全体で避難行動要支援者を支援するための体制づくりを行う。

なお、体制づくりに当たっては、女性の意見を取り入れる等、支援体制の中に女性を位置づけるものとする。

(3) 個別避難計画の策定

「避難行動要支援者の避難行動に関する取組指針」（内閣府（防災担当）、平成25年8月（令和3年5月改定））に基づき、一人ひとりの避難行動要支援者の具体的な避難支援プランである個別避難計画の策定に努める。

ア 個別避難計画の作成

(ア) 作成に係る方針及び体制等

避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者の同意を得て個別避難計画の作成に努める。

作成に当たっては、地域の実情や避難行動要支援者本人の状況を踏まえ、ハザードマップ上危険な場所に居住する者等、特に優先して作成すべき対象を明確にする。また、避難支援等関係者、避難行動要支援者本人らと打合せて作成することを基本とするが、状況に応じて家族や自主防災組織等が作成する方式も考慮する。

(イ) 個別避難計画の記載事項

個別避難計画には、名簿情報に加えて次の事項を記載する。

A 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先

B 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

C 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(ウ) 個別避難計画のバックアップ

庁舎の被災等を考慮し、個別避難計画のバックアップ体制を築いておく。また、個別避難計画情報の提供に際し、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう適切な措置に努める。

(エ) 市における個別避難計画情報の適正管理

国が策定した『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。

イ 避難支援等関係者への個別避難計画情報の事前提供

避難行動要支援者の同意等を得た上で（条例に特別の定めがある場合を除く。）、避難支援等関係者に平時から個別避難計画を提供、共有する。また、個別避難計画を提供された避難支援等関係者に対し、情報の漏えい防止に必要な措置を講ずる。

ウ 個別避難計画の更新

避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法の変更等を適切に反映するため、適宜、個別避難計画を更新する。

エ 個別避難計画未作成者の支援体制の整備

個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から避難支援等に携わる関係者への必要な情報提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など必要な配慮をする。

オ 地区防災計画との整合

地区防災計画を作成する際は、地区全体の円滑な避難、地区内居住者の個別避難計画との一体的な運用のため、両計画の整合を図り、訓練等に努める。

カ 県との連携

県に個別避難計画等の作成状況を報告し、必要に応じて助言を求める。

(4) 防災設備等の整備

一人暮らしや、寝たきり高齢者・障がい者等の安全を確保するための緊急通報システム及び聴覚障がい者等への災害情報の伝達を確実に行うための文字放送受信装置、電光掲示板等の普及に努める。

また、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。

(5) 避難施設等の整備及び周知

避難行動要支援者に特別な配慮をするための福祉避難所の整備に努め、県の「災害時におけ

第3編 風水害等編

第2章 災害予防計画

る避難所運営の手引き」に基づき、避難行動要支援者が避難生活を送るために必要となる資機材等の避難施設等への配備、避難場所への手話通訳及び介護ボランティア等の派遣ができるよう木更津市社会福祉協議会等との連携など避難行動要支援者に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努めるとともに、平時から要配慮者及びその支援者等に対し積極的な周知に努める。

ア トイレ、車椅子、簡易ベッド等の障がい者・高齢者用備品

イ 児童遊具、ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備

また、避難場所への手話通訳、介護ボランティア等の派遣ができるよう木更津市社会福祉協議会等との連携に努める。

(6) 防災知識の普及、防災訓練の実施

避難行動要支援者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配布する等、広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるよう努める。

(7) 避難指示等の情報伝達

避難行動要支援者について、その状態に応じた情報伝達体制の確立に努めるとともに、発災時には、速やかに巡回等による避難指示等の周知を図る。

(8) 避難計画の作成

避難行動要支援者の避難誘導について、避難順位、避難後の対応、被災した避難行動要支援者等の生活の確保を考慮した避難計画を作成する。なお、職員及び自主防災組織の隊員等による避難確認を行うものとする。

2 社会福祉施設における防災対策

(1) 施設の安全対策

施設管理者は、施設の耐震化等、災害に対する安全性の向上に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧等に必要な非常用の自家発電機等の防災設備の整備に努める。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、消防署の指導などを受け、防火管理者等を中心として防災組織を整え、職員の任務分担、動員網、緊急連絡体制等を明確にしておく。

また、日頃から近隣住民及び自主防災組織等とのつながりを深め、入通所者の実態等に応じた支援・協力が得られるよう体制づくりを行う。

(3) 施設の防災計画の作成

施設管理者は、災害時における業務の内容と従事職員の役割分担を整備し、施設の保全対策や入通所者の避難対策等を明確にした施設の防災計画を作成するものとする。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、職員や入通所者に対し、災害に関する知識や災害時にとるべき行動について、理解や関心を高めるための実践的な教育と防災訓練を定期的に行う。

3 外国人への対応

オーガニックシティ推進課は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人を「避難行動要支援者」と位置づけ、多言語による広報の充実を図るとともに、通訳派遣等に関するボランティア団

体との連携などを行う。また、危機管理課は、オーガニックシティ推進課等と連携し避難場所等の標識の多言語化に努め、外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施に努める。

観光振興課は、災害時における外国人観光客の安全確保を図るため、観光協会との連携強化に努める。

第9節 情報連絡体制の整備

1 市における災害情報通信施設の整備	危機管理課
2 県における災害情報通信施設の整備	千葉県
3 警察における災害通信網の整備	木更津警察署
4 アマチュア無線の活用	危機管理課
5 その他の通信網の整備	危機管理課

1 市における災害情報通信施設の整備

(1) 災害通信網の整備

危機管理課は、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの災害関連情報等の収集や住民等への情報発信を図るため、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、市町村防災行政無線等の多様な通信手段の整備拡充に努めるものとする。特に、災害時に懲り乙するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と市との双方向の情報連絡体制を確保すること等に留意するものとする。

また、上記通信施設や非常用電源を耐震や耐水等を考慮して整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する可能性の低いなど堅固な場所への設置等を図るものとする。

(2) 非常通信体制の強化

危機管理課、県及び防災関係機関は、災害時等に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第74条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、関東地方非常通信協議会の活動等を通じて、非常通信体制の整備充実に努める。

また、緊急を要する通信を確保し、又は優先通信の途絶に対処するため、非常（緊急）電報及び非常通信を活用するよう東日本電信電話株式会社及び各施設管理者の協力を確保しておく。

2 県における災害情報通信施設の整備

県は、防災情報の迅速・確実な受伝達と通信の高度化を図るため、防災行政無線を整備し、運用している。

(1) 無線設備設置機関

県庁と地域振興事務所、土木事務所、農業事務所（一部）、健康福祉センター（保健所）、教育事務所等の県出先機関及び市町村、消防本部、気象官署、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災機関258機関に無線設備を設置している。

(2) 通信回線

ア 地上系通信回線

県庁、地域振興事務所、土木事務所等の県出先機関、市町村及び消防本部、銚子地方気象台の間を光専用線回線又は多重マイクロ無線で結んでいる。

イ 衛星系通信回線

県庁、地域振興事務所、土木事務所、農業事務所（一部）、健康福祉センター（保健所）、教育事務所等の県出先機関、市町村、消防本部、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災機関との間を衛星系通信回線で結んでいる。

ウ 移動系通信回線

県内に整備した10箇所の基地局を通じて、県庁と県内全エリア内の移動局との通信が可能な全県移動系回線を整備し運用している。

(3) 通信機能の概要

ア 個別通信機能

防災無線設備設置機関は、相互に一般加入電話が輻輳した場合でも利用可能な専用回線による電話、ファクシミリ、データ伝送による通信が行える。また、消防庁や地域衛星通信ネットワークを整備した他都道府県等とも同様に、相互に通信が可能である。

イ 一斉通報機能

県庁からネットワークを構成する全機関には、ファクシミリ、音声及びデータ伝送による一斉通報が行える。

ウ 映像伝送機能

県庁及び衛星通信車から衛星系通信回線を利用して、衛星系通信回線による無線設備を設置した県内の機関及び地域衛星通信ネットワークを整備した他都道府県に対し災害現場の映像等を伝送することができる。

(4) 災害時等に対する設備対策

ア 回線帯域制御機能

発災時等における通信の輻輳に対処するため、地上系光ファイバー回線に回線帯域制御機能を備えており、重要な通信を優先して伝送することができる。

イ 機器監視制御

県庁防災行政無線統制室において、全局の運用状態を常時コンピュータで集中監視・制御している。

ウ 通信回線の2ルート化

県庁と土木事務所等の県出先機関、市町村及び消防本部等の間は、衛星系通信回線と地上系通信回線により通信回線を2ルート化しており、情報伝達の確実性を図っている。

エ 予備電源の配備

停電に備えて、全局に予備電源装置（発動発電機、無停電電源装置、直流電源装置等）を配備している。また、県庁においては、浸水被害発生時にも有効に稼働するよう電源装置の移設を行う。

オ 衛星通信車（ちば衛星号）の配備

衛星系通信回線を利用した映像送信機能のほか、電話、ファクシミリによる個別通信機能を有した衛星通信車を配備しており、災害現場における情報収集や通信機能が停止した機関の代替無線局として活用できる。

カ 可搬型地球局の配備

災害現場や通信設備が停止した機関に搬送して、衛星系通信回線による電話及びファクシミリによる通信ができる可搬型地球局を県庁、地域振興事務所及び県防災センターに配備している。

キ その他の設備の配備

災害発生時、既設通信回線が使用できなくなった場合の代替手段として、災害対策本部の支部となる地域振興事務所等に衛星携帯電話等を配備する。

ク 通信訓練の実施

県防災行政無線が設置されている機関において、機器等の熟知及び災害発生時における円滑な操作を図るため、定期的に通信訓練を実施する。

(5) 運用体制

ア 県防災行政無線統制室は、災害時における迅速、的確な情報の受伝達と全局の機器の運用状態の監視・制御のため、職員等による24時間体制をとっている。

イ 県は通信機器等を、大雨等による水害に対処できるよう地域の状況を勘案のうえ設置し、また、災害時の通信確保を図るため通信運用マニュアル等を作成し、各局を指導している。

第3編 風水害等編
第2章 災害予防計画

(6) 機器の保守体制

県は通信機器の定期的な保守点検を行い、性能の維持及び障害の未然防止を図っている。
なお、機器に障害が発生した場合は、速やかに復旧処理にあたる体制をとっている。

3 警察における災害通信網の整備

- (1) 警察災害通信施設は、災害の発生に備え、又は災害発生時における、災害救助、災害復旧等に使用することを考慮して整備されている。
- (2) 市長は、災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定により警察通信施設を使用できる。

4 アマチュア無線の活用

アマチュア無線による通信は、災害時に一般加入電話等が使用できない場合の代替通信手段として効果があることから、危機管理課は、ボランティアによるものであることを配慮の上、必要に応じて、アマチュア無線関係団体に災害情報の収集伝達について協力を要請する。

このため、危機管理課とアマチュア無線関係団体は共同して非常通信訓練を行うなど、平常時から連携強化に努める。

5 その他の通信網の整備

危機管理課は、CATV、コミュニティFM、インターネット等多様な通信メディアの活用について検討し、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

第10節 備蓄・物流計画

1 食料・生活必需品等の供給体制の整備	危機管理課、県
2 医薬品及び応急医療資機材等の整備	健康推進課
3 水防用資機材の整備	土木課
4 燃料対策	管財課

1 食料・生活必需品等の供給体制の整備

危機管理課は、災害に備えて食料、飲料水、日用品、燃料類、工具等資器材を備蓄し、備蓄目標の達成を図る。特に、備蓄物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置等を勘案した分散備蓄にも配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど体制の整備に努める。

また、災害が発生した場合、災害応急対策、災害復旧に使用できるよう、常時点検・整備を実施するとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

県は、市町村の備蓄を補完し、災害応急活動を円滑に実施するため、中央防災センターほか県下10箇所及び県内10市町村に分散して備蓄している。危機管理課は、千葉県防災情報システムの中の「物資管理情報システム」により備蓄情報を共有化し、県の備蓄等の活用を図る。

(1) 備蓄意識の高揚

危機管理課は、家庭や事業所等における「最低3日、推奨1週間」の食料や飲料水、生活必需品を備蓄することについて品目や量、普段使用しているものを災害時にも使用する方法など、市民の備蓄の考え方やノウハウの普及啓発を推進するとともに、自主防災組織等への炊き出し用機材や救助用機材などの整備を促進する。

(2) 備蓄・調達体制の整備

市における備蓄及び調達は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであるが、危機管理課は、基礎的な地方公共団体として一義的に被災者への食料・生活必需品等の供給を行う責務を有していることから、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄・調達体制の整備に努める。

- ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・生活必需品などの物資や避難所運営に必要な資機材等（感染症対策を含む。）を中心とした備蓄に努める。なお、備蓄物資の選定に際しては、地域特性や要配慮者・女性・子供（特に乳幼児）の避難生活等に配慮する。
- イ 被災者に物資を迅速に提供するため、避難所への分散備蓄の推進や輸送体制の構築などに努める。
- ウ 消費期限が短いなどの備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努めるものとし、関係事業者等との協定締結の推進に努める。

(3) 市及び県における災害時の物流体制の整備

民間からの調達や国や他都道府県からの支援により供給される大量の物資を迅速に目的地へ届けるためには、円滑な物流体制を構築することが重要であり、危機管理課及び県は、平時から体制整備に努めるものとする。

ア 県における物流体制

県は、市の要請等に基づき、又は災害の状況に応じ要請を待たずに、備蓄、民間からの調達又は国や他都道府県への要請等により必要な物資を確保し、市の指定する拠点まで物資を輸送

第3編 風水害等編

第2章 災害予防計画

する役割を果たす必要がある。大量の支援物資等の受入れ、在庫管理及び払出しを円滑に行い、かつ迅速に目的地へ輸送するため、物資の集積拠点としての物流倉庫や、輸送車両・機材・ノウハウの提供等について、倉庫業界・トラック業界などの民間物流事業者の協力を受けるなど、官民連携による物流体制を構築するものとする。

イ 市における物流体制

市は、指定した拠点へ搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給する役割を果たす必要がある。そのため、平時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、民間物流事業者、NPO、住民団体等と連携するなどの体制整備に努める。

また、危機管理課は、選定した集積拠点を県に報告するものとする。

なお、物資の集積拠点を選定するに当たっては、公的な施設のみならず、民間物流事業者の管理する物流倉庫も検討する。

2 医薬品及び応急医療資機材等の整備

(1) 災害用医薬品等の確保体制の整備

健康推進課は、初動救護活動に必要な医薬品・医療用資機材を君津健康福祉センター・君津木更津医師会等と連携して供給の調整に努める。

(2) 応急医療資機材の備蓄

大規模災害発生時の円滑な医療救護活動の実施を図るため医療救護活動に必要な応急医療資機材を健康福祉センター等に整備しており、健康推進課は県と連携し、平時から体制整備に努める。

3 水防用資機材の整備

土木課は、木更津市水防計画に基づき、水防活動に必要となる資機材を土木課倉庫等への整備・備蓄を推進する。

4 燃料対策

管財課は、緊急車両への優先給油や災害対策施設（災害対策本部、避難所、病院等）への燃料供給を円滑に行うため、LPガス協会及び千葉県石油商業協同組合との災害協定に基づき、実施体制を整備する。

第11節 防災施設の整備

1 防災拠点の整備	危機管理課
2 緊急輸送の環境整備	危機管理課
3 避難施設の整備	危機管理課、教育部、管理用地課、土木課、市街地整備課、都市政策課

1 防災拠点の整備

危機管理課は、災害時に地域における災害活動の拠点となるように非常時の業務遂行上、最低限必要な電源設備の整備、ならびに災害用備蓄倉庫、耐震性貯水槽等で構成される拠点の整備に努める。

2 緊急輸送の環境整備

危機管理課は、道路・橋梁等の災害により、車両による輸送が不可能になった場合に備えて、ヘリコプターの離発着が可能な場所の選定を行い、必要な整備を進めるとともに、地域の実情を踏まえ、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておくものとする。

3 避難施設の整備

危機管理課は、災害対策基本法、内閣府の「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」及び「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」、県の「災害時における避難所運営の手引き」により指定緊急避難場所及び指定避難所を指定、整備する。

また、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等へ周知徹底する。

その他、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

■避難場所等の役割

指定緊急避難場所	指定緊急避難場所は、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものとし、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周囲等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのない場所とする。 なお、津波が発生、又は発生するおそれがある場合に使用する施設については、想定される津波の水位以上の高さに避難スペースがあり、避難上有効な階段その他の避難経路を有するものを指定する。
指定避難所	指定避難所は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れることが可能な構造又は設備を有し、災害による影響が比較的少なく、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定避難所として指定し、住民への周知徹底を図る。

(1) 指定避難所の整備

教育部及び避難所に指定された施設管理者は、避難所に指定した建物については、県の「災害時における避難所運営の手引き」により、次のような設備を整備する。

ア 施設の選定にあたっては、耐震性、耐火性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、対象地域の被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものの指定に努める。また、平時から指定避難所の所在地、収容人数等を住民に周知するほか、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知する手段の整備に努める。

第3編 風水害等編

第2章 災害予防計画

- イ 避難所に指定した建物については、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明など避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
- ウ 上記イの設備を稼働させるために必要な電源や燃料の確保を図る。また、その際、エネルギーの多様化に努める。
- エ 避難所における救護所の施設整備に努める。
- オ 避難所における公衆無線LAN等の整備に努める。
- カ 避難所に要配慮者の入所できる福祉避難室用のスペースの確保について考慮するものとする。
- キ 避難所に食料（アレルギー対応食品等を含む）、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、簡易ベッド、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、LPガス等の非常用燃料の確保に努める。
- ク 避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、要配慮者に配慮した資機材等の整備及び生活相談職員（おおむね10人の要配慮者に1人）等の配置等に努める。
- ケ 福祉避難所を指定する際は受入れ対象者を特定して公示し、平時からその周知に努める。また、個別避難計画の作成等の際に、福祉避難所に受け入れる避難行動要支援者を調整し、避難行動要支援者が福祉避難所へ直接避難できる体制の整備に努める。
- コ 間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。
- サ 指定避難所の運営管理のためマニュアルの作成、訓練等を通じて、必要な知識等の普及に努める。この際、住民等に対しては、住民等が主体的に避難所を運営する体制、熱中症の予防、対処法等の普及啓発に努める。
- ス 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、事前に教育委員会等関係部局や地域住民等関係者との調整に努める。
- セ 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者及び関係部局との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

（2）避難施設管理体制の整備

危機管理課は、避難を実施するにあたり、平日休日の別、昼夜間を問わず、施設が即時に利用可能であることが重要である。そのため危機管理課は、門、建物の鍵等の管理体制を施設・市・地域代表の間で明らかにし、緊急時の対応策を検討する。また、「災害時における避難所運営の手引き」を参考とし、施設・市・地域代表との避難所の運営について検討し、避難所ごとに運営マニュアルの整備を図る。

（3）避難路の整備

管理用地課、土木課、市街地整備課、都市政策課は、災害時において住民が安全に避難できるよう道路網の整備に努めるとともに、安全性の点検及び安全対策の促進に努める。

（4）指定緊急避難場所の周知

危機管理課は、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。なお、住民への周知は、次の方法を検討する。

- ア 「広報きさらづ」に掲載する。
- イ 防災訓練や自主防災組織の訓練等において、周知を図る。

ウ 避難場所付近に避難場所の名称、方向等を示した誘導標識を設置する。

(5) 誘導標識の設置

危機管理課は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとする。

※資料編3－1 避難場所等一覧

第12節 帰宅困難者等対策

1 一斉帰宅の抑制	危機管理課
2 情報連絡体制の整備	危機管理課
3 帰宅困難者等への情報提供	危機管理課
4 大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組み	施設管理者、東日本旅客鉄道(株)

1 一斉帰宅の抑制

被害状況や公共交通機関の復旧見通し、家族などの安否等が確認できないことにより心理的な動揺が発生し、職場や外出先などから居住地に向け一斉に帰宅行動を開始することが予想される。

台風等の暴風雨が続いている場合は、移動行動そのもの困難な状況が想定されることから、鉄道の駅舎等に大量の帰宅困難者等が滞留する可能性がある。

帰宅困難者等対策においては、まず、帰宅困難者等の発生を抑制することが重要であり、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底が不可欠である。危機管理課は、この基本原則を実効性のあるものとするため、具体的な取組を実施していく。

2 情報連絡体制の整備

台風等の暴風雨が続いている場合は、移動行動そのもの困難な状況が想定されることから、鉄道の駅舎等に大量の帰宅困難者等が滞留する可能性がある。

台風等、ある程度の予測が可能な風水害の場合には、的確な気象情報の収集等により早めに行動するなど、帰宅困難となる状況を回避することが可能である。また、暴風雨が続いている状況下では、屋外での行動が制約されることから、交通機関などの関係機関との情報連絡体制の確立が重要である。

このため、主に地震災害を想定した対策を検討・実施している千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会などの、関係機関における情報収集連絡体制を整備していく。

3 帰宅困難者等への情報提供

企業、学校など関係機関において従業員や児童・生徒等を待機させる判断をすることや、個人が望ましい行動を取るためには、気象情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を適切なタイミングで提供することが必要である。

このため、危機管理課は、気象情報や地域の被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報提供を図るとともに、エリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、防災ポータルサイト、SNSなどの情報発信手段についても検討していく。

4 大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組み

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、平常時から利用者の保護に係る方針を定めるとともに、風水害等により交通機関が一定期間機能停止した場合における施設内待機に係る案内や安全な場所への誘導手順についてもあらかじめ検討しておくよう努める。

第13節 防災体制の整備

1 防災組織の整備	危機管理課、社会福祉課、障がい福祉課、高齢者福祉課、自立支援課、各部・各課等、防災関係機関、社会福祉施設管理者
2 協定締結の推進	危機管理課、協定運用担当課
3 ボランティア活動の環境整備	危機管理課、社会福祉課
4 応急医療体制の整備	健康推進課
5 給水体制の整備	危機管理課、かずさ水道広域連合企業団
6 業務継続計画の推進	危機管理課、各部・各課等

1 防災組織の整備

(1) 木更津市

各部等の各課等は、災害発生時の応急対策を迅速かつ的確に行えるように、対策の内容、手順等について関係する庁内各部、関係機関等と協議、調整を行い、マニュアル等の作成を行う。また、市職員は、地域防災計画、マニュアル等について理解し、配備基準、参集場所、自らの役割を確認する。

(2) 防災関係機関

防災関係機関は、各防災関係機関との緊密な連携のもとに、災害対策を的確かつ効果的に実施できるよう必要な組織を整備し、その改善に努める。

(3) 自主防災組織

ア 自主防災組織の結成促進

危機管理課は、災害発生による被害の防止及び軽減を図るため、町内会を単位とする自主防災組織の結成を促進する。

イ 自主防災組織の育成

危機管理課は、自主防災組織が十分な能力を発揮できるよう防災知識の普及、自主防災組織の訓練への指導・助言、中核リーダーを対象とした研修会への参加促進を行う。特に、日頃から地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験・能力を活用する。

また、木更津市自主防災資器材交付要領に基づいて、新規の自主防災会組織に資器材の交付を行う。

ウ 避難行動要支援者の支援体制の充実

危機管理課、社会福祉課、障がい福祉課、高齢者福祉課、自立支援課は、災害時において、高齢者、障がい者等の地域の避難行動要支援者に対する情報の伝達や避難支援が円滑に行われるよう「避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針」に基づき、自主防災組織等住民の連携による支援体制の充実を図る。

2 協定締結の推進

(1) 災害時応援協定の締結

災害時に協力を要請する各種団体等と災害時の労務・技術・車両・資機器材の提供協力について、具体的に協議し、協定の見直し・締結を図る。検討すべき事項としては、災害時の連絡体制、活動体制、運用資機材の確保等があげられる。

なお、災害時応援協定は、協定に係る業務を所管する課（以下「協定運用担当課」という。）が締結を行う。

第3編 風水害等編
第2章 災害予防計画

(2) 災害時物資供給協定の締結

協定運用担当課は、あらかじめ関係団体・企業等と協議し、在庫の優先的供給を受ける等協力業務の内容、協力方法等について、協定の締結促進に努める。

また、災害時に積極的な協力が得られるよう、平常時からのコミュニケーションの強化に努める。

3 ボランティア活動の環境整備

(1) 受け入れ体制等の整備

社会福祉課は、災害時のボランティアの受け入れや活動の調整及び運営が円滑に行われるよう木更津市社会福祉協議会等の関係団体と協議して必要な環境整備を行う。

迅速なボランティアの受け入れ、活動の調整が機能するよう事前に市内ボランティア組織などへ協力を要請する。

(2) ボランティア意識の啓発

危機管理課は、社会福祉課と連携して、毎年1月17日の「防災とボランティアの日」及び1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」を中心に実施する講演会やシンポジウムなどの諸行事を通じ、ボランティア意識の啓発を図る。

また、毎年9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に実施する防災訓練等に住民とボランティア団体等の参加を求めることにより、ボランティア活動に対する啓発と連携を強化する。

(3) ボランティアリーダーの養成

危機管理課、社会福祉課は、県、日本赤十字社千葉県支部等が開催する研修会や講習会への参加を促し、ボランティアリーダーやコーディネーターの養成を進める。

4 応急医療体制の整備

健康推進課は、災害時に傷病者に対する医療救護が傷病の程度に応じて実施されるよう千葉県、君津木更津医師会その他の関係機関等に協力を求め、必要な体制整備を図る。特に、市域の発展、病院・医院の開設状況に応じて、応急医療が実施できるよう継続的に体制整備に努める。

5 給水体制の整備

(1) 給水資器材の整備

危機管理課は、かずさ水道広域連合企業団と連携し、被災者への円滑な給水活動が行えるよう、給水用資器材の整備・充実を図る。特に給水車、タンク車から被災者へ給水する場合には、ポリタンク、ビニールバケツ等が必要であるため、応援団体の協力を得て調達する。

(2) 貯水槽、災害用井戸の整備

危機管理課は、給水施設等が破損し、応急復旧対策が完了するまでの間、被災者に飲料水を供給するために、飲料水兼用耐震性貯水槽及び災害用井戸を整備する。

(3) 協力体制の整備

危機管理課は、住民・自治会等役員・消防団等に対して、災害発生時の給水体制を構築するため、貯水及び給水に関する広報を徹底し、災害時給水活動の中心的な担い手となるよう働きかける。

また、かずさ水道広域連合企業団は、県内水道事業体、水道用水供給事業体及び管工事業協同組合との協力体制を維持し、災害時応急給水への備えとする。

6 業務継続計画の推進

危機管理課及び各部・各課等は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の見直し等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特徴等を踏まえつつ、必要な資源の継続的確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証を踏まえた改訂などを行うものとする。

※資料編1－5 木更津市自主防災資器材交付要領

※資料編2 災害協定書・覚書等一覧表

※資料編4－1 災害備蓄倉庫一覧

※資料編4－2 災害用備品等備蓄状況

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害対策本部活動

1 災害対策本部	各部・班
2 職員の動員・配備	各部・班
3 初動体制	各部・班
4 災害救助法の適用手続き等	本部班

1 災害対策本部

(1) 災害対策本部の設置及び廃止

市長は、応急対策を実施するため、次の基準により災害対策本部を設置する。

なお、災害の危険がなくなったとき、又は、災害発生後における措置がおおむね終了したときは、災害対策本部を廃止する。

■災害対策本部設置基準

- | |
|--|
| ①河川水位が氾濫注意水位以上に達したとき
②土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害発生の危険性が高まったとき
③住民の生命・身体に危害を及ぼす災害が発生したとき
④甚大な災害が発生すると予測されるとき
⑤その他、市長が必要と認めたとき |
|--|

(2) 関係機関への通知

災害対策本部を設置又は廃止した場合は、本部班は、直ちに、電話その他適当な方法により下記に通知する。なお、設置の場合は、必要に応じ各機関に対し本部連絡員の派遣を要請する。

■関係機関への通知先

①防災会議委員	②隣接市の長	③警察署長
④その他防災関係機関	⑤県知事	⑥報道機関

(3) 本部設置時の措置

本部班は、災害対策本部を設置するときは、次の措置を行う。

- ア 庁内放送、電話等により、市職員に周知し徹底を図る。
- イ 市役所駅前庁舎 8 階防災室・会議室に本部を設置する。周辺の状況により市庁舎の使用に不都合が生じる状態となったときは、真舟小学校に設置する。
- ウ 本部に必要な機器、書類・文具等の物品を用意する。

(4) 組織

災害対策本部の組織及び組織の運営は、「木更津市災害対策本部条例」及び「木更津市災害対策本部組織運営規程」の定めるところによる。

なお、組織の概要を以下に示す。

- ア 市長を災害対策本部長（以下「本部長」という。）とする。
- イ 副市長を災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）とする。
- ウ 本部長付は、教育長をもって充てる。
- エ 本部に本部会議を置く。本部会議の構成員は、次のとおりとする。
 - (ア) 本部長
 - (イ) 副本部長

(ウ) 本部長付

(エ) 各部長（市役所・教育委員会の各部の部長、議会事務局長、消防長）

(オ) 本部長が指名する者

オ 本部会議に応急対策を実施するうえで必要と認められる時は、専門会議を置く。

カ 本部に部、本部事務局、連絡所をおき、部に班をおく。

キ 各部に連絡員を置く。

(5) 指揮

災害対策本部の設置及び指揮は、本部長（市長）の権限により行われるが、本部長（市長）の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任したものとする。

■災害対策本部の指揮権限の委任

第1位	副市長	第2位	教育長	第3位	総務部長

(6) 現地災害対策本部の設置

本部長（市長）は、応急対策を実施するうえで必要と認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

ア 組織編成

(ア) 現地災害対策本部長は、副本部長、本部員及びその他の職員のうちから本部長が指名するものをもって充てる。

(イ) 現地本部員は、現地本部長と各部長と協議の上、指名するものをもって充てる。

イ 所掌事務

(ア) 本部長の指示による応急対策の実施

(イ) 被害状況、復旧状況の情報伝達

(ウ) 関係機関との連絡調整

(エ) 各種相談業務の実施

(オ) その他緊急を要する応急対策の実施

ウ 設置場所

現地本部の設置場所は、災害現地又は市の施設とする。

(7) 事務分掌

本部の事務分掌は、「木更津市災害対策本部条例」及び「木更津市災害対策本部組織運営規程」の定めるところによる。

(8) 災害対策本部の機能強化

ア 全般

各種災害発生時に災害対策本部が組織的かつ効果的に機能発揮できるよう、災害対策本部の組織の継続的な見直しや体制の強化、施設・設備の強化、様々な場面を想定した災害対策本部運営訓練等の各種の訓練を実施すること等により、災害対策本部の継続的な強化を図る。

イ 情報収集・発信体制の強化

被害情報及び応急対策活動等に関する各種情報を収集し、迅速かつ正確な情報を市民に発信するため、情報収集・発信体制の継続的な強化を図る。また、関係機関に対し、各機関のヘリコプター等による情報収集を要請する等、幅広い手段による情報収集に努める。

ウ 避難所運営機能の強化

災害対策本部に避難所運営等支援班を設置し、各避難所の避難者数、要支援者等の状況及び支援物資のニーズの把握や感染症対策等を実施し、避難所運営体制を継続的に強化する。

第3編 風水害等編
第3章 災害応急対策計画

エ 災害対策本部施設・設備の強化

円滑な災害対策本部活動を行うため、災害対策本部活動の拠点となる市庁舎の継続的な機能強化を図るとともに、迅速かつ正確な情報の収集及び発信等のための情報システム等について継続的に強化する。

オ 職員の応援及び受援体制の強化

災害時において、応援職員の要請及び派遣を迅速かつ効果的に実施するため、災害対策本部に応援職員支援班を設置し、災害対策本部各部の業務の集中状況や人員の不足状況等の把握、県や他自治体との応援職員派遣の調整等を行い、災害対策本部機能の維持・促進を図る。

カ 合同調整所の設置

市又は県は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、合同調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図る。

キ 災害対策本部運営訓練の充実

災害に際し、災害対策本部を真に効率的・効果的に機能させるため、年間を通じて実地的な災害対策本部運営訓練（電源及び連絡手段喪失を前提とした訓練等）を行い、市職員の能力向上を図るとともに、関係機関等との連携についても強化を図る。

木更津市災害対策本部組織図

本部長	市 長
副本部長	副市長
本部長付	教育長

部等名	班名	班員（構成する課の職員）
市長公室部	秘書班	秘書課
	経営改革班	経営改革課・公共施設マネジメント課
	シティプロモーション班	シティプロモーション課
	被害調査班	市長公室長が指名する職員
総務部	本部班	危機管理課、総務課
	職員班	職員課
	管財班	管財課
	資産管理班	資産管理課
	被害調査班	総務部長が指名する職員
企画部	企画班	企画課、地域政策課、 <u>オーガニックシティ推進課</u>
	被害調査班	企画部長が指名する職員
財務部	財政班	財政課
	市民税班	市民税課
	資産税班	資産税課
	収税対策班	収税対策室
	会計班	会計室
	被害調査班	財務部長が指名する職員
市民部	市民班	市民課
	保険年金班	保険年金課
	市民活動支援班	市民活動支援課
	被害調査班	市民部長が指名する職員

第3編 風水害等編
第3章 災害応急対策計画

部等名	班名	班員（構成する課の職員）
健康こども部	子育て支援班	子育て支援課
	こども保育班	こども保育課
	健康推進班	健康推進課
	スポーツ振興班	スポーツ振興課
	被害調査班	健康こども部長が指名する職員
福祉部	社会福祉班	社会福祉課、自立支援課
	障がい福祉班	障がい福祉課
	高齢者福祉班	高齢者福祉課、介護保険課
	被害調査班	福祉部長が指名する職員
環境部	環境衛生班	環境政策課、生活衛生課
	廃棄物対策班	まち美化推進課、火葬場建設課
	被害調査班	環境部長が指名する職員
経済部	農林水産班	農林水産課
	産業振興班	産業振興課、観光振興課
	市場班	地方卸売市場
都市整備部	都市政策班	都市政策課
	市街地整備班	市街地整備課
	建築指導班	建築指導課
	住宅班	住宅課
	下水道推進班	下水道推進室
	管理用地班	管理用地課
	土木班	土木課
教育部	教育総務班	教育総務課
	学校教育班	学校教育課、学校給食課、学校給食センター、まなび支援センター
	生涯学習班	生涯学習課、文化課、図書館、郷土博物館金のすず
	公民館班	公民館
	被害調査班	教育長が指名する職員
特命部	特命班	議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局
	被害調査班	特命部長が指名する職員
消防部	消防長の定めるところによる	
富来田連絡所	総務班	富来田出張所
	被害調査班	富来田出張所参集職員
鎌足連絡所		鎌足出張所
金田連絡所		金田出張所
中郷連絡所		中郷出張所
調整部	避難所運営等支援班	災害対策本部長が指名する職員
	応援職員支援班	災害対策本部長が指名する職員
	避難所開設班	災害対策本部長が指名する職員

※「班員」の欄に最も左に記載した課(局)の課長(局長)を班長とし、被害調査班は部長が班長を兼務する。

第3編 風水害等編
第3章 災害応急対策計画

災害対策本部の組織・事務分掌

部	班 ●各部の主管班 ▲地区別の 対策班	実施時期				所掌事務
		警 戒 期	初 動 期	避 難 生 活 期	生 活 再 建 期	
市長 公室 部	秘書班					本部長及び副本部長の秘書に関すること。 災害見舞及び視察者に関すること。
	経営改革班●					部内他班の協力及び調整に関すること。
						部内の連絡調整に関すること。
						部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、本部班への報告（連絡員の派遣等）に関すること。
	シティプロモーション班					災害情報の収集伝達、災害記録(写真を含む。)の総括に関すること。
						避難指示等の伝達に関すること。
						帰宅困難者への情報提供に関すること。
						報道機関との連絡に関すること。
	被害調査班▲					大久保、八幡台、羽鳥野、上烏田、中烏田及び下烏田の被害状況の把握に関すること。
						担当地区の道路、橋梁等公共施設被害状況の本部班及び関係部への通報に関すること。
総務 部	本部班●					災害危険情報等の収集、非常配備、本部の設置、避難指示等の判断に関すること。
						被害状況、応急対策実施状況の総括に関すること。
						災害救助法に関する各種情報及び被災者台帳の総括に関すること。
						市民会館の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。
						職員の動員及び配置調整に関すること。(消防部を除く。)
						各部との連絡調整に関すること。
						本部会議に関すること。
						県本部等への報告及び連絡に関すること。
						自衛隊の災害派遣に関すること。
						防災会議委員、関係官庁及び近接市との連絡等に関すること。
						部内の連絡調整に関すること。
						部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめに関すること。
	職員班					職員の安否、勤務状況等の把握確認に関すること。
						職員の給与及び食料、飲料水等の供給、公務災害補償に関すること。
						応援職員の受け入れ及び食料、飲料水等の供給に関すること。
	資産管理班					災害拠点として使用する市有施設の応急処置に関すること。
						建築業者との連絡調整に関すること。
						被災住家の応急修理及び住居障害物の除去に関すること。
						応急仮設住宅の建設に関すること。
						教育施設の被害状況の調査、被災施設の応急復旧に関すること。
						市有財産の被害状況の把握に関すること。
	管財班					市庁舎関係の被害の状況及び応急復旧（電話、電気、トイレ等のライフライン）並びに市庁舎の警備に関すること。
						庁用車両の管理及び配車計画、その他車両等の確保並びに緊急通行車両の手続きに関すること。
						燃料の確保に関すること。

第3編 風水害等編
第3章 災害応急対策計画

部	班 ●各部の主管班 ▲地区別の 対策班	実施時期				所掌事務
		警 戒 期	初 動 期	避 難 生 活 期	生 活 再 建 期	
	被害調査班▲					岩根、高砂、本郷、高柳、若葉町、中島、瓜倉、畔戸、牛込、中野、北浜町、金田東、潮見、築地、木材港、潮浜及び新港の被害状況の把握に關すること。 <u>担当地区の道路、橋梁等公共施設被害状況の關係部等への通報に關すること。</u>
企画部	企画班●					災害情報の収集伝達に關すること。
						外国人対策に關すること。
						<u>部内の連絡調整に關すること。</u>
						<u>部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、本部班への報告（連絡員の派遣等）に關すること。</u>
	被害調査班▲					太田、東太田、長須賀、永井作、祇園、清見台、清見台東及び清見台南の被害状況の把握に關すること。
						<u>担当地区の道路、橋梁等公共施設被害状況の本部班及び關係部等への通報に關すること。</u>
財務部	財政班●					災害關係予算その他財政に關すること。
						<u>部内の連絡調整に關すること。</u>
						<u>部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、本部班への報告（連絡員の派遣等）に關すること。</u>
	市民税班					市民税課の所管に係る税の減免及び相談に關すること。
						り災証明書の発行に關すること。
	資産税班					資産税課の所管に係る税の減免及び相談に關すること。
						り災証明に係る住家の被害調査に關すること。
	収税対策班					税の徴収猶予及び相談に關すること。
						り災証明に係る住家の被害調査に關すること。
	會計班					経費物品の出納に關すること。
						義援金の受付及び保管に關すること。
	被害調査班▲					菅生、清川、椿、犬成、中尾、伊豆島、ほたる野、笹子、日の出町、文京、幸町、桜町、請西、請西東、請西南、真舟及び千束台の被害状況の把握に關すること。
						<u>担当地区の道路、橋梁等公共施設被害状況の本部班及び關係部等への通報に關すること。</u>
	市民部	市民班●				
						救援物資の募集、受け付けに關すること。
						<u>部内の連絡調整に關すること。</u>
						<u>部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、本部班への報告（連絡員の派遣等）に關すること。</u>
保険年金班						生活物資の避難所への搬送に關すること。
						救援物資の物資集積所での受け入れ、仕分け及び避難所への搬送に關すること。
市民活動支援班						交通状況の確認調査、交通關係についての警察との連絡・調整、住民への周知に關すること。
						被災者相談窓口開設及び運営に關すること。
	被害調査班▲					中里、江川、西岩根、久津間及び万石の被害状況の把握に關すること。

第3編 風水害等編
第3章 災害応急対策計画

部	班 ●各部の主管班 ▲地区別の 対策班	実施時期				所掌事務
		警 戒 期	初 動 期	避 難 生 活 期	生 活 再 建 期	
健康 こども 部						担当地区の道路、橋梁等公共施設被害状況の本部班及び関係部等への通報に関すること。
	子育て支援班●					児童福祉施設のうち児童養護施設、児童家庭支援センター、母子生活支援施設等の被害調査に関すること。
						要配慮者（妊産婦、乳幼児）の避難支援に関すること。
						福祉避難所（母子福祉避難所）の運営等に関すること。
						部内の連絡調整に関すること。
						部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、本部班への報告（連絡員の派遣等）に関すること。
	こども保育班					応急保育に関すること。
						福祉避難所（母子福祉避難所）の運営等に関すること。
						児童福祉施設のうち保育所、認定こども園、児童厚生施設並びに子育て支援センター、放課後児童クラブの被害調査に関すること。
	健康推進班					要配慮者（妊産婦、乳幼児）の避難支援に関すること。
						医療救護（救護所の設置、医薬品等の確保、県への救護班派遣の依頼等）に関すること。
						被災者の健康管理、防疫に関すること。
						医療機関（医師会、歯科医師会、薬剤師会）との連絡調整に関すること。
	スポーツ振興班					市民体育館に避難所、物資集積所等が設置された場合の運用支援に関すること。
	被害調査班▲					畑沢、畑沢南、港南台及び小浜の被害状況の把握に関すること。
						担当地区の道路、橋梁等公共施設被害状況の本部班及び関係部等への通報に関すること。
福祉 部	社会福祉班●					災害弔慰金・見舞金等の支給、被災者生活再建支援金等に関すること。
						遺体の処理に関すること。
						日赤千葉県支部、地元奉仕団及び災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること。
						福祉避難所の開設及び運営の総括に関すること。
						部内の社会福祉施設等関係の被害記録に関すること。（部門被害）
						部内の連絡調整に関すること。
						部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、本部班への報告（連絡員の派遣等）に関すること。
	障がい福祉班					障がい者の避難支援及び厚生援護に関すること。
						福祉避難所の運営等に関すること。
						児童福祉施設のうち児童発達支援センター等の被害調査に関すること。
	高齢者福祉班					要介護高齢者の避難支援及び厚生援護並びに市内老人福祉施設との受入れ調整に関すること。
						福祉避難所の運営等に関すること。
	被害調査班▲					矢那、草敷及びかずさ鎌足の被害状況の把握に関すること。
						担当地区の道路、橋梁等公共施設被害状況の本部班及び関係部等への通報に関すること。

部	班 ●各部の主管班 ▲地区別の 対策班	実施時期				所掌事務
		警 戒 期	初 動 期	避 難 生 活 期	生 活 再 建 期	
環 境 部	環境衛生班●					環境衛生施設、大気汚染測定局及び航空機騒音システムの被害状況及び応急復旧に関すること。
						防疫（消毒等）に関すること。
						動物対策に関すること。
						大気汚染、異常水質、異臭等の調査把握及び対策に関すること。
						部内の連絡調整に関すること。
						部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、本部班への報告（連絡員の派遣等）に関すること。
	廃棄物対策班					ごみ処理施設及びし尿処理施設の被害記録（部門被害）、状況の調査及び応急復旧に関すること。
						被災地の災害廃棄物等の収集及び処理に関すること。
						仮設トイレの調達及びし尿収集処理に関すること。
	被害調査班▲					新田、富士見、中央、新宿、吾妻及び貝渕の被害状況の把握に関すること。
						担当地区の道路、橋梁等公共施設被害状況の本部班及び関係部等への通報に関すること。
経 済 部	農林水産班●					災害危険区域（山腹崩壊危険区域）の警戒巡視に関すること。
						農林業用施設、農地、農林産物、畜産、水産物、水産施設及び漁港施設等の被害記録（部門被害）、被害状況調査及び応急復旧並びに各農業団体及び各水産業団体との連絡に関すること。
						部内の連絡調整に関すること。
						部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、本部班への報告（連絡員の派遣等）に関すること。
	産業振興班					商工業者の被害状況の調査及び融資並びに商工施設関係の被害記録に関すること。（部門被害）
						観光施設の被害状況の調査及び対策に関すること。
						港湾に関すること。
	市場班					市場施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。
都 市 整 備 部	都市政策班●					災害危険区域（宅地造成工事規制区域内）の警戒巡視に関すること。
						被災宅地の危険度判定に関すること。
						部内の連絡調整に関すること。
						部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、本部班への報告（連絡員の派遣等）に関すること。
	市街地整備班					金田土地区画整理事業関係機関との連絡、被害状況の調査に関すること。
						市管理駐車施設、市管理高速バス停留施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。
						現在施行を行っている土地区画整理事業関係機関との連絡、被害状況の調査に関すること。
						公園緑地の活用、被害状況調査、応急復旧に関すること。
	建築指導班					がけ地近接等危険住宅の警戒巡視に関すること。
						被災建築物の応急危険度判定に関すること。
	住宅班					市営住宅の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。
						応急仮設住宅の入居及び管理（賃貸住宅の借上げ含む）に関するこ

第3編 風水害等編
第3章 災害応急対策計画

部	班 ●各部の主管班 ▲地区別の 対策班	実施時期				所掌事務
		警 戒 期	初 動 期	避 難 生 活 期	生 活 再 建 期	
						と。
	下水道推進班					公共下水道、都市下水路、地域污水处理施設の被害調査、記録及び 応急復旧に関すること。
	管理用地班					国及び県が管理する道路、河川等の連絡調整に関すること。
						部内の公共土木施設関係の被害記録に関すること。（部門被害）
	土木班					災害危険区域(急傾斜地、土石流危険住家)の警戒巡視に関すること。
						水防活動に関すること。
						道路、河川、橋梁等の被害状況の調査、応急復旧及び障害物の除去 に関すること。 土木関係業者との連絡調整、土木資材及び水防資材の調達に関する こと。
教 育 部	教育総務班●					小中学校及び公民館等の避難所開設及び運営の総括、避難者の把握 に関すること。
						市立の文教施設関係の被害記録その他管理施設の被害状況の調査に 関すること。
						被災施設の応急復旧に関すること。
						部内の連絡調整に関すること。
						部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、本部班への報告 (連絡員の派遣等) に関すること。
	学校教育班					教育施設の被害状況の調査に関すること。
						応急教育計画、教員の確保に関すること。
						被災児童生徒に対する教科書、学用品等の支給に関すること。
						避難所の開設及び運営に関すること。
	生涯学習班					施設利用者等の安全確保に関すること。
						避難所の開設及び運営に関すること。
						文化財の保護に関すること。
	公民館班					施設利用者等の安全確保に関すること。
						避難所の開設及び運営に関すること。
	被害調査班▲					上望陀、下望陀、有吉、大寺、十日市場、井尻、曾根、牛袋野及び 牛袋の被害状況の把握に関すること。
						担当地区の道路、橋梁等公共施設被害状況の本部班及び関係部等へ の通報に関すること。
特 命 部	特命班●					市議会議員との連絡調整に関すること。
						本部長の特命指示に関すること。
						部内の連絡調整に関すること。
						部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、本部班への報告 (連絡員の派遣等) に関すること。
	被害調査班▲					朝日、木更津、東中央、大和、桜井及び桜井新町の被害状況の把握に 関すること。
						担当地区の道路、橋梁等公共施設被害状況の本部班及び関係部等へ の通報に関すること。
	消防長の定めるところによる。					防火水防活動に関すること。
						救急救助に関すること。

部	班 ●各部の主管班 ▲地区別の 対策班	実施時期				所掌事務
		警 戒 期	初 動 期	避 難 生 活 期	生 活 再 建 期	
消 防 部						災害危険区域の警戒巡視に関すること。
						行方不明者の捜索に関すること。
						消防団による被害状況の調査取りまとめに関すること。
						危険物の被害記録に関すること。（部門被害）
						消防応援の受け入れ及び調整に関すること。
						<u>部内の連絡調整に関すること。</u>
		6				<u>部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、本部班への報告（連絡員の派遣等）に関すること。</u>
富 来 田 連 絡 所	総務班					本庁との連絡調整、管内の諸連絡に関すること。
						管内市有財産の被害状況の把握、災害記録の総括に関すること。
						管内の被災者相談窓口の開設、運営に関すること。
	被害調査班▲					大稲、真里、下内橋、戸国、茅野、茅野七曲、山本七曲、真里谷、田川、佐野、下郡、根岸、上根岸及び下宮田の被害状況の把握に関すること。
						<u>担当地区の道路、橋梁等公共施設被害状況の本部班及び関係部等への通報に関すること。</u>
鎌足連絡所						管内の諸連絡に関すること。
金田連絡所						管内の諸連絡に関すること。
中郷連絡所						管内の諸連絡に関すること。
調 整 部	避難所運営等支援班					避難所の運営の支援に関すること。
	応援職員支援班					応援職員の派遣及び受援等に関すること。
	避難所開設班					避難所の安全点検に関すること。 避難者の受け入れ準備に関すること。 避難所開設の全般に関すること。
全 体 共 通	各部の主管班●					部内の連絡調整に関すること。
						部内の被害状況及び応急対策状況等の取りまとめ、本部班への報告（連絡員の派遣等）に関すること。
	各部の被害調査班▲					担当地区の道路、橋梁等公共施設被害状況の本部班及び関係部等への通報に関すること。
	各班					避難所の運営支援に関すること。 庁内の応援に関すること。

2 職員の動員・配備

(1) 配備基準

配備基準は、次のとおりとする。

第3編 風水害等編
第3章 災害応急対策計画

■配備基準

体制		基準
本部 設置 前	注意 配備	1. 次の注意報が発表され、かつ必要と認められるとき ①大雨注意報 ②高潮注意報 ③洪水注意報 ④強風注意報 2. 竜巻注意情報が発表されたとき 3. 河川・海岸の水位が水防団待機水位に達したとき 4. その他の状況により必要と認められるとき
	警戒 配備	1. 次の警報が発表され、かつ必要と認められるとき ①大雨警報 ②高潮警報 ③洪水警報 ④暴風警報 2. 局地的な浸水等の被害が発生したとき 3. その他の状況により必要と認められるとき
本部 設置 後	第一 配備	1. 特別警報（大雨特別警報については木更津市が対象区域の場合に限る）が発表されたとき 2. 河川・海岸の水位が氾濫注意水位に達したとき 3. 土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害発生危険度が高まったとき 4. 市域の複数箇所で被害が発生したとき 5. その他、市長が必要と認めたとき
	第二 配備	1. 大規模な災害が発生したとき 2. 河川・海岸の水位が避難判断水位に達したとき 3. その他、市長が必要と認めたとき
	第三 配備	1. 市全域に甚大な被害が発生したとき 2. 市全域に甚大な災害が発生する事態が切迫しているとき 3. その他、市長が必要と認めたとき

(2) 動員の伝達

ア 配備の決定

総務部長から市長へ情報を伝達し、市長が配備を判断する。

イ 動員の方法

本部長（市長）が配備決定により、本部班は、次のように配備指令を伝達する。

(ア) 勤務時間内

庁内放送及び電話連絡等により動員を連絡する。

(イ) 勤務時間外

あらかじめ定めた「職員緊急連絡網」等を通じて電話により連絡を行う。

(3) 動員報告

各部・班は、所定の様式で動員記録を作成して本部に報告し、職員班はこれを整理する。

(4) 災害対策本部職員の服務

災害対策本部職員は、次の事項を遵守する。

ア 配備についてない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。

イ 不急の行事、会議、出張等を中止する。

ウ 正規の勤務時間が終了しても、所属の長の指示があるまで退庁せず待機する。

エ 勤務場所を離れる場合には、所属の長と連絡をとり、常に所在を明らかにする。

オ 自らの言動で住民に不安や誤解を与えないよう、発言には細心の注意をする。

カ 災害現場に出動した場合は、防災服・腕章・ヘルメットを着用する。ただし、緊急の場合は職員の身分証明書をもって代えることができる。

※資料編1－14 木更津市防災服の貸与・階級の基準

(5) 県情報連絡員の派遣受入れ

県は災害即応体制時から、あらかじめ選定した職員を、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する計画である。

災害時に県職員が派遣される場合、本部班は同職員と連携して情報を収集し、情報共有を行うものとする。

3 初動体制

(1) 避難所開設班

風水害に伴い、災害対策本部から避難所開設指示が発令された場合、該当する避難所開設要員に指定された職員は、あらかじめ定められた指定避難所に参集し、教育総務班の指示により避難所を開設する。避難所開設要員は年度ごとに指定する。

ただし、災害対策本部設置前においても市長から避難所開設指示があった場合は、避難所開設要員は避難所を開設するものとする。

ア 所掌事務

(ア) 避難所の安全点検

(イ) 避難者の受け入れ準備

(ウ) 避難所の開設

イ 設置場所

各避難所 ※詳細は資料編のとおり

(2) 避難所開設班以外の職員

避難所開設班以外の職員については、災害発生後速やかに勤務地に集合する。

4 災害救助法の適用手続き等

(1) 災害救助法の適用基準

ア 災害が発生した場合

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項の1～4号の規定による。本市における具体的適用基準は、次のとおりである。

■災害救助法の適用基準

指標となる被害項目		適用の基準	該当条項
住家等への被害が生じた場合	市内の住家が滅失した世帯の数	100 以上	第1条第1項第1号
	県内の住家が滅失した世帯の数	2,500 以上	第1条第1項第2号
	そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	50 以上	
	県内の住家が滅失した世帯の数	12,000 以上	第1条第1項第3号 前段
	そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	多 数	
	災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。	県知事が内閣総理大臣と協議	第1条第1項第3号 後段
	災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。		基準省令第1条※

第3編 風水害等編
第3章 災害応急対策計画

生命・身体への危害が生じた場合	多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令※で定める基準に該当するとき	県知事が内閣総理大臣と協議	第1条第1項第4号
	災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。		基準省令第2条第1項※
	災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。		基準省令第2条第2項※

※災害救助法施行令第1条第1項第3号の内閣府令で定める特別の事情及び同項第4号の内閣府令で定める基準を定める省令

イ 災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある段階において 国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、本市域がその所管区域になった場合で、現に救助を必要とするときである。

(2) 被害の認定基準

住家の滅失、半壊等の認定は、災害の被害認定基準による。

住家が滅失した世帯の算定は、住家の全壊（全焼、流失）した世帯を基準とする。半壊等については、次のとおりみなし換算を行う。

■滅失住家の換算

①全壊（全焼・流失）住家	1世帯・・・滅失住家	1世帯
②半壊（半焼）住家	2世帯・・・滅失住家	1世帯
③床上浸水、土砂の堆積により一時的に居住できない状態になった住家	3世帯・・・滅失住家	1世帯
注) 床下浸水、一部破損は換算しない。		

■被害の認定基準

被害の区分	認定の基準
住家の全壊・全焼・全流失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものをいう。
住家の大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものをいう。
住家の中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものをいう。
住家の半壊・半焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再利用できる程

	度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものをいう。
住家の準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延べ床面積の 10%以上 20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のものをいう。
準半壊に至らない	住家の損害割合が 10%未満のものをいう。
住家の床上浸水土砂の堆積等	住家の全・半壊等に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったものをいう。

※「住家」とは、現実に住居のために使用している建物であり、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。ただし耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ「1 住家」として取扱う。

※「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(3) 災害救助法の適用手続き

ア 市域の災害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当する又は該当する見込みがある場合、本部長（市長）は直ちにその旨を知事（本部事務局）に報告する。

イ 災害救助法施行細則（昭和 23 年千葉県規則第 19 号）第 5 条の規定により、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないとき、本部長（市長）は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

(4) 災害救助法による救助の実施者

災害救助法が適用された場合は知事が救助を行い、市長はこれを補助するものとする。

市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助の事務に着手するものとする。

市長は、市限りで処理不可能な場合、国、県、近隣市町村及びその他関係機関の応援を得て実施する。

■災害救助法の救助項目

救 助 の 種 類	実施期間
避難所の供与	7 日以内
応急仮設住宅の供与	20 日以内に着工
炊き出しその他による食品の給与	7 日以内
飲料水の供給	7 日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10 日以内
医療	14 日以内
助産	分娩の日から 7 日以内
災害にかかった者の救出	3 日以内
住宅の応急修理	1 ヶ月以内
学用品の給与	教科書等 1 ヶ月以内 文房具等 15 日以内
埋葬	10 日以内
死体の搜索	10 日以内
死体の処理	10 日以内
障害物の除去	10 日以内

※災害が発生するおそれがある場合は、避難所の供与のみ

第3編 風水害等編
第3章 災害応急対策計画

- ※資料編1－6 木更津市災害対策本部条例
- ※資料編1－7 木更津市災害対策本部組織運営規程
- ※資料編1－8 私有車両の公務使用許可等に関する規則
- ※資料編3－2 防災関係機関名簿
- ※資料編6－1 木更津市災害対策本部様式
- ※資料編6－2 災害救助法様式

第2節 情報収集・伝達体制

1 通信体制	本部班、企画班、シティプロモーション班、防災関係機関
2 気象情報等の収集	本部班、銚子地方気象台
3 災害情報の収集	本部班、企画班、シティプロモーション班、被害調査班
4 報告	本部班、消防部
5 災害時の広報	シティプロモーション班、企画班
6 報道機関への対応	シティプロモーション班
7 被災者台帳の作成及び安否情報 の提供	本部班、被害調査班
8 住民相談	市民活動支援班、富来田連絡所総務班

1 通信体制

通信連絡を迅速かつ的確に実施するため、通信混乱の防止に努めるとともに、電話が途絶した場合の非常通信体制を確保する。

(1) 情報連絡体制

ア 災害時指定電話

本部班及び防災関係機関は、災害情報通信専用の指定電話を定め、窓口の統一を図る。指定電話には、通信事務従事者を配置する。

市においては、本部に災害時指定電話を配置する。本部事務局には、通信事務従事者として、総務部長が指名した各部1名の事務局員を配置する。

イ 連絡員の派遣

各部長は、本部会議と部内各班との連絡調整を強化するため、連絡員を定め、本部事務局に待機させ、各部班との連絡にあたらせる。

防災関係機関は、市災害対策本部との連絡のため、必要に応じ連絡員を本部事務局に派遣する。

本部連絡員は、連絡用無線機等の携行等を行い、所属の機関との連絡にあたる。

(2) 通信手段の確保

災害発生時に使用する通信手段は、次のとおりである。

ア 電話

(ア) 災害時優先電話

あらかじめ、災害時優先電話として登録されている電話により連絡を行う。

(イ) 臨時電話

臨時電話が設置できる状況にあつては、避難場所等に臨時電話の設置を東日本電信電話株式会社へ要請し通信を確保する。

(ウ) F A X

災害対策本部と防災関係機関との情報の伝達及び報告等の通信連絡は、正確を期するため、原則としてF A Xによる文書連絡によって行う。

イ 市防災行政無線（戸別受信機を含む）

市防災行政無線（移動系及び同報系）を用いて住民、公共施設の職員への指示、通知、伝達、その他必要な連絡等の通信を行う。

また、市各部（出先機関）及び災害現場に出動している各部職員等との連絡を行う。

ウ 千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）

県が設置している千葉県防災行政無線、千葉県防災情報システムにより県災害対策本部、関係機関との通信及び総務省消防庁へ緊急時の報告を行う。

第3編 風水害等編
第3章 災害応急対策計画

エ 通信施設の使用不能の場合における他の通信施設の利用

通常の通信施設・通信手段をもって連絡することが不能の場合、又は特に緊急を要する事態が生じた時で、他の通信施設を利用した方が速やかに連絡できると認めた場合は、下記に掲げる機関の専用電話、若しくは無線等の通信施設を使用する。

また、災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定により、警察通信施設を使用することができる。

(ア) 関東地方非常通信協議会の構成機関の通信施設

(イ) 上記以外の機関又は個人の無線通信施設

オ 災害時における放送及び緊急警報放送の要請

災害対策基本法第57条の規定により災害に関する通知、要請、伝達又は警告等で、他に手段がなく緊急を要する場合は、放送機関に放送の要請を行う。

なお、知事、市長が行う避難指示等で緊急やむを得ない特別の事情がある場合は、日本放送協会千葉放送局に緊急警報放送を行うよう求めるものとする。

カ その他

(ア) アマチュア無線の活用

情報収集の手段の一つとして、市内のアマチュア無線ボランティア等の協力を得る。

(イ) 業務用無線の活用

タクシー会社等が管理する業務用無線について、災害時における情報収集の協力を求める。

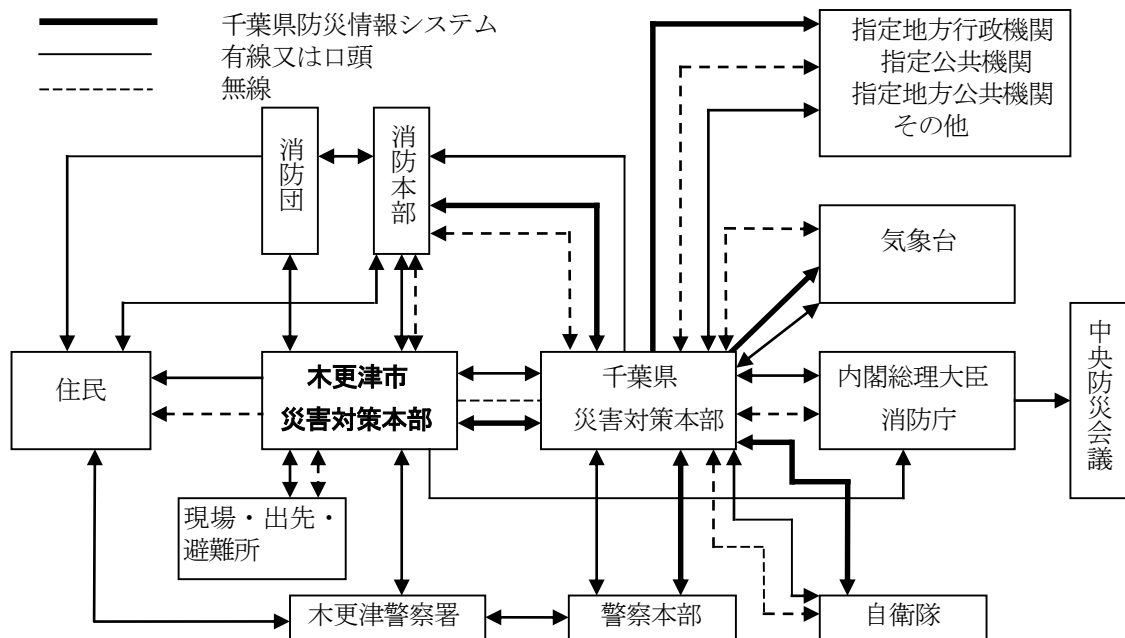
(ウ) きさらづ安心・安全メール

災害情報等をメールで発信する。

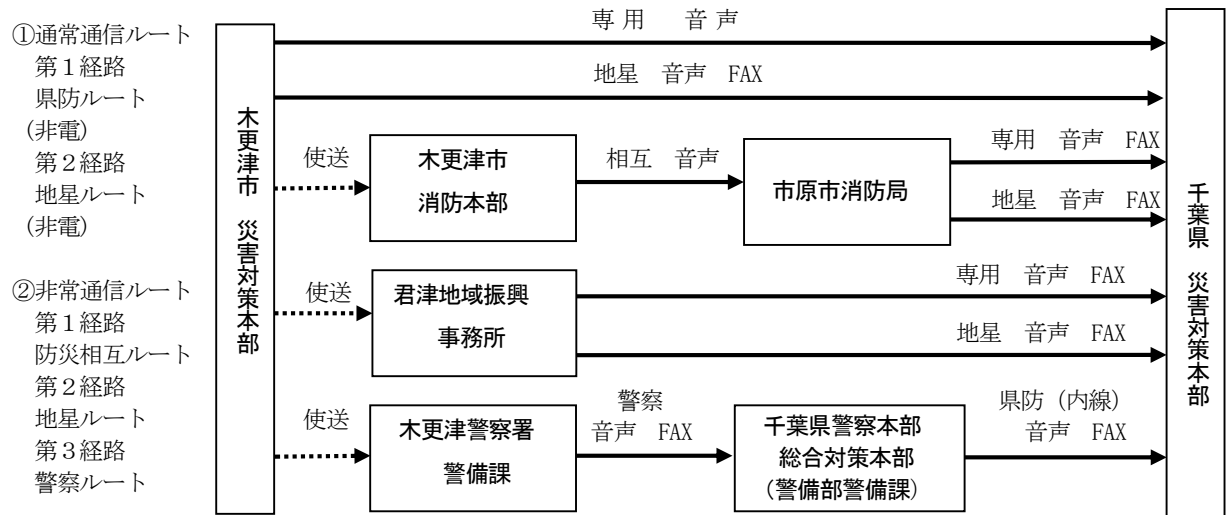
(エ) CATV、コミュニティFM

協定に基づき協力を得る。

■災害通信系統図



■非常通信ルート



2 気象情報等の収集

(1) 気象情報等

ア 気象情報

本部班は、電話及び千葉県防災情報システム等を通じて、気象庁及び銚子地方気象台が発表する気象情報等を速やかに収集する。通信回線の障害・不通時は、災害に関する情報をテレビ・ラジオから入手する。また、特別警報が発表された場合は、防災行政無線、緊急速報メール（エリアメール）等の広報手段を活用して住民等へその旨を速やかに伝達する。

■特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

■特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類	概要
特別警報	大雨特別警報 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害がすでに発生していることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報 大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報 暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。

第3編 風水害等編
第3章 災害応急対策計画

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

特別警報・警報・注意報の種類	概 要
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。千葉県では晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。

第3編 風水害等編
第3章 災害応急対策計画

イ キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

■キキクル（警報の危険度分布）等の概要

種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ①「災害切迫」（黒）：避難が必要とされる警戒レベル5に相当。 ②「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ③「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ④「注意」（黄）：避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ①「災害切迫」（黒）：避難が必要とされる警戒レベル5に相当。 ②「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ③「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ④「注意」（黄）：避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

ウ 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（千葉県北西部、千葉県北東部、千葉県南部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（千葉県）で発表される。大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

エ 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、千葉県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

オ 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（土砂災害危険個所のない浦安市、九十九里町、白子町、長生村は除く）を特定して警戒を呼びかける情報で、千葉県と銚子地方気象台が共同で発表する。なお、これを補足する情報である「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

カ 記録的短時間大雨情報

県内で大雨警報発表中、かつ、キキクル（危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）が出現している場合に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。

■注意報・警報・特別警報実施基準

注意報(気象・水象等により被害が予想される場合)	
強風注意報	平均風速が陸上及び海上 13m/s 以上
風雪注意報	同上（雪を伴う）
波浪注意報	有義波高 1.5m以上
高潮注意報	潮位 1.3m以上
大雨注意報	表面雨量指数基準：11 土壌雨量指数基準：97
洪水注意報	流域雨量指数基準：矢那川流域 11.1、小櫃川流域 29.1、烏田川流域 7.2、武田川流域 5.5、平川流域 4 複合基準：矢那川流域（5, 11.1）、小櫃川流域（5, 22）、烏田川流域（5, 7.2）、武田川流域（8, 4.4）、平川流域（5, 4）
大雪注意報	12時間降雪の深さ 5 cm以上
雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
濃霧注意報	視程が陸上 100m、海上 500m 未満の場合
乾燥注意報	最小湿度 30%で、実効湿度 60%
低温注意報	夏季低温のため、農作物に著しい被害が予想される場合
霜注意報	4月1日～5月31日 最低気温 3℃以下
着水・着雪注意報	著しい着水(雪)が予想される場合
警報(気象・水象等により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合)	
暴風警報	平均風速が陸上 20m/s、海上 25m/s 以上
暴風雪警報	同上（雪を伴う）
波浪警報	有義波高 3.0m以上
高潮警報	潮位 2.9m以上
大雨警報	（浸水害）表面雨量指数基準：21 （土砂災害）土壌雨量指数基準：130
洪水警報	流域雨量指数基準：矢那川流域 13.9、小櫃川流域 36.4、烏田川流域 9.1、武田川流域 6.9、平川流域 5 複合基準：矢那川流域（9, 10.8）、小櫃川流域（8, 24.4）、武田川流域（8, 6.2）
大雪警報	12時間降雪の深さ 10 cm以上
特別警報(気象・水象等により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合)	
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合

第3編 風水害等編

第3章 災害応急対策計画

高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合
波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
記録的短時間大雨情報	1時間雨量100mmを観測したとき

※予想区域の単位は一次細分区域又は二次細分区域で、本市は、一次細分区域「千葉県南部」、二次細分区域「君津」に該当する。

※注意報及び警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報又は警報が行われたときに切り替えられ、又は解除される時まで継続される。

※異常気象の起こる可能性が高まった場合や注意報・警報の内容を補足する場合には、実況資料及び防災に対する注意事項を含めた気象情報を発表し、異常気象等についての情報を具体的かつ速やかに発表する。

キ 水防活動用気象注意報・警報（以下、特別警報も含む）

銚子地方気象台は、水防活動の利用に適合する予報・警報を発表する。発表は、一般の利用に適合する予報・警報をもって行う。水防活動の利用に適合する予報及び警報は、次の表の左側の種類ごとに右側の注意報・警報をもって代えるものとする。

■水防活動用気象注意報・警報の種類

水防活動用注意報・警報	一般の注意報・警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報

ク 火災気象通報

銚子地方気象台は、消防法に基づき、次のような気象状況のとき、知事に対し火災気象通報の発表及び終了の通報を行う。市長は、知事からこの通報を受けたとき又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発令することができる。

なお、林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、火災気象通報の発表及び終了の通報をもって行う。

■火災気象通報の基準

- | |
|--|
| ①実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下になる見込みのとき
②平均風速13m/s以上の風が吹く見込みのとき
ただし、降雨（雪）を伴うときは、火災気象通報を行わない事がある。
基準値は気象官署の値（ただし、銚子地方気象台は15メートル以上） |
|--|

(2) 土砂災害警戒情報

県及び銚子地方気象台は、市町村を単位として次の基準により土砂災害警戒情報を発表する。また、県はホームページ等を利用して、市内の災害発生の危険度や雨量予測等の詳細情報を提供する。

本部班は、土砂災害警戒情報が発表されたときは、周辺住民に対し周知徹底するとともに高齢者等避難、避難指示の判断を行う。

■土砂災害警戒情報について

- ① 発表基準
土壌雨量指数と2時間先までの予測雨量が土砂災害発生危険基準線(CL)を超過するとき。
- ② 土砂災害警戒情報の解除基準
土砂災害警戒避難基準雨量を下回り、かつ、短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。
- ③ 土砂災害警戒情報の伝達経路
土砂災害警戒情報の伝達経路は、警報・注意報と同様の経路で県から市へ伝達される。
- ④ 情報の特徴
土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難指示等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。

※気象台及び県に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を求めることができるものとする。

(3) 河川情報

ア 水防警報

知事（発表者：君津土木事務所所長）は、木更津海岸及び木更津港海岸について水防警報を発表し、市長に伝達する。

イ 水位情報の通知

知事（発表者：君津土木事務所所長）は、小櫃川及び矢那川の水位情報について、市長に通知する。

■基準水位（m）

名称	観測所名	位置	水防団待機 (通報)水位	氾濫注意 (警戒)水位	氾濫危険(特 別警戒)水位	計画高水位相当
小櫃川	雨城橋	君津市久留里大和田 字前畑 65-10	3.75	5.00	6.90	7.50
	富川橋	袖ヶ浦市阿部字前 畑 100-6	3.95	4.95	6.10	6.95
矢那川	木更津	木更津市請西 2-8	1.70	2.70	3.00	3.80
木更津海岸	木更津港	木更津市中央	2.50	2.70	—	3.70
木更津港海岸	木更津港	木更津市中央	2.00	2.50	—	3.60

3 災害情報の収集

(1) 住民からの災害情報の受付

住民からの災害情報は、本部事務局員が受付け、その内容を被害発生状況等連絡票に記載し、関係各班に伝達する。連絡票は、本部事務局がまとめて管理する。

(2) 被害状況の調査・報告

- ア 被害調査班は、現地調査にあたって、それぞれの担当地域の被害の状況を本部事務局に報告する。現地調査の報告は、本部事務局が受け付け、まとめて管理する。
- イ 甚大な被害が予想される場合又は現に発生している場合等、状況により被害調査班を本部事務局の直轄とし、被害の大きな地域に集中的に投入する等被害調査班を一元的に運用し、調査を行う。

(3) 異常事象発見時における措置

第3編 風水害等編

第3章 災害応急対策計画

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を市長又は警察官に通報する。通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報する。

通報を受けた市長は、直ちに下記の機関に通報する。

- ア 銚子地方気象台
- イ その災害に関係のある近隣市町村
- ウ 最寄りの県出先機関及び警察署

4 報告

(1) 被害報告

ア 報告先・手段

本部班は、市域に災害が発生し、又は発生が予想されるときは、千葉県防災情報システム及び電話・ファクシミリ又は千葉県防災行政無線により県災害対策本部事務局に報告する。

ただし、県に報告できない場合にあっては、総務省消防庁に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。

一定規模以上の火災・災害等については、「火災・災害等即報要領」により、第1報等について県と併せて総務省消防庁に報告する。

また、大規模な災害により消防機関への通報が殺到したときは、その通報件数を総務省消防庁及び県に報告する。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消必要があることから本部班は、道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡するものとする。また、本部班は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

イ 報告内容

県への報告内容等の詳細は、「千葉県危機管理情報共有要綱」による。

■ 県へ報告すべき事項

(ア) 災害の原因

(イ) 災害が発生した日時

(ウ) 災害が発生した場所又は地域

(エ) 被害の状況

(オ) 被害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置

A 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況

B 主な応急措置の実施状況

C その他必要事項

(カ) 災害による住民等の避難の状況

(キ) 災害救助法適用の可否及び必要とする救助の種類

(ク) その他必要事項

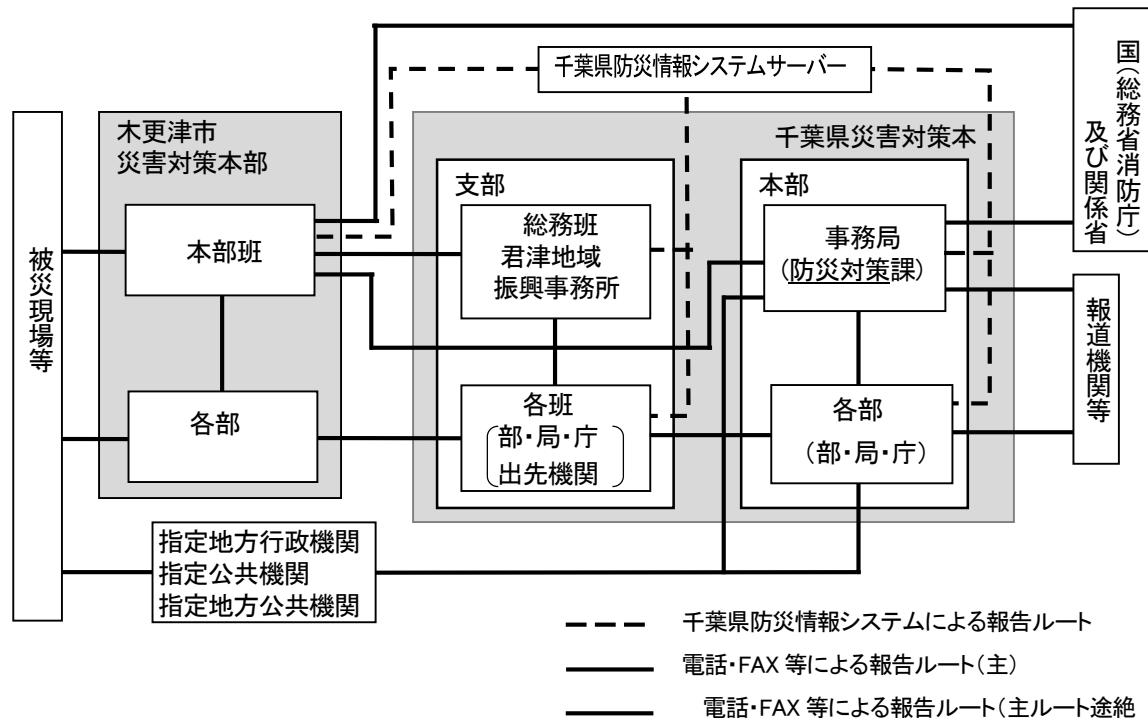
ウ 報告責任部局の選定

被害情報等の報告に係る担当部局は本部班とする。

エ 被害情報等の収集報告系統

被害情報等の収集報告の流れは、次のとおりである。

■被害情報等の収集報告の流れ



■勤務時間内における国及び県への連絡方法

総務省消防庁（応急対策室）

○消防防災無線（県防災行政無線を使用）

電話 120-90-49013（地上系） 048-500-90-49013（衛星系）

FAX 120-90-49033（地上系） 048-500-90-49033（衛星系）

○一般加入電話

電話 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537

千葉県（防災対策課）

○県防災行政無線

電話 500-7320（地上系） 012-500-7320（衛星系）

FAX 500-7298（地上系） 012-500-7298（衛星系）

○一般加入電話

電話 043-223-2175 FAX 043-222-1127

■勤務時間外における国及び県への連絡方法

総務省消防庁（消防庁宿直室）

○消防防災無線（県防災行政無線を使用）

電話 120-90-49102（地上系） 048-500-90-49102（衛星系）

FAX 120-90-49036（地上系） 048-500-90-49036（衛星系）

○一般加入電話

電話 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553

千葉県（防災行政無線統制室）

○県防災行政無線

電話 500-7225（地上系） 012-500-7225（衛星系）

FAX 500-7110（地上系） 012-500-7110（衛星系）

○一般加入電話

電話 043-223-2178 FAX 043-222-5219（県防災行政無線統制室）

5 災害時の広報

情報不足による混乱の発生を防止するため、平常時の広報手段を活用するほか、避難所への広報紙の掲示など、多様な方法によって正確な情報の広報活動を実施する。

(1) 一般広報

ア 広報の項目

シティプロモーション班は、災害発生直後は、次のような広報を行う。広報の実施に当たっては、広報内容の確認を行うなど、簡潔で誤解を招かない表現に努める。

■ 広報の項目

- | |
|---------------------------------|
| (ア) 災害情報及び被災状況に関すること |
| <u>A</u> 災害の種別、発生地点、規模、拡大の可能性 |
| (イ) 避難に関すること |
| <u>A</u> 避難指示 |
| <u>B</u> 避難の際の注意と避難誘導方法・避難道路の周知 |
| (ウ) 市の災害対策活動体制及び活動状況に関すること |
| <u>A</u> 本部の設置 |
| <u>B</u> 救護所、避難所の開設状況 |
| <u>C</u> 医療救護、衛生知識の周知 |
| <u>D</u> 給水、給食等の実施状況 |
| <u>E</u> その他、被災者の支援情報 |
| (エ) ライフラインの状況 |
| (オ) 交通規制、交通機関等の運行状況 |
| (カ) 流言飛語の防止に関する状況 |
| (キ) その他 |

イ 広報の手段

広報は、市防災行政無線、広報車、市ホームページ、きさらづ安心・安全メール、コミュニティFM、CATV等を活用する。

(2) 避難所における広報

シティプロモーション班は、避難所掲示板への情報の掲示や自主防災組織を通じた災害広報紙の配布を行う。

避難行動要支援者へは、口頭伝達や自主防災組織及びボランティア等の協力を得て行う。

また、外国人に配慮して各国語の広報紙の発行や語学ボランティアの配置など、避難者の状況に応じた広報を行う。

(3) 災害広報紙の発行

シティプロモーション班は、災害広報紙を発行し、避難所、駅、公共施設等で配布する。必要に応じて、外国人に配慮した各国語で作成する。

6 報道機関への対応

(1) 記者発表

シティプロモーション班は、市役所に記者発表場を設置して定時発表型の記者発表を行う。また、必要に応じて臨時の記者発表を行う。

記者発表では、情報及び必要な資料を提供して住民への広報を行う。

(2) 報道機関への要請

ア 災害対策本部や避難者への配慮

シティプロモーション班は、災害対策本部内への立入、取材は原則禁止する措置をとるとともに、避難者への取材は、プライバシー等の配慮をするように報道機関に要請する。

イ 放送要請

シティプロモーション班は、災害等のため通信ができない場合又は通信が著しく困難な場合は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき県を通じて、災害対策基本法 57 条の規定による通知、要請、伝達又は警告を行うため、放送機関に放送を要請する。

7 被災者台帳の作成及び安否情報の提供

(1) 被災者台帳の作成・利用

ア 被災者台帳の作成

市長（本部長）は、被災者の援護を総合的かつ効率的に行うため必要があると認めるときは、災害対策基本法第 90 条の 3 に基づく以下の被災者情報を記録した台帳を作成する。

①氏名	②生年月日
③性別	④住所又は居所
⑤住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況	⑥援護の実施の状況
⑦要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由	
⑧その他（連絡先、世帯構成等、同法施行規則に定める事項）	

本部班及び被害調査班は、避難者名簿（第 4 節 4（3）イ参照）、搜索者名簿（第 6 節 1（1）ア参照）、遺体処理台帳（第 13 節 4（3）オ参照）、埋火葬台帳（第 13 節 4（4）ア参照）、り災台帳（第 14 節 3（2）参照）、その他被災者に関する情報を整理し、被災者ごとの台帳をとりまとめる。

市長（本部長）は、被災者台帳作成のため、必要があると認めるときは、関係自治体の長等に対して、被災者に関する情報提供を求める。

イ 被災者台帳の利用

市長（本部長）は、次のいずれかに該当すると認めるときは、災害対策本部内において被災者台帳を利用する（災害対策基本法第 90 条の 4）。

- | |
|---|
| ①本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。 |
| ②市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。 |
| ③他の自治体に台帳情報を提供する場合で、提供される自治体が、被災者への援護に必要な限度で利用するとき。 |

(2) 安否情報の提供

市長（本部長）は、被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があったときは、災害対策基本法第 86 条の 15 に基づいて回答する。

本部班及び被害調査班は、被災者台帳、避難者名簿、搜索者名簿等を活用し、照会された市民等の安否情報を確認する。

回答の際は、被災者や第三者の利益を侵害しないように配慮するほか、照会に対して適切に回答し、又は備えるため、必要な限度で当該情報を利用するものとし、必要に応じて関係自治体、警察等に対して、被災者に関する情報提供を求める。

8 住民相談

市民活動支援班及び富来田連絡所総務班は、関係部班と連携して、次に掲げる項目についての相談窓口を市役所に設置し、各部班の職員を配置するほか、語学ボランティア等の協力を要請する。

また、必要に応じて各避難所等で巡回相談を実施する。

■相談窓口での相談事項例

①り災証明の手続き	②税の減免等
③遺体の埋火葬	④医療・福祉
⑤生活再建支援金・義援金等の支給	⑥商・工・農林魚業への支援
⑦住宅支援	⑧ライフライン復旧
⑨廃棄物、防疫	⑩教育

- ※資料編1－9 木更津市防災行政無線局管理運用規程
- ※資料編1－10 木更津市防災行政無線固定系管理運用要領
- ※資料編1－11 木更津市防災行政無線移動系管理運用要領
- ※資料編2 災害協定書・覚書等一覧表

第3節 水防計画

1 水防の目的	本部班
2 水防組織	本部班、土木班、管理用地班、資産管理班、農林水産班、消防部、消防団
3 水防警報	県（君津土木事務所）
4 気象情報・水防情報の伝達	本部班、土木班
5 水防活動	本部班、土木班、管理用地班、資産管理班、農林水産班、消防部、消防団

1 水防の目的

木更津市水防計画は、水防法第4条の規定により千葉県知事から指定された指定水防管理団体である木更津市が同法第33条第1項の規定により市の区域内における河川、海岸、港湾等の洪水、内水又は高潮および津波等の水災を警戒し、防ぎよし、又はこれらによる被害を軽減し、もって市民の安全を保持することを目的とする。

2 水防組織

市長は、洪水等の風水害が発生するおそれのある場合、又は洪水に対する気象情報等の伝達を受けた場合、市役所内（土木課）に木更津市水防本部（以下「水防本部」という。）を設置する。ただし、災害対策本部が設置されたときは、その組織内に入る。

■水防組織

水防本部長 （市長） 副本部長 （副市長） 本部付 （総務部長） （都市整備部長） （消防長） （経済部長）	総務班	危機管理課 管理用地課 土木課	(1) 水防本部の設置及び配備職員の招集 (2) 気象情報の収集及び関係機関との連携 (3) 被害状況の総括
	土木班	管理用地課 土木課	(1) 河川、排水施設等の点検、警戒及び監視 (2) 被害状況の現場調査 (3) 水防作業、排水活動及び冠水道路の復旧
	消防部	消防本部 消防署 消防団	(1) 雨量の観測及び通報 (2) 水防作業、排水活動及び救出・救護 (3) 警戒及び被害状況の現地調査
	農林水産班	農林水産課	(1) 排水施設等の点検、警戒及び監視 (2) 被害状況の現地調査
	協力班	市街地整備課、建築指導課、住宅課、都市政策課	(1) 各班に対する協力及び応援

3 水防警報

洪水又は高潮により災害が起こる恐れがあるときの水防警報等の伝達系統は、水防法第33条1項により定められた木更津市水防計画による。なお、水防警報は君津土木事務所所長又は木更津港湾事務所所長が発表する。

水防警報の種類と発表基準は次のとおりである。水位基準は第3章 第2節 2に示す。

■水防警報（洪水）

種類	内 容	発令基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。

第3編 風水害等編
第3章 災害応急対策計画

準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、または、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、または、既に氾濫注意水位（警戒水位）を越え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

■水防警報（高潮）

種類	内 容	発令基準
待機準備	波浪の発達により越波が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機及び出動の準備がある旨を警告し、水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保に努める。	気象・波浪状況等により待機及び準備の必要を認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。 ＜活動内容＞ ・海岸巡視、・避難誘導、・土のう積み ・排水ポンプ作業等	気象・波浪状況・CCTV 等により越波が起こるおそれがあるとき。
距離確保準備	激しい越波が発生する危険が迫っていることを警告し、越波から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う準備を指示するもの。	気象・波浪状況・CCTV 等により越波の発生が迫ってきたとき。
距離確保	激しい越波の発生を警告するとともに、越波から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う旨を指示するもの。	気象・波浪状況・CCTV 等により越波の発生或いは判断されるとき。
距離確保解除	激しい越波のおそれなくなった旨の通知及び水防活動が必要な箇所及び状況を示し、その対応策を指示する。	気象・波浪状況・CCTV 等により越波の発生或いはおそれなくなり、距離確保の必要がなくなったとき。
解除	激しい越波の発生及びおそれなくなったとともに、更に水防活動を必要とする状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。	気象・波浪状況・CCTV 等により越波の発生或いはおそれなくなり、災害に対する水防作業を必要とする状況が解消したと認められるとき。

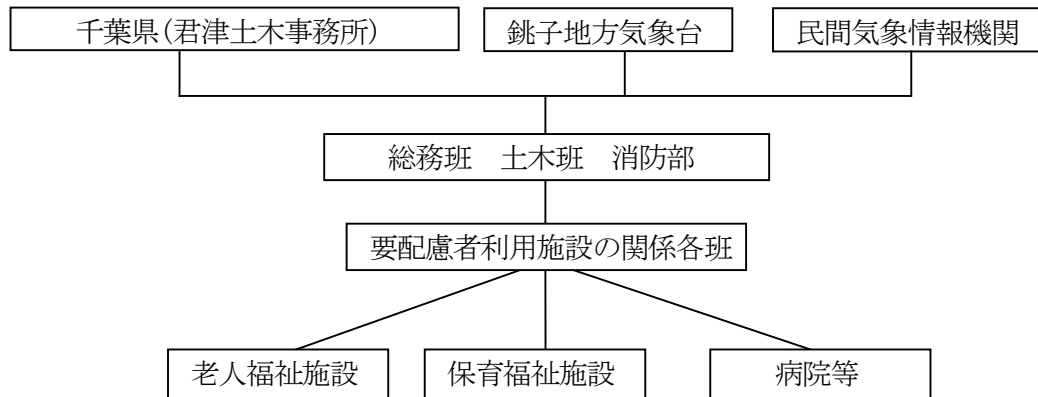
4 気象情報・水防情報の伝達

気象情報、土砂災害警戒情報及び河川情報の伝達については、第3章 第2節 2によるものとし、土木班長が本部班長と連携して行う。

なお、浸水想定区域内の地下街及び高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を有する要配慮者が利用する施設については、施設の現状について把握しておくとともに、施設管理者が洪水時に適切な対応ができるように、水防法第15条による洪水予報等の伝達は、的確かつ迅速な伝達に努めるものとする。

情報伝達系統図は以下のとおりとし、電話、FAX、防災行政無線等を用いて、河川水位情報、避難準備情報、避難指示情報などの防災情報を伝達する。

■情報伝達系統図



5 水防活動

水防活動については、木更津市水防計画に基づき実施するが、その概要は次のとおりである。
水防本部は、次の活動を実施する。なお、水防活動は原則として複数人で行う。

- (1) 気象情報の収集、連絡
- (2) 雨量の観測、通報 (※水防計画 第7章の1・3 参照)
- (3) 水位・潮位の観測、通報 (※水防計画 第7章の2 参照)
- (4) 工事中箇所の警戒、指示
- (5) 危険箇所の警戒、巡視 (※水防計画 第3章の2～4 参照)
- (6) 危険状況の現場調査
- (7) 水防資機材の補給
- (8) 水防作業及び応援
- (9) 水門の操作 (※水防計画 第6章参照)
- (10) 被害状況の報告

※資料編3－7 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設

第4節 避難計画

1 避難指示等	本部班、シティプロモーション班、社会福祉班、障がい福祉班、高齢者福祉班、消防部、木更津警察署、木更津海上保安署、施設管理者、東日本旅客鉄道(株)
2 避難誘導等	木更津警察署、自衛隊、消防部、施設管理者
3 自主避難	公民館班
4 避難所等の開設と運営	本部班、教育総務班、学校教育班、生涯学習班、公民館班、避難所開設班
5 避難所等の閉鎖	教育総務班
6 防犯対策	市民活動支援班、木更津警察署
7 在宅避難者への対応	本部班

1 避難の指示等

災害に際し、危険地域の住民を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図るとともに、これらの者と現に被害を受けて避難しなければならない者を、一時的に学校、集会所、公民館等の既存建物又は野外に仮設したテント等に収容し、保護する。

また、県の「災害時における避難所運営の手引き」に基づき、適切な避難誘導体制を整えるほか、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生など複合的な災害が発生することを考慮しつつ、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。

その他、避難行動要支援者等、自力での避難に時間を要する住民に対して特に配慮しつつ、国が作成した「避難情報に関するガイドライン」に基づき、洪水や内水氾濫、土砂災害、高潮に対しては5段階の警戒レベルを導入する。

また、洪水予報河川・水位周知河川以外の河川について、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、事前に河川管理者と相談の上、一定の水位を設定し、具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。

また、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合にエリアを限定して避難情報を伝達することについて、地域の実情、有効性、課題等を考慮した上で検討する。

さらに、避難指示等が発令された場合の安全確保措置は「立退き避難」又は「屋内安全確保」を原則とするが、立退き避難をすることがかえって危険を伴うなどやむを得ない場合は「緊急安全確保」を行うことや、避難指示等の発令とあわせて指定緊急避難場所を開設することを住民等に対し周知徹底しておくものとする。

(注) 「立退き避難」とは、災害リスクのある区域から外側へ移動することで、浸水想定区域外の指定緊急避難場所、知人宅、ホテル・旅館等への移動等がある。「屋内安全確保」とは、災害リスクのある区域内で安全を確保できる場所へ移動することで、浸水想定区域内で建物の倒壊の危険がなく、想定される浸水深よりも高い階へ移動することなどがある。「緊急安全確保」とは、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置である。

(1) 避難指示等の発令

本部長（市長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者、避難支援者、要配慮者利用施設の管理者、その他の者に対し、避難指示等の発令理由を明らかにした上で、避難のための立ち退きの指示を行い、指示を行ったときは知事へ報告する。

また、避難指示に先立ち、住民の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため「高齢者等避難」を伝達する。洪水等、土砂災害、高潮については、避難指示等に対応する警戒レ

ベルを明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき行動がわかるように伝達するなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

その他、立退き避難を行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。

なお、避難指示等にあたっては対象地区の適切な設定等に留意するとともに、避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合は避難行動をとりやすい時間帯に準備情報を提供するように努める。また、状況に応じて県や気象台等に助言を求めるものとする。

本部班は、市長（本部長）へ避難に関する情報を伝達し、避難指示等の事務を行う。

なお、「指示」は、被害の危険が切迫している場合に発し、住民等を立ち退かせるものである。

■避難の種類及び発令基準の目安

種類	内 容	基準（水位周知河川）	基準（土砂災害）	基準（その他）
高齢者等避難（警戒レベル3）	避難指示が発令されたときに、いつでも避難できるような体制をとること。要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、避難行動を開始。	ア 基準水位が氾濫注意水位に達し、水位の上昇がさらに見込まれる場合 （ア）基準水位観測所上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 （イ）洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）が「警戒」以上の場合 イ 軽微な漏水・侵食等が見された場合 ウ 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	ア 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）が「警戒」の場合 イ 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合	ア その他の状況により本部長（市長）が必要と認めるとき
避難指示（警戒レベル4）	危険区域の住民が避難すること。立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、緊急待避や屋内待避の措置をとる。	ア 基準水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 （ア）基準水位観測所の上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 （イ）洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）が「危険」以上の場合 イ 異常な漏水・侵食等が見された場合 ウ 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 エ 避難指示が必要となる強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合	ア 土砂災害警戒情報が発表されたとき イ 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）が「危険」の場合 ウ 大雨警報（土砂災害）が発表され、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 エ 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 オ 避難指示が必要となる強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 カ 避難指示が必要となる強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過すると予想される場合	ア 火災の拡大、がけ崩れ、危険物質の流出拡散等により、住民に危険が及ぶと認められるとき イ その他災害の状況により、本部長（市長）が必要と認めるとき

第3編 風水害等編
第3章 災害応急対策計画

緊急安全確保（警戒レベル5）	既に災害が発生している状況。 （必ず発令されるものではない） 命を守るための最善の行動を実施。	<u>ア 決壊や越水・溢水が発生したとき（水防団等からの報告により把握できた場合）</u> <u>イ はん濫発生情報が発表されたとき</u> <u>ウ 堤防の異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等で決壊のおそれが高まった場合</u> <u>エ 樋門・水門等の機能支障を発見した場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合</u>	<u>ア 土砂災害が発生した場合</u> <u>イ 大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合</u>	<u>ア その他災害の状況により、本部長（市長）が必要と認めるとき</u>

■避難指示等の発令権者及び要件

発令権者	指示等を行う要件	根拠法令
市長	①災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第60条第1項
知事	①災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき ②洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	災害対策基本法第60条第5項 水防法第29条
警察官 海上保安官	①市長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき ②市長から要求があったとき ③人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	①人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき	自衛隊法第94条
知事又は知事の命を受けた県職員	①洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき ②地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
水防管理者	①洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条

（注）災害対策基本法は避難指示と緊急安全確保、その他の法令は避難指示を行うことができる。

（2）警戒区域の設定

本部長（市長）は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

■警戒区域の設定権者及び要件・内容

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
市長	①災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法第63条
知事	①災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。	災害対策基本法第73条
消防長、消防署長	①ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるとき、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第23条の2
警察署長	次の場合、上記に記載する消防長等の職権を行うことができる。 ①消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき、又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき	消防法第23条の2

消防吏員又は消防団員	①火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。	消防法第28条
水防団長、水防団員、消防機関に属する者	①水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第21条
警察官、海上保安官	次の場合、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。 ①市長若しくは市長の委任を受けた職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法第63条
警察官	次の場合、上記に記載する消防吏員等の職権を行うことができる。 ①消防吏員又は消防団長が火災の現場にいないとき、又は消防吏員又は消防団員の要求があったとき	消防法第28条
	①水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき	水防法第21条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	①市長若しくは市長の委任を受けた市職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。	災害対策基本法第63条

(3) 避難情報等の伝達

ア 住民への伝達

本部班及びビシティブロモーション班は、避難指示等を発令又は解除した場合、直ちに次の方法により伝達広報を行い、住民への周知徹底を図る。

■避難情報等の伝達

<u>(ア) 伝達方法</u>		
<u>①</u> 市防災行政無線（戸別受信機、屋外拡声器）	<u>②</u> エリアメール	
<u>③</u> きさらづ安心・安全メール	<u>④</u> 市ホームページ	
<u>⑤</u> コミュニティFM	<u>⑥</u> 広報車	
<u>⑦</u> CATV等報道機関	<u>⑧</u> サイレン又は警報	
<u>⑨</u> ツイッター等のSNS	<u>⑩</u> その他速やかに住民に周知できる方法	
<u>(イ) 伝達内容</u>		
<u>①</u> 避難の対象区域	<u>②</u> 避難先	<u>③</u> 避難経路
<u>④</u> 避難指示等の理由	<u>⑤</u> その他注意事項	

また、避難行動要支援者には、社会福祉班、障がい福祉班、高齢者福祉班がケースワーカーによる個別連絡や緊急FAX119番制度登録者へFAXにて連絡する。

イ 県に対する報告

本部班は、避難指示等を発令又は解除した時は、その旨を「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき、県災害対策本部事務局（防災対策課）及び君津地域振興事務所に報告する。

ウ 関係機関への通報

本部長（市長）が避難指示を行った時、又は警察官等から避難等の指示を行った旨の通報を受けた時は、本部班は、関係機関に通報する。

2 避難誘導等

(1) 危険地域における誘導

危険地域における住民等の避難誘導は、市職員、警察官、自衛隊員、消防職員、消防団員等が、自主防災組織等の協力により実施する。

(2) 避難行動要支援者の避難誘導

避難行動要支援者の避難誘導は、自主防災組織等が支援して行うことを原則とする。

(3) 学校、事業所等における誘導

第3編 風水害等編

第3章 災害応急対策計画

学校、幼稚園、保育園、事業所その他多数の人が集まる場所における避難誘導は、原則として施設管理者等が実施する。

(4) 交通機関等における誘導

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定めた防災計画、避難計画に基づき、実施する。

3 自主避難

住民は、災害の状況により自らの生命、身体等に危険が及ぶと判断した場合は、地域の自主防災組織、住民組織を中心とした自主避難を行うことを基本とする。

自主避難者の対応は、公民館班が行うものとする。

4 避難所等の開設と運営

災害により現に被害を受け、または受けるおそれのある住民を収容するため、市長は、学校や公民館等の避難所を設置する。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、市町村長はこれを補助する。

市のみで対応が不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

また災害対策本部設置前（注意・警戒配備）においても、今後の気象状況を考慮した上で避難所を開設する必要がある場合は、市長は開設することができるものとする。

なお開設場所については、下記の施設を優先的に開設する。

(ア) 清見台公民館

(イ) 八幡台公民館

(1) 避難所の安全点検及び開放

教育部各班は、避難所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者に対して、避難所を開設し収容保護する。この際、避難所開設班をもって避難所の安全点検を実施するとともに、避難者の受け入れ準備及び避難所の開設を行う。

避難所の安全点検の結果、判定が困難な場合は本部から建築指導班へ連絡し、直ちに応急危険度判定士が判定を行う。

(2) 避難状況の確認・報告

教育部各班は、自主防災組織等の協力を得て避難状況を確認し、本部に報告する。また、避難未了の場合は、関係者の協力を得て、避難指示の伝達を適切に実施する。

(3) 避難所の運営

ア 運営準備

教育部各班は、避難所の運営に必要な用品（避難者カード、事務用品等）や帳簿類を準備する。

イ 避難者の把握

避難所開設時には、避難所担当の職員が自主防災組織等に協力を得て避難者カードを配布し、避難者を把握する。

ウ 避難所の運営

避難所の運営は、原則として避難者による自治とする。運営に当たっては、自主防災組織、町内会等を基本として避難所運営委員会を設置して運営にあたる。また、運営方法については、あらかじめ施設管理者・市・地域代表等が協議し、避難所ごとに運営マニュアルの整備を図ることとする。

その他、管理・運営を行う職員や組織における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮しつつ、被災者のプライバシー及び安全の確保に努めると

ともに、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努めるものとする。

また、感染症により自宅療養中の住民が指定避難所に避難する可能性を考慮し、避難所の運営に必要な情報を関係部班で共有するほか、避難者の健康管理、避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウトなど感染症対策に必要な措置を講じる。

その他、避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVを予防するための注意喚起や相談窓口の設置等に努める。

■避難所の運営項目

- ①必要物資の管理・分配
- ②避難者の転出入確認、名簿作成
- ③情報管理、広報
- ④環境の整備・保持（清掃、トイレ設置・管理等）
- ⑤感染症対策（マスク、消毒液の備蓄・管理、検温・消毒ブース等の設置、スペースの確保）
- ⑥警備
- ⑦入浴措置
- ⑧高齢者・障がい者・乳幼児・妊産婦・外国人・傷病者等要配慮者への配慮
- ⑨傷病者の搬送、避難者の医療、健康管理、カウンセリング等
- ⑩相談、苦情処理、要望聞き取り
- ⑪各種調査
- ⑫ボランティアとの調整、スタッフ会議の開催
- ⑬各種記録

■女性への配慮事項

- ①女性専用の相談窓口
- ②女性専用の物干し場、授乳室の設置
- ③男女別の更衣室、トイレ等の確保
- ④女性担当者による女性専用の物資の配布
- ⑤防犯対策

エ 避難状況の報告及び記録

本部班は、避難所を開設したときは、知事に対しその旨を報告する。

各避難所では、避難者カードを基本として記録をとり、本部に報告する。教育総務班は、避難所との連絡を密にし、避難者の氏名や家族構成などの情報を逐次、コンピュータ等を活用して把握に努めるとともに、広報や問合せに適切に対応する。

オ 長期対応

避難所の開設が長期に及ぶ場合は、本部会議で調整を行い、地区ごとに担当部を割り当て全庁的な対応で運営、管理を行う。

5 避難所等の閉鎖

教育総務班は、避難所等の閉鎖に当たっては、本部会議で調整ののち、あらかじめ避難者に対し閉鎖を予告し、順次閉鎖をするものとする。学校施設については、授業再開に必要な教室等から閉鎖する。

6 防犯対策

木更津警察署は、被災地における犯罪の防止を図るため、市と連携して地域の巡回パトロールを行う。また、市民活動支援班は、木更津警察署と連携して、避難所における窃盗等の犯罪を防止するため、避難者への注意喚起、不審者の通報等対策を実施する。

7 在宅避難者への対応

本部班は、在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供等、必要な支援の実施に努める。特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。

また、町内会、自治会、自主防災組織等と協力して、在宅避難者の所在を確認し、関係各班と連携して避難所滞在者に準ずるサービス（第4の3及び4参照）を提供するように努める。

※資料編3－1 避難場所等一覧

第5節 避難行動要支援者等の安全確保対策

1 避難誘導等	本部班、シティプロモーション班、社会福祉班、障がい福祉班、高齢者福祉班、消防部、木更津警察署、社会福祉施設管理者、
2 避難行動要支援者の支援	本部班、シティプロモーション班、社会福祉班、障がい福祉班、高齢者福祉班、健康推進班、教育総務班、学校教育班、生涯学習班、公民館班
3 福祉避難所の設置	社会福祉班、社会福祉施設管理者
4 避難所から福祉避難所への移送	社会福祉班、社会福祉施設管理者、木更津市社会福祉協議会
5 被災した避難行動要支援者等の生活の確保	社会福祉班
6 社会福祉施設入所者等への支援	社会福祉班、社会福祉施設管理者

1 避難誘導等

避難行動要支援者については、避難行動要支援者避難支援プラン等に基づき避難支援者による避難誘導、支援を行う。

(1) 避難誘導

避難誘導は、次の事項に留意して行うものとする。

- ア 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。なお、この場合、避難者の誘導措置を講ずること。
- イ 危険な場所には、表示、なわ張りをを行うほか、状況により誘導員を配置する。
- ウ 状況により、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者又は歩行困難者は適当な場所に集合させ、車両又はボート等による輸送を行う。この場合、ロープ等の資材を利用して輸送途中の安全を期する。
- エ 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば町内会等の単位で行う。
- オ 高齢者、障がい者等の避難行動要支援者については、その状態や特性に応じた適切な避難誘導を行うとともに、市町村職員及び自主防災組織の隊員等による避難確認を行うこと。

(2) 避難順位

避難誘導は移動もしくは歩行困難な者を優先して行うが、その優先順位等については、避難行動要支援者避難支援プランの全体計画等に基づくものとする。

(3) 緊急入所等

社会福祉班、障がい福祉班及び高齢者福祉班は、在宅での生活の継続が困難な避難行動要支援者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な避難行動要支援者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行うものとする。

2 避難行動要支援者の支援

(1) 避難行動要支援者の安全確保

避難所を開設した避難所の責任者は、各避難所に保管してある要支援者名簿を開封し、民生委員、警察官、自治会長等の協力を得て安否確認を行い、避難支援が必要な場合は、避難支援を指示し、実行する。避難行動要支援者の情報は、社会福祉班に連絡する。

また、障がい福祉班、高齢者福祉班及び健康推進班は、地区の民生委員、自治会長等の協力を得て、避難行動要支援者の安否情報を収集する。

第3編 風水害等編
第3章 災害応急対策計画

(2) 避難生活での配慮

避難所を開設した場合は、教育部各班は、避難行動要支援者への負担を軽減するため、専用スペースや間仕切りの設置、段差の解消など避難所生活に配慮する。

社会福祉班、障がい福祉班及び高齢者福祉班は、福祉関係者と連携して相談や介護等の支援を行う。

企画班は、外国人には通訳ボランティアの派遣、外国語による広報紙の配布等を行う。

(3) 避難所における支援

障がい福祉班及び高齢者福祉班は、避難行動要支援者に対する援護対策のニーズを把握し、木更津市社会福祉協議会等の福祉関係団体、避難所自主運営組織、ボランティア等の協力を得て、次にあげる対策を行う。

ア 施設

障がい者用仮設トイレ、携帯トイレ、ベッド、間仕切りなどの設備の設置、騒音や出入り口等の配慮を行う。

イ 生活必需品、食料

避難行動要支援者に配慮した食料、介護ケア用品を供給する。

ウ 介護支援

必要なケアサービスを確認し、ボランティア等による介護等を行う。

エ 医療的支援

衛生環境の悪化による感染症等の予防を行う。

オ DWATの要請

避難所の高齢者、障がい者、乳幼児その他の要配慮者の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて「千葉県災害福祉支援チームの派遣に関する基本協定」により、千葉県災害福祉支援チーム（DWAT）の派遣を県に要請する。

(4) 巡回相談等の実施

社会福祉班、障がい福祉班及び高齢者福祉班は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地等において、社会福祉士、介護福祉士、児童相談員、ケースワーカー、ボランティア等の専門家によるホームヘルプサービス、要介護者への巡回相談等に努める。

3 福祉避難所の設置

避難行動要支援者を収容するため、福祉避難所に指定されている施設を福祉避難所として設置する。福祉避難所の設置は、福祉班が福祉避難所に指定されている施設の管理者と連絡をとり、行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、市長はこれを補助する。

なお、本市限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

福祉避難所開設後は、関係機関及び各避難所に開設済の福祉避難所を周知する。

4 避難所から福祉避難所への移送

社会福祉班は、避難所における避難行動要支援者の健康状態や特性等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送を行う。なお、健康状態や特性等に関係なく、その障がいなどにより通常の避難所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討する。

社会福祉班は、福祉避難所に指定された施設や関連団体、または県等と協力して要支援者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。市や関係機関等が保有する車両等のリストを作成するほか、個々の要支援者の移動手段の有無等を調査し、自力での移動可否状況を把握する。

また、社会福祉協議会と協力して、地域住民に対し、要支援者の避難所までの移動支援や避難所から福祉避難所への移送支援について働きかける。

5 被災した避難行動要支援者等の生活の確保

応急仮設住宅への入居については、高齢者・障がい者等の要配慮者を優先して行うよう努めるとともに、社会福祉班は、高齢者・障がい者に配慮した応急仮設住宅の設置等について検討する。

また、被災した要配慮者等の生活の確保として、社会福祉班および県は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談等の事業を行う。

- (1) 要介護者への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施
- (2) 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

6 社会福祉施設入所者等への支援

- (1) 安全確保

施設管理者は、入所者・利用者の安否を確認し、負傷した場合は、救護所等に移送する。

火災が発生した場合、職員は初期消火を行い、避難が必要な場合は、近隣の住民等の協力を要請する。

社会福祉班は、社会福祉施設の状況を把握し、避難等の支援を行う。

- (2) 施設における生活の確保

災害によりライフライン等が断たれ、食料、飲料水、生活必需品等が供給できなくなった場合、原則として施設管理者が対応するが、緊急を要する場合は、市が必要な支援を実施する。

第6節 救助救急・医療救護活動

1 救助・救急	消防部、消防団、木更津警察署、木更津海上保安署
2 危険物等の対策	消防部、教育部、県（君津地域振興事務所、君津健康福祉センター、南房総教育事務所）、関東東北産業保安監督部
3 医療救護	健康推進班、消防部、君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会、君津木更津薬剤師会

1 救助・救急

(1) 救助活動

ア 行方不明者情報の収集

消防部及び消防団は、住民、自主防災組織からの通報、緊急対応班の調査により、要救出者、行方不明者の発生状況を把握する。

イ 救助活動

消防部及び消防団は、救助隊を編成、救助資機材等を準備し行方不明者情報をもとに救出活動を行う。

災害の状況等により市だけでは救助活動が困難な場合は、警察署、隣接消防機関等の応援を要請する。自衛隊の応援が必要な場合、本部長（市長）は県知事に要請を依頼する。

また、車両、特殊機械が必要な場合は、県の協力又は建設事業者等に出動を要請する。

■救助活動

- | |
|--|
| ①延焼火災が多発し、多数の救急・救助事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。 |
| ②延焼火災は少ないが、多数の救急・救助事象がある場合は、多数の人命を救護することを優先する。 |
| ③同時に小規模な救急・救助事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。 |
| ④傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。 |

ウ 住民、自主防災組織、事業所等の活動

住民、自主防災組織及び事業所等は、二次災害の発生に十分注意しながら連携して、地域及び事業所内の被害状況を調査し、行方不明者の確認を行う。

また、崩壊土砂や建物等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して救助を行う。

エ 警察の活動

木更津警察署は、次の活動を行う。

(ア) 倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、大型商業施設等多人数の集合する場所等を重点に救出・救護活動を行う。

(イ) 救出した負傷者は、応急処置を施したのち、救護班等に引き継ぐか、車両等を使用して速やかに医療機関に収容する。

オ 海上保安署の活動

木更津海上保安署は、次の活動を行う。

(ア) 海難船舶が発生した場合は、その捜索・救助を行う。

(イ) 負傷者、医師、その他救助活動に必要な人員及び物資の海上輸送を行う。

(ウ) 避難者の海上輸送及び誘導に協力し、避難を援助する。

(エ) 臨海事業所においては、施設の倒壊や液状化等の影響により、孤立者が発生する可能性もあることから、海上からの避難が必要になった場合、海上保安署は他救助機関と連携して孤立者を揚収し、市等が指示する場所に搬送する。

(2) 救急活動

ア 救急搬送

重症者については、救命処置を要する者を優先し消防部、救護班の車両により搬送する。車両による搬送ができない場合は、県を通じてヘリコプターの出動を要請する。

イ 傷病者多数発生時の活動

災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、救護班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。

救護能力が不足する場合は、消防団、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連携を密にし、効率的な活動を行う。

2 危険物等の対策

危険物施設、高圧ガス施設、毒物劇物施設等の管理者は、爆発などの二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。消防部及び県は、必要に応じて立入検査を行う。

また、爆発などによって大きな被害が発生するおそれのある場合は、施設管理者は速やかに防災関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。消防部は、必要に応じて被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

(1) 高圧ガス等の保管施設

消防部及び県は、必要に応じて保安措置等についての指導を行うとともに、関係機関との情報連絡を行う。

(2) 石油類等危険物保管施設

消防部は、危険物施設等の所有者、管理者又は占有者に対して、次に掲げる措置を当該施設の実態に応じて講じるよう指導する。

ア 危険物の流出・爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置並びに施設の応急点検と出火等の防止措置

イ 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置

ウ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動

エ 危険物による災害発生時の自主防災組織活動と活動要領の制定

(3) 火薬類保管施設

県及び関東東北産業保安監督部は、危険防止措置を講ずる監督又は指導を行うとともに、必要があると認めるときは、緊急措置命令等を行う。

(4) 毒物・劇物保管施設

県は、有毒ガス発生の防止の応急措置、除毒方法と周辺住民の安全措置、連絡通報について指導する。

また、教育部は、県教育委員会の指導に基づき、学校等に保管してある薬品の危険防止や児童生徒の安全確保を指導する。

(5) 危険物等輸送車両等

消防部は、関係機関と連携して次の応急措置を行う。

ア 事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。

イ 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。

第3編 風水害等編
第3章 災害応急対策計画

ウ 危険物輸送車両等の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止等又は使用制限の緊急措置命令を発する。

3 医療救護

健康推進班は、大規模災害時における保健活動マニュアルに基づき活動する。

(1) 救護本部の設置

健康推進班は、市役所朝日庁舎会議室Bに木更津市災害救護本部を設置し、県災害医療本部、市内の災害拠点病院等の医療機関、君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会等の医療関係団体と連携した医療救護活動を推進する。

また、君津健康福祉センターが君津地域の合同救護本部を設置した場合は同本部と連絡調整を行い、同本部の地域災害医療コーディネーターをはじめ、君津地域の各市、災害拠点病院等の各医療機関及び医療関係団体等と連携した災害医療活動を推進する。

■市救護本部・合同救護本部の主な機能

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①君津地域の医療救護活動の指揮、調整②DMA T以外の医療救護班の応援活動についての指揮、調整③搬送先医療機関の確保、調整④県災害医療本部への要請（医薬品の供給等）⑤地域の診療機能の復旧支援、復旧状況に応じた巡回診療の推進 |
|---|

(2) 初動医療体制

ア 医療機関の状況把握と広報

健康推進班は、病院、医科診療所、歯科診療所、薬局の被災状況及び稼働状況について把握し、受診可能な医療機関や薬局等の情報を住民に広報する。

イ 救護所の設置

健康推進班は、医療機関の稼働状況を把握し、君津健康福祉センターや君津木更津医師会と協議し、必要に応じて救護所の設置を行う。

ウ 救護班の編成

健康推進班は、君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会に対し、救護班の編成及び救護所への派遣を要請する。

市で対応ができない場合、県に対して、県が組織する救護班の派遣を要請する。

エ 救護所の運営

救護所の運営は、健康推進班及び救護班が運営する。

オ 医療用資器材の確保

健康推進班は、救護のための医療器具及び薬品を、君津木更津医師会等に協力を要請する。不足する場合は、県に対し医薬品等の供給を要請する。

輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、県を通じて千葉県赤十字血液センターに供給を依頼する。

カ 救護所の閉鎖

健康推進班は、地域の医療機能が回復したら、救護所を閉鎖、巡回診療を終了する。

キ 精神医療チームの派遣要請

健康推進班は、君津健康福祉センター等に災害派遣精神医療チーム（DPAT）の活動拠点本部が設置された場合に、DPATの行う医療救護活動との調整を図るものとする。

■救護所での活動

(ア) 救護所設置予定箇所

救護所の設置は、地域の医療機関受け入れ状況を確認した後に、被災状況に応じ、被災者の人数が多い箇所を優先し、市内小中学校または、公民館等に設置する。

(イ) 救護所での活動

A 負傷者の緊急度の判定

B 被災現場から移動してきた住民の応急処置

C 自治会、自主防災組織等との協力による負傷者への応急措置

D 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定

E 緊急に対応を必要とする心臓病及び重症高血圧、重症糖尿病患者への医薬品の提供

(3) 後方医療体制

ア 後方医療機関の確保

健康推進班は、市内の救急告示病院、災害拠点病院に重症者の受け入れについて要請する。

また、県を通じて災害拠点病院、県外の医療機関へ重症者の受け入れを要請する。

イ 傷病者の搬送

救出現場から救護所又は病院までの重症者の搬送は、救急車、応援車両等により行う。後方医療機関又は県外の医療機関までの搬送は、救急車又はヘリコプター等により行う。

なお、軽症者の搬送は、自治会、自主防災組織、事業所等が協力して行うことを基本とする。

(4) 透析患者・在宅酸素患者等への対応

健康推進班は、人工透析、酸素療養の応急措置について、医療機関の対応状況を確認し情報を提供する。

(5) 妊婦への対応

健康推進班は、通常の分娩は被災していない市町村の医療機関で受診するよう指導する。胎児及び妊婦に生命の危険がある場合は、医療機関の対応状況を確認し、困難な場合は、県を通じて受け入れ医療機関を確保し、救急車又はヘリコプター等で搬送する。

※資料編2 災害協定書・覚書等一覧表

第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策

1 災害警備計画	木更津警察署、木更津海上保安署
2 交通対策計画	管理用地班、市民活動支援班、管財班、木更津警察署、道路管理者
3 緊急輸送	土木班
4 緊急輸送の実施	本部班、管財班、教育総務班、スポーツ振興班
5 在港船舶対策計画	港湾管理者

1 災害警備計画

(1) 千葉県警察災害警備計画

ア 基本方針

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出救助、交通の確保、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。

イ 警備体制

警察本部及び木更津警察署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

(ア) 災害警備本部

規模被害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合

(イ) 対策室

災害発生のおそれがある場合又は被害程度が小規模の場合

(ウ) 連絡室

県内に、大雨、洪水、暴風・高潮警報が発表された場合、又は台風が接近・上陸するおそれがある場合

ウ 災害警備活動要領

(ア) 要員の招集及び参集

(イ) 気象情報及び災害情報の収集及び伝達

(ウ) 装備資機材の運用

(エ) 通信の確保

(オ) 救出及び救護

(カ) 避難誘導及び避難地区の警戒

(キ) 警戒線の設定及び被害の拡大防止措置

(ク) 災害の拡大防止と二次災害の防止

(ケ) 報道発表

(コ) 行方不明者の捜索及び迷子等の保護

(サ) 死傷者の身元確認、遺体の収容

(シ) 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）

(ス) 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）

(セ) 協定に基づく関係機関への協力要請

(ソ) その他必要な応急措置

(2) 木更津海上保安署の非常配備等計画

ア 大規模海難等の発生が予想される場合においては、海上保安庁非常配備規則に基づき、次の段階に分けて発令するとともに、海上における犯罪の予防及び鎮圧、人命及び財産の保護並びに海洋汚染の防止に対処する。

イ 警戒配備（注意体制）

管内に大規模海難等に至らない海上における災害の発生が予想されるときに緊急に事前の措置を実施し、これに備える態勢を確立するため、要員の増強、通信の強化及び巡視船艇・航空機を待機又は出動させる等の措置を実施する。

ウ 非常配備

大規模な海難、その他海上における災害であって、社会的に著しく影響の大きい事態の発生が予想されるときは、非常配備乙を発令して、緊急に事前の措置を実施し、これに備える態勢を確立するため、要員の増強、対策の検討、通信の強化及び巡視船艇・航空機を待機又は出動させる等の措置を実施する。

エ 警備要領

- （ア）海上における治安の確保及び海上における遭難者（陸上から流れ出した漂流者を含む）の救助作業は、所属巡視船艇あるいは他の海上保安部署からの応援派遣船艇、航空機をもって実施し、救護を必要とする者については、対策本部及び医療機関等と連絡を密にして、早急に引渡し、場合によっては医師、看護師等が当庁巡視船艇に直接乗船して救護に当たる。
- （イ）災害時の救助活動を行うに際し、海上自衛隊との任務分担及び情報の交換については、海上自衛隊横須賀地方隊と第三管区海上保安部との海上における災害派遣に関する地方協定による。

2 交通対策計画

（1）被災施設の応急対策方法

ア 交通支障箇所の調査

道路管理者は、その管理する道路について、災害時における危険箇所をあらかじめ調査し、把握しておくとともに、災害が発生した場合に当該道路の被害の状況を調査の上、報告するものとする。

イ 調査及び報告

管理用地班は、調査の結果支障箇所を発見した場合は、下記の要領により報告する。

- （ア）支障箇所を発見したときは、速やかにその路線名・箇所・拡大の有無・う回路線の有無その他被災の状況等を本部長（市長）に報告する。
- （イ）本部長（市長）は、上記（ア）による報告を受けたときは、その状況を直ちに市の区域を管轄する関係機関の長に報告する。

（2）交通規制

ア 道路管理者等の通行禁止又は制限

道路管理者は、道路法第46条の規定により、道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限するものとする。

なお、放置車両、立ち往生車両等の発生により、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者は、災害対策基本法第76条第1項の規定により、道路の区間を指定し、運転者等に対し車両等の移動を命令する等の措置をとる。また、運転者等が不在の場合等にあつては、道路管理者自ら車両等の移動を行い通行の確保を行う。この場合、やむを得ない場合において、道路管理者等は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分ができる。

イ 公安委員会の交通規制

第3編 風水害等編

第3章 災害応急対策計画

(ア) 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条の規定に基づき、道路における交通の規制を行う。

(イ) 公安委員会は、県内又は隣接・近接都県の地域に係る災害が発生又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

ウ 警察署長の交通規制

木更津警察署長（高速道路交通警察隊長を含む。）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法第5条又は第114条の3の規定により、道路における交通の規制を行う。

エ 警察官の交通規制等

(ア) 警察官は、道路の損壊、交通事故の発生、その他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度で道路交通法第6条又は第75条の3の規定により、交通の規制を行うものとする。この場合、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等を行うことができる。

(イ) 警察官は、通行禁止区域等（前記イ(イ)により通行を禁止又は制限されている道路の区間又は区域をいう。以下同じ。）において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。この場合、警察官の命令に従わないとき又は、運転者等が現場にいないために命ずることができないときは、警察官が、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。（災害対策基本法第76条の3）

オ 自衛官及び消防吏員の措置命令・措置等

(ア) 自衛官及び消防吏員（以下「自衛官等」という。）は、災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項に基づき、警察官がその場にいない場合に限り、前記(2)イの職務の執行について行うことができる。

(イ) 自衛官等は、前項の命令又は措置をとったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。

カ 木更津海上保安署の海上交通規制

(ア) 木更津港長（木更津海上保安署長）は、必要に応じ港内在泊船舶の避難勧告を行うほか、海上障害物が存在する場合、海上の状況に応じ巡視艇により海上の交通整理を実施し、必要ある場合は航行制限を実施する。

(イ) 航行制限の実施及び航路標識の流失、移動、消灯等については、発生の都度、航行警報、水路通報及び海の安全情報により周知を図るとともに、航路標識については応急復旧の措置をとる。

(3) 緊急通行車両等の確認等

ア 緊急通行車両等の申請手続き

知事又は公安委員会は、災害対策基本法第76条に基づく通行の禁止又は制限を行った場合、緊急輸送のための車両の使用者の申出により、災害対策基本法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を行う。

管財班は、災害対策に使用する届出済証の交付を受けていない車両について、「緊急通行車両等確認申請書」を県又は公安委員会に提出する。県知事又は公安委員会は、緊急通行車両であることを確認したときは、標章及び確認証明書を交付する。

交付された標章は、当該車両の助手席側の内側ウインドウガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し、証明書は、当該車両に備えつける。

イ 緊急通行車両等の事前届出について

(ア) 公安委員会では、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。

(イ) 公安委員会は、前記により緊急通行車両に該当すると認められるものについては、届出済証を交付する。

(ウ) 届出済証の交付を受けた車両については、県警察本部、木更津警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、緊急通行車両の確認を受けることができる。この場合において確認審査を省略して標章及び確認証明書を交付する。

(4) 交通情報の収集及び提供

市民活動支援班は、木更津警察署及び道路管理者と連絡を取り、道路の被災状況、交通の状況等の情報を収集する。

3 緊急輸送

(1) 県の緊急輸送道路

市域において交通規制の対象となる道路は、主として県で定める「千葉県緊急輸送道路 1 次路線（交通規制対象道路）」である。

■交通規制対象道路

- | |
|--|
| ①館山自動車道、館山自動車道木更津南支線 |
| ②東京湾アクアライン、アクアライン連絡道、首都圏中央連絡自動車道 |
| ③国道 16 号、主要地方道木更津富津線、主要地方道袖ヶ浦中島木更津線、木更津市道 206 号線 |
| ④国道 127 号 |
| ⑤国道 410 号、国道 409 号 |

(2) 市の主要道路

土木班は、主要な市道を点検するとともに、障害物の除去を実施し交通の確保を図る。

4 緊急輸送の実施

(1) 車両輸送

ア 車両の確保

管財班は、公用車その他の車両を管理し、各班からの配車要請に基づいて配車を行う。庁用車では不足する場合又は庁用車では輸送できない場合は、千葉県トラック協会、千葉県バス協会等の輸送業者等からトラック、バス等を調達する。

イ 燃料の確保

管財班は、市内の燃料販売業者からガソリン等の燃料を調達する。

(2) 鉄道輸送

本部班は、自動車による輸送が不可能な場合又は広域輸送が必要な場合は、東日本旅客鉄道株式会社に鉄道による輸送を要請する。

(3) ヘリコプターによる輸送

第3編 風水害等編
第3章 災害応急対策計画

ア ヘリコプターの要請

本部班は、災害による交通の途絶又は傷病者の空輸等緊急的な輸送を必要とする場合は、県を通じて自衛隊等に対し、ヘリコプターによる輸送を要請する。

イ 臨時ヘリポートの開設

教育総務班及びスポーツ振興班は、次の施設にヘリポートを開設するため、施設の被災状況等の点検を行い、自衛隊等とともに開設準備を行う。

また、安全確保として離発着場所の確保と立入制限のために職員を配置する。

■臨時ヘリポートの開設予定場所

名 称	所在地	電 話
木更津第一中学校	中央 1-10-1	(22) 5321
木更津市営野球場	清見台 1-6-7	(25) 1987
富来田中学校	真里谷 275	(53) 2020
岩根中学校	高柳 3-7-49	(41) 2096
金田中学校	中島 2820	(41) 0032
畑沢中学校	畑沢 1053-1	(36) 5021
東清小学校	菅生 114	(98) 0424
鎌足小学校	矢那 609	(52) 2004
桜井運動場	桜井新町 4-2	(23) 5319

(4) 海上輸送

本部班は、陸上の交通が途絶する等困難を極めるときは、県を通じて自衛隊、海上保安庁に、また、民間船舶、漁業協同組合に海上輸送を要請する。

また、災害時の海上輸送体制を強化するため、平時から関係機関等と機会を捉えて防災訓練を実施する等、密接な連携を図る。

5 在港船舶対策計画

災害時の木更津港における在港船舶の安全を確保するため、次の対策を実施する。

(1) 港湾管理者（県木更津港湾事務所）

ア 気象通報組織を通じての予警報の周知徹底

イ 情報周知、保船等の指導

ウ 関係機関との情報交換

エ 荒天時においても利用可能な避泊地を創出するため、防波堤及び船溜の整備を進めておくものとする。

(2) 港長（木更津海上保安署長）

ア 台風等が木更津港に来襲し、災害の発生が予想される場合、「木更津港台風・津波等対策委員会」の審議を踏まえ、在港船舶等に対し必要な勧告を行う。

イ 港則法により特定港としての船舶交通の安全及び港内の整頓を図る。

(3) その他の対策

港長は、港則法により特定港としての船舶交通の安全及び港内の整頓を図る。また、貯木場管理者に対し、状況により貯木場の網端（あば）の監視の強化又は緊急水切り等を行わせる。

なお、荒天時においても利用可能な避泊地を創出するため、防波堤の整備及び小型タンカー用の船溜の整備を進めておくものとする。

※資料編2 災害協定書・覚書等一覧表

第8節 救援物資供給活動

1 応急給水	かずさ水道広域連合企業団
2 食料・生活必需品等の供給	市民班
3 燃料の調達	管財班
4 救援物資の受け入れ・管理	市民班、社会福祉班、スポーツ振興班、保険年金班

1 応急給水

(1) 飲料水の確保

ア 飲料水の確保

本部班は、かずさ水道広域連合企業団と連携し、配水池、飲料水兼用耐震貯水槽により飲料水を確保する。

水道施設の接続により近接市の水道事業から受水が可能な場合、これにより供給する。

河川、井戸、水泳プール、防火用水等で、滅菌処理により飲用可能な場合は浄水機での処理による供給を検討し、必要に応じて活用する。

イ 水源の水質検査及び保全

本部班は、確保した水源の水が飲料水として適当か検査及び消毒等による水質保全に努める。

ウ 家庭内備蓄の活用

災害発生当初は、病院、救護所等の重要施設への給水を行うため、住民は家庭で備蓄する飲料水で対応することを原則とする。

(2) 給水活動の準備

本部班は、かずさ水道広域連合企業団と連携し、次のように給水活動の準備を行う。

■給水活動の準備

給水場所の設定	指定避難所等
給水計画作成	①給水ルート ②給水方法 ③給水量 ④人員配置 ⑤広報の内容・方法等 ⑥資機材の準備 ⑦水質検査
応援要請	自衛隊、海上保安庁、他水道事業者、日本水道協会、管工事業協同組合
給水資機材の確保	給水車、ポリタンク、給水袋等（不足するときは自衛隊、他水道事業体に要請）

(3) 給水方法

本部班は、かずさ水道広域連合企業団と連携し、次のように給水活動を行う。

ア 緊急給水

初期の応急給水活動は、給水車により救急告示病院・総合病院等重要な病院（特に人工透析患者が入院・通院している施設）、社会福祉施設等の重要拠点への給水を中心に行う。

イ 給水方法

被災者への給水は、緊急給水体制が整い次第、指定避難所等に給水拠点を拡大する。

給水方法は、給水車より簡易貯水槽（5.7t）、給水タンク（0.5t・1.0t）に飲料水を補給し、付属の仮設給水栓から非常用飲料水袋（5～6リットル）や、住民の持参した容器に給水を行う。搬送用容器が不足する場合は、県及び関係機関に要請する。

また、要請に応じて、指定避難地以外で給水が必要な施設に応急給水を行う。

第3編 風水害等編
第3章 災害応急対策計画

ウ 仮設給水栓の設置

水道施設の復旧に応じて、仮設給水栓、消火栓を活用した給水栓を設置する。

■給水量の基準

災害発生からの日数	目標水量	住民の水の運搬距離	主な給水方法
災害発生～3日	3L/人・日	概ね1km以内	耐震性貯水槽・タンク車
4日～10日	20L/人・日	概ね250m以内	配水幹線付近の仮設給水栓
11日～21日	100L/人・日	概ね100m以内	配水支線上の仮設給水栓
22日～28日	被災前給水量	概ね10m以内	仮配管の各戸給水・共用栓

(4) 給水広報

本部班は、かずさ水道広域連合企業団と連携し、給水時刻、給水地点等の情報をシティプロモーション班に伝達し、広報を要請する。

また、家庭の備蓄水について、水質の変化、保存期間に十分に留意し、使用に際しては、煮沸又は滅菌するよう周知する。

2 食料・生活必需品等の供給

(1) 備蓄の活用

災害発生当初は、家庭内備蓄、市の備蓄食料で対応することを基本とする。

(2) 食料の確保

ア 供給の対象者

食料の支給対象者は、次のとおりとする。

■食料供給の対象者

- | |
|--|
| ①避難所に収容された者
②全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等の被害があり炊事のできない者
③住家に被害を受けたため、一時縁故先等へ避難する者
④旅行者、滞在者、通勤通学者で他に食料を得る手段のない者
⑤施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者
⑥災害応急対策活動従事者 |
|--|

イ 食料の確保

供給する食料は、弁当、パン、牛乳類とし、できる限り避難行動要支援者に適した供給ができるように配慮する。乳幼児に対しては、原則として、粉ミルク販売業者等からの調達による粉ミルク（調整粉乳）とする。

市民班は、業者に食料の供給を要請する。確保が困難なときは、県に対して供給を要請する。

また、政府所有米穀の調達を要するときは、必要とする米穀の数量を知事に要請し、知事は農林水産省農産局長に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとする。

ウ 炊き出し

市民班は、弁当、パン等の調達が十分でない場合は、赤十字奉仕団等の協力を得て炊き出しを実施する。炊き出しに当たっては、食品衛生や食中毒の防止等に十分注意するように指導する。

(3) 食料の供給

市民班は、食料の搬送を食料供給業者に要請又は保険年金班に輸送を依頼する。輸送の依頼を受けた保険年金班は災害協定締結団体先や輸送業者等と連携し、食料を避難所まで輸送する。避難所での配布は、避難所運営組織に一任する。

(4) 生活必需品の確保

ア 供給の対象者

生活必需品の供給対象者は、次のとおりとする。

■生活必需品供給の対象者

住家の被害が全壊（焼）、半壊（焼）等であつて次に掲げる条件を満たす者 ①被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者 かつ ②被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

イ 調達の方法

市民班は、業者に生活必需品の供給を要請する。確保が困難なときは、県に対して供給を要請する。

また、全国から寄せられる救援物資も供給する。

(5) 生活必需品の供給

市民班は、生活必需品の搬送を生活必需品供給業者に要請又は保険年金班に輸送を依頼する。できない場合は、物資集積所に搬送の後、輸送業者等に避難所までの輸送を要請する。

避難所での配布は、避難所運営組織に一任する。

3 燃料の調達

管財班は、災害時の応急対策が燃料不足による支障を避けるため、災害時における全庁の自家発電設備や公用車等の燃料について、迅速な調達を行う。

4 救援物資の受け入れ・管理

(1) 救援物資の要請

ア 全国への要請

市民班は、備蓄や調達、応援要請によっても応急物資が不足すると判断した場合には、全国的に救援物資を募集する。募集の際は、必要とする物資の種類、量、送付方法等について情報を提供する。なお、救援物資の受け入れは、企業、団体からの物資のみとすることを原則とする。

イ 日本赤十字社への要請

社会福祉班は、日本赤十字社に義援品の要請を行う。受付、整理、配布は、救援物資と同様に行う。

(2) 救援物資の受け入れ

救援物資は登録制とし、必要がある時期に市民班が供給先に要請する。

スポーツ振興班は、救援物資の集積場所を開設する。集積された物資を、保険年金班が受け入れた後、ボランティアの協力を得て仕分け作業を行い、保険年金班が避難所へ配送する。

■物資集積場所

1位 木更津市民体育館 2位 木更津市民会館 ※ 災害状況に応じて民間施設等を物資集積場所として活用することも検討する。

※資料編2 災害協定書・覚書等一覧表

※資料編3-3 災害時における市の物資調達先一覧

※資料編3-4 応急仮設住宅設置予定箇所

第9節 広域応援の要請

1 自治体等への応援要請	本部班、応援職員支援班、職員班
2 消防の広域応援要請	消防部
3 上水道・下水道事業体の相互 応援	下水道推進班、かずさ水道広域連合企業団
4 労働力の確保	本部班、木更津公共職業安定所
5 広域避難の要請・受入れ	本部班、市民班、住宅班、教育部各班

1 自治体等への応援要請

(1) 県への応援要請

本部長(市長)は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援の要請又はあっせんの要請を行う。本部班は、これらの手続きを実施する。

■県への応援要請手続き

要請先	県防災危機管理部防災対策課	
連絡方法	文書（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）	
応援の要求	①災害の状況 ②応援を必要とする理由 ③応援を希望する物資等の品名、数量 ④応援を必要とする場所・活動内容 ⑤その他必要な事項	災害対策基本法第68条

なお、県では、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下したと推測される市町村に対して県職員の派遣やプッシュ型支援を計画しており、被害等の情報収集、災害対策本部の運営、必要最低限の水、食料、生活必需物資等の供給、物資の仕分け、避難所運営、り災証明書の交付等の支援が本市に対して積極的に行われる可能性がある。

また、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、県が応急措置の全部又は一部を代行する計画である。

(2) 指定地方行政機関等への応援要請

本部長(市長)は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関若しくは特定公共機関（指定公共機関のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して市域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するもの）の長に対し、職員の派遣要請、又はその派遣について県知事に対しあっせんを求める。本部班は、これらの手続きを実施する。

■指定地方行政機関等への応援要請手続き

要請先	指定地方行政機関又は特定公共機関（あっせんをもとめる場合は県）	
連絡方法	文書（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）	
職員派遣・ あっせん要請	①派遣の要請・あっせんを求める理由 ②職員の職種別人員数 ③派遣を必要とする期間 ④派遣される職員の給与その他勤務条件 ⑤その他必要な事項	派遣：災害対策基本法 第29条 あっせん：災害対策基本法 第30条 地方自治法第252条の17

(3) 県内市町村との相互応援

県内で大規模災害が発生した場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、消

防以外の分野に関し「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、他の市町村長に応援を要請する。本部班は、これらの手続きを実施する。

■ 県内市町村への応援要請手続き

要請先	要請先市町村（複数にわたる場合は知事）
連絡方法	文書（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）
要請事項	①被害状況 ②応援の種類 ③応援の具体的内容及び数量 ④応援を希望する期間 ⑤応援場所及び応援場所への経路 ⑥その他必要な事項
応援の種類	①食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 ②被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 ③救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供 ④救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 ⑤被災者の一時収容のための施設の提供 ⑥被災傷病者の受入れ ⑦死体の火葬のための施設の提供 ⑧ごみ・し尿等の処理のための施設の提供 ⑨ボランティアの受付及び活動調整 ⑩前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（4）応援隊の受入れ・活動支援

応援隊の集結地は、下水処理場駐車場とし、職員班が受け入れを行い、各班からの応援要請に基づき応援者を配分する。各活動現場においては、各班が応援者の業務について対応する。

なお、応援隊の宿泊施設、食料、資機材等は、応援隊が手配することを原則とする。

（5）受援計画の策定

危機管理課は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるように、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えた受援計画を定めておく。

2 消防の広域応援要請

（1）広域消防応援体制

ア 千葉県広域消防相互応援協定に基づく体制

本部長（市長）及び消防長は、県内消防機関による広域的な応援が必要と認めるときは、この協定及びその具体的活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき迅速な相互応援を実施する。

イ 緊急消防援助隊

消防庁長官は、県知事と緊密な連携を図り、緊急消防援助隊の出動の有無を判断し、消防組織法第44条の規定に基づき、適切な措置をとる。

ウ 隣接市等との消防相互応援

消防長は、消防組織法第39条の規定に基づき、消防相互応援協定を締結している市町村等に対し応援要請する。

エ 広域一時滞在

第3編 風水害等編

第3章 災害応急対策計画

(ア) 協議の実施

災害により被災した市民を県内他市町村に避難させる（広域一時滞在）必要がある場合、本部長は、県内他市町村長に受け入れについて協議する。

適当な受け入れ先が見つからない場合は、知事に助言を求める。

なお、協議を行う場合は、知事に報告する。

(イ) 協議内容の公示及び通知

協議先市町村より受け入れ決定通知を受けたときは、その内容を公示するとともに、支援に関係する機関への通知と知事への報告を行う。

また、広域一時滞在を終了する場合も同様とする。

(ウ) 県外広域一時滞在

災害により被災した市民を県外に避難させる（県外広域一時滞在）必要がある場合、本部長は、知事に対して協議を行う。

(エ) 避難者の受け入れ

市長は、受け入れの協議を受けた場合、受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設を提供する。

(2) 消防機関の受入れ

消防部は、緊急消防援助隊の進出拠点を「本署」、「金田分署」とし、応援派遣部隊の受け入れ及び指揮、運用を行う。

(3) ヘリコプターの派遣要請

本部長（市長）及び消防長は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援・千葉県事前計画」及び「千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱」に基づき、ヘリコプターの派遣を要請する。

3 上水道・下水道事業体の相互応援

(1) 上水道

かずさ水道広域連合企業団は、災害時の給水等の応急措置を実施するため他の事業体等の応援を求めようとするときは、「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき、県に必要な措置を要請する。

県は水道事業体等の要請に基づいて応援の調整を行い、他の事業体等に応援要請を行う。また、水道業者への応援要請の必要があるときは、かずさ水道広域連合企業団と各市管工事業協同組合が締結した「災害時等における水道復旧活動に関する協定」に基づき、復旧活動の要請を行う。なお、管工事業協同組合でも対応できない場合は、一般社団法人千葉県上下水道インフラ整備協会と県が締結した「災害時等における水道復旧活動に関する協定」等に基づき復旧活動の要請を行う。

(2) 下水道

下水道推進班は、「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき県に、応急措置の支援を要請する。

4 労働力の確保

本部長（市長）は、災害応急措置の実施において労務者等を必要とするときは、木更津公共職業安定所長に対し、所定の申込書により求人の申込をするものとする。本部班は、これらの手続きを実施する。

5 広域避難の要請・受入れ

(1) 広域避難の要請

ア 広域避難の要請

市長は、避難指示等を発令した際、避難場所等を確保できず、市民等を保護するため県内の他市町村に滞在させる必要がある場合、当該市町村長と協議することができる。

また、避難者を県外の市町村に滞在させる必要がある場合は、知事に対して当該都県の知事と受入れを協議するよう要求できる。なお、緊急を要する場合は知事に報告し、当該市町村長と協議することができる。

イ 広域一時滞在の要請

市長は、市内の被災者について県内の他市町村の受入れが可能と予想される場合は、本市の具体的な被災状況、受入れを要する被災者数等を示して当該市町村と協議する。

また、県内の被災状況等から県外への広域一時滞在が必要な場合は、県に対して他の都道府県と受入協議を行うよう要請する。

受入れが決定された場合は避難先の市町村に職員を派遣し、本市の避難者の受入方法等を調整する。

(2) 広域避難の受入れ

他市町村又は県から本市への広域避難又は広域一時滞在の受入れを要請された場合は、本市も被災している場合等の理由がある場合を除いてこれを受入れ、一時滞在用の公共施設等を提供する。

教育部各班は、広域避難者に対し、避難所を開設して収容する。

住宅班は、広域一時滞在者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

※資料編2 災害協定書・覚書等一覧表

第10節 自衛隊への災害派遣要請

1 災害派遣要請の手続き	本部班
2 災害派遣部隊の受入体制	本部班
3 災害派遣部隊の撤収	本部班
4 災害派遣部隊の活動	本部班
5 経費負担区分	本部班

1 災害派遣要請の手続き

(1) 災害派遣・撤収要請

ア 派遣要請

本部長（市長）は、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を要求する。

イ 派遣要請の手続き

本部長（市長）が知事に対して災害派遣要請を依頼するときは、次の事項を明記した文書をもって行う。

ただし、緊急を要する場合において文書をもってすることができないときは、電話等で依頼し、事後速やかに文書を送達する。通信の途絶等で知事に要求できないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知し、事後、所定の手続きを行う。

本部班は、これらの手続きを実施する。

2 災害派遣部隊の受入体制

本部班は、自衛隊の災害派遣要請を依頼した場合、作業計画を作成し、次のような受け入れ体制を整える。

また、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮する。

(1) 作業計画の作成

ア 作業箇所及び作業内容

イ 作業箇所別必要人員及び必要機材

ウ 作業箇所別優先順位

エ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所

オ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

(2) 資機材の準備

必要な機械、器具、材料、消耗品等の確保に努め、諸作業に関係のある管理者への了解を取りつける。

(3) 施設の準備

派遣された部隊に対し、次の施設等を準備する。

ア 本部事務室

イ 宿舎

ウ 材料置場、炊事場（野外の適切な広さ）

エ 駐車場（車1台の基準は3m×8m）

オ 指揮連絡用ヘリコプター発着場

機種	必要地積（最小）	機種	必要地積（最小）
OH-6J×1	約 30m×30m	UH-60×1	約 50m×50m
UH-1H×1	約 36m×36m	CH-47×1	約 100m×100m

注：四方向に障害物のない広場のとき

(4) 交渉窓口

- ア 連絡窓口を一本化する。
- イ 自衛隊からの連絡員の派遣を要請する。

3 災害派遣部隊の撤収

災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、本部長（市長）は、知事及び派遣部隊の長と協議の上、派遣部隊の撤収要請を行う。

■災害派遣要請の手続き

要請事項	①災害の情况及び派遣を要請する事由 ②派遣を希望する期間 ③派遣を希望する区域及び活動内容 ④連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等その他参考となるべき事項
連絡先	県防災危機管理部防災対策課

■緊急の場合の連絡先

部 隊 名 等	連絡責任者、電話番号	
	時間内（平日）8:00～17:00	時間外
陸上自衛隊 第1ヘリコプター団 （木更津）	第3科運用班長 0438-23-3411 内線 215	駐屯地当直司令 0438-23-3411 内線 301
	県防災行政無線 時間内：633-721、633-723	
	時間外：633-724	

4 災害派遣部隊の活動

知事が自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつやむを得ない事態と認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、概ね次のとおりとする。

■自衛隊の支援活動

①被害状況の把握	②避難の援助	③遭難者等の捜索救助
④水防活動	⑤消防活動	⑥道路又は水路の啓開
⑦応急医療、救護及び防疫	⑧人員及び物資の緊急輸送	⑨炊飯及び給水
⑩物資の無償貸与又は譲与	⑪危険物の保安及び除去	⑫その他

(1) 自衛隊の自主派遣

自衛隊においては、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により部隊等を自主派遣することができる。

■自衛隊自主派遣の判断基準

①関係機関に対して災害情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること
②知事等が自衛隊の災害派遣の要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること
③災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること
④その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められること

5 経費負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとする。

ただし、他市町村にわたって活動した場合の負担割合は、当該市町村長と協議して定める。

(1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の
購入費、借上料及び修繕費

(2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料

(3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等

(4) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議
する。

※資料編 6－3 自衛隊災害派遣要請様式

第11節 学校等における児童・生徒の安全対策

1 防災体制の確立	教育総務班、学校教育班、子育て支援班、各学校
2 応急教育	教育総務班、学校教育班、各学校
3 学用品の調達及び支給	学校教育班、各学校
4 応急保育	こども保育班
5 文化財の保護	生涯学習班

1 防災体制の確立

(1) 防災教育の一層の充実

学校は、東日本大震災の教訓を生かし、学校と地域が連携した防災訓練などの体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）や、他者や地域の防災に貢献できること（共助）など、発達段階に応じた防災意識の高揚に努めるものとする。

(2) 事前準備

- ア 校長は、学校の立地条件などを考慮した上、学校安全計画を作成、実施するとともに、危険等発生時対処要領を作成し、周知する。
- イ 校長は、災害の発生に備えて次のような対策及び措置を講じなければならない。
 - (ア) 計画的に防災にかかわる施設、設備の点検整備を図る。
 - (イ) 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者との連絡方法を検討する。
 - (ウ) 当該教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡体制を確立する。
 - (エ) 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。

(3) 災害時の体制

- ア 校長は、状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。
- イ 校長は、災害の規模並びに児童生徒、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、当該教育委員会へ報告しなければならない。
- ウ 校長は、状況に応じ、当該教育委員会と連絡の上、臨時休校等適切な措置をとる。
- エ 校長は、避難所の開設等災害対策に協力するため、学校の管理業務の一環として、職員の配備、役割分担計画を策定するなど、避難所運営等に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。
- オ 校長は、準備した学校安全計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど災害状況と合致するように速やかに調整する。
- カ 応急復旧計画については、当該教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。

(4) 災害復旧時の体制

- ア 校長は、教職員を掌握するとともに校舎の準備を行い、児童・生徒等に対しては被災状況を調査し、当該教育委員会と連絡し、教科書及び教材の給与に協力する体制に努める。
- イ 教育委員会は、被災学校の校長に対し、情報及び指令の伝達に万全を期する。
- ウ 校長は、学校が災害により校舎等の一部損壊や、避難所等に学校を提供することなどにより、児童生徒の一部又は全部が学校を使用できなくなる場合には、応急復旧計画に基づき、当該教育委員会と緊密に連絡の上、出来る限り早い段階での授業再開に努める。
- エ 当該教育委員会は、被災学校に対して、授業再開に向けての必要な指導をするとともに、学

第3編 風水害等編
第3章 災害応急対策計画

校が使用できない場合には、他の公共施設等の使用を確保することなど、早期の授業再開を支援する。

2 応急教育

(1) 応急教育計画の作成

学校長は、準備した応急教育計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整する。

作成した応急教育計画は、学校教育班に報告し、決定次第速やかに保護者及び児童・生徒・園児に周知徹底を図る。

■ 応急教育の留意事項

教育内容	教科書、学用品等の損失状況を考慮する。特に、健康指導、生活指導、安全教育を実施する。
生活指導	①児童・生徒相互の助け合い精神を育て、災害時の集団生活を指導する。 ②関係機関、医師会、その他専門家と連携・協力して、児童・生徒の「こころのケア」対策を行う。

(2) 応急教育

ア 応急教育の実施

学校長等は、災害発生後は、臨時休校（園）の措置をとる。その後、応急教育計画に基づき学校等へ収容可能な児童・生徒・園児は、授業等の一部を再開し、それまでの間は臨時登校等の措置をとる。

また、学校教育班は、他市町村へ避難する児童・生徒・園児については、教職員の分担を定めて就学手続きの臨時的措置をとるとともに、避難した地域ごとに実状の把握に努め、必要がある場合は疎開先を訪問するなどの措置をとる。

イ 学校給食の措置

教育総務班及び学校教育班は、学校再開に合わせ、学校給食が再開できるように努める。再開する場合は、施設設備の消毒、調理関係者の健康管理等、衛生に十分留意する。

施設を炊き出し等に利用する場合、食材等の入手が困難な場合等は、一時中止する。

ウ 健康管理

学校教育班は、災害の状況により、被災した学校等の教職員及び児童・生徒・園児に対し感染症予防接種並びに健康診断、心のケアについて、君津健康福祉センター及び学校医、関係機関等と協議し実施する。

エ 授業料の減免

教育総務班は、被災した児童・生徒等に対する学校納付金等の減免について、必要な計画を樹立しておく。

3 学用品の調達及び支給

災害により、学用品を喪失またはき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して、教科書、文房具や通学用品等の学用品を給与する。

(1) 実施機関

教材・学用品の給与は本部長（市長）及び学校教育班が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長（市長）はこれを補助するものとする。

なお、本部長（市長）は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して知事の行う救助の実施を待つことができない場合は、救助に着手するものとする。

(2) 学用品の給与

災害救助法が適用された場合の学用品の給与は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。なお、同法の適用に至らない場合における給与は、同法が適用された場合に準ずるものとする。

ア 学用品の給与を受ける者

- (ア) 災害によって住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水の被害を受けた児童・生徒等であること。
- (イ) 小学校児童（義務教育学校及び特別支援学校の小学部児童を含む。）、中学校生徒（義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び各種学校の生徒）
- (ウ) 学用品がなく、就学に支障を生じている者であること。

イ 学用品給与の方法

- (ア) 学校及び教育委員会の協力を受けて行う。
- (イ) 被害別、学年別の学用品購入（配分）計画を立てて行う。
- (ウ) 実施に必要なものに限り支給する。
- (エ) 文房具、通学用品はできるだけ同一規格、同一価格のもので行う。

ウ 学用品の品目

(ア) 教科書及び教材

小学校児童及び中学校生徒が「教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）」第 2 条第 1 項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出、又はその承認を受けて使用している教材であること。高等学校等生徒が正規の授業で使用する教材であること。

(イ) 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

(ウ) 通学用品

運動靴、傘、カバン、長靴等

4 応急保育

こども保育班は、保育園等の被害状況を把握し、既存施設において保育の実施ができない場合、臨時的な保育園を設け、保育を実施する。

交通機関の不通、保護者の被災等で通園に支障をきたす場合は、近隣の保育園で保育する。

また、被災者の復旧を支援するため、放課後児童クラブ等においては被災者の児童、園児を一時的に預かる応急保育を実施する。

5 文化財の保護

- (1) 文化財に災害が発生した場合は、その所有者、管理者は直ちに木更津市消防本部へ通報するとともに災害の拡大防止に努めなければならない。
- (2) 文化財に被害が発生した場合は、その所有者、管理者は被害状況を速やかに調査し、その結果を市町村教育委員会を通じて、県指定の文化財にあつては県教育委員会へ、国指定の文化財にあつては県教育委員会を経由して文化庁へ報告しなければならない。
- (3) 関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。

第12節 帰宅困難者等対策

1 一斉帰宅抑制の呼びかけ	本部班、シティプロモーション班
2 企業、学校など関係機関における施設内待機	関係機関等
3 大規模集客施設や駅等における利用者保護	施設管理者
4 帰宅困難者等への情報提供	本部班、シティプロモーション班
5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導	本部班、施設管理者

1 一斉帰宅抑制の呼びかけ

風水害の場合は、一定の予測が可能である。このため、交通機関の停止などにより大量の帰宅困難者の発生が予想される場合には、市民、企業、学校など関係機関に対し、周辺市町村、県と連携して、むやみに移動を開始せずに職場や学校などの施設内に留まるよう呼びかけを行う。

2 企業、学校など関係機関における施設内待機

企業及び学校など関係機関は、従業員、顧客、児童・生徒及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童・生徒を施設内又は安全な場所へ待機させるよう努める。

3 大規模集客施設や駅等における利用者保護

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、管理する施設の安全及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を施設内の安全な場所へ保護するとともに、保護した利用者を市や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ誘導するよう努める。

4 帰宅困難者等への情報提供

本部班及びシティプロモーション班は、気象情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法などについて、テレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用し、情報提供を行う。

また、駅周辺帰宅困難者等対策協議会において確立された情報連絡体制を活用していくとともに、周辺市町村や関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、防災ポータルサイト、SNSなどを活用した情報提供についても検討する。

5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導

(1) 一時滞在施設の開設

本部班は、交通機関が一定期間停止することが見込まれ、大量の帰宅困難者の発生が予想される場合には、あらかじめ一時滞在施設として指定した所管の施設について、被災状況や安全性を確認した後、一時滞在施設として開設する。

また、市域内の民間施設管理者に対して、一時滞在施設開設の要請を行う。

本部班は、一時滞在施設の開設状況を集約し、県へ報告するとともに、駅、大規模集客施設、帰宅困難者、企業等へ情報提供を行う。

(2) 一時滞在施設への誘導

大規模集客施設や駅等で保護された利用客については、原則、各事業者が市または警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ誘導する。

(3) 一時滞在施設の運営

施設管理者は、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受け入れる。その際、本部班は関係機関と連携し、施設管理者に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を提供する。

第13節 保健衛生、防疫、廃棄物対策

1 保健活動	健康推進班、君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会、君津木更津薬剤師会、県（君津健康福祉センター）
2 飲料水の安全確保	本部班、かずさ水道広域連合企業団、県（君津健康福祉センター）
3 防疫	健康推進班、環境衛生班、県（君津健康福祉センター）
4 遺体の搜索処理等	市民活動支援班、市民班、社会福祉班、環境衛生班、消防部、消防団、木更津警察署、木更津海上保安署、君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会
5 動物対策	環境衛生班、廃棄物対策班、農林水産班、県（君津健康福祉センター、千葉県動物愛護センター）、千葉県獣医師会
6 清掃及び障害物の除去	廃棄物対策班、土木班、県（県土整備部）、木更津海上保安署、道路管理者、河川管理者
7 環境汚染の防止	環境衛生班

1 保健活動

健康推進班は、大規模災害時における保健活動マニュアルに基づき活動する。

健康推進班は、避難所生活が長期にわたると認められるときは、君津健康福祉センターと連携し、被災者の健康管理及び疾病予防等の活動を展開する。

（1）被災者の健康管理

ア 避難所等での巡回医療及び健康支援

（ア）健康状態の把握

（イ）軽傷者、持病をもつ者への対応、健康状態に応じた巡回医療活動

（ウ）二次的な健康障がい予防活動の実施

（エ）衛生状態、栄養状態・食中毒・感染症・持病の内服管理状況等の把握

イ 予防措置

低体温症・脱水・感染症・肺炎・消化器潰瘍・エコノミークラス症候群（静脈血栓塞症）・口内炎・う歯・歯周病・認知症・心のケア等のための情報や保健指導、体操等を行う。

ウ 健康相談・健康教育の実施

（2）医療情報の提供

健康推進班は、通院患者等のために治療可能な医療施設等の情報を収集し、災害広報紙等で住民に提供する。

（3）予防措置

健康推進班は、エコノミークラス症候群等の被災者特有の疾病の予防について、チラシの配布や保健師等による指導、カウンセリング等のメンタルケアなどを君津健康福祉センターと連携して実施する。

2 飲料水の安全確保

本部班は、かずさ水道広域連合企業団と君津健康福祉センターと連携し、災害の影響等により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、直ちに巡回チームを編成し、検水を実施し安全を確保するとともに、被災者に広報及び指導を行う。

3 防疫

(1) 防疫体制の確立

健康推進班及び環境衛生班は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」（平成10年法律第114号）に基づき、防疫組織を設け、県と協力して防疫活動を行う。

(2) 防疫活動

ア 検病調査及び健康診断

君津健康福祉センターは、災害の規模に応じ君津木更津医師会等の協力を得て避難所等を重点に検病調査及び必要に応じ感染症法に基づく健康診断を実施する。健康推進班は、これに協力する。

イ 感染症患者への措置

君津健康福祉センターは、感染症の発生動向に通常とは異なる動向が認められる場合は、発生状況を調査し、感染症患者が発生した場合においては、必要に応じて次のような措置をとる。健康推進班は、これに協力する。

■ 感染症患者への措置

①発生状況、動向及び原因の調査	②健康診断	③就業制限
④感染症指定医療機関への入院勧告	⑤消毒等	

ウ 広報活動

健康推進班は、防疫に関する予防教育及び広報活動の強化に努める。

エ 消毒の実施

環境衛生班は、災害により感染症が発生し、又は発生のおそれのある地域に消毒を行う。また、自主防災組織等を通じて薬品を配布する。

防疫用資機材・薬剤は、県等から調達するが、市においても、使用する防疫用資器材・薬剤は、速やかに整備拡充を図る。

オ 報告

健康推進班は、感染症の発生状況や防疫活動の状況等を随時県に報告する。

4 遺体の搜索処理等

(1) 行方不明者情報の収集

災害により行方不明の状態にある者（周囲の事情により死亡していると推定される者を含む）を対象として搜索活動を実施する。対象者の条件は次のとおりである。

ア 住居地に災害救助法が適用されたか否かは問わないこと

イ 住家の被害状況は関係がないこと

ウ 原因は問わないこと

市民活動支援班は、相談受付窓口で受付けた搜索願及び被災現場等での情報を取りまとめる。情報は、消防部、警察、自衛隊等搜索を行う機関に提出し、情報の共有を図る。

(2) 搜索及び収容の実施

消防部は、消防団、木更津警察署、自衛隊に協力を要請して搜索活動を行う。木更津海上保安署は、災害により海域に行方不明者が漂流する事態が発生した場合は、所属巡視船艇により搜索を開始する。

行方不明者を発見し、明らかに死亡していると認められるときは、木更津警察署に連絡し遺体の検視（見分）を行う。市域外の住民の遺体が発見された場合は、直ちに被救助者の居住していた市町村の長に連絡して、遺族等の関係者に遺体を引き取らせるものとする。

第3編 風水害等編
第3章 災害応急対策計画

なお、海上で発見、揚収した遺体については、木更津警察署に連絡したうえ、指示された岸壁等で木更津警察署に引き渡して検視（見分）を行う。

(3) 遺体の処理

ア 遺体処理の対象

市は、次の場合に遺体の処理を行う。

(ア) 災害による社会混乱のため遺体の処理を行うことができない場合

(イ) 死体取扱規則（昭和33年国家公安委員会規則第4号）、刑事訴訟法第229条（検視）、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）に基づき、警察官の検視（見分）終了後、警察当局から遺族又は市の関係者に引渡された後の必要な遺体の処理をする場合

(ウ) 被災地からの漂着遺体で引き取りが不可能な場合

イ 遺体の検視（見分）

木更津警察署は、死体取扱規則に基づき遺体の検視（見分）を行い、身元が判明したものについては、所定の手続きを経て遺族に引渡す。

身元が不明な場合は、住民等の協力を得て、身元の把握、身元引受人の把握、連絡を行う。

また、県、警察等と協力して報道機関への情報提供により広報を行う。

ウ 遺体の搬送

遺体安置所等への搬送は、遺族が行うことを原則とする。

エ 遺体安置所の設置

社会福祉班は、遺体の検案、安置等を行うため、市内の公共施設、寺院等に遺体安置所を開設する。遺体の安置に必要な棺、ドライアイス等必要な資器材は葬儀業者等から確保する。

オ 遺体の処理

社会福祉班は、市に引き渡された遺体の検案等の処理を行う。検案医師は、県、日赤千葉県支部、君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会等に出動を要請して確保する。

遺体の処理は、遺体安置所で行い、処理が終了後に遺族へ引き渡す。

被害状況により市で処理不可能な場合は、国、県、近隣市町村及びその他関係機関の応援を得て実施する。

■遺体の処理

①遺体の洗浄、縫合 消毒等の処理	遺体識別のための洗浄、縫合、消毒等の措置
②遺体の一時保存	身元が識別されない遺体又は短期日の間に埋火葬することが困難な場合には、そのまま一時保存する。
③検案	死因その他の医学的検査をする。

(4) 遺体の埋火葬

ア 埋火葬の受け付け

市民班は、遺体安置所又は住民相談窓口で埋火葬許可書を発行する。

イ 埋火葬

遺体は火葬場で火葬する。環境衛生班は、火葬場が使用できない場合又は火葬能力を上回る場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づいて他市町村の火葬場で対応するため、千葉県に広域応援要請を行う。

また、社会福祉班は、遺族による遺体の搬送が困難なときは、葬儀業者、自衛隊等に協力を要請する。

ウ 身元不明者の遺骨・遺留品の取り扱い

社会福祉班は、遺体安置所に一時保管した遺骨及び遺留品は、台帳を作成して一定期間公示し、引き取り人がある場合は、身元確認の上引き渡す。

引き取り人の無い身元不明者の遺骨は、遺留品とともに、「木更津市行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則」（平成11年規則10号）により扱うものとする。

5 動物対策

（1）死亡獣畜の処理

廃棄物対策班は、獣畜の死亡が確認された場合は、農林水産班等と調整し、①家畜（主に畜産農業に係るもの）は南部家畜保健衛生所、②野生動物は君津地域振興事務所、①②を除くペット等動物は君津健康福祉センターの指導により、死亡した獣畜を処理する。

（2）放浪動物への対応

環境衛生班は、飼い主の被災により廃棄又は逃げ出したペット等が発生した場合は、君津健康福祉センター、千葉県動物愛護センター、（社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアと協力して保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携により必要な措置を講ずる。

（3）ペットへの対応

避難時のペットの保護及び飼養は、原則として動物の管理者が行う。また、避難所を開設した場合は、自己責任にて対応する。

本部班は、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルールを作成及に努める。

環境衛生班は、避難所での生活が長期化し、避難生活に支障となるペット問題が生じた場合は、君津健康福祉センター及び千葉県獣医師会等と取り扱いについて協議する。関係団体がペットの救護所等を設置する場合は、公共用地を提供するとともに、その旨を避難者に広報する。

6 清掃及び障害物の除去

（1）災害廃棄物処理計画等の策定と組織体制の整備

廃棄物対策班は、総務、し尿処理、ごみ処理及びがれき処理に関する各担当を置くとともに、被害状況の把握、県、他の市町村、関係団体との連携、また、必要に応じて広域処理を行うなど、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理に当たる。

なお、「災害廃棄物対策指針（環境省）」、「千葉県災害廃棄物処理計画」及び市町村災害廃棄物処理計画策定モデル（千葉県内用）に基づき、市町村における災害廃棄物処理計画の策定を促し、迅速かつ適正な処理体制の確立を図る。

（2）がれきの処理

ア 処理体制の確立

廃棄物対策班は、風水害等により大量のがれきが発生した場合は、「千葉縣市町村震災廃棄物処理計画策定指針」等に基づき発生量を推計し、処理体制の確立を図る。処理が困難な場合は、県に協力を要請するとともに、「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき他市町村及び一部事務組合間で相互に援助協力を行う。

また、建築物の解体等に伴い、がれき等の大量発生が予想される場合は「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建築物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間事業者の協力を求める。

イ 処理方法

第3編 風水害等編

第3章 災害応急対策計画

廃棄物対策班は、仮置場を確保し、処理の効率化やリサイクル向上のため分別して処理を行い、適正に処分する。処理に当たっては、可能な限り効率的な分別・選別、性状に応じた中間処理、再生利用等により減量化し、最終処分量を低減することに努める。また、適切な処理方法を住民に広報するとともに相談窓口を設置するものとする。

ウ 環境大臣による廃棄物の処理の代行

環境大臣が本市の地域を廃棄物処理特例地域として指定した場合、本部長（市長）は災害廃棄物の処理の代行を国に要請することができる。

（3）粗大ごみ、生活ごみの処理

ア 処理施設における措置

廃棄物対策班は、ライフラインの途絶、燃料の供給停止等により木更津市クリーンセンター又は君津地域広域廃棄物処理施設の稼働が停止した場合は、関係市町村と連携し一時保管場所を確保するなどの措置をとるとともに、早期稼働に努める。

イ 処理体制の確立

廃棄物対策班は、処理施設の被害状況、避難場所の状況、道路の状況等を検討し、ごみ処理実施計画を策定し、収集方法を決定する。

ごみの収集、処理は、廃棄物対策班、市内委託業者が実施するが、対応できない場合は、他市町村及び関係団体に応援を要請する。

ウ 収集処理体制

廃棄物対策班は、粗大ごみ、生活ごみ（可燃ごみ、不燃ごみ等）に区分して収集し、粗大ごみ、不燃ごみについては木更津市クリーンセンターで、可燃ごみ等については、君津地域広域廃棄物処理施設で処理する。

（4）し尿の処理

ア 仮設トイレの設置

自宅トイレが使用できない避難者の使用にも耐えるよう、災害発生当初は、各避難所に備蓄している組立式簡易トイレを避難所担当の職員が速やかに設置する。その後、廃棄物対策班はレンタルにて確保した仮設トイレを避難所等に設置する。

イ 自己処理

住家が全半壊した住民以外は、自宅トイレ等を使用することとする。そのため、廃棄物対策班は業者等から簡易トイレを確保し、必要に応じて住民へ配布する。

ウ 収集処理体制の確立

廃棄物対策班は、し尿処理施設の被害状況、避難所の状況、収集・搬入道路の状況等を検討し、収集運搬許可業者、他市町村及び県、関連団体等に協力を要請し、収集車両及び収集作業員を確保する。

収集したし尿の処理は、新川園衛生処理場で行うが、対応できない場合は、近隣の処理場に要請する。

（5）障害物の除去

ア 道路上の障害物の除去

土木班及びその他道路管理者は、所管する道路上の障害物の除去を行う。特に「緊急輸送道路1次路線」については最優先に実施する。

イ 河川の障害物の除去

土木班及びその他河川管理者は、所管する河川の障害物の除去を行う。

ウ 港湾・漁港の障害物の除去

(ア) 港湾区域内の障害物は、県が千葉清港会等に運営を委託している清掃船等にて除去し、千葉港湾塵芥焼却場にて焼却する。

(イ) 漁港区域の障害物、臨港道路上の障害物の除去は、施設管理者が行う。

(ウ) 木更津海上保安署は、海難船舶又は漂流物・沈没船等により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、所有者等に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を命じ又は勧告する。

(エ) 木更津海上保安署、木更津港湾事務所等は調整のうえ海上漂流物の回収を行うこととし、所有者が判明した漂流船舶等については、一時係留場所に保管後、所有者に対し引取りを要請する。

(6) 災害廃棄物に関する啓発・広報

住民やNPO・ボランティア等に対して、災害廃棄物の分別や収集、仮置場の利用方法等を効果的な広報手段により周知する。

7 環境汚染の防止

環境衛生班は、倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの被災や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視を実施し、必要に応じて関係機関等と協力して環境汚染防止に努める。

※資料編2 災害協定書・覚書等一覧表

※資料編3－5 緊急告示病院・総合病院等重要な医療機関

第14節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

1 応急仮設住宅の提供等	資産管理班、住宅班
2 被災宅地の危険度判定	都市政策班
3 リ災証明の交付	市民税班、資産税班、収税対策班、消防部

1 応急仮設住宅の提供等

(1) 被災住宅の応急修理

資産管理班は、災害救助法に基づき災害のため住家が半焼又は半壊し自己の資力では応急修理ができない者に対して、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を応急的に修理する。

修理の申込みは、相談窓口で受付を行い、必要性を調査した上で建設事業者との請負契約により実施する。

市で処理不可能な場合は、国、県、近隣市町村、その他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 住居障害物の除去

資産管理班は、災害救助法に基づき、住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去に限り、応急的に障害物を除去する。

市で処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。住宅関係の障害物除去の対象者は、次のとおりである。

■住宅関係の障害物除去の対象者

- ①当面の日常生活が営み得ない状態にある者
- ②住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者
- ③自らの資力をもってしては障害物の除去ができない者

除去は、建設事業者等に要請する。他の所有者の敷地内で作業を行う必要があるときは、可能な限り所有者の同意を得る。

(3) 応急仮設住宅の供給

ア 需要の把握

資産管理班は、災害後に資産税班、収税対策班が行なった被害調査の結果から仮設住宅の概数を把握する。住宅班は、住民相談窓口又は避難所において、仮設住宅入居の申し込みを受け付ける。応急仮設住宅の入居対象者は、リ災証明の発行を受けているなど次の条件に該当する者である。

なお、これ以外の者への適用については、県との協議により決定する。

■応急仮設住宅の入居対象者

- 次のすべての条件に該当する者
- (ア) 住家が全焼、全壊又は流失した者
 - (イ) 居住する住家がない者
 - (ウ) 自らの資力をもってしては住宅を確保できない者
 - A 生活保護法の被保護者及び要保護者
 - B 特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯、病弱者等
 - C 上記に準ずる者

イ 応急仮設住宅の方法の選択

応急仮設住宅の方法として①建設型②借上げ型が考えられるので、借上げ型を基本としつつ、災害の程度によって方法の併用又は選択を行う。

(ア) 建設型応急仮設住宅

A 用地確保

資産管理班は、応急仮設住宅の用地として公共用地（建設候補地は資料編参照）を優先して確保し、ライフライン、交通等の利便性を考慮して選定する。不足が生じた場合には、民有地を借用する。

B 建設

災害救助法が適用されない場合、資産管理班は「千葉県応急仮設住宅マニュアル」に基づき仮設住宅を建設する。

応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合、集会所等に使用できる施設を設置する。

また、応急仮設住宅として、高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、介護等事業を利用しやすい構造及び施設を有する施設（福祉仮設住宅）を設置できる。

C 入居

住宅班は、福祉部と連携し、避難行動要支援者を考慮して、住宅の困窮度に応じた入居の取扱いを行う。応急仮設住宅の供与期間は、原則として2年以内とし、その間、住宅班は、応急仮設住宅の管理を行う。

(イ) 借上げ型応急仮設住宅

住宅班は、応急仮設住宅として民間賃貸住宅の空き家を活用する場合は、(ア)に準じて入居の取り扱い、管理を行う。

(4) その他の住宅提供等

住宅班は、公営住宅、民間賃貸住宅の空き家の情報を収集し、被災者に提供する。

市営住宅に関しては、市営住宅の入居者資格を有する被災者を優先的に入居できる措置を講じる。

市営住宅のうち行政財産目的外使用許可により提供できる住戸の入居の取り扱い、管理を行う。

2 被災宅地の危険度判定

被災した宅地の二次災害を防止し、住民の安全を図るために被災宅地や土砂災害警戒区域等の危険度判定を行う。

都市政策班は、市役所に被災宅地危険度判定実施本部を設置し、県を通じて被災宅地危険度判定士の確保を要請する。判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会）等に基づき行い、判定の結果はステッカー等で表示する。

また、施設等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

3 り災証明の交付

(1) 住家の被災調査

ア 調査方法

資産税班及び収税対策班は、家屋の被害状況の把握及びり災証明書を発行するために、全住家を対象に被災調査を行う。被災調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・準半壊に至らない（一部損壊）の区分として、調査を行う。

火災により焼失した家屋等は、消防部が消防法に基づき火災調査を行う。

第3編 風水害等編
第3章 災害応急対策計画

■住家の被災調査の概要

①一次調査

外観目視調査により、床上浸水か否か及び浸水深により判定する。

②二次調査

床上浸水の場合、外部目視及び内部立入調査により判定する。

イ 収集報告に当たって留意すべき事項

(ア) 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連携に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくものとする。特に発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。

(イ) 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。

(ウ) り災世帯・り災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等を照合し、正確を期する。

(2) り災証明の発行

市民税班は、家屋の被害調査の結果に基づき、相談窓口にてり災証明書を発行する。

なお、火災による火災証明書の発行は、消防部が行う。

※資料編2 災害協定書・覚書等一覧表

※資料編3－4 応急仮設住宅設置予定箇所

第15節 ライフライン関連施設等の応急復旧

1 水道施設	かずさ水道広域連合企業団
2 下水道施設	下水道推進班
3 電力施設	東京電力パワーグリッド(株)
4 ガス施設	東京ガスネットワーク(株)
5 通信施設	東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)
6 郵便	日本郵便(株)
7 放送機関	日本放送協会
8 道路・橋梁	管理用地班、土木班、道路管理者
9 鉄道	東日本旅客鉄道(株)
10 交通施設	日東交通(株)、小湊鉄道(株)
11 その他公共施設	施設管理者

1 水道施設

かずさ水道広域連合企業団は、応急活動体制を確立し生活用水の確保と応急復旧に対応する。

なお、市及びかずさ水道広域連合企業団では対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、県内水道事業者等の応援を得て復旧を行う。

応急復旧に当たっては、被害状況を把握し応急復旧対策を確立し、次の優先順位で復旧を行う。

(1) 取水、導水、浄水、配水施設の復旧

(2) 主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路

2 下水道施設

下水道推進班は、被害が発生した場合は「下水道業務継続計画」により、必要な要員を動員して応急活動体制を確立し、被害状況の調査、施設の点検を実施し、下水道機能の低下、二次災害の防止等を行う。

また、復旧については、詳細な被害調査を実施し復旧計画を作成して作業にあたる。

3 電力施設

東京電力パワーグリッド株式会社は、「防災業務計画」に基づき、台風、雪害、その他非常災害に対する会社の組織及び運営について定め、人身事故の防止並びに設備被害を早期に復旧する。

また、感電事故並びに漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて、次の事項に注意するよう広報活動を実施するとともに、広報車等により直接該当する地域へ周知する。

なお、本部班は、情報収集で得た航空写真・画像等について、電力施設の被害状況の早期把握のため、東京電力パワーグリッド株式会社の要望に応じて、情報提供に努める。

また、市及び東京電力パワーグリッド株式会社は、災害時の大規模停電等において迅速な電力復旧等の活動がおこなえるよう締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」及び以下3つの覚書に基づき相互に協力し応急復旧に対応する。

(1) 「災害時における停電復旧作業及び啓開作業に伴う障害物等除去に関する覚書」

※停電復旧に係る作業に支障となる障害物及び復旧作業に係る道路上の障害物の除去等ならびに予防措置（予防伐採）に関して規定

(2) 「災害時における連絡調整員の派遣に関する覚書」

※それぞれが持つ情報の共有を図ることを規定

(3) 「災害時における電源車の配備に関する覚書」

※長時間の停電が発生し、又は発生の恐れがある場合の電源車配備について規定

第3編 風水害等編
第3章 災害応急対策計画

■電気に関する広報事項

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①無断昇柱、無断工事をしないこと②不良箇所（電柱の倒壊、折損、電線の断線・垂下等）を発見した場合は、速やかにカスタマーセンターへ連絡すること③断線又は垂下している電線には絶対に触らないこと④浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気機器は、危険なため使用しないこと⑤使用する場合は絶縁検査を受けてから使用すること |
|---|

4 ガス施設

東京ガスネットワーク株式会社は、災害又は重大事故の発生により広範囲にわたりガス工作物の被害及びガスによる二次災害の防止、軽減及び早期復旧を図るため、日頃から緊急措置及び復旧活動のための組織、人員、機材及び図面等を整備するとともに、災害時には速やかに災害防止のための体制を確立する。

災害時には、供給区域全域の供給を停止することなく、被害の程度に応じてブロック毎に供給を停止するが、ガスによる二次災害の防止、住民の不安除去のため、広報車による巡回のほか、消防部、木更津警察署、報道機関等に協力を要請し、あらゆる手段をつくして、被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧見通しについて広報する。

5 通信施設

電話等通信は災害時における情報の収集、伝達手段として住民はもとより、行政等災害対策関係者にとって必要不可欠なものであるため、東日本電信電話株式会社等の通信事業者は、通信施設の速やかな復旧対策を講じる。

また、災害のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

なお、本部班は、情報収集で得た航空写真・画像等について、通信施設の被害状況の早期把握のため、東日本電信電話株式会社等の要望に応じて、情報提供に努めるとともに、通信事業者との連携による通信障害発生時の被害状況の把握、被災者への情報提供の体制整備を図る。

■電話に関する広報事項

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①通信途絶、利用制限の理由と内容②災害復旧措置と復旧見込時期③通信利用者に協力を要請する事項④災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始⑤災害用伝言板「web171」の提供開始 |
|--|

6 郵便

日本郵便株式会社は、被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時輸送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずる。

また、被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な業務の再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

東日本電信電話株式会社等から委託を受けた電気通信取扱業務について、関係の機関と密接な連携の下に、郵便局において取り扱う電話業務の災害時における運営の確保を図るとともに、被災通信施設の東日本電信電話株式会社等による応急復旧に協力する。

7 放送機関

災害が発生した場合は、放送機関は放送機能を確保した後、災害情報、災害の状況、防災活動等を迅速・正確・適切に伝え、被災者の不安と混乱の防止、防災対策の促進等に努める。

また、法律に基づいて、市の要請による防災情報の伝達にあたる。

8 道路・橋梁

各道路管理者は、緊急輸送道路を最優先に所管の道路、橋梁等について被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、迂回路の選定あるいは通行の禁止又は制限等の措置など利用者の安全策を講じる。

また、パトロール等による広報を行うほか、被災道路、橋梁について応急復旧措置を行う。

9 鉄道

(1) 運転規制

東日本旅客鉄道株式会社は、雨量等の測定値に基づき列車の運転を停止させ点検を実施する。異常がないことを確認後、運転規制を解除する。

(2) 乗客の避難誘導

ア 駅における避難誘導

駅長は、係員を指揮してあらかじめ定めた臨時避難場所に誘導し避難させる。旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに市から避難指示があった場合又は臨時避難場所が危険のおそれがある場合、市指定避難所等へ避難するよう案内する。

イ 列車乗務員が行う旅客の避難誘導

列車が駅間に停止した場合は、原則として乗客は降車させない。火災等によりやむを得ず、旅客を降車させる場合は、地形等を考慮し、特に高齢者や子供、妊婦等に留意し、他の旅客の協力を要請して安全に降車させる。この場合、隣接線路の歩行が危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

また、運行状況や旅客の安全確保の状況を、本部班に報告する。

10 交通施設

日東交通株式会社、小湊鉄道株式会社等は、災害が発生し、運行が危険と判断した場合、速やかに安全と思われる場所に停車し、旅客の安全を確保する。

旅客の身に危険が及ぶと判断した場合は、所属営業所管理者の指示を得て、最寄りの市指定の避難場所へ誘導する。

また、運行状況や旅客の安全確保の状況を、本部班に報告する。

11 その他公共施設

災害が発生した場合、市が管理する河川、都市公園、漁港施設の被害状況を速やかに把握し、各施設の機能確保を図るため、災害活動を実施するとともに応急措置を行うものとする。

(1) 河川管理施設

暴風雨、洪水、高潮等により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けた時、又はそのおそれのある時は関係機関と協議して施設の応急措置を行う。

(2) 都市公園施設

暴風雨、洪水、高潮等により園路・広場、管理施設等が被害を受けた時、又はそのおそれがある時は関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(3) 漁港施設

暴風雨、高潮等により漁港の基本施設等が被害を受けた時、又はそのおそれがある時は関係

第3編 風水害等編

第3章 災害応急対策計画

機関と協議して必要な応急措置を行う。

(4) 海岸管理施設

暴風雨、高潮等により堤防、護岸等の海岸管理施設が被害を受けた時、又はそのおそれのある時は関係機関と協議して施設の応急措置を行う。

※資料編2 災害協定書・覚書等一覧表

第16節 ボランティアの協力

1 ボランティアの活動分野	社会福祉班、木更津市社会福祉協議会
2 ボランティアとして協力を求める個人、団体	社会福祉班、木更津市社会福祉協議会
3 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ	社会福祉班、木更津市社会福祉協議会
4 災害時におけるボランティアの登録、派遣	社会福祉班、木更津市社会福祉協議会
5 ボランティア受入体制	社会福祉班、木更津市社会福祉協議会

1 ボランティアの活動分野

災害時のボランティア活動にはさまざまな活動分野が求められているため、職能によって専門分野と一般分野に大別し、それぞれ次のような分野を担当するものとする。

■ボランティアの活動

専門ボランティア	一般ボランティア
①救護所等での医療、救護 ②被災宅地の危険度判定 ③外国語の通訳 ④災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報 ⑤被災者への心理治療 ⑥避難行動要支援者の看護 ⑦その他の専門的知識、技能を要する活動等	①避難所の運営補助 ②炊出しや食料、飲料水などの受入・配給 ③救援物資や義援品の仕分け ④避難行動要支援者の支援 ⑤清掃 ⑥その他被災地における軽作業など

2 ボランティアとして協力を求める個人、団体

大規模災害時には、災害対策に多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的に対策を展開する。災害時にボランティアとして活動が期待される個人、団体は次のとおりとし、これらに積極的に協力を求めることとする。

■協力を求める個人、団体

個人	団体
①被災地周辺の住民 ②被災建築物応急危険度判定士 ③被災宅地危険度判定士 ④ボランティア活動の一般分野を担う個人 ⑤その他	①日本赤十字社千葉県支部奉仕団 ②千葉県社会福祉協議会及び各市町村社会福祉協議会 ③財団法人ちば国際コンベンションビューロー ④社団法人日本アマチュア無線連盟千葉県支部 ⑤その他ボランティア団体・NPO法人等

3 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ

常に災害時におけるボランティア活動の重要性を明らかにし、ボランティア活動の主体となる意識の保持を訴えるとともに、災害時には積極的な参加を呼びかけるものとする。

(1) 平時におけるボランティア意識の啓発

第3編 風水害等編
第3章 災害応急対策計画

毎年1月17日の「防災とボランティアの日」及び1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」を中心に実施する講演会やシンポジウムなどの諸行事を通じ、市民にボランティア意識の醸成を図る。

また、毎年9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に実施する防災訓練や各種啓発行事に積極的にボランティア団体等の参加を求めることにより、その重要性を広報する。あわせて、住民やボランティア団体等の参加を得た実践的な防災訓練を実施し、災害時におけるボランティアの協力が円滑に得られるよう日ごろから連携の強化を図る。

(2) 災害時における参加の呼びかけ

大規模な災害が発生した際には、インターネットやテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や県及び県内市町村に加え、社会福祉協議会ボランティアセンターや市町村市民活動支援センター、ボランティア団体やNPO法人並びに近隣都県の社会福祉協議会、日本赤十字社各支部等の関係団体を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける。

なお、東日本大震災においては、特にホームページやブログなどのネットでの情報公開により電話などによる問合せを少なくできたことから、インターネットを利用した参加の呼びかけを推進する。

4 災害時におけるボランティアの登録、派遣

災害の状況に応じた、より実地的なボランティア活動体制を立ち上げるため、ボランティアの受付、登録は原則として発災後に実施することとし、県及び関係機関と十分な連携を図りながら迅速に対応するものとする。

(1) 県担当部局による登録

専門分野での活動を希望する個人及び団体については、県の各活動担当部局が中心となって対応する。

社会福祉班は、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣人員等を県に要請し、支援を受ける。

活動分野	個人・団体	県受付窓口
医療救護	医師、歯科医師、薬剤師、看護師	健康福祉部医療整備課
被災建築物応急危険度判定※	被災建築物応急危険度判定士	県土整備部建築指導課
被災宅地危険度判定※	被災宅地危険度判定士	県土整備部都市計画課
高齢者支援	支援団体	健康福祉部高齢者福祉課
障がい者支援	支援団体	健康福祉部障害者福祉推進課
外国語通訳、翻訳、情報提供	(財)ちば国際コンベンションビューローボランティア通訳、災害時外国人サポーター	総合企画部国際課
通信、情報連絡	(社)日本アマチュア無線連盟千葉県支部	防災危機管理部消防課

※平時に登録を行っている。

(2) 市災害ボランティアセンターによる登録

一般分野での活動を希望する個人及び団体については、市町村が設置する災害ボランティアセンター窓口において受け付け、登録する。

県災害ボランティアセンターで受け入れたボランティアについては、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣先や派遣人員等を被災市町村と調整の上、派遣する。

(3) 被災現地における受付

被災地域内住民のボランティア希望者や県災害ボランティアセンター及び市災害ボランティアセンターによる登録を経ずに直接現地の避難所等へ来たボランティア希望者については、状況に応じて被災現地の連絡所や避難所等に臨時のボランティア受付窓口を設定して受付を行う。

(4) ボランティアニーズの把握

木更津市社会福祉協議会は被災現地における体制を整備し、ボランティアの需要状況の的確な把握に努める。

社会福祉班は、県災害ボランティアセンターとの連絡を密にするとともに、各種ボランティア団体との情報交換等により、市域におけるボランティアの需要状況の把握に努める。

(5) 各種ボランティア団体との連携

社会福祉班は、県災害ボランティアセンター、日本赤十字社千葉県支部や県及び市社会福祉協議会、独自に活動するボランティア団体・NPO法人等と十分な情報交換を行うとともに必要な支援策を実施し、密接な連携の下に各種救援救護策を進める。

5 ボランティア受入体制

(1) ボランティアセンターの設置

木更津市社会福祉協議会は、社会福祉班と連携して、ボランティア活動の調整機関としてボランティアセンターを木更津市民総合福祉会館に設置する。

ボランティアセンターの業務は、次のとおりである。

なお、ボランティア活動については、その自主性を尊重し、活動方針や運営についてはボランティアセンター自らの決定に委ねる。

その他、ボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

ア ボランティアの登録及び管理

ボランティアの登録及び管理を行う。

イ ボランティア団体に関する情報の収集と連絡調整

ボランティア団体の情報収集及びボランティア団体間の調整を行う。

ウ ボランティアの派遣

市災害対策本部からの依頼あるいはニーズの調査に基づき、ボランティアの派遣を行う。

エ ボランティアの募集

ボランティアの募集について、市広報紙、マスコミ等を通じて行う。

(2) 市とボランティアセンターとの調整

社会福祉班は、市災害ボランティアセンターの運営に協力するとともに、市災害対策本部と市災害ボランティアセンターの連絡・調整にあたる。調整事項は、概ね次の事項である。

ア ボランティアセンターの設置の協議

イ 市内被害状況に関する情報の提供

ウ 対策実施状況に関する情報の提供

エ 県が派遣する専門ボランティアの受付調整

オ 報道機関などへボランティア活動に関する情報の提供

カ ボランティアセンターに必要な資材、器材、活動資金などの提供

キ ボランティアセンターとの連絡調整

(3) ボランティアへの支援

ア 食事や宿泊場所の提供等

第3編 風水害等編

第3章 災害応急対策計画

食事や宿泊場所の提供等が必要な場合は、原則としてボランティア自身が対応する。

イ 活動費用の負担

ボランティアの活動に伴う活動場所までの交通費、活動に必要な事務用品等の経費は、その必要性に応じてボランティアを受け入れる市が負担する。

ウ 保険の付与

ボランティア活動に伴う事故の発生に対処するため、ボランティアセンターにおいては、ボランティア保険の加入を活動の条件とする。

エ ボランティアの生活環境に対する配慮等

社会福祉班、社会福祉協議会は、NPO、NGO、ボランティア団体等と情報を共有してボランティア活動の実態を把握し、ボランティアの活動や生活環境を良好にするための支援に努める。

第4章 災害復旧計画

第1節 被災者生活安定のための措置

1 被災者の生活確保	市民税班、資産税班、収税対策班、会計班、住宅班、社会福祉班、高齢者福祉班、こども保育班、木更津市社会福祉協議会、木更津公共職業安定所、日本郵便(株)、住宅金融支援機構
2 事業者等への融資	農林水産班、産業振興班

1 被災者の生活確保

市及び防災関係機関は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害相談の機会や被災者台帳を活用し、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境を確保し、次の各種支援策を実施する。

(1) 被災者生活再建支援金

社会福祉班は、「被災者生活再建支援法」(平成10年法律第66号)に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活を再建することが困難な被災者に対し、生活再建支援金の支給手続きを行う。

ア 目的

自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活再建することが困難な被災者に対し、その生活の再建を支援し、もって市民生活の安定と被災地の速やかな復興に資すること。

イ 対象となる自然災害

(ア) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

(イ) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

(ウ) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

(エ) 上記(ア)又は(イ)に規定する被害が発生した市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万人未満)における自然災害

(オ) 上記(ウ)又は(エ)に規定する都道府県に隣接する都道府県内の市町村(人口10万人未満)で、(ア)～(ウ)に規定する被害が発生した市町村に隣接し、かつ、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

(カ) 上記(ウ)又は(エ)に規定する都道府県が2以上ある場合において、その自然災害により5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万人未満。ただし、人口5万人未満の市町村にあつては2世帯以上)における自然災害

ウ 対象となる被災世帯

(ア) 住宅が「全壊」した世帯

(イ) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

(ウ) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が継続している世帯

(エ) 住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯(大規模半壊世帯)

(オ) 住宅が半壊し、相当規模の補修をしなければ居住が困難な世帯(中規模半壊世帯)

エ 支援金の支給額

支給額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、以下の2つの支援金の合計額となる。ただし、世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となる。

■住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円

■住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額（全壊・解体・長期避難・大規模半壊）	200 万円	100 万円	50 万円
支給額（中規模半壊）	100 万	50 万	25 万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を購入・建設（又は補修）する場合は、合計で 200（又は 100）万円

（2）千葉県被災者生活再建支援事業

自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにも関わらず被災者生活再建支援法による支援金の支給対象とならない世帯であって、一定の要件に該当する場合に同法と同等の支援金の支給を行う。

社会福祉班は、本事業の支給要件に該当する世帯に対して支給の通知と手続きを行う。

（3）木更津市被災者生活再建支援事業

自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにも関わらず被災者生活再建支援法による支援金の支給対象とならない世帯であって、一定の要件に該当する場合に同法と同等の支援金の支給を行う。

社会福祉班は、本事業の支給要件に該当する世帯に対して支給の通知と手続きを行う。

（4）公営住宅の建設等

災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設又は公営住宅の空き家の活用を図る。

ア 災害公営住宅の建設

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買い取り又は被災者へ転貸するための借上げを検討する。

住宅班は、災害公営住宅の建設等を行う場合は県と協議し、適切な指導、支援を受ける。

イ 公営住宅の空き家の活用

公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法第 21 条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる措置等を講じる。

（5）災害弔慰金等の支給等

ア 災害弔慰金の支給

社会福祉班は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき、災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

イ 災害障害見舞金の支給

社会福祉班は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、自然災害により負傷し又は疾病にかかり、治癒後に精神又は身体に著しい障がいがある住民に対して災害障害見舞金を支給する。

ウ 災害援護資金の貸付け

社会福祉班は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しのために災害援護資金の貸付けを行う。

エ 市災害見舞金の支給

社会福祉班は、「木更津市災害見舞金及び災害弔慰金給付要綱」に基づき、災害により被災した市民に対し見舞金を支給する。

(6) 生活福祉資金の貸付け

木更津市社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付事業制度要綱」（厚生労働省）に基づき、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対して生活福祉資金を貸付ける。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年法律第82号）に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付け対象とならない。

(7) 税等の減免等

市税条例、県税条例等の規定に基づき、被災した市税及び県税等の納付義務者（以下「被災納税者等」という。）に対し、市税等の災害救済措置として、期限の延長及び減免について速やかに適切な措置を講ずるものとする。市民税班、資産税班、収税対策班は、次の措置をとる。

ア 期限の延長

災害により納税義務者等が期限内に申告、その他の書類の提出又は納付若しくは納入することができないと認めるときは、市長は適用地域及び期日を指定してその期限を延長するものとする。

イ 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税等を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき法令等に定められている期間において、徴収を猶予する。

ウ 滞納処分の執行の停止

災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予の減免等適切な措置を講じる。

エ 減免

被災納税者等の申請に基づき、減免する。

オ 保育料の減免等

こども保育班は、災害等の特別な事由により保育料負担者が保育料の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、その事由がやむまでの間、保育料の全部又は一部を減免する。

(8) 雇用の確保

木更津公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職のあっせんを行う。

ア 被災者のための臨時職業相談窓口の設置

イ 公共職業安定所に出頭することが困難な地域において、臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談の実施

ウ 職業訓練受講指示又は職業転換給付金制度等の活用

エ 雇用保険の失業給付に関する特例措置

(9) 義援金の取扱い

第3編 風水害等編
第4章 災害復旧計画

ア 義援金の受入と保管

会計班は、義援金を受け入れる口座を指定金融機関に開設し、市に送付された義援金を保管する。

また、日本赤十字社等を通じて配分された義援金を受け付ける。

イ 義援金の配分

社会福祉班は、義援金の配分について災害義援金配分委員会を組織し、被災者数、被災世帯数、被災状況等を考慮して決定する。県に災害義援金配分委員会が設置された場合は、その基準に従う。日本赤十字社義援金も災害義援金配分委員会の協議によって配分される。

(10) 郵便物の特別取扱い

日本郵便株式会社は、災害救助法が適用された場合、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

■郵便事業における措置

ア 郵便関係

(ア) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

(イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

(ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

イ 郵便貯金関係

(ア) 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除

(イ) 郵便貯金業務の非常取扱い

ウ 簡易保険関係

保険金及び保険貸付金の非常即時払、保険料の特別払込猶予等の非常取扱い

(11) 公共料金の特例措置

各公共機関は、被害を受けた住民の生活を支援するため、災害の規模に応じ公共料金等の支払いについて特例措置をとる。

(12) 介護保険における対応

高齢者福祉班は、災害によって被害を受けた被保険者に対して、認定更新申請期限の延長、給付差し止め等の緩和、給付割合の変更等の対応をとる。

2 事業者等への融資

災害の状況に応じて、次のような資金融資の措置及び利用について住民に周知する。

(1) 中小企業者への融資資金

産業振興班は、災害により被害を受けた中小企業が再建のため、復旧に必要な資金並びに事業費の融資等の支援策について、商工会議所等と連携を図り広報等を行う。

(2) 農林漁業者への融資資金

農林水産班は、農林漁業者に対する災害の応急復旧に係る各種融資制度について周知する。

※資料編 1－12 木更津市災害見舞金及び災害弔慰金給付要綱

※資料編 3－6 義援金領収書・義援品受領書の書式

第2節 ライフライン関連施設等の復旧計画

1 水道施設	かずさ水道広域連合企業団
2 下水道施設	下水道推進班
3 電気施設	東京電力パワーグリッド(株)
4 ガス施設	東京ガスネットワーク(株)
5 通信施設	東日本電信電話(株)
6 農林・水産業施設	施設管理者
7 公共土木施設	施設管理者

1 水道施設

応急復旧が一段落し給水が確保された段階で、水道事業の正常化を図るため総合的に施設の復旧を行う。

(1) 復旧対策

復旧工事は、特に次の点に留意して進める。

- ア 取水・導水・浄水施設及び管路等の重要施設について最優先で復旧を行う。
- イ 施設の耐震化を図る。
- ウ 管路は多系統化、ブロック化及びループ化を基本とする。
- エ 市の計画的復興に伴う施設の整備を図る。

(2) 漏水防止対策

配水の正常化を図るため、早急に漏水防止対策を行う。

- ア 漏水調査を実施する。
- イ 調査に基づき、漏水修理計画を作成し実施する。
この場合は次の点に留意する。
 - (ア) 漏水の多発している管路は布設替えを行う。
 - (イ) 修理体制を整備し、断水時間の短縮、住民への広報、保安対策に万全を期する。

2 下水道施設

災害の本復旧は、応急復旧終了後、本復旧のための調査を実施し、調査結果に基づいて復旧計画を策定し、工事を実施する。

3 電気施設

復旧計画については災害時の大規模停電等において迅速な電力復旧等の活動がおこなえるよう締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」の以下重要施設の優先復旧について十分に配慮し復旧を行う。

ただし、重要施設の優先復旧が困難な場合は、市と東京電力パワーグリッド株式会社の双方で調整を図る。

(重要施設)

- (1) 生命の危険に直結する医療施設や福祉施設等
- (2) 指定避難所として開設されている施設
- (3) 災害対応の中枢機能となる市の災害対策本部が存在する施設
- (4) 上下水道施設などライフライン施設

4 ガス施設

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害を防止するため、下記の手順により慎重に進める。

なお、復旧の順位として、人命にかかわる施設、対策の中核である官公庁、避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、災害の状況、施設復旧の難易度を勘案し、ガスの供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

(1) 被害状況の調査と復旧計画の作成

復旧計画の作成のため、次の設備について被害調査を行う。

- ア 供給設備
- イ 通信設備
- ウ 需要家のガス施設

これらの調査結果に基づき、被災した製造・供給設備の修理復旧順位及び供給再開地区の優先順位を定め、復旧計画を作成する。

(2) 復旧措置に関する広報

復旧措置に関して安全確保のため、付近住民及び関係機関等への広報に努める。

(3) 復旧作業

ア 整圧所における復旧作業

ガスの受入、送出を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、補修を行い、各設備の安全確認の後、標準作業に基づいて供給を再開する。

イ 高・中圧導管の復旧作業

- (ア) 区間遮断
- (イ) 気密試験（漏えい箇所の発見）
- (ウ) 漏えい箇所の修理

ウ 低圧導管と需要家設備の復旧作業

- (ア) 閉栓確認作業
- (イ) 被災地域の復旧ブロック化
- (ウ) 復旧ブロック内巡回点検作業
- (エ) 復旧ブロック内の漏えい検査
- (オ) 本支管・供内管漏えい箇所の修理
- (カ) 本支管混入空気除去
- (キ) 内管検査及び内管の修理
- (ク) 点火・燃焼試験
- (ケ) 開栓

(4) 再供給時事故防止措置

ア 供給施設

ガス再供給時のガス漏えい等による二次災害を防止するため点検措置を行う。

イ 需要家のガス施設

各需要家の内管検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用再開する。

5 通信施設

(1) 東日本電信電話㈱における復旧の順位

災害により被災した通信回線の復旧については、予め定められた順位にしたがって実施する。

■重要通信を確保する機関の順位

順 位	確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる）
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

※上記機関において、復旧を優先する電気通信サービスは、各1回線以上とする。

電気通信サービスとは：電話サービス、総合デジタル通信サービス、専用サービス、パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む）等

6 農林・水産業施設

（1）農業用施設

農業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に公共性を含めた農業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 用水施設

（ア）用水路等の破壊、決壊で、これを放置すると農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。

（イ）用水路護岸の破壊で、決壊のおそれのあるもの。

イ ため池

（ア）堤体の決壊又はそのおそれがあり、ため池下流の地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。

（イ）決壊したため池を放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの。

（ウ）下流に住宅や公共施設等が存在し、決壊した場合に影響を与えるおそれのあるため池を防災重点ため池と位置づける。

ウ 道路施設

道路、橋梁等が被害を受けた場合、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。

エ 排水施設

（ア）堤防の破壊、護岸の決壊で、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。

（イ）護岸等の決壊で、破壊のおそれのあるもの。

（ウ）被害を受けた排水施設について、放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの。

（2）林業用施設

林業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に緊急に復旧を行う必要のあるものは次のとおりである。

ア 林道施設

林道施設の被災で、これを放置すると、林業生産基盤及び地域住民の生活用道路としての役割に重大な影響を与えるもの。

イ 林地荒廃防止施設

林地荒廃防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共用施設、道路等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの。

（3）漁港施設

漁港用施設管理者は、管理する施設が災害により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。特に公共性があり漁業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 海岸保全施設

- (ア) 破堤。
- (イ) 堤防の破壊で破堤のおそれがあるもの。
- (ウ) 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの。
- (エ) 護岸の全壊等で、これを放置すると著しい被害が生じるおそれのあるもの。

イ 漁港施設

- (ア) 係留施設の破壊で、漁船の係留又は水揚げに重大な支障を与えているもの。
- (イ) 臨港交通施設の破壊で、これによって当該臨港交通施設による輸送が著しく困難であるもの（他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。）。
- (ウ) 漁港の埋そくで、漁船の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの。
- (エ) 外かく施設の破壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの。

7 公共土木施設

(1) 道路施設

道路管理者は、道路、橋梁及び道路付属物が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うこととする。

復旧にあたっては、被害者の救命・救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、「緊急輸送道路一次路線」を最優先に公益占用物件等の復旧計画と調整のうえ行うものとする。

また、市が管理する指定区間外の国道、県道又は県が管理する道路と交通上密接である市道について、市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案し、市に代わって県が災害復旧等に関する工事を行うことが適当である場合は、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度による支援を行うよう要請する。

(2) 河川、海岸、港湾、急傾斜地崩壊防止施設

河川、海岸、港湾、急傾斜地崩壊防止施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。

特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 河川管理施設

- (ア) 堤防の破壊、護岸、天然河岸の決壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの。
- (イ) 堤防護岸等の破壊で、破堤のおそれのあるもの。
- (ウ) 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの。
- (エ) 河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの。
- (オ) 護岸、床止、水門、ひ門、ひ管又は天然の河岸の全壊等で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの。

イ 海岸保全施設

- (ア) 堤防の破壊で、破堤のおそれがあるもの。
- (イ) 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの。
- (ウ) 護岸、水門及び排水機場等の全壊等で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの。

ウ 港湾施設

- (ア) 係留施設の破壊で船舶の係留又は荷役に重大な支障を与えているもの。
- (イ) 臨港交通施設の破壊で、これによって当該臨港施設による輸送が不可能又は著しく困難

第3編 風水害等編
第4章 災害復旧計画

であるもの（他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。）。

（ウ）港湾の埋そくで、船舶の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの。

（エ）外かくの施設の決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの。

エ 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地崩壊危険区域内の急傾斜地崩壊防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共施設等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの。

※資料編2 災害協定書・覚書等一覧表

第3節 激甚災害の指定

1 激甚災害に係る財政援助措置	各部・班

1 激甚災害に係る財政援助措置

市及び県は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）（以下「激甚法」という。）の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

激甚の基準については、「激甚災害指定基準」（昭和37年・中央防災会議決定）と「局地激甚災害指定基準」（昭和43年・中央防災会議決定）の2つがあり、この基準により指定を受ける。

本部班は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力し、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出するものとする。

第4節 災害復興

1 体制の整備	各部・班
2 災害からの復興に関する基本的な考え方	各部・班
3 想定される復興準備計画	各部・班
4 特定大規模災害時の措置	各部・班

1 体制の整備

市は、市民の生活や地域の機能、文化・産業の再建を計る災害復興事業を速やか、かつ、計画的に実施するための臨時組織として、災害復旧・復興本部を設置する。なお、復旧状況に応じて、災害対策本部の業務を引き続き行う。

2 災害からの復興に関する基本的な考え方

市の防災対策としての行政施策（公助）や、自分の身は自ら守る（自助）ことも重要であるが、大規模災害が発生し地域の復興を目指すためには、人と人との支え合い、地域の全ての主体が復興に向けて連携する（共助）ことなど、地域住民・企業・団体等の相互の連携、「絆」が重要である。

平成23年3月に発生した東日本大震災は、被害が甚大であったことから、単なる原状回復である「復旧」ととどまらず、将来に向けて地域を活性化させる「復興」までを視野に取り組むこととし、県は、復興に係る基本的な考え方や今後の施策の方向性を取りまとめた「千葉県震災復旧及び復興に係る指針」を作成した。

市は、今後起こりうる大規模災害に対応するため、この指針を参考に、災害復興の理念、事業内容に関する研究に努める。

3 想定される復興準備計画

復興計画を実効ある内容とし、住民の立場に立ったよりよいものにするためには、被災後の各方面からの復興調査が重要である。これらの調査は相互に関連しており、より効果的な復興を目指すためにも、事前に各方面からの研究、検討を行い、実災害に対応できるよう備えておく。

（1）くらしの復興

被災者の自立を尊重し、当面の生活資金の支援から生業支援、雇用対策などの被災者の生活再建支援を中心とした施策を盛り込む。

また、被災者の心身の健康の回復は、全ての基礎となることから医師・保健師等の巡回診断、心的外傷やPTSD（心的外傷後ストレス障がい（PostTraumatic Stress Disorder））等、被災者、被害者に対する心のケアの重要性の認識など健康・福祉面でのきめ細かい支援を向上させる。

（2）都市の復興

壊滅的な被害を受けた都市の復興については、生活の基礎地盤となる地域社会の継続の必要性和地域機能の回復の観点から、より質的向上を念頭に入れた、まちづくりを進める。そのためには、迅速で将来を見越した被災地の建築制限、行政と県民とが協働した都市計画の策定を目指す。

地域の特性、それぞれの歴史、文化を途絶えることなく継承するとともに、さらに、その特性を考慮した対策をとり、より発展できるよう心がける。

（3）住宅の復興

被災者が、生活の拠点となる住まいを確保すること、宅地及び住宅の復旧は、被災者の自立

を促すこととなり、復興の礎となる。被災者が自力での住宅再建を支援することを中心に、民間住宅の斡旋・補助、公的住宅の建設など多岐にわたり検討し、被災者の将来設計に合致した住まいの復興を支援する。

(4) 産業の復興

地域の産業は、基幹産業のみならず、すべてにおいて地域の中心であり、地域の活力の源である。その産業(事業者)が被災し、操業(営業)の停止を余儀なくされた場合、融資制度の活用などによる財政的な支援とともに、賃貸工場・店舗の提供などの措置を検討する。また、産業間を結ぶ流通、通信の復興については、できるだけ迅速な復旧・復興を支援する。

市の重要な産業である観光、漁業などにおいても復興を支援する観点からの積極的な情報の発信、マイナスイメージを払拭するイベントの開催や宣伝など産業の復興を側面から支援する。

4 特定大規模災害時の措置

大規模災害からの復興に関する法律に基づく特定被災市となった場合は、必要に応じて県と共同して国の基本方針に即した復興計画を策定し、また、復興協議会を組織して復興整備事業の許可の緩和等の特別措置の適用を受け、市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

なお、特定大規模災害等による被害により、行政機能の低下や専門知識を有する職員が不足する場合は、同法に基づき、復興を図るために必要な都市計画の決定や変更について県知事に対して代行を要請するほか、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要の人員が中長期的に不足する場合は、同法に基づき、県又は関係地方行政機関の長に対し職員の派遣等を要請する。

木更津市地域防災計画

第4編 放射性物質事故編

《目 次》

第1章 基本方針	放-1
第2章 放射性物質事故の想定	放-2
第3章 放射性物質事故予防対策	放-4
第4章 放射性物質事故応急対策	放-6
第5章 放射性物質事故復旧対策	放-10

第1章 基本方針

本市には、「原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第156号）」（以下「原災法」という。）に規定される原子力事業所の立地はないが、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素等使用事業所が所在する。

また、「原子力災害対策指針（平成24年10月31日原子力規制委員会決定）」（以下、「対策指針」という。）上、県外の原子力事業所の「緊急的防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone）」には入っていない。

さらに、核原料物質、核燃料物質若しくはこれらによって汚染された物質（以下「核燃料物質等」という。）又は放射性同位元素若しくはこれらによって汚染された物質（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱いや原子力艦寄港の状況を把握することは、国の所掌事項となっており、本市及び県は、核燃料物質等又は放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）の規制に関して法的権限を有していない。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、県内では水道水の摂取制限や農産物の出荷制限など、住民の生活、社会経済活動などに様々な影響が及び、局所的に放射線量の高い箇所が確認され、土壌等の除染等の措置が必要となったほか、汚染された廃棄物の処分方法などの問題が生じたところである。さらに、県内でも柏市などで局所的に放射線量の高い箇所が確認され、土壌等の除染等の措置が必要となったほか、汚染された廃棄物の処分方法などの問題が生じたところである。

これらを受け、木更津市地域防災計画に、放射性物質取扱事業所及び防災関係機関の予防対策、応急対策及び復旧対策について定めるものとする。

なお、本計画を迅速かつ的確に推進するため、事故発生時等の具体的な対応などについては別途千葉県が定めた「放射性物質事故対応マニュアル」によるものとする。

放射性物質事故対策については、現在、国等において各種の対策を検討しているため、今後もそれらの動向を踏まえ、本計画を修正するものとする。

- ※ 核原料物質：原子力基本法（昭和30年12月19日法律第186号）第3条第3号に規定する核原料物質をいう。
- ※ 核燃料物質：原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質をいう。
- ※ 放射性同位元素：放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）第2条第2項に規定する放射性同位元素をいう。
- ※ 原子力事業所：原災法第2条第4号に規定する工場又は事業所をいう。
- ※ 核燃料物質使用事業所：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第52条の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所をいう。
- ※ 核原料物質使用事業所：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条の8の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。
- ※ 放射性同位元素等使用事業所：放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第3条第1項の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所、同法第3条の2第1項の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。
- ※ 放射性物質取扱事業所：原災法に規定される原子力事業所をはじめ、放射性物質を取り扱う事業所全般をいう。

第2章 放射性物質事故の想定

1 放射性同位元素等使用事業所における事故の想定

市内に所在する放射性同位元素等使用事業所（市内は次の施設。文部科学省「放射線障害防止法の対象事業所一覧」平成30年3月31日現在より）は、医療機関及び試験研究機関等であることから、これらの事業所において臨界事故のように大量の放射線が放出される事故の可能性は低いと考えられる。このため、地震、津波、火災等の自然災害等に起因する事故を想定する。

■ 放射線防止法対象事業所一覧

事業所名	所在地	区分			分類
		密	非	発	
国保直営総合病院 君津中央病院	桜井 1010	○		○	医
株式会社 上総環境調査センター	潮見 4-16-2	○			民
株式会社SUBARU 航空宇宙カンパニー 木更津事業所	吾妻地先 陸上自衛隊木更津駐屯地内	○			民
陸上自衛隊 第1ヘリコプター団	吾妻地先	○			他
海上自衛隊 航空補給処	江川無番地	○			他
日鉄住金環境株式会社 分析ソリューション事業本部 木更津テクノセンター	畑沢 1-1-51	○			民
株式会社 ユーベック	久津間字 1-822-1、822-2	○			民
株式会社 エノモト防災工業	長須賀 627-2	○			民
陸上自衛隊 東部方面航空隊 第4対戦車ヘリコプター隊	吾妻地先	○			他
有限会社 共栄防災	ほたる野 1-28-5	○			民
陸上自衛隊 中央即応集団 第1ヘリコプター団	吾妻地先	○			他
陸上自衛隊 中央即応集団 第1ヘリコプター団 第1輸送ヘリコプター群	吾妻地先	○			他
陸上自衛隊 中央即応集団 第1ヘリコプター団 第1ヘリコプター野整備隊	吾妻地先	○			他
福原防災株式会社	真舟 4-20-2	○			民
株式会社KS PLUS	中里 1-9-13	○			民
株式会社吉田組 木更津工事事務所	朝日 1-8-28JKビレッジ F-2 号	○			民

（注1）「区分」欄において、「密」は密封された放射性同位元素、「非」は密封されていない放射性同位元素、「発」は放射線発生装置を示す。

（注2）「分類」欄において、「医」は医療法に基づく医療機関、「民」は民間の工場・作業所、「他」は医療機関、教育・研究機関及び民間の工場・作業所以外の機関を意味する。

2 核燃料物質の輸送中における事故の想定

核燃料物質の運搬については、そのルートや時期等が非公開であるが、千葉県は原子力施設が多数所在する茨城県に隣接していることなどから、核燃料物質が県内を通過する可能性は大きい。本計画においては、原子力発電所用低濃縮ウラン等の陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、六フッ化ウランが露出する事態を想定する。

3 他県事故に伴う本市への影響想定

原子力災害対策特別措置法の対象事業所は、神奈川県及び茨城県に所在している。他県での放射性物質事故としては、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、水道水の摂取制限や農産物の出荷制限など、市民の生活、社会経済活動などに様々な影響が及んだところである。

したがって、茨城県等に立地している原災法に規定される原子力事業所の事故については、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故などを想定する。

4 原子力艦の事故の想定

原子力艦の東京湾における事故については、その保有する核燃料種類や量等が不明確であることから、国、県等の関係機関からの事故情報等の収集体制及び住民への広報体制等について検討する。

第3章 放射性物質事故予防対策

1 放射性同位元素等使用事業所の把握

消防本部及び危機管理課は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性同位元素等使用事業所の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

2 情報の収集・連絡体制の整備

放射性同位元素等使用施設の管理者は、何らかの要因により、放射性同位元素の漏えい等により放射線障害の発生やそのおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応を行うため、あらかじめ国、県、市、警察及び消防などの関係機関に対する通報連絡体制の整備に努めるものとする。

3 通信手段の確保

危機管理課は、放射性物質事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線等の通信システムの整備・拡充及び相互接続による連携の確保を図るものとする。また、電気通信事業者は、市、県等の防災関係機関の通信確保を優先的に行うものとする。

4 応急活動体制の整備

(1) 職員の活動体制

危機管理課は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ災害対策本部を設置できるよう整備を行うものとする。

(2) 防災関係機関の連携体制

危機管理課は、応急活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化しておくものとする。また事故の状況によっては、消火活動等において放射線に関する専門的な知識を必要とする場合もあるため、専門家の助言が得られるよう、県、国その他の関係機関との連携に努めるものとする。

(3) 広域応援体制の整備

危機管理課は、放射性物質事故が発生した場合、応急対策、救急医療等の活動に際し、広域的な応援が必要となる場合があるため、周辺市町村や県との広域応援体制を整備、充実するものとする。

(4) 防護資機材等の整備

市（消防本部）は、放射性物質事故の応急対策に従事する者が必要とする防護服や防塵マスクなどの防護資機材、放射線測定器等、及び放射性物質による汚染の拡大防止と除染のための資機材及び体制の整備に努めるものとする。

5 環境放射線モニタリング体制の整備

(1) 平常時における環境放射線モニタリングの実施

環境政策課は平常時の空間放射線量率のデータを国、県と連携して収集し、緊急時における対策の基礎データとするものとする。

6 緊急時被ばく医療体制の整備

(1) 被ばく治療可能施設の事前把握

健康推進課は、あらかじめ市内の医療機関に対して、放射線被ばくによる障がいの専門的治療に要する施設・設備等の有無について把握するものとする。また、必要に応じて市外のこれらの施設・設備を備える医療機関との連携を図るとともに、医療機関及び医療機関相互の連絡体制の

整備に努めるものとする。

(2) 被ばく傷病者搬送体制の整備

健康推進課は、放射性物質事故が発生し、被ばく傷病者を早急に医療機関に搬送する必要がある場合や、市内の医療機関では対応しきれない被害が発生した場合等に備えて広域応援体制の整備に努めるものとする。

7 退避誘導体制の整備

危機管理課は、県内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平常時から地域住民及び自主防災組織の協力を得て退避誘導体制の整備に努めるものとする。

また、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦その他の要配慮者及び一時滞在者を適切に退避誘導し安否確認を行うため、平常時より、要配慮者に関する情報の把握・共有、退避誘導体制の整備に努めるものとする。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。

8 広報相談活動体制の整備

危機管理課は、放射性物質事故発生時に、教育施設、社会福祉施設等への連絡体制を確立するとともに、市民等からの問い合わせに係る窓口の設置や報道機関を通じ、迅速かつ円滑に情報が伝達できるよう、平常時から広報相談活動体制を整備するものとする。

9 防災教育・防災訓練の実施

(1) 防災関係者への教育

危機管理課は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、放射性物質事故に関する教育を実施するものとする。

(2) 市民に対する知識の普及

危機管理課は、放射性物質事故の特殊性を考慮し、住民に対して平常時から放射性物質事故に関する知識の普及を図るものとする。

(3) 訓練の実施

危機管理課及び消防本部は、専門家等を活用し、放射性物質事故を想定した訓練を実施するものとする。

10 市内放射性同位元素等使用事業所における事故予防対策

放射性同位元素等使用事業所の事業者は、何らかの要因により、放射性物質の漏洩等により放射線障害の発生やそのおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応を行うため、あらかじめ消防機関、警察、市、県及び国に対する通報連絡体制の整備に努めるものとする。

第4章 放射性物質事故応急対策

1 情報の収集・連絡

(1) 市内の放射性同位元素等使用事業所における事故に係る情報の収集・連絡

放射性同位元素等使用事業所の事業者は、何らかの要因により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合、又は、周辺環境に影響を及ぼすおそれのある場合には、速やかに以下の事項について、市、消防本部、県、警察、及び国の関係機関に通報するものとする。

また、事故情報等については、随時、連絡を行うものとする。

- ア 事故発生時刻
- イ 事故発生場所及び施設
- ウ 事故の状況
- エ 放射性物質の放出に関する情報
- オ 予想される被害の範囲、程度等
- カ その他必要と認める事項

(2) 市内の放射性物質の事業所外運搬中の事故に係る情報の収集・連絡

原災法に規定される原子力防災管理者は、市内における核燃料物質の運搬中の事故による特定事象（原災法第10条第1項の規定により通報すべき事象）発見後又は発見の通報を受けた場合は、直ちに市、県、警察、消防機関及び国の関係機関に通報するものとする。

(3) 県外の原子力事業所及び原子力艦事故に係る情報の収集・連絡

原災法第15条の規定による原子力緊急事態宣言が内閣総理大臣から発出された場合、又は、「原子力艦の原子力災害対策マニュアル（平成16年8月25日中央防災会議主事会議申合せ）」に基づく原子力艦緊急事態が国から発表された場合、危機管理課は、国や県、並びに事故の所在都道府県などから情報収集を迅速に行うものとする。

(4) 未確認の放射性物質が発見された場合の連絡

未確認の放射性物質が発見された場合は、発見者は文部科学省に速やかに通報するものとする。

2 事業者による応急対策活動の実施

(1) 放射性同位元素等使用事業所における事故への応急対策活動

放射性同位元素等使用事業所の事業者は、汚染の広がり防止及び汚染の除去等、放射線障害を防止するために直ちに必要な措置を講ずるものとする。

(2) 放射性物質の事業所外運搬での応急対策活動

原子力事業所の事業者又は当該事業者から放射性物質の運搬を委託された者は、立入制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、緊急時モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置等を的確かつ迅速により行うことにより、原子力災害の発生防止を図るものとし、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者等に要員の派遣及び資機材の提供に係る要請を行うものとする。また、上記以外の事業者又は当該事業者から放射性物質の運搬を委託された者は、上記に準じて必要な対策を行うものとする。

3 緊急時における環境放射線モニタリング等活動の実施

市は、国や県の指導又は助言を得て、以下の実施項目及びその他必要な対策について検討を行い、緊急時の環境放射線モニタリング活動を行うなど、放射性物質による環境等への影響について把握

するものとする。

【緊急時における環境放射線モニタリング等活動の実施項目】

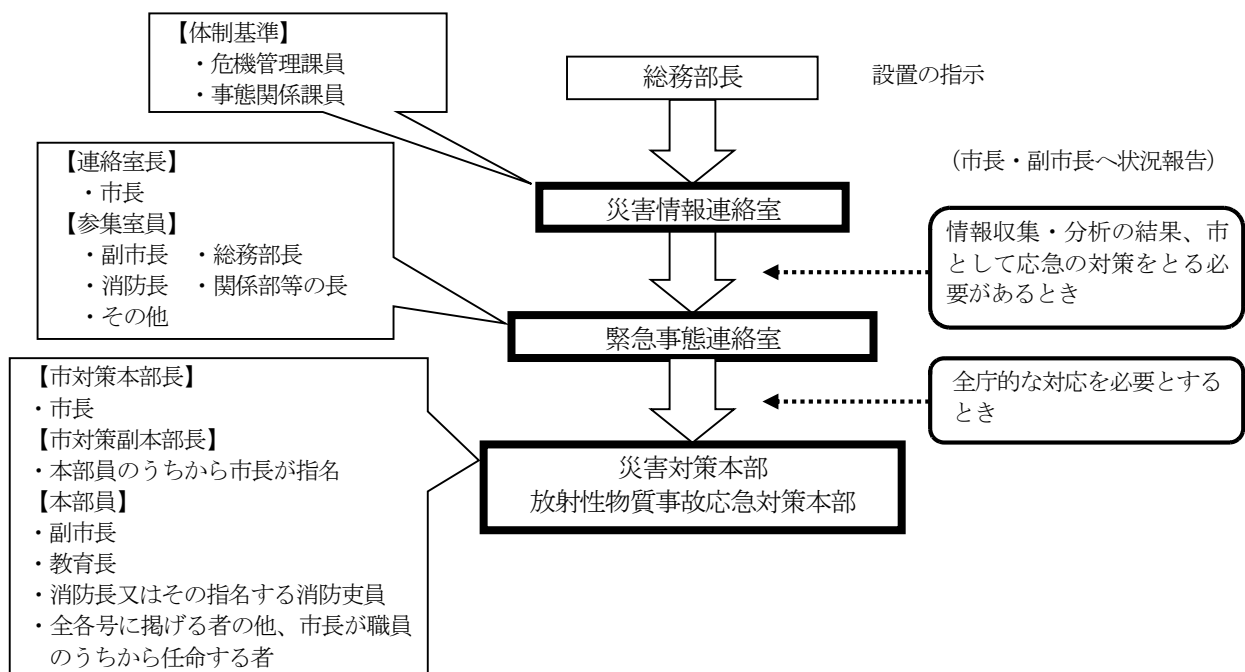
- (1) 大気汚染調査
- (2) 水質調査
- (3) 土壌調査
- (4) 農林水産物への影響調査
- (5) 食物の流通状況調査
- (6) 工業製品調査
- (7) 廃棄物調査

また、市は、状況に応じて公共施設等の空間放射線量、水道水、下水道処理汚泥及び廃棄物焼却灰等の放射性物質濃度を測定し、その結果をホームページ等で公表する。

4 応急活動体制

危機管理課は、放射性物質取扱事業者等から事故発生の通報を受けたときは、危機管理課に「災害情報連絡室」を設置し、情報収集の結果等により必要に応じて災害対策本部を設置するものとする。

■放射性物質事故発生時の応急活動体制



5 避難等の防護対策

県は、緊急時における環境放射線モニタリング等活動の結果などから、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針「表3 OIL (Operational Intervention Level) と防護措置について」に該当すると認められる場合は、国の指示等に基づき、市に対し連絡又は必要に応じて退避・避難を要請するものとする。

市長は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じて、市民に対して「屋内退避」又は「避難」の措置を講ずるものとする。

6 広報相談活動

シティプロモーション班は、放射性物質事故が発生した場合、環境放射線モニタリング結果などの情報を迅速かつ的確に広報するとともに、必要に応じ住民等からの問い合わせに係る窓口を設置

第4編 放射性物質事故編

第4章 放射性物質事故応急対策

し、広報相談活動を行うものとする。

(1) 情報の伝達は、テレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車、きさらび安心・安全メール、市ホームページ、コミュニティFM、CATV等により行うものとする。

(2) 住民等（外国人を含む）からの問い合わせ、相談、要望、苦情等に対応するため、必要に応じ、健康相談に関する窓口や総合窓口を開設するものとする。

7 飲料水及び飲食物の摂取制限等

農林水産班及びかずさ水道広域連合企業団は県と連携し、住民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導又は助言に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限、また法令に基づき食品の廃棄・回収等の必要な措置を行うものとする。

また、制限の解除に当たっては、県と連携し、国の指示、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除する。

■食品衛生法に基づく放射性セシウムの基準

対象	放射性セシウム（セシウム134及びセシウム137）
飲料水	10 ベクレル/キログラム
牛乳	50 ベクレル/キログラム
乳児用食品	50 ベクレル/キログラム
一般食品	100 ベクレル/キログラム

8 消防活動

市内の放射性同位元素等使用事業所において火災が発生した場合においては、当該事業者は従事者の安全を確保するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

消防部においては、当該事業者からの情報や専門家等の意見を基に、消火活動方法を決定するとともに安全性の確保に努め迅速に消火活動を行うものとする。

9 広域避難者の受入れ

市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域避難に関する支援要請、又は受入れに係る手続は県が実施するが、その概要は以下のとおりである。

(1) 広域避難の要請

市長は、県内の他市町村の受入れが可能と予想される場合は、本市の具体的な被災状況、受入れを要する被災者数等を示して当該市町村と協議する。

また、県内の被災状況等から県外への広域一時滞在が必要な場合は、県に対して他の都道府県と受入れ協議を行うよう要請する。

受入れが決定された場合は避難先の市町村に職員を派遣し、本市の避難者の受入れ方法等を調整する。

避難後は、被災者台帳の活用等により、被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対して広報紙の送付やインターネット等による情報提供に努める。

その他所在が確認できる広域避難者については、受入先の都道府県及び市町村と連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないように努める。

(2) 広域避難の受入れ

他市町村又は県から本市への広域一時滞在の受入れを要請された場合は、本市も被災している場合等の理由がある場合を除いてこれを受入れ、一時滞在用の公共施設等を提供する。

住宅班は、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

10 健康管理

健康推進班は、県と連携し、被災者の状況を把握するとともに、健康状態に応じた相談や心のケアを実施する。

11 風評被害対策

シティプロモーション班は、国、県等と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制する。

第5章 放射性物質事故復旧対策

1 汚染された土壌等の除染等の措置

施設管理者は、国の指示、法令等に基づき、所管する施設の土壌等の除染等の措置を行うものとする。

放射性物質取扱事業所の事業者等は、国、県、市及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染等の措置を行うものとする。

2 各種制限措置等の解除

農林水産班及びかずさ水道広域連合企業団は、国の指示、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除するものとする。

3 被災住民の健康管理

健康推進班は、被災者の状況を把握するとともに、君津健康福祉センター等と協力し、健康状態に応じた相談や心のケアを実施するものとする。

4 風評被害対策

本部班、生活環境班、農林水産班、産業振興班及び各施設管理者等は、国及び県と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制するものとする。

5 廃棄物等の適正な処理

廃棄物対策班は、国や県と連携し、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壌等が適正に処理されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

木更津市地域防災計画

第 5 編 大規模火災等編

《目 次》

第1章 大規模火災対策	大-1
第1節 基本方針	大-1
第2節 予防計画	大-1
第3節 応急対策計画	大-4
第2章 林野火災対策	大-6
第1節 基本方針	大-6
第2節 予防計画	大-7
第3節 応急対策計画	大-10
第3章 危険物災害対策	大-12
第1節 基本方針	大-12
第2節 予防計画	大-13
第3節 応急対策計画	大-16
第4章 油等海上流出災害対策	大-20
第1節 基本方針	大-20
第2節 予防計画	大-22
第3節 応急対策計画	大-23

实施担当一覧

[illegible]

[illegible]

第 1 章 大規模火災対策

第 1 節 基本方針

大規模な火事災害による多数の死傷者等の発生を防止するため、防災空間の整備等の予防対策及び発災時の救助・救急活動や避難誘導等の応急対策について定める。

第 2 節 予防計画

1 建築物不燃化の促進

都市政策課、建築指導課は、市街地における火災の延焼拡大を未然に防ぐため、法令に基づき、次の対策を図る。

(1) 建築物の防火規制

ア 建築物が密集し、火災により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物・準耐火建築物又は防火構造の建築を促進する。

イ 防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第 22 条による屋根不燃区域の指定を行い、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

(2) 都市防災不燃化促進事業

大規模火災から住民の生命・財産を守るため、避難地・避難路・延焼遮断帯の周辺等の一定範囲の建築物の不燃化を促進する。

2 防災空間の整備・拡大

(1) 市街地整備課は、都市緑地法に基づき、特別緑地保全地区を指定することにより良好な緑地を保全し、生活環境を整備するとともに、都市における火災の防止に役立てる。

(2) 都市公園は、住民のレクリエーション、スポーツ等の場としての機能のほかに、災害時における避難場所あるいは延焼を防止するためのオープンスペースとして防災上の役割も非常に高い。市街地整備課は、防災都市づくりの一環として計画的な公園整備を進めるとともに、関係機関との連携を密にして防災施設の整備促進を図り、あわせて防災施設（かまどベンチやマンホールトイレ等）の設置や火災に強い樹木の植栽を検討するなど、防災効果の高い公園の整備に努めていく。

(3) 都市における街路は、人や物を輸送する交通機能のみならず大規模火災時には、火災の延焼防止機能も有しているため、土木課は道路の新設・改良を進めていく。

3 市街地の整備

都市政策課及び市街地整備課は、面的な都市基盤施設の整備とあわせて建物の更新などが図られる土地区画整理事業・市街地再開発事業等により防災上安全性の高い市街地形成の推進を図る。

また、新たな地域拠点等の形成を必要とする地域においては、防災上安全で健全な市街地となるよう土地区画整理事業を推進する。

4 火災に係る立入検査

消防本部は、春季及び秋季の火災予防運動期間中を重点的に、消防法第 4 条の規定により防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

第5編 大規模火災等編

第1章 大規模火災対策

■立入検査の主眼点

- (1) 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているか。また、消火設備・警報設備・避難設備・消防用水・その他消火活動上必要な施設が、消防法施行令で定める基準どおり設置・維持管理されているかどうか。
- (2) 炉・厨房設備・ストーブ・ボイラー・乾燥設備・変電設備等火気使用設備の位置、構造及び管理の状況が、木更津市火災予防条例（以下「条例」という）で定める基準どおり確保されているかどうか。
- (3) こんろ・火鉢等、火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取扱状況が、条例どおり確保されているかどうか。
- (4) 劇場・映画館・百貨店等、大規模集客施設での裸火の使用等について、条例に違反していないかどうか。
- (5) 指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取扱の状況が、条例に違反していないかどうか。
- (6) その他残火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項、及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されているかどうか。

5 住宅防火対策

住宅火災の予防とその被害の低減を図るため、消防本部は関係団体等と連携し、下記に例示する住宅用防災機器の普及・促進や、住宅防火意識の普及啓発等を行う。

特に、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が、市内全ての住宅に設置されるよう、普及促進に努めるとともに、防災製品の活用を推進する。

さらに、復電時における通電火災を防止するため、関係機関と連携し、通電火災防止対策を推進する。

- (1) 住宅用防災機器等の展示
- (2) 啓発用パンフレットの作成
- (3) 講演会の開催

6 多数の者を収容する建築物の防火対策

(1) 防火管理者及び消防計画

消防本部は、多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく下記事項を遵守させる。

- ア 自衛消防組織の編成及び自衛消防活動の実施
- イ 消火、通報、避難等の訓練の実施
- ウ 建築物等の維持管理及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検、整備の実施
- エ 収容人員及び火気使用等に関する管理監督業務の実施
- オ 従業員等に対する防災教育の実施

(2) 防火対象物の点検及び報告（消防法第8条の2の2）

消防本部は、消防法第8条の2の2の定期点検報告制度に該当する特定防火対象物の管理権原者に対し、火災予防上必要な事項の適否について、定期に防火対象物点検資格者の点検を受けさせ、報告させる。

7 大規模・高層建築物の防火対策

大規模・高層建築物での火災は、その消火及び避難の困難性から一般の建築物における火災よりも大きな被害が発生することが予想されるので、一般の建築物に増した防火対策が必要となるとともに、大規模事業所における自衛消防組織の設置及び防災管理者の選任等についても定める必要がある。よって、消防本部は、大規模・高層建築物の管理権原者又は関係者に対し、前記6「多数の者を収容する建築物の防火対策」に加え下記事項について指導する。

(1) 消防防災システムのインテリジェント化の推進

- ア 高水準消防防災設備の整備
- イ 複数の消防用設備等を集中管理する総合操作盤の整備
- ウ 防災センターの整備

(2) 自衛消防業務に従事する職員に対する指導

8 文化財の防火対策

本市には、歴史的、学術的価値の高い数多くの文化財が残され、指定文化財として保護しているが、文化財建造物は木造建築が多く、火災などの災害を受けやすいため、適切かつ周到的な火災予防に関する努力が必要である。

(1) 消防設備の設置・整備

文化財の所有者及び管理者は、消火器、消火設備、動力消防設備、建造物全体を水幕で覆うドレンチャー設備などの消火設備を設置するとともに、自動火災報知設備、漏電火災警報設備の設置により、火災の発生を報知し、迅速な消火活動を行うことができるよう設備の設置・整備を行う。

(2) 防火管理

文化財の所有者及び管理者は、火災の発生を未然に防止するため、日頃から適切な防火管理を行う。管理に当たっては、定期的な巡視と監視を行うとともに、環境を整備し、危険箇所の点検について消防機関から適切な指導を受ける。日常的な措置については、防火責任者を定め防火管理計画、防災訓練等の具体的な消防計画を作成し、自衛消防隊を組織して消火活動の体制を整備しておく。

また、毎年1月26日の文化財防火デーに合わせ、文化財の防火意識の高揚を図るため、消防機関と教育委員会等の協力のもとに文化財建造物の消火訓練を行う。

9 消防組織及び施設の整備充実

(1) 消防組織

消防本部は、消防職員及び団員の確保に努めるとともに、消防組織の充実強化を推進するため、必要に応じ県へ情報提供等の支援を要請する。

(2) 消防施設等の整備充実

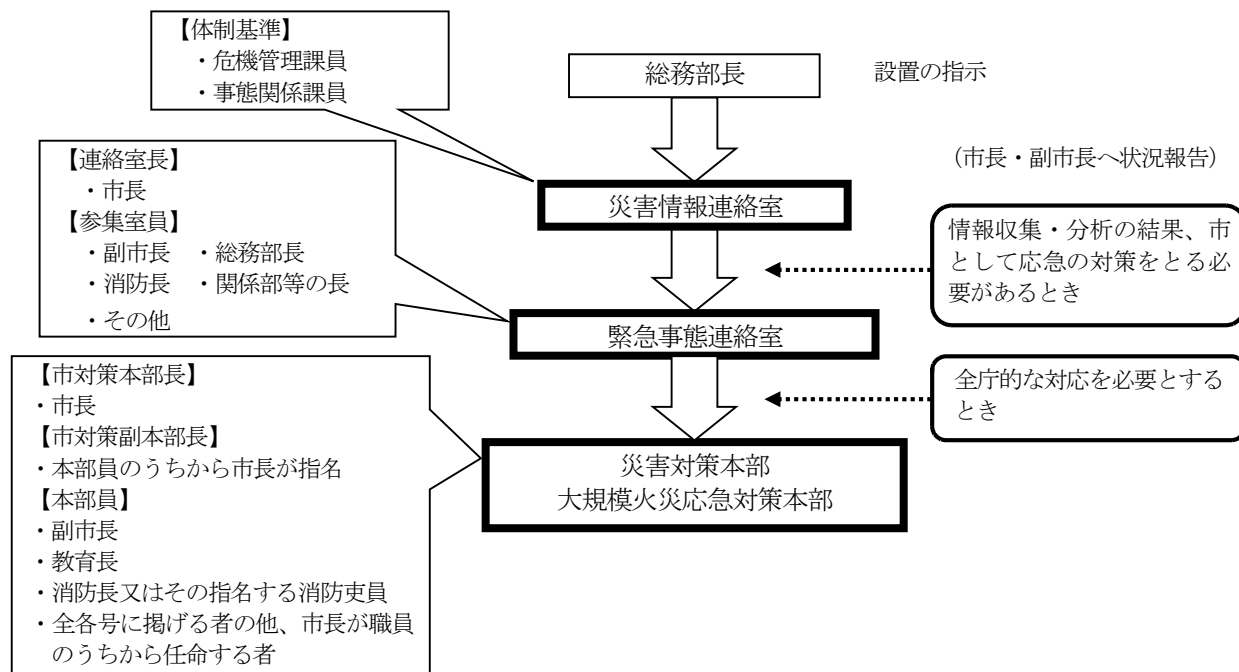
市及び消防本部は、消防施設整備計画に基づき、充足率や財政力等市町村の実情を勘案しつつ、実態に即した消防施設等の整備強化を促進するため、必要に応じ県へ支援を要請する。

第3節 応急対策計画

1 応急活動体制

危機管理課は、火災の状況に応じ、危機管理課に「災害情報連絡室」を設置し、情報収集の結果等により必要に応じて災害対策本部を設置するものとする。また、関係機関と緊密な連携の確保に努める。

■大規模火災発生時の応急活動体制



2 情報収集・伝達体制

本部班は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

3 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、地震・津波編第3章第1節「災害対策本部活動」に定めるところによる。

大規模事故時の災害救助法の適用は、住家に被害が生じた場合（災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号）のほか、多数の者が継続して避難を要するときや救出に特殊な技術を要するときなど多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合（同第4号）に適用する。

4 消防活動

- (1) 消防部は、速やかに火災及び死傷者等の状況を把握するとともに、迅速に消防活動を行う。
- (2) 本部長（市長）は、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消防活動の応援要請を行う。
- (3) 本部班及び消防部は、本市域外の発災現場の市町村からの応援要請を受けたとき及び千葉県消防広域応援隊の出動に関して知事の指示があったときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及

びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」並びに「消防組織法第 43 条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

5 救助・救急

- (1) 消防部は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、国の各機関、他の地方公共団体に応援を要請する。
- (2) 消防部は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。
- (3) 医療機関は、負傷者に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

6 交通規制

木更津警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等の確かな交通規制を図る。

7 避難

- (1) 本部班は、火災が拡大し危険な区域に対し避難指示を行い、市及び県警察等は、人命の安全を第一に必要な応じて適切な避難誘導を行う。
- (2) 消防団、自主防災組織等は、避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。
- (3) 本部長（市長）は、必要に応じて避難所を開設する。

8 救援・救護

食料・飲料水・生活必需品等の供給に関する計画並びに医療救護に関する計画については、地震・津波編第 3 章第 6 節「消防・救助救急・医療救護活動」及び第 8 節「救援物資供給活動」に定めるところによる。

9 広報活動

シティプロモーション班は、火災発生状況や地域への影響等について、防災行政用無線、広報車、きさらび安心・安全メール、市ホームページ、コミュニティーFM、CATV等による広報活動を行う。

第2章 林野火災対策

第1節 基本方針

近年、レジャー人口の増加、地域開発の進展、道路網の整備などにより、森林の利用者は多くなり、林野火災の発生も懸念されるところである。

また、林野火災は、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業が困難を極め、大規模火災となるおそれがあるため、林野火災に対する対策について定める。

なお、林野火災の発生又は拡大の危険性が高い地域については、「林野火災特別地域対策事業」を活用する等、林野火災に係る総合的な事業計画を樹立し、林野火災対策の推進を図る。

第2節 予防計画

1 広報宣伝

(1) ラジオ、テレビ、新聞等の各種広報などによる注意

危機管理課及び消防本部は、ラジオ、テレビ、新聞、インターネット、防災行政無線、市町村広報紙、回覧板、有線放送等を利用し住民の注意を喚起する。

(2) 学校における防災教育

学校教育課、消防本部、環境政策課、農林水産課は、小学校・中学校の児童生徒に対し、自然の保護、森林の保護育成、鳥獣の保護等のために、林野火災の予防が大切であることを理解させるための防災教育を行う。

(3) 山火事予防運動の実施

消防本部及び森林組合は、山火事予防運動週間中に警報旗を設置するなどの各種啓発事業を強力に推進する。

2 法令による規制

(1) 条例で定める火の使用制限（消防法第22条第4項）

消防本部は、住民に対し、火災警報発令下における条例に定める禁止事項の周知徹底を図る。

(2) 一定区域におけるたき火、喫煙の制限（消防法第23条）

林野率が高く火災発生の危険の高い地域においては、火災危険度の高い時期に、一定区域内でのたき火、喫煙の制限をする。

(3) 火入れの許可制の励行（森林法第21条、第22条）

消防本部は、森林法に規定する火入れの許可制度の励行と火入者の責務を厳守させる。

3 予防施設の設置

消防本部及び森林組合は、ハイカー及び林業労働者に携帯用すいがら入れの保持の徹底を図る。

4 消火施設の設置

消防本部及び森林組合は、ドラム缶等を利用し、主な林野に防火水槽を配備する。

5 林野等の整備

(1) 林業経営

森林所有者は、下刈、枝打、除伐等の励行を図り火災の起こりにくい森林の育成に資する。

(2) 林道

農林水産課及び県は、火災発生の危険性の高い森林内の林道の整備と維持管理を図る。

(3) 防火線

農林水産課、県及び森林所有者は、既設の防火線の効果を維持するため、下刈を実施し、防火線の充実を図る。

6 林野火災特別地域対策事業

(1) 林野火災特別地域の決定

事業を実施する地域は、当該地域における林野面積、その経済的比重、林野火災の危険度等に鑑み、次の要件に該当する区域について県と協議して決定する。

第5編 大規模火災等編

第2章 林野火災対策

ア 市町村における林野占有率が70%以上、林野面積が5,000ha以上及び人工林率が30%以上の場合

イ 過去5年間ににおける林野火災による焼損面積が300ha以上の市町村又は過去5年間ににおける林野火災の出火件数20件以上の場合

ウ 上記以外で、特に林野火災特別地域対策事業を実施する必要があると認められる場合

(2) 林野火災特別地域対策事業計画の作成

農林水産課は、林野火災特別地域に指定された場合、県と協議して林野火災特別地域対策事業計画を作成する。

7 消防計画の樹立

(1) 市内地形状況と消火活動の難易等の調査図の作成

消防本部は、市域の地形状況を把握し、具体的状況の中で容易に消防作戦が立てられるような調査図を作成し、消防団等にあらかじめ配布しておく。

(2) 重点地域の指定

特に多発又は大規模火災が予想される地域を重点地域に指定し、集中的に林野火災対策を推進し体制の確立を図る。

(3) モデル地区の設置

モデル地区を設置し、他の模範となるよう指導する。

(4) 消防計画図の作成

市で作成されている消防計画に、林野火災消防計画図を取り入れる。

8 総合的消防体制の確立

(1) 警報連絡体制の確立

火災警報、その他気象情報が円滑、適切に連絡できるよう、その体制を確立させる。

(2) 大規模火災における指揮体制の確立

応援消防組織の指揮は応援を要請した市長が実施することとなるため、あらかじめ指揮体制の確立を図る。

(3) 防御機器等の整備

林野火災の消火に必要な各種防御機器等を整備、点検しておくよう指導する。

(4) 地域自衛組織の育成

森林組合等地域の自衛消防組織を十分育成し、協力体制を確立する。

(5) 防災訓練の実施

機会をとらえ、図上による演習や各機関と合同した総合訓練を実施する。

(6) 広域応援体制の確立

初期消火を誤れば大きな火災となり、広域的体制で臨まなくてはならないので、消防相互応援の実質的運用や他機関の出動等について事前に十分調整しておく。

(7) 航空機による空中消火体制の整備

空からの消火については、県が保有し、陸上自衛隊第一ヘリコプター団に管理委託している空中消火資機材並びに自衛隊保有の空中消火資機材を用い、自衛隊航空機等による支援を得て実施する。消防部は必要に応じ、航空機等による空中消火を県に要請し、被害の拡大防止に努める。

(8) 救護体制の確立

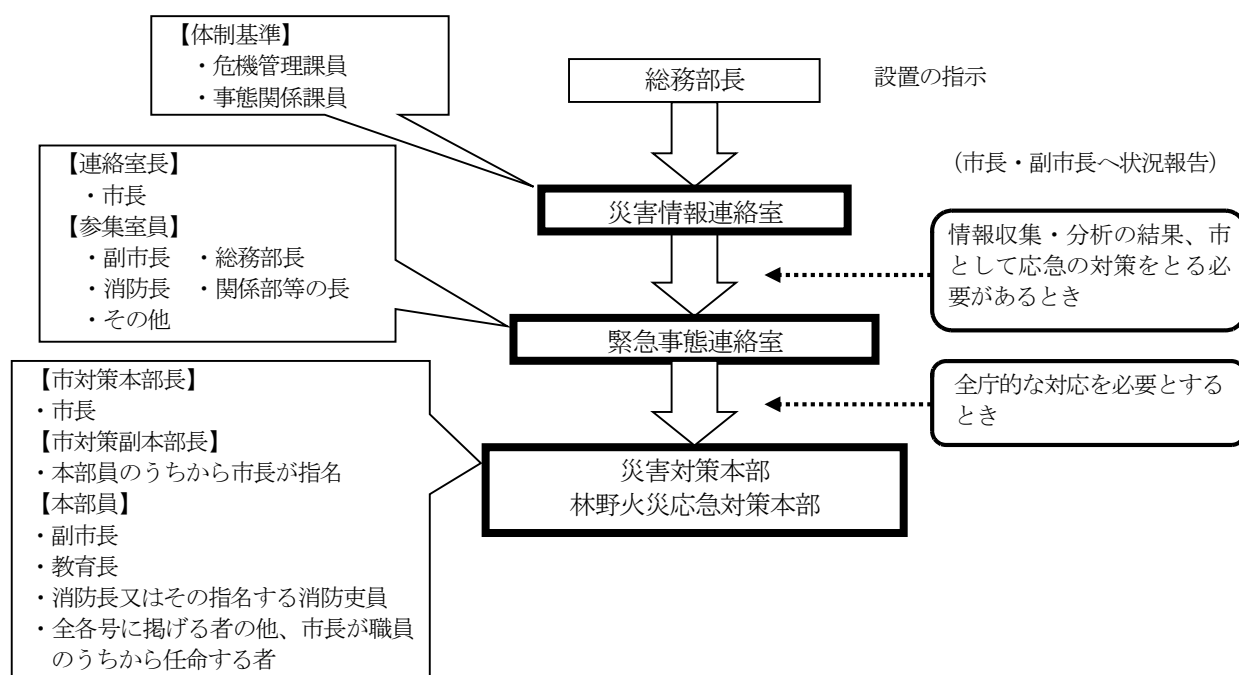
医療機関が組織する救護班の活動等、医療救護体制の確立を図る。

第3節 応急対策計画

1 応急活動体制

危機管理課は、林野火災の状況に応じ、危機管理課に「災害情報連絡室」を設置し、情報収集の結果等により必要に応じて災害対策本部を設置するものとする。また、関係機関と緊密な連携の確保に努める。

■林野火災発生時の応急活動体制



2 情報収集・伝達体制

本部班は、林野火災の発生状況、延焼状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

3 消防活動

消防部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、水利台帳等を参考に最寄りの水源からの送水ルートを確認し、迅速に消火活動を行う。利用可能な自然水利も活用する。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

消防ポンプによる消火活動では対応が困難な場合には、ヘリコプターの空中消火の支援や延焼阻止線を設定する等拡大防止に努める。なお、消火にあたっては、県が保有し管理委託している空中消火バケットを用いる。

4 救助・救急

消防部は、火災現場での救助活動を行うとともに負傷者等を医療機関に搬送する。

孤立した者を発見した場合は、ヘリコプターによる救出を要請する。

5 避難

本部班は、火災が拡大し危険な区域に対し、避難指示を行い、安全な地域に避難所等を開設する。

消防団、自主防災組織等は、避難誘導にあたっては、避難所等、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他に関する情報の提供に努める。

また、木更津警察署は、避難指示及び避難誘導について協力するものとする。

6 立入禁止区域の設定等

木更津警察署は、災害が発生し被害が拡大するおそれがある場合においては、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、通行車両等に対する交通規制を行うものとする。

7 広報活動

シティプロモーション班は、火災発生状況や地域への影響等について、防災行政用無線、広報車、きさらづ安心・安全メール、市ホームページ、コミュニティーFM、CATV等による広報活動を行う。

第3章 危険物災害対策

第1節 基本方針

石油等の危険物や高圧ガス、火薬類、毒物劇物などの危険物等災害に特有な予防対策や応急対策について定める。

なお、道路上での危険物等の災害については、第6編第4章「道路事故災害対策」、また、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害については、「千葉県石油コンビナート等防災計画」の定めるところによる。

1 危険物

危険物（石油等）による災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、危険物を取り扱う事業所等及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

2 高圧ガス

高圧ガスによる災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、高圧ガス関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

3 火薬類

火薬類による災害を予防し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、火薬類関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

4 毒物劇物

毒物劇物保有施設等からの流出等による災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、毒物劇物製造業者、輸入業者及び関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における応急対策について定める。

第2節 予防計画

1 危険物

(1) 事業所等

ア 消防法及び消防法に基づく各種法令を遵守するとともに、自己の責任において、危険物の災害予防に万全を期する。

イ 消防法別表により規定されている危険物を指定数量以上貯蔵し又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物施設」という。）の規模に応じ、次の人員を配置する。

(ア) 危険物保安監督者の選任

危険物の規制に関する政令（以下「危政令」という。）で定める危険物施設は、危険物保安監督者を選任し、危険物の取扱作業の保安監督をさせる。

(イ) 危険物保安統括管理者の選任

危政令で定める事業所は、危険物保安統括管理者を選任し、当該事業所における危険物の保安に関する業務の統括管理をさせる。

(ウ) 危険物施設保安員の選任

危政令で定める危険物施設は、危険物施設保安員を選任し、施設の維持及び設備の保安管理をさせる。

ウ 事業所等は、次に掲げる予防対策を行う。

(ア) 事業所等の自主的保安体制の確立

各事業所等は、火災、爆発等の災害の発生を防止するため、自主保安体制の確立、従業員教育の実施に努める。

(イ) 事業所相互の協力体制の確立

危険物を取り扱う事業所等が一定地域に集中している地域にあっては、各事業所等は相互に協力して総合的な防災体制を確立し、相互援助、避難等自主的な組織活動を行う。

(ウ) 住民安全対策の実施

大規模な危険物施設を有する事業所等は、地域住民に対する安全を図るため、防火壁等の設置を検討する。

(2) 市（消防本部）及び県

ア 消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更の許可に対する審査及び立入検査等を行い、法令の基準に不適合の場合は、ただちに改修、移転させるなど、危険物の規制を実施する。

イ 監督行政庁の立場から、次の予防対策を実施する。

(ア) 危険物施設の把握と防災計画の策定

危険物施設、貯蔵・取り扱いされる危険物の性質及び数量を常に把握し、これに対応する的確な防災計画を策定する。

(イ) 監督指導の強化

危険物を取り扱う事業所等に対する立入検査等を密に実施し、関係法令を遵守させる。

(ウ) 消防体制の強化

消防本部は、事業所ごとの火災防災計画を作成するとともに、隣接市町村との相互応援協定の締結を推進する。

(エ) 防災教育

危険物関係職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防止の具体的な方策について的確な教育を行う。

2 高圧ガス

第5編 大規模火災等編

第3章 危険物災害対策

(1) 事業所等

災害発生時に有効な防災活動を行い、二次災害の発生を防止し被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

ア 防災組織の確立

防災組織の体系、編成方法及び各班の業務内容を明らかにする。

イ 通報体制の確立

事業所等内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。

ウ 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員を確保するため緊急動員体制を確立する。

エ 相互応援体制の確立

一の事業所だけでは対応できない大規模な災害が発生した場合に備え、関係事業所及び防災関係機関等の間で防災関係要員及び防災資機材等の相互の応援体制を確立する。

オ 防災資機材の整備

防災資機材及び設備を定期的に点検し、その維持管理に努める。

更に、自社が保有する資機材で対応できない場合を想定し、事業所外部から資機材を調達できる体制を整備する。

カ 保安教育の実施

従業員等に対し定期的に保安教育を行い、高圧ガスに関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。

キ 防災訓練の実施

取り扱う高圧ガスの種類及びその規模に応じて、事業所等内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。

(2) 消防本部、県その他関係機関

ア 防災資機材の整備

(ア) 消防本部は、事業所等に対して防災資機材等の整備の促進及びその管理について指導する。

(イ) 消防本部は、事業所等に対して効果的な防災資機材等の整備の充実を指導するとともに報告の協力を求める等により、提供可能な防災資機材の数量及び種類の把握に努める。

イ 保安教育の実施

関係機関は、事業所等に対して高圧ガスに関する防災上必要な知識の周知徹底を図る。

ウ 防災訓練の実施

関係機関は、高圧ガスに係る災害が発生した場合に、迅速かつ適切な防災活動が行えるよう定期的に総合防災訓練を実施する。

3 火薬類

(1) 事業所等

ア 警戒体制の整備

火薬類関係施設に災害等が発生するおそれのあるときは、警戒体制を確立する。

イ 防災体制の整備

災害発生時に有効な防災活動を実施し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

(ア) 防災組織の確立

事業所等の規模及び設備に応じて防災組織の編成を行い、その業務内容を明らかにする。

(イ) 通報体制の確立

事業所等内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。

(ウ) 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員を確保するための緊急動員体制を確立する。

(エ) 相互応援体制の確立

一の事業所だけでは対応できない災害が発生した場合に備えて、関係事業所との応援体制を確立する。

ウ 安全教育の実施

従業員に対し定期的に、また、施設の新設等があるたびごとに保安教育を行い、火薬類に関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。

エ 防災訓練の実施

取り扱う火薬類の種類及びその規模に応じ、事業所等内で定期的に防災訓練を行い、応急措置等防災技術の習熟に努める。

(2) 県及び関係団体

事業所等に対して火薬類に関する防災上必要な知識の周知徹底を図る。

4 毒物劇物

(1) 毒物劇物営業者及び届出が必要な業務上取扱者

ア 毒物劇物取扱責任者の設置

毒物劇物取扱責任者を設置し、毒物劇物による保健衛生上の危害防止に当たる。

イ 管理体制の整備

毒物劇物による危害の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう危害防止規定等を作成し、管理体制を整備する。

ウ 施設の保守点検

危害防止規定に基づき施設を点検・整備し、事故の未然防止に当たる。

エ 教育訓練の実施

危害防止規定に基づき作業員に対する教育訓練を適宜実施し、応急措置の技術の習熟に努める。

オ 届出が不要な業務上取扱者毒

上記イからエにより危害防止に努める。

(2) 県（保健所（健康福祉センター））

毒物劇物営業者及び業務上取扱者等に対して立入検査を行い、法令を厳守させるとともに、事故の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう指導する。

5 危険物等による環境汚染の防止対策

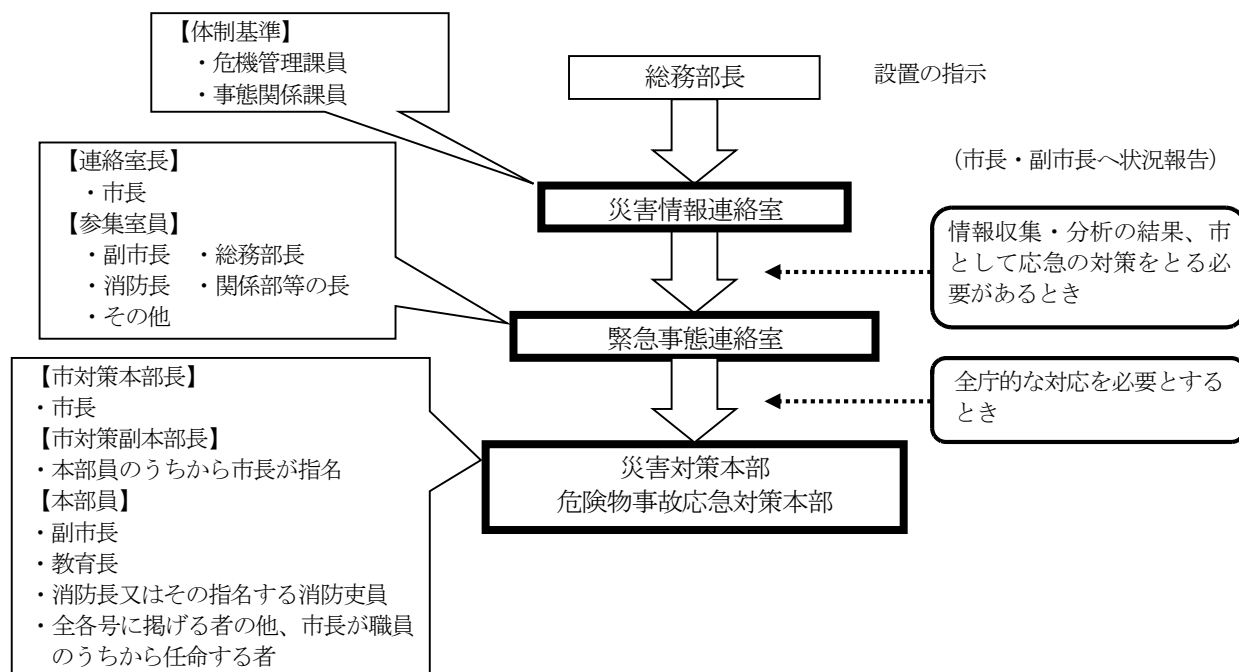
県等は、危険物等の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、環境汚染防止体制の強化を図る。

第3節 応急対策計画

1 応急活動体制

危機管理課は、危険物事故の状況に応じ、危機管理課に「災害情報連絡室」を設置し、情報収集の結果等により必要に応じて災害対策本部を設置するものとする。また、関係機関と緊密な連携の確保に努める。

■危険物事故発生時の応急活動体制



2 危険物

(1) 事業所等

危険物施設の所有者、管理者又は占有者で、その権原を有する者（以下「責任者」という。）は、災害発生と同時に、次の措置をとる。

ア 通報体制

(ア) 責任者は、災害が発生した場合、直ちに119番でちば消防共同指令センターに連絡するとともに、必要に応じて付近住民並びに近隣企業へ通報する。

(イ) 責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて消防機関へ通報する。

イ 初期活動

責任者は、各種防災設備を有効に使用し、迅速な初期活動を行う。特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ誘発防止に最善の方策をとる。

ウ 避難

責任者は、企業自体の計画により、従業員等の避難を実施する。

(2) 市、県その他関係機関

災害の規模、態様に応じ、県及び市の地域防災計画並びに関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関の密接な連携のもとに次の応急対策を実施する。

ア 災害情報の収集及び報告

消防部は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況を的確に把握するとともに、県、その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

イ 救急医療

当該事業所、消防部、県、医療機関は連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。木更津警察署、木更津海上保安署その他関係機関はこれに協力する。

ウ 消防活動

消防部は、危険物火災の特性に応じた消防活動を速やかに行う。

エ 避難

本部班は、木更津警察署と協力し、避難のための立ち退きの指示、避難所の開設並びに避難所への収容を行う。

オ 警備

木更津警察署、木更津海上保安署は、関係機関協力のもとに被災地域における社会秩序の維持に万全を期するため警戒活動を実施する。

カ 交通対策

道路管理者、木更津警察署、木更津海上保安署は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、被災地域並びに海上に及ぶ場合はその周辺海域の交通対策に万全を期する。

キ 原因の究明

消防部、県、労働局、学識経験者は、災害の発生原因の究明に当たる。

3 高圧ガス

(1) 事業所等

ア 緊急通報

高圧ガス施設が発災した場合は、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

イ 災害対策本部等の設置

高圧ガスに関する災害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、速やかに事業所等内に災害対策本部を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

ウ 応急措置の実施

防災関係機関と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講ずる。

エ 防災資機材の調達

防災資機材が不足している又は保有していない場合は、直ちに近隣の事業所等から調達する。

オ 被害の拡大防止措置

可燃性ガス又は毒性ガスが漏洩した場合は、携帯用のガス検知器等で漏洩したガスの濃度を測定し拡散状況等の把握に努める。

(2) 市、県その他関係機関

ア 緊急通報

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

イ 応急措置の実施

防災関係機関は事業所等と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講ずる。

ウ 防災資機材の調達

第5編 大規模火災等編
第3章 危険物災害対策

(ア) 消防部及び県は、事業所等による防災資機材の確保が困難である場合、協力して防災資機材を調達する。

(イ) 消防部、木更津警察署及び木更津海上保安署は、防災資機材の緊急輸送に協力する。

エ 被害の拡大防止措置及び避難

(ア) 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。

(イ) 本部班は、必要に応じ避難指示を行う。

オ 原因の究明

消防部、県、労働局、学識経験者は、災害の発生原因の究明に当たる。

4 火薬類

(1) 事業所等

ア 緊急通報

火薬類施設が発災となった場合は、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。

イ 災害対策本部等の設置

火薬類に関する災害が発生した場合は、速やかに事業所等内に災害対策本部等を設置し防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

ウ 応急措置の実施

防災関係機関と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。

(2) 市、県その他関係機関

ア 緊急通報

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と調整を図る。

イ 応急措置の実施

防災関係機関は、事業所と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。

ウ 被害の拡大防止措置及び避難

(ア) 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。

(イ) 本部班は、必要に応じ避難指示を行う。

(ウ) 木更津警察署は、立入禁止区域を設定して被害の拡大防止に努めるとともに、地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制活動等を行う。

エ 原因の究明

消防部、県、労働局、学識経験者は、災害の発生原因の究明に当たる。

5 毒物劇物

(1) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者等

ア 通報

毒物劇物が流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、君津健康福祉センター（保健所）、木更津警察署、又は消防部へ通報を行う。

イ 応急措置

毒物劇物が流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、自ら定めた危害防止規定等に基づき、危害防止のため漏出防止、除害等の応急措置を講ずる。

(2) 市、県その他関係機関

ア 緊急通報

消防部、君津健康福祉センター（保健所）及び木更津警察署は、毒物劇物製造業者及び輸入業者等から緊急通報があった場合は、状況に応じて他の防災機関と連絡調整を図る。

イ 被害の拡大防止

消防部は、火災が発生した場合、施設防火管理者と連絡を密にして、延焼防止、汚染区域の拡大防止に努める。

ウ 救急医療

消防部、君津健康福祉センター（保健所）及び木更津警察署は、大量流出事故等に際しては、医療機関へ連絡するとともに連携して被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

エ 水源汚染防止

君津健康福祉センター（保健所）は、毒物劇物が水道水源を汚染するおそれがあると判断した場合は、関係機関に通報し、適切な措置を求める。

オ 避難

本部班は、県及び関係機関等と協議の上、必要であれば、避難指示を行う。

第4章 油等海上流出災害対策

第1節 基本方針

本市周辺海域において、油等の流出事故が発生した場合に、流出した油等の拡散防止と回収等を実施し、付近の船舶並びに沿岸住民の安全を図るとともに、水産業、その他産業の被害の軽減を図り、環境汚染を最小限化し、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

ただし、石油コンビナート等特別防災区域に係る油等海上流出災害については、「千葉県石油コンビナート等防災計画」の定めるところによる。

1 対象災害

この計画の対象となる災害は、船舶等の接触、衝突、乗揚げ、沈没等の事故による大量の油等（「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（以下「海防法」という。）第3条でいう油及び有害液体物質）の流出を伴うものとする。

2 防災関係機関等の処理すべき事務及び業務の大綱

油等流出事故に関し、防災関係機関等が処理すべき事務又は業務は、おおむね次のとおりとする。

（1）木更津市

- ア 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集・通報
- イ 防災関係機関及び住民への情報提供
- ウ 事故の規模又は被害の状況に応じた災害対策本部等の設置
- エ 漂着油の除去作業等
- オ 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- カ 事故原因者等や海上保安機関の実施する防除活動への協力
- キ 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難指示
- ク 県又は他の市町村等に対する応援要請
- ケ 漁業者、漁業協同組合等に対する指導、支援及び連絡調整
- コ 油防除資機材の整備
- サ 回収油の一時保管場所等の調査協力
- シ 漁業者等の復旧支援

（2）木更津海上保安署等

- ア 情報収集及び防災関係機関への通報、協力要請
- イ 連絡調整本部の設置
- ウ 各排出油等防除協議会の的確な運営
- エ 事故の規模、態様の分析及び当該事故の影響並びにその結果の防災関係機関への連絡
- オ 人の生命及び身体並びに財産の保護
- カ 海防法に基づく事故原因者等に対する流出油の応急防除措置の指導又は命令
- キ 流出油の応急防除措置の実施
- ク 一般船舶等に対する事故状況の周知
- ケ 船舶の退去、航行制限等海上交通安全の確保
- コ 火災発生時の消火活動等の実施及び関係機関への協力要請等
- サ 油防除資機材の整備
- シ 海防法に基づく指定海上防災機関への流出油等の防除措置の指示
- ス 自衛隊法に基づく災害派遣要請

- セ 治安の維持
- ソ 防災関係機関との協力体制の確立
- タ 各省庁で把握している各種専門家等に関する情報の一元化及び要請に応じて、必要な専門家等に関する情報の提供

(3) 県

- ア 的確な情報収集及び防災関係機関への通報
- イ 事故の規模又は被害に応じた応急対策本部又は災害対策本部の設置
- ウ 関係排出等油防除協議会との連絡調整
- エ 国・近隣都県市等関係機関・各種団体との連絡調整
- オ 防災関係機関への協力要請及び連絡調整
- カ 自衛隊法に基づく災害派遣要請
- キ 市町村が行う漂着油の除去作業等の支援
- ク 事故原因者等や海上保安機関の実施する流出油の防除活動への協力
- ケ 油防除資機材の整備
- コ 河川管理者、海岸管理者、港湾（漁港）管理者としての油防除活動
- サ 漁業者、漁業協同組合等に対する連絡調整、防除活動の指導及び支援
- シ 回収油の一時保管場所及び処分先等の調査協力
- ス 漁業資源、自然環境、観光業等への影響及び被害状況の把握
- セ 野生生物及び史跡等の保護・保全
- ソ 漁業者等の復旧支援
- タ 市、漁業者等の補償請求に係る助言等

(4) 自衛隊

自衛隊への災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ緊急やむを得ないと認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、次のとおりとする。

- ア 航空機等による流出油の情報収集
- イ 油の拡散防止及び回収等の応急活動
- ウ 応援要員及び救援物資等の搬送

(5) 漁業協同組合等

- ア 漁業被害の防止対策
- イ 漁業被害の調査及び再生産対策の実施

(6) 海上災害防止センター

- ア 海上保安庁長官等の指示に基づく排出油等防除措置の実施
- イ 船舶所有者等の委託契約に基づく排出油等防除措置の実施
- ウ 船舶所有者等の利用に供するための排出油等防除資機材の保有
- エ 海上防災のための措置に関する訓練、研修の実施
- オ 防災関係者への指導助言の実施

(7) 石油連盟

- ア 大規模石油災害対応体制整備事業の普及啓蒙
- イ 油防除資機材の貸出及び貸出時における資機材操作技術者の派遣のあっせん

第5編 大規模火災等編

第4章 油等海上流出災害対策

(8) 石油コンビナート等特別防災区域内の共同防災組織及び特定事業所等

ア 特定事業所等に係る被害応急対策

イ 求めに応じた流出油等の防除作業等への協力（共同防災組織は、特別防災区域内に限る。）

ウ 特定事業所等に係る被害状況の把握及び情報の提供

3 事故原因者等の責務

油等流出事故に係る第一義的な責任を有する油等を流出させたタンカー等船舶の所有者、船長又は事故発生の原因となった責任者（以下「事故原因者等」という。）の主要な責務は、次のとおりである。

(1) 海上保安機関に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び協議

(2) 油等の性状・有害性等についての情報の迅速な提供

(3) 防災関係機関の設置する対策本部への責任者の派遣又は連携の確保

(4) 流出油等の拡散防止、回収、処理及び事故現場の復旧

(5) 被害者の損害等に対する補償

第2節 予防計画

1 航行の安全確保

(1) 木更津海上保安署等は、港内、狭水道等船舶の輻輳（ふくそう）する海域における航行管制、海上交通情報の提供等の体制整備に努める。

(2) 木更津海上保安署等は、海事関係者等に対する海難防止・海上災害防止に係る講習会の開催や訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。

2 広域的な活動体制

市、国及び県の各機関は、平常時から各機関との連携を密にし、事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期す。

3 災害応急対策への備え

油等流出事故が発生した場合における被害の軽減を図るため、防災関係機関及び関係団体並びに事故原因者等は災害応急対策への備えに万全を期す。

(1) 情報連絡体制の整備

市、県及び木更津海上保安署等の防災関係機関は、油等流出事故が発生した場合に、被害の拡大等を防止し、沿岸地域住民、沿岸施設及び船舶の安全確保を図るとともに、水産業、その他産業の被害を軽減するため、緊急時の情報収集連絡体制を確立しておく。

(2) 油防除作業体制の整備

危機管理課は、県が策定した「油防除作業手順マニュアル」や「千葉県油等海上流出事故対応マニュアル」を活用し、地域に即した対応が迅速かつ的確にできるよう、体制整備に努める。

(3) 油防除資機材等の整備

市及び木更津海上保安署等は、油防除資機材の整備を図るよう努める。

4 訓練

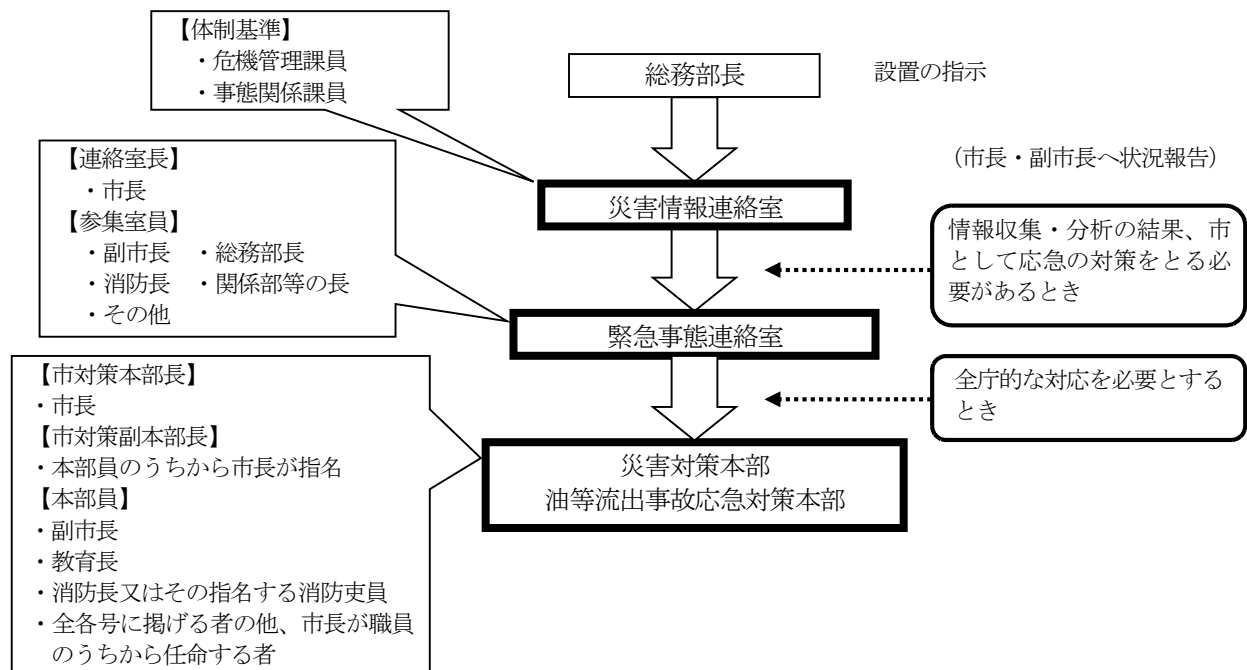
防災関係機関は、流出油防除体制の強化を図るため、油が著しく大量に排出された場合を想定して、流出油防除のための訓練を実施するとともに、油流出事故への対応を迅速かつ的確に実施できる人材を育成する。

第3節 応急対策計画

1 応急活動体制

危機管理課は、油等流出事故の状況に応じ、危機管理課に「災害情報連絡室」を設置し、情報収集の結果等により必要に応じて災害対策本部を設置するものとする。また、関係機関と緊密な連携の確保に努める。

■油等流出事故発生時の応急活動体制



2 防除方針

流出した油等は、海上で防除することに目標を置き、防除方針の決定にあたっては海上での回収を可能な限り実施し、海岸線への漂着を回避するよう努めるものとする。

また、防災関係機関においては、木更津海上保安署等との連携を図りつつ、流出油等の性状及び有害性の有無について迅速な把握に努め、効率的な流出油等の拡散防止、回収及び処理を行う。

3 情報連絡活動

(1) 木更津海上保安署等の活動

事故原因者等からの事故の通報を受けた場合、その内容を防災関係機関に通報するとともに、随時経過等を伝達する。

(2) 県の活動

ア 木更津海上保安署等からの事故の通報を受けた場合、その内容を防災関係機関に通報するとともに、随時経過等を伝達する。

イ 早期に油等流出事故に係る被害の状況を把握するため、木更津海上保安署等防災機関及び航行船舶、民間企業、報道機関、住民等からの情報収集に努める。

また、必要に応じヘリコプター等からの画像伝送、事故現場からのちば衛星号の中継画像等の活用により、情報収集に努める。

(3) 市の活動

第5編 大規模火災等編
第4章 油等海上流出災害対策

付近の海域において油流出事故が発生し、被害の発生又はそのおそれがあるときは、本部班は、環境衛生班、土木班、農林水産班、産業振興班、消防部・消防団等と連携して海岸線のパトロールを実施し、速やかにその状況を木更津海上保安署及び県に報告する。

(4) 事故原因者等の活動

船舶等から大量の油等流出があったとき又は流出のおそれがある場合には、速やかに木更津海上保安署等防災関係機関に通報するとともに随時経過等を報告する。

4 流出油の防除措置

(1) 木更津海上保安署等

ア 船舶からの油流出事故情報を入手したときは、事故船舶の船長、所有者に対して、排出油の拡散防止、引き続く油の流出防止等油防除のために必要な応急措置を講じせるとともに、巡視艇等を現場に急行させ、状況調査を行う。

イ 海防法に基づき、船舶等の所有者等に対し、防除措置を命じるとともに、必要に応じて、巡視艇等により流出油の回収等防除作業を実施する。

特に必要があると認められるときは、海防法第41条の2に基づき関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、排出された油等の除去等必要な措置を講じることが出来る。

また、必要に応じ、各排出油等防除協議会会員に対し事故発生情報を通報するとともに、海防法に基づき、指定海上防災機関に対する指示を行うことができる。

ウ 油等流出事故が発生した場合、ガス検知を行い、状況に応じて火気使用の制限や禁止、あるいは航行制限や船舶の退去等、海上火災等二次災害防止のための措置を講じるとともに、海上火災が発生した場合には、警戒区域等を設定して更なる災害の発生防止に努め、消防機関等との協力の上、消火活動を実施する。

(2) 県

ア 事故の規模又は被害の状況に応じた応急対策本部又は災害対策本部を設置する。

イ 防除活動を迅速かつ的確に対応するため、マニュアル等を活用し、適切な応急措置を講じる。

ウ 市の行う漂着油の除去作業等について資機材の提供や職員の派遣等により支援する。

エ 緊急輸送路を確保し、円滑な資機材搬送に資する。

オ 港湾管理者、漁港管理者、河川管理者及び海岸管理者としての防除作業を実施する。

カ 必要に応じ、「九都県市災害時相互応援等に関する協定」「油流出事故時における千葉県と特定事業所等との資機材等の相互応援協定」等に基づき、他都県、事業所等に協力を要請する。

キ 回収した油の処理施設に関する情報を提供し、適正な処分が行われるよう助言・指導する。

ク 救出救護、避難誘導、立入禁止区域内の警戒及び交通規制を実施する。

(3) 市

漂着油により海岸が汚染され、又はそのおそれがある場合は、木更津管内排出油等防除協議会（木更津海上保安署）の要請に基づき、その被害を防止するための除去作業等を実施するとともに、必要に応じ回収油の保管場所の確保に努める。

(4) 指定海上防災機関

事故原因者等の委託又は海上保安庁長官の指示により、排出油の防除措置を行う。

(5) 事故原因者等

ア 油の排出を防止するためにガス抜きパイプの閉鎖、船体の傾斜調整等の措置を講じるほか、オイルフェンスを展開するなど対策を講じる。

イ 油回収船等による機械的回収、油吸着材等による物理的回収及びその他応急的・補助的回収を実施する。

ウ 油処理剤を使用する場合は、漁業者等関係者と協議する。

エ 回収した油の適正な処理を行う。

5 広報広聴活動

シティプロモーション班は、事故の規模、動向を検討し、効果的かつ迅速な広報広聴を行う。

- (1) 新聞、ラジオ、テレビ及びCATV等報道機関に対し、広報を要請すること。
- (2) 市防災行政無線等による広報の実施。
- (3) インターネットの活用。
- (4) 住民等からの各種問い合わせに対する相談窓口の設置。

6 環境保全等に関する対策

健康推進班及び環境衛生班は、油等流出事故による地域住民の健康被害の防止及び軽減を図るとともに、環境の保全を図るものとする。

- (1) 必要に応じて環境調査を実施するとともに、環境汚染に関する情報を国等防災関係機関へ通報する。
- (2) 異臭等の発生により、住民の生命・身体に有害な影響が予測される場合は、住民からの健康相談に対応する。
- (3) 鳥、海生生物等に被害が発生した場合には、関係団体等の協力を得て、その保護に努める。

7 油回収作業実施者の健康対策

健康推進班は、地元医師会等関係団体の協力を得て被災地における油回収作業実施者の健康対策を実施するが、必要に応じて県への協力を要請する。

8 その他

(1) 油流出事故の補償対策

船舶油濁損害賠償保障法に基づき、直接被害を受けた漁業者及び観光業者等は被害に加え、損害を防止又は軽減するための措置に要した経費を、また、国、地方公共団体等が行った同様の措置に要した経費についても船舶所有者に損害賠償請求等ができる。

また、海防法第41条の2に基づき海上保安庁長官からの要請があり、これに基づき地方公共団体等が防除措置を講じた場合には、その経費を、海防法第41条の3に基づき、行政処分により船舶所有者等に請求することができる。

(2) 事後の監視等の実施

環境衛生班は、油等の回収等応急対策による措置が終了した後においても、必要に応じ、環境への影響の把握に努める。

木更津市地域防災計画

第 6 編 公共交通等事故編

《目 次》

第1章 海上事故災害対策	公-1
第1節 基本方針	公-1
第2節 予防計画	公-1
第3節 応急対策計画	公-2
第2章 航空機事故災害対策	公-5
第1節 基本方針	公-5
第2節 予防計画	公-5
第3節 応急対策計画	公-5
第3章 鉄道事故災害対策	公-7
第1節 基本方針	公-7
第2節 予防計画	公-7
第3節 応急対策計画	公-7
第4章 道路事故災害対策	公-9
第1節 基本方針	公-9
第2節 予防計画	公-9
第3節 応急対策計画	公-10

実施担当一覧

項目	実施担当	ページ	市	総	企	財	市	健	福	環	経	都	教	特	消	富	金	中	選	選	関係機関
			長	務	画	務	民	康	祉	境	済	市	育	命	防	来	足	田	郷	所	
			公	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	所	所	所	所	班	
第6編 公共交通等事故編																					
第1章 海上事故災害対策																					
第1節 基本方針																					
第2節 予防計画																					
1 各種予防対策	公-1																				木更津海上保安署
2 資機材等の整備	公-1																				船舶関係機関 木更津海上保安署 千葉県水難救済会
第3節 応急対策計画																					
1 応急活動体制	公-2	●																			
2 情報の収集伝達	公-2																				木更津警察署 木更津海上保安署
3 関係機関の体制	公-2																				木更津海上保安署
4 各種活動	公-3														●						木更津警察署、木更津海上保安署 君津木更津医師会、君津木更津歯科医師
5 応援体制	公-4																				防災関係機関
第2章 航空機事故災害対策																					
第1節 基本方針																					
第2節 予防計画																					
第3節 応急対策計画																					
1 応急活動体制	公-5	●																			
2 情報の収集	公-5																				
3 消防活動	公-5														●						
4 救助・救急	公-6														●						君津木更津医師会 君津木更津歯科医師会
5 遺体の収容	公-6								●												
6 交通規制	公-6																				木更津警察署
7 広報活動	公-6	●																			
8 防疫・清掃	公-6							●													
9 避難	公-6	●																			
10 その他支援	公-6	●																			
第3章 鉄道事故災害対策																					
第1節 基本方針																					
第2節 予防計画																					
1 事業者による予防対策	公-7																				東日本旅客鉄道（株）
2 行政等による予防対策	公-7																				国、県、公共機関 鉄軌道事業者、道路管理者
第3節 応急対策計画																					
1 応急活動体制	公-7	●																			
2 情報収集・伝達体制	公-8	●																			
3 相互協力・派遣要請計画	公-8																				鉄軌道事業者
4 消防活動	公-8														●						鉄軌道事業者
5 救助・救急	公-8							●						●							鉄軌道事業者、君津木更津医師会 君津木更津歯科医師会
6 交通規制	公-8																				木更津警察署
7 避難	公-8	●																			
8 広報活動	公-8	●																			
第4章 道路事故災害対策																					
第1節 基本方針																					
第2節 予防計画																					
1 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生への対処	公-9																				道路管理者
2 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処	公-9																				
3 東京湾アクアラインの防災対策	公-10														●						
第3節 応急対策計画																					
1 応急活動体制	公-10	●																			
2 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生への対処	公-10																				道路管理者
3 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処	公-11	●													●						消防団、木更津警察署 輸送事業者、道路管理者

第1章 海上事故災害対策

第1節 基本方針

本市周辺海域において、船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又は生ずるおそれのある事態であって、保護を要する場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図り、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

本章の対象となる災害は、次のとおりである。

1 旅客船、その他多数の人が乗船している船舶の海難で、多数の損失を伴うもの

2 漁船の集団海難で、多数の人命の損失を伴うもの

なお、油等の流出事故については第5編第4章「油等海上流出災害対策」の定めるところによる。

第2節 予防計画

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

1 各種予防対策

(1) 航行船舶の安全確保

ア 木更津海上保安署等は、港内、狭水道等船舶の輻輳（ふくそう）する海域における航行管制、海上交通情報の提供等の体制整備に努める。

イ 木更津海上保安署等は、海事関係者等に対する海難防止・海上災害防止に係る講習会の開催や訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。

(2) 船舶利用者への注意喚起

船舶関係機関は船舶利用者に対し、発災時における行動、避難経路の教示等を実施する。

2 資機材等の整備

木更津海上保安署等は、災害発生の場合に必要な救助用具、資機材の整備に努める。千葉県水難救済会は、各救難所の施設整備及び救助用資機材の備蓄に努めるものとする。

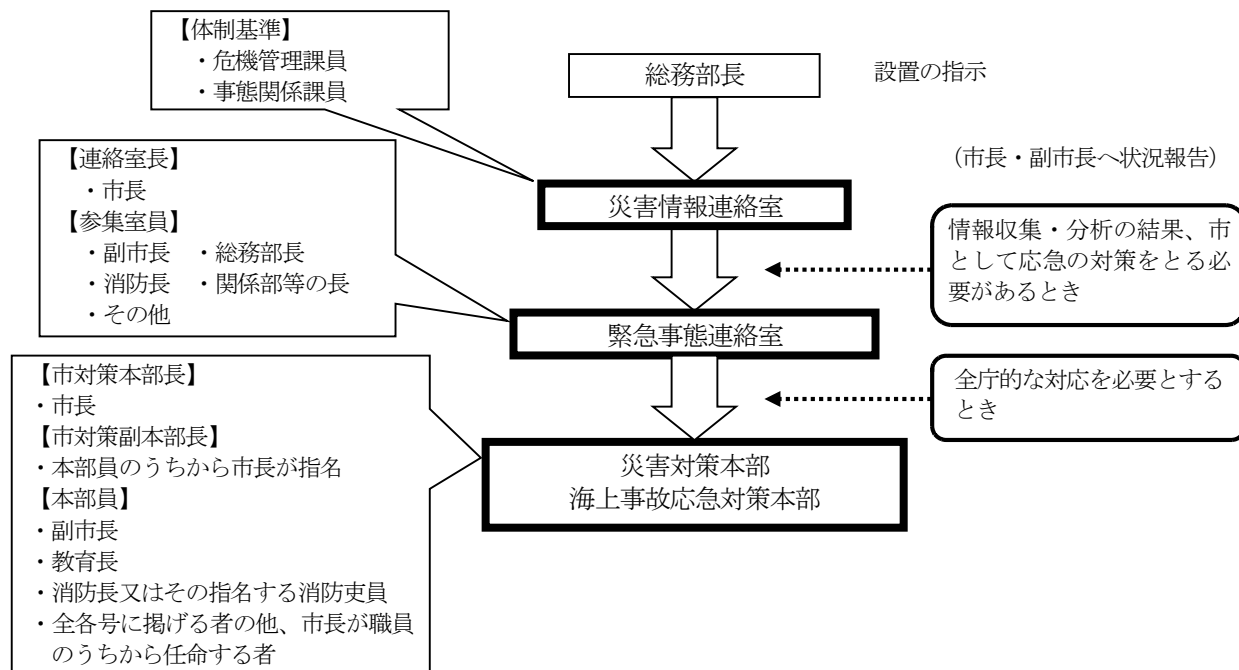
第3節 応急対策計画

海上災害の発生時、又は災害の発生が予想される場合、被害の軽減を図るため、関係機関は早期に初動体制を確立して災害応急対策へ万全を期するものとする。

1 応急活動体制

危機管理課は、海上事故の状況に応じ、危機管理課に「災害情報連絡室」を設置し、情報収集の結果等により必要に応じて災害対策本部を設置するものとする。また、関係機関と緊密な連携の確保に努める。

■海上事故発生時の応急活動体制



2 情報の収集伝達

海上事故災害が発生したとの通報を受けた場合は、県、木更津警察署、木更津海上保安署等に連絡する。本部班は、海岸地域における事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

3 関係機関の体制

(1) 第三管区海上保安本部の体制

ア 災害の発生が予想される場合

(ア) 警戒配備

大規模海難に至らない海上災害の発生が予想されるときは、必要に応じ、海上保安庁非常配備規則に基づき第三管区海上保安本部長が発令し、緊急に事前の措置を実施してこれに備える態勢を確立する。

(イ) 非常配備

大規模海難等の発生が予想されるときに、海上保安庁非常配備規則に基づき、必要に応じ、第三管区海上保安本部長が非常配備乙を発令し、緊急の措置を実施してこれに備える態勢を確立する。

イ 災害が発生した場合

(ア) 大規模海難等対策本部の設置

大規模海難その他海上における災害の際に、救助、援助、汚染の防除及び犯罪の捜査に関する業務を特に統一的かつ強力に推進するため、大規模海難等対策本部規則に基づき設置する。

(イ) 中規模海難等対策本部の設置

大規模でない海難その他における災害が発生した際に、救助、援助及び汚染の防除に関する業務を協力的かつ的確に推進するため、大規模海難等対策本部規則に基づき設置する。

(2) 県の体制

海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じ応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(3) 市の体制

海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その海域に係る災害応急対策を実施する。

(4) 防災関係機関の体制

関係機関の長は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携を取りながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4 各種活動

第三管区海上保安本部をはじめ関係機関は、連携・協力して応急対策を実施する。

(1) 搜索

関係機関が相互に密接に協力のうえ、それぞれ船舶・ヘリコプターなどを活用して行うものとする。

(2) 消火

第三管区海上保安本部は、船舶等の火災が発生した場合「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書（昭和43年3月29日）」に基づき消防機関と連携し対処するものとする。

(3) 救助・救急

ア 第三管区海上保安本部（海上保安庁法第2条）

海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天変地異その他救済を必要とする場合における援助を行う。

海上保安庁以外の者で海上において人命、積荷及び船舶救助を行うもの並びに船舶交通に対する障害を除去するものの監督を行う。

イ 市（災害対策基本法第62条、水難救護法第1条）

市が遭難船舶を認知した場合、直ちに木更津海上保安署及び木更津警察署に連絡をするとともに、直ちに現場に臨み、救護活動を実施する。

ウ 県警察（水難救護法第4条）

警察官は、救護の事務に関し、市長を助け、市長が現場にいない場合は、市長に代わってその職務を実施する。

(4) 医療救護

君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会等の協力機関が編成する救護班の派遣を受けて、応急措置を施す。健康推進班は応急仮設救護所を開設し、迅速な処置を図るものとする。

第6編 大規模火災等編
第1章 海上事故災害対策

(5) 搬送

消防部が中心となって応急措置後の負傷者を、医療機関に搬送する。

(6) 遺体の収容

原則として市が遺体一時保存所、検案場所を設置し、収容するものとする。遺体の収容、埋葬に係る実施事項は、地震・津波編第3章第13節「保健衛生、防疫、廃棄物等対策」に定めるものとする。

(7) 応援要請

関係機関は相互に密接な協力のうえ実施する。

(8) 緊急輸送

関係機関は相互に密接な協力のうえ実施する。

(9) 広報

関係機関は相互に密接な協力のうえ実施する。

5 応援体制

発災地に早急に必要人員及び物資を調達するため、防災関係機関は相互に協力し、応援体制を整える。各機関の応援事項は以下を目安として、臨機応変に対応することとする。

発災地以外の市町村、消防機関	人員及び物資の派遣及び調達
県	人員の派遣、物資の調達、他都道府県への応援要請 応援市町村間の調整、自衛隊への派遣要請
総務省消防庁	応援都道府県間の調整
発災地以外の医療機関	人材及び物資の派遣及び調達
国土交通省（海上保安庁）	自衛隊への派遣要請
原因者以外の船舶事業者	人員及び物資の派遣及び調達
水難救済会、その他関係諸団体	人員及び物資の派遣及び調達

第2章 航空機事故災害対策

第1節 基本方針

市域において、航空機の炎上等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「航空機災害」という。）が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の応急対策及び平素から体制を整備するための予防計画を定めるものとする。

なお、海上遭難の場合は、前章「海上事故災害対策」に準ずる。

第2節 予防計画

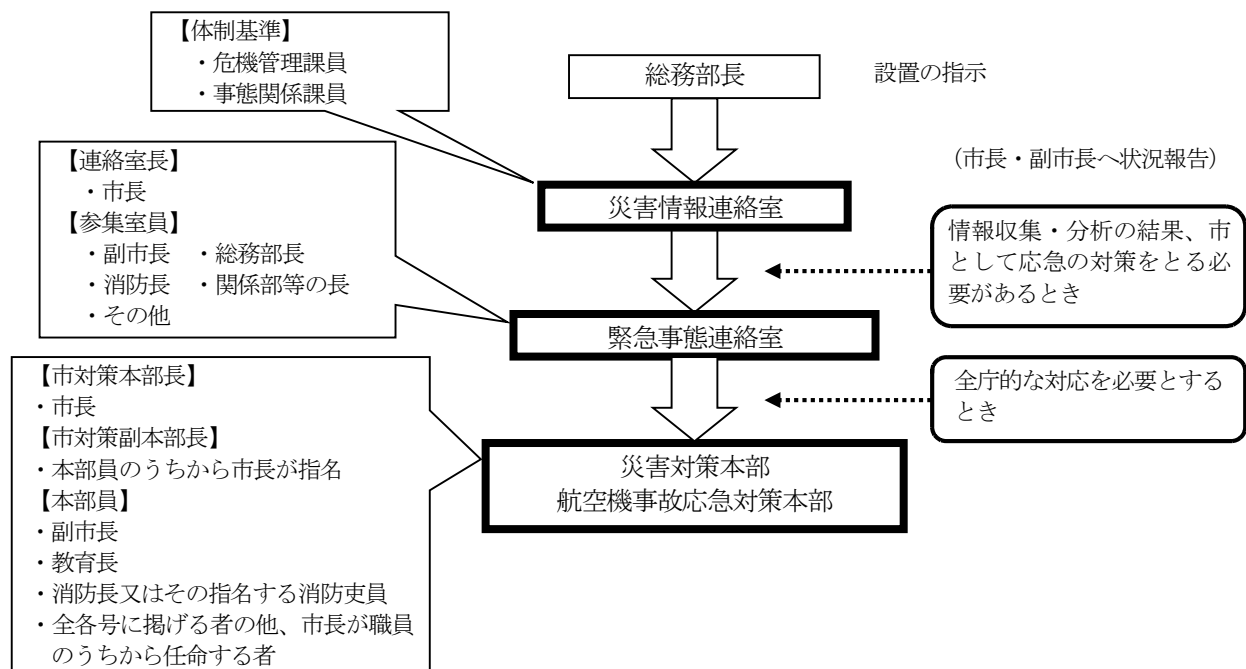
危機管理課は、関係機関とともに、航空機災害について情報の収集・連絡が円滑に行える体制を整備する。

第3節 応急対策計画

1 応急活動体制

危機管理課は、航空機事故の状況に応じ、危機管理課に「災害情報連絡室」を設置し、情報収集の結果等により必要に応じて災害対策本部を設置するものとする。また、関係機関と緊密な連携の確保に努める。

■航空機事故発生時の応急活動体制



2 情報の収集

事故発見者からの通報があった場合は、その旨を県及び関係機関に連絡する。

3 消防活動

消防部は、化学車両、泡消火薬剤等による消火活動を行う。また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

第6編 公共交通等事故編
第2章 航空機事故災害対策

4 救助・救急

消防部は、災害現場における救助活動を実施するほか、負傷者等を医療機関に搬送する。また、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県及び他市町村に応援要請をする。民間からは、救助用資機材等を確保し効率的な救急救助活動を行う。

負傷者の救護は、災害現場に救護所を設置し、君津木更津医師会、君津木更津市歯科医師会等が派遣する救護班の協力を得て、トリアージ、応急措置を行った後、医療機関に搬送する。

5 遺体の収容

社会福祉班は、遺体の安置所、検案場所を設置し、遺体の収容を行う。

6 交通規制

木更津警察署は、災害現場に通ずる道路等で交通規制を行う。また、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。本部班は、市防災行政無線を通して広報に協力する。

7 広報活動

シティプロモーション班は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政用無線、広報車、きさらび安心・安全メール、市ホームページ、コミュニティFM、CATV等による広報活動を行う。

8 防疫・清掃

健康推進班は、情報等により遭難機が国際線であることが判明した場合は、県を通じて成田空港検疫所等と密接に連携して応急対策を行う。

災害現場の清掃は、災害救助法等の定めにより行う。

9 避難

本部班は、航空機災害により影響を受ける区域の住民に対しては、避難指示を発令し、安全な地域に避難所等を開設し、収容する。

10 その他支援

本部班は、県、原因者等関係機関の要請により、被災者家族の待機所や宿泊施設の提供、火葬等の必要な対応を支援する。

第3章 鉄道事故災害対策

第1節 基本方針

鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった、鉄道災害に対する対策について定める。

第2節 予防計画

1 事業者による予防対策

東日本旅客鉄道株式会社は、鉄道事業法等により充足すべき技術基準が定められており、車両や施設等に関連する輸送の安全確保については、当該基準により整備、改良及び保全を行うものである。

2 行政等による予防対策

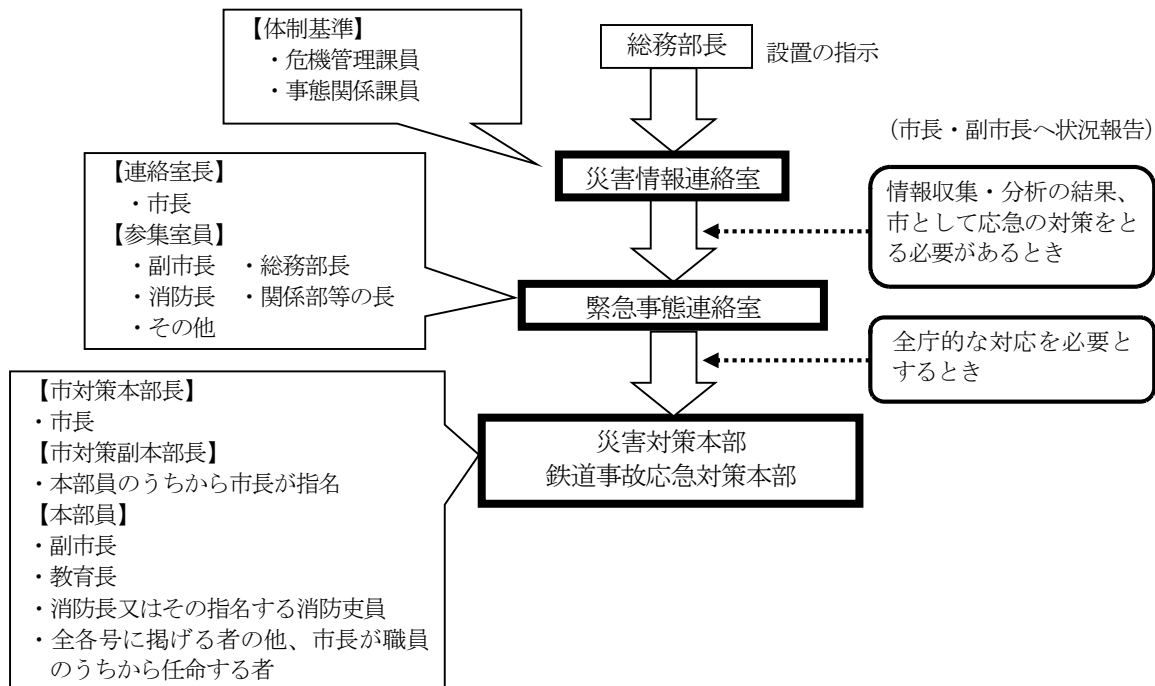
- (1) 市、県、国、公共機関及び鉄軌道事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。
- (2) 市、県及び国は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、市民生活への支障や地域の孤立化の防止等のため、関連公共事業等の実施において努力する。
- (3) 市、県、国及び道路管理者及び鉄軌道事業者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

第3節 応急対策計画

1 応急活動体制

危機管理課は、鉄道事故の状況に応じ、危機管理課に「災害情報連絡室」を設置し、情報収集の結果等により必要に応じて災害対策本部を設置するものとする。また、関係機関と緊密な連携の確保に努める。

■鉄道事故発生時の応急活動体制



第6編 公共交通等事故編
第3章 鉄道事故災害対策

2 情報収集・伝達体制

本部班は、発見者からの通報があった場合、被災状況を把握し、県及び関係機関に連絡する。

3 相互協力・派遣要請計画

- (1) 鉄軌道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、被災していない関係鉄軌道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努めるものとする。
- (2) 本部長（市長）は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を要請するものとする。
- (3) 本部長（市長）は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

4 消防活動

- (1) 鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に協力を要請する。
- (2) 消防部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、火災発生の際には迅速に消火活動を行う。

5 救助・救急

鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、必要に応じて救助・救急活動を実施機関に協力要請する。

消防部は、災害現場における救助活動を実施するほか、負傷者等を医療機関に搬送する。また、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県及び他市町村に応援要請をする。民間からは、救助用資機材等を確保し効率的な救急救助活動を行う。

負傷者の救護のため健康推進班は、災害現場に救護所を設置し、君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会等が派遣する救護班の協力を得て、トリアージ、応急措置を行った後、医療機関に搬送する。

6 交通規制

木更津警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により交通状況を迅速に把握し、緊急交通路の確保を図る等、的確な交通規制を図る。

7 避難

本部班は、列車事故により影響を受ける区域の住民に対しては、避難指示を発令し、安全な地域に避難所等を開設する。

また、乗客等を一時避難させる必要がある場合は、災害現場に近い場所に避難所等を開設する。避難誘導に際しては、避難所等、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他に関する情報の提供に努める。

8 広報活動

シティプロモーション班は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政用無線、広報車、きさらび安心・安全メール、市ホームページ、コミュニティFM、CATV等による広報活動を行う。

第4章 道路事故災害対策

第1節 基本方針

多数の死傷者等が出る道路災害の発生を未然に防止し、災害が発生したとき、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るため、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

計画の対象となる道路災害は、トンネルの崩落、橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落並びに落石等の道路構造物の被災、危険物を積載する車両の事故等による危険物等の流出等とする。

第2節 予防計画

1 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生への対処

道路構造物の被災を未然に防止するため、平常時において次の措置を講ずるものとする。

(1) 危険箇所の把握・改修

道路管理者等は、災害の発生するおそれのある危険箇所を把握し、改修を行うものとする。また、道路構造物の異常を早期に覚知するために、平常時においても道路構造物の点検を行うものとする。

各機関の実施する業務の詳細は以下のとおりである。

実施項目	実施者	実 施 内 容
危険箇所の把握	道 路 管理者	管理する道路について、老朽施設、耐震対策を要する施設、豪雨・地震等の異常気象時における路肩の欠壊及び法面崩壊による危険箇所及び落石等危険箇所等道路災害に係る危険箇所を調査し、把握しておく。 危険箇所はもとより全ての道路構造物を保全し、通行の安全を確保するため道路パトロールを常時実施するとともに、異常気象時には緊急パトロールを実施し監視体制の強化を図る。 また、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前に設定し、交通関係者並びに地域住民に広報する。
	道 路 管理者	異常気象時等に崩落等の危険性のある法面等、対策を要する箇所については、順次改修工事を実施する。
危険箇所の改修	県	市道の計画、建設及び改良にあたり、道路構造物の被災の防止に係る技術指導を行う。 土砂及び高潮災害による道路構造物の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を重点的に実施する。
	市	土砂災害による道路施設の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を実施する。

※道路管理者：千葉県、木更津市、東京湾横断道路(株)などをいい、機関によっては実施内容のすべてを行うわけではない。（以下本節内において同じ。）

(2) 資機材の保有

道路管理者は、被災した施設の早期の復旧を図るため、平常時から応急復旧資機材を保有しておくものとする。

2 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処

(1) 危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を記載した書面の携帯

輸送事業者は危険物等の流出による被害の拡大を防止するため、法令の定めるところにより、防除資機材を携帯するとともに、消防活動等による防除活動が適切に行われるよう、伝達すべき輸送危険物等の名称及び事故の際、講ずべき措置を記載した書面を携帯するものとする。

3 東京湾アクアラインの防災対策

東京湾アクアラインの海底トンネル部分は関係法令等により、危険物運搬車両の通行が禁止されるとともに、火災事故に対処するため、通報・警報設備、消火設備及び避難設備等の非常用施設を設置する等の防災対策がなされている。また、災害時に消防機関が使用する床版下トンネル用特殊車両を両サイドの人工島に用意する等の消防力の強化が図られている。

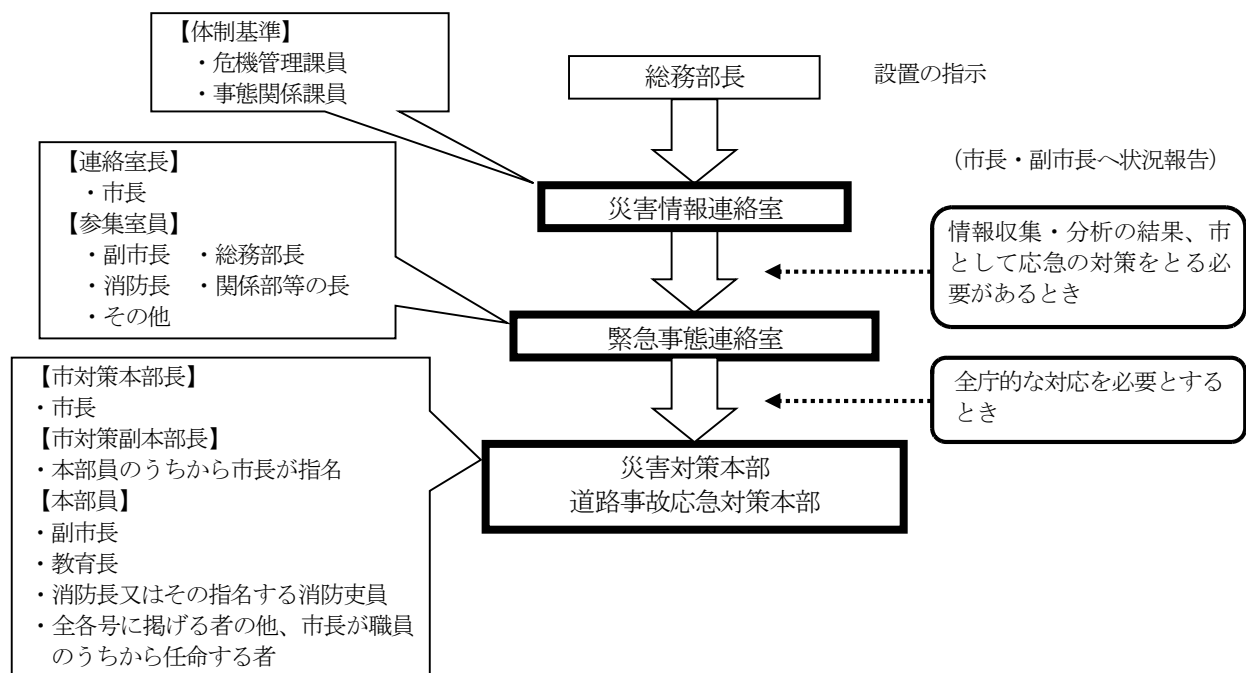
消防活動については、平成9年12月1日に木更津市と川崎市の間で締結された「東京湾アクアライン消防相互応援協定」に基づき、上り線（至川崎）を木更津市消防本部が、下り線（至木更津）を川崎市消防局が担当している。消防活動の習熟を図るため、年1回以上、消防機関、警察機関と合同で防災訓練を実施していく。

第3節 応急対策計画

1 応急活動体制

危機管理課は、道路事故の状況に応じ、危機管理課に「災害情報連絡室」を設置し、情報収集の結果等により必要に応じて災害対策本部を設置するものとする。また、関係機関と緊密な連携の確保に努める。

■道路事故発生時の応急活動体制



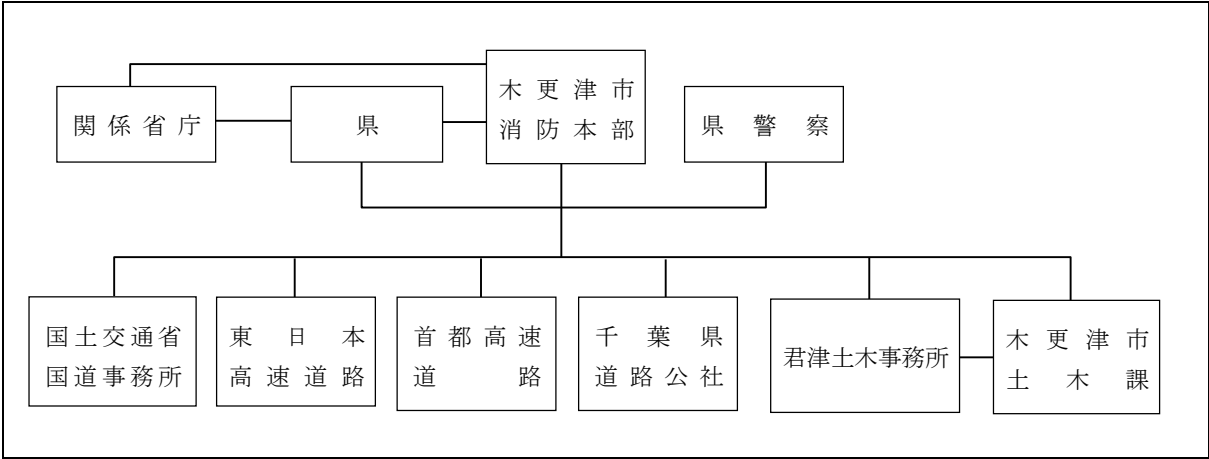
2 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生への対処

(1) 情報の収集・伝達

ア 関係機関への情報連絡

道路管理者は、道路災害によって多数の死傷者が発生したときは、県警察、消防機関及び国土交通省へ通報するとともに、被害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、広域的な応急対策を実施する県へ報告するものとする。

イ 情報連絡系統



(2) 応急活動

ア 活動体制

道路災害の発生に伴う人命の救助及び被害の拡大防止等に必要な下記の応急活動を速やかに実施するため、道路管理者は必要な体制をとるものとする。また、市及び県は必要に応じ災害対策本部等の体制をとるものとする。

イ 応急活動

各機関の実施する業務の詳細は以下のとおりである。

実施項目	実施者	実 施 内 容
警戒活動	道路管理者及び 県警察	道路構造物の被災による人的な被害を未然に阻止するため、道路災害の発生のおそれがあると認められるときは、道路の交通規制を行う。 また、通行規制を実施したときは、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。
応急活動	道路管理者	二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう、必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、崩落土砂等障害物の除去及び被災道路構造物の構造図の提示等救出救助活動へ協力する。 また、障害物の除去、仮設道路の建設等の応急復旧を行い早期の道路交通の確保を行う。復旧に際しては被災原因を究明し再発防止策を策定するとともに、他の道路施設の点検を実施する。
	県	市の行う救出救助活動では人命の救助及び被害の拡大防止が十分に図られないおそれがあると認めたときは、災害救助法に基づく救助、負傷者の収容先医療機関の調整、崩落土砂等障害物除去に不足する資機材の調達等を行う。 県警察は、二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、道路管理者及び消防機関等と協力して被災者等の救出救助活動を行う。
	市	消防活動による被災者の救出救助、医療機関への救急搬送を実施するほか、被害の拡大を防止するため必要な措置を執るものとする。 災害の規模が大きく災害地の消防機関及び市では十分な応急対策を実施できないときは、周辺の消防機関及び市町村に応援を求めるものとする。また、県に対し災害救助法の適用要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

3 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処

輸送事業者及び関係機関は、本計画により危険物等運搬車両の事故の応急対策を実施するものとする。

なお、高速道路における危険物等運搬車両の事故対策については、「千葉県高速道路危険物運搬車両事故防止対策協議会」から平成 12 年 3 月に事故防止対策及び事故発生時の通報連絡系統、危険物等事故処理手順等を示した「危険物運搬車両の事故発生時における現場対応マニュアル」が策

第6編 公共交通等事故編

第4章 道路事故災害対策

定され、迅速な現場処理を推進することとしている。

※危険物等：消防法で規定する「危険物」、毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」「劇物」「特定劇物」、高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」、火薬類取締法で規定する「火薬類」をいう。

(1) 情報連絡

危険物積載車両の事故が発生した場合、輸送事業者は防除活動が適切に行われるよう、消防隊に対し、流出危険物等の名称及び事故の際、講ずべき措置を伝達する。

(2) 流出危険物等の拡散防止及び除去

輸送事業者及び道路管理者等は、防除活動を実施するものとする。

(3) 消防活動

消防部は、速やかに事故の状況を把握するとともに、迅速に消火、危険物の拡散防止及び防除等の活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

(4) 救助・救急

消防部は、災害現場における救助活動を実施するほか、負傷者等を医療機関に搬送する。

また、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県、他市町村に応援を要請する。民間からは、救助用資機材等を確保し効率的な救急救助活動を行う。

(5) 交通規制

道路管理者及び木更津警察署は被害の拡大を防止するため、道路の交通を規制するものとする。

(6) 避難

消防部及び木更津警察署は、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、有毒物質の拡散等が予想される地区に対しては、避難指示を発令し、安全な地域に避難所等を開設する。

消防団、自主防災組織等は、避難誘導に際し、避難所等、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他避難に関する情報の提供に努める。

(7) 広報

シティプロモーション班は、地域住民等の民心の安定のため、流出危険物等に係る安心情報又は被害拡大を防止するための避難勧告等を踏まえた警戒情報を、防災行政用無線、広報車、きさらび安心・安全メール、市ホームページ、コミュニティFM、CATV等により広報する。

(8) 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処

輸送事業者及び関係機関は、本計画により危険物等運搬車両の事故の応急対策を実施するものとする。なお、高速道路における危険物等運搬車両の事故対策については、「千葉県高速道路危険物運搬車両事故防止対策協議会」から平成12年3月に事故防止対策及び事故発生時の通報連絡系統、危険物等事故処理手順等を示した「危険物運搬車両の事故発生時における現場対応マニュアル」が策定され、迅速な現場処理を推進することとしている。

木更津市地域防災計画

【協 定 編】

木更津市防災会議

目 次

【協定】

1 木更津市地域防災計画に基づく災害時医療救護活動に関する協定書	1
2 災害時の救護支援活動に関する協定書	3
3 木更津市地域防災計画に基づく災害時歯科医療救護活動に関する協定書	5
4 災害時における物資の供給等に関する協定書	9
5 災害時における物資の供給に関する協定書	10
6 災害時における防災活動協力に関する協定書	11
7 災害時における飲料水の供給協力に関する協定書	12
8 災害時における物資供給に関する協定書	14
9 災害時における物資供給に関する協定書	16
1 0 災害時における物資供給に関する協定書	18
1 1 災害時における物資供給に関する協定書	20
1 2 災害時における防災活動協力に関する協定書	22
1 3 災害時における飲料水の供給協力に関する協定書	23
1 4 災害時における飲料水の供給協力に関する協定書	24
1 5 災害時における飲料水の供給協力に関する協定書	25
1 6 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	26
1 7 災害時における衛生機材等の提供に関する協定書	27
1 8 災害時における生活物資の供給協力に関する協定	29
1 9 大規模災害時における被災者への救助活動協力に関する協定書	31
2 0 災害時におけるタブレット型端末の提供に関する協定書	32
2 1 災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書	33
2 2 災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	35
2 3 災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書	37
2 4 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	38
2 5 災害時における電動車両等の支援に関する協定書	42
2 6 災害時における物資調達に関する協定書	44
2 7 災害時における段ボール製品の調達に関する協定	46
2 8 災害時における水陸両用車両の貸与に関する協定書	48
2 9 災害時における食料調達に関する協定書	50
3 0 災害時における応急活動の協力に関する協定書	54
3 1 災害時における電動車両等の支援に関する協定書	56
3 2 風水雪害、地震その他の災害時における応急活動に関する協定書	59
3 3 風水雪害、地震その他の災害時における応急活動に関する協定書	60
3 4 風水雪害、地震その他の災害時における応急活動に関する協定書	60
3 5 災害時における石油類燃料の供給に関する協定	62
3 6 電気自動車を活用したまちづくり連携協定書	64
3 7 災害時における燃料等の供給に関する協定書	66
3 8 災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	68
3 9 災害時における市有施設の応急措置及び応急仮設住宅の建設に関する協定	70
4 0 災害時の相互協力に関する協定書	71
4 1 災害発生時におけるボランティア活動等に関する協定書	74
4 2 災害時における応急対策の協力に関する協定書	76
4 3 災害時等における船舶の使用等に関する協定書	78

4 4	災害発生時における地域支援のための人員及び車両等の提供に関する協定	79
4 5	災害発生時における地域支援のための人員及び車両等の提供に関する協定	81
4 6	災害時等における CATV による災害情報の放送に関する協定書	83
4 7	災害時における災害情報の放送に関する協定書	84
4 8	防災行政無線等の活用に関する協定書	85
4 9	災害発生時における木更津市と木更津市内郵便局の協力に関する協定	86
5 0	災害に係る情報発信等に関する協定	88
5 1	災害等における公衆衛生活動に関する協定書	90
5 2	災害時におけるし尿等の収集運搬等に関する協定書	92
5 3	災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	94
5 4	木更津海上保安署と消防機関との業務協定	96
5 5	災害時における相互応援に関する協定書	97
5 6	災害時相互応援等に関する協定書	98
5 7	災害時における相互応援に関する協定書	100
5 8	災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書	102
5 9	災害時における消防用水等の確保に関する協定書	103
6 0	船舶等火災における消火等の協力に関する協定書	105
6 1	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	107
6 2	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	109
6 3	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	111
6 4	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	113
6 5	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	115
6 6	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	117
6 7	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	119
6 8	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	121
6 9	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	123
7 0	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	125
7 1	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	127
7 2	津波緊急避難における高速道路区域の一時使用に関する協定書	129
7 3	津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書	131
7 4	災害時等における一時避難施設としての使用に関する協定書	133
7 5	災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書	137
7 6	災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書	139
7 7	災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書	141
7 8	災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書	143
7 9	災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書	145
8 0	災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書	147
8 1	災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書	149
8 2	災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書	151
8 3	災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書	153
8 4	災害発生時における施設利用等に関する協定書	155
8 5	風水雪害、地震その他の災害時における応急措置に関する覚書	157
8 6	防災行政広報無線放送内容の再送信に関する覚書	159
8 7	応急給水等に係る確認書	161

1 木更津市地域防災計画に基づく災害時医療救護活動に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）と社団法人君津木更津医師会（以下「乙」という。）とは、木更津市内で発生した大地震、暴風雨等により医療活動の必要な災害が発生した場合に迅速な医療救護活動を行うため、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 本協定は、木更津市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動を円滑に実施するため乙の協力を得ることに関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づく医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲の要請を受けた場合は、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき医師、看護婦等からなる医療救護班を編成し、甲の指定場所に派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前条の規定による医療救護活動を実施するため、君津木更津医師会災害医療救護計画（以下「災害医療救護計画」という。）を策定し、甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき、策定した災害医療救護計画の内容を変更したときは、速やかに変更事項を甲に提出するものとする。

（救護所）

第4条 甲は、災害の状況により必要に応じて救護所を設置するものとする。

2 甲は、前項に定めるもののほか、災害の状況により必要と認めたときは、医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設等に乙の協力を得て救護所を設置するものとする。

3 前項の規定により医療施設等に救護所を設置した場合において、医療救護活動により医療施設等に損傷が生じたときは、その損傷につき、実費を甲が負担するものとする。

（医療救護班の業務）

第5条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 転送困難な患者及び避難所等における軽傷患者に対する医療の実施
- (4) 死亡の確認
- (5) 助産

（医療救護班の輸送）

第6条 乙所属の医療救護班の輸送は、原則として甲が行うものとする。

（指揮命令）

第7条 医療救護班は、甲及び乙の協議に基づき、業務を実施するものとする。

2 医療救護班に係る指揮命令は、乙の災害医療救護計画に基づき、乙が行うものとする。

（医薬品・衛生資材等の備蓄、輸送）

第8条 乙所属の医療救護班は、原則として甲が備蓄する医薬品、衛生資材等を使用するものとする。

2 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行うものとする。

3 備蓄医薬品、衛生資材等の輸送は、甲が行うものとする。

（装備の貸与）

第9条 甲は、乙に対し医療救護活動に要する個人装備の貸与を行うものとする。

（後方医療施設への転送）

第10条 乙所属の医療救護班は、救護所において後方医療施設での医療を必要とする患者がある場合は、甲がその患者を円滑に後方医療施設へ転送できるよう後方医療施設に対し、受け入れ等の要請を行い、甲に協力するものとする。

（医療費）

第11条 救護所における医療費は、無料とする。

2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

（合同訓練）

第 12 条 乙は、甲から要請があつた場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の参加者等において傷病者が発生した場合の医療救護を併せて担当するものとする。

(医事紛争発生の措置)

第 13 条 本協定により実施した医療救護活動に関して、患者との間に医事紛争が発生した場合、甲は、乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置を講ずるものとする。

(費用弁償等)

第 14 条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成及び派遣に伴うもの

イ 医療救護班の編成及び派遣に伴うもの

ロ 医療救護班が携行した医薬品を使用した場合の実費弁償

ハ 医療救護班の医師、看護婦等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(2) 合同訓練時における医療救護活動に伴う前号に定める経費

2 前項の規定による費用弁償等の額については、実費弁償によるものを除くほか、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(細目)

第 15 条 本協定を実施するため、甲乙協議して別に実施細目を定めるものとする。

(協議)

第 16 条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第 17 条 この協定の有効期限は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前 1 月前までに甲、乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から 1 年間この協定を更新するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

平成 10 年 4 月 1 日

甲 木更津市潮見 1 丁目 1 番地

木更津市長 須田 勝勇

乙 木更津市潮見 2 丁目 1 番 1 号

社団法人君津木更津医師会

会 長 中村 和成

2 災害時の救護支援活動に関する協定書

木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市（以下「甲」という。）と君津木更津薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害が甲の地域内で発生し、医療活動が必要となった場合には迅速な救護支援活動を行うため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が作成する地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う救護活動を円滑に実施するため、乙の協力を得ることに関し、必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師等の派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づき救護活動を実施する必要があるときは、乙に対し薬剤師等の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めるところにより甲から要請を受けた場合には、直ちに、薬剤師等を甲の指定する救護所に派遣するものとする。

（災害救護支援計画の策定）

第3条 乙は、救護支援活動を実施するため、君津木更津薬剤師会災害救護支援計画（以下「災害救護支援計画」という。）を策定するものとする。

（救護所）

第4条 甲は、災害の状況により必要に応じて救護所を設置するものとする。

2 甲は、前項の定めるもののほか、必要と認めたときは、医療救護活動及び救護支援活動が可能な被災地周辺の医療施設等に、社団法人君津木更津医師会の協力を得て救護所を設置するものとする。

3 前項の規定により医療施設等に救護所を設置した場合において、医療救護活動及び救護支援活動により、医療施設等に損傷が生じたときは、その損傷につき、実費を甲が負担するものとする。

（薬剤師等の業務）

第5条 薬剤師等は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 救護所等における医薬品等の管理
- (2) 救護所等における医薬品等の調剤業務
- (3) 救護所等における被災者に対する服薬指導
- (4) 医薬品等の需給状況の把握及び調達
- (5) 感染症予防のための消毒薬の調達及び消毒方法のアドバイス

（薬剤師等の輸送）

第6条 乙所属の薬剤師の輸送は、原則として甲が行うものとする。

（薬剤師等に対する指揮命令）

第7条 救護支援活動に係る薬剤師に対する指揮命令は、乙が策定する災害救護支援計画に基づき、乙が行うものとする。

（医薬品等の輸送）

第8条 救護所で使用する医薬品等は、乙が備蓄する医薬品を使用するものとし、医薬品等の輸送は、原則として乙が行うものとする。

（医薬品費）

第9条 救護所において使用した医薬品等の実費は、甲が負担する。

2 後方医療施設における医薬品費は、原則として患者負担とする。

（防災訓練への参加）

第10条 乙は、甲が行う防災訓練に関し甲の要請に基づき参加協力するとともに、当該訓練の参加者等において、傷病者が発生した場合の救護支援を併せて担当するものとする。

（紛争発生への措置）

第11条 本協定により実施した救護支援活動に関して、患者等との間に医事紛争が発生した場合、甲は、乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置を講ずるものとする。

（実費弁償等）

第12条 甲の要請に基づき、乙が救護支援活動等を実施した場合に要する次に掲げる経費は、甲が負担するものとする。

(1) 薬剤師等の編成に伴うもの

イ 薬剤師等が救護支援活動に従事したことによる実費弁償

ロ 救護所で使用した医薬品等の実費弁償

ハ 薬剤師等が、救護支援活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(2) 防災訓練における救護支援活動に伴う前号に定める経費

2 前項の規定による実費弁償等の額については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(実施細目)

第13条 本協定を実施するため、この協定に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について、疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

(その他)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は更新するものとし、以降この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書5通を作成し、各本協定当事者署名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成14年5月8日

甲 千葉県木更津市潮見1丁目1番地
木更津市
木更津市長 水 越 勇 雄

千葉県君津市久保2丁目13番1号
君津市
君津市長 三 浦 公 明

千葉県富津市下飯野2443番地
富津市
富津市長 白 井 貫

千葉県袖ヶ浦市坂戸市場1番地1
袖ヶ浦市
袖ヶ浦市長 小 泉 義 弥

乙 千葉県木更津市桜井984番地3
君津木更津薬剤師会
会 長 堀 内 剛

3 木更津市地域防災計画に基づく災害時歯科医療救護活動に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）と一般社団法人君津木更津歯科医師会（以下「乙」という。）とは、木更津市内で発生した大地震、暴風雨等により歯科医療活動の必要な災害が発生した場合に迅速な歯科医療救護活動を行うため、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 本協定は、木更津市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う歯科医療救護活動を円滑に実施するため乙の協力を得ることに関し、必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づく歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲の要請を受けた場合は、直ちに、乙の君津木更津歯科医師会災害時歯科医療活動計画（以下「災害時歯科医療活動計画」という。）に基づき歯科医師等からなる歯科医療救護班を編成し、甲の指定場所に派遣するものとする。

（災害時歯科医療活動計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前条の規定による歯科医療救護活動を実施するため、災害時歯科医療活動計画を策定し、甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき、策定した災害歯科医療救護計画の内容を変更したときは、速やかに変更事項を甲に提出するものとする。

3 乙は、自発的に災害時歯科医療計画に基づき救護所に派遣した場合、遅滞無く甲に報告するものとする。

（救護所）

第4条 甲は、災害の状況により必要に応じて救護所を設置するものとする。

2 甲は、前項に定めるもののほか、災害の状況により必要と認めたときは、歯科医療救護活動が可能な被災地周辺の歯科医療施設等に乙の協力を得て救護所を設置するものとする。

3 前項の規定により歯科医療施設等に救護所を設置した場合において、医療救護活動により歯科医療施設等に損傷が生じたときは、その損傷につき、実費を甲が負担するものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第5条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

（1）救護所及び避難収容施設等における歯科医療を必要とする被災者に対する応急処置

（2）災害時歯科医療活動計画で定めた歯科医療施設（以下「後方歯科医療施設」という。）への転送の要否及び転送順位の決定

（3）歯科医療記録等による身元確認の協力

（歯科医療救護班の輸送）

第6条 乙所属の歯科医療救護班の輸送は、原則として甲が行うものとする。

（指揮命令）

第7条 歯科医療救護班は、甲及び乙の協議に基づき、業務を実施するものとする。

2 歯科医療救護班に係る指揮命令は、乙の災害歯科医療救護計画に基づき、乙が行うものとする。

（医薬品・歯科用機材等）

第8条 乙所属の歯科医療救護班が使用する医薬品、歯科用機材等は、原則として歯科医療救護班が携行するものとする。

（後方歯科医療施設への転送）

第9条 乙所属の歯科医療救護班は、救護所において後方歯科医療施設での医療を必要とする患者がある場合は、甲がその患者を円滑に後方歯科医療施設へ転送できるよう後方歯科医療施設に対し、受け入れ等の要請を行い、甲に協力するものとする。

（医療費）

第10条 救護所における歯科医療費は、無料とする。

2 後方歯科医療施設における医療費は、原則として患者負担とし、乙が患者に請求する。

（合同訓練）

第11条 乙は、甲から要請があつた場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の参加者等において傷病者が発生した場合の医療救護を併せて担当するものとする。

(医事紛争発生の措置)

第 12 条 本協定により実施した歯科医療救護活動に関して、患者との間に医事紛争が発生した場合、甲は、乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置を講ずるものとする。

(費用弁償等)

第 13 条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 歯科医療救護班の編成及び派遣に伴うもの

ア 歯科医療救護班の編成及び派遣に要する経費

イ 歯科医療救護班が携行した医薬品を使用した場合の実費弁償

ウ 歯科医療救護班の歯科医師等が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(2) 合同訓練時における歯科医療救護活動に伴う前号に定める経費

2 前項の規定による費用弁償等の額については、実費弁償によるものを除くほか、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(細目)

第 14 条 本協定を実施するため、甲乙協議して別に実施細目を定めるものとする。

(協議)

第 15 条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第 16 条 この協定の有効期限は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前 1 月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から 1 年間この協定を更新するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

平成 27 年 4 月 16 日

甲 木更津市潮見 1 丁目 1 番地
木更津市長 渡辺 芳邦

乙 木更津市新田 3 丁目 4 番地 30 号
一般社団法人君津木更津歯科医師会
会 長 鎌田 誠

災害時の歯科医療救護活動実施細目

平成27年4月16日付けをもつて締結した「木更津市地域防災計画に基づく災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」（以下「協定書」という。）第13条の規定による実施細目は、次のとおりとする。

（歯科医療救護従事者の実費弁償）

第1条 協定書第13条第1項第1号アに規定する経費の額は、1回の出勤につき、次のとおりとする。

- (1) 歯科 医師 24,100 円
- (2) 看護師 15,100 円
- (3) 歯科衛生士 14,600 円
- (4) 事務職員 8,500 円

2 1回の出勤に係る医療救護活動の時間が4時間を超える場合は、前項に規定する額に、1時間当りそれぞれ次の各号に掲げる額（以下「単位加算額」という。）に4時間を超える時間数（以下「超過時間数」という。）を乗じて得た額を加算するものとする。ただし、従事時間が午後5時から午後10時まで及び午前5時から午前9時までの場合は、単位加算額に100分の125を、また午後10時から午前5時までの場合は、100分の150を乗じて得た額に超過時間数を乗じて得た額を加算するものとする。

- (1) 歯科 医師 6,000 円
- (2) 看護師 3,700 円
- (3) 歯科衛生士 3,600 円
- (4) 事務職員 2,100 円

（扶助費）

第2条 協定書第13条第1項第1号ウに規定する扶助費の額は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に準ずるものとする。

（合同訓練参加経費）

第3条 協定書第13条第1項第2号に規定する合同訓練参加費については、無償とする。

2 協定書第13条第1項第2号に規定する合同訓練時における負傷、疾病、死亡の際の扶助費については、災害時の歯科医療救護活動の例による。

（費用弁償等の請求・報告）

第4条 乙は、協定書第13条の規定による費用弁償等の請求及び報告については、歯科医療活動終了後速やかに、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 歯科医療救護班派遣に係る費用弁償は、費用弁償等請求書（別記第1号様式）に各歯科医療救護班ごとの歯科医療救護活動報告書（別記第2号様式）及び歯科医療救護班診療記録（別記第3号様式）を添えて請求するものとする。
- (2) 歯科医療救護班が携行した医薬品、衛生資材を使用した場合の実費弁償は、前号に掲げる様式のほか、薬品・歯科衛生資材使用報告書（別記第4号様式）を添えて請求するものとする。
- (3) 歯科医療救護班の歯科医師等が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、速やかに事故報告書（別記第5号様式）により報告するものとする。
- (4) 甲が実施する合同訓練に参加する歯科医療救護班に係る費用弁償等については、前各号の規定を準用するものとする。
- (5) 救護所を設置した歯科医療施設等において歯科医療救護活動により生じた施設、設備等の損傷に係る実費弁償は、第1号に掲げる様式のほか物件損傷報告書（別記第6号様式）を添えて請求するものとする。
- (6) 前各号に定めるもののほか歯科医療救護活動のために必要となる様式については、災害救助法施行細則（昭和23年千葉県規則第19号）に定める様式を準用するものとする。

（費用弁償等の支払）

第5条 甲は、前条の規定による請求を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、速やかに乙に支払うものとする。

（未収金の処理）

第6条 甲は、協定書第9条により転送された後方歯科医療施設において、災害時の歯科医療救護活動に係る医療費の未収が生じたときは、支払義務者に対する調査を行い、支払不能の事情が判明した場合は、当該未収金につき支払義務者に代わって支払うものとする。

（協議）

第7条 この細目に定めのない事項又はこの細目について疑義が生じた事項については、甲乙協議して決めるものとする。

この細目の締結を証するため、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成27年4月16日

甲 木更津市潮見1丁目1番地
木更津市長 渡辺 芳邦

乙 木更津市新田3丁目4番地30号
一般社団法人君津木更津歯科医師会
会 長 鎌田 誠

4 災害時における物資の供給等に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）と木更津市農業協同組合（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生した場合の応急措置を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（物資の供給）

第 1 条 乙は、災害時に甲からの要請に基づき、乙が取り扱う物資を適正な価格で優先的に供給するものとする。

2 前項の規定による要請は、災害緊急物資要請書により行なうものとする。

（施設の提供）

第 2 条 乙は、災害時に甲からの要請に基づき、乙が所有又は管理する施設及び用地を避難場所、物資集積場所等として提供するものとする。

（救援活動）

第 3 条 乙は、災害時に甲からの要請に基づき、乙の所有する資機材及びその資機材を活用しての災害救援活動を行なうとともに、乙の協力組織に救援活動を要請するものとする。

（情報の提供）

第 4 条 乙は、乙が保有する応急活動に必要な情報を甲に提供するものとする。

2 甲は、乙の協力活動に必要な限度で、甲が保有する情報を乙に提供するものとする。

（災害情報等連絡体制の整備）

第 5 条 甲及び乙は、災害時の（安否情報等の）連絡体制を整備するため、あらかじめその方策について協議をするものとする。

（期 間）

第 6 条 この協定の有効期間は、締結の日から 3 か年とする。ただし、有効期間満了の 1 か月前までに甲・乙のいずれからも異議の申立てのない限り、自動的に継続するものとする。

（協 議）

第 7 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し、疑義が生じたときは、両者が協議し決定するものとする。

この協定書を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙両者が記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 13 年 5 月 16 日

甲 木更津市潮見 1 丁目 1 番地
木更津市
木更津市長 須 田 勝 勇

乙 木更津市長須賀 382 番地
木更津市農業協同組合
代表理事組合長 福 原 嘉 一

以下省略

5 災害時における物資の供給に関する協定書

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生し、応急措置のため緊急に物資の必要が生じた場合、その供給について木更津市（以下「甲」という。）とユニー㈱アピタ木更津店（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（物資の種類）

第 1 条 物資の種類は、乙が取り扱っているもののうち、甲が緊急に必要とするものとする。

（供給手続）

第 2 条 甲が、物資の供給を受けようとするときは、災害緊急物資要請書をもつて乙に要請するものとする。

（引渡し）

第 3 条 前条の規定により要請を受けた場合、乙は、甲に対し直ちに適正な価格で優先的に物資を引き渡すものとする。

（期間）

第 4 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 3 か年とする。ただし、有効期間満了の 1 か月前までに甲・乙のいずれからも異議の申立てのない限り、自動的に継続するものとする。

（協議）

第 5 条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲・乙協議するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、それぞれ各 1 通を保有するものとする。

平成 13 年 7 月 16 日

甲 木更津市潮見 1 丁目 1 番地
木更津市
木更津市長 須 田 勝 勇

乙 木更津市中尾伊豆島特定土地区 6 9
ユニー株式会社アピタ木更津店
店 長 渡 辺 信 行

以下省略

6 災害時における防災活動協力に関する協定書

木更津市（以下「甲」という）とイオン株式会社ジャスコ木更津店（以下「乙」という）及び株式会社木更津グリーンシティーショッピングセンター（以下「丙」という）は、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、木更津市域で地震等による大規模災害が発生し、被災者の応急救助等に係る防災活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、乙及び丙に対し、次の事項について協力を要請することができ、乙及び丙は、この要請に対し可能な限り協力するものとする。

- （1）乙及び丙は、災害応急活動に係る活動要員を派遣し、甲の応急活動に従事させること。
- （2）乙及び丙は、乙及び丙の所有する災害活動用資機材を提供すること。
- （3）乙及び丙は、乙及び丙の店舗及び乙及び丙の関係機関において保有する生活必需物資等を供給すること。
- （4）乙及び丙は、乙及び丙の店舗において、被災者に対し避難場所、飲料水、トイレ等を提供すること。
- （5）乙及び丙は、乙及び丙の店舗において、被災者に対し、テレビ、ラジオ等で知れた災害情報を提供すること。

2 甲、乙及び丙は、前項に定めがない事項について、相互に協力を要請することが出来る。

（支援要請の手続き）

第3条 前条の規定による甲、乙及び丙の要請（以下「要請」という。）は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者）

第4条 この協定に関する連絡責任者は甲においては木更津市総務部総務課防災対策担当、乙においてはイオン株式会社ジャスコ木更津店後方統括マネージャー、丙においては株式会社木更津グリーンシティーショッピングセンター管理課長とする。

2 甲、乙及び丙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について、予め協議し定めておくものとする。

（経費の負担及び金額）

第5条 第2条第1項3号及び同条第2項に規定する防災協力の実施に要した経費は、甲と乙及び丙が協議して決定するものとする。

2 前項の経費は、災害発生直前における適正な価格を基準に決定する。

（円滑な運用）

第6条 甲、乙及び丙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から情報の交換を行うとともに相互連携を図るための訓練を行うものとする。

（協定書の有効期間）

第7条 この協定書の有効期間は平成18年8月1日から有効とし、甲乙丙協議のうえ特別に定めた場合を除き、その効力を持続するものとする。

（疑義等の決定）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定書を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙3者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成18年8月1日

甲 木更津市潮見1丁目1番地
木更津市長 水 越 勇 雄

乙 木更津市朝日3丁目10番19号
イオン(株)
ジャスコ木更津店 店長
廣 橋 義 徳

丙 木更津市朝日3丁目10番19号
(株)木更津グリーンシティーショッピングセンター
取締役ゼネラルマネージャー
石 原 和 男

7 災害時における飲料水の供給協力に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）と利根コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における飲料水の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の区域内で災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく災害対策本部を設置したときにおける、乙に対し飲料水の供給を要請する際の手続き等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（供給の要請等）

第2条 乙は、甲からの要請に基づき、次の各号の規定により、飲料水を供給するものとする。

（1） 乙は、甲が管理する施設内に乙が設置した災害対応型自動販売機内の飲料水の商品を無償供給する。

なお、乙の設置する災害対応型自動販売機の設置先に関して増減又は変更があったときは、甲及び乙は、災害対応型自動販売機設置先について、別途確認書を結ぶものとする。

（2） 乙は、別表1に掲げる流通備蓄する飲料水の商品を可能な範囲内で、甲に優先的に有償供給し、その価格は甲乙協議して決定する。

（3） 乙が前号に規定する飲料水を供給した場合は、甲は乙の請求に基づき代金の支払いを行うものとする。

（要請方法等）

第3条 甲は、飲料水の供給を求めるときは、災害時における飲料水供給要請書（別記第1号様式。以下「要請書」という。）を乙に対し提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、別表2に掲げる緊急時の連絡先に対し、電話等により要請することができることとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙は、飲料水を供給したときは、甲に災害時における飲料水供給報告書（別記第2号様式）を提出するものとする。

（搬送）

第4条 乙は、前条の規定により第2条第2号に規定する有償飲料水を供給する場合は、甲が指定する施設に搬送するものとする。ただし、道路不通及び停電等により搬送に支障が生じたときは、その都度甲乙協議して搬送方法を決定する。

（協定の期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から解除の申出がないときは、更に1年間継続するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して決定する。

（その他）

第7条 甲は、第2条第1号に掲げる災害対応型自動販売機設置に関し、乙と協議のうえ設置するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年3月27日

木更津市潮見1丁目1番地
甲 木更津市
木更津市長 水 越 勇 雄
野田市中根310番地
乙 利根コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 青 木 良 元
代表取締役社長 茂 木 康三郎

別表 1（第 2 条第 2 号）

乙が流通備蓄する飲料水の数量	
商 品 名	流 通 備 蓄 の 数 量
ミネラル水	5 0 0 ケース
無糖茶飲料	4, 0 0 0 ケース
スポーツ飲料	1, 0 0 0 ケース
果汁飲料	1, 0 0 0 ケース

利根コカ・コーラボトリング（株）木更津支店 流通備蓄数

別表 2（第 3 条第 1 項）

緊急時の連絡先	
会社名	利根コカ・コーラボトリング株式会社
事業所名	木更津支店
住所	〒292－0833 千葉県木更津市貝渕 4－5－1 3
電話番号	0438-22-6225
F A X	0438-20-1080

以下省略

8 災害時における物資供給に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）と NPO 法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年2月26日

甲 千葉県木更津市潮見1丁目1番地
木更津市
木更津市長 水越 勇雄

新潟県新潟市南区清水4501番地1
 乙 NPO 法人 コメリ災害対策センター
 理事長 捧 賢 一

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、 ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、 長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、 雨具、土のう袋、ガラ袋、 スコップ、ホースリール、
日用品等	毛布、タオル、 割箸、使い捨て食器、 ポリ袋、ホイル、ラップ、 ウェットティッシュ、マスク、 バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、 簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水、水缶
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、 カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

9 災害時における物資供給に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）と株式会社せんだう（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（要請の方法）

第4条 前条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（物資の供給の協力）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の完了後、速やかにその実施状況を文書をもって甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第6条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第7条 前条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上、速やかに決定する。

（費用の支払い）

第8条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年5月18日

千葉県木更津市潮見1丁目1番地
甲 木更津市
木更津市長 水 越 勇 雄

千葉県市原市八幡813番地
乙 株式会社せんだう
代表取締役 木 口 誠 一

10 災害時における物資供給に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）と株式会社 ケーヨー（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（要請の方法）

第4条 前条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（物資の供給の協力）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の完了後、速やかにその実施状況を文書をもって甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第6条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第7条 前条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上、速やかに決定する。

（費用の支払い）

第8条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年12月1日

千葉県木更津市潮見1丁目1番地
甲 木更津市
木更津市長 水越 勇雄 印

千葉県若葉区みつわ台1丁目28番1号
乙 株式会社 ケーヨー
代表取締役 醍醐 茂夫 印

1 1 災害時における物資供給に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）と株式会社ニトリ（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（要請の方法）

第4条 前条の要請は、書面をもって行うものとする。ただし、書面をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに書面を送付するものとする。

（物資の供給の協力）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の完了後、速やかにその実施状況を書面をもって甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第6条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第7条 前条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上、速やかに決定する。

（費用の支払い）

第8条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成22年 5月31日

千葉県木更津市潮見1丁目1番地
甲 木更津市
木更津市長 水 越 勇 雄 ⑩

北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号
乙 株式会社 ニトリ
代表取締役 似 鳥 昭 雄 ⑩

12 災害時における防災活動協力に関する協定書

木更津市（以下「甲」という）とロック開発株式会社（以下「乙」という）及びマックスバリュ関東株式会社（以下「丙」という）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、木更津市域で地震等による大規模災害が発生し、被災者の応急救助等に係る防災活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、乙及び丙に対し、次の事項について協力を要請することができ、乙及び丙は、この要請に対し可能な限り協力するものとする。

（1）乙及び丙は、災害応急活動に係る活動要員を派遣し、甲の応急活動に従事させること。

（2）乙及び丙は、乙及び丙の所有する災害活動用機材を提供すること。

（3）乙及び丙は、乙及び丙の店舗及び乙及び丙の関係機関において保有する生活必需物資等を供給すること。

（4）乙及び丙は、乙及び丙の店舗において、被災者に対し避難場所、飲料水、トイレ等を提供すること。

（5）乙及び丙は、乙及び丙の店舗において、被災者に対し、テレビ、ラジオ等で知りえた災害情報を提供すること。

2 甲、乙及び丙は、前項に定めがない事項について、相互に協力を要請することが出来る。

（支援要請の手続き）

第3条 前条の規定による甲、乙及び丙の要請（以下「要請」という）は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し事後、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者）

第4条 この協定に関する連絡責任者は甲においては木更津市総務部総務行革課防災対策担当、乙においてはロック開発株式会社関東第一運営部長、丙においてはマックスバリュ関東株式会社総務部長とする。

2 甲、乙及び丙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について、予め協議し定めておくものとする。

（経費の負担金及び金額）

第5条 第2条第1項3号及び同条第2項に規定する防災協力の実施に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の経費は、災害発生直前における適正な価格を基準に決定する。

（円滑な運用）

第6条 甲、乙及び丙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から情報の交換を行なうとともに相互連携を図るための訓練を行なうものとする。

（協定書の有効期間）

第7条 この協定書の有効期間は平成22年8月24日から有効とし、甲乙丙協議のうえ特別に定めた場合を除き、その効力を持続するものとする。

（疑義等の決定）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議のうえ、これを定める。

この協定書を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙3者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成22年8月24日

甲 千葉県木更津市潮見1丁目1番地
木更津市長 水 越 勇 雄

乙 東京都千代田区神田佐久間河岸6-7 MBR9-9ビル5階
ロック開発株式会社
代表取締役 大 門 淳

丙 千葉県千葉市美浜区高洲3丁目2-1番1号 マルビ7専門館B1F
マックスバリュ関東株式会社
代表取締役 高 梨 和 人

13 災害時における飲料水の供給協力に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）と株式会社伊藤園（以下「乙」という。）は、災害時における飲料水の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の区域内で災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく災害対策本部を設置したときにおける、乙に対し飲料水の供給を要請する際の手続き等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（供給の要請等）

第2条 乙は、甲からの要請に基づき、次の各号の規定により、飲料水を供給するものとする。

（1）乙は、甲が管理する施設内に乙が設置した別表1に掲げる災害対応型自動販売機内の飲料水の商品を無償供給する。

なお、乙の設置する災害対応型自動販売機の設置先に関して増減又は変更があったときは、甲及び乙は、災害対応型自動販売機設置先について、別途確認書を結ぶものとする。

（2）乙は、別表2に掲げる流通備蓄する飲料水の商品を可能な範囲内で、甲に優先的に有償供給し、その価格は甲乙協議のうえ決定するものとする。

（3）乙が前号に規定する飲料水を供給した場合は、甲は乙の請求に基づき代金の支払いを行うものとする。

（要請方法等）

第3条 甲は、飲料水の供給を求めるときは、災害時における飲料水供給要請書（別記第1号様式。

以下「要請書」という。）を乙に対し提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、別表2に掲げる緊急時の連絡先に対し、電話等により要請することができることとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙は、飲料水を供給したときは、甲に災害時における飲料水供給報告書（別記第2号様式）を提出するものとする。

（搬送）

第4条 乙は、前条の規定により第2条第2号に規定する有償飲料水を供給する場合は、甲が指定する施設に搬送するものとする。ただし、道路不通及び停電等により搬送に支障が生じたときは、その都度甲乙協議して搬送方法を決定する。

（協定の期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満

了の日の1か月前までに、甲又は乙から解除の申出がないときは、更に1年間継続するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して決定する。

（その他）

第7条 甲は、第2条第1号に掲げる災害対応型自動販売機設置に関し、乙と協議のうえ設置するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年 3月30日

木更津市潮見1丁目1番地
甲 木更津市
木更津市長 水越勇雄

東京都渋谷区本町3-47-10
乙 株式会社 伊藤園
総務部長 松本 功一

14 災害時における飲料水の供給協力に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）とヒラノ商事株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における飲料水の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の区域内で災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく災害対策本部を設置したときにおける、乙に対し飲料水の供給を要請する際の手続き等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（供給の要請等）

第2条 乙は、甲からの要請に基づき、次の各号の規定により、飲料水を供給するものとする。

（1）乙は、甲が管理する施設内に乙が設置した別表1に掲げる災害対応型自動販売機内の飲料水の商品を無償供給する。

なお、乙の設置する災害対応型自動販売機の設置先に関して増減又は変更があったときは、甲及び乙は、災害対応型自動販売機設置先について、別途確認書を結ぶものとする。

（2）乙は、別表2に掲げる流通備蓄する飲料水の商品を可能な範囲内で、甲に優先的に有償供給し、その価格は甲乙協議のうえ決定するものとする。

（3）乙が前号に規定する飲料水を供給した場合は、甲は乙の請求に基づき代金の支払いを行うものとする。

（要請方法等）

第3条 甲は、飲料水の供給を求めるときは、災害時における飲料水供給要請書（別記第1号様式。

以下「要請書」という。）を乙に対し提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、別表2に掲げる緊急時の連絡先に対し、電話等により要請することができることとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙は、飲料水を供給したときは、甲に災害時における飲料水供給報告書（別記第2号様式）を提出するものとする。

（搬送）

第4条 乙は、前条の規定により第2条第2号に規定する有償飲料水を供給する場合は、甲が指定する施設に搬送するものとする。ただし、道路不通及び停電等により搬送に支障が生じたときは、その都度甲乙協議して搬送方法を決定する。

（協定の期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満

了の日の1か月前までに、甲又は乙から解除の申出がないときは、更に1年間継続するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して決定する。

（その他）

第7条 甲は、第2条第1号に掲げる災害対応型自動販売機設置に関し、乙と協議のうえ設置するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年 3月30日

木更津市潮見1丁目1番地
甲 木更津市
木更津市長 水越勇雄

木更津市潮浜1丁目17番地106
乙 ヒラノ商事株式会社
代表取締役 平野義和

15 災害時における飲料水の供給協力に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）とEXサービス株式会社木更津出張所（以下「乙」という。）は、災害時における飲料水の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の区域内で災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく災害対策本部を設置したときにおける、乙に対し飲料水の供給を要請する際の手続き等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（供給の要請等）

第2条 乙は、甲からの要請に基づき、次の各号の規定により、飲料水を供給するものとする。

（1）乙は、甲が管理する施設内に乙が設置した別表1に掲げる災害対応型自動販売機内の飲料水の商品を無償供給する。

なお、乙の設置する災害対応型自動販売機の設置先に関して増減又は変更があったときは、甲及び乙は、災害対応型自動販売機設置先について、別途確認書を結ぶものとする。

（2）乙は、別表2に掲げる流通備蓄する飲料水の商品を可能な範囲内で、甲に優先的に有償供給し、その価格は甲乙協議のうえ決定するものとする。

（3）乙が前号に規定する飲料水を供給した場合は、甲は乙の請求に基づき代金の支払いを行うものとする。

（要請方法等）

第3条 甲は、飲料水の供給を求めるときは、災害時における飲料水供給要請書（別記第1号様式。

以下「要請書」という。）を乙に対し提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、別表2に掲げる緊急時の連絡先に対し、電話等により要請することができることとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙は、飲料水を供給したときは、甲に災害時における飲料水供給報告書（別記第2号様式）を提出するものとする。

（搬送）

第4条 乙は、前条の規定により第2条第2号に規定する有償飲料水を供給する場合は、甲が指定する施設に搬送するものとする。ただし、道路不通及び停電等により搬送に支障が生じたときは、その都度甲乙協議して搬送方法を決定する。

（協定の期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満

了の日の1か月前までに、甲又は乙から解除の申出がないときは、更に1年間継続するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して決定する。

（その他）

第7条 甲は、第2条第1号に掲げる災害対応型自動販売機設置に関し、乙と協議のうえ設置するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年 3月30日

木更津市潮見1丁目1番地
甲 木更津市
木更津市長 水越勇雄

木更津市貝渕4丁目11番地13
乙 EXサービス株式会社木更津出張所
所長 蓮見英幸

16 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、災害時における仮設トイレ、発電機及びその他レンタル機材（以下「機材」という。）の供給に関し、次の通り協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に応じ、乙が保有する機材を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（要請の方法）

第2条 甲は、災害時において必要とする機材を要請するときは、乙に対し、品目及び数量等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等をもって要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（提供等）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、機材の優先的な提供に努めるものとする。

（引渡し等）

第4条 機材の引渡場所は、甲が指定するものとし、引渡場所までの機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することが困難な場合は、甲が定める手段により運搬するものとする。

2 甲が引渡しを受けるときには、甲は引渡場所に職員を派遣し、機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（費用の負担）

第5条 乙が提供した機材に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生前の通常価格を基準とし、甲乙協議の上、速やかに決定する。

（連絡責任者）

第6条 この協定の実施に関する連絡を円滑且つ確実なものとするため、甲と乙は、それぞれ連絡責任者を定め、相互に届け出るものとする。

2 前項の連絡責任者に変更があったときは、相互に速やかに届け出るものとする。

（情報交換）

第7条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び機材の提供等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項、及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年 4月27日

甲 千葉県木更津市潮見1丁目1番地
木更津市
木更津市長 水 越 勇 雄

乙 東京都中央区日本橋三丁目12番2号
株式会社アクティオ
代表取締役 小 沼 光 雄

17 災害時における衛生機材等の提供に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）と有限会社上月衛生興業（以下「乙」という。）は、災害時における衛生機材等（以下「機材」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に応じ、乙が保有する別表に掲げる機材を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（要請の方法）

第2条 甲は、災害時において必要とする機材を要請するときは、乙に対し、品目及び仕様等を記載した文書（別記様式第1号）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等をもって要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

（提供等）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、機材の優先的な提供に努めるものとする。

（引渡し等）

第4条 機材の引渡場所は、甲が指定するものとし、引渡場所までの機材の運搬は、原則として、乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することが困難な場合は、甲が定める手段により運搬するものとする。

2 甲が引渡しを受けるときには、甲は引渡場所に職員を派遣し、機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（費用の負担）

第5条 乙が提供した機材に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生前の通常価格を基準とし、甲乙協議の上、速やかに決定する。

（連絡責任者）

第6条 この協定の実施に関する連絡を円滑かつ確実なものとするため、甲と乙は、それぞれ連絡責任者を定め、相互に届け出るものとする。

2 前項の連絡責任者に変更があったときは、相互に速やかに届け出るものとする。

（情報交換）

第7条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び機材の提供等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項、及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲、又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年12月11日

甲 千葉県木更津市潮見一丁目1番地
木更津市
木更津市長 水越 勇雄

乙 千葉県木更津市万石580番地1
有限会社 上月衛生興業
代表取締役 立石 照子

別表（第1条）

乙が常時保有する衛生機材の種類及び仕様

機 材 名 称	仕 様
仮設トイレ	軽水洗式大小兼用型 (レンタル)
救 急 トイレQQ	ポケット携帯用トイレ

有限会社 上月衛生興業

18 災害時における生活物資の供給協力に関する協定

木更津市（以下「甲」という。）と株式会社カインズ（以下「乙」という。）とは、災害時における生活物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において甲が生活物資を必要とする時は、乙に対し生活物資の供給について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達可能な物資とする。

（1）日用品等の生活必需品

（2）災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

（要請手続き）

第4条 甲の乙に対する要請は、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後「物資発注書」を提出するものとする。

2 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（協力実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2 乙は、前条の要請により生活物資の供給を実施したときは、速やかに別に定める「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

（生活物資の運搬）

第6条 生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は、乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第8条 生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

（情報交換）

第9条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない

限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

平成 25 年 1 月 28 日

甲 千葉県木更津市潮見一丁目 1 番地
木 更 津 市
木 更 津 市 長 水 越 勇 雄

乙 埼玉県本庄市東富田 88-2
株式会社カインズ
代表取締役社長 土 屋 裕 雅

19 大規模災害時における被災者への救助活動協力に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）、イオンリテール株式会社（以下「乙」という。）及びイオンモール株式会社（以下「丙」という。）とは、甲の市政区域内において大規模災害が発生した場合の相互補完体制について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、木更津市域で地震等による大規模災害が発生した場合において、甲及び乙、丙が相互にその能力を最大限に活かして人道的見地から、丙が管理運営するショッピングモールであるイオンモール木更津（以下「本SC」という。）における被災者の応急救済に係る活動協力について、必要な事項を定めるものである。

（協力の内容）

第2条 甲は大規模災害発生時、乙に対し次の事項について協力を要請することができ、乙はこれに応じる。

（1）乙の店舗において、食糧・生活物資等を可能な範囲で提供すること。

（2）乙は、被災者に対する甲の広報・告知活動に協力し、甲から要請された情報を可能な範囲で被災者に提供すること。

2 甲は大規模災害発生時、丙に対し次の事項について協力を要請することができ、丙はこれに応じる。

（1）本SCの駐車場において、避難場所、食糧・生活物資等を集積する場所を可能な範囲で、合理的期間内において提供すること。

（2）丙は、被災者に対する甲の広報・告知活動に協力し、甲から要請された情報を可能な範囲で被災者に提供すること。

3 乙又は丙は、前項に定めのない事項についても、甲からの要請が為されたときは可能な限りの協力を惜しまない。

4 前各項にかかる費用については、甲と乙又は丙が協議して別途定めるものとする。

（支援の要請手続き）

第3条 前条の規定による甲からの要請は、原則文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときはこの限りではないが、事後速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては木更津市防災担当部署の長とし、乙においてはイオン木更津店 店長、丙においては、イオンモール木更津ゼネラルマネージャーとする。

（協力体制）

第5条 第1条に定める目的のため、甲及び乙、丙は、事前に緊急時の連絡体制、連絡方法等について協議し定め、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（協定書の有効期間）

第6条 この協定書の有効期間は平成27年6月 日から平成28年3月31日までとする。

2 前項の期間満了日の1ヶ月前までに甲、乙又は丙いずれからも異議が述べられないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後期間満了の時も同様とする。

3 前2項にかかわらず、本SCの営業が終了したときはこの協定書は終了する。

（疑義等の決定）

第7条 この協議に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙、丙が協議の上、これを定めるものとする。

以上、合意の証として本協定書3通を作成して甲乙丙それぞれその各1通を保有する。

平成27年 6月 4日

甲	千葉県木更津市潮見1丁目1番地 木更津市長 渡辺 芳 邦
乙	千葉県木更津市築地1番4 イオンリテール株式会社 イオン木更津店 店 長 石 河 康 明
丙	千葉県木更津市築地1番4 イオンモール株式会社 イオンモール木更津 ゼネラルマネージャー 山 下 啓 次

20 災害時におけるタブレット型端末の提供に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）とHYUNDAI IT JAPAN（株）（以下「乙」という。）は、災害時におけるタブレット型端末（以下「端末」という。）の提供に関し、次の通り協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に応じ、乙が保有する端末を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（要請の方法）

第2条 甲は、災害時において必要とする端末を要請するときは、乙に対し、数量等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等をもって要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（提供等）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、端末の優先的な提供に努めるものとする。

（引渡し等）

第4条 端末の引渡場所は、甲が指定するものとし、引渡場所までの端末の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することが困難な場合は、甲が定める手段により運搬するものとする。

2 甲が引渡しを受けるときには、甲は引渡場所に職員を派遣し、端末を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（費用の負担）

第5条 端末の使用に係る費用は無料とする。

（端末の損傷等の対応）

第6条 端末を使用した場合に、端末の損傷等については、甲が復旧等に係る費用を負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生前の通常価格を基準とし、甲乙協議の上、速やかに決定する。

（連絡責任者）

第7条 この協定の実施に関する連絡を円滑且つ確実なものとするため、甲と乙は、それぞれ連絡責任者を定め、相互に届け出るものとする。

2 前項の連絡責任者に変更があったときは、相互に速やかに届け出るものとする。

（情報交換）

第8条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び端末の提供等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項、及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年 6月16日

甲	千葉県木更津市潮見1丁目1番地 木更津市 木更津市長 渡 辺 芳 邦	㊟
乙	東京都新宿区早稲田鶴巻町534 川尻ビル2階 HYUNDAI IT JAPAN 株式会社 代表取締役 金 泰 亨	㊟

2 1 災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）と株式会社セブンーイレブン・ジャパン以下「乙」という。）は、甲の区域内で災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、甲が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく災害対策本部を設置したときにおける被災住民等を救助するための物資（以下「物資」という。）の調達及び供給、並びに乙又は乙のフランチャイズ加盟店の営業継続又は早期営業再開に係る協力に関して次のとおり協定書を締結する。

（要請）

第1条 甲が災害対策本部を設置し次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対しその調達が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

- （1）木更津市に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- （2）木更津市以外の災害について、甲が関係自治体等から物資の調達・あっせんを要請されたとき、又は甲が救援の必要があると認めるとき。

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達可能な物資とする。ただし、甲から乙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、乙の加盟店への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがあることを勘案して、乙が物資の供給の可否を決定するものとする。

- （1）食料品
- （2）飲料品
- （3）日用品
- （4）その他甲が指定する物資

（供給物資の照会）

第3条 甲は、必要がある場合に、乙に対し、要請時点で供給できる物資及びその数量等について照会することができるものとする。

（要請の方法）

第4条 第1条の要請は、「物資発注書（別紙1）」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話その他の方法により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第5条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を「物資調達可能数量・措置の状況報告書（別紙2）」により甲に提出するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行なうものとする。

2 甲は、当該場所に職員又は甲の指定する者を派遣し物資を確認の上引渡しを受けるものとする。

（費用）

第7条 甲は、物資を引き取った後、乙の請求に基づき速やかにその代金を乙に支払うものとする。

2 物資の代金は、災害発生時の直前における販売価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

3 前条の規定により乙が運搬を行った場合、係る費用は甲の負担とする。

（情報提供）

第8条 甲は、平時または災害時において、乙に対し、防災・災害情報等を提供することができるものとし、乙は提供を受けた情報等を来店者等に対し、情報提供するものとする。

（営業の継続又は早期再開）

第9条 甲は、市民の生活安定を確保するため、乙に対して乙又は乙のフランチャイズ加盟店の営業の継続又は早期営業再開を要請することができる。

（連絡責任者の報告）

第10条 甲と乙は、この協定書締結後速やかに「連絡責任者届（別紙3）」により相手方に連絡責任者を報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（車両の通行）

第11条 甲は、第1条又は第9条の要請を行った場合において、乙が物資を運搬及び供給する際の車両及び店舗の営業継続又は早期再開を支援するための車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

(協議)

第12条 この協定書に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第13条 この協定書の有効期限は平成27年12月11日から平成28年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも協定書解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(解除)

第14条 この協定書を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除日の1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定書を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが1通を保有するものとする。

平成27年12月11日

甲 木更津市富士見一丁目2番1号
木更津市
木更津市長 渡 辺 芳 邦

乙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン-イレブン・ジャパン
代表取締役 井 阪 隆 一

2 2 災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定

木更津市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本福祉用具供給協会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合に、相互に協力して避難所等において必要とされる介護用品・衛生用品等（以下「福祉用具等物資」という。）を確保することに関し次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生、又は発生のおそれがある場合に、福祉用具等物資を確保することに関して必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

（協力の要請）

第3条 災害時において、甲が福祉用具等物資を必要とするときには、甲は、乙に対して、供給について協力を要請することができる。また、甲は乙が福祉用具等物資を円滑に設置搬入できるよう関係部署との連絡調整を行うものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、取り扱う福祉用具等物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（福祉用具等物資の内容）

第5条 甲が乙に要請する災害時の福祉用具等物資の内容は、甲乙協議の上、予め別表に定めておくものとする。

2 乙は、甲の要請があったときは、前項により定めた福祉用具等物資以外の供給についても可能な範囲で協力するものとする。

（供給の要請手続き）

第6条 甲の乙に対する要請手続きは、別紙様式「福祉用具等物資供給要請書（以下「要請書」という。）」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭・電話等により要請し、事後に要請書を提出するものとする。

（引渡し）

第7条 福祉用具等物資の引渡し場所は、甲乙協議の上決定するものとし、当該引渡し場所において甲が確認して引取るものとする。

（適合の確認）

第8条 福祉用具等物資の適合の確認は、甲の要請に対し、必要に応じて、乙の福祉用具専門相談員が現地の状況や災害時要配慮者の状態に合わせて福祉用具等物資の適合を確認するものとする。

（運搬）

第9条 福祉用具等物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

（車両の通行）

第10条 甲は、乙が福祉用具等物資を運搬又は供給する際には、警察等の関係機関への連絡を行い、乙の車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。また、甲は、乙が燃料・車両等の輸送手段の確保が困難な場合には協力を行うものとする。

（損害の負担）

第11条 本協定に基づく協力の実施にあたり損害（福祉用具等物資の紛失、福祉用具等物資が原因となる事故等）が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議して定めるものとする。

（費用）

第12条 第3条及び第9条の規定により、乙が供給した福祉用具等物資、及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前の平常時における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、前2項の規定に基づき、乙から支払請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし、支払期限については、甲乙協議の上、変更することができるものとする。

(情報交換)

第 13 条 甲及び乙は、災害時における円滑な協力を図るため、甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び福祉用具等物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第 14 条 乙は、次に掲げる甲の平常時における防災活動に対し協力するものとする。

(1) 甲が実施する防災啓発事業及び防災訓練への参加

(2) その他甲の要請に基づく平常時の防災活動への協力

(有効期間)

第 15 条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(疑義の決定)

第 16 条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ 1 通を保管する。

平成 28 年 2 月 25 日

甲 千葉県木更津市富士見 1 丁目 2 番 1 号

木更津市

木更津市長 渡辺 芳邦

㊞

乙 東京都港区浜松町 2 丁目 7 番 15 号

一般社団法人 日本福祉用具供給協会

理事長 小野木 孝二

㊞

以下省略

23 災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）と株式会社イベント・コミュニケーションズ（以下「乙」という。）は、災害時におけるレンタル機材（以下「機材」という）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、機材を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において機材を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な機材の供給を要請することができる。

（要請の方法）

第4条 前条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（物資の供給の協力）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、機材の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、機材の供給を実施したときは、その供給の完了後、速やかにその実施状況を文書をもって甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第6条 機材の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により機材を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

3 甲が引渡しを受けるときは、甲は引き渡し場所に職員を派遣し、機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（費用の負担）

第7条 前条の規定により、乙が供給した機材の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における通常価格を基準とし、甲と乙が協議の上、速やかに決定する。

（費用の支払い）

第8条 機材の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び機材の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年11月4日

甲 千葉県木更津市富士見1丁目2番1号
木更津市
木更津市長 渡辺 芳 邦 印

乙 千葉県木更津市潮浜1丁目17番21号
株式会社 イベント・コミュニケーションズ
代表取締役 太田 一 哉 印

2 4 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定 義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、木更津市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、木更津市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID 等」とは、ZNET TOWN を利用するための認証 ID 及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及び ZNET TOWN の総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
 - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
 - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及び ID 等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及び ID 等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

（地図製品等の利用等）

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

- (1) 災害対策本部設置期間中の閲覧
- (2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製
- 2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
- 3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及び ZNET TOWN を利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWN を利用する場合は、本協定添付別紙の ZNET TOWN

利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成30年 4月25日

甲) 木更津市富士見1丁目2番1号
木更津市
木更津市長

乙) 千葉県千葉市中央区南町2丁目18番6号
株式会社ゼンリン
東京第二支社
支社長

【添付別紙】

ZNET TOWN利用約款

(定 義)

第1条 本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

(1) 「ID 等」

本サービスを利用するための認証 ID 及びパスワードをいいます。

(2) 「アクセス権者」

対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID 等を使って本システムにアクセスする者をいいます。

(3) 「対象機器」

甲の庁内 LAN に接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいいます。

(4) 「本サービス」

乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。

(5) 「本システム」

本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託する WWW サーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。

(6) 「本データ」

本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

(本約款の適用)

第2条 本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとします。

(本サービスの内容)

第3条 乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとします。

(本サービスの中断・中止)

第4条 乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。

2 乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。

3 乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

(本データの使用許諾)

第5条 乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

(1) 対象機器上で閲覧すること。

(2) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器に PDF 形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。

(3) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること（本号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」という。）。

(甲の遵守事項)

第6条 甲は、以下の事項を遵守するものとします。

(1) アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。

(2) ID 等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。

(3) 乙の指定する利用環境を確保・維持すること。

(4) 本条第(1)号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。

- (5) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。
- (6) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。
- (7) 本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。
 - イ) 印刷地図を第5条第(3)号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。
 - ロ) 乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。
 - ハ) 印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。
 - ニ) 印刷地図を第三者に配布しないこと。
 - ホ) 印刷地図のサイズはA3判以下とすること。
- (8) 本サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

（不保証及び免責）

第7条 乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとします。

2 乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

（権利の帰属）

第8条 本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

（その他）

第9条 甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

以 上

25 災害時における電動車両等の支援に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）、千葉三菱コルト自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）とは、災害時における電動車両等の支援に関し次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲において災害（異常かつ激甚な非常災害をいう。以下同じ。）の発生時に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く知らしめ、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めるものとする。

（電動車両等の種類）

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) 電気自動車
- (2) プラグインハイブリッド車
- (3) 前二号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第3条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙が保有する電動車両等（第2条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合は、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、乙に対し、電動車両等の貸与について要請書（様式1号）により要請するものとする。

3 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、乙が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。

4 丙は、第2項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

（電動車両等の引渡し等）

第4条 乙は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

2 乙は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書（様式2号）を提出するものとする。

（貸与期間）

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

（電動車両等の返却）

第6条 乙が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（費用負担）

第7条 貸与期間中の電動車両等に係る費用（電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう）については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

（補償）

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

(1) 事故により、第三者に与えた物的又は人的損害については、その損害の帰責理由がある者が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲、乙及び丙が協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

（保険について）

第9条 乙は、電動車両等の貸与に当たり乙又は丙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙又は丙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に要する費用については、乙又は丙の負担とする。ただし、甲の故意又は重過失によ

り保険の適用を受けるに至った場合又は適用を受けることができなくなった場合は、免責分も含めて甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第 10 条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第 11 条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

乙または丙が指示する使用の条件を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。

原則として、甲の地域内で使用する。

故障又は何らかの原因により電動車両等を使用できなくなったときは、第 13 条第 3 項の規定により、乙に速やかに連絡する。

(連絡責任者)

第 12 条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書(様式 3)により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両等の情報提供)

第 13 条 乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

2 甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。

3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

(平時の取組)

第 14 条 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く県民に知らせ、理解を醸成していくことに努めるものとする。

2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(協議)

第 15 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第 16 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 2 月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に 1 年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を 3 通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各 1 通を保有するものとする。

令和 2 年 3 月 1 2 日

甲 千葉県木更津市富士見 1 丁目 2 番 1 号
木更津市
市長

乙 千葉県千葉市美浜区新港 179 番地
千葉三菱コルト自動車販売株式会社
代表取締役 取締役社長

丙 東京都港区芝浦三丁目 1 番 2 1 号
三菱自動車工業株式会社
取締役 代表執行役 CEO

26 災害時における物資調達に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）とコストコホールセールジャパン株式会社（以下「乙」という。）とは、災害救助に必要な食糧、生活必需品等（以下「物資」という。）の調達協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、木更津市に大規模な災害が発生、若しくは発生するおそれがある場合、又は木更津市以外の災害について、関係自治体等から、物資の調達・あつせんを要請されたとき、若しくは甲が救援の必要があると認めるとき、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して乙の木更津倉庫店が保有する物資の調達について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙の木更津倉庫店が保有する物資とする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、要請理由の内容及びその重大性並びに乙の状況に鑑みて、可能な限り協力するとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。ただし、次の事項に該当する場合は、この限りではない。

- （1）災害により供給能力が低減した場合
- （2）災害により他の優先義務が発生した場合
- （3）乙が被災した場合
- （4）乙が既存会員を優先すべきと判断した場合

（要請手続）

第5条 甲は、出荷要請書（様式第1号）により、乙に対して要請手続を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに出荷要請書を提出するものとする。

（運搬）

第6条 運搬は、乙又は乙の指定する者が行う。ただし、必要に応じて、乙は甲に対して運搬の協力を求めることができる。

（支払）

第7条 甲は、乙が提供した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）については、乙からの請求書に基づき、遅滞なくその支払を行うものとする。

2 甲が支払うべき代金等は、物資の供給及び搬出後、乙の提出する出荷確認書（様式第2号）等に基づき、甲乙協議の上、災害時直前における適正価格をもって決定するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた場合については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

（連絡責任者の報告）

第9条 甲と乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1箇月までの間に、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

（解除）

第11条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除日の1箇月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年7月21日

甲 千葉県木更津市富士見一丁目2番1号
木更津市
木更津市長 渡辺 芳邦

乙 神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目1番4号
コストコホールセールジャパン株式会社
日本支社長 ケン・テリオ

２７ 災害時における段ボール製品の調達に関する協定

木更津市（以下「市」という。）とコバシ株式会社（以下「コバシ」という。）とは、災害時における段ボール製品等の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、木更津市の管轄地域内で災害（災害対策基本法第２条第１号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における避難所の設営等に必要な物資（以下「物資」という。）の調達について定めるものとする。

（協力要請）

第２条 災害時において、市は物資を必要とするときは、書面によりコバシに対し、物資の供給、運搬等（以下「供給等」という。）について協力を要請することができる。ただし、書面を提出するいとまがないときは、口頭、電話、電子メール等により協力要請することができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

（協力の実施）

第３条 コバシは、可能な範囲において物資の供給等に協力するよう努めるものとし、市は、コバシが物資の供給等を迅速かつ安全に行うことができるよう必要な協力を行うものとし、市とコバシは協力の実施に必要な協議を行うものとする。

（物資の種類）

第４条 物資の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 段ボール製間仕切りをはじめとする段ボール製品
- (2) その他、コバシの取り扱い商品

（物資の引き渡し）

第５条 市及びコバシは、第３条の協議において引き渡し場所を決める。引き渡しは、市が指定する者をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

２ コバシは、引き渡し終了後、速やかに書面により物資の種類、数量等を市に報告するものとする。

３ コバシは最大限の努力をもって協定を履行するよう努めるが、履行することが困難な事情がある場合、市はこれを承諾する。

（費用）

第６条 コバシが供給する物資の対価及び運搬等の費用については、相当額を市が負担するものとする。

２ 前項の物資の対価及び運搬等の費用については、協力要請時の直近の価格を基準とし、市が協議等において決定するものとする。

（連絡体制等）

第７条 市及びコバシは、この協定に関する窓口を定め、相手側に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。なお、連絡窓口については書面で通知するものとする。

（車両の通行等）

第８条 市は、第２条の要請に基づきコバシが物資を運搬等する際に、「緊急通行車両」として、緊急又は優先的に通行できるよう、可能な限り配慮するものとする。

（協議等）

第９条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、市及びコバシは、情報を共有するとともに、随時協議を行うものとする。

２ 市は、必要があると認めるときは、コバシに対し、生産能力及び災害時の連絡体制について報告を求めることができる。

３ コバシは、日頃より、本協定の趣旨及び手続等について理解を深めるよう努力するものとする。

(実施細目等)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(他の協定との関係)

第11条 この協定は、市又はコバシで既に締結されている協定及び個別に締結する災害時の応援協定を妨げるものではない。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに市、コバシいずれからも協定解除、又は変更の申出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に1年間更新されるものとする。

(秘密の保持)

第13条 市及びコバシは、本協定に関して知り得た情報は、相手方の事前の承諾なしに漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。

(その他)

第14条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度、市とコバシが協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、市、コバシそれぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

令和2年8月28日

市	住所	木更津市富士見一丁目2番1号
	氏名	木更津市 木更津市長 渡 辺 芳 邦
コバシ	住所	東京都中央区京橋1丁目4番13号 セントラル京橋ビル3階
	氏名	コバシ株式会社 代表取締役社長 小 橋 里 嘉

28 災害時における水陸両用車両の貸与に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）と株式会社勝浦ホテル三日月（以下「乙」という。）とは、木更津市内において災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第2条第1項に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）等における、乙の所有する水陸両用車両の貸与に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等に甲が行なう活動（以下「災害活動等」という。）に使用するため、乙の所有する水陸両用車両の貸与を受けることに関し必要な事項を定めるものとする。

（水陸両用車両）

第2条 乙が甲に対して貸与する水陸両用車両は、次に掲げるものとする。

ARGO Avenger 8×8 Responder

（災害活動等）

第3条 甲が、水陸両用車両（第2条に規定する水陸両用車両をいう。以下同じ。）を使用して行なう災害活動等は、次に掲げるものとする。

- (1) 木更津市の沿岸部、河川周辺、湖沼周辺及び災害による浸水区域周辺（以下「臨水域」という。）における被災者の救助
- (2) 臨水域が経路上に含まれる場合の避難者の輸送及び物資運搬
- (3) 避難訓練及び水陸両用車両の操作研修
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要な活動

（貸与の要請）

第4条 甲は、水陸両用車両の貸与を必要とする場合は、書面により要請するものとする。ただし、書面を提出するいとまがないときは、口頭、電話、電子メール等により要請することができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定により要請があったときは、可能な範囲において協力するよう努めるものとし、甲は、乙が水陸両用車両の貸与を迅速かつ安全に行なうことができるよう必要な協力を行なうものとする。

（水陸両用車両の引渡し）

第5条 乙は、前条第1項の規定による要請を受け、水陸両用車両を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、甲が指定する者に対して引渡しを行なうものとする。

（貸与期間及び返却）

第6条 水陸両用車両の貸与期間は、災害時においては必要な活動が終了するまでを基本とし、甲と乙で協議の上、決定するものとする。

2 水陸両用車両の返却場所は、甲と乙で協議の上、決定するものとする。

（費用負担）

第7条 乙は、水陸両用車両の貸与及び引渡場所までの運搬は、無償で行なうものとする。

2 貸与期間中の水陸両用車両に係る費用（燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。）については、甲が負担するものとする。

（費用の支払い）

第8条 甲は、この協定に基づく正当な費用について乙より支払いの請求があった場合は、速やかに乙に対してこれを支払うものとする。

（使用上の留意事項）

第9条 甲は、貸与を受けた水陸両用車両を次のとおり使用するものとする。

- (1) 乙が指示する使用の条件を遵守する。
- (2) 故障又は何らかの原因により水陸両用車両を使用できなくなったときは、速やかに乙に連絡し、甲と乙で対応を協議するものとする。

（連絡責任者）

第10条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、書面により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲と乙で協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲及び乙のいずれからも協定解除、又は変更の申出がないときは、本協定は同一の条件で1年間更新されるものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を所有する。

令和2年12月25日

甲	住所	木更津市富士見一丁目2番1号
	氏名	木更津市 木更津市長 渡辺 芳 邦

乙	住所	千葉県勝浦市墨名820番地
	氏名	株式会社 勝浦ホテル三日月 代表取締役 小 高 芳 宗

２９ 災害時における食料調達に関する協定書

木更津市（以下「市」という。）と株式会社ごはんクリエイト（以下「ＧＣ社」という。）とは、災害救助に必要な食料の調達協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条 この協定は、木更津市に大規模な災害が発生、若しくは発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）、市がＧＣ社の協力を得て行う食料の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（食料の定義）

第２条 この協定において食料とは、ＧＣ社が行う、地産地消食材の廃棄を減らして有効活用を図り、かつ、災害時に利用可能な加工保存食を、計画的に製造し定期的に消費・補充しながら常時一定量を確保する取り組み（以下「ローリングストック事業」という。）により、ＧＣ社が保有する加工保存食（以下「ストック食」という。）をいう。

（協力要請）

第３条 市は、災害時においてストック食を必要とするときは、ＧＣ社に対してストック食の調達について協力を要請することができる。

（協力の実施）

第４条 ＧＣ社は、前条の規定により市の要請を受けたときは、要請理由の内容及びその重大性並びにＧＣ社の状況に鑑みて、可能な限り協力するとともに、その措置の状況を市に連絡するものとする。ただし、次の事項に該当する場合は、この限りではない。

- (1) 災害により供給能力が低減した場合
- (2) 災害により他の優先義務が発生した場合
- (3) ＧＣ社が被災した場合

（要請手続）

第５条 市は、出荷要請書（様式第１号）により、ＧＣ社に対して要請手続を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに出荷要請書を提出するものとする。

（運搬）

第６条 運搬は、市又は市の指定する者が行う。ただし、必要に応じて、市はＧＣ社に対して運搬の協力を求めることができる。

（価格）

第７条 ストック食の価格は、市とＧＣ社協議の上、別に定めるものとする。

（支払）

第８条 市は、ＧＣ社が提供したストック食の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）については、ＧＣ社からの請求書に基づき、遅滞なくその支払を行うものとする。

２ 市が支払うべき代金等は、ストック食の供給及び搬出後、ＧＣ社の提出する出荷確認書（様式第２号）等に基づき、市とＧＣ社協議の上決定するものとする。

（協議）

第９条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた場合については、その都度、市とＧＣ社協議の上、決定するものとする。

（連絡責任者の報告）

第１０条 市とＧＣ社は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに市、GC社いずれからも協定解除、又は変更の申出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に1年間更新されるものとする。

(解除)

第12条 この協定を解除する場合は、市、GC社いずれか一方が解除日の1箇月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、市GC社記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年4月8日

住所 千葉県木更津市富士見一丁目2番1号
氏名 木更津市
木更津市長 渡 辺 芳 邦

住所 千葉県木更津市大和一丁目8番3号原ビル1F
氏名 株式会社ごはんクリエイト
代表取締役 野 口 利 一

年 月 日

出 荷 要 請 書

様

木更津市長 印

災害時における食料調達に関する協定書第5条の規定により、次の食料の供給を要請します。

品名	規格	数量	引渡場所	引渡日時

年 月 日

出 荷 確 認 書

木更津市長 様

印

年 月 日付の出荷要請書により、次の食料を供給したことを報告します。

品名	規格	数量	備考

受取確認者

印

30 災害時における応急活動の協力に関する協定書

木更津市（以下「市」という。）と株式会社KURKKU FIELDS（以下「KF」という。）は、災害時において、応急活動を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、市の管轄地域内で災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、応急活動の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 市及びKFは、災害時に相互に協力を要請することができる。

（要請手続）

第3条 市及びKFは、相手方に前条の規定による要請を行う場合、文書をもって行う。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法をもって要請し、後日書面を提出するものとする。

（協力事項）

第4条 KFは、第2条の規定による要請を受けたときは、次に掲げる事項について、協力するものとする。ただし、他の優先義務が発生した場合及びKFが被災した場合などは、この限りではない。

- (1) KFが市内において所有又は管理する施設（以下「KFの施設」という。）を、避難場所及び物資集積場所等として提供する。
- (2) KFの施設のトイレ、シャワー、水道及び携帯電話等の充電用の電源等を避難者の利用に供する。
- (3) KFが保有する、KFの施設で生産、加工した食料品等を提供する。
- (4) 市の広報その他の災害に関する情報を市民に提供する。
- (5) その他必要と認められる事項。

2 市は、前項の協力の伴い必要となる協力を、次のとおり行うものとする。

- (1) KFの応急活動に必要な情報の提供。
- (2) KFの応急活動に係る広報。
- (3) KFの応急活動に必要な資器材の貸与及び消耗品の提供。
- (4) その他必要と認められる事項。

（情報共有）

第5条 第4条第2項第1号に係る情報のほか、市及びKFは、相互協力を必要とする災害情報等を共有するものとする。

（連絡責任者等の報告）

第6条 市及びKFは、本協定に基づく相互協力を円滑に行うため、市、KF双方の連絡先及び連絡責任者等を別途定めるものとし、内容に変更が生じた場合は、速やかに、相手方に報告するものとする。

（費用負担）

第7条 応急活動に係る費用の負担については、市とKFの協議により決定するものとする。ただし、第4条第1項第3号にかかる費用については、市が負担する。

2 前項の費用は、災害発生直前における適正な価格を基準に決定するものとする。

（秘密の保持）

第8条 市及びKFは、本協定に関して知り得た情報は、相手方の事前の承諾なしに漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。

（協議事項）

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定の実施に関し必要な事項については、市とKF協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに市、KFいずれからも書面による協定解除、又は変更の申出がないときは、本協定は同一の条件で有効期限を1年間延長するものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、市、KF記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年4月19日

住所 木更津市富士見一丁目2番1号
氏名 木更津市
木更津市長 渡 辺 芳 邦

住所 木更津市矢那2503
氏名 株式会社KURKKU FIELDS
代表取締役 江 良 慶 介

3 1 災害時における電動車両等の支援に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）、HW ELECTRO株式会社（以下「乙」という。）とは、木更津市域に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して被災者並びに避難者の救援活動を円滑に行うため、災害時における電動車両等の支援に関し次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に甲、乙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く知らしめ、甲、乙が共に理解醸成に努めるものとする。

（電動車両等の種類）

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- （1）電気自動車
- （2）前一号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第3条 甲は、災害時における応急対策のため、乙が保有する電動車両等（第2条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合は、電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた乙は、乙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

- 2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、乙に対し、電動車両等の貸与について要請書（別記第1号様式）により要請するものとする。
- 3 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、乙が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。

（電動車両等の引渡し等）

第4条 乙は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

- 2 乙は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書（様式2号）を提出するものとする。

（貸与期間）

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（電動車両等の返却）

第6条 乙が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（費用負担）

第7条 貸与期間中の電動車両等に係る費用（電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう）については、甲

が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲、乙が協議の上、決定するものとする。

(補償)

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

- (1) 事故により、第三者に与えた物的又は人的損害については、その損害の帰責理由がある者が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲、乙が協議の上、その賠償に当たるものとする。
- (2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(保険について)

第9条 乙は、電動車両等の貸与に当たり乙の負担により自賠償保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に要する費用については、乙の負担とする。ただし、甲の故意又は重過失により保険の適用を受けるに至った場合又は適用を受けることができなくなった場合は、免責分も含めて甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第10条 甲、乙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第11条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

- 1 乙が指示する使用の条件を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。
- 2 原則として、甲の地域内で使用する。
- 3 故障又は何らかの原因により電動車両等を使用できなくなったときは、第13条第3項の規定により、乙に速やかに連絡する。

(連絡責任者)

第12条 甲、乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書(様式3)により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両等の情報提供)

第13条 乙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

- 2 甲は、乙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙に提供するものとする。
- 3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙で対応を協議するものとする。

(平時の取組)

第14条 甲、乙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く県民に知らしめ、理解を醸成していくことに努めるものとする。

- 2 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。
- 3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲、乙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2月前までに、甲、乙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙それぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和3年6月24日

甲 千葉県木更津市富士見一丁目2番1号
木更津市
木更津市長 渡辺 芳 邦

乙 東京都江東区青海2丁目7-4 theSOHO639
HW ELECTRO株式会社
代表取締役 蕭 偉 城

3 2 風水雪害、地震その他の災害時における応急活動に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、災害時に甲及び乙が迅速かつ的確に対応し、甲の管理する道路、河川・水路その他の公共土木施設の機能を確保し、又は回復することにより、市民生活の安寧を図ることを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、前条の目的を達成するために必要があると認めたときは、道路、河川・水路等の応急修理、障害物の除去その他の応急活動（以下「応急活動」という。）を乙に要請するものとする。

(協力体制)

第3条 乙は災害時の応急活動を速やかに行うため、あらかじめ区域を設定し、その区域の応急活動を行う者（以下「施工業者」という。）を定めておくこととする。ただし、災害時の状況、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ設定された区域を変更することができるものとする。

(要請手続)

第4条 甲が乙に対してする要請手続は、次の区分に従うものとする。

(1) 連絡可能な時の要請

甲は、通常の連絡方法が可能な時は、電話等により乙に協力要請し、併せて災害箇所、被害状況、工事内容等について連絡するものとする。

(2) 連絡不可能な時の要請

乙又は施工業者は、災害により電話が途絶し甲との連絡が不可能な時は、甲の協力要請を待つことなく、応急活動を行うことができるものとする。

(3) 施工業者は、応急活動を行う時は、概算見積書（別記第1号様式）を提出するものとする。

(4) 甲が乙に対してする要請手続に基づき応急活動を行う場合の契約書の作成については、省略するものとする。

(協力活動)

第5条 施工業者は、現地に派遣された甲の職員の指示に従い応急活動を行うものとする。

2 施工業者は、現地に甲の職員が派遣されていないときは、自らの責任において応急活動を行うものとする。

(報告書の提出)

第6条 乙は、施工業者が応急活動に着手したときは、速やかに災害応急活動着工報告書（別記第2号様式）により、甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは電話等により報告し、事後同報告書を提出するものとする。

2 施工業者は、応急活動終了後災害応急活動完了報告書（別記第3号様式）を、甲に提出するものとする。

(費用の精算)

第7条 施工業者は、応急活動に要した費用を甲に請求することができる。

2 応急活動に要した費用の精算は、千葉県積算基準等を準用し、甲と施工業者が協議のうえ決定するものとする。

(協定の期間及び更新)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲又は乙がそれぞれ相手方に文書をもって協定を終了させる意思表示しないときは、そのまま自動的に更新されたものとする。

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年4月16日

甲 木更津市潮見一丁目1番地
木更津市
木更津市長 渡辺 芳邦

乙 木更津市潮見三丁目13番S号
木更津市建設業協同組合
理事長 水越 実

以下省略

3 3 風水雪害、地震その他の災害時における応急活動に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）と木更津電業会（以下「乙」という。）とは、風水雪害、地震その他の災害が発生し、また発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の応急活動について、次のとおり協定を締結するものとする。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲及び乙が迅速かつ的確に対応し、甲の管理する道路、河川・水路その他の公共土木施設の電気設備、電気器具又は配線（以下「公共土木施設の電気設備」という。）の機能を確保し、又は回復することにより、市民生活の安寧を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するために必要があると認めたときは、道路、河川・水路等の公共土木施設の電気設備の修理、その他の応急活動（以下「応急活動」という。）を乙に要請するものとする。

（協力体制）

第3条 乙は災害時の応急活動を速やかに行うため、あらかじめ区域を設置し、その区域の応急活動を行う者（以下「施工業者」という。）を定めておくこととする。ただし、災害時の状況、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ設定された区域及び場所を変更することができるものとする。

（要請手続）

第4条 甲が乙に対してする要請手続は、次の区分に従うものとする。

（1）連絡可能な時の要請

甲は、通常の連絡方法が可能な時は、電話等により乙に協力要請し、併せて災害箇所、被害状況、工事内容等について連絡するものとする。

（2）連絡不可能な時の要請

乙又は施工業者は、災害により電話が途絶し甲との連絡が不可能な時は、甲の協力要請を待つことなく、応急活動を行うことができるものとする。

（3）施工業者は、応急活動を行う時は、災害応急活動概算見積書（別記第1号様式）を提出するものとする。

（4）甲が乙に対してする要請手続に基づき応急活動を行う場合の契約書の作成については、省略するものとする。

（協力活動）

第5条 施工業者は、現地に派遣された甲の職員の指示に従い応急活動を行うものとする。

2 施工業者は、現地に甲の職員が派遣されていないときは、自らの責任において応急活動を行うものとする。

（報告書の提出）

第6条 乙は、施工業者が応急活動に着手したときは、速やかに災害応急活動着工報告書（別記第2号様式）により、甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは電話等により報告し、事後同報告書を提出するものとする。

2 施工業者は、応急活動終了後、災害応急活動完了報告書（別記第3号様式）を、甲に提出するものとする。

（費用の精算）

第7条 施工業者は、応急活動に要した費用を甲に請求することができる。

2 応急活動に要した費用の精算は、千葉県積算基準等を準用し、甲と施工業者が協議の上決定するものとする。

（協定の期間及び更新）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲又は乙がそれぞれ相手方に文書をもって協定を終了させる意思を表示しないときは、そのまま自動的に更新されたものとする。

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年 月 日

甲 木更津市富士見一丁目2番1号
木更津市
木更津市長 渡辺 芳 邦

乙

3 4 風水雪害、地震その他の災害時における応急活動に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）と木更津市測量調査設計協同組合（以下「乙」という。）とは、風水雪害、地震その他の災害が発生し、また発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の応急活動について、次のとおり協定を締結するものとする。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲及び乙が迅速かつ的確に対応し、甲の管理する道路、河川・水路その他の公共土木施設の機能を確保し、又は回復することにより、市民生活の安寧を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するために必要があると認めたときは、道路、河川・水路等の応急修理、障害物の除去その他の応急活動（以下「応急活動」という。）を乙に要請するものとする。

（協力体制）

第3条 乙は災害時の応急活動を速やかに行うため、あらかじめ区域を設置し、その区域の応急活動を行う者（以下「施工業者」という。）を定めておくこととする。ただし、災害時の状況、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ設定された区域及び場所を変更することができるものとする。

（要請手続）

第4条 甲が乙に対してする要請手続は、次の区分に従うものとする。

（1）連絡可能な時の要請

甲は、通常の連絡方法が可能な時は、電話等により乙に協力要請し、併せて災害箇所、被害状況、工事内容等について連絡するものとする。

（2）連絡不可能な時の要請

乙又は施工業者は、災害により電話が途絶し甲との連絡が不可能な時は、甲の協力要請を待つことなく、応急活動を行うことができるものとする。

（3）施工業者は、応急活動を行う時は、概算見積書（別記第1号様式）を提出するものとする。

（4）甲が乙に対してする要請手続に基づき応急活動を行う場合の契約書の作成については、省略するものとする。

（協力活動）

第5条 施工業者は、現地に派遣された甲の職員の指示に従い応急活動を行うものとする。

2 施工業者は、現地に甲の職員が派遣されていないときは、自らの責任において応急活動を行うものとする。

（報告書の提出）

第6条 乙は、施工業者が応急活動に着手したときは、速やかに災害応急活動着工報告書（別記第2号様式）により、甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは電話等により報告し、事後同報告書を提出するものとする。

2 施工業者は、応急活動終了後、災害応急活動完了報告書（別記第3号様式）を、甲に提出するものとする。

（費用の精算）

第7条 施工業者は、応急活動に要した費用を甲に請求することができる。

2 応急活動に要した費用の精算は、千葉県積算基準等を準用し、甲と施工業者が協議の上決定するものとする。

（協定の期間及び更新）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲又は乙がそれぞれ相手方に文書をもって協定を終了させる意思を表示しないときは、そのまま自動的に更新されたものとする。

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年 月 日

甲 木更津市富士見一丁目2番1号
木更津市
木更津市長 渡辺 芳 邦

乙

３５ 災害時における石油類燃料の供給に関する協定

木更津市（以下「市」という。）と千葉県石油商業協同組合木更津支部（以下「組合支部」という。）とは、木更津市域に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して被災者並びに避難者の救援活動を円滑に行うため、石油類燃料の供給について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、災害時に、速やかに石油類燃料の供給を確保することにより、迅速な応急対策を実施し、もって市民生活の安定を図ることを目的とする。

（協力事項）

第２条 組合支部は、市の実施する応急対策に必要な石油類燃料の供給について協力するものとする。

（協力の要請）

第３条 市は、第１条の目的を達成するため石油類燃料の供給を受けようとするときは、石油類燃料の供給等要請書（別記第１号様式）により、組合支部会員の協力を要請するものとする。

（供給の実施）

第４条 組合支部会員は、前条の規定による要請を受けたときは、市に対し、可能な範囲で優先的に石油類燃料の供給を行うものとする。

（石油類燃料の引渡し）

第５条 市は、組合支部会員の指定する場所で石油類燃料の引渡しを受けるものとする。ただし、組合支部会員の指定する場所での引渡しが著しく困難な場合、組合支部会員はその運搬に協力するものとする。

（報告手続）

第６条 組合支部会員は、第３条の規定による要請を受けて協力を行った場合には、救援実施報告書（別記第２号様式）により、市に報告するものとする。

（経費の負担）

第７条 市の要請に基づき組合支部会員が供給する石油類燃料の代金及び第５条ただし書きの規定により組合支部会員が行ったときに要する運搬経費の負担は、市と組合支部会員が協議のうえ決定する。

（供給価格の決定）

第８条 市の要請に基づき組合支部会員が供給する石油類燃料の価格は、要請の直前における石油製品の市場価格を基準とし、市と組合支部会員が協議のうえ決定する。また、組合支部会員が石油類燃料の運搬を行ったときに要する経費は、市と組合支部会員が協議のうえ決定する。

（輸送車両の優先通行）

第９条 市は、災害時に組合支部会員が石油類燃料を輸送する車両について、災害対策基本法第７６条第１項の規定による緊急通行車両として通行できるよう、緊急通行車両等事前届出済証の交付に必要な手続を行うものとする。

（営業再開への協力）

第１０条 市は、災害時において市民等への石油類燃料の供給を安定させるため、組合支部会員が給油所施設等の安全を確認したうえで営業を再開するときは、これに協力するよう努めるものとする。

（供給体制の構築）

第１１条 市は、災害時に組合支部会員が石油類燃料の供給能力を十分に発揮できるよう、内閣が閣議決定する「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に留意するものとする。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに市、組合支部いずれからも協定解除、又は変更の申出がないときは、本協定は同一の条件で有効期限を1年間延長する。

(協議)

第13条 市と組合支部は、この協定を円滑に実施するため、災害時における連絡先及び連絡方法など必要な事項をあらかじめ協議のうえ定めるものとする。また、定期的な協議を行うものとする。

2 この協定に関し、疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、市と組合支部が協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、市、組合支部それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

令和3年5月26日

住所 木更津市富士見一丁目2番1号

氏名 木更津市
木更津市長 渡辺 芳 邦

住所 君津市人見1040番地1

氏名 千葉県石油商業協同組合 木更津支部
支部長 谷 田 民 一

36 電気自動車を活用したまちづくり連携協定書

木更津市（以下「甲」という。）、日産自動車株式会社（以下「乙」という。）、千葉日産自動車株式会社、日産プリンス千葉販売株式会社、及び株式会社日産サテリオ千葉（以下「丙」という。）並びにハナダ電気技術工業（以下「丁」という。）は、甲が目指す「木更津 SDGs 推進モデル ORGANIC CITY PROJECT」の実現並びに乙及び丙が目指す持続可能な社会の実現に向けた「ゼロ・エミッション」、「ゼロ・フェイタリティ」の取組において相互に連携し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、電気自動車の普及を促進することにより、温室効果ガスの削減、災害対策の強化及びエネルギーの地産地消等の地域課題の解決に取り組むことを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携するものとする。

- (1) 環境対策に関すること。
- (2) 防災・災害対策に関すること。
- (3) 地域活性化に関すること。

2 甲、乙、丙及び丁は、前項に掲げる連携事項を効果的に実施するため、具体的な取組の実施に関し、別途覚書を取り交わすものとする。

3 甲、乙、丙及び丁は、連携した取組によって得られた成果を発信する。ただし、プレスリリースその他の対外発表を行う場合においては、あらかじめ相互に合意を得るものとする。

（法的義務等）

第3条 本協定は、甲、乙、丙及び丁が前条第1項に掲げる連携事項を確認することを目的とし、同項に掲げる連携事項の全部又は一部の実施に関して、相互に何らの法的義務を負わせるものではない。

2 甲、乙、丙及び丁は、本協定に基づく連携により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ本協定の当事者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（協定期間及び更新）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1月前までに、甲、乙、丙及び丁のいずれも本協定を終了又は変更する意思表示を行わないときは、本協定の期間を更に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈について疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び丁が協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書6通を作成し、甲、乙、丙及び丁が署名の上、各自1通を保有する。

令和2年6月5日

甲 千葉県木更津市富士見一丁目2番1号
木更津市
市長

乙 神奈川県横浜市西区高島一丁目1番1号
日産自動車株式会社
常務執行役員

丙 千葉県千葉市中央区都町三丁目2番2号
千葉日産自動車株式会社
取締役社長 最高執行責任者

千葉県千葉市中央区都町三丁目2番2号
日産プリンス千葉販売株式会社
取締役社長

千葉県千葉市美浜区稲毛海岸二丁目1番21号
株式会社日産サテリオ千葉
取締役社長

丁 千葉県木更津市八幡台三丁目18番10号
ハナダ電気技術工業
代表

3 7 災害時における燃料等の供給に関する協定書

木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市（以下「甲」という。）と(社)千葉県エルピーガス協会木更津支部（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 項に規定する災害が甲の地域内に発生し、応急措置のため緊急に燃料等が必要になった場合の供給について、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第 1 条 この協定は、災害が発生した場合に、速やかに燃料等の供給を確保することにより迅速な応急対策を実施し、もって市民生活の安定を図ることを目的とする。

（燃料等の種類）

第 2 条 燃料等の種類は、L P ガス・器具及び付帯工事とする。ただし、その他緊急に必要なものについても、乙は支障のない範囲で要請に応じるものとする。

（協力の要請）

第 3 条 甲は、第 1 条の目的を達成するため燃料等の供給を受けようとするときは、緊急物資要請書（別記様式 1）により、乙の協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は、乙の会員に直接協力を要請できるものとする。

（供給の実施）

第 4 条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、甲に対し、可能な範囲で優先的に燃料等の供給を行うものとする。

（燃料等の引渡し）

第 5 条 乙は、甲の指定する場所で燃料等の引渡しをするものとする。ただし、甲の指定する場所での引渡しが著しく困難な場合、甲はその運搬に協力するものとする。

（供給価格の決定）

第 6 条 甲の要請に基づき乙が供給する燃料等の価格は、災害の発生する直前の単価契約を基準として乙が統一価格を設定し、甲乙協議のうえ決定する。また、乙が燃料等の運搬を行ったときに要する経費は、甲乙協議のうえ決定する。

（輸送車両の誘導）

第 7 条 甲は、災害時に乙が燃料等を輸送する車両について、誘導できるよう配慮するものとする。

（費用の精算）

第 8 条 供給した燃料等の費用は、乙が取りまとめたうえ、甲に請求（別記様式 2）するものとする。

（協定の有効期間）

第 9 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了の 1 か月前までに甲乙いずれからも意思表示がないときは、さらに 1 年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

（協 議）

第 10 条 甲乙は、この協定を円滑に実施するため、災害時における連絡先及び連絡方法など必要な事項をあらかじめ協議のうえ定めるものとする。

2 この協定に関し、疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 5 通を作成し、各本協定当事者記名押印のうえ各自 1 通を保有するものとする。

平成 15 年 12 月 1 日

甲 木更津市潮見 1 丁目 1 番地
木更津市
木更津市長 水 越 勇 雄

君津市久保 2 丁目 13 番 1 号
君津市
君津市長 三 浦 公 明

富津市下飯野 2443 番地

富津市

富津市長 白 井 貫

袖ヶ浦市坂戸市場 1 番地 1

袖ヶ浦市

袖ヶ浦市長 小 泉 義 弥

乙 木更津市潮浜 2 丁目 6 番地 7

社団法人 千葉県エルピーガス協会

木更津支部長 池 田 岩 夫

以下省略

38 災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定

木更津市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社木更津支社（以下「乙」という。）は、木更津市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、広範囲の長時間停電が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「大規模停電等」という。）の早期復旧および事前対応についての甲及び乙における相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

なお、甲乙間で平成20年6月5日付け締結の「木更津市防災行政無線の活用に関する協定書」は、この協定締結をもって失効するものとする。

（目的）

第1条 本協定は、災害時等の大規模停電等において、住民生活の安定を図るため、甲及び乙が連携して停電復旧等の活動に取り組むことを目的とする。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時等の大規模停電等の場合は、停電復旧作業の連携等のための連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、双方の連絡先を定め、定期的に確認する。

（相互協力の範囲）

第3条 甲及び乙は、早期の停電復旧のために必要と認められるときは、それぞれが持つ資機材・施設・用地・人材等の資源提供を要請することができる。

2 甲及び乙が要請する主な内容を次の各号に定める。

（1） 乙から甲への主な要請

- ① 甲が保有する土地や施設について、乙が行う復旧作業拠点としての使用要請
- ② 甲が保有する広報手段による停電情報の発信

（2） 甲から乙への主な要請

乙が保有する広報車による広報活動の要請

（停電情報及び道路・河川等の状況の情報共有）

第4条 乙は、大規模停電等の場合は、速やかに甲へ報告するとともに、早期の停電復旧に努める。

2 甲は、木更津市内において道路・河川等の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、乙へ報告するとともに、早期の復旧に努める。

3 甲及び乙は、それぞれの復旧の進捗状況について、適時双方へ報告する。

4 甲は、木更津市内において停電の発生情報を取得した場合は、速やかに乙へ情報を提供する。

5 乙は、木更津市内において道路・河川等の被害情報を取得した場合は、速やかに甲へ情報を提供する。

6 甲及び乙が共有する主な情報を次の各号に定める。

（1） 乙が甲に提供する情報

- ① 停電発生時間、停電地域、停電軒数、停電の原因、停電復旧作業の状況及び見込み
- ② 知り得た道路・河川等の被害及び樹木倒壊の状況
- ③ プレスリリースの内容

（2） 甲が乙に提供する情報

- ① 知り得た道路・河川等の被害及び樹木倒壊の状況、住民から提供された停電情報
- ② 道路啓開、樹木・土砂等の除去状況
- ③ 住民が避難している地域、甲が開設している避難場所等

（重要施設の優先復旧）

第5条 木更津市内の停電復旧を優先すべき重要施設は、次のとおりとし、甲は、優先すべき施設リストを乙に提供する。

- ・生命の危険に直結する医療施設や福祉施設等
- ・指定避難所として開設されている施設
- ・災害対応の中核機能となる甲の災害対策本部が存在する施設
- ・上下水道施設などライフライン施設

2 乙は、停電復旧計画の策定にあたっては、前項に掲げる重要施設の優先復旧について十分に配慮しなければならない。ただし、前項の施設リストに沿った停電復旧が困難な場合は、双方で調整を図る。

(広報活動)

第6条 乙は、木更津市内において停電が発生した場合は、乙が実施可能な広報手段にて情報発信を行うとともに、乙のホームページ等への停電情報の掲載を行う。

2 乙は、前項の規定による広報手段のみでは、住民に対して十分な周知ができないと認められるときは、甲に対して停電情報の発信を要請することができる。

3 甲は、前項の規定に基づき乙から要請を受けた場合には、甲が実施可能な広報手段にて情報発信を行う。

(覚書の締結)

第7条 甲及び乙は、本協定書に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項、相互利用する施設等について、別に覚書等に定める。

(秘密の保持)

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は、漏えいしてはならない。

2 本協定の締結事実を自己または他人を利するための手段として利用してはならない。

(協定期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、本協定は、期間満了日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(定めのない事項等)

第10条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年5月22日

木更津市富士見1丁目2番1号
甲 木更津市
木更津市長 渡辺 芳邦

木更津市貝渕3丁目13番40号
乙 東京電力パワーグリッド株式会社
木更津支社長 飯尾 真

39 災害時における市有施設の応急措置及び応急仮設住宅の建設に関する協定

木更津市において、大規模な災害が発生した場合に災害拠点として使用する市有施設（以下「市有施設」という。）の応急処置及び被災者が一時的に居住する応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設を実施するため、木更津市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、木更津市地域防災計画に基づき、市有施設の応急処置及び住宅の建設についての協力を求める
ときの手続きを定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定における住宅とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号に規定する住宅を
いう。

（要請の手続き）

第3条 甲は、市有施設の応急処置及び住宅の建設の要請にあたっては、建築場所、規模、着工期日その他必要と認
める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。この場合、
甲は後に前記文書をもって乙に連絡するものとする。

（協力）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けた場合は、市有施設の応急処置及び住宅の建設が速やかに実施されるよう甲
に協力するものとする。

（費用の精算）

第5条 前条の市有施設の応急処置及び住宅の建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 市有施設の応急処置及び住宅の建設に要した費用の精算は、千葉県積算基準を準用し、甲と乙が協議のうえ決定
するものとする。

（報告）

第6条 乙は、市有施設の応急処置及び住宅の建設について協力できる建設能力等の状況について、災害協力体制申
出書（別記第1号様式）を協定締結後速やかに、甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は乙に
対して、随時報告を求めることができる。

（窓口）

第7条 この協定の業務に関する甲の窓口は、木更津市営繕担当部署とする。

（協議）

第8条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

（協定の期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙 が文書をもって協定の
終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 木更津市潮見一丁目1番地
木更津市
木更津市長 水越 勇雄

乙

40 災害時の相互協力に関する協定書

木更津市（以下「市」という。）と株式会社NTTドコモ（以下「ドコモ」という。）は、次のとおり災害時の相互協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、市及びドコモが相互に協力して市民生活の安定を図るため、通信手段の確保等に関し必要事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 市及びドコモは、木更津市域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合及び市が被災した他市区町村への応援を要請された場合において、相互に協力を要請することができる。

（要請手続）

第3条 市及びドコモは、相手方に前条の規定による要請を行う場合、文書をもって行う。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法をもって要請し、後日書面を提出するものとする。

（相互協力事項）

第4条 ドコモは、第2条の規定による要請を受けたときは、次に掲げる事項について、協力するものとする。なお、ドコモは、災害を考慮し、市と協議の上、災害対策基本法におけるドコモの指定公共機関としての活動に支障のない範囲で協力事項の詳細を決定できるものとする。

- (1) 指定避難所等への無料充電及びWi-Fiサービスの提供
- (2) 携帯電話等の貸与
- (3) 前2号に付随する支援

2 市は、前項の協力の伴い必要となる協力を行うものとする。

（敷地の利用）

第5条 市は、第2条に掲げる要請を受けたときは、携帯電話サービスの維持又は復旧のために必要となる敷地（移動基地局車、可搬型無線装置、ヘリコプターの離発着等で利用する場所）の利用について、協力するものとする。

（情報共有）

第6条 市及びドコモは、平時及び災害時において、相互協力に必要な防災・災害情報等を共有することができるものとする。

（災害対策における相互連携）

第7条 市及びドコモは、災害時における取組の円滑な実施を目的に、次に掲げる事項について相互に連携し取り組むこととする。

- (1) 市の防災訓練への参加等
- (2) 市の災害に関する計画及び各種マニュアルの策定等の支援
- (3) 市の災害対策本部と避難所等との連絡手段の検討
- (4) 市民等への情報伝達手段の検討
- (5) 前各号に付随する事項及びその他本協定の協力内容に関連する事項

2 市及びドコモは、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うことができる。

3 ドコモは、連携事項の一部を、市との協議の上、ドコモの関係会社（別紙）に実施させることができる。その場合、各当事者の責任の範囲その他の必要な事項については、別途書面により定めるものとする。

（車両の通行）

第8条 市は、ドコモが使用する車両を緊急通行車両として通行できるよう協力するものとする。

(災害対応活動に対するスペースおよび海上輸送手段の確保)

第9条 市は、ドコモが災害復旧活動を実施するために資機材設置の用地（以下「災害復旧用オープンスペース」という。）および海上輸送手段の確保と使用（木更津市とセントラル株式会社の協定「災害時等における船舶の使用等に関する協定書」に基づく。）に協力するものとする。

また、災害復旧用オープンスペースとして使用する用地の候補地は、次のとおりとする。

候補地：木更津市潮見一丁目

(連絡責任者等の報告)

第10条 市及びドコモは、本協定に基づく相互協力を円滑に行うため、市、ドコモ双方の連絡先及び連絡責任者等を別途定めるものとし、内容に変更が生じた場合は、速やかに、相手方に報告するものとする。

(費用負担)

第11条 第4条第1項第1号及び第9条に掲げる協力にドコモが要する経費は、原則としてドコモが負担し、第4条第1項第2号及び第3号に掲げる協力並びに第7条に掲げる取組に要する経費の負担については、市とドコモの協議により決定するものとする。

(秘密の保持)

第12条 市及びドコモは、本協定に関して知り得た情報は、相手方の事前の承諾なしに漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。

(協議事項)

第13条 本協定に定めのない事項又は本協定の実施に関し必要な事項については、市とドコモ協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに市、ドコモいずれからも書面による協定解除、又は変更の申出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に1年間更新されるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、市、ドコモ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年9月10日

木更津市富士見一丁目2番1号

木更津市

木更津市長 渡 辺 芳 邦

千葉市中央区新町1000番地

株式会社NTTドコモ

千葉支店長 平 松 孝 朗

別紙

ドコモの関連会社一覧

会社名	所在地
株式会社ドコモCS	東京都港区赤坂一丁目8番1号
日本コムシス株式会社	東京都品川区東五反田二丁目17番1号
株式会社協和エクシオ	東京都渋谷区渋谷三丁目29番20号
株式会社ミライト	東京都江東区豊洲五丁目6番36号

4 1 災害発生時におけるボランティア活動等に関する協定書

木更津市（以下「市」という。）と災害ボランティア 愛・知・人(ai-chi-jin)（代表理事 赤池博美。以下「愛知人」という。）は、次のとおり災害時のボランティア活動等に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、市及び愛知人が相互に協力して市民生活の安定を図るため、必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 市及び愛知人は、木更津市域で災害が発生した場合、相互に協力を要請することができる。

（要請手続）

第3条 市及び愛知人は、相手方に前条の規定による要請を行う場合、文書をもって行う。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法をもって要請し、後日書面を提出するものとする。

（相互協力事項）

第4条 愛知人は、第2条の規定による要請を受けたときは、次に掲げる事項について、協力するものとする。ただし、他の優先義務が発生した場合及び愛知人が被災した場合などは、この限りではない。

- (1) 被災家屋の応急復旧、応急処置
- (2) 被災地域の清掃作業、消毒作業及び災害廃棄物の撤去作業
- (3) 被災地域での炊き出し
- (4) 被災者の心身をケアするイベントの開催
- (5) 被災地域での無人航空機による家屋等の被災状況調査
- (6) その他必要と認められる事項

2 市は、前項の協力（以下「ボランティア活動」という。）に伴い必要となる協力を、次のとおり行うものとする。

- (1) 被災地の情報及びボランティア活動に必要な情報の提供
- (2) ボランティア活動に係る広報
- (3) ボランティア活動に必要な資器材の貸与及び消耗品（ブルーシート等）の提供
- (4) ボランティア活動に必要な市所有地及び施設の利用許可（車両待機、資器材の保管等）
- (5) ボランティア活動従事者の宿泊場所の提供
- (6) その他必要と認められる事項

（車両の通行）

第5条 市は、前条第2項に定めるほか、愛知人が使用する車両を緊急通行車両として通行できるよう協力するものとする。

（情報共有）

第6条 第4条第2項第1号に係る情報のほか、市及び愛知人は、相互協力に必要な災害情報等を共有するものとする。

（連絡責任者等の報告）

第7条 市及び愛知人は、本協定に基づく相互協力を円滑に行うため、市、愛知人双方の連絡先及び連絡責任者等を別途定めるものとし、内容に変更が生じた場合は、速やかに、相手方に報告するものとする。

（費用負担）

第8条 ボランティア活動に係る費用の負担については、市と愛知人の協議により決定するものとする。ただし、次に掲げる費用については、市が負担するものとする。

- (1) ボランティア活動で使用した消耗品に係る費用（事前に協議をしたものに限る。）
- (2) ボランティア活動で使用した車両及び重機に係る燃料費（愛知人の拠点と本市の往復に係る燃料費及び高速道

路通行料金を含む。)及び賃借料

(秘密の保持)

第9条 市及び愛知人は、本協定に関して知り得た情報は、相手方の事前の承諾なしに漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。

(協議事項)

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定の実施に関し必要な事項については、市と愛知人協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに市、愛知人いずれからも書面による協定解除、又は変更の申出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に1年間更新されるものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、市、愛知人記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年6月21日

住所 木更津市富士見一丁目2番1号
氏名 木更津市
木更津市長 渡 辺 芳 邦

住所 愛知県春日井市上条町5-100
栄林ハイツ第二 102
氏名 災害ボランティア 愛・知・人(ai-chi-jin)
代表理事 赤 池 博 美

4 2 災害時における応急対策の協力に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）と千葉土建一般労働組合かずさ支部（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、木更津市域に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の応急対策の実施について必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、応急対策を実施する必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請するものとする。

2 前項の規定による要請（以下「協力要請」という。）は、「応急対策協力要請書」（別記様式1）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

3 乙は、協力要請を受けたときは、応急対策に必要な人員、資機材等を出動させ、甲の指示に従い応急対策を実施するものとする。

（応急対策の内容）

第3条 協力要請する応急対策は、次に掲げる業務とする。

- （1）避難所等の公共施設の応急補修
- （2）その他、甲が必要と認める業務

（協力体制の整備）

第4条 乙は、協力要請を受けた場合において、速やかに応急対策を実施できるよう、常に乙の組合員の出動体制及び被害状況に応じた資器材の供給体制について、整備するものとする。

（適用範囲）

第5条 本協定の適用範囲は、甲乙協議のうえ決定するものとし、かつ、乙の指揮・管理された者の業務のみとする。

（報告）

第6条 乙は、協力要請に基づく応急対策を完了したときは、「応急対策完了報告書」（別記様式2）を、遅滞なく甲に提出するものとする。

（費用負担）

第7条 協力要請に基づき乙が実施した応急対策に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用の額及び支払方法等については、千葉県積算基準及び木更津市財務規則等に基づき、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（損害補償）

第8条 協力要請に基づき応急対策に従事した者が死亡又は負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の本人又はその遺族若しくは被扶養者に対する損害の補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）を適用する。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに、甲、乙、いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第10条 この協定に定めがない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年11月17日

甲 住所 木更津市富士見一丁目2番1号

氏名 木更津市

木更津市長

乙 住所 君津市杣師3-2-5

氏名 千葉土建一般労働組合かずさ支部

執行委員長

4 3 災害時等における船舶の使用等に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）とセントラル株式会社（以下「乙」という。）は次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、木更津市域における「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する災害及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に規定する被害（以下「災害等」という。）」に関する活動のため、船舶の使用等の必要が生じた場合、その活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、木更津市域に災害等が発生した場合、乙に対し、乙所有の船舶の使用等について協力を要請することができる。

2 前項の要請については、船舶等使用要請書（別記第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する時は、電話又はその他の方法により要請できるものとし、事後速やかに当該要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条に規定する要請を受けた時は、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、他の業務に優先して要請事項について、甲の指示に基づき、協力の実施を行うものとする。

（費用負担）

第4条 甲は、乙が前条の規定により実施した活動等に要した費用については、乙の請求に基づき、その代金を支払うものとする。

2 前条の費用については、適正価格とし、甲乙協議し定めるものとする。

（連絡責任者等）

第5条 災害等の要請に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者名簿（別記第2号様式）を作成し、甲乙各自保有するものとする。

2 乙は、連絡責任者名簿に変更が生じた場合は、改正した名簿を甲に速やかに提出するものとする。

（協定書の有効期間）

第6条 この協定は、平成18年11月13日から効力を有するものとし、甲乙協議のうえ特別に定めた場合を除き、その効力を持続するものとする。

（協 議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義を生じた時は、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成18年11月13日

甲 木更津市潮見1丁目1番地
木更津市
木更津市長 水 越 勇 雄

乙 木更津市富士見3丁目1番22号
セントラル株式会社
代表取締役 元 吉 和 江

以下省略

4 4 災害発生時における地域支援のための人員及び車両等の提供に関する協定

木更津市（以下「甲」という。）と株式会社ジェイコム千葉 木更津局（以下「乙」という。）は、災害発生時における人員及び車両等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、木更津市に「木更津市地域防災計画」が扱う対象とする地震、津波、風水害又は大規模事故災害等が発生した場合において、甲が行う災害対策に対し、乙が提供する協力内容等について明示することを目的とする。

（協力事項）

第2条 乙の協力は、次の各号に掲げる事項について、甲に対し協力することができる。

- (1) 乙の社員及び関係者による人的支援
- (2) 乙の保有する車両及び物資等の提供
- (3) その他甲又は乙が必要と認めた事項

（協力要請の手続き）

第3条

甲は、前条の規定による協力要請又は乙からの協力申し出を受け、前条の規定による協力要請を行う際は、原則として、第10条に規定する連絡担当者を通じ、別に定める「協力要請書」により要請を行うものとする。

ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話又は電信などにより、連絡担当者以外の者も要請できるものとし、その後速やかに「協力要請書」を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けた場合は、法令その他特別に定めがある場合、その他特別な事情がある場合を除くほか、これに応じ協力するよう努めるものとする。

2 乙は、前条の規定により協力を実施した場合は、原則として、第10条に規定する連絡担当者を通じ、「協力実施報告書」により速やかに甲に報告するものとする。

ただし、報告書による報告が困難な場合には、口頭、電話又は電信などにより、連絡担当者以外の者も報告できるものとし、その後速やかに「協力実施報告書」を提出するものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定書に規定する業務の遂行にあたり知りえた相手方の事業上・技術上の事項について、第三者に開示してはならない。ただし、甲・乙協議のうえ、災害対応において開示する必要があると認める事項はこの限りではない。

（経費の負担）

第6条 本協定に基づく要請により生じた経費については、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、原則として乙の負担とする。

（服務）

第7条 甲の要請に基づき活動する乙の社員の服務その他の取り扱いは、乙の定めによるものとする。

（災害補償）

第8条 本協定に基づき支援業務に従事した者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

（車両保険の取り扱い）

第9条 乙は乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、これらの保険適用を受けるに際しかかる費用については、全て乙の負担とする。

（連絡担当者）

第10条 甲及び乙は、本協定の実施に必要な甲乙双方の連絡先及び担当者等を別途定めるものとし、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（平常時の活動）

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく相互協力の円滑な実施を図るため、平常時も、次に掲げる事項について相互に協力等を行うものとする。

- (1) 防災に関する計画等必要な情報の交換
- (2) 甲の行う防災訓練等への参加

(3) 「協力体制に関する報告書」に基づく、乙が協力可能な人員体制及び車両等の数量に関する、甲への情報提供

(4) その他災害時に協力が必要な事項
(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、締結日から令和2年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1箇月前までに、甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。(その他)

第13条 本協定に定めのない事項又は本協定の実施について疑義が生じた場合は、甲乙両者が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 元年 7月 16日

甲 木更津市富士見1-2-1 木更津市
木更津市長 渡辺 芳 邦

乙 千葉県木更津市大和2-7-15 株式会社
ジェイコム千葉 木更津局局长 浜 端 基 次

4 5 災害発生時における地域支援のための人員及び車両等の提供に関する協定

木更津市（以下「甲」という。）とポルシェジャパン株式会社（以下「乙」という。）は、災害発生時における人員及び車両等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、又は発生するおそれがある場合における甲が行う災害対策に対し、乙が提供する協力内容等について明示することを目的とする。

（協力事項）

第2条 乙の協力は、次の各号に掲げる事項について、甲に対し協力することができる。

- (1) 乙の社員及び関係者による人的支援
- (2) 乙の保有する車両及び物資等の提供
- (3) その他甲又は乙が必要と認めた事項

（協力要請の手続き）

第3条 甲は、前条の規定による協力要請又は乙からの協力申し出を受け、前条の規定による協力要請を行う際は、原則として、第10条に規定する連絡担当者を通じ、別に定める「協力要請書」により要請を行うものとする。

ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話又は電信などにより、連絡担当者以外の者も要請できるものとし、その後速やかに「協力要請書」を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けた場合は、法令その他特別に定めがある場合、その他特別な事情がある場合を除くほか、これに応じ協力するよう努めるものとする。

2 乙は、前条の規定により協力を実施した場合は、原則として、第10条に規定する連絡担当者を通じ、「協力実施報告書」により速やかに甲に報告するものとする。

ただし、報告書による報告が困難な場合には、口頭、電話又は電信などにより、連絡担当者以外の者も報告できるものとし、その後速やかに「協力実施報告書」を提出するものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定書に規定する業務の遂行にあたり知りえた相手方の事業上・技術上の事項について、第三者に開示してはならない。ただし、甲・乙協議のうえ、災害対応において開示する必要があると認める事項はこの限りではない。

（経費の負担）

第6条 本協定に基づき要請により生じた経費については、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、原則として乙の負担とする。

（服務）

第7条 甲の要請に基づき活動する乙の社員の服務その他の取り扱いは、乙の定めによるものとする。

（災害補償）

第8条 本協定に基づき支援業務に従事した者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

（車両保険の取り扱い）

第9条 乙は乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、これらの保険適用を受ける際にかかる費用については、全て乙の負担とする。

(連絡担当者)

第10条 甲及び乙は、本協定の実施に必要な甲乙双方の連絡先及び担当者等を別途定めるものとし、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(平常時の活動)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく相互協力の円滑な実施を図るため、平常時も、次に掲げる事項について相互に協力等を行うものとする。

- (1) 防災に関する計画等必要な情報の交換
- (2) 甲の行う防災訓練等への参加
- (3) 「協力体制に関する報告書」に基づく、乙が協力可能な人員体制及び車両等の数量に関する、甲への情報提供
- (4) その他災害時に協力が必要な事項

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、締結日から令和4年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1箇月前までに、甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第13条 本協定に定めのない事項又は本協定の実施について疑義が生じた場合は、甲乙両者が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年9月30日

甲 木更津市富士見一丁目2番1号
木更津市
木更津市長 渡 辺 芳 邦

乙 東京都港区虎ノ門一丁目23番1号
虎ノ門ヒルズ森タワー29階
ボルシェジャパン株式会社
代表取締役社長 ミハエル・キルシュ

4 6 災害時等におけるCATVによる災害情報の放送に関する協定書

(趣旨)

第1条 木更津市において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、市民の安全と生活等に必要な情報（以下「災害情報」という。）を提供するため、木更津市（以下「甲」という。）が株式会社ジェイコム千葉木更津局（以下「乙」という。）に放送を行うことを求めることに關し、必要な事項を定めるものとする。

(災害情報等の発信)

第2条 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲の要請に基づき乙の判断により、コミュニティチャンネルの通常の放送を中断、又はテロップ等により災害情報の放送を行う。また、放送時間についても必要に応じて通常の放送を超えて行うものとする。

2 前項の災害情報の放送内容は、甲の把握する情報の範囲内でおおむね次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 火災発生及び延焼の状況
- (2) 市民の避難及び避難所開設に関する状況
- (3) 主に人的・住家に関する被害状況
- (4) ライフラインの状況
- (5) 交通機関の運行状況
- (6) 甲及び市内各防災関係機関の措置状況
- (7) その他市民の安全と生活に必要とされる情報

(連絡責任者)

第3条 この協定の実施に関する連絡を円滑、且つ確実なものとするため、甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定め、相互に届け出るものとする。

(効力)

第4条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成20年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第5条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定を証するため、本協定書2通を作成し、各自その1通を保有するものとする。

平成20年 1月10日

甲 木更津市潮見1丁目1番
木更津市
木更津市長

乙 木更津市大和2丁目7番15号
株式会社ジェイコム千葉木更津局
取締役木更津局長

4 7 災害時における災害情報の放送に関する協定書

(趣旨)

第1条 木更津市において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、市民の安全と生活等に必要な情報（以下「災害情報」という。）を提供するため、木更津市（以下「甲」という。）が、かずさエフエム株式会社（以下「乙」という。）に放送を行うことを求めることに關し、必要な事項を定めるものとする。

(災害情報等の発信)

第2条 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲の要請に基づき乙の判断により、通常のコミュニティ放送を中断する等し、災害情報の放送を行う。また、放送時間についても必要に応じて通常の放送を超えて行うものとする。

2 前項の災害情報の放送内容は、甲の把握する情報の範囲内でおおむね次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 火災発生及び延焼の状況
- (2) 市民の避難及び避難所開設に関する状況
- (3) 主に人的・住家に関する被害状況
- (4) ライフラインの状況
- (5) 交通機関の運行状況
- (6) 甲及び市内各防災関係機関の措置状況
- (7) その他市民の安全と生活に必要とされる情報

(連絡責任者)

第3条 この協定の実施に関する連絡を円滑、且つ確実なものとするため、甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定め、相互に届け出るものとする。

(効力)

第4条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成23年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第5条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定を証するため、本協定書2通を作成し、各自その1通を保有するものとする。

平成22年 4月 1日

甲 木更津市潮見1丁目1番地
木更津市
木更津市長

乙 木更津市富士見1丁目2番1号
かずさエフエム株式会社
代表取締役社長

4 8 防災行政無線等の活用に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）と東京瓦斯株式会社（以下「乙」という。）は、防災行政無線、きさらづ安心・安全メール、及びその他市所有の広報ツール（以下、総称して「防災行政無線等」という。）の利用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、木更津市の区域内において、乙による都市ガス（以下「ガス」という。）の供給に関する何らかの問題が生じ、市民の安全に問題が生じる恐れがある場合（以下「ガスの安全に関わる事象」という。）に、市民に情報を迅速かつ的確に伝達するため、甲が防災行政無線等を用いて情報を発信することについて基本的な事項を定め、もって市民の安全確保と不安の軽減を図ることを目的とする。

（発信の依頼）

第2条 乙は、災害、事故、乙の所有するガス供給設備の故障等により、ガスの安全に関わる事象が発生した場合には、甲乙協議の上別に定めるところにより、防災行政無線等による情報発信を甲に依頼する。（以下「発信の依頼」という。）

（発信の実施）

第3条 甲は、前条の規定に基づく乙からの依頼を受けた場合は、防災行政無線等による情報発信（以下「発信」という。）を行う。ただし、発信が困難となるやむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項に定めるもののほか、発信に関し必要な事項は、甲乙協議の上別に定める。
- 3 甲は、ガスの安全に関わる事象に関し市民に正確な情報を伝え、もって市民の安全を確保するため、乙からの依頼事項に記載された発信内容を正確に発信するよう努めなければならない。
- 4 甲は、乙からの依頼があっても発信が困難となるやむを得ない事情があるときは、直ちにその旨を乙に通知しなければならない。

（連絡責任者）

第4条 甲乙は、発信の依頼および実施に関する連絡を確実かつ円滑に行うことができるように連絡責任者を置くこととする。

- 2 前項の連絡責任者およびその職務は、別紙「防災行政無線等の活用に関する運用要領」（以下「運用要領」という。）に定めるものとする。

（協議）

第5条 この協定書及び運用要領に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

（有効期間）

第6条 本協定書の有効期間は契約締結の日から1年間とする。ただし、契約期間満了日の1か月前までに甲及び乙の一方から書面による別段の意思表示がない場合は、本契約は自動的に1年間延長されるものとし以降も同様とする。

平成27年1月15日

甲 千葉県木更津市潮見1丁目1番地
木更津市
市長 渡辺 芳邦

乙 千葉県千葉市美浜区幸町一丁目6番地8号
東京瓦斯株式会社千葉支社
支社長 東郷 康次郎

49 災害発生時における木更津市と木更津市内郵便局の協力に関する協定

木更津市(以下「甲」という。)と木更津市内郵便局(以下「乙」という。)は、木更津市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定を締結する。

(定義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、木更津市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供

(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)

(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項^(注)

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(注) 避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。

(郵便局)

第3条 乙は、前条の事項を甲に提供するにあたり、別表に掲げる郵便局の協力を得るものとする。

(協力の実施)

第4条 甲及び乙は、第2条の規定により要請を受けた場合は、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第5条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 木更津市 総務部危機管理課長

乙 日本郵便株式会社 木更津郵便局 総務部長

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年12月4日

甲 木更津市富士見一丁目2番1号
木更津市
木更津市長 渡辺芳邦

乙 木更津市中央二丁目6番地15
日本郵便株式会社
木更津郵便局長 中村昌昭

木更津市畑沢三丁目15番地15
日本郵便株式会社
木更津畑沢郵便局長 豊田雅之

木更津市木更津二丁目1番地14
日本郵便株式会社
木更津大和町郵便局長 香々美理一

木更津市真里谷251番地1
日本郵便株式会社
富来田郵便局長 若梅和広

別表(第3条)

木更津大久保郵便局	木更津桜井郵便局
木更津中島郵便局	木更津吾妻郵便局
巖根郵便局	木更津新田郵便局
木更津長須賀郵便局	木更津幸町郵便局
下郡郵便局	木更津真舟郵便局
清川郵便局	木更津清見台郵便局
木更津八幡台郵便局	木更津東太田郵便局
木更津請西郵便局	

50 災害に係る情報発信等に関する協定

木更津市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、木更津市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、木更津市が木更津市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ木更津市の行政機能の低下を軽減させるため、木更津市とヤフーが互いに協力して様々な取組を行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、木更津市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、木更津市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、木更津市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 木更津市が、木更津市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 木更津市が、木更津市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 木更津市が、災害発生時の木更津市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 木更津市が、木更津市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 木更津市が、木更津市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 木更津市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、木更津市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組を随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく木更津市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、木更津市から提供を受ける情報について、木更津市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、木更津市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、木更津市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、木更津市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成31年2月22日

木更津市：千葉県木更津市富士見一丁目2番1号

木更津市

木更津市長 渡 辺 芳 邦

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号

ヤフー株式会社

代表取締役 川 邊 健 太 郎

5 1 災害等における公衆衛生活動に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）と千葉中央葬祭業協同組合（以下「乙」という。）とは、災害等における公衆衛生活動の支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 本協定は、木更津市内で地震、風水害及びその他の災害の発生又は新型インフルエンザ等の感染症が大流行した場合（以下「災害等」という。）において、多数の死者及び被災者等が発生した際の迅速かつ円滑な公衆衛生活動を実施するため、乙の協力を得ることに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害等における公衆衛生活動を実施する必要が生じた場合は、次に掲げる事項について乙に対し、協力を要請するものとする。

- (1) 遺体の収容、安置に必要な資機材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体を安置する施設（葬儀式場等）の使用
- (3) 遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体の搬送
- (4) その他甲の要請により乙が応じられる事項

2 甲は、前項の規定による要請は次に掲げる事項を記載した業務協力要請書（別記第1号様式）により行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、電話等で要請し、その後速やかに業務協力要請書を乙に送付するものとする。

- (1) 要請日時
- (2) 要請理由
- (3) 要請内容
- (4) 要請する期間
- (5) 要請する場所
- (6) 要請を行った者の職氏名及び担当者氏名
- (7) その他要請に必要な事項

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、乙のでき得る範囲において、甲の指示に従い、前条第1項各号に掲げる業務を実施するものとする。

（報告）

第4条 乙は、甲の要請により第2条第1項各号に掲げる業務を実施したときは、次に掲げる事項を記載した業務実施報告書（別記第2号様式）を甲に提出するものとする。

- (1) 遺体の収容、安置のために要した資機材及び消耗品の使用数量並びに当該作業に従事した者の氏名及び所属事業所名
- (2) 遺体安置のために使用した部屋の数及び日数並びに安置した遺体の数
- (3) 遺体搬送等のために使用した寝台車及び霊柩車等の台数と走行距離数
- (4) その他甲が乙に指示した事項に関すること

（経費の負担）

第5条 甲は、前条の規定による乙の報告があったときは、事実と相違ないことを確認のうえ、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

（経費の請求）

第6条 乙は、経費を甲に請求するときは、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える業務を行った場合、その経費は当該要請を行った遺族等に請求するものとする。

（経費の支払い）

第7条 甲は、前条の規定により乙から請求があったときは、乙が指定する支払い先に速やかに支払うものとするものとする。

(価格の決定)

第8条 経費の請求にあたっては、遺体の収容、安置のために要した資機材及び消耗品並びに遺体を安置した施設の使用料等の価格は、災害の発生直前における災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく基準額等を参考とするとともに、市場の適正な価格を基準として甲、乙協議のうえ、決定するものとする。

(支援体制の整備)

第9条 乙は、災害等における円滑な支援協力が図れるよう、広域にわたる応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれに連絡責任者を置くものとする。甲は環境部環境衛生課長がこれにあたり、乙は代表理事の職にある者をもってこれに充てる。

(情報の提供)

第11条 乙は、協力業務の遂行中に収集した災害等に関する情報を積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第12条 乙は、災害等における支援協力を行った際に知り得た個人に関する情報を甲以外の者に漏らしてはならない。

(通知)

第13条 乙は、災害等における円滑な支援協力が図れるよう、この協定による協力ができる乙の会員名簿を毎年3月末までに甲に通知するものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第15条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、有効期間は1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了の1月前までに甲、乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間の効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成21年4月1日

甲 木更津市潮見1丁目1番地
木更津市
木更津市長 水 越 勇 雄

乙 千葉市中央区中央3丁目5番3号
千葉中央葬祭業協同組合
代表理事 並 木 義 幸

5 2 災害時におけるし尿等の収集運搬等に関する協定書

木更津市、君津市、富津市及び袖ケ浦市（以下総称して「4市」といい、個別に「各市」という。）と君津地域清掃事業協同組合（以下「組合」という。）は、4市の市域内において地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）の仮設トイレの調達、設置及び撤去（以下「供給」という。）又はし尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）の収集運搬に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、仮設トイレの供給又はし尿等の収集運搬を迅速かつ円滑に行い、住民生活の支障の排除に資することを目的とする。

（協力要請）

第2条 各市は、災害時において、仮設トイレの供給又はし尿等の収集運搬の必要があると判断したときは、組合に対し、その実施の協力を要請することができるものとする。

2 組合は、前項の規定により、各市から協力の要請を受けた時は、その緊急性に鑑み、優先的に仮設トイレの供給又はし尿等の収集運搬を行うものとする。

（対象施設）

第3条 前条に規定するし尿等の収集の対象となる施設は、災害対策基本法第49条の7に規定する指定避難所（以下「避難所」という。）とする。

（要請手続）

第4条 第2条に規定する組合に対する要請手続きは、避難所の場所を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（仮設トイレの供給又はし尿等の収集運搬の実施）

第5条 組合は、前条による要請があったときは、必要な人員及び物品を調達し、各市の指示に従い、仮設トイレの供給又は避難所のし尿等の収集運搬を行うものとする。

2 組合は、前条による要請に従って避難所に仮設トイレの供給又はし尿等の収集運搬を実施したときは、速やかにその実施結果を文書により各市に報告するものとする。

（費用負担）

第6条 組合が実施した仮設トイレの供給又はし尿等の収集運搬にかかる費用については、各市が負担するものとする。ただし、費用の算定は、災害の発生する直前の標準価格を基準とし、協議の上、決定する。

（情報交換）

第7条 4市と組合は、平常時から相互の連絡体制等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

2 組合は、役員、連絡体制等に変更があった場合は、4市に報告するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及び協定について疑義が生じたときは、4市と組合が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、4市又は組合が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書5通を作成し、4市及び組合が記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年6月17日

千葉県木更津市富士見一丁目2番1号
木更津市
市長 渡辺 芳 邦

千葉県君津市久保二丁目13番1号
君津市
市長 鈴木 洋 邦

千葉県富津市下飯野 2 4 4 3 番地
千葉県富津市
富津市長 佐久間 清 治

千葉県袖ヶ浦市坂戸市場 1 番地 1
千葉県袖ヶ浦市
市 長 出 口 清

千葉県木更津市新田三丁目 5 番 1 5 号
君津地域清掃事業協同組合
理事長 鳥 井 利 久

5 3 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定

(目 的)

第1条 この協定は、千葉県内の地域に災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）

第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、千葉県内のすべての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災傷病者の受入れ
- (7) 遺体の火葬のための施設の提供
- (8) ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供
- (9) ボランティアの受付及び活動調整
- (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 被災市町村の長は、個別に他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により千葉県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行うものとし、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達するものとする。

3 応援を受けた被災市町村の長は、応援を実施した市町村の長に対し、後日速やかに要請文書を提出するものとする。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長に連絡し、その後直ちに応援を実施するものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡するものとする。

2 前条第2項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施するものとする。

(自主応援)

第5条 被災市町村の長からの応援要請又は知事からの応援要請の依頼がない場合においても、被害の状況に応じ緊急に応援することを必要と認めた市町村の長は、自主的に応援を行うものとする。

2 前項の場合において、応援を行おうとする市町村の長は、応援の内容をあらかじめ電話等により被災市町村の長に連絡するとともに、応援を実施する旨及びその内容を知事に連絡するものとする。

(応援の調整)

第6条 知事は、前2条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができるものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、応援を受けた市町村で負担するものとする。

2 応援を受けた市町村において前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、応援を受けた市町村の求めにより応援した市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項の規定によりがたいときは、その都度、関係市町村間で協議して定める。

(情報の交換等)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、千葉県総合防災情報システム等により応援に必要な情報の交換を行うほか、平常時から応援の受入れ体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成8年2月23日から施行する。

2 この協定の締結を証するため、千葉県及び各市町村は、本協定書 81 通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

5 4 木更津海上保安署と消防機関との業務協定

(目 的)

第1条 本協定は、沿岸、海上に於ける船舶の火災について、木更津海上保安署（以下保安署という）と木更津市消防本部（以下消防機関という）が相互に協力して円滑に消火活動を行なうことを目的とする。

(区 域)

第2条 本協定の適用区域は原則として各消防機関が管轄する区域の地先水面（陸岸付近）とする。

(分 担)

第3条 本協定区域内の次に掲げる船舶の消火活動は消防機関が主として行ない保安署はこれに協力するものとする。

イ 埠頭または岸壁に繋留された船舶及び上架または入渠中の船舶。

ロ 河川、湖沼における船舶。

(2) 上記(1)以外の海上における船舶の消火活動は主として保安署が行ない消防機関はこれに協力するものとする。

(原因、損害の調査)

第4条 船舶火災の原因ならびに火災及び消火により受けた損害の調査について、保安署と消防機関相互の要請あるいは協議がなされた場合はこれに従い協力して行なうものとする。

(船舶火災の通報)

第5条 保安署または消防機関は単独で船舶の火災を知った場合は相互にその旨を速報するものとする。

(消火活動等の連絡)

第6条 保安署または消防機関はそれぞれ単独で消火活動等に従事した場合は相互に速やかにその顛末を連絡するものとする。

(経費の負担)

第7条 船舶の消火活動に必要な化学消火剤等、資材の補給について相互に協力するものとし、消火活動に要した経費は出動した機関が負担するものとする。

ただし、特に多額の経費を要した場合における経費の負担は、その都度両者が協議のうえ定めるものとする。

(連絡調整)

第8条 大型タンカー等の事故の場合における消火活動を効果的に行なうため海上保安署及び消防機関は地方防災会議等を活用しておおむね次の事項について連絡調整を行なうものとする。

(1) 情報及び資料の交換

(2) 消火活動要領の作成

(3) 必要機材、器具等の整備計画の作成及びその実施の推進

(実施の細目)

第9条 本協定の実施について必要な事項及び疑義等が生じた場合は、その都度両者が協議して決定するものとする。

(協定書の保管)

第10条 本協定の締結を証するため正本2通を作成し両者において各1通を保管するものとする。

(付 則)

本協定は昭和46年6月1日から効力を生ずる。

木更津海上保安署長	稲田収吾	印
木更津市消防長	佐藤美子男	印

5 5 災害時における相互応援に関する協定書

木更津市と綾瀬市は、災害時における相互応援に関する協定を次のとおり締結する。

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、木更津市又は綾瀬市において災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号の災害（以下「災害」という。）が発生し、かつ、当該災害が発生した木更津市又は綾瀬市のみでは十分な救護等の応急措置ができない場合における木更津市及び綾瀬市（以下「両市」という。）間相互の法第67条第1項の規定による応援（以下「応援」という。）を円滑に遂行するため、必要な事項について定める。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 救援及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (3) 医療救護班の派遣並びに医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な機械、器具及び資材の提供
- (4) 救援及び復旧活動に必要な車両等の提供
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 前各号に定めるもののほか、災害に際し特に両市が必要と認めて要請した事項

(応援要請の手続)

第3条 両市は、応援を要請しようとするときは、次の事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話又は電信により応援を要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 応援を要請する内容及びその人員
- (3) 応援を要する期間
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援を要する機械、器具及び資材の品名・数量
- (6) 応援を要する食料、飲料水及び生活必需物資の品名・数量
- (7) 前各号に掲げるもののほか、応援に関して必要な事項（応援に要した費用の負担）

第4条 応援に要した費用は、原則として当該応援を要請した市の負担とする。

(連絡責任者)

第5条 応援要請の円滑な実施を期するため、両市は、それぞれ連絡責任者を置くものとする。

2 前項の連絡責任者は、両市の防災事務所管課長をもって充てるものとする。

(資料の交換)

第6条 両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(報告)

第7条 両市は、応援を行ったときは、その結果を速やかに相手方に報告するものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めない事項並びにこの協定について疑義が生じたときは、その都度両市が協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、両市は、本書2通を作成し、記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年3月26日

千葉県木更津市富士見一丁目2番1号
木更津市長 渡辺 芳 邦

神奈川県綾瀬市早川550番地
綾瀬市長 古 塩 政 由

5 6 災害時相互応援等に関する協定書

愛知県岡崎市と千葉県木更津市（以下「協定市」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 5 条の 2 の規定に基づき、協定市において災害が発生し、独自では十分な応急措置が実施できない場合における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第 1 条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫並びに応急復旧に必要な医薬品等物資及び資機材の提供
- (4) 救援、応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

（応援要請の手続き）

第 2 条 被災し、応援を要請する市（以下「被災市」という。）は、次の事項を明らかにして、第 7 条第 1 項に定める連絡担当部局に対して、電話等の通信手段により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第 1 号から第 3 号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両、資機材の種類、品名、数量等
- (3) 前条第 4 号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数並びに業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援期間
- (6) その他必要な事項

（応援の実施）

第 3 条 応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、これに応じ応援活動に努めるものとする。

（応援のため派遣された職員の指揮）

第 4 条 応援のため派遣された職員は、被災市の長の指揮の下に活動するものとする。

（経費の負担）

第 5 条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。

2 前項の規定により難しい場合には、その都度、協議して定めるものとする。

（損害賠償等）

第 6 条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害者となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援市が対応するものとする。

2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災市への往復途中に生じたものを除き、被災市がその賠償の責めを負うものとする。

（相互応援体制の整備）

第 7 条 協定市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当窓口を定め、災害が発生したときは、速やかに情報交換を行うものとする。

2 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な体制の整備並びに平時からの交流促進に努める。

3 協定市は、前項の規定により災害対策強化のため研修、情報交換等を行い、防災力の向上に努める。

（他の協定との関係）

第 8 条 この協定は、協定市が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

（有効期間）

第 9 条 この協定書の有効期間は、協定を締結した日から令和 2 年 3 月 31 日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、協定期間が満了する日の 30 日前までに、協定市のいずれからも相手方に対して特段の意思表示がないときは、本協定は同一条件でさらに 1 年間更新されるものとし、その後におい

ても同様とする。

(その他)

第 10 条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書 2 通を作成し、双方署名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和元年 9 月 1 日

千葉県木更津市富士見一丁目 2 番 1 号
木更津市

木更津市長 渡辺 芳邦

愛知県岡崎市十王町二丁目 9 番地
岡崎市

岡崎市長 内田 康宏

5 7 災害時における相互応援に関する協定書

木更津市と太田市は、災害時における相互応援に関する協定を次のとおり締結する。

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、木更津市又は太田市において災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号の災害（以下「災害」という。）が発生し、かつ、当該災害が発生した木更津市又は太田市のみでは十分な救護等の応急措置ができない場合における木更津市及び太田市（以下「両市」という。）間相互の法第67条第1項の規定による応援（以下「応援」という。）を円滑に遂行するため、必要な事項について定める。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 救援及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (3) 医療救護班の派遣並びに医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な機械、器具及び資材の提供
- (4) 救援及び復旧活動に必要な車両等の提供
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 前各号に定めるもののほか、災害に際し特に両市が必要と認めて要請した事項

(応援要請の手続)

第3条 両市は、応援を要請しようとするときは、次の事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話又は電信により応援を要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 応援を要請する内容及びその人員
- (3) 応援を要する期間
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援を要する機械、器具及び資材の品名・数量
- (6) 応援を要する食料、飲料水及び生活必需物資の品名・数量
- (7) 前各号に掲げるもののほか、応援に関して必要な事項

(応援に要した費用の負担)

第4条 応援に要した費用は、原則として当該応援を要請した市の負担とする。

(連絡責任者)

第5条 応援要請の円滑な実施を期するため、両市は、それぞれ連絡責任者を置くものとする。

2 前項の連絡責任者は、両市の防災事務所管課長をもって充てるものとする。

(資料の交換)

第6条 両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(報告)

第7条 両市は、応援を行ったときは、その結果を速やかに相手方に報告するものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項並びにこの協定について疑義が生じたときは、その都度両市が協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、両市は、本書2通を作成し、記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年3月13日

千葉県木更津市富士見一丁目2番1号

木更津市長 渡 辺 芳 邦

群馬県太田市浜町2番35号

太田市長 清 水 聖 義

5 8 災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）と千葉県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）は、災害時における家屋被害認定調査等（以下「認定調査等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（認定調査等への協力）

第1条 甲は、木更津市内に災害が発生した場合において、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、認定調査等の実施について要請書（別記様式第1号）により協力を要請することができる。ただし、要請書を交付する時間的余裕がないときは、口頭で要請し、その後、速やかに要請書を交付するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、乙の会員を甲に派遣し、甲と協力して認定調査等を実施させるとともに、受諾書（別記様式第2号）により実施者名を甲に報告するものとする。ただし、受諾書により報告する時間的余裕がないときは、口頭で受諾し、その後、速やかに受諾書を提出するものとする。

（認定調査等の内容）

第2条 認定調査等の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成13年6月28日府政防第518号内閣府制作統括官（防災担当）通知別紙）に基づき、甲の職員と連携して行なう市内の家屋の調査。
- (2) 甲が発行したり災証明について市民からの相談の補助。
- (3) 建物滅失登記申請手続きに関する相談。
- (4) 土地境界復元等に関する相談。

（費用の負担）

第3条 甲は、第1条第2項の規定により派遣された乙の会員の人件費は負担しない。

2 甲は、家屋被害認定調査に必要な資機材を負担するものとする。

（研修会への参加）

第4条 甲は、必要に応じ家屋被害認定調査に関する研修会等を開催するものとし、乙の会員は、当該研修会等に参加することができる。

（秘密の保持）

第5条 乙及び乙の会員は、認定調査等の実施により知り得た甲又は第三者の秘密を漏らしてはならない。認定調査等の終了後も、また同様とする。

（従事者の災害補償）

第6条 乙は、家屋認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、この協定の有効期間満了前にこの協定を解除しようとするときは、30日前までに解除の申入れをしなければならない。

（定めのない事項等の処理）

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令（木更津市の条例、規則等を含む。）の定めによるもののほか、甲乙協議の上処理するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙双方記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年3月16日

甲 木更津市潮見一丁目1番地
木更津市
木更津市長 水越 勇雄

乙 千葉市中央区中央港一丁目23番25号
千葉県土地家屋調査士会
会長 笠原 孝

以下省略

５９ 災害時における消防用水等の確保に関する協定書

木更津市、君津市、富津市及び袖ケ浦市（以下「甲」という。）と千葉アクア生コンクリート協同組合（以下「乙」という。）は、災害時に必要な消防用水等の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、甲の行政区域において火災、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に行う消防用水等の供給の協力要請について、適切かつ円滑な運営を期するため、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第２条 甲は、災害時において消防用水等の供給を受けることが必要な事態が発生した場合は、乙に対して協力要請書（別記第１号様式）により消防用水等の供給の協力要請を行うことができる。ただし、当該災害の規模等に照らし緊急を要し、協力要請書による要請のいとまがない場合は、電話等により、要請書の内容を伝え要請できるものとする。この場合において、甲は、事後、速やかに協力要請書を乙に提出するものとする。

２ 乙は、協力要請があったときは、特別な事由がある場合を除き、別に定める標章を車両に掲げ、指定された場所に出動し、甲の指示する消防用水等の供給（以下「供給業務」という。）を行うものとする。

（指定連絡先）

第３条 甲及び乙は、協力要請に係る指定連絡先を定めるものとする。

２ 甲及び乙は、指定連絡先を定めた場合又は変更が生じた場合は、互いに通知するものとする。

（報告）

第４条 乙は、供給業務を開始したときは、甲に対して業務を開始した日時、場所、業務内容等を報告するものとする。

２ 乙は、供給業務を完了したときは、業務内容報告書（別記第２号様式）により甲に対して報告するものとする。

（経費の負担）

第５条 供給業務に要した経費は、実費を勘案し、甲乙協議して負担額を決定するものとする。

（損害の負担）

第６条 供給業務により、第三者に損害が生じた場合は、甲乙協議してその処理解決に当たるものとする。

（訓練の実施）

第７条 甲及び乙は、消防用水等の確保の業務を円滑に実施するため、機会を捉えて訓練を実施するものとする。

２ 前項の訓練の実施及び参加に要する経費は、甲乙それぞれの負担とする。

（協議）

第８条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期限）

第９条 この協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書５通を作成し、当事者がそれぞれ記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

平成３０年１１月２０日

甲 千葉県木更津市富士見一丁目２番１号
木更津市
木更津市長 渡 辺 芳 邦

千葉県君津市久保二丁目１３番１号
君津市
君津市長 石 井 宏 子

千葉県富津市下飯野 2 4 4 3 番地
富津市
富津市長 高 橋 恭 市

千葉県袖ヶ浦市坂戸市場 1 番地 1
袖ヶ浦市
袖ヶ浦市長 出 口 清

乙 千葉県木更津市大和二丁目 1 番 2 号
千葉アクア生コンクリート協同組合

理事長 勝 呂 和 彦

以下省略

60 船舶等火災における消火等の協力に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）と株式会社新日本海洋社（以下「乙」という。）は、船舶火災等の消火活動等に際し、乙が甲に対し行う協力（以下、「消火協力業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の行政区域に存するふ頭又は岸壁に係留された船舶の火災及び木更津港湾区域に隣接した甲の行政区域内の建物火災等（以下「災害」という。）における消火協力業務に関し、適切かつ円滑な運営を期するため、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、消火協力業務を必要とする災害が発生した場合には、乙に対し口頭又は電話をもって協力要請できるものとし、事後速やかに甲は、協力要請書（別記第1号様式）を乙に提出するものとする。

2 前項により要請を受けた乙は、出動可能な曳船を配船し、可能な範囲で甲の指揮の下、消火活動に協力するものとする。

（消火協力業務）

第3条 乙は、消火協力業務を開始したときは、業務を開始した日時、場所、業務内容等を口頭又は電話をもって甲に報告するものとする。

2 乙は、消火協力業務を完了したときは、業務内容報告書（別記第2号様式）により甲に報告するものとする。

（指定連絡先）

第4条 甲及び乙の前条の協力要請に係る指定連絡先は、次のとおりとする。

甲：木更津市消防本部 警防課

住所 〒292-0834 千葉県木更津市潮見二丁目8番地

電話 (0438) 23 9184

(0438) 22 0119 (24時間)

乙：株式会社新日本海洋社 君津支店

住所 〒292-0836 千葉県木更津市新港8番地6

電話 (0438) 37 1155

2 甲及び乙は、指定連絡先に変更が生じた場合は、互いに通知するものとする。

（費用負担）

第5条 消火協力業務に要した乙の費用は、木更津港曳船料率表（本船G/T 20,000吨未満）に基づいて算出し、使用した資機材の費用と合わせて甲の負担とする。

（損害補償）

第6条 消火協力業務に従事した者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の本人又はその遺族若しくは被扶養者に対する損害の補償については、「労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）」の適用がない場合には、「千葉縣市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和52年千葉縣市町村総合事務組合条例第1号）」を適用するものとする。

（訓練の実施）

第7条 甲及び乙は、業務を円滑に実施するため、機会を捉えて訓練を実施するものとする。

2 前項の訓練の実施及び参加に要する乙の費用は、木更津港曳船料率表（本船G／T 20，000 吨未満）に基づいて算出し、甲の負担とする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項について、甲及び 乙は信義誠実の原則に従って協議し、定めるものとする。

（有効期限）

第9条 この協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、当事者がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和元年7月22日

甲 千葉県木更津市富士見一丁目2番1号
木更津市

木更津市長

乙 千葉県木更津市新港8番地6
株式会社新日本海洋社 君津支店

支店長

6 1 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波発生時における一時避難場所としての使用に関し、木更津市（以下「甲」という。）と木更津商工会議所（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、木更津市内に津波が発生し、または発生するおそれがある場合における一時避難施設として、乙の所有する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（市民への周知）

第2条 乙は、一時避難施設として、本市防災マップや木更津市公式ホームページ、広報きさらづ等への掲載、または施設への案内表示を行うことにより、広く市民に周知することを承諾するものとする。

（使用用途）

第3条 この協定における施設使用用途は、一時避難施設とする。

（一時避難施設の使用）

第4条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から、一時避難施設として甲に使用させるものとする。

○施設名称 木更津商工会館（6階建て）

○所 在 地 木更津市潮浜1-17-59

○所 有 者 木更津商工会議所

○構 造 等 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階、地上6階、塔屋1階

（使用範囲）

第5条 甲は、次に掲げる範囲を一時避難場所として使用するものとする。

○避難場所 3階（貸室552㎡）、6階（貸室167㎡）

○収容人数 120人～150人

○避難経路 施設内の階段を使用し、上階へ

○入 口 正面玄関及び北側職員通用口

（施設変更の報告）

第6条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事業により施設の使用が不可能になるときは、甲に連絡するものとする。

（利用の通知）

第7条 甲は、第3条に基づき一時避難施設として使用する際、事前に乙に対しその旨を文書または口頭で通知する。

2 甲は、一時避難施設の使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を一時避難施設として使用することができる。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し使用した旨の通知を行う。

（費用負担）

第8条 施設の使用料は無料とする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第9条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第10条 乙は、使用施設に地域住民が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（使用期間）

第11条 一時避難施設の使用期間は、大津波警報・津波警報が発表されたときから、警報の解除等により津波のおそれなくなったときまでとする。

（一時避難施設の終了）

第12条 甲は、一時避難施設の使用を終了する際、乙に対しその旨を文書又は口頭で通知する。

(協議)

第 13 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 14 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 2 3 年 9 月 2 6 日

甲 木更津市潮見一丁目 1 番地
木更津市
木更津市長 水 越 勇 雄

乙 木更津市潮浜 1 丁目 1 7 番地 5 9
木更津商工会議所
会頭 荒井 弘 導

6 2 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波発生時における一時避難施設としての使用に関し、木更津市（以下「甲」という。）と東京電力株式会社木更津支社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、木更津市内に津波が発生し、または発生するおそれがある場合における一時避難施設として、乙の所有する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（市民への周知）

第2条 乙は、一時避難施設として、本市防災マップや木更津市公式ホームページ、広報きさらづ等への掲載、または施設への案内表示を行うことにより、広く市民に周知することを承諾するものとする。

（使用用途）

第3条 この協定における施設使用用途は、一時避難施設とする。

（一時避難施設の使用）

第4条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から、一時避難施設として甲に使用させるものとする。

- 施設名称 東京電力株式会社木更津支社ビル
- 所在地 木更津市貝渕三丁目13番40号
- 所有者 東京電力株式会社
- 構造等 鉄筋コンクリート造 地上5階建て

（使用範囲）

第5条 甲は、次に掲げる範囲を一時避難場所として使用するものとする。

- 避難場所 東京電力株式会社木更津支社 社屋本館及び別館屋上
- 収容人数 560名
- 避難経路 別紙避難経路図のとおり
- 入口 別紙避難経路図のとおり

（施設変更の報告）

第6条 乙は、使用施設の増改築等により当該建物の面積等に変更が生じる場合、工事等により一定期間使用できない場合、または、何らかの事由により施設の使用が不可能になるときは、甲に連絡するものとする。

（利用の通知）

第7条 甲は、第3条に基づき一時避難施設として使用する際、事前に乙に対しその旨を文書または別紙「津波発生緊急連絡網」により通知するものとする。

2 甲は、一時避難施設の使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を一時避難施設として使用することができる。

（費用負担）

第8条 施設の使用料は無料とする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第9条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第10条 乙は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（使用期間）

第11条 一時避難施設の使用期間は、大津波警報・津波警報が発表されたときから、警報の解除等により津波のおそれなくなった時までとする。

（一時避難施設の終了）

第12条 甲は、一時避難施設の使用を終了する際、乙に対しその旨を文書又は口頭で通知する。

(協議)

第 13 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 14 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙署名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 23 年 1 月 6 日

甲 木更津市潮見一丁目 1 番地
木更津市
木更津市長 水 越 勇 雄

乙 木更津市貝渕 3-13-40
東京電力株式会社
木更津支社長 土 田 鋼 太 郎

6 3 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波発生時における一時避難場所としての使用に関し、木更津市（以下「甲」という。）と株式会社ジェイコム千葉木更津局（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、木更津市内に津波が発生し、または発生するおそれがある場合における一時避難施設として、乙の所有する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（市民への周知）

第2条 乙は、一時避難施設として、本市防災マップや木更津市公式ホームページ、広報きさらづ等への掲載、または施設への案内表示を行うことにより、広く市民に周知することを承諾するものとする。

（使用用途）

第3条 この協定における施設使用用途は、一時避難施設とする。

（一時避難施設の使用）

第4条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から、一時避難施設として甲に使用させるものとする。

○施設名称 株式会社ジェイコム千葉木更津局社屋

○所 在 地 木更津市大和二丁目7番15号

○所 有 者 株式会社ジェイコム千葉木更津局

○構 造 等 鉄筋コンクリート造 5階建て

（使用範囲）

第5条 甲は、次に掲げる範囲を一時避難場所として使用するものとする。

○避難場所 株式会社ジェイコム千葉木更津局 社屋3階・4階及び屋上

○収容人数 200人 ～ 250人

○避難経路 社屋内非常階段を使用し、上層階へ

○入 口 正面玄関

（施設変更の報告）

第6条 乙は、使用施設の増改築等により当該建物の面積等に変更が生じる場合、工事等により一定期間使用できない場合、または、何らかの事由により施設の使用が不可能になるときは、甲に連絡するものとする。

（利用の通知）

第7条 甲は、第3条に基づき一時避難施設として使用する際、事前に乙に対しその旨を文書または別紙「津波発生緊急連絡網」により通知するものとする。

2 甲は、一時避難施設の使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を一時避難施設として使用することができる。

（費用負担）

第8条 施設の使用料は無料とする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第9条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第10条 乙は、使用施設に地域住民が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（使用期間）

第11条 一時避難施設の使用期間は、大津波警報・津波警報が発表されたときから、警報の解除等により津波のおそれなくなった時までとする。

（一時避難施設の終了）

第12条 甲は、一時避難施設の使用を終了する際、乙に対しその旨を文書又は口頭で通知する。

(協議)

第 13 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 14 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙署名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 24 年 1 月 5 日

甲 木更津市潮見一丁目 1 番地
木更津市
木更津市長 水 越 勇 雄

乙 木更津市大和二丁目 7 番 15 号
株式会社ジェイコム千葉木更津局
木更津局長 松 葉 憲 二

6 4 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波発生時における一時避難場所としての使用に関し、木更津市（以下「甲」という。）と株式会社勝浦ホテル三日月（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、木更津市内に津波が発生し、または発生するおそれがある場合における一時避難施設として、乙の所有する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（市民への周知）

第2条 乙は、一時避難施設として、本市防災マップや木更津市公式ホームページ、広報きさらづ等への掲載、または施設への案内表示を行うことにより、広く市民に周知することを承諾するものとする。

（使用用途）

第3条 この協定における施設使用用途は、一時避難施設とする。

（一時避難施設の使用）

第4条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から、一時避難施設として甲に使用させるものとする。

- 施設名称 龍宮城 スパホテル三日月
- 所在地 木更津市北浜町1番地
- 所有者 株式会社 勝浦ホテル三日月
- 構造等 鉄骨鉄筋コンクリート（SRC）造り
ホテル棟10階建て、スパ棟5階建て

（使用範囲）

第5条 甲は、次に掲げる範囲を一時避難場所として使用するものとする。

- 避難場所 スパ棟5階
- 収容人数 2,000人
- 避難経路 スパ棟内階段を使用し5階へ
- 入口 スパ棟正面玄関

（施設変更の報告）

第6条 乙は、使用施設の増改築等により当該建物の面積等に変更が生じる場合、工事等により一定期間使用できない場合、または、何らかの事由により施設の使用が不可能になるときは、甲に連絡するものとする。

（利用の通知）

第7条 甲は、第3条に基づき一時避難施設として使用する際、事前に乙に対しその旨を文書または別紙「津波発生緊急連絡網」により通知するものとする。

2 甲は、一時避難施設の使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を一時避難施設として使用することができる。

（費用負担）

第8条 施設の使用料は無料とする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第9条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第10条 乙は、使用施設に地域住民が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（使用期間）

第11条 一時避難施設の使用期間は、大津波警報・津波警報が発表されたときから、警報の解除等により津波のおそれなくなった時までとする。

（一時避難施設の終了）

第12条 甲は、一時避難施設の使用を終了する際、乙に対しその旨を文書又は口頭で通知する。

(協議)

第 13 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 14 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 2 4 年 2 月 2 4 日

甲 木更津市潮見一丁目 1 番地
木更津市
木更津市長 水 越 勇 雄

乙 勝浦市墨名 8 2 0 番地
株式会社勝浦ホテル三日月
代表取締役 小 高 芳 男

6 5 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波発生時における一時避難場所としての使用に関し、木更津市（以下「甲」という。）と株式会社サンセルモ（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、木更津市内に津波が発生し、または発生するおそれがある場合における一時避難施設として、乙の所有する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（市民への周知）

第2条 乙は、一時避難施設として、本市防災マップや木更津市公式ホームページ、広報きさらづ等への掲載、または施設への案内表示を行うことにより、広く市民に周知することを承諾するものとする。

（使用用途）

第3条 この協定における施設使用用途は、一時避難施設とする。

（一時避難施設の使用）

第4条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から、一時避難施設として甲に使用させるものとする。

○施設名称 株式会社 サンセルモ エルセルモアクア21

○所在地 木更津市富士見三丁目1番1号

○所有者 株式会社 サンセルモ

○構造等 鉄骨鉄筋コンクリート3階建て（SRC）

（使用範囲）

第5条 甲は、次に掲げる範囲を一時避難場所として使用するものとする。

○避難場所 3階・屋上

○収容人数 2000人

○避難経路 館内階段を使用

○入口 北・西及び東側の3箇所の館内入口

（施設変更の報告）

第6条 乙は、使用施設の増改築等により当該建物の面積等に変更が生じる場合、工事等により一定期間使用できない場合、または、何らかの事由により施設の使用が不可能になるときは、甲に連絡するものとする。

（利用の通知）

第7条 甲は、第3条に基づき一時避難施設として使用する際、事前に乙に対しその旨を文書または別紙「津波発生緊急連絡網」により通知するものとする。

2 甲は、一時避難施設の使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を一時避難施設として使用することができる。

（費用負担）

第8条 施設の使用料は無料とする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第9条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第10条 乙は、使用施設に地域住民が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（使用期間）

第11条 一時避難施設の使用期間は、大津波警報・津波警報が発表されたときから、警報の解除等により津波のおそれなくなった時までとする。

（一時避難施設の終了）

第12条 甲は、一時避難施設の使用を終了する際、乙に対しその旨を文書又は口頭で通知する。

(協議)

第 13 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 14 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 2 4 年 3 月 1 日

甲 木更津市潮見一丁目 1 番地
木 更 津 市
木更津市長 水 越 勇 雄

乙 東京都港区浜松町一丁目 2 0 番 8 号
浜松町一丁目ビル 5
株式会社サンセルモ
代表取締役 安 田 幸 史

6 6 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波発生時における一時避難場所としての使用に関し、木更津市（以下「甲」という。）と株式会社かずさクリーンシステム（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、木更津市内に津波が発生し、または発生するおそれがある場合における一時避難施設として、乙の所有する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（市民への周知）

第2条 乙は、一時避難施設として、本市防災マップや木更津市公式ホームページ、広報きさらづ等への掲載、または施設への案内表示を行うことにより、広く市民に周知することを承諾するものとする。

（使用用途）

第3条 この協定における施設使用用途は、一時避難施設とする。

（一時避難施設の使用）

第4条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から、一時避難施設として甲に使用させるものとする。

- 施設名称 君津地域広域廃棄物処理施設（かずさクリーンシステム）
- 所在地 木更津市新港17番2
- 所有者 (株)かずさクリーンシステム
- 構造等 鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC）

（使用範囲）

第5条 甲は、次に掲げる範囲を一時避難場所として使用するものとする。

- 避難場所 工場棟3階（第2工場）
- 収容人数 400人
- 避難経路 館内階段を使用して3階へ
- 入口 平日・勤務時間内は第2工場棟の玄関から
休日・夜間等時間外は第1工場の玄関から

（施設変更の報告）

第6条 乙は、使用施設の増改築等により当該建物の面積等に変更が生じる場合、工事等により一定期間使用できない場合、または、何らかの事由により施設の使用が不可能になるときは、甲に連絡するものとする。

（利用の通知）

第7条 甲は、第3条に基づき一時避難施設として使用する際、事前に乙に対しその旨を文書または別紙「津波発生緊急連絡網」により通知するものとする。

2 甲は、一時避難施設の使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を一時避難施設として使用することができる。

（費用負担）

第8条 施設の使用料は無料とする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第9条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第10条 乙は、使用施設に地域住民が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（使用期間）

第11条 一時避難施設の使用期間は、大津波警報・津波警報が発表されたときから、警報の解除等により津波のおそれなくなった時までとする。

（一時避難施設の終了）

第12条 甲は、一時避難施設の使用を終了する際、乙に対しその旨を文書又は口頭で通知する。

(協議)

第 13 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 14 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙署名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 2 4 年 4 月 1 2 日

甲 木更津市潮見一丁目 1 番地
木更津市
木更津市長 水 越 勇 雄

乙 木更津市新港 1 7 番 2
株式会社かずさクリーンシステム
代表取締役 木 田 和 夫

6 7 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波発生時における一時避難場所としての使用に関し、木更津市（以下「甲」という。）と株式会社シーエイチアイ東京ベイプラザホテル（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、木更津市内に津波が発生し、または発生するおそれがある場合における一時避難施設として、乙の所有する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（市民への周知）

第2条 乙は、一時避難施設として、本市防災マップや木更津市公式ホームページ、広報きさらづ等への掲載、または施設への案内表示を行うことにより、広く市民に周知することを承諾するものとする。

（使用用途）

第3条 この協定における施設使用用途は、一時避難施設とする。

（一時避難施設の使用）

第4条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から、一時避難施設として甲に使用させるものとする。

- 施設名称 東京ベイプラザホテル
- 所在地 木更津市新田二丁目2番1号
- 所有者 株式会社シーエイチアイ 東京ベイプラザホテル
- 構造等 新館：鉄筋コンクリート造り4階建て（RC）
旧館：鉄筋コンクリート造り5階建て（RC）

（使用範囲）

第5条 甲は、次に掲げる範囲を一時避難場所として使用するものとする。

- 避難場所 新館 3階大広間
- 収容人数 500人
- 避難経路 新館：館内階段を使用して3階へ
- 入口 正面玄関

（施設変更の報告）

第6条 乙は、使用施設の増改築等により当該建物の面積等に変更が生じる場合、工事等により一定期間使用できない場合、または、何らかの事由により施設の使用が不可能になるときは、甲に連絡するものとする。

（利用の通知）

第7条 甲は、第3条に基づき一時避難施設として使用する際、事前に乙に対しその旨を文書または別紙「津波発生緊急連絡網」により通知するものとする。

2 甲は、一時避難施設の使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を一時避難施設として使用することができる。

（費用負担）

第8条 施設の使用料は無料とする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第9条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第10条 乙は、使用施設に地域住民が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（使用期間）

第11条 一時避難施設の使用期間は、大津波警報・津波警報が発表されたときから、警報の解除等により津波のおそれなくなった時までとする。

(一時避難施設の終了)

第 12 条 甲は、一時避難施設の使用を終了する際、乙に対しその旨を文書又は口頭で通知する。

(協議)

第 13 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 14 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙署名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 24 年 5 月 18 日

甲 木更津市潮見一丁目 1 番地
木更津市
木更津市長 水 越 勇 雄

乙 木更津市新田二丁目 2 番 1 号
株式会社シーエイチアイ
東京ベイプラザホテル
代表取締役 露 崎 強

6 8 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波発生時における一時避難場所としての使用に関し、木更津市（以下「甲」という。）とリリー木更津管理組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、木更津市内に津波が発生し、または発生するおそれがある場合における一時避難施設として、乙の所有する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（市民への周知）

第2条 乙は、一時避難施設として、本市防災マップや木更津市公式ホームページ、広報きさらづ等への掲載、または施設への案内表示を行うことにより、広く市民に周知することを承諾するものとする。

（使用用途）

第3条 この協定における施設使用用途は、一時避難施設とする。

（一時避難施設の使用）

第4条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から、一時避難施設として甲に使用させるものとする。

- 施設名称 リリー木更津
- 所在地 木更津市中央三丁目6番1号
- 所有者 リリー木更津管理組合
- 構造等 鉄筋コンクリート造（RC）13階建て

（使用範囲）

第5条 甲は、次に掲げる範囲を一時避難場所として使用するものとする。

- 避難場所 3階以上の共用廊下
- 収容人数 300人
- 避難経路 非常階段を使用
- 入口 非常階段（南北の2箇所）

（施設変更の報告）

第6条 乙は、使用施設の増改築等により当該建物の面積等に変更が生じる場合、工事等により一定期間使用できない場合、または、何らかの事由により施設の使用が不可能になるときは、甲に連絡するものとする。

（利用の通知）

第7条 甲は、第3条に基づき一時避難施設として使用する際、事前に乙に対しその旨を文書または別紙「津波発生緊急連絡網」により通知するものとする。

2 甲は、一時避難施設の使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を一時避難施設として使用することができる。

（費用負担）

第8条 施設の使用料は無料とする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第9条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第10条 乙は、使用施設に地域住民が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（使用期間）

第11条 一時避難施設の使用期間は、大津波警報・津波警報が発表されたときから、警報の解除等により津波のおそれなくなった時までとする。

（一時避難施設の終了）

第12条 甲は、一時避難施設の使用を終了する際、乙に対しその旨を文書又は口頭で通知する。

(協議)

第 13 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 14 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙署名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 2 4 年 1 1 月 2 8 日

甲 木更津市潮見一丁目 1 番地
木更津市
木更津市長 水 越 勇 雄

乙 木更津市中央 3－6－1
リリー木更津管理組合
理事長 高橋 勝

6 9 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波発生時における一時避難場所としての使用に関し、木更津市（以下「甲」という。）と社会医療法人 社団 同仁会 木更津病院（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、木更津市内に津波が発生し、または発生するおそれがある場合における一時避難施設として、乙の所有する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（市民への周知）

第2条 乙は、一時避難施設として、本市防災マップや木更津市公式ホームページ、広報きさらづ等への掲載、または施設への案内表示を行うことにより、広く市民に周知することを承諾するものとする。

（使用用途）

第3条 この協定における施設使用用途は、一時避難施設とする。

（一時避難施設の使用）

第4条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から、一時避難施設として甲に使用させるものとする。

- 施設名称 社会医療法人社団 同仁会 木更津病院
- 所在地 木更津市岩根二丁目3番1号
- 所有者 社会医療法人社団 同仁会 木更津病院
- 構造等 鉄筋コンクリート構造6階建て（RC造り）

（使用範囲）

第5条 甲は、次に掲げる範囲を一時避難場所として使用するものとする。

- 避難場所 非常階段、共用廊下、屋上（別図参照）
- 収容人数 150人
- 避難経路 非常用階段を使用し、上層階へ避難
- 入口 非常用階段（北側）

（施設変更の報告）

第6条 乙は、使用施設の増改築等により当該建物の面積等に変更が生じる場合、工事等により一定期間使用できない場合、または、何らかの事由により施設の使用が不可能になるときは、甲に連絡するものとする。

（利用の通知）

第7条 甲は、第3条に基づき一時避難施設として使用する際、事前に乙に対しその旨を文書または別紙「津波発生緊急連絡網」により通知するものとする。

2 甲は、一時避難施設の使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を一時避難施設として使用することができる。

（費用負担）

第8条 施設の使用料は無料とする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第9条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第10条 乙は、使用施設に地域住民が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（使用期間）

第11条 一時避難施設の使用期間は、大津波警報・津波警報が発表されたときから、警報の解除等により津波のおそれなくなったときまでとする。

（一時避難施設の終了）

第12条 甲は、一時避難施設の使用を終了する際、乙に対しその旨を文書又は口頭で通知する。

(協議)

第 13 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 14 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙署名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 2 5 年 4 月 1 日

甲 木更津市潮見一丁目 1 番地
木 更 津 市
木更津市長 水 越 勇 雄

乙 木更津市岩根二丁目 3 番 1 号
社会医療法人社団 同仁会 木更津病院
理 事 長 中 村 和 成

70 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波発生時における一時避難場所としての使用に関し、木更津市（以下「甲」という。）と社会福祉法人鵬和会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、木更津市内に津波が発生し、または発生するおそれがある場合における一時避難施設として、乙の所有する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（住民への周知）

第2条 乙は、一時避難施設として、本市の防災マップ、公式ホームページ及び広報紙へ掲載すること、及び当該施設への案内表示等を行うことにより広く住民に周知することを承諾するものとする。

（使用用途）

第3条 この協定における施設使用用途は、一時避難施設とする。

（一時避難施設の使用）

第4条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から、一時避難施設として甲に使用させるものとする。

○施設名称 特別養護老人ホーム さつき園

○所在地 木更津市長須賀1219番地

○所有者 社会福祉法人 鵬和会

○構造等 鉄筋コンクリート造り3階建

（使用範囲）

第5条 甲は、次に掲げる範囲を一時避難場所として使用するものとする。

○避難場所 特別養護老人ホームさつき園屋上

○収容人数 200人

○避難経路 東側階段を利用し、屋上へ至る。

○入口 正面玄関

（施設変更の報告）

第6条 乙は、使用施設の増改築等により当該建物の面積等に変更が生じる場合、工事等により一定期間使用できない場合、または、何らかの事由により施設の使用が不可能になるときは、甲に連絡するものとする。

（利用の通知）

第7条 甲は、第3条に基づき一時避難施設として使用する際、事前に乙に対しその旨を文書または別紙「津波発生緊急連絡網」により通知するものとする。

2 甲は、一時避難施設の使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を一時避難施設として使用することができる。

（費用負担）

第8条 施設の使用料は無料とする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第9条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第10条 乙は、使用施設に住民が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（使用期間）

第11条 一時避難施設の使用期間は、津波に関する警報や注意報が発表されたときから、それらが解除される等、津波の恐れがなくなったときまでとする。

（一時避難施設の終了）

第12条 甲は、一時避難施設の使用を終了する際、乙に対しその旨を文書又は口頭で通知する。

（協議）

第 13 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 14 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 2 5 年 4 月 1 日

甲 木更津市潮見一丁目 1 番地
木更津市
木更津市長 水 越 勇 雄

乙 木更津市長須賀 1 2 1 9 番地
社会福祉法人 鵬和会
理事長 桂 山 佐 登 美

7 1 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波発生時における一時避難場所としての使用に関し、木更津市（以下「甲」という。）と株式会社新昭和 以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、木更津市内に津波が発生し、または発生するおそれがある場合における一時避難施設として、乙の経営・運営する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（市民への周知）

第2条 乙は、一時避難施設として、木更津市防災マップや木更津市公式ホームページ、広報きさらづ等への掲載、または施設への案内表示を行うことにより、広く市民に周知することを承諾するものとする。

（使用用途）

第3条 この協定における施設使用用途は、一時避難施設とする。

（一時避難施設の使用）

第4条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から、一時避難施設として甲に使用させるものとする。

○施設名称 木更津ワシントンホテル
○所在地 木更津大和1丁目2番1号
○所有者 株式会社 新昭和
○構造等 鉄筋コンクリート造り8階建て（RC）

（使用範囲）

第5条 甲は、一時避難施設として使用する範囲を次のとおりとする。

○避難場所 2階 レストラン、宴会場及び共用部（計733㎡）
○収容人数 244人
○避難経路 館内階段及びエレベーター、エスカレーターを使用して2階へ
○入 口 正面玄関

2 ただし、緊急を要する場合においては前項の規定にかかわらず、上層階へ避難することができる。

（施設変更の報告）

第6条 乙は、使用施設の増改築等により当該建物の面積等に変更が生じる場合、工事等により一定期間使用できない場合、または、何らかの事由により施設の使用が不可能になるときは、甲に連絡するものとする。

（利用の通知）

第7条 甲は、第3条に基づき使用施設を一時避難施設として使用する際、事前に乙に対しその旨を文書または別紙「津波発生緊急連絡網」により通知するものとする。

2 甲は、一時避難施設の使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を一時避難施設として使用することができる。

（費用負担）

第8条 使用施設の使用料は無料とする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第9条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の第5条に記載する使用範囲の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第10条 乙は、使用施設に地域住民が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(使用期間)

第11条 一時避難施設の使用期間は、大津波警報・津波警報が発表されたときから、警報の解除等により津波のおそれなくなった時までとする。

(一時避難施設の終了)

第12条 甲は、一時避難施設の使用を終了する際、乙に対しその旨を文書又は口頭で通知する。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年8月23日

甲	住所	木更津市富士見一丁目2番1号
	氏名	木更津市 木更津市長 渡 辺 芳 邦
乙	住所	千葉県君津市東坂田四丁目3番3号
	氏名	株式会社 新昭和 代表取締役 松 田 芳 己

7 2 津波緊急避難における高速道路区域の一時使用に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）と東日本高速道路株式会社関東支社東京湾アクアライン管理事務所（以下「乙」という。）は、津波襲来時に、乙が管理する高速道路の区域の一部を甲が一時的に使用すること（以下「一時使用」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的及び範囲）

第1条 この協定は、木更津市内に津波が襲来又はそのおそれがある場合における一時避難場所として、乙が管理する高速道路区域のうち別添図に示す範囲（以下「使用箇所」という。）を甲が一時使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（目的外使用の禁止）

第2条 甲は、前条に規定の目的及びそれに付随する行為（甲乙の事前協議のもと行われる訓練を含む）以外には使用しないものとする。

2 甲は、前項を遵守するために必要な措置を、乙と協議し、定めるものとする。

（使用期間）

第3条 甲が使用箇所を一時使用できる期間は、木更津市内に津波が襲来し、又は津波警報が発令されるなど津波襲来のおそれが生じたときから、発令された津波警報が解除されるなど、津波避難の必要がなくなった時までとする。

（使用料）

第4条 甲が本協定により使用箇所を一時使用する際の使用料は、無償とする。

（避難訓練）

第5条 甲は、第2条に規定する訓練において対象箇所を一時使用する場合、あらかじめ乙の承諾を得るものとし、乙は甲に協力するものとする。

（原状復旧）

第6条 本協定による高速道路区域の一時使用に起因して道路施設が損傷したときは、甲の負担により原形に復旧することを原則とし、その復旧方法については甲が乙と協議するものとする。

（安全対策）

第7条 甲は、高速道路区域の一時使用にあたって、ホームページや広報紙等へ掲載や施設への案内表示等を行なうことにより、津波発生時の一時避難場所として広く市民に周知するとともに、乙と協議のうえ地域住民等の安全確保に努めるための、必要な安全対策等を講じるものとする。

2 甲は、乙の管理する道路施設の一部を改造し、若しくは改築しようとするとき、又は高速道路区域内に新たな施設を設けようとするときは、甲はあらかじめ乙と協議のうえ、道路法等関係法令の諸手続きをとるものとする。

（損害賠償）

第8条 甲は、一時使用により乙に損害を与え、又は第三者と紛争を生じたときは、速やかに乙に届け出て、甲の責任において損害を賠償し、又は紛争を解決するものとする。

2 本協定による一時使用に伴い発生した第三者の損害及び事故等については、乙は一切の責任を負わない。

（協定の有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、有効期間の満了の日までに甲乙いずれからも申出がないときは、この協定は更に3年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 甲乙は、この協定の有効期間満了前に正当な理由によってこの協定を解約しようとするときは、30日前までに相手方に対し解約の申入れをしなければならない。

（定めのない事項等の処理）

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ、処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名のうえ、各自1通を保有する。

平成27年3月30日

甲 木更津市潮見一丁目1番地

木更津市

木更津市長 渡辺 芳 邦

乙 木更津市中島2533

東日本高速道路株式会社関東支社

東京湾アクアライン管理事務所

所 長 西 川 孝 一

別添図 省略

7 3 津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波発生時の緊急的な一時避難施設（以下「一時避難施設」という。）としての使用に関し、木更津市（以下「甲」という。）と海上自衛隊航空補給処（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、木更津市内に津波が発生し、又は発生するおそれがある場合の一時避難施設として、乙が管理する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（市民への周知）

第2条 乙は、一時避難施設として、本市防災マップや木更津市公式ホームページ、広報きさらづ等への掲載、又は施設への案内表示を行うことにより、広く市民に周知することを承諾するものとする。

（使用用途）

第3条 この協定における一時避難施設としての使用用途は、緊急的な一時避難に限るものとする。

（一時避難施設の名称、使用場所等）

第4条 乙は、次に掲げる施設を一時避難施設として甲に使用させるものとする。

- （1）名 称 海上自衛隊航空補給処 Z-1 倉庫
- （2）所在地 木更津市江川無番地
- （3）構造等 鉄骨造3階建
- （4）使用場所 Z-1 倉庫3階（別紙第1のとおり。）
- （5）収容人数 150名
- （6）避難経路 別紙第2のとおり。

（施設変更等の通知）

第5条 乙は、増改築等により一時避難施設の構造等又は避難経路に変更が生じる場合、工事等により一定期間使用できない場合、又は何らかの事由により使用不可能になるときは、事前に甲に通知するものとする。

（使用の通知）

第6条 甲は、一時避難施設を使用するときは、文書又は別に示す「津波発生緊急連絡網」により事前に乙に通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りではない。

（費用）

第7条 一時避難施設の使用に係る費用は、無料とする。

（損害賠償）

第8条 一時避難施設の使用に伴い発生した施設、備品等の損傷等の損害（地震、津波等の災害によるものを除く。）については、甲が現状復旧に要する費用を負担するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第9条 乙は、一時避難施設の使用の際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（使用期間）

第10条 一時避難施設の使用期間は、大津波警報又は津波警報が発表されたときから、当該警報の解除等により津波による被害のおそれなくなった時までとする。

なお、当該使用期間が過ぎてなお避難した地域住民等が一時避難施設を退去しないとき、甲は、乙の必要に応じ、甲の責任において当該住民等を他の施設に移動させるものとする。

（使用の終了）

第11条 甲は、一時避難施設の使用を終了するときは、文書又は口頭により乙に通知するものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上、各自1通を保有する。

平成27年5月29日

甲 木更津市潮見一丁目1番地
木更津市
木更津市長 渡辺 芳 邦

乙 木更津市江川無番地
海上自衛隊
航空補給処長 猫橋 敏 文

7 4 災害時等における一時避難施設としての使用に関する協定書

災害時等における一時避難場所としての使用に関し、木更津市（以下「甲」という。）と、㈱ホテルロイヤルガーデン（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、木更津市内に災害等が発生し、または発生するおそれがある場合に、乙の所有する施設を津波時における一時避難場所及び災害時における帰宅困難者の一時避難所として使用することについて必要な事項を定めるものとする。

（住民への周知）

第2条 乙は、一時避難施設として、本市の防災マップ、公式ホームページ及び広報紙に掲載すること、及び当該施設への案内表示等を行うことにより広く住民に周知することを承諾するものとする。

（使用用途）

第3条 この協定における施設使用の用途は、一時避難施設とする。

（一時避難施設の使用）

第4条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から、一時避難施設として甲に使用させるものとする。

- 施設名称 ホテルロイヤルガーデン木更津
- 所在地 木更津市大和1-8-14
- 所有者 株式会社ホテルロイヤルガーデン
- 構造等 鉄筋コンクリート造り7階

（使用範囲）

第5条 甲は、次に掲げる範囲を一時避難場所として使用するものとする。

（1）津波時における一時避難場所

- 避難場所 2階から7階フロア
- 収容人数 180人
- 避難経路 屋内階段を利用
- 入 口 正面玄関

（2）災害時における帰宅困難者の一時避難所

- 避難場所 1階から7階フロア
- 収容人数 180人
- 収容場所 2階以上は屋内階段を利用
- 入 口 正面玄関

（施設変更の報告）

第6条 乙は、使用施設の増改築等により当該建物の面積等に変更が生じる場合、工事等により一定期間使用できない場合、または何らかの事由により施設の使用が不可能になるときは、甲に連絡するものとする。

（利用の通知）

第7条 甲は、第3条に基づき一時避難施設として使用する際、事前に乙に対しその旨を文書または別紙緊急連絡網により通知するものとする。

2 甲は、一時避難施設の使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を一時避難施設として使用することができる。

（費用負担）

第8条 施設の使用料は無料とする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第9条 当該施設を一時避難施設として使用した場合に、施設の破損等については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第10条 乙は、当該施設に被災者や帰宅困難者が避難した際に発生した事故等に対しては、一切の責任を負わないものとする。

(使用期間)

第 11 条 一時避難施設の使用期間は、災害等が発生し、または発生する恐れがあるとき、気象庁から警報等が発表されたとき、及び災害等により帰宅困難者が発生したとき等から、それらの危険性がなくなったとき、または帰宅困難の状況が解消されたとき等までとする。

(一時避難施設の終了)

第 12 条 甲は、一時避難施設の使用を終了する際、乙に対しその旨を文書又は口頭で通知する。

(協議)

第 13 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 14 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 25 年 10 月 15 日

甲 木更津市潮見一丁目 1 番地

木更津市

木更津市長 水 越 勇 雄

乙 木更津市大和一丁目 8 番 14 号

株式会社ホテルロイヤルガーデン

代表取締役 鎌 田 淳 一

7 5 災害時等における一時避難施設としての使用に関する協定書

災害時等における一時的に避難する施設（以下「一時避難施設」という。）としての使用に関し、木更津市（以下「甲」という。）と、稲荷山新御堂寺（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、木更津市内に災害等が発生し、または発生するおそれがある場合に、乙の管理する施設（土地及び建物）を一時避難施設として使用することについて必要な事項を定めるものとする。

（市民への周知）

第2条 乙は、一時避難施設として、木更津市防災マップや木更津市公式ホームページ、広報きさらづ等への掲載、または当該施設への案内表示等を行うことにより、広く市民に周知することを承諾するものとする。

（使用用途）

第3条 この協定における施設使用の用途は、一時避難施設とする。

（一時避難施設の使用範囲）

第4条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を、一時避難施設として甲に使用させるものとする。

- 施設総称 新御堂寺
- 所在地 木更津市本郷3-1-19
- 施設詳細 別紙図面のとおり
- 構造等 木造 平屋建て
- 収容人数 16人

（施設変更の報告）

第5条 乙は、使用施設の増改築等により当該建物の面積等に変更が生じる場合、工事等により一定期間使用できない場合、または何らかの事由により施設の使用が不可能になるときは、甲に連絡するものとする。

（一時避難施設の開設）

第6条 甲は、次の場合、利用施設を一時避難施設として開設を要請することができる。ただし、甲の要請以前に、乙の判断により一時避難施設を開設する場合は、これを妨げない。

- （1） 住民の避難を要する地震、風水害その他の災害が発生し、または発生する恐れがある場合
- （2） 甲の指定する避難所が、受け入れ可能人数の限界を超えた場合
- （3） その他、甲が利用施設に避難させる必要があると認めた場合

（利用の通知）

第7条 甲は、第6条に基づき一時避難施設として使用する際、事前に乙に対しその旨を文書または別紙緊急連絡網により通知するものとする。

（費用負担）

第8条 施設の使用料は無料とする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第9条 当該施設を一時避難施設として使用した場合に、第4条に記載する使用範囲の破損等については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第 10 条 乙は、当該施設に被災者等が避難した際に発生した事故等に対しては、一切の責任を負わないものとする。

(使用期間)

第 11 条 一時避難施設の使用期間は、災害等が発生し、または発生する恐れがあるとき、気象庁から警報等が発表されたとき等から、それらの危険性がなくなったときまでとする。

(一時避難施設の終了)

第 12 条 甲は、一時避難施設の使用を終了する際、乙に対しその旨を文書又は口頭で通知する。

(協議)

第 13 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 14 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所 木更津市富士見一丁目 2 番 1 号

氏名 木更津市

木更津市長

乙 住所 木更津市本郷 3-1-19

氏名 稲荷山 新御堂寺

代表役員

7 6 災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）と、特別養護老人ホーム波岡の家（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生、又は発生するおそれがある場合において、福祉避難所の開設及び運営に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、木更津市内で災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、乙が所管する施設を福祉避難所として開設及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 福祉避難所に収容するものは、次の各号のいずれかに該当すると認められたもの（以下「要援護者等」という。）とする。

（1）災害時に緊急の入院加療等を必要としないが、専門性の高い介護等の支援を必要とし、指定避難所における避難生活に困難があると認められるもの。

（2）前号の該当者の安定した避難生活を確保するために必要と認められるもの。ただし、必要最少限の人数とする。

（使用施設）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を福祉避難所として甲に使用させるものとする。

○施設名称 特別養護老人ホーム波岡の家

○所在地 木更津市大久保761番2

○構造等 鉄筋コンクリート造り平屋建て

○収容予定人数 15人

（要請）

第4条 甲は、通常の避難所に避難した要援護者等が、二次的に避難するために開設する福祉避難所として前条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請する。

2 乙は、甲からの要請に対し、できるかぎり避難者等を受け入れるよう努めるものとする。

（開設）

第5条 甲の要請に基づき、乙が受入れを承認した場合に、甲は福祉避難所を開設する。

この場合は、甲は受入可能人員を乙と協議するものとする。

（移送）

第6条 福祉避難所への要援護者等の移送は、原則として要援護者等が自身の責任において行うものとする。

ただし、移送にあたり支援が必要であると判断した場合は、甲が移送するものとする。

2 乙は、甲から移送に関する協力の要請があった場合は、可能な範囲で移送に協力するものとする。

（運営）

第7条 福祉避難所の運営は乙が行うものとし、甲は乙に協力するものとする。

2 甲は、乙に対し、必要な情報の提供、物資の調達、災害ボランティア等をはじめとした運営を支援する人材の確保、及びその他運営に関し必要な協力を行うものとする。

（費用の負担）

第8条 施設の使用料は無料とする。ただし、福祉避難所の開設及び運営に要した費用であって、次に掲げるものについては甲が負担する。

（1）介助員等に要する人件費（夜勤及び宿直等に要する費用を含む。）

（2）第2条に規定するものに要する食料費

（3）その他乙が直接支払いを行ったものに要した費用

2 前各号の費用については、災害救助法（昭和22年法律第118）の規定による国庫負担等を基準に、甲乙協議の上、決定するものとする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第9条 当該施設を福祉避難所として使用した場合の施設の損傷等については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

(使用期間)

第 10 条 福祉避難所の使用期間は、甲からの要請に基づき要援護者等を受け入れたときから、災害の危険性がなくなり避難の必要性がないと判断されたときまでとする。ただし、甲が当該期間を延長する必要があると認めるときは、甲乙協議のうえ、当該期間を延長することができる。

(福祉避難所の終了)

第 11 条 甲は、福祉避難所の使用を終了する際、乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知する。

(守秘義務)

第 12 条 乙は、福祉避難所の開設及び運営にあたり知り得た情報を、甲以外のものに漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡の制限)

第 13 条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第 14 条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、次に掲げる記録を事業実施後 5 年間保管しなければならない。

- (1) 要援護者等の氏名、住所及び滞在期間等
- (2) 要援護者等に提供した食料や物資等の数量及び価格等
- (3) その他乙が直接支払いを行ったものに要した費用

(有効期間)

第 15 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第 16 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(住民への周知)

第 17 条 乙は、甲が当該施設を福祉避難所として、本市の防災マップ、公式ホームページ及び広報紙等へ掲載し、広く住民に周知することを承諾するものとする。ただし、甲は、当該施設が二次的避難所であることを併せて周知するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 28 年 2 月 25 日

甲 木更津市富士見一丁目 2 番 1 号
木更津市
木更津市長 渡 辺 芳 邦 ㊟

乙 木更津市大久保 7 6 1 番 2
社会福祉法人 千葉育美会
特別養護老人ホーム 波岡の家
理事長 長 沼 信 治 ㊟

7 7 災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）と、社会福祉法人鵬和会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生、又は発生するおそれがある場合において、福祉避難所の開設及び運営に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、木更津市内で災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、乙が所管する施設を福祉避難所として開設及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 福祉避難所に収容するものは、次の各号のいずれかに該当すると認められた者（以下「要援護者等」という。）とする。

（1）災害時に緊急の入院加療等を必要としないが、専門性の高い介護等の支援を必要とし、指定避難所における避難生活に困難があると認められる者。

（2）前号の該当者の安定した避難生活を確保するために必要と認められる者。ただし、必要最少限の人数とする。

（使用施設）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を福祉避難所として甲に使用させるものとする。

○施設名称 特別養護老人ホームさつき園

○所在地 木更津市長須賀1219番地

○構造等 鉄筋コンクリート造 3階建

○収容予定人数 20名

（要請）

第4条 甲は、通常の避難所に避難した要援護者等が、二次的に避難するために開設する福祉避難所として前条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請する。

2 乙は、甲からの要請に対し、できるかぎり避難者等を受け入れるよう努めるものとする。

（開設）

第5条 甲の要請に基づき、乙が受入れを承認した場合に、甲は福祉避難所を開設する。

この場合は、甲は受入可能人員を乙と協議するものとする。

（移送）

第6条 福祉避難所への要援護者等の移送は、原則として要援護者等が自身の責任において行うものとする。

ただし、移送にあたり支援が必要であると判断した場合は、甲が移送するものとする。

2 乙は、甲から移送に関する協力の要請があった場合は、可能な範囲で移送に協力するものとする。

（運営）

第7条 福祉避難所の運営は乙が行うものとし、甲は乙に協力するものとする。

2 甲は、乙に対し、必要な情報の提供、物資の調達、災害ボランティア等をはじめとした運営を支援する人材の確保、及びその他運営に関し必要な協力を行うものとする。

（費用の負担）

第8条 施設の使用料は無料とする。ただし、福祉避難所の開設及び運営に要した費用であって、次に掲げるものについては甲が負担する。

（1）介助員等に要する人件費（夜勤及び宿直等に要する費用を含む。）

（2）第2条に規定する者に要する食料費

（3）その他乙が直接支払いを行ったものに要した費用

2 前各号の費用については、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定による国庫負担等を基準に、甲乙協議の上、決定するものとする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第9条 当該施設を福祉避難所として使用した場合の施設の損傷等については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

(使用期間)

第 10 条 福祉避難所の使用期間は、甲からの要請に基づき要援護者等を受け入れたときから、災害の危険性がなくなり避難の必要性がないと判断されたときまでとする。ただし、甲が当該期間を延長する必要があると認めるときは、甲乙協議のうえ、当該期間を延長することができる。

(福祉避難所の終了)

第 11 条 甲は、福祉避難所の使用を終了する際、乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知する。

(守秘義務)

第 12 条 乙は、福祉避難所の開設及び運営にあたり知り得た情報を、甲以外のものに漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡の制限)

第 13 条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第 14 条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、次に掲げる記録を事業実施後 5 年間保管しなければならない。

- (1) 要援護者等の氏名、住所及び滞在期間等
- (2) 要援護者等に提供した食料や物資等の数量及び価格等
- (3) その他乙が直接支払いを行ったものに要した費用

(有効期間)

第 15 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第 16 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(住民への周知)

第 17 条 乙は、甲が当該施設を福祉避難所として、本市の防災マップ、公式ホームページ及び広報紙等へ掲載し、広く住民に周知することを承諾するものとする。ただし、甲は、当該施設が二次的避難所であることを併せて周知するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 28 年 5 月 31 日

甲 木更津市富士見一丁目 2 番 1 号
木更津市
木更津市長 渡 辺 芳 邦 ㊞

乙 木更津市長須賀 1 2 1 9 番地
社会福祉法人鵬和会
理事長 桂 山 佐 登 美 ㊞

7 8 災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）と、特別養護老人ホーム中郷記念館（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生、又は発生するおそれがある場合において、福祉避難所の開設及び運営に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、木更津市内で災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、乙が所管する施設を福祉避難所として開設及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 福祉避難所に収容するものは、次の各号のいずれかに該当すると認められたもの（以下「要援護者等」という。）とする。

（1）災害時に緊急の入院加療等を必要としないが、専門性の高い介護等の支援を必要とし、指定避難所における避難生活に困難があると認められるもの。

（2）前号の該当者の安定した避難生活を確保するために必要と認められるもの。ただし、必要最少限の人数とする。

（使用施設）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を福祉避難所として甲に使用させるものとする。

○施設名称 特別養護老人ホーム中郷記念館

○所在地 木更津市井尻951

○構造等 鉄筋コンクリート造り平屋建て

○収容予定人数 5名

（要請）

第4条 甲は、通常の避難所に避難した要援護者等が、二次的に避難するために開設する福祉避難所として前条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請する。

2 乙は、甲からの要請に対し、できるかぎり避難者等を受け入れるよう努めるものとする。

（開設）

第5条 甲の要請に基づき、乙が受入れを承認した場合に、甲は福祉避難所を開設する。

この場合は、甲は受入可能人員を乙と協議するものとする。

（移送）

第6条 福祉避難所への要援護者等の移送は、原則として要援護者等が自身の責任において行うものとする。

ただし、移送にあたり支援が必要であると判断した場合は、甲が移送するものとする。

2 乙は、甲から移送に関する協力の要請があった場合は、可能な範囲で移送に協力するものとする。

（運営）

第7条 福祉避難所の運営は乙が行うものとし、甲は乙に協力するものとする。

2 甲は、乙に対し、必要な情報の提供、物資の調達、災害ボランティア等をはじめとした運営を支援する人材の確保、及びその他運営に関し必要な協力を行うものとする。

（費用の負担）

第8条 施設の使用料は無料とする。ただし、福祉避難所の開設及び運営に要した費用であって、次に掲げるものについては甲が負担する。

（1）介助員等に要する人件費（夜勤及び宿直等に要する費用を含む。）

（2）第2条に規定するものに要する食料費

（3）その他乙が直接支払いを行ったものに要した費用

2 前各号の費用については、災害救助法（昭和22年法律第118）の規定による国庫負担等を基準に、甲乙協議の上、決定するものとする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第9条 当該施設を福祉避難所として使用した場合の施設の損傷等については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

(使用期間)

第 10 条 福祉避難所の使用期間は、甲からの要請に基づき要援護者等を受け入れたときから、災害の危険性がなくなり避難の必要性がないと判断されたときまでとする。ただし、甲が当該期間を延長する必要があると認めるときは、甲乙協議のうえ、当該期間を延長することができる。

(福祉避難所の終了)

第 11 条 甲は、福祉避難所の使用を終了する際、乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知する。

(守秘義務)

第 12 条 乙は、福祉避難所の開設及び運営にあたり知り得た情報を、甲以外のものに漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡の制限)

第 13 条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第 14 条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、次に掲げる記録を事業実施後 5 年間保管しなければならない。

- (1) 要援護者等の氏名、住所及び滞在期間等
- (2) 要援護者等に提供した食料や物資等の数量及び価格等
- (3) その他乙が直接支払いを行ったものに要した費用

(有効期間)

第 15 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第 16 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(住民への周知)

第 17 条 乙は、甲が当該施設を福祉避難所として、本市の防災マップ、公式ホームページ及び広報紙等へ掲載し、広く住民に周知することを承諾するものとする。ただし、甲は、当該施設が二次的避難所であることを併せて周知するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 28 年 7 月 21 日

甲 木更津市富士見一丁目 2 番 1 号
木更津市
木更津市長 渡 辺 芳 邦 (印)

乙 木更津市井尻 9 5 1 番地
社会福祉法人かずさ萬燈会
特別養護老人ホーム中郷記念館
理事長 渡 邊 元 貴 (印)

7 9 災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）と、社会福祉法人慈心会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生、又は発生するおそれがある場合において、福祉避難所の開設及び運営に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、木更津市内で災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、乙が所管する施設を福祉避難所として開設及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 福祉避難所に収容するものは、次の各号のいずれかに該当すると認められたもの（以下「要援護者等」という。）とする。

（1）災害時に緊急の入院加療等を必要としないが、専門性の高い介護等の支援を必要とし、指定避難所における避難生活に困難があると認められるもの。

（2）前号の該当者の安定した避難生活を確保するために必要と認められるもの。ただし、必要最少限の人数とする。

（使用施設）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を福祉避難所として甲に使用させるものとする。

○施設名称 特別養護老人ホーム 南清苑

○所在地 木更津市中尾623-1

○構造等 鉄筋コンクリート 3階建

○収容予定人数 10名

（要請）

第4条 甲は、通常の避難所に避難した要援護者等が、二次的に避難するために開設する福祉避難所として前条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請する。

2 乙は、甲からの要請に対し、できるかぎり避難者等を受け入れるよう努めるものとする。

（開設）

第5条 甲の要請に基づき、乙が受入れを承認した場合に、甲は福祉避難所を開設する。

この場合は、甲は受入可能人員を乙と協議するものとする。

（移送）

第6条 福祉避難所への要援護者等の移送は、原則として要援護者等が自身の責任において行うものとする。

ただし、移送にあたり支援が必要であると判断した場合は、甲が移送するものとする。

2 乙は、甲から移送に関する協力の要請があった場合は、可能な範囲で移送に協力するものとする。

（運営）

第7条 福祉避難所の運営は乙が行うものとし、甲は乙に協力するものとする。

2 甲は、乙に対し、必要な情報の提供、物資の調達、災害ボランティア等をはじめとした運営を支援する人材の確保、及びその他運営に関し必要な協力を行うものとする。

（費用の負担）

第8条 施設の使用料は無料とする。ただし、福祉避難所の開設及び運営に要した費用であって、次に掲げるものについては甲が負担する。

（1）介助員等に要する人件費（夜勤及び宿直等に要する費用を含む。）

（2）第2条に規定するものに要する食料費

（3）その他乙が直接支払いを行ったものに要した費用

2 前各号の費用については、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定による国庫負担等を基準に、甲乙協議の上、決定するものとする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第9条 当該施設を福祉避難所として使用した場合の施設の損傷等については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

(使用期間)

第 10 条 福祉避難所の使用期間は、甲からの要請に基づき要援護者等を受け入れたときから、災害の危険性がなくなり避難の必要性がないと判断されたときまでとする。ただし、甲が当該期間を延長する必要があると認めるときは、甲乙協議のうえ、当該期間を延長することができる。

(福祉避難所の終了)

第 11 条 甲は、福祉避難所の使用を終了する際、乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知する。

(守秘義務)

第 12 条 乙は、福祉避難所の開設及び運営にあたり知り得た情報を、甲以外のものに漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡の制限)

第 13 条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第 14 条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、次に掲げる記録を事業実施後 5 年間保管しなければならない。

- (1) 要援護者等の氏名、住所及び滞在期間等
- (2) 要援護者等に提供した食料や物資等の数量及び価格等
- (3) その他乙が直接支払いを行ったものに要した費用

(有効期間)

第 15 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第 16 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(住民への周知)

第 17 条 乙は、甲が当該施設を福祉避難所として、本市の防災マップ、公式ホームページ及び広報紙等へ掲載し、広く住民に周知することを承諾するものとする。ただし、甲は、当該施設が二次的避難所であることを併せて周知するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 28 年 7 月 21 日

甲 木更津市富士見一丁目 2 番 1 号
木更津市
木更津市長 渡 辺 芳 邦 (印)

乙 千葉県木更津市中尾 6 2 3-1
社会福祉法人 慈心会
特別養護老人ホーム 木更津南清苑
理事長 本 田 憲 康 (印)

80 災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）と、社会福祉法人 長須賀保育園（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生、又は発生するおそれがある場合において、福祉避難所の開設及び運営に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、木更津市内で災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、乙が所管する施設を福祉避難所として開設及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 福祉避難所に収容するものは、次の各号のいずれかに該当すると認められたもの（以下「要援護者等」という。）とする。

（1）災害時に緊急の入院加療等を必要としないが、専門性の高い介護等の支援を必要とし、指定避難所における避難生活に困難があると認められるもの。

（2）前号の該当者の安定した避難生活を確保するために必要と認められるもの。ただし、必要最少限の人数とする。

（使用施設）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を福祉避難所として甲に使用させるものとする。

○施設名称 ケアハウス グリーンパレス

○所在地 木更津市長須賀1305-1

○構造等 鉄骨造スレート葺 5階建

○収容予定人数 10名

（要請）

第4条 甲は、通常の避難所に避難した要援護者等が、二次的に避難するために開設する福祉避難所として前条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請する。

2 乙は、甲からの要請に対し、できるかぎり避難者等を受け入れるよう努めるものとする。

（開設）

第5条 甲の要請に基づき、乙が受入れを承認した場合に、甲は福祉避難所を開設する。

この場合は、甲は受入可能人員を乙と協議するものとする。

（移送）

第6条 福祉避難所への要援護者等の移送は、原則として要援護者等が自身の責任において行うものとする。

ただし、移送にあたり支援が必要であると判断した場合は、甲が移送するものとする。

2 乙は、甲から移送に関する協力の要請があった場合は、可能な範囲で移送に協力するものとする。

（運営）

第7条 福祉避難所の運営は乙が行うものとし、甲は乙に協力するものとする。

2 甲は、乙に対し、必要な情報の提供、物資の調達、災害ボランティア等をはじめとした運営を支援する人材の確保、及びその他運営に関し必要な協力を行うものとする。

（費用の負担）

第8条 施設の使用料は無料とする。ただし、福祉避難所の開設及び運営に要した費用であって、次に掲げるものについては甲が負担する。

（1）介助員等に要する人件費（夜勤及び宿直等に要する費用を含む。）

（2）第2条に規定するものに要する食料費

（3）その他乙が直接支払いを行ったものに要した費用

2 前各号の費用については、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定による国庫負担等を基準に、甲乙協議の上、決定するものとする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第9条 当該施設を福祉避難所として使用した場合の施設の損傷等については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

(使用期間)

第 10 条 福祉避難所の使用期間は、甲からの要請に基づき要援護者等を受け入れたときから、災害の危険性がなくなり避難の必要性がないと判断されたときまでとする。ただし、甲が当該期間を延長する必要があると認めるときは、甲乙協議のうえ、当該期間を延長することができる。

(福祉避難所の終了)

第 11 条 甲は、福祉避難所の使用を終了する際、乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知する。

(守秘義務)

第 12 条 乙は、福祉避難所の開設及び運営にあたり知り得た情報を、甲以外のものに漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡の制限)

第 13 条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第 14 条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、次に掲げる記録を事業実施後 5 年間保管しなければならない。

- (1) 要援護者等の氏名、住所及び滞在期間等
- (2) 要援護者等に提供した食料や物資等の数量及び価格等
- (3) その他乙が直接支払いを行ったものに要した費用

(有効期間)

第 15 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第 16 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(住民への周知)

第 17 条 乙は、甲が当該施設を福祉避難所として、本市の防災マップ、公式ホームページ及び広報紙等へ掲載し、広く住民に周知することを承諾するものとする。ただし、甲は、当該施設が二次的避難所であることを併せて周知するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 28 年 7 月 27 日

甲 木更津市富士見一丁目 2 番 1 号
木更津市
木更津市長 渡 辺 芳 邦 ㊟

乙 木更津市長須賀 1309
社会福祉法人 長須賀保育園
理事長 堀 口 文 男 ㊟

8 1 災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）と、社会福祉法人梅香会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生、又は発生するおそれがある場合において、福祉避難所の開設及び運営に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、木更津市内で災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、乙が所管する施設を福祉避難所として開設及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 福祉避難所に収容するものは、次の各号のいずれかに該当すると認められたもの（以下「要援護者等」という。）とする。

（1）災害時に緊急の入院加療等を必要としないが、専門性の高い介護等の支援を必要とし、指定避難所における避難生活に困難があると認められるもの。

（2）前号の該当者の安定した避難生活を確保するために必要と認められるもの。ただし、必要最少限の人数とする。

（使用施設）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を福祉避難所として甲に使用させるものとする。

○施設名称 特別養護老人ホーム 矢那 梅の香園

○所在地 木更津市矢那3731-2

○構造等 鉄筋コンクリート4階建て

○収容予定人数 10人

（要請）

第4条 甲は、通常の避難所に避難した要援護者等が、二次的に避難するために開設する福祉避難所として前条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請する。

2 乙は、甲からの要請に対し、できるかぎり避難者等を受け入れるよう努めるものとする。

（開設）

第5条 甲の要請に基づき、乙が受入れを承認した場合に、甲は福祉避難所を開設する。

この場合は、甲は受入可能人員を乙と協議するものとする。

（移送）

第6条 福祉避難所への要援護者等の移送は、原則として要援護者等が自身の責任において行うものとする。

ただし、移送にあたり支援が必要であると判断した場合は、甲が移送するものとする。

2 乙は、甲から移送に関する協力の要請があった場合は、可能な範囲で移送に協力するものとする。

（運営）

第7条 福祉避難所の運営は乙が行うものとし、甲は乙に協力するものとする。

2 甲は、乙に対し、必要な情報の提供、物資の調達、災害ボランティア等をはじめとした運営を支援する人材の確保、及びその他運営に関し必要な協力を行うものとする。

（費用の負担）

第8条 施設の使用料は無料とする。ただし、福祉避難所の開設及び運営に要した費用であって、次に掲げるものについては甲が負担する。

（1）介助員等に要する人件費（夜勤及び宿直等に要する費用を含む。）

（2）第2条に規定するものに要する食料費

（3）その他乙が直接支払いを行ったものに要した費用

2 前各号の費用については、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定による国庫負担等を基準に、甲乙協議の上、決定するものとする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第9条 当該施設を福祉避難所として使用した場合の施設の損傷等については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

(使用期間)

第 10 条 福祉避難所の使用期間は、甲からの要請に基づき要援護者等を受け入れたときから、災害の危険性がなくなり避難の必要性がないと判断されたときまでとする。ただし、甲が当該期間を延長する必要があると認めるときは、甲乙協議のうえ、当該期間を延長することができる。

(福祉避難所の終了)

第 11 条 甲は、福祉避難所の使用を終了する際、乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知する。

(守秘義務)

第 12 条 乙は、福祉避難所の開設及び運営にあたり知り得た情報を、甲以外のものに漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡の制限)

第 13 条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第 14 条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、次に掲げる記録を事業実施後 5 年間保管しなければならない。

- (1) 要援護者等の氏名、住所及び滞在期間等
- (2) 要援護者等に提供した食料や物資等の数量及び価格等
- (3) その他乙が直接支払いを行ったものに要した費用

(有効期間)

第 15 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第 16 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(住民への周知)

第 17 条 乙は、甲が当該施設を福祉避難所として、本市の防災マップ、公式ホームページ及び広報紙等へ掲載し、広く住民に周知することを承諾するものとする。ただし、甲は、当該施設が二次的避難所であることを併せて周知するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 28 年 8 月 25 日

甲 木更津市富士見一丁目 2 番 1 号
木更津市
木更津市長 渡 辺 芳 邦 ㊟

乙 木更津市矢那字天神前 3 7 3 1 番 2
社会福祉法人 梅香会
理事長 重 城 明 男 ㊟

8 2 災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）と、社会福祉法人 邦進会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生、又は発生するおそれがある場合において、福祉避難所の開設及び運営に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、木更津市内で災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、乙が所管する施設を福祉避難所として開設及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 福祉避難所に収容するものは、次の各号のいずれかに該当すると認められたもの（以下「要援護者等」という。）とする。

（1）災害時に緊急の入院加療等を必要としないが、専門性の高い介護等の支援を必要とし、指定避難所における避難生活に困難があると認められるもの。

（2）前号の該当者の安定した避難生活を確保するために必要と認められるもの。ただし、必要最少限の人数とする。

（使用施設）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を福祉避難所として甲に使用させるものとする。

○施設名称 特別養護老人ホーム かもめの森

○所在地 木更津市伊豆島671

○構造等 鉄筋コンクリート造2階建て

○収容予定人数 10人

（要請）

第4条 甲は、通常の避難所に避難した要援護者等が、二次的に避難するために開設する福祉避難所として前条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請する。

2 乙は、甲からの要請に対し、できるかぎり避難者等を受け入れるよう努めるものとする。

（開設）

第5条 甲の要請に基づき、乙が受入れを承認した場合に、甲は福祉避難所を開設する。

この場合は、甲は受入可能人員を乙と協議するものとする。

（移送）

第6条 福祉避難所への要援護者等の移送は、原則として要援護者等が自身の責任において行うものとする。

ただし、移送にあたり支援が必要であると判断した場合は、甲が移送するものとする。

2 乙は、甲から移送に関する協力の要請があった場合は、可能な範囲で移送に協力するものとする。

（運営）

第7条 福祉避難所の運営は乙が行うものとし、甲は乙に協力するものとする。

2 甲は、乙に対し、必要な情報の提供、日常生活品・食料・介護必需品・医療材料等の調達、災害ボランティア等をはじめとした運営を支援する人材の確保、及びその他運営に関し必要な協力を行うものとする。

（費用の負担）

第8条 施設の使用料は無料とする。ただし、福祉避難所の開設及び運営に要した費用であって、次に掲げるものについては甲が負担する。

（1）介助員等に要する人件費（夜勤及び宿直等に要する費用を含む。）

（2）第2条に規定するものに要する食料費

（3）その他乙が直接支払いを行ったものに要した費用

2 前各号の費用については、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定による国庫負担等を基準に、甲乙協議の上、決定するものとする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第9条 当該施設を福祉避難所として使用した場合の施設の損傷等については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

(使用期間)

第 10 条 福祉避難所の使用期間は、甲からの要請に基づき要援護者等を受け入れたときから、7 日以内とする。ただし、甲が当該期間を延長する必要があると認めるときは、甲乙協議のうえ、当該期間を延長することができる。

(福祉避難所の終了)

第 11 条 甲は、福祉避難所の使用を終了する際、乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知する。

(守秘義務)

第 12 条 乙は、福祉避難所の開設及び運営にあたり知り得た情報を、甲以外のものに漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡の制限)

第 13 条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第 14 条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、次に掲げる記録を事業実施後 5 年間保管しなければならない。

- (1) 要援護者等の氏名、住所及び滞在期間等
- (2) 要援護者等に提供した食料や物資等の数量及び価格等
- (3) その他乙が直接支払いを行ったものに要した費用

(有効期間)

第 15 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第 16 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(住民への周知)

第 17 条 乙は、甲が当該施設を福祉避難所として、本市の防災マップ、公式ホームページ及び広報紙等へ掲載し、広く住民に周知することを承諾するものとする。ただし、甲は、当該施設が二次的避難所であることを併せて周知するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 28 年 8 月 31 日

甲 木更津市富士見一丁目 2 番 1 号
木更津市
木更津市長 渡 辺 芳 邦 ⑤

乙 木更津市伊豆島 6 7 1
社会福祉法人 邦進会
特別養護老人ホーム かもめの森
理事長 小 島 國 利 ⑤

8 3 災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）と、社会福祉法人みづき会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生、又は発生するおそれがある場合において、福祉避難所の開設及び運営に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、木更津市内で災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、乙が所管する施設を福祉避難所として開設及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 福祉避難所に収容するものは、次の各号のいずれかに該当すると認められたもの（以下「要援護者等」という。）とする。

（1）災害時に緊急の入院加療等を必要としないが、専門性の高い介護等の支援を必要とし、指定避難所における避難生活に困難があると認められるもの。

（2）前号の該当者の安定した避難生活を確保するために必要と認められるもの。ただし、必要最少限の人数とする。

（使用施設）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を福祉避難所として甲に使用させるものとする。

○施設名称 上総喜望の郷

○所在地 木更津市下郡2275番地1

○構造等 鉄筋コンクリート

○収容予定人数 10名

（要請）

第4条 甲は、通常の避難所に避難した要援護者等が、二次的に避難するために開設する福祉避難所として前条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請する。

2 乙は、甲からの要請に対し、できるかぎり避難者等を受け入れるよう努めるものとする。

（開設）

第5条 甲の要請に基づき、乙が受入れを承認した場合に、甲は福祉避難所を開設する。

この場合は、甲は受入可能人員を乙と協議するものとする。

（移送）

第6条 福祉避難所への要援護者等の移送は、原則として要援護者等が自身の責任において行うものとする。

ただし、移送にあたり支援が必要であると判断した場合は、甲が移送するものとする。

2 乙は、甲から移送に関する協力の要請があった場合は、可能な範囲で移送に協力するものとする。

（運営）

第7条 福祉避難所の運営は乙が行うものとし、甲は乙に協力するものとする。

2 甲は、乙に対し、必要な情報の提供、物資の調達、災害ボランティア等をはじめとした運営を支援する人材の確保、及びその他運営に関し必要な協力を行うものとする。

（費用の負担）

第8条 施設の使用料は無料とする。ただし、福祉避難所の開設及び運営に要した費用であって、次に掲げるものについては甲が負担する。

（1）介助員等に要する人件費（夜勤及び宿直等に要する費用を含む。）

（2）第2条に規定するものに要する食料費

（3）その他乙が直接支払いを行ったものに要した費用

2 前各号の費用については、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定による国庫負担等を基準に、甲乙協議の上、決定するものとする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第9条 当該施設を福祉避難所として使用した場合の施設の損傷等については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

(使用期間)

第 10 条 福祉避難所の使用期間は、甲からの要請に基づき要援護者等を受け入れたときから、災害の危険性がなくなり避難の必要性がないと判断されたときまでとする。ただし、甲が当該期間を延長する必要があると認めるときは、甲乙協議のうえ、当該期間を延長することができる。

(福祉避難所の終了)

第 11 条 甲は、福祉避難所の使用を終了する際、乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知する。

(守秘義務)

第 12 条 乙は、福祉避難所の開設及び運営にあたり知り得た情報を、甲以外のものに漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡の制限)

第 13 条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第 14 条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、次に掲げる記録を事業実施後 5 年間保管しなければならない。

- (1) 要援護者等の氏名、住所及び滞在期間等
- (2) 要援護者等に提供した食料や物資等の数量及び価格等
- (3) その他乙が直接支払いを行ったものに要した費用

(有効期間)

第 15 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第 16 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(住民への周知)

第 17 条 乙は、甲が当該施設を福祉避難所として、本市の防災マップ、公式ホームページ及び広報紙等へ掲載し、広く住民に周知することを承諾するものとする。ただし、甲は、当該施設が二次的避難所であることを併せて周知するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 29 年 2 月 16 日

甲 木更津市富士見一丁目 2 番 1 号
木更津市
木更津市長 渡 辺 芳 邦 ⑤

乙 木更津市下郡 2 2 7 5 番地 1
社会福祉法人みづき会 上総喜望の郷
理事長 樋 口 敦 夫 ⑤

8 4 災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書

木更津市（以下「甲」という。）と、社会福祉法人のゆり会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生、又は発生するおそれがある場合において、福祉避難所の開設及び運営に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、木更津市内で災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、乙が所管する施設を福祉避難所として開設及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 福祉避難所に収容するものは、次の各号のいずれかに該当すると認められたもの（以下「要援護者等」という。）とする。

（1）災害時に緊急の入院加療等を必要としないが、専門性の高い介護等の支援を必要とし、指定避難所における避難生活に困難があると認められるもの。

（2）前号の該当者の安定した避難生活を確保するために必要と認められるもの。ただし、必要最少限の人数とする。

（使用施設）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を福祉避難所として甲に使用させるものとする。

○施設名称	のぞみワークショップ
○所在地	木更津市真里谷2422番地
○構造等	RC 平屋建て
○収容予定人数	30名

（要請）

第4条 甲は、通常の避難所に避難した要援護者等が、二次的に避難するために開設する福祉避難所として前条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請する。

2 乙は、甲からの要請に対し、できるかぎり避難者等を受け入れるよう努めるものとする。

（開設）

第5条 甲の要請に基づき、乙が受入れを承認した場合に、甲は福祉避難所を開設する。

この場合は、甲は受入可能人員を乙と協議するものとする。

（移送）

第6条 福祉避難所への要援護者等の移送は、原則として要援護者等が自身の責任において行うものとする。

ただし、移送にあたり支援が必要であると判断した場合は、甲が移送するものとする。

2 乙は、甲から移送に関する協力の要請があった場合は、可能な範囲で移送に協力するものとする。

（運営）

第7条 福祉避難所の運営は乙が行うものとし、甲は乙に協力するものとする。

2 甲は、乙に対し、必要な情報の提供、物資の調達、災害ボランティア等をはじめとした運営を支援する人材の確保、及びその他運営に関し必要な協力を行うものとする。

（費用の負担）

第8条 施設の使用料は無料とする。ただし、福祉避難所の開設及び運営に要した費用であって、次に掲げるものについては甲が負担する。

（1）介助員等に要する人件費（夜勤及び宿直等に要する費用を含む。）

（2）第2条に規定するものに要する食料費

（3）その他乙が直接支払いを行ったものに要した費用

2 前各号の費用については、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定による国庫負担等を基準に、甲乙協議の上、決定するものとする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第9条 当該施設を福祉避難所として使用した場合の施設の損傷等については、甲が復旧に係る費用を負担

するものとする。

(使用期間)

第 10 条 福祉避難所の使用期間は、甲からの要請に基づき要援護者等を受け入れたときから、災害の危険性がなくなり避難の必要性がないと判断されたときまでとする。ただし、甲が当該期間を延長する必要があると認めるときは、甲乙協議のうえ、当該期間を延長することができる。

(福祉避難所の終了)

第 11 条 甲は、福祉避難所の使用を終了する際、乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知する。

(守秘義務)

第 12 条 乙は、福祉避難所の開設及び運営にあたり知り得た情報を、甲以外のものに漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡の制限)

第 13 条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第 14 条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、次に掲げる記録を事業実施後 5 年間保管しなければならない。

- (1) 要援護者等の氏名、住所及び滞在期間等
- (2) 要援護者等に提供した食料や物資等の数量及び価格等
- (3) その他乙が直接支払いを行ったものに要した費用

(有効期間)

第 15 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第 16 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(住民への周知)

第 17 条 乙は、甲が当該施設を福祉避難所として、本市の防災マップ、公式ホームページ及び広報紙等へ掲載し、広く住民に周知することを承諾するものとする。ただし、甲は、当該施設が二次的避難所であることを併せて周知するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 30 年 4 月 19 日

甲 木更津市富士見一丁目 2 番 1 号
木更津市
木更津市長 渡 辺 芳 邦 ㊞

乙 社会福祉法人のゆり会
のぞみワークショップ
〒292-0201 千葉県木更津市真里谷 2422
理事長 津 田 望 ㊞

85 災害発生時における施設利用等に関する協定書

木更津市（以下「市」という。）と学校法人君津学園（以下「君津学園」という。）とは、木更津市内において災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第2条第1項に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合又は発生のおそれがある場合に市が君津学園の管理する学校施設等を利用すること等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、市が君津学園の管理する学校施設等を避難所及び避難場所（以下「避難所等」という。）として利用すること並びに君津学園の教職員が避難所の運営に協力すること（以下「施設利用等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（施設利用等の内容）

第2条 前条に定める施設利用等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 避難所として、次に掲げる君津学園の管理する学校施設を市が利用すること。
 - ア 屋内運動場（体育館等）
 - イ 教室、会議室等（ただし、屋内運動場等では避難者を収容することができない場合）
 - (2) 避難場所として、次に掲げる君津学園の管理する学校施設を市が利用すること。
 - ア 屋外運動場等
 - イ 屋内運動場（ただし、雨天等で、運営・管理状態により可能な場合）
 - (3) 避難所等の利用に付随して、君津学園の管理する学校設備、備品及び機器類等（以下「学校備品等」という。）を市が利用すること。
 - (4) 君津学園の教職員が避難所等の運営に協力すること。
- 2 前項に定めるもののほか、施設利用等の具体的な内容については、君津学園の施設の被害状況等を勘案した上で、千葉県が定める避難所運営に関する指針等に基づき、市と君津学園が協議してその都度定めるものとする。

（施設利用等の要請）

第3条 市は、君津学園の管理する学校施設等を避難所等として利用する必要があるときは、君津学園に対し、施設利用等を要請することができる。

2 市は、君津学園に対し、施設利用等を要請するときは、次に掲げる事項を明らかにし、電話等により要請を行うものとする。ただし、君津学園は、本項に基づき要請を受ける以前に住民が緊急避難してきたことを現認した場合は、市にその旨を通報するとともに、避難所等の利用に供するものとする。

- (1) 施設利用等の範囲
 - (2) 施設利用等の期間
 - (3) その他必要と認める事項
- 3 君津学園は、市から施設利用等の要請を受けたときは、学校運営に支障のない範囲で施設利用等に協力するものとする。ただし、木更津市内において震度5以上の震度を観測したときは、君津学園は、市からの要請を待たずに自らの判断で君津学園の管理する学校施設等を避難所等の利用に供することができるものとする。

（避難所の開設等）

第4条 避難所の開設は、第2条第1項第4号の規定による君津学園の教職員の協力を得て、市職員が行うものとする。

- 2 市は、避難所を開設したときは市職員を配置し、責任者を置くものとする。
- 3 避難所の管理及び運営は、市職員、君津学園の教職員及び避難者で組織された避難所運営委員会が連携して行うものとする。

（学校施設の返還）

- 第5条 市は、君津学園が早期に学校運営を再開できるように努めるものとする。
- 2 市は、避難所等を閉鎖するときは、速やかに、君津学園の管理する学校施設及び学校備品等を君津学園に返還するものとする。また、返還にあたって市は、原則として、避難所等として利用する前の常態に復元するものとする。
- 3 市は、避難者の減少等により、学校施設及び学校備品等の利用範囲を縮小できるときは、前項の規定にかかわらず、避難所等の閉鎖前に段階的に君津学園の管理する学校施設及び学校備品等を君津学園に返還するものとする。
- 4 君津学園の管理する学校施設及び学校備品等の返還に関し、市及び君津学園は、誠実に協議して必要な事項を決定するものとする。

(経費の負担)

第6条 利用期間中に学校施設の利用に要した経費は、市が負担するものとし、その金額等については、市と君津学園が協議のうえ決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年10月18日号外法律第118号）が適用された場合にあっては、その定めに従うものとする。

(協議等)

- 第7条 この協定に定めがない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、市と君津学園が協議して定めるものとする。
- 2 市及び君津学園は、本協定の実効性を向上させるため、施設利用等に関し、定期的に連絡調整を行うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに市及び君津学園のいずれからも協定解除、又は変更の申出がないときは、本協定は同一の条件で1年間更新されるものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、市、君津学園記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年8月26日

市	住所	木更津市富士見一丁目2番1号
	氏名	木更津市 木更津市長 渡辺 芳 邦
君津学園	住所	木更津市太田三丁目3番4号
	氏名	学校法人君津学園 理事長 真 板 竜太郎

8 6 風水雪害、地震その他の災害時における応急措置に関する覚書

木更津市（以下「甲」という。）と ○○○○（以下「乙」という。）とは、風水雪害、地震その他の災害が発生し、また発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の応急活動について、次のとおり覚書を締結するものとする。

（目的）

第1条 この覚書は、災害時に甲及び乙が迅速かつ的確に対応し、甲の管理する道路、河川・水路その他の公共土木施設の機能を確保し、又は回復することにより、市民生活の安寧を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するために必要があると認めたときは、道路、河川・水路等の応急修理、障害物の除去その他の応急活動（以下「応急活動」という。）を乙に要請するものとする。

（協力体制）

第3条 乙は協力体制申出書（別記第1号様式）を年度当初に甲に提出するものとする。また、災害時の応急活動を速やかに行うため、あらかじめ甲乙協議のうえ区域および場所を設定しておくこととする。ただし、災害時の状況、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ設定された区域及び場所を変更することができるものとする。

（要請手続）

第4条 甲が乙に対してする要請手続は、次の区分に従うものとする。

（1）連絡可能な時の要請

甲は、通常の連絡方法が可能な時は、電話等により乙に協力要請し、併せて災害箇所、被害状況、工事内容等について連絡するものとする。

（2）連絡不可能な時の要請

乙は、災害により電話が途絶し甲との連絡が不可能な時は、甲の協力要請を待つことなく、応急活動を行うことができるものとする。

（3）乙は、応急活動を行う時は、概算見積書（別記第2号様式）を提出するものとする。

（4）甲が乙に対してする要請手続に基づき応急活動を行う場合の契約書の作成については、省略するものとする。

（協力活動）

第5条 乙は、現地に派遣された甲の職員の指示に従い応急活動を行うものとする。

2 乙は、現地に甲の職員が派遣されていないときは、自らの責任において応急活動を行うものとする。

第6条 乙が応急活動に着手したときは、速やかに災害応急活動着工報告書（別記第3号様式）により、甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは電話等により報告し、事後同報告書を提出するものとする。

2 乙は、応急活動終了後災害応急活動完了報告書（別記第4号様式）を、甲に提出するものとする。

（費用の精算）

乙は、応急活動に要した費用を甲に請求することができる。

2 応急活動に要した費用の精算は、千葉県積算基準等を準用し、甲と乙が協議の上決定するものとする。

（覚書の期間及び更新）

第8条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲又は乙がそれぞれ相手方に文書をもって覚書を終了させる意思を表示しないときは、そのまま自動的に更新されたものとする。

第9条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年 4月 日

甲 木更津市潮見1丁目1番地
木更津市
木更津市長 水越 勇雄

乙
安成建設有限会社
上総工業株式会社
大一総業有限会社
有限会社田井組土建
千島建設株式会社
堀切建設株式会社
株式会社松浪工務店
株式会社水越組
株式会社安川組
株式会社小畑工務所
セントラル株式会社
有限会社ミトマ工業
守建設株式会社
有限会社山本工業
東亜道路工業株式会社
日本道路株式会社
前田道路株式会社
株式会社道標
株式会社明成

別記 省略

8 7 防災行政広報無線放送内容の再送信に関する覚書

木更津市（以下「甲」という）と、株式会社ジェイコム千葉（以下「乙」という）は、甲が防災行政無線により放送した内容を、乙が再送信を行うことに合意したので本書を締結する。

（再送信）

第1条 乙は、甲が防災行政無線により放送した内容を、乙の緊急地震速報サービスに加入している者に貸与している専用端末に対し再送信を行う。

2 乙は、甲が放送する内容については、一切の変更を行わないものとする。

（再送信の提供エリア）

第2条 本書で合意した再送信の提供エリアは、乙の緊急地震速報サービスに加入している者に貸与している専用端末のうち、甲の行政区域内の端末に限るものとし、これ以外の端末には再送信を行わないものとする。

（費用）

第3条 本書による再送信に係る情報提供の対価は無償とする。

2 乙は再送信を実施するにあたり、乙の設備の設置に関する費用は、甲へ請求しないものとする。

3 乙は、乙の緊急地震速報サービスに加入している者に対して、無償で再送信を行うものとする。

（免責事項）

第4条 乙は、乙の設備の維持管理を乙の責任において実施する。

2 乙は、天変地災その他事故等により再送信が実施できなかった場合において、責任を負わないものとする。

3 甲が放送する内容に関しては、甲の責任とし、乙は責任を負わないものとする。

4 乙は、乙の緊急地震速報サービスに加入している者から再送信の内容に関する質疑、異議、請求等があるときは、これを甲に引き継ぐ。

（設備の維持管理）

第5条 甲及び乙の各設備は、別紙に規定する。

2 甲及び乙は、各設備について、各々の責任と負担において、適正に維持管理を行うものとする。なお、甲が所有又は管理する施設内における乙の設備に係る電気料金は甲が負担するものとする。

3 乙は、必要に応じ甲の設備を点検できるものとする。この場合、あらかじめ書面により点検期日等を甲に通知するものとし、点検後、速やかに甲に点検結果を報告するものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、本書に係る業務の遂行にあたり、知り得た事項に関して、第三者に開示してはならない。ただし、事前に甲及び乙が合意した事項に関してはこの限りではない。

（解除）

第7条 甲又は乙が、第11条の有効期間中に本書を解除しようとする場合は、2ヶ月前に相手方に対し書面で通知することにより解除することができる。

2 甲又は乙が、本書を解除した場合、乙の設備の撤去については、乙の責任及び費用負担において速やかに行うものとする。

（権利義務）

第8条 甲及び乙は、相手方の事前の承諾なく、本書上の地位及び権利義務を第三者に譲渡し、引き受けさせ、その他処分を行わないものとする。

（再送信に関する説明）

第9条 乙は、乙の緊急地震速報サービスに加入している者、及び未加入者に説明を行う場合、乙より説明を受けた者に誤解を与えることがないように留意しなければならない。

（協議事項）

第10条 本書に定めのない事項については、甲及び乙が誠意をもって協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第11条 本書の有効期間は、平成27年12月14日から平成28年3月31日までとする。ただし、甲乙双方から期間満了1ヶ月前までに、書面による申し出がない場合は、有効期間を1年間延長するものと

し、以後も同様とする。

本書を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年12月14日

甲 千葉県木更津市富士見1丁目2番1号
木更津市
木更津市長 渡 辺 芳 邦

乙 千葉県浦安市入船1丁目5番2号
NBF新浦安タワー
株式会社ジェイコム千葉
代表取締役社長 高 橋 進

別紙 省略

8 8 応急給水等に係る確認書

1 趣旨

かずさ水道広域連合企業団（以下「広域連合企業団」という。）と木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市（以下「各市」という。）は、千葉県地域防災計画に基づき、災害により飲料水の確保が困難な給水区域の住民に対し、協力して応急給水を実施することとしている。

このことから、災害時により迅速かつ的確に応急給水を行うため、広域連合企業団と各市の具体的な役割分担等について、以下のとおり確認するものである。

2 災害

本確認書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に掲げる災害をいう。

3 情報連絡体制

（1）各市と広域連合企業団は、連絡者及び連絡先について、年度当初に一覧を作成のうえ双方確認することとし、変更の都度これを改正する。

（2）各市と広域連合企業団は、常時共有すべき情報について、内容の変更がある場合は、随時これを変更する。常時共有すべき主な情報は、次のとおりである。

ア 病院等の重要施設及び指定避難所

イ 相互に整備する応急給水用資機材

ウ 給水車等への注水場所

（3）各市と広域連合企業団は、災害時に「水道施設の被害状況、断水区域、断水の復旧見込み」、「道路被害状況」、「避難所の開設状況」、「広域連合企業団と各市の日毎の給水予定」及び「重要施設などからの応急給水要請」などの情報を相互に交換し、これを共有する。

4 各市災害対策本部への広域連合企業団職員の派遣

広域連合企業団は、各市が災害対策本部を設置したときは、各市と協議のうえ、応急給水活動における調整を行うため、各市の対策本部に職員を各1名派遣する。

5 給水車等への注水場所

各市が実施する応急給水時の給水車等への注水場所は、各市と広域連合企業団が協議し決定する。

6 応急給水の実施

（1）広域連合企業団と各市は、7に掲げた役割分担に基づき、応急給水を実施する。

（2）応急給水の実施に当たっては、被害状況、人員、資機材の状況等に応じ、広域連合企業団と各市対策本部で調整し、協力して行う。

7 広域連合企業団と各市の役割分担

（1）応急給水に係る役割分担

千葉県地域防災計画に基づき、応急給水活動を、より迅速かつ的確に実施するため、別紙のとおり、活動内容ごとに広域連合企業団と各市の役割分担を定める。なお、災害時には、役割分担について、被害状況等により広域連合企業団と各市災害対策本部で、適宜、調整が出来るものとする。

（2）応援水道事業体の割り振り及び指揮

ア 応援水道事業体の各市への割り振り及び各市の役割分担は、広域連合企業団と各市対策本部が調整し、行う。

イ 応援水道事業体に対する指揮は、広域連合企業団と各市が調整のうえ行う。

ウ 応援水道事業体の活動内容については、広域連合企業団と各市がそれぞれの分担に基づき整理し、

最終的に広域連合企業団が取りまとめを行う。

(3) 車両基地及び宿泊場所等の確保

各市は、広域連合企業団及び応援水道事業体の必要とする車両基地、宿泊場所及び食料等の確保に協力する。

8 経費の負担

応急給水活動に要する経費の負担については、以下のとおりとする。

- (1) 災害救助法の適用を受ける災害においては、災害救助法に基づき、国・県に負担を求める。
- (2) 災害救助法の適用を受けない災害においては、広域連合企業団と各市で協議のうえ、決定する。

この確認書は令和2年4月1日から適用する。

木更津市長 渡辺 芳 邦 印

君津市長 石 井 宏 子 印

富津市長 高 橋 恭 市 印

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩 印

かずさ水道広域連合企業団
広域連合企業長 渡辺 芳 邦 印

災害時の応急給水に係る広域連合企業団と各市の役割分担

千葉県地域防災計画に基づき、広域連合企業団給水区域内の応急給水活動に係る事前対策及び災害時の作業について、広域連合企業団及び各市の役割分担を以下のとおり定める。

なお、応急給水に係る情報について、広域連合企業団と各市対策本部は共有化を図るとともに、役割分担は、被害状況や復旧の進捗状況、応急給水活動状況等を勘案しながら、必要に応じ広域連合企業団と各市対策本部で調整できるものとし、双方が緊密に連携して応急給水を実施するものとする。

【 広域連合企業団と各市の役割分担 】

応急給水内容	分 担	役 割
(1) 病院等の重要施設及び避難場所等への応急給水	各市	・非常用飲料水の備蓄、非常用飲料水袋の備蓄、その他飲料水の確保 ・住民の自主防災組織やボランティアの活用
	広域連合企業団	・非常用飲料水の備蓄、非常用飲料水袋等の備蓄 ・給水車等による運搬給水
	各市 広域連合企業団	・施設の位置・規模等のデータ整理、輸送ルートの検討
(2) 民間の協力井戸等を活用した拠点給水	各市	・民間との協力体制の整備
(3) 広報	各市 広域連合企業団	・インターネットホームページの整備、防災無線の活用、広報車による巡回広報等
(4) その他	各市	・自衛隊への応援要請（知事経由）
	広域連合企業団	・他水道事業体との協力体制の整備

〔地域防災計画修正経緯〕

昭和 43 年 3 月 30 日	計画作成・印刷発行
昭和 47 年 3 月 30 日	修正・印刷発行
昭和 50 年 3 月 30 日	修正・印刷発行(加除式)
昭和 51 年 6 月 4 日	修正・追録加除発行
昭和 52 年 3 月 15 日	修正・追録加除発行
昭和 53 年 4 月 7 日	修正・追録加除発行
昭和 54 年 5 月 9 日	修正・追録加除発行
昭和 55 年 6 月 25 日	修正・追録加除発行
昭和 56 年 10 月 5 日	修正・追録加除発行
昭和 57 年 12 月 9 日	修正・追録加除発行
昭和 59 年 1 月 26 日	修正・追録加除発行
昭和 61 年 3 月 4 日	修正・追録加除発行
昭和 62 年 1 月 6 日	修正・追録加除発行
昭和 63 年 3 月 25 日	修正・追録加除発行
昭和 63 年 12 月 22 日	修正・追録加除発行
平成 2 年 3 月 27 日	修正・追録加除発行
平成 3 年 2 月 12 日	修正・追録加除発行
平成 4 年 3 月 18 日	修正・追録加除発行
平成 5 年 1 月 29 日	修正・追録加除発行
平成 6 年 3 月 30 日	修正・印刷発行
平成 10 年 12 月 7 日	修正・印刷発行（加除式）
平成 21 年 3 月 2 日	修正・印刷発行（加除式）
平成 26 年 3 月 10 日	修正・印刷発行
平成 31 年 3 月 11 日	修正・印刷発行
令和元年 8 月 28 日	修正
令和 4 年 3 月 30 日	修正・追録発行

**木更津市地域防災計画
木更津市防災会議発行**

事務局

木更津市総務部危機管理課

〒292－8501

千葉県木更津市富士見 1－2－1

TEL 0 4 3 8 (2 3) 7 0 9 4

木更津市地域防災計画案

【資 料 編】

木更津市防災会議

目 次

1 条例・要綱等	資-1
1.1 木更津市防災会議条例	資-1
1.2 木更津市防災会議運営要綱	資-3
1.3 木更津市防災会議委員名簿	資-4
1.4 木更津市がけ地近接住宅移転事業補助金交付要綱	資-5
1.5 木更津市自主防災資器材交付要領	資-7
1.6 木更津市災害対策本部条例	資-8
1.7 木更津市災害対策本部組織運営規程	資-9
1.8 私有車両の公務使用許可等に関する規則	資-11
1.9 木更津市防災行政無線局管理運用規程	資-13
1.10 木更津市防災行政無線固定系管理運用要領	資-15
1.11 木更津市防災行政無線移動系管理運用要領	資-17
1.12 木更津市災害見舞金及び災害弔慰金給付要綱	資-19
1.13 木更津市避難行動要支援者支援実施要綱	資-21
1.14 木更津市防災服の貸与・階級の基準	資-24
2 災害協定書・覚書等一覧表	資-26
3 災害対策	資-32
3.1 避難場所等一覧	資-32
3.2 防災関係機関名簿	資-35
3.3 災害時における市の物資調達先一覧	資-37
3.4 応急仮設住宅設置予定箇所	資-37
3.5 救急告示病院・総合病院等重要な医療機関	資-38
3.6 義援金領収書・義援品受領書の書式	資-39
3.7 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設	資-40
4 資機材	資-46
4.1 災害備蓄倉庫一覧	資-46
4.2 災害用備品等備蓄状況	資-47
5 災害危険箇所	資-49
5.1 土砂災害危険箇所	資-49
5.2 土砂災害(特別)警戒区域	資-52
6 様式	資-65
6.1 木更津市災害対策本部様式	資-65
6.2 災害救助法様式	資-75
6.3 自衛隊災害派遣要請様式	資-93
7 被害調査班担当区域	資-95

1 条例・要綱等

1.1 木更津市防災会議条例

昭和 37 年 12 月 27 日条例第 43 号

最終改正

令和元年 6 月 29 日条例第 4 号

木更津市防災会議条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき木更津市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 木更津市地域防災計画の作成及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 自衛官のうちから市長が任命する者
 - (3) 千葉県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (4) 千葉県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 教育長
 - (7) 消防長及び消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (9) 自主防災組織（災害対策基本法第 5 条第 2 項の自主防災組織をいう。）を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が防災上必要と認めて任命する者
- 6 前項の委員の定数は、40 人以内とする。
- 7 第 5 項第 8 号及び第 9 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任することができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、千葉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(中略)

附 則（令和元年 6 月 29 日条例第 4 号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(木更津市防災会議委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日から令和3年2月28日までの間において、木更津市防災会議条例第3条第5項第8号又は第9号の規定により任命された委員の任期は、同条第7項の規定にかかわらず、令和3年2月28日までとする。

1.2 木更津市防災会議運営要綱

昭和 47 年 2 月 28 日防災会議要綱第 1 号

最終改正

令和 3 年 3 月 31 日告示第 74 号

木更津市防災会議運営要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、木更津市防災会議条例（昭和 37 年木更津市条例第 43 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、木更津市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第 2 条 防災会議は、会長が招集し議長となる。

2 委員は、防災会議の必要があると認めたときは、会長に会議の招集を求めることができる。

(委任による処理)

第 3 条 防災会議の権限に属する事項のうち次の事項については、会長において処理することができる。

- (1) 災害が発生した場合において、情報を収集すること。（条例第 2 条第 2 号）
- (2) 災害が発生した場合において、災害応急対策に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。（条例第 2 条第 3 号。災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 14 条第 2 項第 3 号）
- (3) 関係行政機関の長等に対し、資料又は情報の提供その他必要な協力を求めること。（条例第 2 条第 3 号。法第 21 条）
- (4) 災害対策本部の設置についての意見に関すること。（条例第 2 条第 3 号。法第 23 条第 1 項）
- (5) その他軽易な事項

2 前項の規定により処理したときは、会長は、次の防災会議にこれを報告しなければならない。

(事務局)

第 4 条 防災会議の事務を処理するため、事務局を総務部危機管理課に置く。

2 防災会議の庶務は、総務部危機管理課において処理する。

(補則)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

(中略)

附 則（令和 3 年 3 月 31 日告示第 74 号）

この告示は、公示の日から施行する。

1.3 木更津市防災会議委員名簿

該当号	機関名	職名	電話番号
1	市長	木更津市長	23-7111
2	指定地方行政機関	関東農政局千葉県拠点地方参事官	043-224-5611
		海上保安庁木更津海上保安署長	30-0118
		銚子地方気象台長	0479-23-7705
3	自衛隊	陸上自衛隊高射教導隊第4高射中隊長	043-422-0221
		海上自衛隊航空補給処副処長	23-2361
		航空自衛隊第4補給処木更津支処長	41-1111
4	知事部局内職員	君津地域振興事務所長	23-1111
		君津土木事務所長	25-5131
		君津健康福祉センター長	22-3743
		木更津港湾事務所長	25-5141
5	警察官	木更津警察署長	22-0110
6	市長部局内職員	木更津市副市長	23-7111
		市長公室長	//
		総務部長	//
		企画部長	//
		財務部長	//
		市民部長	//
		健康こども部長	//
		福祉部長	//
		環境部長	//
		経済部長	//
		都市整備部長	//
7	教育長	木更津市教育長	23-7111
8	消防	木更津市消防長	22-0119
		木更津市消防団長	//
9	指定公共機関	東日本旅客鉄道株式会社 木更津統括センター 所長 木更津地区駅長	22-3133
		東日本電信電話株式会社 千葉事業部千葉支店長	23-4440
		東京電力パワーグリッド株式会社 木更津支社長	23-3551
		東京ガスネットワーク株式会社 千葉支社長	043-246-7705
10	その他指定地方公共機関	一般社団法人君津木更津医師会会長	22-3511
		一般社団法人君津木更津歯科医師会会長	事務局 38-5725
		特定非営利活動法人 君津木更津薬剤師会薬業会理事	事務局 36-2294
11	自主防災組織を構成する者または学識経験者	木更津市自主防災組織連絡協議会会長	事務局 23-7094
12	市長が防災上必要と認める者	木更津市赤十字奉仕団委員長	事務局 25-2089
		木更津商工会議所常議員	37-8700
		木更津市農業協同組合総務部長	23-0501
		かずさ水道広域連合企業団技師長	38-3276
		木更津市消防団機能別分団女性部長	22-0119
		公益社団法人千葉県獣医師会（かずさ獣医師会）会長	30-9030

1. 4 木更津市がけ地近接住宅移転事業補助金交付要綱

昭和 49 年 12 月 24 日告示第 86 号
最終改正 令和元年 11 月 5 日告示第 175 号

木更津市がけ地近接住宅移転事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市長は、がけ地崩壊等による住民の生命に対する危険を防止するため、危険住宅（がけ地の崩壊等による危険が著しいため、建築基準法施行条例（昭和 36 年千葉県条例第 39 号）第 3 条の 2 の規定により指定した災害危険区域、同条例第 4 条の規定により建築を制限している区域若しくは土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 9 条の規定に基づき知事が指定した土砂災害特別警戒区域のいずれかに該当する区域に存する既存不適格住宅又はこれらの区域に存する住宅のうち建築後大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、特定行政庁が是正勧告を行つたもの。以下同じ。）の移転を行う者（住宅金融公庫又は一般の金融機関の親族居住用住宅のための貸付けを受けて親族の居住する危険住宅の移転を行う者を含む。以下同じ。）が行うがけ地近接危険住宅移転事業（以下「事業」という。）に要する経費について、予算の範囲内において、木更津市補助金等交付規則（昭和 45 年木更津市規則第 21 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該居住者に補助金を交付する。

(種目、経費及び補助金)

第 2 条 補助金の対象となる事業の種目、経費及び補助限度額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第 3 条 危険住宅の移転を行う者が規則第 3 条の規定により、補助金の交付の申請をしようとするときは、市長が指定する期日までにがけ地近接危険住宅移転事業補助金交付申請書（別記第 1 号様式）正副 2 部を、市長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第 4 条 規則第 5 条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業の内容の変更又は事業に要する経費の配分の変更をする場合は、市長の承認を受けること。
- (2) 事業を中止し又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合、又は当該事業の遂行が困難となつた場合は、速やかに市長に報告し、その指示をうけること。
- (4) その他市長が必要と認める条件

(承認の手続)

第 5 条 危険住宅の移転を行う者が前条第 1 号又は第 2 号の規定により承認を受けようとするときは、がけ地近接危険住宅移転事業変更（中止・廃止）承認申請書（別記第 2 号様式）正副 2 部を、市長に提出しなければならない。

(状況報告)

第 6 条 危険住宅の移転を行う者が規則第 10 条の規定により事業の遂行状況を報告しようとするときは、市長が指定する日現在の事業の遂行状況をがけ地近接危険住宅移転事業遂行状況報告書（別記第 3 号様式）正副 2 部を、その日から 15 日以内に市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第 7 条 危険住宅の移転を行う者が規則第 12 条の規定により実績報告をしようとするときは、事業の完了の日から 30 日以内又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、がけ地近接危険住宅移転事業実績報告書（別記第 4 号様式）正副 2 部を、市長に提出しなければならない。

(交付の請求)

第 8 条 危険住宅の移転を行う者が規則第 15 条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付請求書（別記第 5 号様式）正副 2 部を、市長に提出しなければならない。

(理由の提示)

第 9 条 市長は、補助金の全部または一部の取消し、及び返還等を命じようとするときは、規則第 21 条の規定に基づき、補助金を受けようとするものまたは補助金を受けているものに対し、理由を示すものとする。

附 則（令和元年 11 月 5 日告示第 175 号）

この告示は、公示の日から施行する。

別表

事業種目	経費	補助限度額
危険住宅除却等事業	市内に存する危険住宅の移転を行う者が、当該危険住宅の除却等を行う場合に要する経費	1戸当たり 975 千円
建物建設（購入）事業	危険住宅の移転を行う者が、危険住宅に代わる住宅を市内に建設し、若しくは購入する費用（当該住宅に必要な土地を取得する場合にあつては、土地の取得に要する費用を含む。）の全部又は一部を金融機関から借り入れた場合、当該費用の借入に係る利子（年利率 8.5 パーセントを限度とする。）に相当する経費	1戸当たり 4,210 千円（建物 3,250 千円、土地 960 千円）。ただし、保全人家 10 戸未満の急傾斜地崩壊危険区域にあつては、1戸当たり 7,318 千円（建物 4,650 千円、土地 2,060 千円、敷地造成 608 千円）とする。

別記様式（省略）

1.5 木更津市自主防災資器材交付要領

(昭和 56 年 2 月 24 日決裁)

(目的)

第1条 この要領は、県の震災火災対策自主防災組織整備事業補助金交付要綱（昭和 54 年千葉県告示第 649 号）に基づき、自主防災組織に対し、自主防災に必要な資器材を交付することにより、自主防災組織の育成整備を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「自主防災組織」とは、市内の町内会又は自治会を単位として自主防災を目的とし結成される団体をいう。

(交付種目)

第3条 市が交付する資器材は、1 組織当り 30 万円以内で次の種目のとおりとする。

種	目
消火器・担架・救急薬品・ヘルメット・メガホン・ロープ・誘導旗・腕章・その他自主防災組織の整備に必要な資器材	

(申請)

第4条 資器材の交付を受けようとする自主防災組織の代表者（以下「申請者」という。）は、自主防災資器材交付申請書（別記第 1 号様式）に自主防災組織規約（写）を添えて市長に申請しなければならない。

(審査及び決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を自主防災資器材交付決定（却下）通知書（別記第 2 号様式）により、申請者に通知する。

(受領書の提出)

第6条 自主防災資器材の交付を受けた申請者は、自主防災資器材交付物件受領書（別記第 3 号様式）を、市長に提出するものとする。

(返還)

第7条 偽り、その他不正の手段により資器材の交付決定又は資器材の交付を受けた自主防災組織があるときは、市長は、資器材の交付決定を取消し、又は既に交付した資器材を返還させるものとする。

附 則

この要領は、決裁の日から実施する。

附 則

この要領は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、決裁の日から施行し、改正後の木更津市自主防災資器材交付要領の規定は、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

別記

第 1 号様式（第 4 条） 省略

第 2 号様式（第 5 条） 省略

第 3 号様式（第 6 条） 省略

1. 6 木更津市災害対策本部条例

昭和 37 年 12 月 27 日条例第 44 号
最終改正

平成 24 年 12 月 19 日条例第 41 号

木更津市災害対策本部条例

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、木更津市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し所部職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。

附 則

(中略)

附 則 (平成 24 年 12 月 19 日条例第 41 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

1.7 木更津市災害対策本部組織運営規程

昭和 46 年 7 月 23 日訓令第 12 号
最終改正
令和 3 年 3 月 31 日訓令第 2 号

木更津市災害対策本部組織運営規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、木更津市災害対策本部条例（昭和 37 年木更津市条例第 44 号）第 5 条の規定により、木更津市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
(組織及び所掌事務)

第2条 本部に、部及び連絡所（以下「部等」という。）を置く。

- 2 部に班を置く。
- 3 前各項に規定する部等及び班は、別表第 1 のとおりとする。
- 4 前項に規定する組織の所掌事務は、別表第 2 のとおりとする。
(本部に属する者)

第3条 本部は、次の者をもつて構成する。

- (1) 災害対策本部長（以下「本部長」という。）
- (2) 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）
- (3) 災害対策本部長付（以下「本部長付」という。）
- (4) 災害対策本部員（以下「本部員」という。）

(副本部長及び本部長付)

第4条 副本部長は、副市長をもつて充て、本部長付は、教育長及び会計管理者をもつて充てる。

- 2 副本部長に事故あるときは、本部長付のうちから本部長の指名する者をもつて充てる。

(本部員の区分及び職務)

第5条 次の各号に掲げる者をもつて本部員とする。

- (1) 各部の長（以下「部長」という。）
- (2) 各部の副部長（以下「副部長」という。）
- (3) 各班の長（以下「班長」という。）
- (4) 連絡所の長（以下「連絡所長」という。）
- (5) 連絡員
- (6) 班員及び連絡所員（以下「班員等」という。）

- 2 本部員（連絡員及び班員等を除く。）は別表第 3 に掲げる者をもつて充てる。
- 3 部長は、所属班長を指揮監督し、班長は、部長の命を受け所属職員を指揮監督する。
- 4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 連絡所長は、総務部長の命による通報及び連絡に従事する。
- 6 連絡員は、各部ごとに 1 人とし、部長が指名した者をもつて充て、所定の場所に待機し、上司の命により部内各班との連絡調整を行う。
- 7 班員等は、部等及び班に対応する市の職員をもつて充て、上司の命により事務に従事する。

(配備体制)

第6条 本部の配備体制は、災害の種類、規模等に応じ、次の区分のとおりとし、それぞれの配備要領は、本部長が別に定める。

- (1) 第 1 配備

水防救助活動及び情報連絡活動等が円滑に行いうる体制とする。

- (2) 第 2 配備

第 1 配備体制を強化し、各部の所要人員をもつて対処する体制とする。

- (3) 第 3 配備

本部の全員をもつて対処する体制とする。

- 2 市の組織の各部及び課等の長は、本部設置前においても、気象状況その他の災害現象に注意し、災害が発生するおそれ又は発生した場合は、所掌事務について応急の処置がとれるようあらかじめ職員の配置計画等をたてて、所属職員に徹底しておくものとする。

(本部の設置基準)

第7条 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第1項の規定により、本部を設置する場合の基準は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 気象業務法(昭和27年法律第165号)及び水防法(昭和24年法律第193号)に基づく暴風、大雨又は洪水その他の警報が市域を含め発令されたとき。
- (2) 市内に大規模な地震、火災、爆発又はこれに類する事故等が発生したとき。
- (3) 大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第9条第1項による警戒宣言が発せられたとき。

(本部会議)

第8条 本部に、次の各号に掲げる者をもつて構成する本部会議を置く。

- (1) 本部長
 - (2) 副本部長
 - (3) 本部長付
 - (4) 部長
 - (5) 本部長の指名する者
- 2 本部会議は、災害応急対策に関する基本方針その他重要事項を協議する。
- 3 各部長は、本部会議で協議する事項が生じたときは、速やかに総務部長にその旨を申し出るものとする。

(本部事務局)

第9条 本部に事務局を置く。

- 2 前項の事務局員は、総務部危機管理班及び総務部長が指名した各部1名の職員をもつて充てる。

(通報)

第10条 部等の長は、収集した災害情報を直ちに市長公室シティプロモーション班へ通報するものとする。

- 2 市長公室部長は、前項の通報を受けたときは、直ちに本部長及び関係部等の長へ通報するものとする。

(情報の発表)

第11条 災害情報の発表は、本部会議の議を経て行うものとする。ただし、事態が緊急を要する場合は、本部長において発表することができる。

(本部の廃止)

第12条 本部の廃止は、市域について災害が発生するおそれが解消したとき、又は災害の応急対策がおおむね終了したときに、市長の命により行う。

- 2 本部廃止後の連絡は、総務部危機管理課において行う。

(委任)

第13条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

(中略)

附 則 (令和3年3月31日訓令第2号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条第3項) 省略

別表第2 (第2条第4項) 省略

別表第3 (第5条第2項) 省略

1.8 私有車両の公務使用許可等に関する規則

昭和 48 年 6 月 16 日規則第 19 号
最終改正

平成 28 年 3 月 31 日規則第 32 号

(目的)

第1条 この規則は、私有車両を公務に使用する場合の許可基準その他必要な事項について定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 私有車両 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 2 項に規定する自動車及び同条第 3 項に規定する原動機付自転車で職員が所有し、かつ、通常通勤のために使用している車両をいう。
- (2) 庁用車両 木更津市庁用車両管理規則（昭和 43 年木更津市規則第 22 号）第 2 条第 7 号及び第 8 号に規定する車両をいう。
- (3) 自賠償保険 自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）に規定する自動車損害賠償責任保険をいう。

(使用手続)

第3条 私有車両を公務に使用しようとする者は、私有車両公務使用許可申請書（別記様式第 1 号。以下「使用許可申請書」という。）を所属長に提出し、許可を受けなければならない。ただし、緊急やむを得ない特別の事情のあるときは、口頭による申出により許可を受けることができるが、事後速やかに使用許可申請書を提出しなければならない。

- 2 駅前庁舎、朝日庁舎、消防本部等以外の市の施設で庁用車両の配備がされていない施設（以下「当該施設」という。）については、当該施設の所属長は、当該施設の職員の私有車両を公務で使用しようとするときは、当該職員から私有車両の公務使用に係る同意書（別記様式第 1 号の 2）の提出を受けたうえで、私有車両公務使用許可申請書（別記様式第 1 号の 3）を人事担当課長に提出しなければならない。

(使用の許可)

第4条 所属長及び人事担当課長（以下「所属長等」という。）は、前条の規定により許可の申請があつたときは、その内容が次の各号に定める要件を備えていると認められるときに限り（前条第 2 項の規定により許可するときは、第 1 号及び第 2 号の要件を備えていると認められるときに限る。）、同条の許可をすることができる。

- (1) 自賠償保険のほか任意保険の対人賠償保険 1,000 万円以上の保険契約を締結していること。
 - (2) 道路運送車両法の規定による車両の整備がなされているものであること。
 - (3) 庁用車両及び一般輸送交通機関（タクシーを含む。）が利用できず、又は利用困難な特別の事情のあること。
 - (4) 原則として勤務日の勤務時間内の使用であること。
 - (5) 前 2 号のほか、所属長において公務遂行上やむを得ないと認めるとき。
- 2 所属長は、前項の規定により使用の許可をしたときは、申請者に私有車両公務使用許可書（別記様式第 2 号）を交付する。
 - 3 人事担当課長は、第 1 項の規定により使用の許可をしたときは、所属長に私有車両公務使用許可書（別記様式第 2 号の 2）を交付する。
 - 4 前 2 項の規定による許可を受けた場合を除くほか、職員は、私有車両を公務の遂行のために使用してはならない。

(交通事故等の報告)

第5条 前条の規定により私有車両の使用の許可を受けた職員若しくは関係職員は、当該私有車両が故障、交通事故その他の事情により許可の目的、経路等を著しく変更し運行する必要が生じ、又は運行ができなくなった場合は、速やかに所属長に連絡し必要な指示等を受けなければならない。

- 2 交通事故発生の場合は、法令その他別に定めるもののほか臨機の処置を取り、木更津市庁用車両管理規則第 24 条第 1 項第 1 号に規定する交通事故報告書に、次の各号に掲げる書類等を添え速やかに所属長へ提出しなければならない。

- (1) 私有車両公務使用許可書

- (2) 私有車両の登録証の写し（必要により相手側車両のもの）
- (3) 運転者の免許証の写し（必要により相手側運転手のもの）
- (4) 自賠責保険証の写し（必要により相手側車両のもの）
- (5) 任意保険証の写し（必要により相手側車両のもの）
- (6) 財物損害の場合においては、その状況写真（写真の提出ができないときは、その事情又は損害の程度を示すに必要なもの）
- (7) その他事故に関係する必要な書類等

（損害の補償）

第6条 第4条第1項の規定による許可を受けて私有車両を使用した場合において、自己の故意又は過失なくして当該私有車両に関して損害を受け、その損害の原因について責に任すべき者からその損害の賠償を受けることができず、又はその損害の原因について責に任すべき者が存在しないときは、市は、その損害を補償するものとする。

（事故の処理）

第7条 この規則に規定する私有車両の交通事故の補償等については、別に定める交通事故処理委員会において審査決定する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（中略）

附 則（平成28年3月31日規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記 省略

1.9 木更津市防災行政無線局管理運用規程

平成3年3月30日訓令第4号
最終改正

平成31年3月29日訓令第6号

木更津市防災行政無線局管理運用規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、木更津市防災行政用無線局（以下「無線局」という。）の適正な管理及び運用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 電波法（昭和25年法律第131号。以下「法」という。）第2条第5号に定めるものをいう。
- (2) 固定局 電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号。以下「施行規則」という。）第4条第1項第1号に定めるものをいう。
- (3) 基地局 施行規則第4条第1項第6号に定めるものをいう。
- (4) 陸上移動局 施行規則第4条第1項第12号に定めるものをいう。
- (5) 遠隔制御器 固定局及び基地局に付属し、有線により接続された通信装置をいう。
- (6) 移動系 基地局と陸上移動局との間及び陸上移動局相互間並びに固定局相互間で交互に行う無線通信系をいう。
- (7) 固定系 特定の2以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する固定局と当該固定局の通信の相手方となる受信設備で構成される無線通信系をいう。
- (8) 無線設備 法第2条第4号に定めるものをいう。
- (9) 無線従事者 法第2条第6号に定めるもので法第51条の規定により選任された者をいう。

(無線局の回線構成)

第3条 無線局の回線構成は、別に定める。

(総括管理者等の設置)

第4条 無線局の管理及び運用の適正な実施を図るため、次の各号に掲げる者を置く。

- (1) 総括管理者
- (2) 管理責任者
- (3) 通信取扱責任者
- (4) 保管責任者

(総括管理者)

第5条 総括管理者は、無線局の管理及び運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。

2 総括管理者は、総務部長の職にある者をもって充てる。

(管理責任者)

第6条 管理責任者は、総括管理者の命を受け、無線局の管理及び運用の業務を掌理するとともに、保管責任者及び通信取扱責任者を指揮監督する。

2 管理責任者は、総務部危機管理課長の職にある者をもって充てる。

(通信取扱責任者)

第7条 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線局の管理及び運用の業務に従事するとともに、総務部危機管理課に所属する無線従事者及び通信取扱者を指揮監督する。

2 通信取扱責任者は、総務部危機管理課危機管理係長をもって充てる。

(保管責任者)

第8条 保管責任者は、管理責任者の命を受け、遠隔制御器又は陸上移動局の管理並びに運用の業務を処理するとともに、当該遠隔制御器又は陸上移動局を設置した部署に属する無線従事者又は通信取扱者を指揮監督する。

2 保管責任者は、前項に規定する遠隔制御器又は陸上移動局を設置した部署の長の職にある者をもって充てる。

(無線従事者)

第9条 無線従事者は、保管責任者又は通信取扱責任者の命を受け、無線設備の操作を行う。

- 2 基地局に配置された無線従事者は、通信の相手方である陸上移動局の通信取扱者の行う無線設備の操作を管理指導する。

(通信取扱者)

第10条 通信取扱者は、保管責任者又は通信取扱責任者の命を受け、無線従事者の管理のもとに無線設備の操作を行う。

- 2 通信取扱者は、陸上移動局の操作に従事する職員とする。

(通信の統制)

第11条 総括管理者は、通信の正常かつ能率的な運用を確保するために必要と認めるときは、通信を統制することができる。

(無線従事者の配置及び養成)

第12条 総括管理者は、無線局の運用体制に見合った員数の無線従事者を配置するものとする。

- 2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に努めるものとする。
- 3 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年4月1日現在における無線従事者名簿(別記第1号様式)を作成するものとする。

(通信訓練)

第13条 総括管理者は、災害発生に備え、通信機能の確認及び無線設備の操作の習熟を図るため、次の各号に掲げる通信訓練を行うものとする。

- (1) 総合通信訓練 防災訓練に併せて毎年1回
- (2) 定期通信訓練 毎四半期ごと

- 2 通信訓練は、通信統制訓練、住民への情報伝達訓練及び移動系による情報受伝達訓練とする。

(無線設備の保守点検)

第14条 総括管理者は、無線設備の正常な機能を維持するため、次の各号に掲げる保守点検を行うものとする。

- (1) 毎日点検
- (2) 月点検
- (3) 年点検 年1回

- 2 前項第1号及び第2号の保守点検の結果、無線設備に異常を発見した者は、直ちに保管責任者又は通信取扱責任者に報告するものとする。

(備付け書類の管理等)

第15条 管理責任者は、法その他関係法令に基づく業務書類等を管理保管するものとする。

- 2 管理責任者は、電波法令集を常に現行のものに維持しておくものとする。
- 3 無線従事者は、毎日無線業務日誌(別記第2号様式)の記載を行い、管理責任者に提出し査閲を受けるものとする。
- 4 通信取扱責任者は、前年分の無線業務日誌抄録を毎年1月末までに作成し、総括管理者に提出するものとする。
- 5 通信取扱責任者は、無線従事者選(解)任届及び無線業務日誌抄録の写しを整理保管しておくものとする。

(補則)

第16条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

(木更津市防災行政広報無線及び行政無線管理運用規程の廃止)

- 2 木更津市防災行政広報無線及び行政無線管理運用規程(昭和57年木更津市訓令第8号)は、廃止する。

(中略)

附 則(平成31年3月29日訓令第6号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

別記 省略

1. 1 0 木更津市防災行政無線固定系管理運用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、木更津市防災行政用無線局管理運用規程（平成3年木更津市訓令第4号）に基づき、木更津市防災行政用無線局固定系の管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 木更津市防災行政用無線局固定系 木更津市防災行政広報無線（以下「広報無線」という。）をいう。

(2) 親局 通報を送信する固定局をいう。

(3) 子局 親局から送信された通信の相手方となる受信設備をいう。

(無線局の回線構成)

第3条 木更津市防災行政用無線局管理運用規程第3条に規定する無線局の回線構成は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) システム構成図は、別表第1のとおりとする。

(2) 親局及び子局の設置場所は、別表2のとおりとする。

(3) 戸別受信機の設置場所は、別表3のとおりとする。

(広報の範囲)

第4条 広報無線による広報（以下「放送」という。）事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 防災に関する事項

ア 気象に関する情報

イ 地震に関する情報

ウ 津波に関する情報

エ がけくずれ警報

オ 災害対策本部設置時における災害に関する事項

カ その他総括管理者が特に必要と認める事項

(2) 一般行政に関する事項

ア 公害に関する事項

イ 市行政の周知又は市民の協力を必要とする事項

ウ その他総括管理者が特に必要と認める事項

(3) 無線設備の試験に関する事項

(放送の種類)

第5条 放送の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 時報放送 定時のチャイム放送をいう。

(2) 一般放送 前条に規定する事項の放送であって、あらかじめ放送日時が決定している放送をいう。

(3) 緊急放送 前条に規定する事項の放送であって、緊急を要する事態が発生した場合又は発生が予測される場合における放送をいう。

(放送の時間)

第6条 前条に規定する放送は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

(1) 時報放送は、1月1日から3月31日まで及び10月1日から12月31日までの間にあっては毎日午後5時に、4月1日から9月30日までの間にあっては毎日午後6時に行うものとする。

(2) 一般放送は、原則として日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日を除く日の平常勤務時間内で必要に応じて行うものとする。この場合において、放送回数は1日1回とし、1回に要する時間は3分以内で行うよう努めなければならない。

(3) 緊急放送は、必要に応じてその都度行うものとする。

(放送の方法)

第7条 一般放送及び緊急放送は、必要に応じて次の各号に掲げる方法により行うものとする。

(1) 一斉放送 市全地域を対象に行う放送

ア 緊急一斉放送

イ 一斉放送

ウ 時分割一斉放送

(2) 群別放送 特定の地域を対象に行う放送

(3) 個別放送 特定の地域の一部を対象に行う放送

(放送の依頼)

第8条 各課等の長は、所掌の事務に係る一般放送を依頼する場合は、放送を希望する日の7日前までに広報無線一般放送依頼書（別記第1号様式）を管理責任者に提出しなければならない。

2 各課等の長は、所掌の事務に係る緊急放送を依頼する場合は、直ちに管理責任者に協議するとともに広報無線緊急放送依頼書（別記第2号様式）を管理責任者に提出しなければならない。

(放送内容の審査)

第9条 管理責任者は、前条の規定による依頼を受けたときは、速やかにその内容を審査し、放送の可否について総括管理者の承認を得るものとする。

(管理責任者又は保管責任者の行う放送)

第10条 管理責任者は、第4条第1号及び第3号に規定する事項に関する放送を行うことができる。

2 保管責任者は、次の各号に掲げる事項に関する放送を行うことができる。

(1) 火災発生に伴う消防団員の招集に関する事項

(2) 火災気象通報が発表された場合における火災予防に関する事項

(3) 緊急放送及び一般放送のうち、管理責任者から指示のあった事項

3 前2項に規定する緊急放送を行った場合は、速やかに広報無線放送報告書（別記第3号様式）を総括管理者に提出するものとする。

(子局による拡声放送)

第11条 総括管理者が指定する者は、第4条第1号才及び第3号に規定する事項に限り、親局からの送信によらず子局による拡声放送を行うことができる。

2 前項の規定による拡声放送を行った場合は、速やかに子局拡声放送報告書（別記第4号様式）を管理責任者に提出しなければならない。

附 則

この要領は、平成5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条第1号）

(省略)

別表第2（第3条第2号）

(省略)

別表第3（第3上第3号）

(省略)

1.1.1 木更津市防災行政無線移動系管理運用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、木更津市防災行政用無線局管理運用規程（平成3年木更津市訓令第4号）に基づき、木更津市防災行政用無線局移動系の管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(無線局の回線構成)

第2条 木更津市防災行政用無線局管理運用規程第3条に規定する無線局の回線構成は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) システム構成図は、別表第1のとおりとする。
- (2) 無線局の種別、設置部署名、形状、呼出名称、選択信号及び自動車登録番号は、別表第2のとおりとする。

(通信の種類)

第3条 通信の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 緊急通信 防災、応急救助、災害復旧に関する業務を遂行するために使用する通信をいう。
- (2) 試験通信 無線機器の試験又は調整をするための通信をいう。
- (3) 普通通信 緊急通信及び試験通信以外の通信をいう。

(通信の原則)

第4条 通信を行うときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 必要のない通信は、これを行ってはならない。
- (2) 通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
- (3) 通信を行うときは、自局の呼出名称を付して、その出所を明らかにしなければならない。
- (4) 通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、直ちに訂正しなければならない。

(通信の時間)

第5条 無線局は、常時運用するものとする。

(陸上移動局)

第6条 車両に装備されている陸上移動局は、当該車両の運行中は開局するものとする。

(普通通信における優先事項)

第7条 普通通信において、次の各号に掲げる事項に関する通信は、執務時間内に限り、他の通信に優先する。この場合において、優先事項以外の通信は行わないものとする。

- (1) 水道本管の漏水事故
- (2) 下水道本管の閉塞事故
- (3) その他総括管理者が特に必要と認める事項

2 保管責任者は、前項の通信を行う場合には、管理責任者に通信に要する時間を連絡しなければならない。

3 管理責任者は、前項の連絡を受けたときは、通信統制台等により必要な措置を講ずるものとする。

(災害時等の通信統制)

第8条 総括管理者は、災害若しくは緊急事態が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、直ちに管理責任者及び無線従事者に待機を命じ、通信の確保に必要な措置を講ずるものとする。

2 総括管理者は、通信の統制をしようとするときは、統制の内容及び統制開始時刻等必要な事項を保管責任者へ指示するものとする。また、通信の統制を解除したときは、直ちにその旨を保管責任者へ通知するものとする。

(通信方法)

第9条 通信の呼出及び応答等の方法は、別表第3のとおりとする。

2 無線局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与えるおそれがある場合は、直ちにその通信を中止しなければならない。

(無線従事者の報告)

第10条 保管責任者は、無線従事者に異動等があった場合は、総括管理者に報告するものとする。

(保守点検)

第11条 無線設備の保守点検項目は、別表第4のとおりとする。

附 則

この要領は、平成5年4月1日から施行する。

別表 省略

1. 1 2 木更津市災害見舞金及び災害弔慰金給付要綱

平成 13 年 3 月 30 日告示第 75 号
最終改正

平成 24 年 12 月 6 日告示第 292 号

木更津市災害見舞金及び災害弔慰金給付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の区域内において災害により負傷若しくは死亡した者又は被害を受けた住家の居住者（以下「被災者」という。）に対する災害見舞金又は災害弔慰金（以下「見舞金」という。）の給付を行い、もって、市民福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象又は火災若しくは爆発をいう。
- (2) 住家 専ら居住の用に供する家屋（屋根及び周壁又はこれに類するものを有し、土地に定着した構造物をいう。以下同じ。）又はその一部を居住の用に供する家屋をいう。ただし、これらに附属する物置、倉庫等は除く。
- (3) 負傷 治癒期間が5日以上のもをいう。
- (4) 死亡者 死亡の事実を確認したもの又は死亡の事実は確認できないが、死亡したことが確実であると推定されるものをいう。
- (5) 遺族 死亡者の死亡当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く。）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹をいう。
- (6) 全壊及び全焼 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の 70 パーセント以上のものをいう。
- (7) 半壊及び半焼 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の 20 パーセント以上 70 パーセント未満のものをいう。
- (8) 床上浸水 住家においてその床より上に浸水したもの又は土砂若しくは竹木等のたい積により一時的にその住家に居住することができないものをいう。

(給付対象者)

第3条 見舞金の給付対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の規定により本市に記録されている者
- (2) 前号に定める者のほか、市長が必要と認めた者

(災害見舞金の給付)

第4条 市は、別表に定める基準により、被災者に災害見舞金を給付するものとする。この場合において、被害を受けた住家に被災者が 2 人以上居住しているときにあっては、当該被災者のうち市長が認めた者 1 人に対し災害見舞金を給付する。

(災害弔慰金の給付)

第5条 市は、災害による死亡者の遺族に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める災害弔慰金を給付する。

- (1) 死亡者が主たる生計維持者であった場合 100,000 円
- (2) 死亡者が主たる生計維持者以外の者であった場合 30,000 円

2 前項の災害弔慰金の給付を受ける遺族は、相続の順位、同居の有無等を勘案して市長が認めた者 1 人とする。

(給付の制限)

第6条 災害見舞金及び災害弔慰金の併給は行わないものとし、重複する場合は災害見舞金又は災害弔慰金の額の多いものを給付する。

(同一災害の取扱い)

第7条 第2条第1号に規定する災害のうち、相異なる災害により被災した場合であっても、同一の災害（同時又は相接近する場合を含む。）によるものとして取扱うことが適当と認められるときは、一の災害により被災したものとみなす。

(適用除外)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、災害見舞金及び災害弔慰金の給付は行わないものとする。

(1) 本市が災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けたとき。

(2) 被災者の故意又は重大な過失があると認められるとき。

(給付の申請)

第9条 災害見舞金及び災害弔慰金の給付を受けようとする者は、災害見舞金・災害弔慰金給付申請書(別記第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(調査)

第10条 総務部長及び消防長は、災害の発生に関し関係機関と密接な連絡をとるとともに、迅速かつ正確に調査を実施し、災害見舞金・災害弔慰金調査報告書(別記第2号様式)により市長に報告するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

(中略)

附 則 (平成24年12月6日告示第292号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成24年7月9日以降に発生した災害について適用する。

別表(第4条関係)

	一般世帯	単身世帯
全壊及び全焼	50,000 円	30,000 円
半壊及び半焼	30,000 円	20,000 円
床上浸水	20,000 円	10,000 円
災害により負傷した場合	10,000 円	
市長が必要と認める場合	30,000 円以内で市長が適当と認める額	

別記様式 省略

1. 1 3 木更津市避難行動要支援者支援実施要綱

平成 29 年 3 月 31 日告示第 97 号
最終改正

平成 30 年 3 月 30 日告示第 91 号

木更津市避難行動要支援者支援実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、木更津市地域防災計画に基づき、避難行動要支援者が、安全かつ確実に避難できるよう、地域において情報伝達、避難誘導等の避難支援を受けられる体制を整備し、避難行動要支援者が安心して暮らすことのできる地域社会を形成することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 避難行動要支援者 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の 10 に規定する避難行動要支援者をいう。

(2) 避難行動要支援者避難支援プラン 避難行動要支援者の避難支援について定める計画で次に掲げるものをいう。

ア 全体計画 避難行動要支援者の避難支援についての基本方針をいう。

イ 個別計画 避難行動要支援者一人ひとりの特性に応じた具体的な避難支援対策を定めたものをいう。

(木更津市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画策定委員会)

第 3 条 全体計画を作成するため、木更津市避難行動要支援者避難支援プラン検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、危機管理課長、社会福祉課長、障がい福祉課長、高齢者福祉課長、介護保険課長その他委員長が認める者をもって組織する。

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

7 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

8 委員会の庶務は、危機管理課において処理する。

(木更津市避難行動要支援者個別支援班)

第 4 条 個別の避難行動要支援者に対応した支援をするため、木更津市避難行動要支援者個別支援班（以下「支援班」という。）を設置する。

2 支援班は、次に掲げる事項について所掌する。

(1) 避難行動要支援者情報の共有化に関すること。

(2) 個別計画の作成に関すること。

(3) 避難行動要支援者参加型の防災訓練の計画、実施、広報等に関すること。

(4) その他避難行動要支援者の個別的な避難支援に必要なこと。

3 支援班は、危機管理課長を班長とし、班員として社会福祉課長、障がい福祉課長、高齢者福祉課長、介護保険課長、消防総務課長、木更津市社会福祉協議会事務局長その他班長が必要と認める者をもって組織する。

4 支援班に副班長を置き、班員の互選によりこれを定める。

5 班長は、会務を総理し、会議を代表する。

6 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代理する。

7 支援班の会議は、班長が招集し、その議長となる。

8 会議は、班員の過半数が出席しなければ開くことができない。

9 支援班の庶務は、危機管理課において処理する。

(委任)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び支援班について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(中略)

附 則 (平成 30 年 3 月 30 日告示第 91 号)

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

木更津市被災者生活再建支援事業実施規則

平成 29 年 3 月 31 日規則第 20 号

木更津市被災者生活再建支援事業実施規則

(目的)

第 1 条 この規則は、被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号。以下「法」という。）に基づく被災者生活再建支援金の支給対象となる自然災害（法第 2 条第 1 号の自然災害をいう。以下同じ。）による被害と同等の被害を受けながら、当該自然災害が被災者生活再建支援法施行令（平成 10 年政令第 361 号。以下「施行令」という。）第 1 条の自然災害に該当しないため、法による支援を受けられない者に対し、木更津市被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）を支給することにより、被災者の生活の再建を支援し、もって被災地域の速やかな復興に資することを目的とする。

(支援金の支給の対象となる自然災害)

第 2 条 支援金の支給の対象となる自然災害は、千葉県被災者生活再建支援事業実施要綱（平成 27 年 3 月 31 日防第 1180 号千葉県防災危機管理部長通知）に基づき千葉県知事が支援事業の対象とすることを決定した自然災害とする。

(支援金の支給対象世帯)

第 3 条 市長は、前条の自然災害により被災した本市の区域内に居住する世帯の世帯主のうち次の各号のいずれかに該当するもの（以下「被災世帯」という。）に対し、支援金を支給するものとする。

- (1) 住宅が全壊した世帯
 - (2) 住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として施行令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（次号に掲げる世帯を除く。以下「大規模半壊世帯」という。）
 - (3) 住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
- 2 前項の規定にかかわらず、法第 3 条の規定による被災者生活再建支援金の支給を受けた被災世帯については、支援金を支給しない。

(支援金の額)

第 4 条 被災世帯（被災世帯であって、自然災害が発生した日においてその属する者の数が 1 である世帯（以下「単数世帯」という。）を除く。以下この条において同じ。）の世帯主に対する支援金の額は、100 万円（大規模半壊世帯にあつては 50 万円）に、当該被災世帯が次の各号に掲げる世帯であるときは、当該各号に定める額を加えた額とする。

- (1) その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 200 万円
 - (2) その居住する住宅を補修する世帯 100 万円
 - (3) その居住する住宅（公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 2 条第 2 号の公営住宅を除く。）を賃借する世帯 50 万円
- 2 前項の規定にかかわらず、被災世帯が、同一の自然災害により同項各号のうち 2 以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、100 万円（大規模半壊世帯にあつては 50 万円）に当該各号に定める額のうち最も高いものを加えた額とする。
- 3 前 2 項の規定は、単数世帯の世帯主に対する支援金の額について準用する。この場合において、第 1 項中「100 万円」とあるのは「75 万円」と、「50 万円」とあるのは「37 万 5 千円」と、「200 万円」とあるのは「150 万円」と、前項中「100 万円」とあるのは「75 万円」と、「50 万円」とあるのは「37 万 5 千円」と読み替えるものとする。

(支援金の支給の申請)

第5条 支援金の支給を受けようとする被災世帯の世帯主（以下「申請者」という。）は、千葉県被災者生活再建支援事業実施要綱第9条第1項に規定する期日までの間において市長が別に定める期日までに木更津市被災者生活再建支援金支給申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 市が発行する住宅の罹災証明書
- (3) 住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額になることその他これらに準ずるやむを得ない事由により当該住宅を解体し、又は解体された場合は、その解体を証明する書類
- (4) 前条第1項各号の加算を受けようとする場合にあっては、住宅を建設、購入、補修若しくは賃借をしたこと又はこれらをしようとする事が確認できる契約書等の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(支援金の支給の決定)

第6条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、支援金の支給を決定したときは木更津市被災者生活再建支援金支給決定通知書（別記第2号様式）により、支援金を支給しない決定をしたときは木更津市被災者生活再建支援金却下決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(支援金の支給の決定の取消し)

第7条 市長は、前条の規定により支援金の支給の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の支給の決定を受けたとき。
 - (2) 支援金の支給の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定により支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消したときは、木更津市被災者生活再建支援金支給決定取消通知書（別記第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により支援金の支給の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が支給されているときは、木更津市被災者生活再建支援金返還請求書（別記第5号様式）により、期限を定めて、その返還を請求するものとする。この場合において、支援金の全部又は一部の返還が滞っている場合には、他の支給すべき支援金があっても、相当の限度において支給を一時停止し、あるいは未納額と相殺するものとする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、同日以後に発生した自然災害について適用する。

別記 省略

1. 1 4 木更津市防災服の貸与・階級の基準

(趣旨)

第1条 この基準は、木更津市防災服の貸与及び階級に関し必要な事項を定めるものとする。

(被貸与者貸与品及び貸与期間)

第2条 被服を貸与される職員の職種、貸与する被服の種類及び貸与期間については別表第1のとおりとする。ただし、貸与期間は、市長が特に必要と認めたときはこれを伸縮することができる。

(被服の着用)

第3条 被服を貸与された職員（以下「被貸与者」という。）は、勤務時間中又は職務の必要に応じ、その被服を着用することができる。

(期間計算)

第4条 貸与期間は、月計算とし、1月に満たない場合は1カ月とみなす。

(貸与品の返納)

第5条 被貸与者が転職、退職、休職又は死亡したときは、貸与品は直ちに返納しなければならない。ただし、特に市長が認めた場合はこの限りでない。

(貸与品の取扱い)

第6条 貸与品は、善良な管理者の注意をもつて使用又は保管し、これに要する費用は、被貸与者の負担とする。

2 貸与品をき損又は亡失したときは、その事由を具して市長に届け出なければならない。

3 前項の場合において、職務上の事由によるものを除くほか、市長の定める価格により弁償しなければならない。

(貸与品の記録)

第7条 貸与品を所管する課等の長は、被服貸与簿（別記様式）を作成し、貸与品についてその保管状況を記録しなければならない。

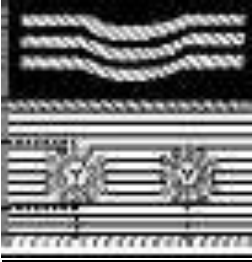
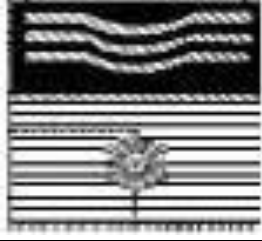
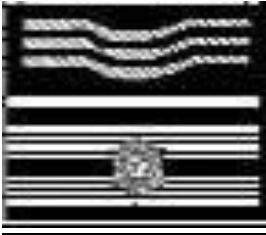
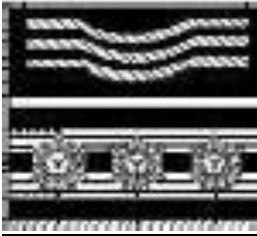
別表第1（第2条）

被貸与者	貸与品		数量	貸与期間（月数）
市長	防災服	上衣	1	3 6
副市長	防災服	下衣	1	3 6
教育長	ベルト		1	3 6
課長職以上の職員	アポロキャップ		1	3 6
危機管理課職員	長編上靴		1	3 6
	胸章		1	使用に耐えないと認めるまで

※胸章については、別図のとおり

別図

胸章

	<u>市長</u> <u>副市長</u> <u>教育長</u>		<u>課長補佐</u> <u>係長</u>
	<u>部長</u>		<u>係員</u>
	<u>次長</u> <u>課長</u>		

2 災害協定書・覚書等一覧表

項目	No.	件名	相手方	締結年月 日	主な内容	特記事項
協定						
医療	1	木更津市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書	社団法人君津木更津医師会	H10. 4. 1	災害医療救護活動組織に基づき医師・看護師からなる医療救護班を編成し、派遣する。	
	2	災害時支援活動に関する協定書	君津木更津薬剤師会	H14. 5. 8	医薬品等の管理及び調剤、被災者に対する服薬指導、需給状況の把握及び調達等を行う。	君津4市との協定
	3	木更津市地域防災計画に基づく災害時歯科医療救護活動に関する協定書	君津木更津歯科医師会	H27. 4. 16	災害歯科医療救護活動組織に基づき歯科医師・看護師による医療救護班を編成し、派遣する。	君津3市と同時協定
物資	4	災害時における物資の供給に関する協定書	木更津市農業協同組合	H13. 5. 16	物資を適正価格で優先的に供給し、所管施設・用地を優先的に避難場所及び物資集積場所等として提供する。	
	5	災害時における物資の供給に関する協定書	ユニー(株)アピタ木更津支店	H13. 7. 16	物資の供給を行う。	
	6	災害時における防災活動協力に関する協定書	イオン(株)ジャスコ木更津店、(株)木更津グリーンシティショッピングセンター	H18. 8. 1	物資供給に加え、災害応急活動に係る要員派遣、災害用資機材の提供、及び避難場所及びトイレの提供等を行う。	
	7	災害時における飲料水の供給協力に関する協定書	利根コカ・コーラボトリング(株)	H19. 3. 27	①災害対応型自動販売機内の商品が無償提供する。②流通備蓄飲料水を優先的に有償供給し、指定した避難所等への搬送する。	
	8	災害時における物資供給に関する協定書	(NPO)法人コメリ災害対策センター	H21. 2. 26	物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給する。	
	9		(株)せんだう	H21. 5. 18	物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給する。	
	10		(株)ケーヨー	H21. 12. 1	物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給する。	
	11		(株)ニトリ	H22. 5. 31	物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給する。	
	12	災害時における防災活動協力に関する協定書	ロック開発(株)マックスバリュ関東(株)	H22. 8. 24	災害応急活動に係る要員派遣、災害活動用機材の提供、生活必需物資等の供給、店舗における避難場所、飲料水、トイレ、災害情報の提供を行う。	
	13	災害時における飲料水の供給協力に関する協定書	(株)伊藤園 木更津支店	H23. 3. 30	①災害対応型自動販売機内の商品が無償提供する。 ②流通備蓄飲料水を優先的に有償供給し、指定した避難所等へ搬送する。	
	14		ヒラノ商事(株)	H23. 3. 30		
	15		EX-サービス(株) 木更津出張所	H23. 3. 30		

項目	No.	件名	相手方	締結年月 日	主な内容	特記事項
	16	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	(株)アクティオ	H24. 4. 27	発電機、仮設トイレ等レンタル機材を供給する。	
	17	災害時における衛生機材等の提供に関する協定書	(有)上月衛生興業	H24. 12. 11	仮設トイレ等レンタル機材を供給する。	
	18	災害時における生活物資の供給協力に関する協定書	(株)カインズ	H25. 1. 28	生活必需品、応急対策に必要な物資等を供給する。	
	19	大規模災害時における被災者への救助活動協力に関する協定書	イオンリテール(株) イオンモール(株)	H27. 6. 4	食料・生活物資等の提供、被災者に対する広報・告知活動等を行う。	
	20	災害時におけるタブレット型端末の提供に関する協定書	HYUNDAI IT JAPAN(株)	H27. 6. 16	災害時においてタブレット型端末を供給する。	
	21	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書	(株)セブンイレブン・ジャパン	H27. 12. 11	物資の調達及び供給、店舗の営業継続又は早期営業再開に係る協力を行う。	
	22	災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	一般社団法人日本福祉用具供給協会	H28. 2. 25	避難所等で必要とされる介護用品・衛生用品等を供給する。	
	23	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	(株)イベント・コミュニケーションズ	H28. 11. 4	テント・鍋等のレンタル機材を供給する。	
	24	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	(株)ゼンリン	H30. 4. 25	災害時に使用する地図製品等を供給する。	
	25	災害時における電動車両等の支援に関する協定書	三菱自動車(株) 千葉三菱コルト自動車販売(株)	R2. 3. 12	災害時の応急対策のため電動車両等を貸与する。	
	26	災害時における物資調達に関する協定書	コストコホールセールジャパン株式会社	R2. 7. 21	災害救助に必要な食糧、生活必需品等の調達協力を行う。	
	27	災害時における段ボール製品の調達に関する協定	コバシ株式会社	R2. 8. 28	避難所の設営等に必要な物資の調達について協力する。	
	28	災害時における水陸両用車両の貸与に関する協定書	株式会社勝浦ホテル三日月	R2. 12. 25	水陸両用車を貸与する。	
	29	災害時における食料調達に関する協定書	株式会社ごはんクリエイト	R3. 4. 8	食料（加工保存食）の調達。	
	30	災害時における応急活動の協力に関する協定書	株式会社KURKKU FIELDS	R3. 4. 19	施設で生産・加工した食料品等を供給し、施設を避難場所及び物資集積場所等として提供する。	
	31	災害時における電動車両等の支援に関する協定書	HW ELECTRO 株式会社	R3. 6. 24	円滑な災害応急対策を目的に、電動車両を貸与する。	
災害復旧	32	風水雪害、地震その他災害時における応急措置に関する協定書	木更津市建設業協同組合	H26. 4. 16	道路、河川等の公共土木施設の機能回復を行う。	
	33		木更津電業会	R2. 3. 31		

項目	No.	件名	相手方	締結年月 日	主な内容	特記事項
	<u>34</u>		木更津市測量 調査設計協同 組合	R2. 4. 1		
	<u>35</u>	災害時における石油 類燃料の供給に関す る協定	千葉県石油商 業協同組合	R3. 5. 26	石油類燃料の供給につ いて協力。	
	<u>36</u>	電気自動車を活用し たまちづくり連携協 定書	日産自動車株 式会社 等	R2. 6. 5	災 害 対 策 の 強 化 等 に 向 け、電気自動車の普及を 促進し、防災・災害対策 等について連携する。	相手方は5 者あり
	<u>37</u>	災害時における燃料 等の供給に関する協 定書	(社)千葉県L Pガス協会	H15. 12. 1	L P ガスを供給し、器具 及び付帯工事を行なう。	君津4市と の協定
	<u>38</u>	災害時における停電 復旧の連携等に関す る基本協定書	東京電力パ ワーグリッド 株式会社	R2. 5. 22	災害時等の大規模停電等 において、住民生活の安 定を図るため、連携して 停電復旧等の活動に取り 組む。	
	<u>39</u>	災害時における市有 施設の応急措置及び 応急仮設住宅の建設 に関する協定			市有施設の応急措置及び 応急仮設住宅の建設を行 なう。	
	<u>40</u>	災害時の相互協力に 関する協定書	株式会社NTT ドコモ	R2. 9. 10	市民生活の安定を図るた め、通信手段の確保等を行 う。	
	<u>41</u>	災害発生時における ボランティア活動等 に関する協定書	災害ボラン ティア 愛・ 知・人	R3. 6. 21	市民生活の安定を図るた め、災害時のボランティ ア活動等について協力。	
	<u>42</u>	災害時における応急 対策の協力に関する 協定書	千葉土建一般 労働組合かず さ支部	R3. 11. 17	災害の発生又は発生する 恐れがある場合、応急対 策に必要な人員、資機材 等を出動させる。	
輸送	<u>43</u>	災害時における船舶 の使用等に関する協 定書	セントラル(株)	H18. 11. 13	船舶の使用等について活 動協力を行なう。	
	<u>44</u>	災害発生時における 地域支援のための人 員及び車両等の提供 に関する協定	(株)ジェイコム 千葉木更津局	R1. 7. 16	災 害 発 生 時 に お け る 人 的・物的支援を受け入れ るための協定を締結し、 災害応急対策の向上を図 る。	
	<u>45</u>		ポルシェジャ パン株式会社	R3. 9. 30		
情報	<u>46</u>	災 害 時 等 に お け る CATV による災害情報 の放送に関する協 定書	(株)ジェイコム 千葉木更津局	H20. 1. 10	災害が発生し、又は発生 する恐れがある場合にお いて、コミュニティチャ ンネルの通常放送を中 断、又はテロップ等によ り災害情報の放送を行 う。	
	<u>47</u>	災害時における災害 情報の放送に関する 協定書	かずさエフエ ム(株)	H22. 4. 1	市民の安全と生活等に必 要な情報の提供を行う。	
	<u>48</u>	防災行政無線等の活 用に関する協定書	東京瓦斯株式 会社千葉支社	H27. 1. 15	都市ガスの供給に問題が 生じ、市民の安全に問題 が生じる恐れがある場 合、防災行政無線等を用 いて情報を発信する。	

項目	No.	件名	相手方	締結年月 日	主な内容	特記事項
	<u>49</u>	災害発生時における木更津市と木更津市内郵便局の協力に関する協定	木更津市内郵便局（木更津郵便局ほか市内18郵便局）	H29. 12. 4	緊急車両等の提供・避難所開設状況及び避難先リスト等の情報の相互提供・ネットワークを活用した広報活動・郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策・道路等の損傷状況の情報提供・避難所での郵便業務の取扱等を行う。	
	<u>50</u>	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	H31. 3. 22	災害により行政機能の低下を軽減させるため、情報発信等に取り組む。	
公衆衛生	<u>51</u>	災害時における公衆衛生活動に関する協定書	千葉中央葬祭業協同組合	H21. 4. 1	多数の死者及び被災者等が発生した際の迅速且つ円滑な公衆衛生活動を行う。	
	<u>52</u>	災害時におけるし尿等の収集運搬等に関する協定書	君津地域清掃事業協同組合	H28. 6. 17	指定避難所において、仮設トイレの調達、設置及び撤去又はし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬を行う。	
行政	<u>53</u>	災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	千葉県及び県内81市町村	H8. 2. 23 施行	被災した市町村単独では十分な対策を実施することが出来ない場合の相互協力・応援	
	<u>54</u>	木更津海上保安署と消防機関との業務協定	木更津海上保安署	S46. 6. 1	海上における船舶火災の消火活動を行なう。	
	<u>55</u>	災害時における相互応援に関する協定書	神奈川県綾瀬市	H31. 3. 26	災害時において要請により救援及び応急復旧に必要な職員の派遣、食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な色材の提供等の応援を行う。	
	<u>56</u>	災害時相互応援等に関する協定書	愛知県岡崎市	R1. 9. 1	災害時において要請により救援及び応急復旧に必要な職員の派遣、食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な色材の提供等の応援を行う。	
	<u>57</u>	災害時における相互応援に関する協定書	群馬県太田市	R2. 3. 13	災害時において要請により救援及び応急復旧に必要な職員の派遣、食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な色材の提供等の応援を行う。	
災害支援	<u>58</u>	災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書	千葉県土地家屋調査士会	H24. 3. 16	住家の被害認定基準運用指針に基づく住家の被害調査を行う。り災証明に関する相談窓口の補助、及び建物滅失登記申請や土地境界復元等に関して相談を受ける。	

項目	No.	件名	相手方	締結年月 日	主な内容	特記事項
	<u>59</u>	災害時における消防 用水等の確保に関する 協定書	千葉アクア生 コンクリート 協同組合	H30. 11. 20	火災、風水害等により災 害が発生し、又は災害が 発生するおそれがある場 合にコンクリートミキ サー車を活用し、消防用 水や生活用水等を確保す る。	君津4市と の協定
	<u>60</u>	船舶等火災における 消火等の協力に関する 協定書	株式会社新日 本海洋社	R1. 7. 22	消火協力業務を必要とす る災害が発生した場合に は、出動可能な曳船を配 船し、消火活動に協力す る。	
津波 避難	<u>61</u>	津波時における一時 避難施設としての使 用に関する協定	木更津商工会 議所	H23. 9. 26	津波が発生し、又は発生 する恐れがある場合にお ける一時避難施設の使用	
	<u>62</u>		東京電力株式 会社	H23. 12. 6		
	<u>63</u>		(株)ジェイコム 千葉木更津局	H24. 1. 5		
	<u>64</u>		(株)勝浦ホテル 三日月	H24. 2. 24		
	<u>65</u>		株式会社サン セルモ	H24. 3. 1		
	<u>66</u>		(株)かずさク リーンシステム	H24. 4. 12		
	<u>67</u>		(株)シーエイチ アイ東京ベイ プラザホテル	H24. 5. 18		
	<u>68</u>		リリー木更津 管理組合	H24. 11. 28		
	<u>69</u>		(社医)同仁会 木更津病院	H25. 4. 1		
	<u>70</u>		(社福)鵬和会 さつき園	H25. 4. 1		
	<u>71</u>		株式会社新昭 和	R3. 8. 23		
	<u>72</u>	津波緊急避難におけ る高速道路区域の一 時使用に関する協定 書	東京湾アクア ライン管理事 務所	H27. 3. 30		
	<u>73</u>	津波時における一時 避難施設としての使 用に関する協定	海上自衛隊航 空補給処	H27. 5. 29		
一時避難	<u>74</u>	災害時等における一 時避難施設としての 使用に関する協定	ホテルロイヤ ルガーデン木 更津	H25. 10. 15	一時避難施設の使用	津波時も使 用可
	<u>75</u>		稲荷山新御堂 寺	R4. ●. ●		
福祉 避難所	<u>76</u>	災害時における福祉 避難所の開設及び運 営に関する協定書	(社福)千葉育 美会 特別養 護老人ホーム 波岡の家	H28. 2. 25	福祉避難所の開設及び運 営	
	<u>77</u>		(社福)鵬和会 特別養護老人 ホーム さつ き園	H28. 5. 31		

項目	No.	件名	相手方	締結年月 日	主な内容	特記事項
	<u>78</u>		(社福)かずさ 萬燈会 特別養護老人 ホーム 中郷 記念館	H28. 7. 21		
	<u>79</u>		(社福)慈心会 特別養護老人 ホーム 木更 津南清苑	H28. 7. 21		
	<u>80</u>		(社福)長須賀 保育園 ケア ハウス グ リーンパレス	H28. 7. 27		
	<u>81</u>		(社福)梅香会 特別養護老人 ホーム 矢那 梅の香園	H28. 8. 25		
	<u>82</u>		(社福)邦進会 特別養護老人 ホーム かも めの森	H28. 8. 31		
	<u>83</u>		(社福)みづき 会 上総喜望 の郷	H29. 2. 16		
	<u>84</u>		(社福)のゆり 会 のぞみ ワークショップ	H30. 4. 19		
施設利用	<u>85</u>	災害発生時における 施設利用等に関する 協定書	学校法人君津 学園	R2. 8. 26	災害の発生、又は発生のおそれがある場合、学校施設等を避難所及び避難場所として利用し、教職員が避難所運営に協力する。	
覚書						
災害 復旧	<u>86</u>	風水害、地震その他 災害時における応急 措置に関する覚書	大一総業(有) 他	H20. 4	道路、河川、水路その他の公共土木施設の機能を確保し、又は回復する。	
情報	<u>87</u>	防災行政広報無線放 送内容の再送信に関 する覚書	(株)ジェイコム 千葉	H27. 12. 14	防災行政広報無線の放送内容をジェイコム千葉の専用端末に再送信する。	
確認書						
応急 給水	<u>88</u>	応急給水等に係る確 認書	かずさ水道広 域連合企業団	R2. 4. 1	飲料水の確保が困難な給水区域の住民に対し、協力して応急給水を実施する。	

3 災害対策

3.1 避難場所等一覧

指定避難所・指定緊急避難場所

	名称	所在地	電話番号	指定 避難所	指定緊急避難場所				
					地震	津波	洪水	土砂	高潮
1	木更津第一小学校	中央 1-11-1	23-1051	△	○	×	×	○	×
2	木更津第二小学校	文京 5-6-24	23-2216	△	○	○	×	○	×
3	東清小学校	菅生 114	98-0424	△	○	○	×	○	○
4	西清小学校	長須賀 2445	22-2818	○	○	○	○	○	○
5	南清小学校	ほたる野 3-5	98-3193	○	○	○	○	○	○
6	清見台小学校	清見台南 1-15-1	98-2351	○	○	○	○	○	○
7	岩根小学校	西岩根 8-1	41-1303	△	○	○	●	○	●
8	高柳小学校	高柳 5932	41-2085	△	○	○	●	○	●
9	八幡台小学校	八幡台 4-5-1	36-6696	○	○	○	○	○	○
10	金田小学校	中島 2931-1	41-0009	△	○	○	×	○	×
11	富来田小学校	真里谷 518	53-2004	○	○	○	○	○	○
12	旧富岡小学校	下郡 1886		○	○	○	○	○	○
13	祇園小学校	清川 1-1-1	98-3158	○	○	○	○	○	○
14	畑沢小学校	畑沢南 2-16-1	36-3003	○	○	○	○	○	○
15	請西小学校	請西 2-8-1	36-9331	△	○	○	×	○	○
16	真舟小学校	真舟 2-6-1	36-0058	○	○	○	○	○	○
17	中郷小学校	井尻 978	98-0824	△	○	○	×	○	○
18	木更津第一中学校	中央 1-10-1	22-5321	△	○	×	×	○	×
19	木更津第二中学校	請西 941	36-2280	○	○	○	○	○	○
20	木更津第三中学校	永井作 1-1-1	23-2645	○	○	○	○	○	○
21	岩根中学校	高柳 3-7-49	41-2096	△	○	○	×	○	×
22	岩根西中学校	久津間 373	41-3681	△	○	○	×	○	×
23	太田中学校	東太田 1-2-1	98-7001	○	○	○	○	○	○
24	畑沢中学校	畑沢 1053-1	36-5021	○	○	○	○	○	○
25	波岡中学校	大久保 3-9-1	36-0911	○	○	○	○	○	○
26	鎌足中学校	矢那 2797	52-2092	○	○	○	○	○	○
27	金田中学校	中島 2820	41-0032	△	○	●	●	○	●
28	旧中郷中学校	有吉 932		△	○	○	●	○	○
29	清川中学校	中尾 1096	98-0188	○	○	○	○	○	○
30	富来田中学校	真里谷 275	53-2020	○	○	○	○	○	○
31	文京公民館	文京 2-6-54	23-3836	△	○	×	×	○	×
32	八幡台公民館	八幡台 4-2-1	36-4010	○	○	○	○	○	○
33	東清公民館	笹子 469-1	98-2919	△	○	○	×	○	○
34	鎌足公民館	矢那 899-1	52-3111	△	○	○	×	○	○
35	中郷公民館	井尻 789	98-0802	△	○	○	●	○	○
36	富来田公民館	真里谷 110	53-2027	△	○	○	●	○	○
37	岩根公民館	高柳 3-2-1	41-1184	△	○	○	×	○	×
38	清見台公民館	清見台南 5-1-29	98-7654	○	○	○	○	○	○
39	畑沢公民館	畑沢 1053-12	37-1005	○	○	○	○	○	○
40	岩根西公民館	江川 934-1	41-1023	△	○	×	●	○	×
41	富岡公民館	下郡 1770-1	53-5952	△	○	○	×	○	○

	名称	所在地	電話番号	指定 避難所	指定緊急避難場所				
					地震	津波	洪水	土砂	高潮
42	西清川公民館	永井作 2-11-12	23-0286	○	○	○	○	○	○
43	波岡公民館	大久保 5-7-1	37-8515	○	○	○	○	○	○
44	桜井公民館	桜井新町 4-2	30-7311	○	○	○	○	○	○
45	市民体育館	貝渕 2-13-40	23-5822	△	○	×	×	○	×
46	金田地域交流センター	金田東 6-11-1	97-6292	△	○	○	●	○	●
47	木更津東高等学校	木更津 2-2-45	23-0538	△	○	×	×	○	×
48	木更津高等学校	文京 4-1-1	22-6131	△	○	○	×	○	○
49	拓殖大学紅陵高等学校	桜井 1403	37-2511	○	○	○	○	○	○
50	志学館中等部・高等部	真舟 3-29-1	37-3131	○	○	○	○	○	○
51	木更津総合高等学校	東太田 3-4-1	30-5511	○	○	○	○	○	○
52	清和大学短期大学部	東太田 3-4-2	37-5522	○	○	○	○	○	○
53	座面公園	木更津 3-7	23-8467	×	○	○	×	○	×
54	大関公園	畑沢 3-2	23-8467	×	○	○	○	○	○
55	清見台中央公園	清見台南 4-5	23-8467	×	○	○	○	○	○
56	貝渕公園	桜町 1-3	23-8467	×	○	○	○	○	○
57	中清水公園	畑沢 4-4	23-8467	×	○	○	○	○	○
58	桜井南公園	桜井 1595-2	23-8467	×	○	×	×	○	×
59	野際公園	清見台東 1-4	23-8467	×	○	○	○	○	○
60	小櫃堰公園	祇園 358	23-8467	×	○	○	×	○	○
61	大久保公園	大久保 2-14	23-8467	×	○	○	○	○	○
62	大作公園	八幡台 3-26	23-8467	×	○	○	○	○	○
63	真舟中央公園	真舟 4-9	23-8467	×	○	○	○	○	○
64	板取公園	畑沢南 5-10	23-8467	×	○	○	○	○	○
65	八幡台中央公園	八幡台 4-3	23-8467	×	○	○	○	○	○
66	江沢公園	清川 1-13	23-8467	×	○	○	○	○	○
67	八崎公園	請西 3-2	23-8467	×	○	○	×	○	○
68	江川総合運動場	江川 959-1	25-5319	×	○	×	×	○	×
69	港南台中央公園	港南台 2-17	23-8467	×	○	○	○	○	○
70	桜井運動場	桜井新町 4-2	25-5319	×	○	○	○	○	○
71	道の駅「木更津 うまくたの里」	下郡 1369-1	23-8445	×	○	○	×	○	○

(注1) “△”は、災害の想定規模により、危険と判断した場合は、開設しない場合があることを示す。

(注2) 災害規模や各施設の被害状況により危険と判断した場合は、“○”がついている施設であっても開設しない場合がある。

(注3) “●”は、災害規模や各施設の被害状況により、2階以上を指定緊急避難場所として開設する場合がある。

津波避難ビル

	名称	所在地	階建	避難部分	収容人数
1	木更津商工会館	潮浜 1-17-59	6 階	3 階・6 階	150
2	東京電力パワーグリッド (株)木更津支社	貝渕 3-13-40	5 階	屋上	560
3	木更津駅前西口駐車場	中央 1-1-1	4 階	3 階・4 階	3,000
4	(株)ジェイコム千葉木更津局	大和 2-7-15	5 階	3 階・4 階・屋上	250
5	龍宮城スパホテル三日月	北浜町 1	5 階	5 階 (スパ棟)	2,000
6	エルシオン K I S A R A Z U	富士見 3-1-1	3 階	3 階・屋上	2,000
7	(株)かずさクリーンシステム	新港 17 番 2	3 階	3 階 (第 2 工場棟)	400
8	東京ベイプラザホテル	新田 2-2-1	4 階	3 階 (新館大広間)	500
9	リリー木更津(マンション)	中央 3-6-1	13 階	3 階以上の共用廊下	300
10	(社医)同仁会 木更津病院	岩根 2-3-1	6 階	3 階以上の非常用階段・共用廊下・屋上	150
11	(社福)鵬和会 さつき園	長須賀 1219	3 階	屋上	200
12	ホテルロイヤルガーデン木更津	大和 1-8-14	7 階	2 階～7 階	180
13	東京湾アクアライン管理事務所	中島 2533	(海拔 10m)	駐車場敷地 (園地部)	260
14	海上自衛隊航空補給処	江川無番地	3 階	Z-1 倉庫 3 階	150
15	木更津ワシントンホテル	大和 1-2-1	2 階	レストラン、宴会場及び共用部	244

3. 2 防災関係機関名簿

1 市の機関

名 称	所 在 地	電話番号
木更津市役所	富士見 1-2-1	(23) 7111
〃 富来田出張所	真里谷 110	(53) 3111
〃 鎌足出張所	矢 那 899-1	(52) 3111
〃 金田出張所	金田東 6-11-1	(97) 6314
〃 中郷出張所	井 尻 789	(98) 0802
木更津市消防本部（木更津消防署）	潮 見 2-1	(22) 0119
〃 富来田分署	真里谷 156	(53) 2160
〃 金田分署	金田東 1-18-1	(40) 1119
〃 高柳出張所	本 郷 2-4-31	(41) 1286
〃 波岡分署	下烏田 813-1	(36) 3125
〃 清川分署	中 尾 1915	(98) 7524
木更津市民会館	貝 渕 2-13-40	(22) 4184
木更津市民体育館	〃	(23) 5822
木更津市営貝渕庭球場	貝 渕 2-562-96	(23) 5822
同 野球場	清見台 1-6-7	(25) 1987
同 弓道場	吾 妻 1-4-1	(25) 4932
同 江川総合運動場	江 川 959-1	(41) 9641
木更津市保健相談センター	朝 日 3-10-19	(23) 1300
木更津市健康増進センター	潮 浜 3-1	(36) 2511
木更津市民総合福祉会館	潮 見 2-9	(23) 2611
木更津市老人福祉センター	十日市場 826	(98) 6651
木更津市火葬場	大久保 840-3	(37) 3874
木更津市クリーンセンター	潮 浜 3-1	(36) 1133
木更津市新川園衛生処理場	牛 袋 469-1	(98) 4242
木更津市下水処理場	潮 浜 1-19-1	(36) 2700
木更津市公設地方卸売市場	新 田 3-3-12	(23) 3621
木更津市まなび支援センター	朝 日 1-8-17	(22) 4152
木更津市郷土博物館金のすず	太 田 2-16-2	(23) 0011
木更津市立図書館	文 京 2-6-51	(22) 3190

2 国・県・公共機関等

種別	名 称	所 在 地	電話番号
事務組合等	君津郡市広域市町村圏事務組合	新 田 3-2-27	(25) 6121
	君津広域水道企業団	新 田 2-8-17	(25) 1621
	木更津市水道サービスセンター	潮 見 2-8	(23) 4744
県の機関	君津地域振興事務所	貝 渕 3-13-34	(22) 7025
	君津土木事務所	〃	(25) 5131
	県教育庁南房総教育事務所	〃	(25) 1311
	君津農業事務所	〃	(22) 6258
	木更津港湾事務所	〃	(25) 5141
	君津健康福祉センター	新 田 3-4-34	(22) 3743
	木更津警察署	潮 見 1-1-5	(22) 0110

種別	名 称	所 在 地	電話番号
国の機関	木更津海上保安署	新 港 8-2	(30) 0118
	千葉国道事務所木更津出張所	潮 見 3-17	(22) 4543
	木更津労働基準監督署	富士見 2-4-14	(22) 6165
	木更津公共職業安定所	富士見 1-2-1	(25) 8609
自衛隊	陸上自衛隊第一ヘリコプター団	吾妻地先	(23) 3411
	海上自衛隊木更津航空補給処	江 川 無番地	(23) 2361
	航空自衛隊第4補給処木更津支処	岩 根 1-4-1	(41) 1111 時間内：内線 207（総務課企画班長） 時間外：内線 225（分屯基地当直）
公共機関	日本赤十字社千葉県支部木更津市地区	朝 日 3-10-19	(23) 7111
	NHK千葉放送局房総報道室	大 和 3-3-7	(23) 2424
	日本郵便(株)木更津郵便局	中 央 2-6-15	(22) 3150
	東日本電信電話(株)千葉支店	新 田 3-1-9	(23) 4440
	東京電力パワーグリッド(株)木更津支社	貝 渕 3-13-40	(55) 4729
	東京瓦斯(株)千葉支社木更津事業所	高 柳 2448	(23) 1280
	J R東日本木更津駅	富士見 1-1-1	(22) 3133
	〃 巖根駅	岩 根 3-5-1	(41) 2287
	小湊鉄道(株)木更津車庫	潮 浜 2-1-6	(37) 7299
	日東交通(株)木更津運輸営業所	貝 渕 2-12-44	(23) 0151
	かずさ水道広域連合企業団	潮 見 2-8	(23) 0741
	〃 中台浄水場	請西南 2-4-2	(37) 1552
	〃 上烏田浄水場	上烏田 357-2	(36) 4110
	〃 中郷浄水場	大 寺 146-2	(98) 0550
	〃 岩根浄水場	岩 根 1-3-14	(41) 2095
	〃 高柳浄水場	高 柳 1-14-5	-
	〃 新田浄水場	文 京 2-6-51	-
	〃 伊豆島配水場	伊豆島 1235-12	(52) 3259
	〃 富来田第1浄水場	真里谷 1998	(53) 2931
	〃 富来田第2浄水場	真里谷 2937-5	(53) 3475
公的団体・ 重要施設等	木更津市赤十字奉仕団	潮 見 2-9	(25) 2089
	木更津市農業協同組合	長須賀 382	(23) 0501
	ぼうそう農業共済組合	高 柳 1003	(23) 0371
	牛込漁業協同組合	牛 込 752-2	(41) 1341
	金田漁業協同組合	中 島 4412	(41) 0511
	久津間漁業協同組合	久津間 1291	(41) 2696
	江川漁業協同組合	江 川 576-6	(41) 2234
	木更津市中里漁業協同組合	中 里 2-5-26	(22) 2728
	木更津漁業協同組合	中 央 3-14-11	(23) 4545
	木更津商工会議所	潮 浜 1-17-59	(37) 8700
	木更津市観光協会	富士見 1-2-1	(22) 7711
	君津中央病院	桜 井 1010	(36) 1071
	君津郡市夜間急病診療所	中 央 1-5-18	(25) 6284
	(株)ジェイコム千葉木更津局	大 和 2-7-15	(25) 5896
	かずさFM(株)	富士見 1-2-1	(25) 0834

3.3 災害時における市の物資調達先一覧

名 称	所在地	電話番号
ユニー(株)アピタ木更津店	ほたる野 4-2-48	(30) 5311
イオン(株)ジャスコ木更津店	朝日 3-10-19	(23) 7211
木更津市農業協同組合	長須賀 383	(23) 0501
NPO法人コメリ災害対策センター	新潟市南区清水 4,501-1	025(371)4112
利根コカ・コーラボトリング(株)	木更津市貝渕 4-5-13	(22) 6225
(株)せんだう	潮見 5-3-1	(30) 6111
(株)ケーヨー	千葉市若葉区みつわ台 1-28-1	043(255)1111
(株)ニトリ	東京都北区神谷 3-6-20	03(6741)1230
イオンタウン(株)	千葉市美浜区中瀬 1-5-1	043(212)6369
マックスバリュ関東(株)	千葉市美浜区高洲 3-21-1	043(382)9100
(株)伊藤園 (木更津支店)	潮見 5-6-2	(36) 4911
ヒラノ商事(株)	潮浜 1-17-106	(37) 7110
E X サービス(株)木更津出張所	貝渕 4-11-13	(20) 3335
(株)アクティオ木更津営業所	長須賀 1819-1	(25) 6411
(有)上月衛生興業	万石 580-1	(41) 5306
(株)カインズ	埼玉県本庄市早稲田の杜 1-2-1	0495(88)7100

3.4 応急仮設住宅設置予定箇所

予 定 地	面 積	戸 数
旧真舟学校 (仮称) 用地	6,818 m ²	32 戸
大久保小学校 (仮称) 用地	14,181 m ²	120 戸
港南台中央公園	9,300 m ²	56 戸

3.5 救急告示病院・総合病院等重要な医療機関

名称	所在地	救急告示年月日
国保直営総合病院 君津中央病院	木更津市桜井 1010	告示 平成 8 年 2 月 2 日
医療法人 萩仁会 萩原病院	木更津市木更津 1-1-36	告示 平成 8 年 2 月 2 日
医療法人 同仁会 木更津病院	木更津市岩根 2-3-1	
医療法人 社団 志仁会 薬丸病院	木更津市富士見 2-7-1	
医療法人 社団 養真会 上総記念病院	木更津市新田 1-11-25	告示 平成 9 年 2 月 28 日
医療法人 社団 吉祥会 加藤病院	木更津市高柳 2-12-31	
石井病院	木更津市新田 1-5-31	
医療法人 社団 鵬会 高名静養病院	木更津市長須賀 1239	
医療法人 社団 邦栄会 木更津東邦病院	木更津市菅生 725-1	告示 平成 8 年 2 月 2 日
医療法人 社団 明敬会 重城病院	木更津市万石 341-1	
医療法人互生会 アクアリハビリ テーション病院	矢那 4490-5	

3. 6 義援金領収書・義援品受領書の書式

領収書No.	領 収 書
¥	¥
義援金として上記 の金額領収しまし た。	義援金として上記の金額領収しました。
年 月 日	年 月 日
様	様
木更津市長	木更津市長

受領書No.	受 領 書
義援物資として、 内訳	義援物資として、内訳
につき受領しまし た。	につき受領しました。
年 月 日	年 月 日
様	様
木更津市長	木更津市長

3.7 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設

小分類	施設名	所在地	対象リスク		
			洪水	高潮	土砂
共同生活援助 (グループホーム)	万石の家	万石 667-1	○	○	
	たちばな	中央 1-14-5	○	○	
	第3ヒマワリ	岩根 4-6-9	○	○	
	ローズの家	貝渕 3-2-1	○	○	
	なでしこハイム	井尻 1158	○		
軽費老人ホーム (ケアハウス)	ケアハウスかがやきの郷	井尻 951	○		
	ケアハウスグリーンパレス	長須賀 1305-1	○	○	
	ケアハウス南清苑	中尾 623-1			○
サービス付き 高齢者向け住宅	介護館あじさい	木更津字若松 973-1、 973-2 の一部	○	○	
	やすらぎの里いすけ	中島 2337-2	○	○	
	安心ハウス絆・木更津式館	江川字下沼 523-1	○	○	
	ロフ壺番館	大和 2-12-10	○	○	
生活介護	なのはなメイト	文京 3-1-2	○	○	
	木更津市あけぼの園	潮見 2-13-5		○	
	通所介護事業所 ミソラ	岩根 1-1-14	○	○	
	木更津中郷丸	井尻 1153	○		
短期入所 生活介護	ショートステイいわね潮の香園	万石 146-1	○	○	
	地域密着型特別養護老人ホームいわね潮の香園	万石 146-1	○	○	
	特別養護老人ホームさつき園	長須賀 1219	○	○	
	ショートステイサービス南清苑	中尾 623-1			○
	特別養護老人ホーム木更津南清苑式館	中尾 623-1			○
	かもめの里ショートステイ	菅生字岩崎 741-1	○		
	特別養護老人ホームしおかぜ南指定短期入所生活介護事業所	岩根 2-2261-10	○	○	
	特別養護老人ホームしおかぜ	岩根 2-2-2	○	○	
	中郷記念館ショートステイ個室型	井尻 951	○		
	中郷記念館ショートステイ多床室型	井尻 951	○		
特別養護 老人ホーム	特別養護老人ホームさつき園(ユニット型)	長須賀 1219	○	○	
	特別養護老人ホームさつき園(従来型)	長須賀 1219	○	○	
	特別養護老人ホーム木更津南清苑式館	中尾 623-1			○
	特別養護老人ホーム木更津南清苑	中尾 623-1			○
	特別養護老人ホーム中郷記念館 多床室型	井尻 951	○		
	特別養護老人ホーム中郷記念館 個室型	井尻 951	○		
	特別養護老人ホームかもめの森	伊豆島 671	○		
有料老人ホーム	木更津真心生楽館	木更津 3-6-16	○	○	
	アビタシオン木更津一館	金田東 4-11-1	○	○	
介護老人 保健施設	介護老人保健施設ケアセンターきさらづ	長須賀 1239	○	○	
	介護老人保健施設メディ케어さざなみ	中島 2366-1	○	○	
	介護老人保健施設かもめメディカルケアセンター	菅生 689	○		
	望星さつき苑	大和 1-4-18	○	○	
地域密着型 通所介護	デイサービスセンターいわね潮の香園	万石 146-1	○	○	
	井戸端げんき	本郷 1-4-23	○	○	
	デイサービスロフ	東太田 4-22-3	○		

小分類	施設名	所在地	対象リスク		
			洪水	高潮	土砂
地域密着型 通所介護	デイサービスこなみの家	長須賀字南 2409-1	○		
	小春日和デイサービスセンター	長須賀 1736-1	○		
	デイサービスいすけ	中島 2337-1	○	○	
	デイサービスロフ金田店	中島 2220	○	○	
	紙風船アクアデイサービス	金田東 6-47-23	○	○	
	SHIODA デイサービスセンター リハステ	金田東 1-19-1	○	○	
	株式会社かけはし	岩根 3-1-7	○	○	
	老人デイサービスしおかぜ	岩根 2-2261-10	○	○	
	通所介護事業所ミソラ	岩根 1-1-14	○	○	
	太陽デイサービス燦燦	貝渕 1-9-3	○	○	
	デイサービスセンターきずな	下郡 984-2	○		
地域密着型 介護老人福祉施設 (小規模特別養護 老人ホーム)	特別養護老人ホームいわね潮の香園	万石 146-1	○	○	
	特別養護老人ホームさざなみ苑(従来型)	中島 2357-1	○	○	
	さざなみ苑(ユニット型)	中島 2357-1	○	○	
	特別養護老人ホームしおかぜ	岩根 2-2-2	○	○	
通所介護	デイサービスセンター南清苑	中尾 623-1			○
	コウトクユデイサービスセンター	曾根 89-2	○		
	かもめの里デイサービス	菅生字岩崎 741-1	○		
	介護支援センターやすらぎ	新田 2-1-3	○	○	
	デイサービスみどりの風きさらづ	笹子 553	○		
	デイサービスカムローズ	江川 999-5	○	○	
	医療法人社団史祥会房総メディカル第2クリニック デイサービスセンター	吾妻 243-1	○	○	
	中郷記念館デイサービスセンター	井尻 951	○		
認知症対応型 共同生活介護	グループホームあんしん木更津	万石字中道 654-2	○	○	
	グループホーム大地の家	久津間 1112-2	○	○	
小規模多機能型居宅介護	セントケアいわね	本郷 1-5-26	○	○	
老人福祉センター	木更津市老人福祉センター	十日市場 826	○		
地域活動支援センター	わかば	中央 1-14-5	○	○	
地域福祉センター	木更津市民総合福祉会館	潮見 2-9	○	○	
就労継続支援A型	M工房 木更津	富士見 1-2-1 スーパー クルシティ木更津 7F	○	○	
就労継続支援B型	地域作業所hana	文京 6-4-4	○	○	
	オリーブファームかかずさ	文京 2-6-38	○	○	
	ふる里学舎木更津	新田 1-5-23	○	○	
	むうと	桜井 407-24	○	○	
就労移行支援	アビリティーズジャスコ木更津センター	朝日 3-10-19 イオン タウン木更津朝日 2F	○	○	
障害児相談支援 事業所	木更津市指定相談支援事業所ひつじくも	真里谷 2374-1			○
	木更津市指定相談支援事業所・ほっと	井尻 942	○		
障害者生活ホーム	第2ヒマワリ	岩根 4-6-10	○	○	
障害者生活ホーム	ヒマワリ	岩根 4-6-9	○	○	
自立訓練(機能訓練)	身体障害者リハビリセンター あくていぶ	潮見 2-9	○	○	
身体障害者福祉セ ンター(B 型)	木更津市身体障害者福祉センター	潮見 2-9	○	○	
児童発達支援事業所	デイサービス黎	中央 1-5-3	○	○	

小分類	施設名	所在地	対象リスク		
			洪水	高潮	土砂
児童発達支援事業所	デイサービス蓮	中央 1-5-3	○	○	
	特定非営利活動法人子ども館ゆめのたまご	太田 3-10-12	○		
	のぞみ牧場学園	真里谷 2374-1			○
	のぞみ発達相談室きさらづ	真里谷 2374-1			○
放課後等 デイサービス 事業所	アンダンテ木更津	東中央 2-1-1 日の出 第二ビル 4 階	○	○	
	わいわいプラス潮見教室	潮見 2-2-2	○	○	
	アンダンテ木更津東	大和 3-3-1	○	○	
	ハッピーテラス木更津教室	請西 2-24-4	○		
	のぞみ発達支援室きさらづ	真里谷 2374-1			○
	児童デイサービス・アニマートきさらづ	高柳 2-4-7 木更津フ ラット 1 階 101 室	○	○	
母子生活支援施設	FAHこすもす	真里谷 1880-5			○
児童養護施設	野の花の家	真里谷 1880-5			○
保育所	木更津社会館保育園	富士見 3-8-3	○	○	
	ゆりかご保育園	長須賀 1366	○	○	
	わかば保育園	大和 3-2-4	○	○	
	なかごう保育園	十日市場 162-1	○		
	社会館吾妻保育園	吾妻 2-10-7	○	○	
	久津間保育園	久津間 1084	○	○	
小規模保育事業所	小規模保育園ココロ	幸町 1-2-19		○	
幼保連携型 認定こども園	認定こども園長須賀保育園	長須賀 1309	○	○	
	認定こども園木更津むつみ保育園	請西 2-12-8	○		
	認定こども園岩根保育園	高柳 3-9-13	○	○	
	みやまのさくら保育園	井尻 911-1	○	—	—
幼稚園型 認定こども園	清和大学附属金田幼稚園	中島 1250	○	○	—
	高柳幼稚園	高柳 2-11-9	○	○	—
認可外保育施設	クマノミ保育園	ほたる野 1-22-3	○		
	ピコロキッズクラブ	幸町 1-2-19		○	
	上総記念病院附属託児所	新田 1-11-25	○	○	
	うみかぜ保育園	金田東 3-1-1	○	○	
事業所内 保育事業所	木更津ぼんぼこ園	岩根 2-3-1	○	○	
	事業所内保育所すきっぷ	井尻 951	○		
幼稚園	岩根みどり幼稚園	岩根 3-10-9	○	○	
	きさらづ幼稚園	太田 2-1-1			○
	みつわ幼稚園	文京 5-9-4	○		
小学校	鎌足小学校	矢那 609			○
	木更津第二小学校	文京 5-6-24	○	○	
	波岡小学校	畑沢 1270			○
	金田小学校	中島 2931-1	○	○	
	木更津第一小学校	中央 1-11-1	○	○	
	請西小学校	請西 2-8-1	○		
	岩根小学校	西岩根 8-1	○	○	
	東清小学校	菅生 114	○		
	高柳小学校	高柳 5932	○	○	
	中郷小学校	井尻 978	○		

小分類	施設名	所在地	対象リスク		
			洪水	高潮	土砂
中学校	金田中学校	中島 2820	○	○	
	木更津第一中学校	中央 1-10-1	○	○	
	岩根中学校	高柳 3-7-49	○	○	
	岩根西中学校	久津間 373	○	○	
	木更津第三中学校	永井作 1-1-1			○
高等学校	木更津東高等学校	木更津 2-2-45	○	○	
専修学校	木更津看護学院	新田 3-4-30	○	○	
病院	医療法人萩仁会 萩原病院	木更津 1-1-36	○	○	
	医療法人社団明敬会 重城病院	万石 341-1	○	○	
	医療法人社団志仁会 薬丸病院	富士見 2-7-1	○	○	
	医療法人社団鵬会 高名清養病院	長須賀 1239	○	○	
	医療法人社団邦清会 木更津東邦病院	菅生 725-1	○		
	石井病院	新田 1-5-31	○	○	
	医療法人社団養真会 上総記念病院	新田 1-11-25	○	○	
	医療法人社団吉祥会 加藤病院	高柳 2-12-31	○	○	
	社会医療法人社団同仁会 木更津病院	岩根 2-3-1	○	○	
診療所(有床)	駒医院	木更津 3-2-28	○	○	
	医療法人社団重城産婦人科小児科	万石 358	○	○	
	航空自衛隊 木更津分屯基地医務室	岩根 1-4-1	○	○	
診療所(無床)	鹿間医院	木更津 1-2-22	○	○	
	庄司眼科医院	木更津 1-1-5	○	○	
	池田医院	本郷 1-4-16	○	○	
	医療法人社団順聖会ワイスクリニック	本郷 1-12-34	○	○	
	耳鼻咽喉科気管食道科佐藤クリニック	文京 6-1-14	○	○	
	堀田眼科	文京 1-4-24	○	○	
	メープル木更津クリニック	富士見 2-3-2	○	○	
	社会医療法人社団同仁会 木更津メンタルクリニック	東中央 2-3-5	○	○	
	医療法人社団成亮会津田医院	東中央 2-1-11	○	○	
	おかもと医院	東太田 4-1-1	○		
	かずさ形成スキンクリニック	東太田 2-11-19	○		
	特別養護老人ホームさつき園	長須賀 1219	○	○	
	ソニーグローバルマニュファクチャリング&オペレーションズ株式会社 木更津サイト 健康管理室	潮見 8-4		○	○
	医療法人社団潮新会 潮見整形外科内科	潮見 3-11-14 桃井 4ビル	○	○	
	医療法人社団新友会 新木更津クリニック	朝日 3-6-8		○	
	大和クリニック	朝日 3-6-11		○	
	医療法人社団 大日方医院	朝日 3-2-35		○	
	特別養護老人ホーム木更津南清苑	中尾 623			○
	医療法人社団恒久会 さざなみクリニック	中島 2366-1	○	○	
	浪久医院	中央 1-6-1	○	○	
診療所(無床)	君津郡市夜間急病診療所	中央 1-5-18	○	○	
	木更津乳腺クリニック・さか本	築地 1-4 イオンモール木更津 2F		○	
	かずさ皮膚科	大和 3-5-24 細矢ビル 2F	○		

小分類	施設名	所在地	対象リスク		
			洪水	高潮	土砂
	医療法人社団 山田医院	大和 2-22-1	○	○	
	医療法人社団英信会 きさらづ皮膚科クリニック	大和 2-21-16	○	○	
	ベル・クリニック	大和 2-12-16	○	○	
	医療法人社団平野内科	大和 2-10-5	○	○	
	きっかわクリニック	大和 1-6-17	○	○	
	小関耳鼻咽喉科医院	太田 4-16-5	○		
	イワキクリニック	太田 4-15-3	○		
	さくらコンタクトクリニック	太田 4-13-23	○		
	医療法人社団志晃会 太田山クリニック	太田 3-2-2	○		○
	医療法人社団医仁会だんや小児科	請西 2-4-15	○		
	君津保健所	新田 3-4-34	○	○	
	医療法人社団東飯会 木更津中央眼科	桜井新町 3-1-17		○	
	杉森医院	桜井 1599		○	
	医療法人新都市医療研究会「君津」会 玄々堂木更津クリニック	高柳 4737	○	○	
	医療法人社団 やまぐち内科クリニック	高柳 1-5-28	○	○	
	陸上自衛隊木更津駐屯地医務室	吾妻地先	○	○	
	金田クリニック重城	金田東 6-43-1	○	○	
	こざわクリニック	金田東 6-2-1 プリモ フィオーレ 207 室	○	○	
	医療法人社団マグノリア会よこすか医院	岩根 3-10-25	○	○	
	特別養護老人ホームしおかぜ南医務室	岩根 2-2261-10	○	○	
	医療法人社団種志会武井整形外科	岩根 1-1-5	○	○	
	中郷記念館診療所	井尻 951	○		
	吉田医院	井尻 317	○		
	桜井医院	ほたる野 1-28-3	○		
	医療法人社団望星会 木更津クリニック	大和 1-4-18	○	○	
歯科診療所	山口歯科医院	木更津 2-9-13	○	○	
	医療法人社団芳明会なるかわ歯科医院	本郷 1-2770 三浦ビル 2 階A・B	○	○	
	杉山歯科医院	文京 6-1-10	○	○	
	医療法人社団松青会小松歯科クリニック	文京 5-1-7	○	○	
	けんもつ歯科医院	文京 2-2-5	○	○	
	勝呂歯科医院	東中央 2-9-3	○	○	
	DFESデンタル	東中央 2-8-2	○	○	
	大和歯科医院	東中央 2-3-20	○	○	
	栗林歯科医院	東太田 1-17-15	○		
	医療法人社団かずさ大伸会 グリーン歯科医院	朝日 3-10-19 イオンタ ウン木更津朝日 2 階	○	○	
	玄々堂歯科医院	朝日 2-7-23 アンソス ビル 2 階	○	○	
歯科診療所	瀬戸歯科医院	朝日 2-1-30	○	○	
	医療法人社団青空会渡辺歯科医院	中央 2-3-13	○	○	
	平塚歯科医院	中央 2-12-10	○	○	
	高橋歯科医院	中央 1-7-22	○	○	
	安達歯科医院	中央 1-4-21	○	○	

小分類	施設名	所在地	対象リスク		
			洪水	高潮	土砂
	水野歯科医院	大和 2-2-20	○	○	
	医療法人社団ファイン・スマイルズ ありしま矯正歯科	大和 2-12-11	○	○	
	市川歯科医院	太田 3-3-7	○		
	太田歯科診療所	太田 2-14-10	○		
	天野歯科医院	清川 1-21-17	○		
	医療法人社団高盛会高野歯科医院	真里谷 79-7	○		
	小竹歯科医院	新田 3-2-5	○	○	
	つるおか・歯科医院	桜井 571	○	○	
	石村歯科医院	高柳 3-2-9	○	○	
	医療法人社団朱由佑会 こうの・デンタルクリニック	高柳 1-5-27	○	○	
	医療法人社団史祥会 房総メディカル第2クリニック	吾妻 243-1	○	○	
	医療法人社団裕博会やましたデンタルクリニック金田	金田東 6-48-1	○	○	
	アクア歯科医院	金田東 1-8-1	○	○	
	細井歯科医院	岩根 3-7-22	○	○	
	大溝歯科医院	岩根 3-4-20	○	○	
	すえよしデンタルクリニック	岩根 2-3-1	○	○	
	かずさ歯科クリニック	貝渕 2-10-17	○	○	
	中郷歯科医院	井尻 940-1	○		
	医療法人社団スマイルエッセンス きさらづ歯科クリニック	ほたる野 1-19-7	○		

4 資機材

4.1 災害備蓄倉庫一覧

	所在地	延床面積	構造	設備	設置年月日
1	木更津市潮見 1-1 (市役所敷地内)	494.280 m ²	鉄筋コンクリート造 2階建	ベルトコンベア 物品格納棚 自家発電機	昭和 56. 4. 1
2	木更津市高柳 3-7-49 (市立岩根中学校)	33.120 m ²	鉄筋コンクリート造 平屋建	物品格納棚	昭和 57. 4. 1
3	木更津市下烏田 813-1 (消防波岡出張所)	33.120 m ²	鉄筋コンクリート造 平屋建	物品格納棚	昭和 58. 4. 1
4	木更津市真里谷 110 (富来田公民館)	32.535 m ²	鉄筋コンクリート造 平屋建	物品格納棚	平成 13. 10. 5
5	木更津市有吉 932 (市立中郷中学校)	32.535 m ²	鉄筋コンクリート造 平屋建	物品格納棚	昭和 60. 4. 1
6	木更津市中島 2820 (市立金田中学校)	32.535 m ²	鉄筋コンクリート造 平屋建	物品格納棚	昭和 61. 4. 1
7	木更津市東太田 1-2-1 (市立太田中学校)	32.535 m ²	鉄筋コンクリート造 平屋建	物品格納棚	昭和 62. 4. 1
8	木更津市畑沢 1053-1 (市立畑沢中学校)	32.535 m ²	鉄筋コンクリート造 平屋建	物品格納棚	昭和 63. 4. 1
9	木更津市矢那 2797 (市立鎌足中学校)	32.535 m ²	鉄筋コンクリート造 平屋建	物品格納棚	平成元. 4. 1
10	木更津市西岩根 8-1 (市立岩根小学校)	32.535 m ²	鉄筋コンクリート造 平屋建	物品格納棚	平成 2. 4. 1
11	木更津市菅生 114 (市立東清小学校)	32.535 m ²	鉄筋コンクリート造 平屋建	物品格納棚	平成 3. 4. 1
12	木更津市中央 1-10-1 (市立第一中学校)	46.740 m ²	鉄筋コンクリート造 平屋建	物品格納棚 (災害用井戸)	平成 12. 4. 1
13	木更津市真舟 2-6-1 (市立真舟小学校)	57.630 m ²	鉄骨造平屋建	物品格納棚	平成 26. 4. 1
14	木更津市永井作 2-11-12 (西清川公民館)	32.400 m ²	鉄骨造平屋建	物品格納棚	平成 27. 6. 18

4.2 災害用備品等備蓄状況

平成31年3月現在

種類	品名	単位	数量	備考
食料	保存用ビスケット	箱	714	42,840食
〃	サバイバルフーズ	箱	96	5,280食
〃	アルファ米	箱	61	3,050食
食器・調理器等	炊飯袋	枚	3,000	
〃	哺乳瓶	本	60	
〃	カセットコンロ	個	10	
〃	かまどセット	セット	2	
飲料	保存水（合計）	ℓ	26,580	
給水資機材	給水袋（5ℓ）	枚	7,400	
〃	給水袋（10ℓ）	枚	1,000	
〃	ポリタンク	個	45	
〃	給水バルーン 5,000ℓ	式	5	
〃	災害用浄水機	台	7	
〃	簡易型浄水機（手動式）	台	6	
〃	災害用造水機	台	1	
寝具	毛布	枚	2,272	
衛生用品	生理用ナプキン	枚	29,120	
〃	歯磨き粉付歯ブラシセット	本	14,400	
〃	ホテルソープ	個	12,000	
〃	幼児おむつ	枚	7,316	
〃	大人おむつ（Lサイズ）	枚	3,280	
〃	尿取パット	枚	3,900	
〃	組立式簡易トイレ	個	1,314	
〃	トイレ用パーソナルテント	式	20	
〃	トイレトペーパー	箱	15	
〃	カルシーパック	箱	20	
〃	脱脂綿	箱	19	
〃	ティッシュ	箱	12	
照明	ろうソク	本	4,176	
〃	懐中電灯強力ライト	個	164	
〃	投光用スポット	個	43	
〃	投光用三脚	脚	43	
〃	防雨ライト	個	30	
〃	ランタン	個	16	
電源	乾電池（単一）	個	272	
〃	小型発電機	台	38	
〃	コードリール	個	21	
燃料	マッチ	個	150	
〃	レギュラーガソリン缶詰（10）	缶	102	
〃	ガソリン携行缶（20ℓ）	缶	2	
救護・救助資器材	救急箱（50人用）	箱	34	
〃	担架	台	26	
〃	折畳みリカー	台	12	

種類	品名	単位	数量	備考
消火資機材	三角バケツ	個	121	
〃	バケツ	個	40	
誘導資機材	拡声器	個	30	
〃	フラカード	本	20	
〃	避難誘導旗	本	8	
装 備	軍手	双	1,000	
〃	ヘルメット	個	419	
〃	災害用腕章	枚	230	
〃	雨合羽	着	110	
〃	長靴	足	70	
〃	作業服（上・女）	着	20	
〃	作業服（下・女）	着	20	
〃	防寒服	着	20	
〃	半長靴	足	20	
工 具	パイル	本	1,460	
〃	バール	本	121	
〃	折ノコギリ	本	102	
〃	スコップ	本	94	
〃	ノコギリ	本	51	
〃	かけや	本	27	
〃	つるはし	本	22	
〃	万能斧	本	18	
〃	ロープ	巻	15	
〃	なた	本	7	
〃	工具セット	セット	1	
機械工具	チェーンソー	台	22	
〃	エンジンカッター	台	14	
〃	チェーンソー替刃	本	37	
〃	混合ガソリン缶詰（2サイクルガソリン：450ml）	缶	330	
〃	ソーチェンオイル（10）	本	116	
〃	エンジンオイル（10）	缶	24	
その他	土嚢袋	枚	16,300	
〃	土嚢	個	2100	
〃	防水シート	枚	200	
〃	カラーコーン	個	108	
〃	コーンベース	個	108	
〃	コーンバー	本	78	
〃	石灰	袋	30	
〃	はしご	台	16	
〃	切り丸太	本	10	
〃	テント	組	7	
〃	天気図黒板	台	1	
〃	物干し竿・台	組	1	

5 災害危険箇所

5.1 土砂災害危険箇所

急傾斜地

箇所番号	箇所名	所在地
Ⅲ-1242	かずさ鎌足1	かずさ鎌足
Ⅲ-1243	かずさ鎌足2	かずさ鎌足
Ⅲ-1245	かずさ鎌足3	かずさ鎌足
Ⅲ-1246	かずさ鎌足4	かずさ鎌足
Ⅲ-1249	かずさ鎌足5	かずさ鎌足
Ⅱ-5816	伊豆島1	伊豆島
Ⅱ-5817	伊豆島2	伊豆島
Ⅱ-5818	伊豆島3	伊豆島
Ⅱ-5819	伊豆島4	伊豆島
Ⅱ-5851	伊豆島5	伊豆島
Ⅱ-5852	伊豆島6	伊豆島
Ⅲ-0588	伊豆島7	伊豆島
Ⅱ-5787	永井作1	永井作
Ⅱ-5788	永井作2	永井作
Ⅱ-5846	下烏田1	下烏田
Ⅱ-5869	下烏田2	下烏田
Ⅱ-5870	下烏田3	下烏田
Ⅱ-5871	下烏田4	下烏田
Ⅱ-5934	下郡	下郡
Ⅲ-0609	下郡1	下郡
Ⅱ-5913	茅野1	茅野
Ⅱ-5914	茅野2	茅野
Ⅱ-5935	茅野3	茅野
Ⅱ-5936	茅野七曲1	茅野七曲
Ⅱ-5937	茅野七曲2	茅野七曲
Ⅱ-5938	茅野七曲3	茅野七曲
Ⅱ-5939	茅野七曲4	茅野七曲
Ⅱ-5940	茅野七曲5	茅野七曲
Ⅱ-5941	茅野七曲6	茅野七曲
Ⅱ-5945	茅野七曲7	茅野七曲
Ⅲ-0607	茅野七曲13	茅野七曲
Ⅲ-0610	茅野七曲6	茅野七曲
Ⅲ-0612	茅野七曲8	茅野七曲
Ⅲ-0614	茅野七曲10	茅野七曲
Ⅲ-0623	茅野七曲12	茅野七曲
Ⅰ-1174	茅野七曲	茅野七曲西ヶ谷
Ⅱ-5793	犬成1	犬成
Ⅱ-5795	犬成2	犬成
Ⅱ-5796	犬成3	犬成
Ⅱ-5797	犬成4	犬成
Ⅱ-5820	犬成5	犬成
Ⅱ-5821	犬成6	犬成
Ⅱ-5822	犬成7	犬成
Ⅱ-5823	犬成8	犬成
Ⅱ-5824	犬成9	犬成
Ⅱ-5825	犬成10	犬成
Ⅱ-5826	犬成11	犬成
Ⅲ-0587	犬成12	犬成
Ⅲ-1234	港南台1	港南台
Ⅲ-1236	港南台2	港南台
Ⅲ-1238	港南台3	港南台
Ⅲ-1239	港南台4	港南台
Ⅱ-5912	根岸	根岸
Ⅱ-5835	桜井1	桜井
Ⅱ-5836	桜井2	桜井
Ⅱ-5837	桜井3	桜井
Ⅱ-5838	桜井4	桜井

箇所番号	箇所名	所在地
Ⅱ-5839	桜井5	桜井
Ⅱ-5840	桜井6	桜井
Ⅱ-5841	桜井7	桜井
Ⅱ-5842	桜井8	桜井
Ⅱ-5843	桜井9	桜井
Ⅱ-5844	桜井10	桜井
Ⅱ-5845	桜井11	桜井
Ⅱ-5827	笹子1	笹子
Ⅱ-5828	笹子2	笹子
Ⅱ-5829	笹子3	笹子
Ⅱ-5830	笹子4	笹子
Ⅱ-5831	笹子5	笹子
Ⅱ-5832	笹子6	笹子
Ⅱ-5833	笹子7	笹子
Ⅰ-1394	小浜	小浜
Ⅱ-5834	小浜1	小浜
Ⅱ-5861	小浜2	小浜
Ⅱ-5862	小浜3	小浜
Ⅱ-5872	上烏田1	上烏田
Ⅱ-5873	上烏田2	上烏田
Ⅱ-5875	上烏田3	上烏田
Ⅱ-5887	上烏田4	上烏田
Ⅱ-5888	上烏田5	上烏田
Ⅲ-1240	上烏田7	上烏田
Ⅲ-1248	上烏田1	上烏田
Ⅲ-1235	真舟1	真舟
Ⅲ-0603	真里谷52	真里谷
Ⅲ-0604	真里谷53	真里谷
Ⅲ-0605	真里谷54	真里谷
Ⅲ-0606	真里谷55	真里谷
Ⅲ-0608	真里谷56	真里谷
Ⅲ-0611	真里谷57	真里谷
Ⅲ-0613	真里谷58	真里谷
Ⅲ-0622	真里谷59	真里谷
Ⅲ-1252	真里谷60	真里谷
Ⅰ-1367	真里谷	真里谷
Ⅱ-5897	真里谷1	真里谷
Ⅱ-5898	真里谷2	真里谷
Ⅱ-5899	真里谷3	真里谷
Ⅱ-5900	真里谷4	真里谷
Ⅱ-5901	真里谷5	真里谷
Ⅱ-5902	真里谷6	真里谷
Ⅱ-5903	真里谷7	真里谷
Ⅱ-5904	真里谷8	真里谷
Ⅱ-5905	真里谷9	真里谷
Ⅱ-5906	真里谷10	真里谷
Ⅱ-5907	真里谷11	真里谷
Ⅱ-5908	真里谷12	真里谷
Ⅱ-5909	真里谷13	真里谷
Ⅱ-5910	真里谷14	真里谷
Ⅱ-5911	真里谷15	真里谷
Ⅱ-5915	真里谷16	真里谷
Ⅱ-5916	真里谷17	真里谷
Ⅱ-5917	真里谷18	真里谷
Ⅱ-5918	真里谷19	真里谷
Ⅱ-5919	真里谷20	真里谷
Ⅱ-5920	真里谷21	真里谷

箇所番号	箇所名	所在地
II-5921	真里谷22	真里谷
II-5922	真里谷23	真里谷
II-5923	真里谷24	真里谷
II-5924	真里谷25	真里谷
II-5925	真里谷26	真里谷
II-5926	真里谷27	真里谷
II-5927	真里谷28	真里谷
II-5928	真里谷29	真里谷
II-5929	真里谷30	真里谷
II-5930	真里谷31	真里谷
II-5931	真里谷32	真里谷
II-5932	真里谷33	真里谷
II-5933	真里谷34	真里谷
II-5942	真里谷35	真里谷
II-5943	真里谷36	真里谷
II-5944	真里谷37	真里谷
III-0592	真里谷1	真里谷
III-0593	真里谷2	真里谷
III-0594	真里谷3	真里谷
III-0595	真里谷4	真里谷
III-0596	真里谷5	真里谷
III-0597	真里谷6	真里谷
III-0598	真里谷7	真里谷
III-0599	真里谷8	真里谷
III-0600	真里谷9	真里谷
III-0601	真里谷10	真里谷
III-0602	真里谷11	真里谷
III-1251	真里谷12	真里谷
I-1172	真里谷2	真里谷
II-5798	請西1	請西
II-5799	請西2	請西
II-5800	請西3	請西
III-0589	請西4	請西
III-1233	請西5	請西
II-5889	草敷1	草敷
II-5890	草敷2	草敷
II-5891	草敷3	草敷
II-5892	草敷4	草敷
II-5893	草敷5	草敷
II-5894	草敷6	草敷
II-5895	草敷7	草敷
I-1169	太田	太田、太田一丁目、太田二丁目
I-150001	太田2	太田二丁目、太田三丁目
II-5863	大久保1	大久保
II-5864	大久保2	大久保
II-5865	大久保3	大久保
II-5866	大久保4	大久保
II-5867	大久保5	大久保
II-5868	大久保6	大久保
II-5885	大久保7	大久保
III-1241	大久保1	大久保
III-1247	大久保3	大久保
I-1170	東太田	中尾
II-5789	中尾1	中尾
II-5790	中尾2	中尾
II-5791	中尾3	中尾
II-5792	中尾4	中尾

箇所番号	箇所名	所在地
II-5801	中尾5	中尾
II-5802	中尾6	中尾
II-5803	中尾7	中尾
II-5804	中尾8	中尾
II-5805	中尾9	中尾
II-5806	中尾10	中尾
II-5807	中尾11	中尾
II-5808	中尾12	中尾
II-5809	中尾13	中尾
II-5810	中尾14	中尾
II-5811	中尾15	中尾
II-5812	中尾16	中尾
II-5813	中尾17	中尾
II-5814	中尾18	中尾
II-5815	中尾19	中尾
III-0585	中尾3	中尾
III-0586	中尾5	中尾
III-1230	中尾1	中尾
III-1231	中尾2	中尾
III-1232	中尾4	中尾
II-5896	田川	田川
II-5794	日の出町	日の出町
II-5853	畑沢1	畑沢
II-5854	畑沢2	畑沢
II-5855	畑沢3	畑沢
II-5856	畑沢4	畑沢
II-5857	畑沢5	畑沢
II-5858	畑沢6	畑沢
II-5859	畑沢7	畑沢
II-5860	畑沢8	畑沢
II-5884	畑沢9	畑沢
III-1244	畑沢12	畑沢
I-1395	畑沢	畑沢岡清水
I-1171	畑沢2	畑沢浜ヶ谷
II-5874	八幡台1	八幡台
II-5886	八幡台2	八幡台
II-5847	矢那1	矢那
II-5848	矢那2	矢那
II-5849	矢那3	矢那
II-5850	矢那4	矢那
II-5876	矢那5	矢那
II-5877	矢那6	矢那
II-5878	矢那7	矢那
II-5879	矢那8	矢那
II-5880	矢那9	矢那
II-5881	矢那10	矢那
II-5882	矢那11	矢那
II-5883	矢那12	矢那
III-0590	矢那1	矢那
III-0591	矢那2	矢那
III-0615	矢那8	矢那
III-0616	矢那10	矢那
III-0617	矢那11	矢那
III-1237	矢那20	矢那
III-1253	矢那9	矢那
III-1254	矢那12	矢那

土石流

溪流番号	溪流名	水系名	河川名	所在地
20603402	山王谷沢	矢那川	矢那川	伊豆島
20603502	清水谷沢	矢那川	矢那川	伊豆島
20601002	大作沢	小櫃川	七曲川	茅野
20600502	曾倉沢	小櫃川	七曲川	茅野七曲
20600601	志保沢	小櫃川	七曲川	茅野七曲
20600701	崩沢	小櫃川	七曲川	茅野七曲
20600802	宮ノ前沢	小櫃川	七曲川	茅野七曲
20600902	西ノ谷沢	小櫃川	七曲川	茅野七曲
20604102	奥谷沢	烏田川	烏田川	桜井
20603202	片田前沢	小櫃川	小櫃川	笹子
20603802	山田沢	烏田川	烏田川	上烏田
20603902	江戸沢	烏田川	烏田川	上烏田
20604002	長者谷沢	烏田川	烏田川	上烏田
20600402	谷沢	小櫃川	小櫃川	上根岸
20600102	五多谷沢	養老川	養老川	真里谷
20601103	真里谷沢(3)	小櫃川	武田川	真里谷
20601202	茗荷沢	小櫃川	武田川	真里谷
20601302	宮ノ下沢(2)	小櫃川	武田川	真里谷
20601402	井戸保沢	小櫃川	武田川	真里谷
20601501	下内谷沢	小櫃川	武田川	真里谷
20601602	平柳沢	小櫃川	武田川	真里谷
20601702	番匠前沢	小櫃川	武田川	真里谷
20601802	真里谷沢(1)	小櫃川	武田川	真里谷
20601903	真里谷沢(4)	小櫃川	武田川	真里谷
20602002	山ノ神沢	小櫃川	武田川	真里谷
20602102	ワセダ沢(2)	小櫃川	武田川	真里谷
20602201	川端沢	小櫃川	武田川	真里谷
20602301	北ノ前沢	小櫃川	武田川	真里谷
20602402	郷蔵谷沢	小櫃川	武田川	真里谷
20602502	宮ノ下沢(1)	小櫃川	武田川	真里谷
20602601	勝田作沢	小櫃川	武田川	真里谷
20602702	藪宿道上沢	小櫃川	武田川	真里谷
20602802	藪西谷沢	小櫃川	武田川	真里谷
20602902	真里谷沢(2)	小櫃川	武田川	真里谷
20603001	要害沢	小櫃川	武田川	真里谷
20603101	寺山沢	小櫃川	武田川	真里谷
20600202	横吹沢	小櫃川	小櫃川	田川
20600302	五田沢	小櫃川	小櫃川	田川
20603302	不動下沢	矢那川	矢那川	矢那
20603601	南畑沢	矢那川	矢那川	矢那
20603702	向谷沢(1)	矢那川	矢那川	矢那

5.2 土砂災害(特別)警戒区域

箇所番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域 告示番号	特別警戒区 域告示番号
I-1172	木更津市真里谷	真里谷 2	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 5 月 14 日	千第 400 号	千第 402 号
I-1174	木更津市茅野七 曲、茅野	茅野七曲	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 5 月 14 日	千第 400 号	千第 402 号
II-5936	木更津市茅野七 曲	茅野七曲 1	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 5 月 14 日	千第 400 号	千第 402 号
III-0607	木更津市茅野七 曲、山本七曲、 茅野	茅野七曲 13	急傾斜地の崩壊	平成 22 年 5 月 14 日	千第 400 号	千第 402 号
I-1169	木更津市太田一 丁目、太田二丁 目	太田	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 30 日	千第 232 号	千第 237 号
I-150001	木更津市太田二 丁目、太田三丁 目	太田 2	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 30 日	千第 232 号	千第 237 号
II-5903	木更津市真里谷	真里谷 7	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 30 日	千第 232 号	千第 237 号
III-1251	木更津市真里谷	真里谷 12	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 3 月 30 日	千第 232 号	千第 237 号
II-20600902	木更津市茅野七 曲、山本七曲	西ノ谷沢	土石流	令和 2 年 2 月 18 日	千第 62 号	特別警戒区 域なし
II-22503102	君津市山本、木 更津市下郡	市ノ沢 1	土石流	令和 2 年 11 月 10 日	千第 607 号	千第 608 号
II-0815	市原市万田野、 木更津市茅野七 曲	万田野 4	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 12 日	千第 133 号	千第 135 号
I-1184	君津市山本、木 更津市下郡	山本 3	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 16 日	千第 145 号	千第 148 号
III-1260	君津市北子安、 木更津市畑沢、 畑沢南 4 丁目	北子安 2	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 16 日	千第 145 号	千第 148 号
II-6892	袖ヶ浦市下根 岸、木更津市上 根岸	下根岸 4	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 16 日	千第 147 号	千第 150 号
II-5853	木更津市畑沢、 畑沢南 1 丁目、君 津市坂田	畑沢 1	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
I-1171	木更津市畑沢 1 丁 目	畑沢 2	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
II-5856	木更津市畑沢 1 丁 目	畑沢 4	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
II-5857	木更津市畑沢 1 丁 目	畑沢 5	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
II-5858	木更津市畑沢 1 丁 目	畑沢 6	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号

箇所番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域 告示番号	特別警戒区 域告示番号
Ⅱ-5859	木更津市畑沢1丁目、畑沢2丁目	畑沢7	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-5860	木更津市畑沢1丁目、畑沢2丁目	畑沢8	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-5884	木更津市畑沢	畑沢9	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅲ-1244	木更津市畑沢、大久保	畑沢12	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅰ-1395	木更津市畑沢	畑沢13	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅰ-150013	木更津市畑沢1丁目、港南台4丁目	畑沢14	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-150028	木更津市畑沢1丁目	畑沢15	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-5854	木更津市畑沢、畑沢南1丁目、君津市坂田	畑沢16	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-5897	木更津市真里谷	真里谷1	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅰ-150002	木更津市真里谷	真里谷3	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅰ-150003	木更津市真里谷	真里谷4	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅰ-150004	木更津市真里谷	真里谷5	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅰ-150005	木更津市真里谷	真里谷6	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅰ-150006	木更津市真里谷	真里谷8	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-5905	木更津市真里谷	真里谷17	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-5906	木更津市真里谷	真里谷18	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-5907	木更津市真里谷	真里谷19	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-5909	木更津市真里谷	真里谷21	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-5910	木更津市真里谷	真里谷22	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-5911	木更津市真里谷	真里谷23	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-5915	木更津市真里谷	真里谷24	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-5916	木更津市真里谷	真里谷25	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号

箇所番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域 告示番号	特別警戒区 域告示番号
Ⅱ-5917	木更津市真里谷	真里谷 26	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5918	木更津市真里谷	真里谷 27	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5919	木更津市真里谷	真里谷 28	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5920	木更津市真里谷	真里谷 29	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5921	木更津市真里谷	真里谷 30	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5922	木更津市真里谷	真里谷 31	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5923	木更津市真里谷	真里谷 32	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5924	木更津市真里谷	真里谷 33	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5925	木更津市真里谷	真里谷 34	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5926	木更津市真里谷	真里谷 35	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5927	木更津市真里谷	真里谷 36	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5928	木更津市真里谷	真里谷 37	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5929	木更津市真里谷	真里谷 38	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5930	木更津市真里谷	真里谷 39	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5931	木更津市真里谷	真里谷 40	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5932	木更津市真里谷	真里谷 41	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5933	木更津市真里谷	真里谷 42	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5942	木更津市真里谷	真里谷 43	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5943	木更津市真里谷	真里谷 44	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5944	木更津市真里谷	真里谷 45	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-150118	木更津市真里谷	真里谷 46	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-150012	木更津市真里谷	真里谷 47	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-150013	木更津市真里谷	真里谷 48	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号

箇所番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域 告示番号	特別警戒区 域告示番号
Ⅱ-150014	木更津市真里谷	真里谷 49	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-150015	木更津市真里谷	真里谷 50	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-150016	木更津市真里谷	真里谷 51	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅲ-0604	木更津市真里谷	真里谷 53	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅲ-0605	木更津市真里谷	真里谷 54	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅲ-0606	木更津市真里谷	真里谷 55	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅲ-0608	木更津市真里谷	真里谷 56	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅲ-0611	木更津市真里谷	真里谷 57	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅲ-0613	木更津市真里谷	真里谷 58	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅲ-0622	木更津市真里谷、茅野七曲	真里谷 59	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-150064	木更津市真里谷	真里谷 61	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-150065	木更津市真里谷	真里谷 62	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-150075	木更津市真里谷	真里谷 63	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅰ-1367	木更津市真里谷	真里谷 64	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅲ-0592	木更津市真里谷	真里谷 65	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5898	木更津市真里谷	真里谷 66	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅲ-0593	木更津市真里谷	真里谷 67	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5899	木更津市真里谷	真里谷 68	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅲ-0594	木更津市真里谷	真里谷 69	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5900	木更津市真里谷	真里谷 70	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅲ-0595	木更津市真里谷	真里谷 71	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5901	木更津市真里谷	真里谷 72	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅲ-0596	木更津市真里谷	真里谷 73	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号

箇所番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域 告示番号	特別警戒区 域告示番号
Ⅱ-5902	木更津市真里谷	真里谷 74	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅲ-0597	木更津市真里谷	真里谷 75	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅲ-0598	木更津市真里谷	真里谷 76	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5904	木更津市真里谷	真里谷 77	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅲ-0600	木更津市真里谷	真里谷 78	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅲ-0601	木更津市真里谷	真里谷 79	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅲ-0602	木更津市真里谷	真里谷 80	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5908	木更津市真里谷	真里谷 81	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5834	木更津市小浜	小浜 1	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5861	木更津市小浜	小浜 2	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5862	木更津市小浜	小浜 3	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-150029	木更津市小浜、 港南台 3 丁目	小浜 4	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅰ-1394	木更津市小浜	小浜 5	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅰ-150012	木更津市小浜	小浜 6	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-150030	木更津市小浜	小浜 7	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-150031	木更津市小浜	小浜 8	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅰ-150011	木更津市港南台 3 丁目、小浜	港南台 1	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-150036	木更津市港南台 4 丁目、畑沢 1 丁目	港南台 3	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	特別警戒区 域なし
Ⅲ-1239	木更津市港南台 3 丁目、港南台 2 丁 目、小浜	港南台 4	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅲ-1234	木更津市港南台 1 丁目、小浜、潮 見 8 丁目	港南台 5	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅲ-1236	木更津市港南台 1 丁目、港南台 3 丁 目、小浜	港南台 6	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号

箇所番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域 告示番号	特別警戒区 域告示番号
Ⅲ-1238	木更津市港南台 3 丁目、小浜、畑 沢	港南台 7	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5827	木更津市笹子	笹子 1	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5828	木更津市笹子	笹子 2	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5829	木更津市笹子	笹子 3	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5830	木更津市笹子	笹子 4	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5831	木更津市笹子	笹子 5	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅰ-150020	木更津市笹子	笹子 8	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-150066	木更津市笹子	笹子 9	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-150072	木更津市笹子	笹子 10	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5791	木更津市中尾	中尾 3	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5792	木更津市中尾	中尾 4	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5802	木更津市中尾	中尾 6	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5803	木更津市中尾	中尾 7	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5805	木更津市中尾	中尾 9	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5806	木更津市中尾	中尾 10	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5807	木更津市中尾	中尾 11	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5808	木更津市中尾	中尾 12	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5809	木更津市中尾	中尾 13	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5810	木更津市中尾	中尾 14	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5811	木更津市中尾	中尾 15	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5813	木更津市中尾	中尾 17	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5814	木更津市中尾	中尾 18	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅰ-150021	木更津市中尾	中尾 20	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号

箇所番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域 告示番号	特別警戒区 域告示番号
Ⅱ-150069	木更津市中尾	中尾 21	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-150070	木更津市中尾	中尾 22	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-150071	木更津市中尾	中尾 23	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5787	木更津市永井作 1 丁目	永井作 1	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5788	木更津市永井作 1 丁目、清見台 1 丁 目	永井作 2	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5793	木更津市犬成	犬成 1	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5795	木更津市犬成、 笹子	犬成 2	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5796	木更津市犬成	犬成 3	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5797	木更津市犬成	犬成 4	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5820	木更津市犬成	犬成 5	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5821	木更津市犬成	犬成 6	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5822	木更津市犬成	犬成 7	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5824	木更津市犬成	犬成 9	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5826	木更津市犬成	犬成 11	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-150067	木更津市犬成	犬成 13	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-150068	木更津市犬成	犬成 14	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	特別警戒区 域なし
Ⅱ-5794	木更津市日の出 町	日の出町	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5799	木更津市請西、 千束台 1 丁目	請西 2	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5800	木更津市請西	請西 3	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-150034	木更津市請西	請西 4	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-150035	木更津市請西	請西 5	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5817	木更津市伊豆島	伊豆島 2	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5818	木更津市伊豆島	伊豆島 3	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号

箇所番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域 告示番号	特別警戒区 域告示番号
Ⅱ-5819	木更津市伊豆島	伊豆島 4	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5851	木更津市伊豆島	伊豆島 5	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5835	木更津市桜井、 桜井新町 4 丁目	桜井 1	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5836	木更津市桜井	桜井 2	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5837	木更津市桜井	桜井 3	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5838	木更津市桜井	桜井 4	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5839	木更津市桜井	桜井 5	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5840	木更津市桜井	桜井 6	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5841	木更津市桜井	桜井 7	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5842	木更津市桜井	桜井 8	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5843	木更津市桜井	桜井 9	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5844	木更津市桜井	桜井 10	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5845	木更津市桜井	桜井 11	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-150032	木更津市桜井	桜井 12	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-150033	木更津市桜井	桜井 13	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5846	木更津市下烏田	下烏田 1	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5847	木更津市矢那	矢那 1	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5848	木更津市矢那	矢那 2	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5849	木更津市矢那	矢那 3	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5850	木更津市矢那	矢那 4	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5876	木更津市矢那	矢那 5	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5877	木更津市矢那	矢那 6	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5878	木更津市矢那	矢那 7	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号

箇所番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域 告示番号	特別警戒区 域告示番号
Ⅱ-5879	木更津市矢那	矢那 8	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5880	木更津市矢那	矢那 9	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5881	木更津市矢那	矢那 10	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5882	木更津市矢那	矢那 11	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5883	木更津市矢那、 かずさ鎌足 1 丁目	矢那 12	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅲ-0590	木更津市矢那	矢那 13	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅲ-0591	木更津市矢那	矢那 14	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅲ-1254	木更津市矢那	矢那 15	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅲ-1237	木更津市矢那	矢那 20	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5855	木更津市畑沢南 1 丁目、君津市坂 田	畑沢南 1	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5863	木更津市大久保	大久保 1	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5864	木更津市大久保	大久保 2	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5865	木更津市大久保	大久保 3	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5866	木更津市大久 保、下烏田	大久保 4	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5867	木更津市大久保	大久保 5	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5868	木更津市大久 保、下烏田	大久保 6	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5885	木更津市大久保	大久保 7	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅲ-1241	木更津市大久 保、大久保 1 丁目	大久保 8	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	特別警戒区 域なし
Ⅲ-1247	木更津市大久 保、大久保 3 丁 目、畑沢	大久保 9	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5871	木更津市羽鳥野 7 丁目	羽鳥野 1	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	特別警戒区 域なし
Ⅱ-5874	木更津市八幡台 3 丁目、上烏田	八幡台 1	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5886	木更津市八幡台 7 丁目、上烏田	八幡台 2	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号

箇所番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域 告示番号	特別警戒区 域告示番号
Ⅱ-150076	木更津市八幡台 5 丁目、上烏田、 八幡台 6 丁目、八 幡台 7 丁目、君津 市練木	八幡台 3	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-150077	木更津市八幡台 5 丁目、大久保、 畑沢	八幡台 4	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅲ-1248	木更津市上烏田	上烏田 1	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5875	木更津市上烏田	上烏田 3	急傾斜地の崩 壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5887	木更津市上烏田	上烏田 4	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5888	木更津市上烏田	上烏田 5	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5889	木更津市草敷	草敷 1	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5890	木更津市草敷	草敷 2	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5891	木更津市草敷	草敷 3	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5892	木更津市草敷	草敷 4	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5893	木更津市草敷	草敷 5	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5894	木更津市草敷	草敷 6	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5895	木更津市草敷	草敷 7	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-150078	木更津市草敷	草敷 8	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-150079	木更津市草敷	草敷 9	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5896	木更津市田川	田川	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-150080	木更津市田川	田川 2	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5912	木更津市根岸	根岸	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5913	木更津市茅野	茅野 1	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5914	木更津市茅野	茅野 2	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号
Ⅱ-5935	木更津市茅野	茅野 3	急傾斜地の崩壊	令和 3 年 3 月 19 日	千第 163 号	千第 167 号

箇所番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域 告示番号	特別警戒区 域告示番号
Ⅱ-5934	木更津市下郡	下郡	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅲ-0609	木更津市下郡	下郡1	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-150081	木更津市下郡	下郡2	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-5937	木更津市茅野七曲	茅野七曲2	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-5938	木更津市茅野七曲	茅野七曲3	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-5939	木更津市茅野七曲	茅野七曲4	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-5940	木更津市茅野七曲	茅野七曲5	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-5941	木更津市茅野七曲	茅野七曲6	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-5945	木更津市茅野七曲	茅野七曲7	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅲ-0612	木更津市茅野七曲、山本七曲	茅野七曲8	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅲ-0610	木更津市茅野七曲	茅野七曲9	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅲ-0614	木更津市茅野七曲、茅野	茅野七曲10	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅲ-0623	木更津市茅野七曲	茅野七曲12	急傾斜地の崩壊	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅰ- 20600601-a	木更津市茅野七曲	志保沢1	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅰ- 20600601-b	木更津市茅野七曲	志保沢2	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅰ-20600701	木更津市茅野七曲、山本七曲	崩沢	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅰ-20601501	木更津市真里谷	下内谷沢	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅰ-20602201	木更津市真里谷	川端沢	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅰ-20602301	木更津市真里谷	北ノ前沢	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	特別警戒区 域なし
Ⅰ-20602601	木更津市真里谷	勝田作沢	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅰ-20603001	木更津市真里谷	要害沢	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅰ-20603101	木更津市真里谷	寺山沢	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅰ-20603601	木更津市矢那	南畑沢	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号

箇所番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域 告示番号	特別警戒区 域告示番号
Ⅱ-20600102	木更津市真里谷	五多谷沢	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-20600202	木更津市田川	横吹沢	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-20600302	木更津市田川	五田沢	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-20600402	木更津市上根岸	谷沢	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	特別警戒区 域なし
Ⅱ-20600502	木更津市茅野七 曲	曾倉沢	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-20600802	木更津市茅野七 曲、山本七曲	宮ノ前沢	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-20601002	木更津市茅野	大作沢	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	特別警戒区 域なし
Ⅱ-20601802	木更津市真里谷	真里谷沢1	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-20602902	木更津市真里谷	真里谷沢2	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅲ-20601103	木更津市真里谷	真里谷沢3	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅲ-20601903	木更津市真里谷	真里谷沢4	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-20601202	木更津市真里谷	茗荷沢	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-20602502	木更津市真里谷	宮ノ下沢1	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	特別警戒区 域なし
Ⅱ-20601302	木更津市真里谷	宮ノ下沢2	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ- 20601402-a	木更津市真里谷	井戸保沢1	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	特別警戒区 域なし
Ⅱ- 20601402-b	木更津市真里谷	井戸保沢2	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-20601602	木更津市真里谷	平柳沢	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-20601702	木更津市真里谷	番匠前沢	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	特別警戒区 域なし
Ⅱ-20602002	木更津市真里谷	山ノ神沢	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-20602102	木更津市真里谷	ワセダ沢2	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	特別警戒区 域なし
Ⅱ-20602402	木更津市真里谷	郷蔵谷沢	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-20602702	木更津市真里谷	藪宿道上沢	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	特別警戒区 域なし
Ⅱ-20602802	木更津市真里谷	藪西谷沢	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	特別警戒区 域なし

箇所番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域 告示番号	特別警戒区 域告示番号
Ⅱ-20603202	木更津市笹子	片田前沢	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	特別警戒区 域なし
Ⅱ-20603302	木更津市伊豆島	不動下沢	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-20603402	木更津市伊豆島	山王谷沢	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-20603502	木更津市伊豆島	清水谷沢	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-20603702	木更津市矢那	向谷沢1	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-20603802	木更津市上烏田	山田沢	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-20603902	木更津市上烏田	江戸沢	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-20604002	木更津市上烏田	長者谷沢	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号
Ⅱ-20604102	木更津市桜井	奥谷沢	土石流	令和3年 3月19日	千第163号	千第167号

6 様式

6.1 木更津市災害対策本部様式

市様式1 職員動員報告

災害 名		出勤 日	年 月 日	所属 部班	部 班	報告 者	氏名	No.	/
職員氏名		出勤時間			出勤場所		作業内容		
		時 分～ 時 分							
		時 分～ 時 分							
		時 分～ 時 分							
		時 分～ 時 分							
		時 分～ 時 分							
		時 分～ 時 分							
		時 分～ 時 分							
		時 分～ 時 分							
		時 分～ 時 分							
		時 分～ 時 分							
		時 分～ 時 分							
		時 分～ 時 分							
		時 分～ 時 分							
		時 分～ 時 分							
		時 分～ 時 分							
		時 分～ 時 分							
		時 分～ 時 分							
		時 分～ 時 分							
		時 分～ 時 分							
		時 分～ 時 分							
		時 分～ 時 分							

(注1) 1日につき1枚作成すること。(注2) 作業内容は具体的に記入すること。(注3) 時刻表示は24時制とすること。

災害対策本部様式1

災対No.

木更津市災害対策本部

被害発生状況等連絡票									
記入日時	月	日	時	分					
情報発信者	住所								
	氏名								
	電話番号								
記 事									
重 要 度	1 重要かつ緊急	2 重要	3 普通						
被害の種類	1 人的被害	2 住宅等の被害	3 道路の被害	4 鉄道の被害	5 その他の交通機関の被害				
	6 その他の被害	7 ライフライン (電気)	8 ライフライン (水道)	9 ライフライン (ガス)					
	10 ライフライン (その他)								
情報共有先									
記 入 者									

災害対策本部様式 2

市様式 3 現地調査票

現 地 調 査 票	
調査担当者氏名	部 班 氏名
調査日時	年 月 日 午前・午後
被害発生場所	市内
災害の種類	
被害の状況	
必要な応急対策	
図面添付	

市災害対策本部様式3

市様式 4 災害箇所一覧表

No. _____

番号	通報時刻 年 月 分 時 分	被害発生場所	災害の種類	調査担当	応急対策実施者	応急対策の概要
				班	班	
				班	班	
				班	班	
				班	班	
				班	班	
				班	班	
				班	班	
				班	班	
				班	班	
				班	班	
				班	班	
				班	班	
				班	班	
				班	班	

市災害対策本部様式 4

市様式5 避難者カード

避難者カード

No. _____

収容避難所名		担当職員名	

住 所	

避難 種別	氏名	続柄	性別	年齢	入所日	備考

※世帯ごとに作成して下さい。

※「避難種別」欄には、同一の避難所の場合「○」を、異なる避難所の場合「△」を、不明または避難していない場合は「×」を記入して下さい

市災害対策本部様式5

避難者カード						No. _____	
収容避難所名				担当職員名			
住 所							
避難 種別	(ふりがな) 氏名	続柄	性別	生年月 日	入所日 (記入日時)	負傷又は疾 病の該当	連絡先その他 必要情報
						負傷 被災等	
親族・同居者からの照会があれば全てについて回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んでください。							回 答 を 希 望 し ない
知人からの照会があれば、お名前と負傷（疾病）の状況について回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んでください。							回 答 を 希 望 し ない
全ての項目について、親族・同居人・知人以外のものからの照会に対する回答、又は公表することについて同意するか、同意しないかを○で囲んでください。							同 意 す る 同 意 し ない
※世帯ごとに作成して下さい。 ※「避難種別」欄には、同一の避難所の場合「○」を、異なる避難所の場合「△」を、不明または避難していない場合は「×」を記入して下さい							

市様式 6 避難者名簿

番 号	避難期間	氏名	性 別	年 齢	世帯主と の関係	災 害 名	現住所	避難 所名	作成者	氏名	班	No.	／
	月 日～ 月 日												
	月 日～ 月 日												
	月 日～ 月 日												
	月 日～ 月 日												
	月 日～ 月 日												
	月 日～ 月 日												
	月 日～ 月 日												
	月 日～ 月 日												
	月 日～ 月 日												
	月 日～ 月 日												
	月 日～ 月 日												
	月 日～ 月 日												
	月 日～ 月 日												
	月 日～ 月 日												

(注 1) 「避難家族氏名（続柄）」欄には、避難によって生き別れとなった者の氏名を記入すること。

(注 2) 「事後消息欄」には、避難所出所後の行先を記入すること。

(注 3) 「備考」欄には、市民以外の者の所用（業務、旅行ほか）等を記入すること。

No.

[illegible]

資-73

市様式 9 遺留品処理票

整理 番号	第	取扱日時			年	月	日	時	分
	号	取扱者		収容所・保管者		氏名			
被保 管者 住所 氏名	住所								
	氏名								
送付 先									
	保管所								
送付 月日	年 月 日								
保管 替先									
	保管所								
引渡 月日	年 月 日								
受取 人の 住所 氏名	住所								
	氏名								
立会 人の 住所 氏名	住所								
	氏名								
摘 要									

市災害対策本部様式 9

6.2 災害救助法様式

災害救助法様式1 人的及び住家の被害状況報告

木 更 津 市

人的及び住家の被害状況報告（発生・中間・確定）										
災害の名称				災害発生の日時		年 月 日 時				
災害発生の場所										
災害報告の時限		月 日 時現在		発信機関及び 発信担当者		木更津市				
人 的 被 害	死 者	人		住 家 の 被 害	世 帯 数 及 び 人 員	床 上 浸 水	世帯	世帯		
		人					人員	人		
	負 傷 者	重 傷				人	床 下 浸 水	世帯	世帯	
		軽 傷				人		人員	人	
		小 計				人		非住家の被害（全半壊等） 棟		
	計		人		災 害 発 生 の 原 因					
	住 家 の 被 害	棟 数	全壊・全焼又は流失			棟				
半壊又は半焼			棟							
半壊に至らない			棟	救 助 措 置 等 す で に と つ た						
床上浸水			棟							
床下浸水			棟							
世 帯 及 び 人 員	全壊・全焼 又は流失	世帯	世帯		法 見 込 み の 適 用					
		人員	人							
	半壊又は半焼	世帯	世帯		そ の 他					
		人員	人							
	半壊に 至らない	世帯	世帯							
		人員	人							

- 注) 1 被害の認定基準は、地域防災計画書の巻末資料に寄ること。
2 「その他」の欄には、消防団の出動状況及びその延人員等を記入すること。

災害救助法様式1

災害救助法様式 3 世帯別被害調査票

No. /

災害名	発信事務所															年 月 日 時 分					
市町村名	調査時刻															年 月 日 時 分					
	報告時刻															年 月 日 時 分					
被災世帯主 住所・氏名	世帯人員 (人)	被害状況										世帯区分			市町村 民税課 税区分			備考			
		人的被害(人)			住家の被害			被災者の被害				老人 身障	母子	要保護	その他	非課税	均等割		所得割		
死亡	行方不明	重傷	軽傷	全壊	全焼	流失	半壊	半焼	半壊に 至らない	床上浸水	床下浸水							生活扶助		その他の 扶助	
											cm	cm									
小計	世帯	人	人	人	人	人	人	人	人	人	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
合計																					

(注) 1 本様式は災害救助法様式 1 人的及び住家の被害状況報告 (確定) を提出 4 「世帯区分」欄は、該当するものに○印をつけること。
するときに添付すること。
2 「人的被害」欄は、該当者数を記入すること。 5 「市町村民税課税区分」欄は該当するものに○印をつけること。
3 「住家の被害」欄は、該当するものに○印をつけること。 6 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

災害救助法様式6

市町村名：木更津市 No. /

[illegible]

(注) 1 「救助の種目別」欄は、次のように区分して、記入すること。

- 2 ①避難所用、②炊き出しその他による食品給与用、③給水用機械器具・燃料及び浄水用薬品・資材、④被服・寝具等、⑤医薬品・衛生材料、⑥被災者救出用機械器具・燃料、⑦燃料及び消耗品

- 2 各救助の種目別最終行に受高、払高、残高の合計を明らかにすること。
なお、物資等において、都道府県よりの受入分及び市町村調達分がある場合には、それぞれの別に、受高、払高、残高の合計を明らかにすること。
- 3 救護班による場合には、救護班ごとに、救護業務従事期間中における品目ごとに使用状況を記入すること。

災害救助法様式6

災害救助法様式7

災害救助法様式7

市町村名：木更津市 No. /

[illegible]

(注) 1 「種別」欄は、既存建物、野外仮設、天幕の別に記入すること。
2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品名、単価、数量を記入すること。

3 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。ただし、該当者が多く、記入不可能の場合は、市災害対策本部報告様式6（収容避難者名簿）にこれを整理して添付し、その旨を記すこと。

4 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

災害救助法様式7

災害救助法様式 8 応急仮設住宅台帳

市町村名：木更津市 No. /

[illegible]

(注)	1	「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に附した番号を記入すること。	5	「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別をも明らかにすること。
	2	「家族人員」欄は、入居時における世帯主を含めての人員を記入すること。	6	「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。
	3	「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。	7	「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。
	4	「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入すること。	8	応急仮設住宅設置箇所を明らかにした簡単な図面を添付すること。

災害救助法様式8

炊き出し場の 名 称		月 日			月 日			月 日			実支出額	備 考
		朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜		
	内容										円	
	単価											
	数量											
	内容										円	
	単価											
	数量											
	内容										円	
	単価											
	数量											
	内容										円	
	単価											
	数量											
	内容										円	
	単価											
	数量											
	内容										円	
	単価											
	数量											
小 計 合 計	箇所										円	
	単価											
	数量											

(注) 1 「備考」欄には、給食内容の詳細等を記入すること。 2 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

災害救助法様式 10 飲料水の供給簿

市町村名：木更津市 No. /

供給月日	対象 人員	給 水 用 機 械 器 具						実支出額	備 考
		借		修		繕	燃料費		
		数量	所有者住所・氏名	金額	修繕月日 月 日				
月 日	人			円	月 日	円		円	
小 計	人			円		円		円	
合 計									

注) 1 給水用機械器具は借上費の有償、無償の別を問わず作成するものとし、 2 「修理の概要」欄には、修理の原因及び主な修理箇所を記入すること。
有償による場合にのみ「金額」欄に額を記入すること。 3 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

災害救助法様式 11 物資の給与状況

市町村名：木更津市 No. /

[illegible]

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

(注) 1 「住家被害程度区分」欄に全壊(壊)、床上浸水の別を記入すること。
2 「給与月日」欄に、その世帯に対して最後に給与された物資の給与月日を記入すること。
3 「給与物資の品名」欄に、品名、単価、数量を記入すること。
4 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

給与責任者 氏名

11

災害救助法様式11

医療救護班名： 救護班 班長：医師 氏名 印

月 日	患者数	措 置 の 概 要	死体検案数	修繕費	備 考
	人		体	円	
計	人		体	円	

(注) 「備考」欄に班の構成、活動期間を記入すること。

診療機関名	患者住所	患者氏名	診療期間	傷病名	診療区分		診療報酬点数		金額	備考
					入院日数	通院日数	入院	通院		
			月 日～月 日		日	日	点	点	円	
			月 日～月 日		日	日	点	点	円	
			月 日～月 日		日	日	点	点	円	
			月 日～月 日		日	日	点	点	円	
			月 日～月 日		日	日	点	点	円	
			月 日～月 日		日	日	点	点	円	
			月 日～月 日		日	日	点	点	円	
			月 日～月 日		日	日	点	点	円	
			月 日～月 日		日	日	点	点	円	
			月 日～月 日		日	日	点	点	円	
			月 日～月 日		日	日	点	点	円	
			月 日～月 日		日	日	点	点	円	
小計		人			日	日	点	点	円	
合計					日	日	点	点	円	

(注) 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

分べん者 住所・氏名		分べん 日 時	助産機関名	分べん期間	金 額	備 考
				月 日～ 月 日	円	
小 計	人				円	
合 計						

(注) 1 「分べん期間」欄には、「〇月〇日～〇月〇日」と記入すること。
2 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

災害救助法様式 15 被災者救出状況記録簿

市町村名：木更津市 No. /

年 月 日	救出 人員	救 出 用 機 械 器 具							実支出額	備 考	
		名 称	借 上 費		金 額	修理月日 月 日	修 繕 費				燃料費
			数量	所有者 (管理者) 住所・氏名			修繕費	修繕の概要			
年 月 日	人				円	月 日	円		円		
小 計	人				円		円		円		
合 計											

(注) 1 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。 3 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。
2 借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による 4 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。
場合にのみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。

世帯主 住所・氏名		修理箇所概要	修理に要した期間	実支出額	摘 要
			月 日～ 月 日	円	
小計 合計	世帯			円	

(注) 1 「修理に要した期間」欄には、「〇月〇日～〇月〇日」と記入すること。
2 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

災害救助法様式 19 埋葬台帳

市町村名：木更津市 No. /

整理 番号	死 亡 年月日	埋 葬 年月日	死 亡 者		遺族住所・ 氏 名	埋葬を行った者		火・埋葬場所 納骨場所	埋 葬 費			備 考	
			氏 名	性別 年齢		死亡者 との関係	住所・氏名		棺(付属品 を含む。)	埋葬又は 火葬料	骨 箱		計
	年 月 日	年 月 日							円 (現物給与) 有・無	円 (支給額) 円	円 (現物給与) 有・無	円 (支給額) 円	
	年 月 日	年 月 日							円 (現物給与) 有・無	円 (支給額) 円	円 (現物給与) 有・無	円 (支給額) 円	
	年 月 日	年 月 日							円 (現物給与) 有・無	円 (支給額) 円	円 (現物給与) 有・無	円 (支給額) 円	
	年 月 日	年 月 日							円 (現物給与) 有・無	円 (支給額) 円	円 (現物給与) 有・無	円 (支給額) 円	
	年 月 日	年 月 日							円 (現物給与) 有・無	円 (支給額) 円	円 (現物給与) 有・無	円 (支給額) 円	
	年 月 日	年 月 日							円 (現物給与) 有・無	円 (支給額) 円	円 (現物給与) 有・無	円 (支給額) 円	
	年 月 日	年 月 日							円 (現物給与) 有・無	円 (支給額) 円	円 (現物給与) 有・無	円 (支給額) 円	
	年 月 日	年 月 日							円 (現物給与) 有・無	円 (支給額) 円	円 (現物給与) 有・無	円 (支給額) 円	
	年 月 日	年 月 日							円 (現物給与) 有・無	円 (支給額) 円	円 (現物給与) 有・無	円 (支給額) 円	
	小 計		人						円 (現物給与) 有・無	円 (支給額) 円	円 (現物給与) 有・無	円 (支給額) 円	
	合 計								円 (現物給与) 有・無	円 (支給額) 円	円 (現物給与) 有・無	円 (支給額) 円	

(注) 1 「埋葬費」欄には、現物給与の有無、埋葬又は火葬費の支給額等も各々記入すること。
2 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

災害救助法様式 20 遺体処理台帳

市町村名：木更津市 No. /

整理 番号	処 理 年月日	遺体発見 日 時	遺体発見場所	死亡者氏名	遺 族		洗 淨 等 の 処 理				遺体の 一時 保存料	検案料	実支出額	備 考 一時保存場所 火・埋葬の有無等
					住所・氏名	続柄等	品 名	単価	数量	金額				
	年 月 日	日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	日 時						円		円	円	円	円	
	小 計									円	円	円	円	
	合 計									円	円	円	円	

(注) 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

住 家 被害程度 区 分	世 帯 主 住所・氏名	除去に要した期間	実支出額	除去を要すべき 状態の概要	備 考
		月 日～ 月 日	円		
小 計 合 計	半壊 世帯 半焼 世帯 床上浸水 世帯	円	円		

(注) 1 「住家被害程度区分」欄には、半壊、半焼、床上浸水の別を記入すること。
2 「除去に要した期間」欄には、「〇月〇日～〇月〇日」と記入すること。
3 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

輸送 月日	目 的	輸送区間 (距離)	借 上 等			修 繕					燃料 費	実支 出額	備 考
			使用車両等		金額	故障車両等		修繕 月日	修繕 費	故障の 概要			
			種類	台数		名称 番号	所有者 住所・ 氏名						
月日					円			月日	円		円	円	
小計 合計				台	円				円		円	円	

- (注) 1 「目的」欄は、主たる目的（又救助の種類 4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の
名）を記入すること。 借上費を記入すること。
- 2 都道府県又は市町村の車両等による場合は「備 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障
考」欄に車両番号を記入すること。 箇所を記入すること。
- 3 借上車両等による場合は有償無償を問わず記 6 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線
入すること。 で消すこと。

6.3 自衛隊災害派遣要請様式

(知事への自衛隊災害派遣部隊要請の様式)

様式－2

第 号
年 月 日

千葉県知事

様

木更津市長

印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法第 83 条第 1 項の規定による自衛隊の派遣要請を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣要請を依頼する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣要請を依頼する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日 (時 分) から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項

(知事への自衛隊災害派遣部隊撤収の様式)

様式－４

第 号
年 月 日

千葉県知事

様

木更津市長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼）

年 月 日付け 号で依頼したこのことについては、下記のとおり派遣
部隊の撤収要請を依頼します。

記

１ 撤収を希望する日時 年 月 日 時 分

２ 撤収要請を依頼する理由

３ その他必要事項

7 被害調査班担当区域

市長公室	大久保・八幡台・羽鳥野・上烏田・中烏田・下烏田
総務部	岩根・高砂・本郷・高柳・若葉町・中島・瓜倉・畔戸・牛込・中野・北浜町・金田東・潮見・築地・木材港・潮浜・新港
企画部	太田・東太田・長須賀・永井作・祇園・清見台・清見台東・清見台南
財務部	菅生・清川・椿・犬成・中尾・伊豆島・ほたる野・笹子・日の出町・文京・幸町・桜町・請西・請西東・請西南・真舟・千束台
市民部	中里・江川・西岩根・久津間・万石
健康こども部	畑沢・畑沢南・港南台・小浜
福祉部	矢那・草敷・かずさ鎌足
環境部	新田・富士見・中央・新宿・吾妻・貝渕
経済部	発災前後から市内全域対応
都市整備部	発災前後から市内全域対応
教育部	上望陀・下望陀・有吉・大寺・十日市場・井尻・曾根・牛袋野・牛袋
特命部	朝日・木更津・東中央・大和・桜井・桜井新町
富来田連絡所	大稲・真里・下内橋・戸国・茅野・茅野七曲・山本七曲・真里谷・田川・佐野・下郡・根岸・上根岸・下宮田

